CISTEC journal

誌面見本

2018.1

No.173

●年頭所感

●特別寄稿
◇関税局・税関における諸課題について
◇防衛装備・技術協力の推進に向けた防衛装備庁の取組
◇大学の国際化と安全保障貿易管理

●【特集 / 輸出管理規制】
〈1〉 中国輸出管理法草案について、主要経済団体連名で意見書を提出
〈2〉 平成29年度　安全保障貿易管理説明会　政省令等改正内容と質疑応答

●視点
◇米ソの大気圏内核実験と高高度電磁パルス（HEMP）研究
◇3Dプリンタの軍事転用の状況
◇岐路に立つロシアの航空機産業
◇旧ソ連諸国から中東への軍事技術の流出について―ウクライナ⇒中東 編―
◇《概要解説》 輸出管理コンプライアンスとアメリカの学術界
◇《概要解説》 北朝鮮の国際金融システムを悪用した外貨獲得

●調査・分析レポート
◇北朝鮮制裁専門家パネルによる中間報告書
◇中国の軍民融合関連動向：2017年10月～ 11月のトピック

●新・寺小屋塾
◇その3 「技術の該非判定　パート②」の巻

「CISTEC　2017年　米国政府及び産業界との対話」報告書
―国際関係専門委員会　国際交流分科会―

CISTEC 一般財団法人 安全保障貿易情報センター
Center for Information on Security Trade Control

目　次

2018 JAN No.173

1．年頭所感

◇一般財団法人　安全保障貿易情報センター　理事長　　坂本　吉弘 …… 2

◇経済産業省　貿易経済協力局　局長　　石川　正樹 …… 4

◇経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部長　　飯田　陽一 …… 6

2．特別寄稿

◇関税局・税関における諸課題について　　財務省　関税局　業務課長　　錦織　功政 …… 8

◇防衛装備・技術協力の推進に向けた防衛装備庁の取組

防衛装備庁　装備政策部　国際装備課長　　林　美都子 …… 10

◇大学の国際化と安全保障貿易管理

文部科学省　高等教育局　高等教育企画課　国際企画室長　　進藤　和澄 …… 12

3．【特集／輸出管理規制】

〈1〉中国輸出管理法草案について、主要経済団体連名で意見書を提出

―貿易・投資環境の大きな阻害要因となり、中国自身にとってマイナス大―　CISTEC　事務局 …… 17

〈2〉平成29年度　安全保障貿易管理説明会　政省令等改正内容と質疑応答　　CISTEC　事務局 …… 35

4．視点

◇米ソの大気圏内核実験と高高度電磁パルス（HEMP）研究

防衛研究所　主任研究官　　一政　祐行 …… 54

◇3Dプリンタの軍事転用の状況

一般社団法人ガバナンスアーキテクト機構　　上席研究員　　部谷　直亮 …… 64

◇岐路に立つロシアの航空機産業　　公益財団法人日本国際問題研究所　研究員　　伏田　寛範 …… 72

◇旧ソ連諸国から中東への軍事技術の流出について―ウクライナ⇒中東 編―

公益財団法人未来工学研究所　特別研究員　　小泉　悠 …… 87

◇《概要解説》輸出管理コンプライアンスとアメリカの学術界

Brian Starks and Christopher Tucker …… 94

◇《概要解説》北朝鮮の国際金融システムを悪用した外貨獲得に関する報告

―FinCENが明らかにした北の錬金術のカラクリとレッドフラッグ―

米国金融犯罪取締ネットワーク　FinCEN（Financial Crimes Enforcement Network） …… 100

5．調査・分析レポート

◇北朝鮮制裁専門家パネルによる中間報告書

CISTEC　情報サービス・研修部　副主任研究員　　加藤　もえ …… 104

◇中国の軍民融合関連動向：2017年10月～11月のトピック

株式会社産政総合研究機構　代表取締役兼主席研究員　　風間　武彦 …… 120

6．新・寺小屋塾　　その3　「技術の該非判定　パート②」の巻 …… 130

7．米国FOCUS　　米国輸出管理規制の最新動向―2017年10月～11月のニュース― …… 147

8．輸出管理NEWS

◇BIS Update Conference 2017レポート及び米国輸出管理最新動向 …… 155

◇日本貿易会　「商社安全保障貿易管理行動基準」制定 …… 176

9．輸出管理Q&A　　少額特例とキャッチオール規制の関係／インフィニバンド装置の該非判定 …… 178

10．書評　　『北朝鮮　核の資金源―「国連捜査」秘録―』（古川勝久　著） …… 180

11. 学会便り　第24回　日本安全保障貿易学会研究大会　終了報告 …… 182
12. 委員会便り　平成29年度の活動状況 …… 186
13. セミナー・ニュース
◇海外法制度シリーズ〈欧州／アジアの法制度編〉 Q&A …… 194
◇STC Advanced ／ STC Expert（法令編）入門セミナー　Q&A …… 208
◇平成29年度　安全保障貿易管理説明会 …… 218
14. 企業における輸出管理［輸出管理仮想事例］　黄昏のテディベア（第１回） …… 219

15. CISTEC UPDATE
◇研修会案内／平成29年度年間スケジュール …… 231
◇CISTEC書籍一覧表／講師派遣のご案内／平成29年度輸出管理相談実績 …… 233
◇新規賛助会員等のご紹介／ CISTEC賛助会員名簿 …… 236
16. 訪米報告書
「CISTEC　2017年　米国政府及び産業界との対話」報告書
―国際関係専門委員会　国際交流分科会― …… 239
17. 編集後記

年頭所感

一般財団法人　安全保障貿易情報センター
理事長　**坂本　吉弘**

新年明けましておめでとうございます。

年頭にあたり私の所感の一端を申し述べたいと思います。

世界のバランス・オブ・パワーは、現在、大きく変化しつつあり、戦後、国際秩序形成において圧倒的な影響力を発揮してきた米国が相対的に後退し、代わって中国やロシアの存在感が顕著になりつつあります。

バランス・オブ・パワーの変化は、随所に軍事的な緊張感の高まりにつながり、とりわけIT技術の急速な進歩によって、宇宙空間やサイバー空間においてハイテクノロジーの軍事的重要性が格段に高まっています。

したがって、ハイテクノロジーをめぐる国際間の貿易、投資、技術交流などの経済取引が安全保障環境に及ぼす影響に、従来にもまして注目する必要があります。

これまで、安全保障意識がやや稀薄であった我が国においても、このような国際環境及び技術領域の変化に即応して経済分野における安全保障意識の強化が要請されており、それが現下の状勢において国際的責務を果たすことにつながります。

我が国においても、昨年、マスコミにも取り上げられる不正輸出事例が発生するなど、安全保障輸出管理の重要性が改めて認識されており、政府における安全保障輸出管理制度・運用の充実強化に関して、関連企業の要望等を踏まえて協力していきたいと考えております。

以上のような状況を踏まえ、CISTECと致しましては、平成30年においては、以下の点に重点をおいて取り組んでまいります。

第一は、産学官のリンケージチャネルとしての役割を更に発揮するための取組の強化です。この数年間、産業界の自主管理の取組にメリハリをつけるための規制合理化を実現させるために、経済産業省当局に対する提言、要望等の働きかけを継続して行ってまいりましたが、当局のご理解と産業界のご尽力により、成果を上げることができました。

今年もこれらの取組を継続するとともに、昨年１月の産業構造審議会安全保障貿易小委員会の中間報告を受けて経済産業省が実施している、大学等の安全保障貿易管理体制の構築・運用を支援する事業に対して、機微技術管理ガイダンスや懸念情報提供サービスなどを通じて協力を行うほか、新たに打ち出された規制カテゴリのEU準拠の実現に向けた取り組みを着実に実施してまいります。また、以前から要望してきている防衛装備移転三原則の円滑な運用の実現に向けて、関連企業の要望を踏まえて引き続き努力してまいります。

第二は、産業界のニーズに即したサービスの一層の改善、充実です。現在、研修、出版、認定試験、総合データベースなどの各事業について、より使い勝手が良いものとすべく、改善努力を続けており、Webセミナーの改善・充実、該非判定支援サービスの提供、輸出管理監査・体制整備支援サービスの実施などを通して、その成果が中小企業や大学も含めた皆様の自主輸出管理の効率化、実効性向上につながるよう、取組みを強化してまいります。

第三は、シンクタンク機能の強化を含めた情報提供の充実です。従来から継続している海外諸国の輸出管理法制度・運用に関する調査や、海外の政府、産業界との交流は、国際ハーモナイゼーションによ

る競争条件の均等化、フォーリン・アヴェイラビリティの見極めなどの点からも重要と認識しています。また、国際情勢の緊張が続く中、懸念国などに関連した機微貨物・技術の調達・開発・使用等の状況や、迂回輸出、テロの実態など、我が国からのハイテク製品などの輸出・技術移転に際して留意すべきエンドユースのチェックに資する各種情報の提供も重要な役割と考えており、これらの情報の収集、提供にも引き続き取り組んでまいります。

第四は、国際的な取組みの強化です。これまで、政府、国際機関等によるアウトリーチ活動に協力をしてきましたが、今年も継続してまいります。また昨年は、中国で輸出管理法草案が公開されました、制度整備が図られること自体は歓迎されるものの、国際輸出管理レジームとは異なる制度が少なくないだけでなく、中国の貿易・投資環境にも極めて大きな影響を与えることから、CISTECとしても、単独でのパブリックコメント提出に続き、他の主要な経済団体・業界団体と連名で追加意見書を提出いたしました。更に欧米の産業界とも問題意識の共有を深めつつあり、引き続き国際的連携も図ってまいります。

当センターは、1989年の設立以来、賛助会員及び出捐団体を始めとした産業界等の皆様並びに経済産業省等関係省庁のご支援、ご協力により、その運営は概ね順調に推移してきております。平成30年におきましても、引き続き皆様のお役に立てるよう努めてまいりますので、関係各位におかれましては、本年も格別のご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様にとって有意義な年となりますよう祈念いたしまして、私の新年の挨拶とさせていただきます。

年頭所感

経済産業省　貿易経済協力局
局長　石川　正樹

平成30年の新春を迎えるにあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

昨年は、米国に新たな大統領が誕生する中で、保護主義や自国第一主義への懸念が高まりましたが、日本は引き続き世界との連携を強化し、世界と共に発展していく道を歩んでいます。また、日EU経済連携協定は交渉妥結に、11か国による環太平洋パートナーシップ協定（TPP 11）は大筋合意に達し、貿易経済協力局としても更なる貿易・投資の活発化に貢献してまいります。

これら通商交渉の成果は大企業のみならず、中堅・中小企業や農水産品の市場開拓のチャンスでもあります。ジェトロ、中小機構、商工会議所・商工会等の支援機関を結集した「新輸出大国コンソーシアム」では、中堅・中小企業に対し、国内での事業計画策定から海外での販路開拓に至るまで、専門家による切れ目のない支援を実施しています。全国で1,105の支援機関が参加し、支援申込のあった約6,600社全てが専門家による支援を受けました。また農水産品の輸出については、農林水産省との協力の下、JFOODO（ジェイフードー）というプロモーションセンターを昨年４月に新設しており、重点品目について戦略的なプロモーションを展開してまいります。

また世界、特にアジアの膨大なインフラ需要を獲得していくことも重要です。我が国の高い技術力に基づいた「質の高いインフラ」を輸出することにより、国内産業の活性化とともに相手国の経済発展に貢献していく考えです。

昨年11月の日米首脳会談では「日米戦略エネルギーパートナーシップ」を進めていくことで一致し、経済産業省と米国貿易開発庁（USTDA）、及び株式会社日本貿易保険（NEXI）と米国海外民間投資公社（OPIC）との間で協力に関する覚書を締結しました。こうした米国との連携を強化し、質の高いエネルギーインフラの海外展開を促進していきます。またインフラの「質」、すなわち、インフラの開放性、債務の持続可能性、ライフサイクルコストなどが正当に評価・理解されれば、日本のインフラシステムの国際競争力強化につながります。このため、昨年11月のAPECサミットにおいて、日本として、「質の高いインフラに関するガイドブック」を強化することを提案し、合意されました。

日本国内の生産性向上、イノベーション推進のため、外国からの投資や優れた経営資源を積極的に呼び込み、活用していくことも重要です。特に外国人材の受入れについては、昨年４月、日本での在留期間が最短１年で永住許可申請が可能となる「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設しました。在留資格認定も原則10日以内で審査し、積極的な受入れを進めていきます。

また、日本企業がスピード感を持って海外で稼ぐ力を高めるためには、海外M&Aを活用することが重要です。昨年、貿易経済協力局において「我が国企業による海外M&A研究会」を立ち上げ、海外M&Aの実態と課題、克服策に関し、企業や専門家を交えて議論を行っています。今年度内を目途に、海外M&Aにおいて「留意すべきポイント」とそれに対応した「ベスト・プラクティス」を提示したいと考えています。また、平成30年度税制改正において、海外M&A後の経営統合、いわゆるPMI（Post Merger Integration）のための、傘下企業の再編を円滑化する税制措置を盛り込んでいます。これらが海外M&Aに真剣に取り組む企業の成功の一助となることを期待しています。

さらに、海外での日本企業による人材育成も重要

です。インドでは、日本企業による日本式ものづくり学校（JIM：Japan-India Institute for Manufacturing）を支持しており、既に５校が開校しています。インドにおいて、10年間で３万人のものづくり人材の育成に貢献することを目指しています。

一方、日本の健全な経済発展を支えるためには、以上のような貿易・投資の促進のための取組を加速する一方で、安全保障環境の維持、公正な市場環境の確保を目的とした適切な貿易・投資の管理を着実に実施することも極めて重要です。

まず、日本を取り巻く安全保障環境は、北朝鮮による度重なる核実験・弾道ミサイル発射、南シナ海における緊張の増大、国際テロなど格段に厳しさを増しています。加えて、情報通信技術や新素材、精密加工等の先端的な民生技術が防衛装備に転用されるおそれも拡大しています。

昨年は、こうした状況の変化に対応するため、安全保障上機微な技術の管理の更なる厳格化を図るとともに、輸出入に係る規制の実効性の強化を図るべく、外国為替及び外国貿易法を改正し、10月に施行しました。改正法では、違反者への罰則や行政制裁を強化するとともに、無届けの外国投資家等に、株式売却を命令できる制度の創設や届出対象業種の拡大等を行っています。また、北朝鮮について、経済制裁の一環として日本との間の輸出入を全面的に禁止する措置等を引き続き実施することを閣議決定し、国会において承認がなされました。

また、大学等の技術管理の向上に向けて、昨年10月に改正した大学等向けガイダンスの普及やアドバイザー派遣事業を活用して、負担軽減を図りつつ機微技術管理を一層強化してまいります。

あわせて、機微な貨物等の生産、流通の拠点となっている東南アジア等の新興国における輸出管理体制整備に対する協力を始め、国際社会との連携にも力を入れてまいります。

次に、公正な市場環境の維持という観点では、日本企業が国際ルールに基づく制度を適切に利用して、フェアな条件の下でビジネスを行えることが重要です。昨年は、中国産高重合度PET樹脂と韓国・中国産炭素鋼製突合せ溶接式継手の２件について、本邦初となる２件同時のアンチ・ダンピング調査を行い、課税措置を実施しました。

また、経済連携協定による低関税を活用するために必要な原産地証明制度も日本企業の活用が進んでおり、証明書の発給件数は平成25年度の約18万件から平成28年度には約27万件と大きく伸びております。

本年も、こうした制度について、セミナーの開催等の普及啓発活動を実施することにより、より多くの日本企業にご活用いただけるようにしてまいります。

こうした貿易・投資管理に係る制度は、国際的な経済活動を行う上で、遵守、活用していただくことが必要ですが、企業の方々により円滑に対応していただくため、規制対象の見直し、手続の簡素化、電子申請の推進等の利便性や効率性の向上に向けた取組を不断に進めてまいります。

本年も国際社会の一員として世界と手を取り合い、国際ルールに則した貿易・投資を推進してまいります。貿易経済協力局の施策に対する皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げ、年頭のご挨拶と致します。

年頭所感

経済産業省　貿易経済協力局
貿易管理部長　**飯田　陽一**

平成29年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。年頭の御挨拶として、今後の安全保障貿易管理に関する所感を申し上げます。

昨年は、北朝鮮による核実験、ミサイル発射、南シナ海における緊張の増大や、中東・ヨーロッパ等におけるテロの脅威等、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増した年でありました。また、情報通信技術や新素材、精密加工等の先端的な民生技術が軍事転用されるという懸念についての指摘も続いています。加えて、世界の対外直接投資額における、新興国の占める割合の増加も続いており、貨物・技術の輸出だけではなく、企業の買収等を通じた機微技術流出の懸念も高まっています。

とりわけ、北朝鮮に関しましては、昨年９月に６度目となる核実験の実施や、度重なるミサイル発射などが、我が国及び国際社会の平和と安全に対する、これまでにない重大かつ差し迫った新たな段階の脅威となっています。こうした北朝鮮の行動を受け、国際社会では、北朝鮮に対する制裁措置を一層強化する国連安保理決議が採択されました。我が国も、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向け、国連安保理決議に基づく制裁措置に加え、北朝鮮との間の輸出入の全面禁止をはじめとした措置を引き続き講じています。

こうした安全保障環境の変化に対応すべく、経済産業省としての様々な取り組みをさらに強化しました。

まず挙げられるのが、昨年10月１日に施行となりました、改正外為法です。自由な国際貿易や、我が国の更なる国際化といった原則は維持しつつも、より適切な安全保障貿易管理を行うべく、以下の点を主とする改正を行いました。第一に、大量破壊兵器に関連する貨物や技術の無許可輸出等にかかる罰金額の上限を三千万円に引き上げるとともに、法人に対しては上限を十億円とする法人重科を導入する等、無許可輸出などに対する罰則を強化しました。第二に、別法人を利用した行政制裁逃れに対応するための制度等を新設しました。第三に、我が国独自の輸出入禁止措置に違反した者に対して、行政制裁の上限期間を延長するなど、行政制裁の強化を行いました。第四に、対内直接投資規制に係る規制の強化を行いました。具体的には、国の安全を損なうおそれのある場合について、外国投資家間における非上場会社の株式譲渡の審査付事前届け制度を導入し、違法な外国投資家等に対して事後的に株式売却命令等の措置命令を行うことを可能とする制度を新設しました。また、審査付事前届出制度の対象業種について、国際輸出管理レジームに基づき規制する機微な貨物・技術の全てが対象になるよう、対象業種を拡大しました。これらの改正も踏まえ、引き続き、外為法に基づいた厳格な機微技術の流出防止に万全を期してまいります。

第二に、国際的な平和及び安全を維持すべく、国際輸出管理レジームへの参加や、二国間での対話を通し、各国との連携をさらに強化しました。昨年12月に行われたワッセナーアレンジメント総会においては、日本も共同報告国として貢献し、インドの参加が全会一致で認められました。国際的な安全保障貿易管理の協力体制がまた一歩前進したと考えます。その他、国際レジームにおける規制品目リスト見直しの議論に対しては、特に幅広い品目が議論されるワッセナーアレンジメントを中心として、エマージング・テクノロジーの適切な規制に向けて、

我が国の意見が議論に反映されるよう積極的に議論に参加しています。

また、輸出管理制度の構築に向けた取組を行う各国への支援・働きかけも重要です。アジア地域における輸出管理の実効性向上を図るため、現地政府と共催で、現地企業及び日系企業に対する産業界アウトリーチセミナーを開催しています。また、輸出管理制度の整備を検討しているアジア地域の政府関係者を日本に招いて、輸出管理制度やその執行実務等に関する研修も実施しています。

このようなアウトリーチ活動を行う上で、産業界の皆様のご協力は極めて重要です。感謝とともに、今年も変わらぬご支援を御願いいたします。特に、２月末には、一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）が主催し、経済産業省及び外務省が共催する、アジア輸出管理セミナーが開催されます。今年で第25回目を迎えるアジア輸出管理セミナーは、各国から多数の輸出管理関係者が参加する、有意義かつ重要な場であると承知しております。このセミナーにおいても、活発な議論が行われることを期待しております。

第三に、近年、国際的な人的交流や共同研究等が進展し、大学や研究機関でも、安全保障に関連する機微技術が流出しないよう、機微技術を厳格に管理することが一層重要となっています。昨年10月には、７年ぶりに「安全保障貿易に係る機微技術ガイダンス（大学・研究機関向け）」を抜本改定しました。研究活動の実態にあわせた効率的かつ厳格な管理手法を推奨するとともに、内部管理規定などのドキュメント類の雛形を提示するなど、大学の関係者にとって使い易いガイダンスとしました。併せて、内部管理規定を構築しようとする大学に対し専門家を派遣する「アドバイザー派遣事業」を新規に立ち上げました。各地に担当職員を派遣し、説明会を開催する活動も強化しました。

本年もこれらの取組を継続することはもちろんですが、更なる取組として、地域ネットワーク作りを進めていきます。大学の担当者からは、課題に直面したときに誰に相談してよいかわからないという悩みを伺います。地域毎に大学と行政、大学と大学が担当者レベルで繋がる人的ネットワークを構築し、制度への疑問、ベストプラクティスの共有などがスムーズに進められるよう支援してまいります。

さらに、外為法に基づく許可申請に対して、安全保障環境の変化に対応する厳格な審査を行っています。他方で、申請者に対して過度な負担を掛けることのないように、輸出管理実務の指導や、申請窓口における相談に加え、包括許可の取得や電子申請の利用を促進しているところです。また、我が国の規制品目番号体系の見直しについては、産業界の皆様とも意見交換をしつつ、丁寧に検討を進めてまいりたいと思います。

なお、防衛装備の我が国からの移転については、防衛装備移転三原則に基づく厳正かつ慎重な審査を実施し、その結果を年次報告書として昨年10月にも公表し、透明性の確保に努めています。

厳しさを増す安全保障環境の下、以前にも増して、我が国及び各国の安全保障貿易管理をより効果的に実施していくためには、やはり輸出者の皆様のご協力が欠かせません。CISTECは安全保障貿易管理に関する民間企業等への支援機関として、国内はもちろん海外からも高く評価されています。これも、CISTEC事務局はもちろんですが、CISTEC会員皆様それぞれのご努力の成果であると承知しています。今後もCISTEC等と協力しつつ、自社や子会社のみならず、取引先となるサプライチェーン全体にその知見を引き続き提供していただき、より高い水準の安全保障貿易管理を産業全体として実現することを期待しております。

経済産業省貿易管理部といたしましては、国際的な安全保障環境に的確に対応し、安全保障貿易管理に万全を期してまいる所存です。CISTEC及びCISTEC会員の皆様におかれましては、こうした取り組みについて一層ご理解いただき、その徹底にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

特別寄稿

関税局・税関における諸課題について

財務省　関税局　業務課長　**錦織　功政**

平成30年の年頭にあたり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

一般財団法人安全保障貿易情報センター及び会員の皆様方には、旧年中は関税政策・税関行政に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。新年のご挨拶にあたり、財務省関税局・税関の課題につきまして、簡単に申し上げたいと思います。

税関は、「国民の安全・安心の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」および「貿易の円滑化」の３つの使命を着実に果たしていけるよう、組織の強化・運用の改善に励んでいます。

重要な使命の一つである「国民の安全・安心の実現」のため、24時間365日、全国の港や空港などの水際におきまして、不正薬物・銃砲をはじめとする社会悪物品やテロ関連物資、知的財産侵害物品等の密輸出入を阻止すべく取締りを行っています。

昨年も、北朝鮮による核実験等の実施や欧州等で多くのテロが発生するなど、核やテロの脅威が現実のものとなっていることを踏まえ、政府一丸となった対策が行われております。今後、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等の国際的なイベントの開催を控え、関税局・税関としても、核関連物資やテロ関連物資のより一層厳正な水際取締りに努めています。

次に「適正かつ公平な関税等の徴収」も税関の重要な使命です。近年消費税の脱税を目的とした金地金の密輸が急増しています。平成28年に税関が金密輸を摘発した件数は811件であり、押収量は約2.8トンにのぼります。さらに、平成29年１月から９月までの金密輸の摘発件数は976件、押収量は約4.5トンと、平成28年１年間の摘発件数や押収量を既に上回っています。また、金を巡る強盗事件も発生するなど、金密輸を巡る問題は深刻化しています。

税関としては、このような事態を看過できないと考えており、関税局・税関では昨年11月に「「ストップ金密輸」緊急対策」を策定しました。その内容は、第一の柱として検査の強化、第二の柱として処罰の強化、第三の柱として情報収集及び分析の充実に取り組むこととし、その他に広報の充実や体制の強化などを行うというものです。これらの施策を通して、金密輸に対し緊急に総合的に取り組むこととします。

税関においては、「貿易の円滑化」の推進にも積極的に取り組んでおり、昨年10月８日より輸出入申告官署の自由化を開始したところです。これにより、セキュリティ管理と法令順守の体制が整備されたAEO事業者（AEO輸出者、AEO輸入者、AEO通関業者）は、いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことが可能となりました。

輸出入申告を行うことができる官署の選択肢を広げることで、AEO事業者をはじめとした貿易関係事業者が輸出入に係る事務の効率化及びコスト削減を行う環境を整備することを通じて、貿易の円滑化に資するものと考えております。

また、国際的な動きとしては、昨年11月、米国離脱後のTPP 11が閣僚会合で大筋合意に至りました。このTPP 11は極めて短期間で合意できた点、TPP 12が有していたハイスタンダードな水準を維持できた点、そして11か国全てが合意できるバランスの取れた内容となった点に特徴があります。

加えて、昨年12月には、日EU経済連携協定（EPA）が妥結に至りました。世界のGDPの約３割を占める日本とEUによる、世界最大級の先進経済圏が新たに誕生することになります。速やかに、協定を署名・発効できるよう、鋭意作業が進められています。関税局・税関におきましては、引き続き原産地規則等の貿易関係事業者への周知に取り組み、TPP及び日EU経済連携協定（EPA）の早期署名・発効に備えていきます。

以上、関税局・税関における諸課題を紹介いたしましたが、本年におきましても、環境の変化に適切に対応した施策等を講じていく所存ですので、引き続きご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、新しい年が皆様とご家族にとって、良い年となりますよう、心よりお祈り申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

特別寄稿

防衛装備・技術協力の推進に向けた防衛装備庁の取組

防衛装備庁　装備政策部　国際装備課長　**林　美都子**

平成30年の新春を迎えるに当たり、謹んで御挨拶を申し上げます。

皆様の御支援もあり、昨年は、防衛装備・技術協力を着実に進展させることができました。

まず、防衛装備・技術協力を支える制度面としては、昨年５月に通常国会において改正自衛隊法が成立し、新設された同法第116条の３の規定により、不用装備品等の無償譲渡等が可能になりました。これにより、我が国の防衛装備・技術協力の幅が広がり、ASEAN諸国を始め、各国との協力のさらなる進展が期待できます。

また、協力の基盤となる防衛装備品・技術移転協定については、昨年５月にイタリアとの間で署名されたほか、マレーシアを始めとした東南アジア諸国と締結に向けた交渉が進むなど、着実に締結対象国が広がってきております。

具体的な移転案件につきましては、昨年３月に、初の航空機の海外移転として、フィリピンへ海上自衛隊練習機TC-90を移転しました。その後10月に行われた日比防衛相会談では、それまでの有償貸付を無償譲渡に変更することを確認し、フィリピンへのTC-90の移転は無償譲渡の第一号案件になりました。パイロットの教育及び整備を含めたフィリピンへの支援を行っていきます。

また、ライセンス生産等を通じて技術・ノウハウの蓄積を進めてきた構成品・部品に係る海外移転案件に関しては、12月に、F-15戦闘機にも搭載されているF100エンジン部品の米国への移転について、国家安全保障会議において、海外移転を認め得ることとされました。

さらに、各国との共同研究については、12月に行われた日英防衛相会談及び外務・防衛閣僚会合において、空対空ミサイルに係る日英共同研究についての進捗を確認し、試作研究及び発射試験を含む段階への移行が表明されております。

昨年は、上記のほかにも、防衛装備・技術協力に係る政府間協議、国際展示会への出展等を通じた情報発信や他国のニーズ等に係る情報収集、官民防衛産業フォーラムを通じた官民一体の連携による産業間協力の促進など、新たに取り組んでまいりました。

まず、LIMA 2017（３月：マレーシア）、MAST Asia 2017（６月：幕張）、DSEI 2017（９月：英国）、Defense & Security 2017（11月：タイ）の国際防衛装備品展示会に対して、参加企業とともに防衛装備庁の展示ブースを出展いたしました。防衛副大臣や防衛装備庁長官なども参加し、各国の政府関係者や防衛産業関係者などに対して我が国の防衛装備・技術協力に係る取組や国産装備品などに係る情報発信を行いました。我が国の施策や高い技術力に対する諸外国の理解を深めることができたと考えております。

また、海外エアショーについては、パリ国際航空宇宙ショー 2017にP-１、ドバイ航空ショー 2017にC-２を、それぞれ初めて派遣し、各エアショーにおいて、防衛副大臣や防衛大臣政務官などから、我が国の防衛産業技術力の象徴である両機体に関して発信を行いました。近年、国際的にも、海洋安全保障の確保や人道支援・災害救援などへの対応が重要となっている中、高い海洋監視能力を有するP-１、長い航続距離と優れた搭載能力を有するC-２は、世界

各国からも注目を集めています。参加した海外エアショーでは、我が国が開発したP-１及びC-２の展示を通じて、高い航空技術を国外の政府関係者にアピールする機会となったと考えております。

本年も、ベルリン国際航空宇宙ショー 2018（ドイツ）、ユーロサトリ2018（フランス）、AUSA 2018（米国）、INDO DEFENCE 2018（インドネシア）、国際航空宇宙展2018東京への出展を検討しているところであり、引き続き、国際防衛装備品展示会などの機会を活用して、我が国の技術等について情報発信を進めていきたいと考えております。

また、昨年は、二国間の官民防衛産業フォーラムを、インドネシア、インド、ベトナムとの間で、防衛装備庁として初めて共催しました。これら三か国とのフォーラムには、我が国と相手国から延べ59社もの多くの企業が参加しました。官民防衛産業フォーラムは、二国の官民が一堂に会し、両国の異なる調達制度、輸出管理制度への理解を深めつつ、両国企業が相互の製品・技術を紹介することで、産業間協力の契機を創出する取組です。また、このフォーラムは最終的なユーザーとなり得る各国国防当局と我が国民間企業が直接、協力を模索することができる非常に重要な機会です。本年も同様のフォーラムを開催し、官民の連携強化に努めていきたいと考えております。

防衛装備・技術協力は、戦略的利益や価値を共有する諸外国との安全保障協力を強化し、地域の平和と安定を図る政策手段でもあり、また、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化の観点からも重要です。防衛装備庁としては、平和国家としての基本理念を維持しながら、防衛装備移転三原則に基づき、厳格かつ慎重な輸出管理も実施しつつ、各国との防衛装備・技術協力を着実に進めていきたいと考えております。情報発信や情報収集を始め、あらゆる取組において官民が有機的に連携することが重要だと考えております。引き続き、皆様の御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

海上自衛隊練習機TC-90

DSEI 2017（９月：英国）に出展した
防衛装備庁の展示ブース

日印官民防衛産業フォーラム（９月：東京）

日越官民防衛産業フォーラム（10月：ベトナム）

特別寄稿

大学の国際化と安全保障貿易管理

文部科学省　高等教育局　高等教育企画課　国際企画室長　**進藤　和澄**

2018年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

大学の国際化や安全保障貿易管理に関する文部科学省の取組や大学に対する期待等について、紹介させて頂きたく存じます。

1．大学の国際化について

国際的に活躍することができるグローバル人材の育成を担う中核として、我が国の大学には、教育研究環境の国際化や学生の双方向交流など、国際化の推進が強く求められています。安倍総理は、平成25年の成長戦略第２弾に関するスピーチの中で、以下のように述べております。

「「日本の大学」ではなく、「世界の大学」へ。日本の大学は、もっともっと世界を目指すべきです。「日本の大学は、日本人を育てるためのものだ」などという狭量な発想を捨てることが、私の考える「大学改革」です。外国人教員の積極採用や、優秀な留学生の獲得、海外大学との連携、そして、英語による授業のみで卒業が可能な学位課程の充実、TOEFLの卒業要件化など、グローバル化を断行しようとする大学を、質・量ともに充実させます。制度面でも、予算面でも、重点的に支援します。」

文部科学省としましても、大学の国際化やグローバル人材の育成を推進するために、様々な取組を行っているところであり、そのいくつかをご紹介させて頂きます。

まず、文部科学省では、平成26年度から我が国の高等教育の国際通用性と国際競争力の向上を図るため、「スーパーグローバル大学創成支援事業」を実施しており，海外の卓越した大学との連携や大学改革によって徹底した国際化を進めることとし、37の採択大学を支援しているところです。

また、平成23年度に開始した「大学の世界展開力強化事業」においては、我が国にとって戦略的に重要な国・地域を対象とし、単位の相互認定等、質保証を伴う国際教育連携の取組を支援しています。平成29年度には、安倍総理の「地球儀を俯瞰する外交」の中で、大学等の人的交流の拡大が期待されているロシア、インドとの大学交流支援を行うこととし、新たにロシアで７件、インドで２件の交流プログラムを採択しました。平成30年度政府予算案では、オンライン国際協働学習（COIL（Collaborative Online International Learning））方式を活用した我が国と米国との大学間交流を支援する経費が計上されており、米国教育協議会（ACE）と協力して、オンラインを活用した大学間交流の促進に取り組んでまいります。

このように、文部科学省では、「スーパーグローバル大学創成支援事業」や「大学の世界展開力強化事業」で先進的な取組を行う採択校を支援していますが、採択校における国際化が進展すればそれで良いと考えている訳では決してありません。国際化をより進めたいと考えている大学がその取組方法を検討する際に、こうした採択校で行われている取組を参考に、大学の国際化をより進展してもらいたい、ということを狙っております。「スーパーグローバル大学創成支援事業」では、専用ホームページで各採択大学の取組などを情報提供しておりますので、大学関係者の皆様には、ぜひ様々な情報をご覧になり、自らの大学での取組を進める際に、参考にしていただければと思います。

２．高等教育の質保証に向けた国際的な取組について

次に、ユネスコ「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）」について紹介させて頂きます。

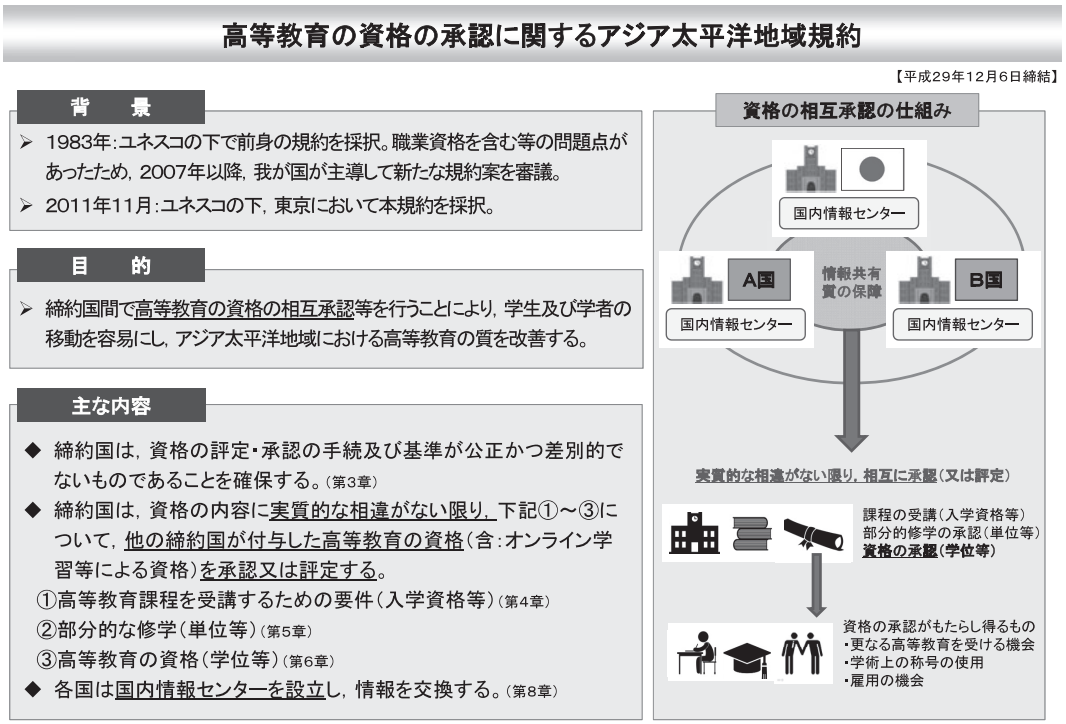

この規約は、締約国間において高等教育の資格を相互に承認し、又は評定するための原則、基準及び権利義務関係を定めるとともに、高等教育機関等に関する情報の共有等について規定するものです。この規約により、学生及び学者の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善することを目的としています。2011年11月に東京で開催された国際会議において26か国の正参加国の全会一致で採択され、日本は2017年12月６日に本規約を締結しました。2018年中には本規約が発効することが見込まれており、我が国は、原締約国の一員として、本規約の運用基準等の作成に貢献するとともに、高等教育の資格の相互承認を促進してまいる所存です。

次に、ASEAN＋3（日中韓）という政府間の枠組みにおける、学生の流動性向上、質保証の促進に向けた取組を紹介させて頂きます。

2012年にインドネシアで開催された第１回ASEAN＋3教育大臣会合にて、我が国は「ASEAN＋3高等教育の流動性・質保証に関するワーキンググループ」を設置することを提案しました。以降毎年、各国政府の高等教育行政官によるワーキンググループ会合を開催しております。2016年５月の第３回ASEAN＋3教育大臣会合では、ワーキンググループ会合でとりまとめた「学生交流と流動性に関するガイドライン」を承認しました。2018年以降は、本ガイドラインに基づいて、ASEAN＋3の各国において、学生交流の状況をモニタリングすることとしています。

2017年10月に開催された第５回ワーキンググループ会合では、「留学生の学修履歴のための成績証明書及び補足資料に関するガイドライン（仮称）」のドラフト版が取りまとめられました。2018年には、ASEAN＋3の各国において、本ガイドラインを試行的に利用して、本ガイドラインの実用性等を確認することとしています。

３．大学での安全保障貿易管理について

続いて、大学での安全保障貿易管理について説明させて頂きます。皆様よくご承知のとおり、大学の国際化に伴い、様々な課題が表面化しております。具体的には、我が国から海外に渡航する学生の安全確保や危機管理の問題、海外からの留学希望者が所持する学位や称号等の適正な審査の問題などと共に、教員の国際的な活動や留学生等による機微技術の流出防止という安全保障貿易管理の徹底が大きな課題になっております。

大学における研究は、学術の進展を支えるための活動が中心で、原則として、研究成果は国内外で公開されることを前提としていますので、技術情報の管理体制の整備にあたっては、企業とは異なった対応が求められます。こうした大学の持つ性格、実施体制上の課題を踏まえつつ、規制対象の適正化や明確化を図るとともに、大学の取組を支援するための体制づくりを進めていくことが重要であると考えております。

ここで、大学における安全保障貿易管理の体制整備状況をご説明いたします。図表にあるとおり、2017年２月現在の調査結果では、輸出管理担当部署を設置済の大学は、国立大学で94%、医・歯・薬・理・工・農学系学部を置く公立・私立大学では37.5%になっております。

担当部署を設置していない大学の中には、安全保障貿易管理の規制対象となる貨物等の輸出は行っていないと判断している大学があるのかもしれません。しかしながら、留学生の受入れや所属教員の海外での研究活動等、何らかの形で国際的な活動が行われている大学では、学内で行われている教育・研究活動について外国為替及び外国貿易法（外為法）や関連法令の順守の観点からの点検が必要です。外為法や関連法令では、すべての輸出者等は、輸出等を行う貨物等が規制対象になるかどうかの該非確認を行う責任者を定めることとされており、いわば法令上の義務になっています。このような状況に鑑みると、文部科学省としても、大学への意識啓発にこれまで以上に取り組んでいく必要があると考えております。以下、大学の皆様に取り組んで頂きたいことを記載いたします。

まずは、大学における必要な体制整備です。安全保障貿易管理を適切に行うために実際に必要とされる体制は、各大学の規模や教育・研究及び国際交流活動の状況に応じて異なると考えられます。既に基本的な体制の構築は行われており、今後はより実効性を高めていくことを課題としている大学もありますが、これから基本的な体制整備を行う必要がある大学もあると思います。

大学における体制整備の状況

各大学における輸出管理担当部署の設置状況等

文部科学省調査（2015年2月）
対象：国立大学及び医歯薬理工学部等を持つ公私立大学
計292校（275校回答）

輸出管理担当部署を設置済
国立大学　74校（86.0%）
公立・私立大学　52校（25.2%）
計　126校（45.8%）

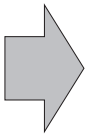

文部科学省調査（2017年2月）
対象：国立大学及び医歯薬理工農系学部等を持つ公私立大学
計286校（243校回答）

輸出管理担当部署を設置済
国立大学　78校（94.0%）
公立・私立大学　60校（37.5%）
計　138校（56.8%）

各大学における関係規程の整備状況等

「文部科学省産学連携等実施状況に関する調査（2017年1月）」
対象：国公私立大学（短大含む）、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関
回答機関　計1,011機関（うち、機関の性格上、策定不要と判断する機関を除く　801機関）
安全保障貿易管理（外為法）関係規程を整備済　117機関　14.6%
（※策定予定　81機関）

まず大学に取り組んでいただきたいこと

「大学等における安全保障貿易管理のための体制意識啓発等について（事務連絡）」

背景：　体制の整備は法的な義務　⇔　必要な体制はさまざま

1　必要な体制の整備

－留学生の受入や所属教員の海外での研究活動等国際的な活動が行われている大学等では体制整備が必要

（例）既存の事務の流れにチェック機能を組み込む

2　必要に応じた関係機関（大学同士も）との連携

（例）近隣大学のコンソーシアムで対応

3　意識啓発

－教職員研修機会の活用

－経営層の正しい認識が重要

－サポート資料の活用

以下、取組の一例をご紹介いたします。

懸念される技術や貨物の流出が起こり得る活動として、教職員の外国出張、国際共同研究の実施、留学生や研究生の受入れ等があり、こうした国際的な活動は、多くの大学で日常的に行われております。こうした活動を行う際には、それぞれ出張手続、外部資金の受入手続、留学生の受入手続など、各大学で所定の手続が行われているものと思います。こうした既存の手続を行う際に、安全保障貿易管理に関する必要なチェックも併せて行う仕組みを組み込むことで、懸念事例を適切に把握できるようになると考えられます。以上は取組の一例ですが、各大学の規模や実情などに応じて、必要なチェック体制の整備を行っていただくことを強くお願いしたいと思います。

また、必要に応じて関係機関との連携が有効なケースもあると思います。例えば、小規模大学では、先進的に取り組んでいる近隣大学とコンソーシアムを組んで、連携して取り組むことにより、適切な対処を実現している例も見られます。

次に、大学の教職員への意識啓発の実施です。各大学で適切に安全保障貿易管理に取り組むためには、対象となる技術内容を理解している教員が、正しく安全保障貿易管理の制度を理解して、教育・研究活動に携わることが重要です。各大学では、様々な教職員向けの研修機会があると思いますが、そういった機会も活用して、安全保障貿易管理に関する意義や必要性を説明する機会を設けることが一案と思います。また、学内の体制整備を適切に進めるためには、大学の経営層に理解を深めていただくことも重要であり、文部科学省としても、様々な機会を利用して、大学の経営層への意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

このように各大学で安全保障貿易管理の体制整備を進めていただくために、経済産業省や関係団体においても、数多くの取組を行っております。

2017年10月には、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」が改定されました（第三版）。今般の改定では、技術の提供や貨物の輸出の基本的な確認手続を示しつつ、留学生の管理や外国出張等の個別ケースごとに、どのような取組が必須となり、また推奨されるかが具体的に列挙されております。さらには、技術提供等を行う際の「事前確認シート」といった具体的な様式例、規程や帳票の例も示されており、これまでのガイダンスと比べて、格段に有用性が高まっているものと思います。

皆様ご存知のとおり、平成29年度も経済産業省と

文部科学省とが連携して、大学等を対象とした安全保障貿易管理に係る説明会を開催致しました。経済産業省においては、平成29年度から大学等における安全保障貿易管理体制の構築・運用を支援するためのアドバイザー派遣事業が開始されております。経済産業省の安全保障貿易管理ＨＰには、関連する様々な情報が掲載されております。また、大学等で実践していく上で参考となる資料として、特定非営利活動法人産学連携学会は「安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン」及び「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」を公表しております。さらに、一般財団法人安全保障貿易情報センターのＨＰには、大学における安全保障貿易管理の情報がまとめられております。このように、大学の皆様が安全保障貿易管理に取り組むに当たっては、様々なサポートを受けることや各種関連情報を入手することが可能ですので、ぜひ積極的にご活用頂きたいと思います。

最後になりますが、安全保障貿易管理は、大学の国際交流の活動を抑制する意図で行われるものではなく、学問及び研究の自由の基礎となる大学への社会の信用を保つためにも重要な取組になります。仮に、外為法違反に問われるような事態が発生した場合には、違反行為をした関係者のみならず、大学も罰則の対象となり得るなど、組織にとっても大きなリスクとなる恐れがあります。自由な教育・研究環境を保証し、安心して教育研究を実施するために、各大学の皆様におかれましては、大学の経営層も含めて安全保障貿易管理に関する理解を深め、より積極的、主体的な対応をいただくよう、是非ともお願い申し上げたいと思います。

〈1〉中国輸出管理法草案について、主要経済団体連名で意見書を提出
―貿易・投資環境の大きな阻害要因となり、中国自身にとってマイナス大―

CISTEC　事務局

昨年６月に公表された中国輸出管理法草案については、本ジャーナルの昨年９月号、11月号にて、解説記事を掲載したところです（11月号所収『中国輸出管理法草案についての留意点』、９月号所収『中国の輸出管理―出口管理法（輸出管理法）案の分析』）。

今回は、その後の動きを中心にご紹介します。

１　問題・懸念のポイント

米欧日の輸出管理関係当局や国連1540号委員会（加盟国に非国家主体に対する輸出関連規制を義務づけた国連決議1540号の遵守に関する委員会）等は、対中国政府も含めて、輸出管理法制度の整備が十分でない加盟国に対して、国際輸出管理レジームの枠組を念頭においてアウトリーチ活動を続けてきています。中国政府がこれに応えて、体系的な輸出管理法制度を整備するということであれば、本草案の起草説明で謳われている「国際的義務の履行」「国際協力の推進」に資するものであり、基本的には歓迎されるところです。

しかし他方で、以下のような点で、大きな懸念があることは否定できないところです（詳細は、前掲の記事をご覧下さい）。

（１）これまで規制がなかった通常兵器開発等に使われ得る汎用品・技術が新たに規制対象となる。これまで中国との貿易・投資対象の品目が多数あり、関係企業も中国内外で多数にのぼる中で、十分な説明・理解がないままに性急に立法化を急げば、大きな混乱を招きかねないこと。また、規制対象品目等が、国際輸出管理レジームであるワッセナー・アレンジメントの対象品目と異なるものとなれば、国際的なサプライチェーンの円滑な運用の面で負担・混乱要因となりかねないこと。

（２）再輸出規制、広汎なみなし輸出規制、輸出先でのエンドユースの現地確認権限等、国際輸出管理レジーム合意による制度とは異質な制度、国際法上問題となる域外適用に当たる制度が盛り込まれており、貿易・投資環境の大きな阻害要因になり得ること。

（３）いわゆる「報復条項」や国際競争力等への配慮等の産業・通商政策的要素、更にはレアアース、レアメタル等の「戦略的稀少鉱物資源」の輸出規制の狙い等、WTOルールとの関係で問題となり得る要素も含まれていること。

２　主要経済団体連名で追加意見書を提出

CISTECでは、既に昨年７月時点で、アジア法制度調査グループよりパブリックコメントを提出していますが、問題点は、輸出管理制度自体のそれに留まらず、貿易・投資環境に大きな影響を与え、WTO上の問題も包含するなど、全産業界に関わるものです。そのような観点から、CISTECでは、関係の主要経済・産業団体にご説明し、経済産業省にもご相談しながら、問題の所在や影響についてご説明をし、認識の共有に努めてきました。

輸出管理規制というのは、どうしても専門性が高い分野であり、専門用語も多く、誰でもがすぐに理解できるというものではありません。しかし、その管理の失敗は、時として企業の存亡に関わるものであることは、これまでの苦い現実の事例によって明

らかです。

特に今回の中国の輸出管理法草案は、前述の通り、国際輸出管理レジームでの一般的な制度とは異なり、米国の制度に類似した再輸出規制やみなし輸出規制、輸出先でのエンドユースの現地確認権限等を含んでいます。これらがどういう内容の制度で、企業活動にどのような影響を及ぼし得るのかということを理解するには、企業内でも実際に米国規制への対応に直面している輸出管理部門でなければ、想像しづらいものなのかもしれません。

しかし、ご相談した主要な経済・産業団体には、それらの影響を認識していただき、会員企業にも展開していただいたことにより、産業界全体としての対応の必要性についてコンセンサスを得ることができました。

その結果、CISTEC、日本機械輸出組合、日本貿易会、日本化学品輸出入協会という輸出管理に日頃密接に関わっている団体に加えて、電子情報技術産業協会（JEITA）、ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）という情報通信、ハイテク産業関連団体の計６団体を提出団体とし、日本経済団体連合会、日本商工会議所という全産業界を網羅する２団体に賛同団体として加わっていただき、オールジャパンの産業界としての意見という形で追加意見書を取りまとめることができました。同意見書は、12月１日付けで、中国商務部宛に提出したところです（別添１参照。提出したのはその中訳）。

同意見書は、本ジャーナル11月号記事でご紹介した問題意識を反映して、かなり詳細に問題点、懸念を指摘しています。その内容は全て、中訳はもちろん、英訳もして、欧米の産業団体や米国政府関係者にも紹介し、具体的な懸念の共有が図られてきています。

なお、昨年11月下旬に、日中経済協会、経団連、日商の合同訪中団が訪中した際、国家指導者に対する提言においても、投資環境の観点から記載していただいたところです（「企業の負担とならない輸出管理制度の整備を」）。

３　経産省にも対応方を要請

他方、本件は、産業界だけでは対応しきれないところがあります。WTOルールとの関係、域外適用の問題（再輸出規制、エンドユースの現地確認権限）、貿易・投資環境の問題など、政府ベースでの交渉に期待せざるを得ない点も少なからずあります。

米国政府やEUも、政府ベースで一次的な意見書・質問書を提出しているとのことであり、日本政府においても、産業界の懸念を理解の上、必要な対応をしていただけることに期待して、提出団体連名にて、経産省宛に必要な対応方の要請書を発出したところです（別添２参照）。

経産省では、本件が部局横断的に多岐にわたる問題に関わってくるため、統一的対応部局を設けて対応を始めていただいているとお聞きしています。

４　欧米産業団体との連携

CISTECでは、欧米の産業団体とも連携を図り、問題意識の共有を図ってきています。昨年11月に派遣した恒例の訪米ミッションでは、これまで継続的な関係を維持してきている産業団体、主要企業や、商務省BIS、国務省DDTC、財務省OFACなどの主要官庁とも意見交換を行ったところです。そこでのやり取りは、本誌巻末に収録した「『CISTEC2017年米国政府及び産業界との対話』報告書」をご参照下さい。また、輸出管理に関係する欧州の産業団体とも協議をしてきているところです。

追加意見書の連名団体においても、それぞれのネットワークの中で、連携を図っていただいてきています。

欧米の産業団体も、既に一次的なパブリックコメントを昨年７月に提出していますが、必ずしも、他の主要産業団体も含めて横断的に、中国輸出管理法草案の存在や問題点が共有されているわけではなかったため、改めて共有に努めているところです。そして、日米欧の三極の産業界合同での働きかけについても、検討を行っているところです。

このような産業界の要請が、中国政府に理解され受け容れられるのか予断を許さないところですが、引き続き状況の推移を注視し、日米欧の官民が連携しながら継続的に必要な対応を図っていくことが必要と思われます。

５　輸出管理法草案に関する様々な見方

全般的な留意点は、本ジャーナル11月号記事等で書きましたが、それらの点は、今回の経済・産業団体連名での追加意見書にも反映されており、産業界の共通認識として広く理解されたと思います。

その調整過程では、一部ではいくつかの見方もありましたが、輸出管理を通じて安全保障に関わっている立場から、若干のコメントをしてみたいと思います。問答風に整理してみます。

問　「国際的義務の履行」という中国側の説明のように、これまでの日欧米等によるアウトリーチ活動が実って、体系的な制度整備を行うということだから、評価すべきではないのか？

（コメント）

確かに、世界の政治・経済大国として責任ある役割を果たすために、体系的な制度整備を図ること自体は、基本的には歓迎される話ですし、実際、欧米や国際輸出管理レジームの関係者から多くのアドバイスを受けていたことは見てとれます。しかし、アウトリーチ活動の前提は、国際輸出管理レジームで一般的な制度・運用が図られるということです。

ところが草案内容は、国際輸出管理レジーム合意による制度とは異質で、また国際的ルール（WTOの通商ルール／域外適用不可）との関係で問題のある内容が多すぎます。

本法案については、「国際的義務の履行」「国際協力の促進」という意義があるとしても、それによる経済上の副作用の懸念が大きすぎますし、政治的要素も気になります。日本でも欧米でもそうですが、当局による輸出管理規制と産業界、学術界の活動の円滑性確保とはしばしば摩擦が生じ、時として大きな問題に発展することもあります。中国の法案もそれと同様であり、初めての取組ということもあるのかもしれませんが、経済活動の円滑性の確保とのバランスのとることの重要性を十分に理解してほしいところです。

そのような観点から、追加意見書では、いかに貿易・投資環境に大きなマイナスの影響を与えるかという点を詳しく書いて、再検討を求めているところです。

問　中国は、規制を講じても、実際には施行しないこともしばしばであるし、本件もそうではないのか？

（コメント）

たしかにこれまで、経済的規制が講じられても実行されないこと少なくなかったでしょうし、現場レベルでの「融通」が図られたという局面もあったかもしれません。中国の風潮として、「上に政策あれば下に対策あり」という格言の如く、規制の裏をかくことによって利益を得るという行動様式をとるところも中国企業の一部にはあったかもしれません。

しかし最近では、例えば環境規制強化によって、罰金や操業停止処分を受けた日系企業も多数に上ると報じられていますし、「反腐敗闘争」によって、融通をきかせたり、規制の裏をかくということも厳しく取り締まりがなされていると言われます。

本法案は、「国家の安全」を守ることが一義的な目的として掲げられており、立法の契機からしても、立法過程での検討においても、「規制される側から規制する側へのシフト」「規制の実効性を上げるための措置の整備」という要素がにじみ出ています。また、本法案は、国務院及び中央軍事委員会の強い関与の下に枠組みが作られています。

そのような背景を考えると、規制される側、規制する側の双方の準備期間を確保するために施行を遅らせるということはあるとしても、この内容のまま施行する可能性は高いとみておいたほうがいいかもしれません。そして、もしこの草案のまま実施される場合に強く懸念されることは、（再輸出規制、広汎なみなし輸出規制のように）規制を遵守する現実性、実効性が欠ける中で、潜在的違法状態となり、それを何かのきっかけで指摘され、厳しいペナルティを課されるという負担とリスクとを常に抱えているという、不安定、不確実な状態のまま企業活動を続けざるを得なくなるということにあります。

そういう可能性についての認識を欠いたままに貿易・投資活動を続けることによる、法的、経済的リスクを無視することは適当とは思われません。

問　再輸出規制やみなし輸出規制は、米国も実施しているのだから、運用の問題ではないのか？

（コメント）

米国の再輸出規制は、輸出管理部門以外にはなじみが薄いかもしれませんが、これまで日本や欧州の産業界・企業がその多大な負担とリスクに苦しんできた制度であり、折りに触れて撤廃、是正を働きかけて来ている極めて問題の大きい制度です。代替品があれば米国製品の使用は回避するという動きも実際ありました。国際法上も問題であると日欧政府も指摘してきています（日本では「不公正貿易白書」で指摘）。輸出管理制度・運用がきちんと行われている日欧等の国の輸出規制に加えて規制をかける意味もありません。中国から輸入した部品、素材等を一定割合以上使った製品の日本からの輸出に中国政府の許可が必要となれば、大企業、中小企業を問わず、実務面で大きな困難とリスクに直面することになるということは、米国の輸出管理規制に対応している関係者であればすぐに理解できることです。

みなし輸出規制も、社内の外国人への提供規制は米国でもありますが、日欧豪等については一部の機微分野を除き対象外なので、影響はあまりありません。中国では規制対象となるのであれば、現地の外資企業等の社内での技術的打ちあわせ、メールの送付、社内データベースへのアクセス等、基本的なルーティンの社内実務が回っていかなくなります。

詳細は、追加意見書でも書きましたが、こういう法的にも実務的にも大きな負担とリスクとを抱えかねない極めて問題のある制度であるということを十分認識し、中国政府側にも理解してもらうよう働きかける必要があります。

問　本法案は、国家の安全を守ることを前面に出しているのだから、いくら貿易・投資面での経済的デメリットを指摘したからといって、理解して再考することはないのではないか？言っても無駄ではないのか？　それにしても、政策的整合性がないのはなぜなのか？

（コメント）

その問に対しては、いろいろなことが思い浮かびます。貿易・投資面の政策との整合性を無視し、その面での多大なマイナスを軽視することによって、中国の経済的基盤自体に大きな不利益を招き、ひいては、国の安全自体が脆弱なものになりかねないということを、理解してもらいたいところです。順次述べていきます。

法案のベースにある政治的要素

本法案は、次のような諸点で、多分に政治的要素が感じられます。

①国務院と中央軍事委員会の強い関与

もともとは国務院と中央軍事委員会が管理の基本的枠組を作ることとされており、商務部は執行機関という位置づけです（草案第５条で、「国務院と中央軍事委員会が規定する輸出管理を行う職能部門」と書かれています）。国務院の傘下には、国防部や国家国防科技委員会等の組織もあり、多分に政治的・軍事的判断が反映されることになる可能性が少なくないでしょう。特に重要な管理政策や再輸出規制の具体的枠組などは、国務院や中央軍事委員会による批准、決定等がなされる旨書かれています。

国家中央軍事委員会は党中央軍事委員会とメンバーはほぼ同じだと言われており、そういう意味では、共産党の意向によって左右されるところが小さくないのかもしれません。人民解放軍は、言うまでもなく共産党の軍隊であり、中央軍事委員会の傘下にあります。

②起草目的における「国家の安全」「テロ・暴動防止」の強調

実際、起草説明では、「国際的義務の履行」「国際協力」ということも謳ってはいますが、「国家の安全確保」「テロ・暴動の防止」が起草理由の最初の柱として書かれています。

③戦略的稀少資源の輸出規制実施への強い意志

そして、「戦略的稀少資源の保護」というWTO上問題となり得る規制にしても、起草過程での商務部傘下の研究機関の報告書では、経済主権の維持のための重要な選択肢であり、またそれが海外で兵器生産に使われることを減少させることは、国際的・地域的情勢の安定にも資するということも強調し、日米韓が国際的訴訟に訴えても、安全保障理由によって対処するのだと、書かれています。

④立法経緯における米国制裁への意識

立法経緯としても、商務部条約法律局のOBの弁

護士の解説によれば、中国を代表する通信企業であるZTE社グループに対する米国政府の巨額の課徴金その他の厳しいペナルティを目の当たりにして、中国としても、広汎な規制とその実効性とを担保することの必要性が指摘されたことが挙げられています。そのための有効な法的手段として、米国でも例がある再輸出規制、みなし輸出規制、輸出先現地でのエンドユース確認権限といった措置が挙げられています。米国での報道によれば、建前的にはトランプ政権による制裁等への対抗措置ではないとしているようですが、米国の防衛、航空宇宙関係企業の中国の現地法人への影響は否定されていません。

企業の経済活動への配慮が低下したこの２～３年の状況

これらの点を踏まえれば、本草案は、数年の準備期間はおくとしても、このまま施行される可能性が高いのかもしれません。実際、最近の他分野での立法でも、インターネット安全法が経済界の強い懸念にも拘わらず施行されていますし、共産党組織を外資企業も含めて設置させ、党の意向を反映させるよう求めるなどの動きも目立ってきており、経済活動への影響はあまり視野にないように思えます。

最近では、昨年９月以降、GoogleやYahoo!の検索が遮断されたりしたほか、海外との自由なつながりを保っているVPN（インターネットや公衆回線を使って拠点間に引く仮想的な専用線網）の遮断も進められているとのことです。VPNの利用困難化によって、中国現地の外資企業と本国の本社等との通信が難しくなる等のトラブルが頻発するようになった結果、情報セキュリティ上懸念のある国際専用線利用に誘導される等の事態も生じていると報じられています。サーバーの中国国内での設置要請もあるとのことです。企業活動への影響は二の次で、国の安全、党の支配に脆弱さをもたらすような要素を排除することが最優先となっている印象です。

この輸出管理法案も、国務院ともに、共産党傘下にあり人民解放軍を統括する中央軍事委員会が基本的枠組を作るものであることを考えれば、経済活動への影響とのバランスを取るという発想は乏しいの

◎　中国での経済活動の上で指摘されている諸問題

インターネット関係	①インターネット安全法で、 ・顧客情報の国内保存と、海外持ち出しの許可制－グローバルなデータ流通、ビッグデータの活用等を阻害。 ・サーバーの国内設置義務。
	②GoogleやYahoo!の検索やFacebookの利用が困難に。
	③「ネットの長城」による「不都合な情報」の遮断。
	④VPN（仮想私設網）の利用が困難に。専用線利用に誘導。
情報開示要求	①高額医療機器を扱う外資系企業に対し、取引価格や医療関係情報の開示を要求。開示しなければ、公立病院の入札参加不可。
	②GPSを利用したシャア自転車大手のモバイク、オッフォに対して、情報提供を要求（国民の行動監視ツールとして着目）。モバイクは過半は米系投資ファンドが出資）。
環境規制	①環境保護法の執行厳格化による罰則、操業停止処分。
	②現地の生産拠点や海外工場に不可欠な原料・素材の供給不安、価格の高騰（供給企業が環境汚染で操業停止、閉鎖等による）。
資本流出規制	①中国で得た利益を他国の投資に振り向けにくい。
	②仮想通貨ビットコインの国内取引を禁止。
党の介入	①外資企業も含めた党組織の設置と、重要な意思決定に際しての党組織の意向の反映を要求。
	②国内の外資系大学に対し、党書記に副学長・理事の地位を与えるよう指示。

※　各種報道をもとに作成。

かも知れません。むしろ、外国企業を含めて、企業活動への党や政府の統制・関与を強めるという動機により行われている可能性もあります。あるいは、「軍民融合」という国家・党のハイレベルの国策として位置づけられている政策に即した運用が念頭にあるのではないかとの懸念は抱かざるを得ません。

経済活動を広汎に阻害し、中国への経済的関与を低下させる促進剤になり得る今回の輸出管理法案

（1）レアアース等の輸出規制をすれば、前車の轍を踏み失敗に終わることは確実

このような諸状況を踏まえると、何を言っても通らないかもしれないという気もしないでもないですが、しかし、だからと言って、何も問題を指摘しないのでは、お互いのためにならないでしょう。中国側としても、政治・経済大国として、米国の類似制度を整備して、「規制される側から規制する側へ」という狙いから、規制を始めたとしても、結果として、規制対象の相手がいなくなった…中国経済を支える主体が逃げてしまった…というのでは、何のための規制だったのか？ということになってしまいます。

最も身近な例は、レアアースの輸出規制でした。鄧小平がかつて「中東に石油があるように、中国にはレアアースがある」と述べたとおり、中国はレアアースを戦略上重要な資源として認識してきましたが、今回の輸出規制の必要性を強調する主張のベースにも同様の認識があると思われます。しかし、WTOルールを無視して強行したレアアースの輸出規制は無残な失敗に終わりました。その失敗を教訓に、現在は良好な互恵関係にあるはずですが、前車の轍をまた踏もうとしているようにも見えます。この点に関して、次の中国関係サイトの記事は興味深い内容です。

「中国は世界最大のレアアース生産国であり、日本も中国から大量のレアアースを調達している。中国には貴重なレアアースをなぜ日本に売るのかと憤りの声をあげるネットユーザーがいるのだが、中国メディアの新浪はこのほど、中国が貴重なレアアースを日本に売る理由を紹介している。

記事はまず、レアアースの重要性について「ほかの物質では代替ができないほど光学特性や磁気特性に優れる」と指摘、だからこそレアアースは現代において重要な物質なのだと紹介し、電子工学や原子力産業、軍事など先端産業ほどレアアースが使われていると紹介した。

続けて、日本にとってもレアアースは重要な資源であり、日本は中国から大量のレアアースを輸入していると紹介。「これは中国にとって日本を服従させる機会にも映る」と主張する一方、2010年に中国は実際にこの手を使用したと紹介。だが、中国がレアアースの輸出を制限すると、日本企業はすぐに技術開発によってレアアースの使用量を低下させ、調達先の開拓などの対策を講じたと紹介し、逆に中国のレアアース関連企業は巨額の損失を被り、多くの工場が生産停止に追い込まれたのが現実だと論じた。

記事は、日本がレアアース調達において中国依存からの完全な脱却ができないように、中国も日本に対して長期的な禁輸は不可能だと指摘。なぜなら日本が中国からレアアースを輸入して生産する部品は中国製造業にとって重要な存在であり、中国は日本が生産する部品に依存しているからだと指摘している。」（「Searchina」2016年８月16日付け）

ここからも明らかなように、経済主権や国家の安全のためだとしてレアアース等の輸出規制の復活という「リベンジ」を果たしたとしても、以前の輸出規制導入によって、代替品の開発や供給源の分散は加速しましたから、それが改めて加速されることになるでしょう。実際、米国などは軍事関連企業での中国産のレアアース等への依存はほとんどなくなっていると言われます。

平沼光「目前に迫ったレアアースの中国依存からの完全解消 ～資源価値を低下させる資源ナショナリズムの顛末～」（2016年９月１日付け）によれば、日本でも、これまで次世代自動車用モーターの永久磁石用途等で中国に対する依存が残っていた重希土類は、我が国大手メーカー２社が、それを使わない磁石を開発したことにより、レアアースの中国への依存から完全脱却の見通しがついたと指摘しています。同記事は、次のように述べています。

「尖閣諸島中国漁船衝突事件により中国がとった

レアアースの実質的な輸出禁止という鉱物資源を領土問題の外交カードにするという資源ナショナリズムの行動はレアアースの価値構築の要件を中国自らが壊してしまった…

レアアースの鉱物としての科学的な利便性が失われたわけではないので本来であれば資源開発における環境保全に配慮しつつ、需要者にとって予見可能な供給バランスを保ってさえいればレアアースの資源価値は存続し、供給国、需要国双方にとってメリットのある持続的な利用が可能であったはずである。」

規制しても世界で需要者がいなくなってしまえば、規制の意味がなくなります。

ですから、「規制しても、結局、損するのは中国なのだから」と淡々と構えている向きもあります。

（2）レアアースの輸出規制の失敗と同じ事態が、中国製品全般に起こる可能性

レアアース等を輸出制限せずに、輸出して使わせるとした場合でも、今回の法案にあるような再輸出規制やエンドユース確認権限があるのであれば、次のような事態が生じることが想像できます。

レアアース等はハイテク製品、ハイエンド部品・素材等に広く使われています。例えば日本が輸入して世界にそれらの部品・素材等を広く供給していますが、日本から輸出する場合でも中国政府の許可が必要かどうか計算しなければならず、該当するとして許可が一々必要ということになれば、（包括許可だったとしても）そのような極めて煩雑で、実質的に困難な実務負担を負うことに耐えられないでしょう。

あるいは、エンドユースの現地確認権限にしても、特段の不審点がない中で、輸出先国の同意もないままに輸出先に立入権限を行使するというような不合理なことをやれば、上記（1）のように、ただでさえ中国依存を減らそうとしている中で、その努力を加速させ、中国原産のレアアース等など、やがてどこも使わなくなるでしょう（既に生産制限により、価格が高騰していますが…）。

海外の購入者がいなくなるということは、開発業者が立ちゆかなくなり、多くの関連企業の工場も閉鎖に至るということになると思われます。

今回の輸出規制法案で新たに規制対象となる通常兵器関連品目は、非常に多岐に亘る分野の汎用品です。中国での投資と輸出とを支えている品目が多数を占めます。これらの製品が、上記のレアアース等と同じ事態に陥ることになる可能性も十分あるでしょう。その影響は、レアアースの場合の比ではないかもしれません。

（3）悲願の市場経済国認定も更に困難に－報復関税を受けるおそれも

今回の草案に対しては、米国の主要経済団体も、WTO上問題である点をUSTRに対して提起しています。日本の産業界も意見書で指摘しています。国際競争力等への配慮や報復条項、更にはレアアース等の輸出規制などを導入してしまえば、WTO加盟以来の長年の悲願だったはずの「市場経済国」認定も認められることはなくなるでしょう。

既に、輸出管理法案の件とは関わりなく、EUも米国も「市場経済国」認定には反対である旨を、昨年11月末までにWTOに通知しています。反ダンピング関税等の不利益を受けないようにするためには、「市場経済国」としての認定は必須ですが、本法案が当初の思惑通りに公布・施行されるのであれば、ますます困難となることになるでしょう。

WTO違反が改めて認定されれば、日米欧を含めて世界各国から、報復関税を課されるリスクも生じます。

（4）「世界の工場」としての役割、機能の低下の可能性

中国側は、中国に多額の投資をして生産拠点を作り、国際サプライチェーンを構築してしまった外資は、中国から離れることはできないというような前提に立って考えているようにも思えます。あるいは、中国製品を使わなくては海外諸国はやっていけないという想定に立っているようにも思えます。確かに、多額の投資をして拠点を中国に構えている企業が多いでしょうが、しかし、規制対象品を含む中国製品を使う限り、世界のどこの拠点であっても生産、輸出に中国政府の許可、立入りという関与・支配が続くような状態に耐えられるはずもありません。

中国の輸出は、数十％が外資企業によるものだと

いう指摘もあります。ジェトロの『中国データ・ファイル2016年版』によれば、2015年において、輸出に占める外資系企業の割合は44％強であり、輸入は49%強となっています。2000年代の60％弱から比べれば減少してきてはいますが、それでもまだ多くの割合を占めています。外資系の中でも、独資の比重が大きくなっています。また、加工貿易の割合は、輸出が35％強、輸入が27％弱となっています。もちろん、衣料品や食料品などのローテク分野のものも少なくないでしょうし、中国国内の需要を狙って中国に投資し活動している例もそれなりにあるのでしょう。しかし、高付加価値化の鍵を握るハイエンドの電子製品、半導体、素材等を輸入して、組み込んだり加工したりして輸出するという高付加価値製品の加工貿易サイクルは損なわれかねません。

国家の安全・治安強化、党の関与増大という観点からの措置を、外資企業の活動や対外貿易への影響を考慮に入れずに強化するならば、やがて中国からの撤退、生産拠点の東南アジア等へのシフトを考えることになるでしょう。実際、共産党の介入強化に対して、在中国のドイツ商工会議所が反発して、中国からの企業撤退もあり得る旨の警告を含む声明を発表したという記事がありました（産経新聞2017年12月１日付け）。

「生活の質」重視の政策によって労働者への還元圧力が強まり、人件費がもう安いとは言えなくなってきて、東南アジア等への拠点シフトを検討している企業も少なくない局面です。その局面で、経済合理性に反するような党の介入強化、国家の安全・治安強化のための諸措置、必要以上に厳しい経済・環境規制を行うのであれば、拠点シフトの動きは更に加速するかもしれません。この輸出管理法案は、更に中国との貿易・経済活動の促進インセンティブを低下させる要因になり得ることは間違いありません。経済合理性に反するような介入までには至らなくても、国際輸出管理レジームとは異なる規制対象となるだけでも、多くの国をまたがる国際的サプライチェーンが、中国の部分でスタックすることになってしまう懸念があります。これらの要因によって、「世界の工場」としての役割、機能を低下させる方向に向かう可能性が否定できません。

この草案がそのまま本当に実施されるのであれば、中国からの撤退や拠点としての比重低下を真剣に考えると洩らす企業も実際にあります。米国の主要経済団体によるパブリックコメントでも、輸出管理法の制度・運用により、企業秘密の保護が揺らぐようなことがあれば、中国への投資は減少していくだろうとの指摘もありました。今後の経済発展のために、外資企業、外国人人材の一層の活用を図るとの国策との整合性はどうなのか？という印象も強く受けます。

中国製造業の発展のための国家計画である「中国製造2025」において、レベルの向上をめざす分野とされている次世代情報技術、NC工作機械・ロボット、航空宇宙設備、海洋エンジニアリング、新素材等の10分野は、今回の輸出管理法案で新規に規制対象となる通常兵器関連規制対象と重なります。海外M&Aや外国人専門家の積極招聘等によって、かなりのレベルアップが図られるとしても、中国によるM&Aに対しては急速に警戒感が高まっており、今まで通りにはいかないでしょう。外貨流出の面でも制約がかかりつつあります。中国国内の外資企業や日欧米等の外国企業との貿易に負担とリスクとが生じれば、それらに支えられている産業・貿易基盤が崩れかねません。

中国の軍民融合に対する警戒と国防基盤への影響

中国の軍民融合政策は、2005年から始まりましたが、この２～３年では、「中国製造2025」も含めて、国家、党レベルでの重要な国家計画となっています。地方にも広く広がっており、また国防企業が民間企業に出資することも認められるようになると言われています。そのような軍民融合政策に対しては、特に日米は極めて慎重に対処しています。

そういう中で、国家の安全や治安強化を前面に出し、外資企業や輸出先の企業活動への関与・統制を必要以上に、あるいは不合理に強めるような制度導入・運用がなされるのであれば、諸外国の警戒は更に強まることになるでしょう。

中国の軍備の増強、ハイテク化が指摘されていますが、他方で、その生産基盤は意外と脆弱な面があることが、当の中国内の報道で指摘されています。

2013年９月の記事ですので、少々古いかもしれませんが、人民日報系列の中国「環球報」で、中国の兵器に使う電子部品、半導体等のハイエンド品について、いかに海外からの調達、外資企業からの調達

に依存しており、いったん事があって、それらの供給が止まれば、中国の兵器は動かなくなり、想像のつかない結果を招く、という指摘がなされたことがありました（共同通信2013年９月30日付け）。ハイエンド品といっても、リスト規制品目ではなく市中や通販で調達できるものではありますが、その時点ではそういう基礎的分野で脆弱性があったわけです。中国の軍民融合政策を睨めば、そういったものの流通にも国際的に警戒が高まることになるでしょう。この記事のような状況から脱するため、半導体やロボット等を含めて欧米のハイテク企業のM&Aを進めたのでしょうが、最近では、規制が緩かった欧州でも対内直接投資規制が厳しくなっています。

最近、上記記事内容に類するものとして、大変興味深い記事がありました。中国の製造業では、ボルト、ねじなどの基本部品は、未だに海外からの輸入に頼っており、空母、戦闘機、高速鉄道、長征ロケットなど、高い精度、耐高温・腐食性等を求められるものは、ほぼすべて海外からの輸入に依存せざるを得ないのだそうです。化学工業、冶金・鍛造等の技術が遅れており、日本のような専門分業ができておらず、生産技術も生産ラインもないとのことです（「Seachina」2017年11月16日付け。原記事は、「捜狐」11月10日付け）。

外国側は、軍民融合の推進の動きには元々警戒がありますが、更に、中国との貿易・投資関係を再検討せざるを得ないような、国家の安全・治安維持や党の支配を前面に出した諸施策が相次いで講じられるのであれば、諸外国の警戒は一層強まることになります。そして、外国からの投資、外国との貿易によって支えられてきた国内での技術・生産基盤の強化もできなくなり、全てのハイテク製品のベースとなる基礎的な部品、素材の供給がおぼつかなくなる可能性も否定できません。

このように、国防基盤は経済基盤と重なっていますから、輸出管理法案その他の諸規制が、貿易・投資面での影響がどうなのか？という経済的視点からの検討は、中国政府や党全体にとって必要と思われます。しかし、このまま、米国への対抗・抑止、政府・党による外国企業、海外取引への関与・統制強化といった政治的観点から政策が推進されるのであれば、中国にとっては想定外のマイナスの結果を招来する可能性は否定できません。

ともかく、中国政府が、輸出管理法については、WTO上の通商ルールと齟齬がなく、国際輸出管理レジームに即した制度・運用にし、混乱がないように時間をかけて実施に移していくことを祈りたいところです。

もし、今年３月に開かれる全人代にかけるのであれば、１月にも草案の改訂案が出てくるかも知れません。日米欧三極の産業界が連携して、各政府の支援も受けながら、適切なものとなるように働きかけを継続していくことが必要と思われます。

別添１　中国商務部宛の連名での追加意見書（日本語訳。2017年12月１日提出）

中国輸出管理法草案に対する追加意見書

タイトル：輸出管理法（公開草案）に対する追加意見提出
宛先：商務部条約法律司

一般財団法人　安全保障貿易情報センター（CISTEC）
日本機械輸出組合（JMC）
一般社団法人　日本貿易会（JFTC）
一般社団法人　電子情報技術産業協会（JEITA）
一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）
一般社団法人　日本化学品輸出入協会（JCEIA）
（賛同団体）
一般社団法人 日本経済団体連合会
日本商工会議所

本年６月に、中国商務部条約法律司より公表された「輸出管理法（公開草案）」に関しましては、日本の産業界からは、日本において主要な輸出企業をメンバーとし、安全保障輸出管理に関する専門組織であるCISTECより、パグリックコメントの募集に応じて、７月13日付けで意見を提出致しました。

その後、中国との貿易、投資に関係する日本国内の主要な経済団体間で意見交換を行ったところ、草案で示された制度とその運用に関する懸念及び貿易・投資環境全般に与える影響等について、改めてより詳細に、日本の産業界が有する関心事項についてお伝えすることが望ましいとの結論に至り、追加で意見書をとりまとめました。

本意見書は、上記に記載した我が国の主要経済団体の関係部局との協議内容を反映したものであります。

CISTECより提出済の意見書においては、世界の政治経済において大きな地位を占める中国が、国際的な協調の下で、国際的な義務の履行を図るとの見地から、今般、輸出管理法制度の整備を進めようとしておられることを歓迎しつつ、国際社会との相互協調が重要だとの観点から、意見、質問、要望を記載しております。

その後、更に公開草案の内容について、日本国内の主要な経済・産業団体間で、意見交換を行いましたが、意見募集期間がわずか１ヶ月と短かったことや、輸出管理制度の理解に専門的知見を要することから、中国で対外貿易や投資に関係している企業、産業界において、本草案の内容、影響等について必ずしも十分な理解が進んでいないことが明らかになりました。草案の存在自体も十分には周知されているとは言えません。

このような状況下で、短期間のうちに立法作業が進められ、公布・施行ということになりますと、中国との貿易、投資に関係している膨大な数の海外の関係企業、関係者の間で大きな混乱を招くことになりかねないと深く危惧するものです。

また、本草案は、国際輸出管理レジームで合意されているような一般的な輸出管理制度とは異なる制度内容も少なからず含まれております。これらは、輸出管理制度における一般的原則として広く認識されている“Level Playing Field”の観点から問題と思われる制度もあり、それらはひいては、中国の対外貿易・投資環境を大きく阻害する要因になるのではないかとの懸念を強く有しております。

このような観点も含めて、７月に提出した意見書の補足として、下記の通り追加意見と要望を提出致

します。提出済みの意見内容と重複するところもあるかもしれませんが、お許し下さい。内容として、批判とお感じになる部分もあるかもしれませんが、決してそういうことではなく、中国と日本、諸外国間の貿易・投資の一層の推進という双方に共通の利益の観点から申し上げるものであることをご理解いただければ幸いです。

1．内外の産業界への周知と十分な時間をかけた調整、段階的な規制導入の必要性

（1）立法作業自体についての十分な周知と、内外の産業界との意見交換機会の確保

公開草案は、意見募集で提出された意見も踏まえながら、更に成案に向けて検討が進められるものと思います。しかしながら、一部のマスコミにしか取り上げられていないこともあり、経済関係に多大な影響を与える法案にもかかわらず、草案の存在を認識していない経済界の関係者が多数を占めます。この状態で立法作業が進められるとすれば、後になって大きな混乱を招くことは必至と思われます。

特に今回の草案では、通常兵器関連の汎用貨物・技術等の規制が新たに導入されることとされています。その規制導入自体は、国際輸出管理レジームにおいて一般的に行われていることですからもちろん問題ではありません。しかし、通常兵器関連の汎用貨物・技術は大量破壊兵器関連物資等とは異なり、極めて広汎な民生品・技術を対象とすることになります。それらの製品等は、「世界の工場」である中国において、外資企業も含めて生産・輸出がなされる製品が多数含まれているほか、今後中国において研究開発や生産・輸出を計画しているベンチャー企業の新規技術領域を含む製品等も対象となる可能性があり、現在および将来の対外貿易や投資に多大な影響をもたらすことになります。場合によっては、これらの製品等を中国で生産し輸出しようとしている企業等にとっては、中国の輸出管理法に適合させるために新たに開発しなおす必要が出てくるため、コスト増につながるだけでなく、中国固有の品質問題等を生じさせる原因となる恐れもあります。

さらに、このような事情が発生する可能性を関係者に十分に理解と準備なく立法化が進められ施行された場合、産業界において生じる可能性がある混乱は、業種横断的な広汎で深刻なものになる恐れが否定できません。

そしてその混乱は、既に述べたように、中国側にとっても対外貿易や投資環境に多大な影響を与え、大きな不利益になることも少なからずありますので、立法作業の上での検討材料として、内容を十分理解した上での広汎な意見や質問の集約が、より一層必要となっていると思われます。

このため、公開草案の存在と内容とを改めて十分周知し、引き続き広く意見交換の機会を確保していただくようにお願い致します。また、中国内で貿易・投資関連事業を行っている諸外国の組織や外資系企業に対する説明や、中国と密接に貿易・投資を行っている主要国における説明会などにより、輸出管理法の趣旨、内容、細則やガイドラインの制定、施行、運用の予定等を含む計画や実施方策について説明いただき、意見交換の場を設けていただくことを要望致します。

（2）細部まで含めて明示された後の十分な猶予期間の確保と、規制の段階的な導入

規制については、法律だけでなく、その運用についての細部まで含めて明らかにならないと、関係の産業界側としては準備ができません。例えば、輸出許可について以下に列挙したような点が明らかにならないと、対応準備を進めることができません。

- 個別許可と包括許可、許可例外とがどのように使い分けがなされるのか、
- 自主管理の水準によってどのような優遇がなされるのか、
- カントリーグループがどのような基準でどのように仕分けがなされるのか、

中国で対外貿易、投資を行う企業は、それらが明らかになった後に、中国に関係するサプライチェーンについてどのように影響してくるかを検討し、必要な対応を進めることになります。特に、通常兵器関連規制については広汎な製品・技術が対象となり、中国に進出している企業だけでも大企業から中小企業まで膨大な数に及び、さらにそのサプライチェーンは中国内外の幅広い地域に広がっています。例えば、日本で部品製造を行い日本の製品製造企業に納入しているような中小企業は本国の輸出規制でさえ、必ずしも十分に理解しているわけではあ

りません。このような企業も含めて、必要な範囲で規制内容を理解し、適確な対応ができるようにするためには、場合によっては年単位での、相当程度の期間の準備が必要となってくるものと思われます。また、具体的な対応を進めていく間に多くの問題が発生することも十分に考えられ、対外貿易や投資の促進を阻害することのないよう慎重な対応が必要となります。

このような実情から、細部が固まった後に十分な猶予期間の確保をお願いするとともに、すべての規制を一度に実施するのではなく、段階的に導入していくことも含めて検討をお願い致します。

2．貿易・投資環境の大きな阻害要因になり得る制度の再検討
―“Level Playing Field”原則に即した制度が必要

安全保障輸出管理制度は、国際的な平和と安全の確保に必須の制度であり、公開草案の起草趣旨の柱の一つにあるとおり、国際的規則とリンクを図ることにより国際協力を円滑にすることが必要と思われます。

他方で、輸出管理の一般的原則として、“Level Playing Field”というものがあります。それは、国際輸出管理レジームでの合意に基づく世界共通の制度・運用から乖離した制度運用をすると、その当該国の企業、産業界の競争条件が、他国と比べて不利になる恐れがあるから、それは避けられるべきである、という原則です。

各国では、より効果的な輸出管理を実現するために、産業界と規制当局が規制の合理化などについて協議を重ねるのが常であり、その際に踏まえるべき原則として双方に認知されているものです。

国際的に一般的な制度・運用と乖離した制度運用は、通常の企業活動の円滑性を損ね、企業に大きな負担をもたらす恐れがあります。日本の産業界においても、制度・運用における問題点を、継続的に企業等から吸い上げ、規制当局との間で協議を行い、適切な法制度・運用となるような合理化を働きかけてきております。

このような観点から公開草案を見ると、中国で活動する外資企業を含む中国の国内企業から見て、“Level Playing Field”原則に照らして不利となり、中国の対外貿易や投資環境を大きく阻害する恐れがある制度も含まれているのではないかと感じられます。

その主要なものは、再輸出規制とみなし輸出規制です。これらは、国際輸出管理レジームで一般的に合意されている制度ではなく、特異な制度と言えます。国際的な貿易や投資において国際輸出管理レジームと異なる固有の制度を設けることは、良好な国際的貿易・投資環境を確保するという観点からみて、大きな障害となるものです。同様の制度が米国で導入され、大量破壊兵器関連貨物等の拡散防止の面で一定の担保手段となっていることは理解していますが、他方で、国際的な貿易や投資の潜在的、顕在的な障害となっていることも事実です。今後、対外輸出を拡大し、また積極的にグローバルな創新資源を活用して戦略的新興産業分野で国際的に主導的な地位を獲得するという目標を達成する上で、米国と同様の制度を設けることが有益であるとは思われず、外資企業や外国技術者の積極的活用による産業のグレードアップ転換という政策にマイナスの影響を生じさせることになると思われます。

以下、具体的にその意味合いをご説明します。

（1）再輸出規制

①再輸出規制全般

再輸出規制は、米国において導入されてはいますが、基本的には規制の域外適用であり、国際法上疑義があるということは、日欧政府は以前から指摘してきています。CISTECとしては、廃止（輸出管理制度が整備されている国が輸出先であれば、当該国に委ねる）を要請してきています。

そのような国際法上の疑義は別としても、再輸出規制には多大な副作用やデメリットがあります。中国から輸入した製品自体、あるいは、中国から輸入した部品等を一定割合以上使った製品等を、輸入国から再輸出する場合に中国政府の許可が必要ということになれば、中国製品の使用はリスクとなり、海外の産業界では、その使用を回避する強いインセンティブが生じます。複雑な計算式に基づいて、中国製品が含まれている割合をいちいち計算しなければならなくなります。また、様々なサプライチェーンを通じて供給される製品がそもそも中国原産品なのか、そうだとして規制対象なのかを判断できなけれ

ば、原産割合の計算さえできなくなります。米国においても、現状では、規制対象かどうかの輸出先への通報も義務化されておらず、実効面で問題がある制度となっています。しかし、それでも極力,その原産性と規制対象か否かを追求する努力をするとなれば、それは膨大な手続き的負荷であり、それだけで、中国製品の使用を回避する強力なインセンティブになり得ます。仮に使うとしても、設定された中国原産品の使用比率より低くなるように「企業努力」することとなります。そのような負担が多くの製品について発生することになれば、調達先を中国以外に求める検討を始めることになるでしょう。

この点は、米国の再輸出規制においても、同様の事態が現実に生じたことがあります。欧州の航空宇宙産業界は、米国製品の使用を回避する動きを顕在化させたことがありました。また、日本からもCISTECが再輸出規制の廃止を公式に要請したことも踏まえて、米国商務省BISは、2009年に、再輸出規制が米国製品に与える影響について公式にパブリックコメントを募集しました。CISTECでは、会員企業アンケート結果を踏まえて、米国再輸出規制に伴う多大な負担の実態と、代替品が他国から調達できるのであれば米国製品の調達は回避するとの回答が多くを占めたことを米国商務省（BIS）に伝達しています。

このような状況の下で、全米横断的な製造業団体が、米国の再輸出規制の存在が、米国のビジネスを阻害しているとの観点から、欧州、日本の産業界からヒアリングをし、問題提起をしたこともありました。

日欧の産業界は、米国の再輸出規制に伴う負担の重さを実感しており、これが中国において、広汎な通常兵器関連の汎用製品等に関する輸出規制を初めて導入するのと併せて導入されるとなれば、そのマイナスのインパクトには多大なものがあります。

② 中国の原産性を問わない再輸出規制

草案では、中国原産のデミニミス・ルール以外に、その原産性を問わず、輸出先国からの再輸出を許可対象にしているように見えます。しかし、それでは、日米欧等の諸外国から輸入した（すなわち中国原産ではない）部品、素材を使用して製造した製品を中国から輸出した相手国から、第三国に輸出する場合まで中国政府の許可対象になってしまいます。

このような規制は米国でも採用されていませんし、もし導入されるのであれば、外資企業や中国企業によって活発に行われている加工貿易が大きく阻害されてしまいます。

（2）みなし輸出規制

中国国内の外国企業、外国人(外国籍者)に対する物資、技術、役務の提供を許可制にするという広汎な「みなし輸出規制」条項もまた、中国国内での外資企業の活動に大きな制約を課すことになるのではないかとの懸念をもたらしています。

国際輸出管理レジームでは、みなし輸出規制の導入は一般的義務としては規定されておらず、このような広汎な規制を規定している国は他にありません。

すなわち、まず、米国は、国内の外国人(外国籍者)に対する技術、ソフトウェアのソースコードの提供を規制していますが、国内の外国人(外国籍者)に対する貨物やソフトウェアのオブジェクトコードの提供は規制しておらず、また、技術、ソフトウェアのソースコードの提供規制についても、多くの許可例外もあり、企業活動の円滑性確保との間でバランスが取られています。

また、米国以外では、国内の外国人(外国籍者)に対する提供を一律に規制している国はありません。非居住者に対する提供を一定の条件で規制している国は一部ありますが、主たる対象は、その国の国内組織に属しない留学生、研修生、研究者、出張者等です。

さらに、世界では、国内の外国企業への提供を規制している国はありません。すなわち、何らかの規制がある日米欧では、国内の外資企業は国内法人として位置づけられるため、これに対する提供規制はなく、国内での企業活動に大きな影響を与えるものとはなっていません。

中国の草案におけるみなし輸出規制の場合、国内の「外国企業」の中に、合弁企業や独資企業等の外資企業全般が含まれ、更に、企業内の外国人社員との技術的やり取りまで含めて規制対象となり、加えて、技術に留まらず物資、役務の提供までが対象となるのだとすれば、世界に例のない異質の制度と

なってしまいます。

もしこのような異質な制度が導入されるのであれば、中国国内の外資企業と中国企業との国内取引全般に規制が及ぶことになり、これまで特段の規制もなく円滑に行われてきた国内取引が阻害される懸念があります。外資企業の製品等に使われる部材について、中国原産品割合の向上が進んできている中、それらを調達する場合に規制対象となるという事態は想像しづらいものがあります。中国企業にとっても、国内の取引において、相手方が外資企業であるかを判別し、取引貨物・技術等が規制対象かどうかを判定した上で行うことになってしまいますが、それは現実的とは思えません。

また更に、企業内の外国人社員とのやり取りも含めて規制対象になるのだとすれば、海外本社からの出向幹部・社員との間で日常的に行われている技術的打ちあわせ、協議、あるいは社内データベースへのアクセス等が円滑にいかなくなるのではないか、との強い懸念が生じます。また外資企業が海外の本社や地域拠点からキーデバイス等を輸入する場合、その製品、技術等を外国人幹部、出向者らとシェアすること自体も規制対象となってくる可能性がありますが、それでは通常の貿易ルーティンが回っていきません。

外資企業といえども、中国の国内法に基づいて設立された企業なのですから、日米欧での扱いと同様に、これは中国法人として位置づけることが適当と思われます。また、外国人についても、中国で設立が認められた組織に属しない留学生、研修生、研究者、出張者等を対象として捉えるとともに、通常の企業活動、研究活動等に大きな支障とならないような包括許可制度や許可例外制度が用意されることが必要と思われます。

また、組織内の機微な貨物、技術等の流出防止という観点からは、輸出管理法制度によるのではなく、企業秘密の保護の枠組みの法制度により、直接関係しない社員や部外者によるアクセスを制限するという法制度により担保することが一般的なものだと理解しています。日本においても、それは不正競争防止法に基づく営業秘密の保護の枠組みにより規制されているところです。

このように、再輸出規制と広汎なみなし輸出規制とは、中国との貿易・投資に関係する諸外国の産業界にとって大きな不安要素を含むものです。そして、今後、国際協調の推進や外資の活用を通じて、より一層の産業発展を図ろうとする姿勢とは、正反対の方向性を示しているような印象を受けます。

また、これまで中国においては、技術者や経営幹部等の多くの外国人が外資企業等において活躍し、中国の産業発展に寄与してきました。そのような状況に悪影響を与える制度が導入されようとしていることに、強い当惑を覚えます。

中国が、国際協調のもとに、今後一層の発展を目指す中で、諸外国の産業界もそのような中国において企業活動を一層活発化させていくことを願っています。中国製造2025等の国家計画において掲げられたハイテク分野の製品・技術の発展にとって、対中投資の促進は引き続き重要な政策でしょうし、対外貿易の発展にとっても、外資企業や外国人の役割は、大きなものであり続けると確信するものです。

そのような中で、輸出管理制度における“Level Playing Field”原則から乖離する形で、改革開放の一層の推進とそのための貿易・投資環境の向上という方向性と相反するように受け止められる制度を敢えて導入するのだとすれば、諸外国の産業界の困惑は大きなものになると思われます。　現在、中国からの輸出のうち、外資企業によるものが多いと言われています。これらの中国の産業・経済の発展に貢献をしている外資企業の活動に、“Level Playing Field”原則から乖離した異質な制度によって大きな制約を加えることは、中国にとって大きなデメリットと考えられます。

輸出管理法制度の世界においては、その法目的の実現と企業活動の円滑性確保の両立は、常に課題であり続けます。これは、規制当局と産業界との間で問題となるだけでなく、規制当局と、貿易・投資、産業の振興の推進部局との間でも問題となり得る課題と思われます。このため、立法担当部局におかれましては、内外の産業界に加えて、それらの振興部局との間でも、規制措置に伴う様々な影響についても慎重に議論され、国際輸出管理レジームに即した制度運用の下での“Level Playing Field”原則から乖離がないような形で、両課題についてバランスのとれたものとなるよう、お願い申し上げる次第です。

３．国際輸出管理レジームに即した規制実施の必要性

（１）国際輸出管理レジームに即した規制リストの制定

起草説明では、国際的な義務の履行、国際協力との趣旨が主要な柱として謳われています。世界各国は、４つの国際輸出管理レジーム合意に基づいて、制度を構築・運用しているのが一般的です。国際レジームに参加していない国でも、それに準じた制度・運用としているのが通常ですし、規制対象品目は、毎年のレジーム会合での合意に基づいて世界共通のものとなっています。

規制対象品目・技術等が、国際レジーム合意のものと異なってくると、その負担は多大なものになってきます。起草説明では、「国際規則とのリンクを促進し、国際協力を強化する」とされていますので、通常兵器関連規制リストについては、ワッセナー・アレンジメントで定められている規制リストに即したものとしていただくよう強く要望します。

（２）輸出審査時の不合理な技術開示要求の抑制

輸出審査の際に、該非判定と最終ユーザー・用途の審査とを行うことは当然のことです。ただ、輸出者による該非判定については、輸出者自身が行うものが尊重されることが通常であり、審査当局自身が確認のために行うとしても、輸出者の判定に不審があるような場合に限定されています。中国の輸出管理法の実施において、そのような国際的に一般的な運用ではなく、恒常的に、当局から製品について不合理な技術開示要求をされるのではないかとの懸念があります。

中国では情報通信機器を始めとして、多くの先端工業製品が製造・輸出されていますが、キーデバイスや技術を外国から輸入しているケースも少なからずあります。その中には、輸出国元の輸出管理法に基づき許可を得た上で中国に輸出されているものもあります。もし中国の輸出許可当局が、一度適正に輸出許可されたこうしたキーデバイスや技術に対して技術開示要求を行うことは、国際輸出管理レジームに即した規制実施という点で合理性がなく、安心して外国からのキーデバイスや技術を調達できなくなり、結果として、中国からの先端工業製品の輸出が困難となりかねません。

（３）最終ユーザー・用途に関する実地検証の方法、条件等の再検討

輸出後に最終ユーザー・用途の実地検証権限が規定されています。輸出管理において、最終ユーザー・用途の懸念の有無を慎重に審査することは必須であり、輸出後の使用状況についても、ケースによってはフォローが必要であることは理解できます。

しかしながら、輸出先での実地調査権限を法律で規定するということになると、それは主権の域外適用という性格を帯びてくることになります。国際輸出管理レジームでは、エンドユースの検証方法としては、大量破壊兵器開発等の用途に転用懸念がある特に機微度が高いものに対象を限定し、輸出許可の際に最終ユーザーから最終用途誓約書を提出させた上で、使用状況の報告をさせたり、再輸出の場合には輸出管理当局の承認を求めたりするのが一般的です。もし現地確認するとしても、最終ユーザー所在国政府との協調の下に行われるべきものであり、それは、国際法上の要請とのバランスを踏まえた方式だと理解しています。

このような観点から、エンドユース検証方法、条件等について、慎重な再検討が必要と思われます。

４．産業振興、通商政策的要素の再検討 ―WTOに即した制度・運用の必要性

（１）「平和と安全」以外の考慮要素としての「国際競争力」「国際市場への供給」等や、「対等原則」

安全保障輸出管理においては、あくまで国際的及び自国の平和と安全の確保が目的であり、そのような共通の目的に立って、各国は国際輸出管理レジームに即した制度を整備しています。

他方、草案では、規制リストの制定においては、「国家の安全」「国際的義務」以外に、「貿易や産業の競争力」「国際市場における供給」「技術の発展」に対する影響等を考慮すべき旨が規定されています。それらの要素は、多分に産業振興や通商政策上の要素だと感じられ、 平和と安全を目的とする輸出管理制度においては、異質な要素だと思われます。なお、「国際市場における供給」が、いわゆる”Foreign Availability”（＝世界のどこでも容易に入

手可能となっているものについては、規制の意味がないので規制対象からははずすとの原則）を意味しているのであれば、その旨が明確にされることを要望します。

それらの要素を目的とする輸出規制であれば、WTO等の別途の通商等に関する国際ルールとの関係が生じると思われます。

また、中国に差別的な輸出規制を行った国に対して相応の措置を取ることを定める「対等原則」についても、紛争処理手続きに基づいて解決されるべき国際ルールとの関係で問題が生じるものと思われます。

（2）「重要戦略稀少物資の保護」

起草説明において、立法の必要性として指摘されている中で、国家の安全確保、調査権限の強化、国際的義務の履行、国際協力の強化等の点は、輸出管理制度の整備の上で十分理解でき、また歓迎するものです。

しかしながら、「重要戦略稀少物資の保護」については、安全保障輸出管理制度上の対象物資としては、他に例がありませんし、検討過程におけるCAITECの研究報告においても、国際訴訟問題への対処として、（安全保障）輸出管理規制における稀少鉱物資源織り込みの必要性」が述べられています。

このような点を踏まえれば、WTOによる通商上のルールとの関係でも問題を惹起するのではないかと考えられますので、政府ベースでの慎重な協議をお願い致します。

以上

別添２　経済産業省宛の要請書（2017年12月５日提出）

平成29年12月５日

経済産業省御中

中国輸出管理法草案の件（要請）

一般財団法人　安全保障貿易情報センター（CISTEC）
日本機械輸出組合（JMC）
一般社団法人　日本貿易会（JFTC）
一般社団法人　電子情報技術産業協会（JEITA）
一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）
一般社団法人　日本化学品輸出入協会（JCEIA）

日頃、産業界の内外での経済活動につきまして格別のご指導を賜り、有難うございます。

さて、私ども６団体では、日本経済団体連合会、日本商工会議所の御賛同の下に、中国商務部に対して、本年６月に公開された中国輸出管理法草案に関し、別添の通り、意見書を提出致しました（中文にて提出）。

世界経済において大きな比重を占める中国が、責任ある役割を果たすとの観点から、国際的な平和と安定に資するための安全保障輸出管理制度を整備することについては、日本の産業界としても基本的には歓迎するものです。これまで、日米EUの各ご当局がアウトリーチ活動を通じて法整備を促してきたことが結実することは、喜ばしいことと受け止めております。

しかしながら、公表された草案及び起草説明等を精査しますと、様々な問題点を包含し、対中貿易・投資活動に関わる産業界として大きな懸念を抱かざるを得ないとの判断に至り、それらの点を意見書としてとりまとめた次第です。同意見書での主要な問題意識は、大別すると以下の通りです。

（１）通常兵器関連の汎用品・技術が新たに規制対象となることから、極めて広汎な分野の多数の企業に、企業規模を問わず関係してきます。このため、十分な理解と準備期間がないままに拙速に立法が進められれば、内外の経済活動全般に大きな混乱を招きかねません。

（２）再輸出規制や広汎なみなし輸出規制を始めとして、国際輸出管理レジーム合意とは異なる異質な制度や、規制の域外適用に当たる制度も含まれています。これらは、単に輸出管理制度としての問題に留まらず、中国との貿易・投資環境に著しい悪影響を及ぼし、中国との取引自体に様々なリスクをもたらしかねないものと憂慮しております。それらのリスクは、大企業のみならず中小企業にも及ぶほか、中国と直接の取引をしていない企業にも及ぶ可能性があります。

（３）WTO等の国際経済ルールとの関係でも、規制の上での国際競争力等への配慮規定や、中国に対する差別的扱いをする国家へのいわゆる「報復条項」など、問題となるおそれがある条項が含まれています。更に、起草説明において、「重要戦略稀少資源の保護」が起草目的の一つとして言及され、また、起草過程における商務部関係研究機関の研究報告では、経済主権等の観点から輸出規制の必要性が指摘されています。そして、国際訴訟への対処として、「安全保障」を理由とすべき旨が述べられています。もしそのような目的の下にレアアース、レアメタル等の稀少鉱物資源が輸出規制対象となるのであれば、経済活動に再び混乱をもたらし、WTOルールとの関係でも問題を惹起する可能性が否定できません。

意見書においては、このような問題意識に立って、見直しを含む慎重な検討を要請しているところです。

私ども日本の産業界においては、欧米の産業界とも連携を図っており、本意見書の内容と問題意識についても共有を図ってきているところです。今後も更に、共同での要請を含め連携を強め、中国政府に対する働きかけを行っていく考えです。

貴省におかれましても、私ども産業界の問題意識と懸念とをご理解賜り、政府ベースでの必要な対応をお願いできれば幸いです。

以上

〈2〉平成29年度　安全保障貿易管理説明会 政省令等改正内容と質疑応答

CISTEC　事務局

平成29年度の政省令等改正は、平成29年11月22日に政令（＝輸出令）が公布され、輸出令別１の２の項（13）の誘導炉、アーク炉等に「部分品」が追加規制、５の項（13）のセラミックの半製品若しくは一次製品の規制削除、７の項（８）のエンコーダに「部分品」が追加規制されました。

輸出令別表第１関連等の省令、告示、通達は、平成29年12月６日に公布されました。

政令、省令、告示、通達等の施行日は、平成30年１月22日です。

安全保障貿易管理説明会〈政省令等改正の説明（輸出令別表第１関連等）〉は、平成29年12月７日東京、13日大阪、14日名古屋で行われました。その際の資料の一部と質疑応答の一部を掲載しています。質疑応答に関しては質問、回答ともにそのままではなく、再構成している場合があります。回答保留の質問については当日の会場での質疑応答を掲載しておりますが、後日すみやかになんらかの方法で回答を公表いたします。また、改正部分以外の質問に関しては割愛しています。

実際の輸出管理業務についての手続きや判断及び解釈に関しては、必ず最新の法令によって各自の責任で行ってください。

II.　質疑応答部分の編集と文責と（注）はCISTEC事務局（調査研究部：千葉／情報サービス・研修部：古川）です。

Ⅰ．改正概要

武器関連（１の項関係）

1）反応材料に係る規程の追加【規制内容の明確化】

WAにおいて、反応材として弾頭のライナー等のために用いられる粉末及び当該粉末からなる成型品が追加されたため、所要の改正を行う。

・運用通達の１の項【通達】

2）火薬類の除外対象の追加【規制内容の明確化】

懸念用途に用いられるおそれが低いものについて、除外規定の追加を行う。

・運用通達の１の項【通達】

原子力関連（２の項関係）

1）細粒ステンレス鋼に係る規定の改正【規制内容の明確化】

NSGにおいて、重水素等の製造に用いられる蒸留塔の材料に係る規格の明確化があったため、所要の改正を行う。

・運用通達の２の項【通達】

2）数値制御及び輪郭制御に係る規定の改正【規制内容の明確化】

NSGにおいて、工作機械等の数値制御等に係る規格の明確化があったため、所要の改正を行う。

・運用通達の２の項【通達】

3）測定装置の重複排除に係る規定の追加【規制内容の明確化】

NSGにおいて、工作機械との重複排除に係る規定が追加されたため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第１条第17号【省令】

4）プラズマ炉及び電子ビーム炉の部分品に係る規定の追加【規制強化】

NSGにおいて、プラズマ炉及び電子ビーム炉の部分品が規制対象として追加されたため、所要の改正を行う。

・輸出令別表第１の２の項（13）【政令】

・貨物等省令第１条第18号【省令】

・貨物等省令第15条第１項第２号【省令】

化学・生物兵器関連（３の項、３の２の項関係）

1）弁又はその部分品に係る規定の改正【規制内容の明確化】

産業界からの要望を踏まえ、規制対象となる弁の部分品の規定ぶり等の明確化のため、所要の改正を行う。

・運用通達の３の項【通達】

2）デングウイルスの削除【規制緩和】

AGにおいて、デングウイルスが規制対象から削除されたため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第２条の２第１項第１号【省令】

3）毒素に係る規定の改正【規制内容の明確化】

AGにおいて、ビスカムアルバムレクチン、ベロ毒素及び志賀毒素様リボゾーム不活化蛋白質の名称の変更があったため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第２条の２第１項第３号【省令】

・運用通達の３の２の項【通達】

4）物理的封じ込めに用いられる装置に係る規定の追加・改正【規制強化・規制内容の明確化】

AGにおいて、物理的封じ込めに用いられる装置の部分品が規制対象として追加されたため、所要の改正等を行う。

・貨物等省令第２条の２第２項第１号及び第６号【省令】

・運用通達の３の２の項【通達】

5）クロスフローろ過用の装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】

AGにおいて、クロスフローろ過用の装置の除外対象が明確化されたことから、所要の改正を行う。

・貨物等省令第２条の２第２項第４号【省令】

・運用通達の３の２の項【通達】

ミサイル関連（４の項関係）

1）推進装置に係る規定の追加【規制強化】

MTCRにおいて、ゲル状の燃料ロケットの推進装置等が規制対象として追加されたため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第３条第３号【省令】

2）推進薬に係る規定の追加・改正【規制強化・規制内容の明確化】

MTCRにおいて、ゲル状の推進薬が規制対象として追加され、加えて、グリシジルアジドの重合体の規制内容が明確化されたため、所要の改正等を行う。

・貨物等省令第３条第７号【省令】

・運用通達の４の項【通達】

3）フィラメントワインディング装置等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

今般、WAでのフィラメントバンドの定義が追加されたことに伴い、その規定ぶりとの平準化をするため、所要の改正を行う。

・運用通達の４の項【通達】

4）複合材料に係る規定の改正【規制内容の明確化】

MTCRにおける規制対象をより明確化するため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第３条第16号イ【省令】

5）セラミック複合材料に係る規定の追加【規制強化】

MTCRにおいて、セラミック複合材料が規制対象として追加されたため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第３条第16号ヘ【省令】

6）加速度計又はジャイロスコープを用いた装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】

MTCRにおいて、加速度計又はジャイロスコープを用いた装置の規制内容が明確化されたため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第３条第17号【省令】

・運用通達の４の項【通達】

7）振動試験装置及びその部分品に係る規定の改正【規制内容の明確化】

振動試験装置等の用途が重複して規定されていたため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第３条第25号イ【省令】

8）熱空気力学試験装置に係る規定の追加【規制強化】

MTCRにおいて、熱空気力学試験装置が規制対象として追加されたため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第３条第25号ヘ【省令】

9）無人航空機の使用のプログラムに係る規定の追加【規制強化】

MTCRで規制対象となっている無人航空機の使用に係るプログラムを追加するため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第16条第１項第12号【省令】

・役務通達の４の項【通達】

先端材料関連（５の項関係）

1）繊維製造用の装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、フィラメントバンドの定義が明確化等されたため、所要の改正を行う。

・運用通達の５の項【通達】

2）二ほう化チタンに係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、規制内容が変更されたため、関連規定の削除を行う。

・貨物等省令第４条第12号イ【省令】

3）セラミックの半製品及び一次製品の削除【規制緩和】

WAにおいて、セラミックの半製品及び一次製品が規制対象から削除されたため、関連規定の削除を行う。

・輸出令別表第１の５の項（13）【政令】

・貨物等省令第４条第12号ロ【省令】

・運用通達の５の項【通達】

4）セラミック複合材料に係る規定の改正【規制強化・規制内容の明確化】

WAにおける規制対象範囲に変更はないが、より厳格な管理を必要とする貨物に指定されたため、所要の改正等を行う。

・貨物等省令第４条第12号ハ・ニ【省令】

・貨物等省令第17条第１項第２号・第２項第２号・第６項第１号【省令】

・告示貨物【告示】

・使用技術告示【告示】

・包括許可要領の５の項【通達】

5）セラミックの材料となる前駆物質に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、規制対象が明確化されたため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第４条第12号ホ【省令】

・運用通達の５の項【通達】

材料加工関連（６の項関係）

1）軸受に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、規制対象が明確化されたため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第５条第１号イ【省令】

・運用通達の６の項【通達】

2）工作機械に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、パラレルメカニズムのフライス削りをすることができる工作機械が削除されたため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第５条第２号ロ【省令】

・運用通達の６の項【通達】

エレクトロニクス関連（７の項関係）

1）集積回路に係る規定の改正【規制強化・規制緩和】

WAにおいて、規定内容が変更されたため、所要の改正等を行う。

・貨物等省令第６条第１号【省令】

・運用通達の７の項【通達】

2）マイクロ波用機器等に係る規定の改正【規制強化・規制緩和】

WAにおいて、規制内容が変更されたため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第６条第２号【省令】

・運用通達の７の項【通達】

3）エンコーダの部分品に係る規定の追加【規制強化】

WAにおいて、エンコーダの部分品が規制対象として追加されたため、所要の改正を行う。

・輸出令別表第１の７の項（８）【政令】

・貨物等省令第６条第８号【省令】

4）アナログデジタル変換器に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおける規制対象をより明確化するため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第６条第10号【省令】

5）スペクトラムアナライザーに係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、規制内容が変更（既存の規制内容に要件が追加）されたため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第６条第12号【省令】

6）エピタキシャル成長装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、規制内容が明確化されたため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第６条第17号【省令】

7）ヘテロエピタキシャル成長結晶を有する基板に係る規定の改正【規制緩和・規制内容の明確化】

WAにおいて、規制内容（除外対象範囲）が変更されたため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第６条第18号【省令】

・運用通達の７の項【通達】

8）真空電子デバイスに係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおける規制対象をより明確化するため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第19条第５項第５号【省令】

・役務通達の７の項【通達】

コンピュータ関連（８の項関係）

1）電子計算機に係る規定の改正【規制緩和・規制内容の明確化】

WAにおいて、電子計算機に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第７条第３号・５号【省令】

・運用通達の８の項【通達】

2）電子計算機に係る技術の規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第20条第２項【省令】

通信関連（９の項関係）

1）伝送通信装置等に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、伝送通信装置等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第８条第２号・８号の２【省令】

・貨物等省令第21条第２項【省令】

・運用通達の９の項【通達】

・役務通達の９の項【通達】

2）暗号装置等に係る規定の改正【規制強化・規制緩和・規制内容の明確化】

WAにおいて、暗号装置等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。なお、今般、WAの原文に規定された順番となるよう併せて見直しを行う。

・貨物等省令第８条第９号～第12号【省令】

・貨物等省令第21条第１項【省令】

・無償告示【告示】

・使用技術告示【告示】

・運用通達の９の項【通達】

・役務通達の９の項【通達】

3）マイクロ波用集積回路に係る技術の規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第21条第３項【省令】

・役務通達の９の項【通達】

センサー・レーザー関連（10の項関係）

1）レーザー発振器に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、持続波レーザー発振器及びパルスレーザー発振器の規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

・貨物等省令第９条第10号【省令】

2）レーダーに係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、「航空機」及び「周波数ホッピング」の定義が明確化されたため、所要の改正を行う。

・運用通達の10の項【通達】

航法関連（11の項関係）

1）加速度計に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、加速度計の規制に関する一部の解釈が明確化されたため、所要の改正を行う。

・運用通達の11の項【通達】

2）慣性航法装置等に係る規定の改正【規制内容の明確化】
これまで通達に規定していた除外対象を明確化するため、所要の改正を行う。
・貨物等省令第10条第３号【省令】
・運用通達の11の項【通達】

3）アビオニクス装置に係る技術の規定の改正【規制強化・規制緩和】
これまで通達に規定していた除外対象を明確化するため、所要の改正等を行う。
・貨物等省令第23条第３項【省令】

推進装置関連（13の項関係）

1）ガスタービンエンジンの部分品を製造するための工具に係る規定の改正【規制緩和】
WAにおいて、粉体を製造するための工具が除外対象として追加されたため、所要の改正を行う。
・貨物等省令第12条第19号【省令】

2）航空機用ガスタービンエンジンに係るプログラムの規定の改正【規制内容の明確化】
WAにおける規制対象をより明確化するため、所要の改正を行う。
・貨物等省令第25条第２項第３号【省令】

3）ガスタービンエンジンの部分品に係る技術の規定の改正【規制内容の明確化】
WAにおける規制対象をより明確化するため、所要の改正を行う。
・貨物等省令第25条第３項第２号【省令】
・役務通達の13の項【通達】

機微品目（15の項関係）

1）ガスタービンエンジンの部分品に係る技術の規定の改正【規制内容の明確化】
WAにおいて、規制対象が明確化されたため、所要の改正を行う。
・役務通達の15の項【通達】

その他

1）提出書類通達の改正
横浜通商事務所の移転に伴い、所要の改正を行う。

※その他、技術的・修辞的な観点から所要の改正を行う。

Ⅱ．質疑応答

〈1の項〉

運用通達の１の項の「火薬類」の解釈で、民生用自動車の緊急保安炎筒については、「次のいずれかに該当するものを除く。」として規制が明確に除外されていますが、民生用自動車以外の、例えば船舶や飛行機の緊急保安炎筒についてはどのような扱いになっているのでしょうか。

民生用自動車緊急保安炎筒は昨年度の改正で除外規定に追加したものですが、それ以外の船舶、航空機用の緊急保安炎筒物については、規定上、明確に規制除外の対象になっておりません。ただし、レジームとの関係でいうとおそらく規制対象としてもそんなに懸念性はないものと考えられますが、もし輸出するものがあるのであれば、当省の安全保障貿易審査課に具体的な製品の資料等をお持ちいただき、ご相談ください。

（注）「火薬類」の解釈の除外規定に「イ.「銃砲弾」の項の右欄に掲げるもの」とあります。「外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品のうち、船舶又は航空機で使用するように特に設計したものであって、関税法第23条に基づく積み込み承認を受けたものを除く。」とあることから、税関が緊急保安炎筒を船用品、機用品と認め「積み込み承認」をしたものは、規制が除外される場合があります。

〈3の項〉

運用通達の３の項の弁やバルブに関する解釈「内容物と接触する全ての部分」ですが、「内容物の漏れ防止のために用いられる」という言葉は交換可能な部分にかかっているので、これは限定されたものと思えるのですが、ご説明では内容の明確化ということでした。規制の範囲等々には全く影響ないと考えて問題ないでしょうか。

「内容物の漏れ防止のために用いられる」という文言は、より明確化を図るという観点から追加していますので、改正前と改正後で規制の範囲が変わるかというと変わってはいません。

（注）「交換可能な部分」を明確に限定するために、「内容物の漏れ防止のために用いられる」をCISTEC生物・化学兵器製造装置分科会から要望して追加していただいたものです。従来は、10A超25A未満、または100A超のボディが該当物質でできたバルブにおいて、閉止部分が非該当材質でできていて交換できる弁の場合に、規制対象部位からこれを除外して、該当と判定することがありました。

〈3の2の項〉

貨物等省令第２条の２第２項第一号の「物理的に封じ込めに用いられる装置」の改正は、「ロ」の（一）から（三）の規定が追加されたことによる規制強化であるとあると説明されました。この「ロ」の規定については、原行のイの「物理的封じ込めのレベルがP三又はP四である施設用の装置」全般の貨物が、ロの（一）から（三）の貨物に限定されたことから、強化ではなく緩和のように思えます。

現行の「イ」の「物理的封じ込めのレベルがP三又はP四である施設用の装置」の「物理的封じ込めに用いられる装置」については、運用通達解釈で「物理的封じ込めに用いることができる装置をいう。」と規定されています。「物理的封じ込め」の部分については、現行の規定ではレジーム上は物理的封じ込めのレベルがP三又はP四の実験室といったものと安全キャビネット等が規制されているわけです。これらとの整合性を考えると「イ」の規定については、今回改正の「ロ」については含まれないのではないかという考え方もあります

が、文言上だけみると「物理的封じ込めのレベルがP三又はP四である施設用の装置」となっていますので、改正後の「ロ」の規定をみても「物理的封じ込めのレベルがP三又はP四である施設に設置するように設計された装置であって…」というのをみると、確かに改正前の「イ」と改正後の「ロ」は同じようなものを指すという指摘はあるかと思います。この点については、改正前の「イ」については、基本的にはレジームの範囲に沿った形で実験室の完成品だけを規制対象としていると考えてよいと思われます。

改正後の貨物等省令第２条の２第２項第一号イに「物理的封じ込めのレベルがP三３又はP四の装置」と、これは現行になかったものが新たに「イ」に入ったので、これは規制強化だと思いますがいかがでしょうか。

ここは基本的に「装置」と書かれていますが、「装置」というのは範囲が広く、レジーム上は「実験室の物理的封じ込めの完成品」を対象としています。輸出令上「装置」とありますが、広辞苑等を調べますと設備等、そういった一体設備、一体のものが含まれる形で規定されていますので、現行の「イ」については、こちらは「施設用の装置」となっていますが、施設という文言については、施設という言葉をもって、実験室が入っている施設一体、例で言うと、病院があって、病院の中に隔離施設等の隔離する場所があるという関係、施設というのが建物一体で、その中の装置というのが実験室、その中に含まれる実験室とします。そういう形でここは当初から規定されているものと考えています。

「改正概要」の「物理的封じ込めに用いられる装置に係る規定の追加・改正【規制強化】」で第一号及び第六号と書かれているのですが、現行の第六号が改正後の第六号イに移動していて、改正後の第六号のロの規定は現行の第一号のロから移動していますので、規制強化ではないと思います。

安全キャビネット等は後ろに移動していまして、エアライン式の防護服という第六号イの規定というのは、現行の規定から移動しているものですのでご指摘の通りです。この点については現行と変わらないと理解していただいて問題ありません。

（注）「改正概要」の当該部分は【規制強化】から【規制強化・規制内容の明確化】に修正されています。

〈５の項〉

輸出令別表第１の５の項（13）では「セラミックの半製品や一次製品」が規制対象から除外されて、セラミックス粉末だけが規制対象になりましたが、例えば圧電セラミックスの粉とか何かであると規制対象になると思うのですが、その粉を使って、焼成された圧電セラミックスについては対象外と考えても宜しいのでしょうか。

セラミックの関係についてはいくつか規制対象があります。現行の貨物等省令第４条第十二号では、セラミックの粉末、半製品、一次製品、複合材料、前駆物質という形で規制対象となっています。今回、半製品と一次製品が削除されており、政令上は粉末のみが規制対象として残っていますが、例えば複合材料として第十二号のニにおいては引き続き、この「セラミック複合材料であって、…」という形で残っていますので、今後とも貨物等省令を読んで判定をしていただく必要があります。その他、セラミック関係については、今回の５の項の部分以外の項番、他の項番においても一部対象となっている部分があると思いますので、その点についてもご確認ください。

貨物等省令第４条第十二号ニ「セラミック複合材料であって、粒子、ウィスカー又は繊維により強化されたもののうち…」というところの「粒子、ウィスカー又は繊維により強化されたもののうち」が削除されたのですが、これは、すなわち対象が広がると理解していいのでしょうか。また、「セラミック複合材料」と「マトリックス」の解釈の変更があるのかというのを確認いたします。

貨物等省令第４条第十二号ニは「粒子、ウィスカー又は繊維により強化されたもののうち」が削除されて、規制対象範囲が広がったように見えますが、（改正概要で述べているように）WAにおける規制対象範囲に変更はありません。運用通達の５の項の「複合材料」の解釈は、「４の「複合材料」の解釈に同じ。」。４の項の「複合材料」の解釈は「粒子、ウィスカー若しくは繊維又はこれらの組合せからなる相とマトリックスからなるもの」となっていて「粒子、ウィスカー又は繊維により強化されたもののうち」は、「複合材料」という用語に含まれており、こうした重複を避けるための改正です。

また、「セラミック複合材料」という解釈はなく、「セラミック」と「複合材料」のそれぞれで解釈があります。「マトリックス」は４の項に「粒子、ウィスカー又は繊維の間の空間を埋める実質的に連続した相をいう。」という解釈があり、５の項の「マトリックス」もこの解釈規定が適用されます。いずれの用語の解釈については、変更はありません。

〈７の項〉

7の項の集積回路に係る規定の改正について、あらためて規制の強化と緩和のところを説明してください。

貨物等省令第６条第一号の集積回路については、規制の強化としましては、新たに規制対象として追加されたものがあります。「ロ」の「アナログデジタル変換機能を有しデジタル化されたデータを記録し、若しくは解析することができるもの」というもの、そして「磁気抵抗メモリー」です。「ロ」に関しては、それ以外に基本的にはレジームの規定の順番に則って入れ替えております。

また、「ワ」の部分はレジームの合意事項に基づいて新たに改正、追加されたものです。（一）と（二）の要件、（一）については、アナログデジタル変換機能を有するような集積回路であって、（二）のものを満たすような、デジタル化されたデータを記録するとか処理するとか、（一）と（二）の両方の要件を満たすものについて新たに規制の対象となり、規制の強化となっています。

緩和については、「ホ」の「アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のもの」の（一）の部分の分解能が変更されています。レジームに基づいた変更であり、緩和と理解できます。

スペクトラムアナライザーに係る規制緩和についてあらためて説明してください。

貨物等省令第６条第十二号の「スペクトラムアナライザー」について、現行の規定は、「スペクトラムアナライザーであって、次のいずれかに該当するもの」とあり、イからホの部分のいずれかひとつに該当すれば規制対象貨物である、という形になっています。たとえば、ホの規定を満たせば現行は規制の対象となっています。しかしながら、改正後はこのホの規定がニの(二)の２として移動しています。ニの規定は柱書で、（一）と（二）の両方に該当して、はじめて規制対象になりますが、これまで、ホの規定を単独で満たせば規制対象であったものが、今後はニの内数の（二）に移動することによって、新たにニの（一）の要件も満たさないと規制の対象にならず、つまり規制の対象となる要件が、新たに１つ追加され、規制対象範囲が限定的になったという意味で、規制の緩和になっています。

パブコメの回答では、運用通達の解釈「貨物等省令第６条第一号ワ（二）１中の記録」として、「アナログデジタル変換した連続的なデータをメモリに保存することをいう。」を追加します、とありますが、公布されたものにはこれがこの中には入っていないようですが・・・。

本件については、パブリックコメントで回答している内容が正しく、ただご指摘のように12月６日に公布されている資料にも入っていないのですが、後日訂正をさせていただきます。
（注）平成29年12月25日に訂正されています。

新設された貨物等省令第６条第一号ワの「入力速度」というのはどの数値をとるのでしょうか。これまで「ホ」の規定で、「出力速度」というのがあって、これとは違うものになるのでしょうか。その場合、「出力速度」の場合は運用通達でサンプリングレートと別名の説明があったと思うのですが、「入力速度」というのは同じように通達がないので、どういった別名や何をもって判定すれば良いのでしょうか。

レジーム上の原文においては「Input」と「Output」と書かれであり、それを忠実に規定に落とし込むと「入力」と「出力」という形なりまして、「出力」については「サンプリングレート」という形で書かれています。今回の「入力速度」についても「Input」と「Output」とレジームで書かれているので書き分けていますが、同じ意味と考えて、「入力」についても「サンプリングレート」として問題ありません。

貨物等省令第６条第一号ワの「入力速度」についてです。集積回路の「入力速度」というのは、集積からICチップに入る時の速度なのかICチップの中でアナログデジタル変換機能を行う回路に入る時の速度なのか、どちらになるのか教えてください。

ADコンバータに入る速度ではなくて、変換した後の速度という意味です。

貨物等省令第６条第二号ホは、現行では、「(マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器を除く。)」が規定の最後になっています。今回の改正で規定の中に入って、「マイクロ波用固体増幅器」にのみかかっているような形に変わっているのですが、これはどういった意図で変更になっているのでしょうか。

そうすると、モノリシックマイクロ波集積回路増幅器を含んだ組立品というのは、該当になるのでしょうか、ならないのでしょうか。

現行の「ホ」では「マイクロ波用固体増幅器又はマイクロ波用固体増幅器を含む組立品若しくはモジュール」の最後に除外規定がありますが、レジームにおいても、この除外規定というのは、マイクロ波用固体増幅器と又は以降の部分についても係るという形で規定されています。ただし、除外規定の法制的な技術的な書き方ですが、「マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器を除く。」という形で、最後は「増幅器」で終わっているので、最初の「マイクロ波用固体増幅器」にしか法制的には係らないのではないか、読み方しかできないのではないかという疑義がありました。要するに「これを含む組立品やモジュール」には、現行の除外規定の書き方ですと判断しづらいのではないかということです。この部分については、改正後はマイクロ波用固体増幅器で、この括弧書きで「除く」と書きつつ、次の「又は」で「これを含む」と書いてありますので、「これ」と書くことによって、「これ」というのはその１つ前の「マイクロ波用固体増幅器であってモノリシックマイクロ波集積回路増幅器を除いたもの」を指していますので、基本的にはこの改正によってこの除外規定の範囲というのが変わったかというと、そこは法技術的な書き方の作法だけの問題だけであって、基本的に除外範囲は変わっていないと理解していただければ結構です。

「これ」というのは「マイクロ波用固体増幅器であって、モノリシックマイクロ波集積回路増幅器でないもの」を「これ」と指しているので、モノリシックマイクロ波集積回路増幅器を含む組立品というのは規制対象ではないということです。

貨物等省令第６条第二号カに新しく追加された送受信モジュール等についてです。これは汎用に設計されたものが対象であって、例えば、輸出令別表第１の９の項の伝送通信装置専用に設計されたものはここの規制対象ではないと考え問題ないでしょうか。

「カ」の送受信モジュール、送受信用モノリシックマイクロ波集積回路については、専用設計されたものというのは省令上規定されていませんので、汎用のものと考えていただき問題ありません。

貨物等省令第６条第八号の、追加されたエンコーダの部分品についての確認です。アブソリュートエンコーダのリング、ディスク、スケールとあるのですが、これはアブソリュートエンコーダの角度検出の性能を左右する部分品という理解で宜しいでしょうか。

ご理解の通りです。

貨物等省令第６条第十号のアナログデジタル変換器の口でデジタル化されたデータを「解析するもの」が「処理するもの」に改正されていますが、デジタル化されたデータを処理するというのは具体的にどのような機能を示しているのですか。

この部分については、今回「解析」から「処理」に改正しましたが、昨年度のレジームで何か変わったというものではなくて、原文では「Processing」とありますので、「解析」ではなくて「処理」の方が適切という意味で改正いたしました。「解析」でいうと周波数を解析という話しになるのですが、「処理」についてはどういったものが処理になるのかということだと思うのですが、これについては、事務局を通して回答させていただきたくよろしくお願いします。

貨物等省令第６条第十八号、ヘテロエピタキシャル成長結晶を有する基板についてです。今回、除外規定が通達から省令に移ったということで、特定の構造を有するもの以外は除外されるとなっていますが、そもそも規制されているⅢ－Ⅴ族化合物はここに列記されていると考え、問題ないのでしょうか。

今般の貨物等省令第６条第十八号の改正についてのポイントは以下の２点です。

①現行、運用通達に規定されている除外規定を貨物等省令に規定（移動）

②新たに除外される貨物として、砒化ガリウム、砒化アルミニウムガリウム及びリン化インジウムの３つを追加

構造としては、通達で除外される対象として「基板」が規定されておりましたので、現行のニのIII－Ⅴ族化合物の内数ではなく、貨物等省令第６条第十八号の柱書きの「基板」から「通達に規定している基板を除く」という形で規定しました。

したがって、「イからニまでのいずれかに該当するものの多層膜からなるヘテロエピタキシャル成長結晶を有する基板」であっても、その多層膜が「III－Ⅴ族化合物に該当するもののうち、括弧書きに列挙されているもののP型エピタキシャル層が一層以上で、当該P型がN型層に挟まれていない場合」の基板は規制対象から除かれる（規制対象ではない）ということになります。

〈9の項〉

貨物等省令第８条第十号から第十三号にかかるところについてです。現行では、貨物等省令と輸出令別表第１の項番との対応ですが、９の項（８）が貨物等省令第８条第十号で、９の項（９）は削除されているので、９の項（10）が貨物等省令第８条第十二号で、９の項（11）が貨物等省令第８条第十三号だったと思います。今回の改正によりまして、この項番と貨物等省令の対応について、あらためて説明してください。

この部分については、貨物等省令で大きく順番が入れ替わりましたけれども、政令の輸出令別表第１の９の項（７）「暗号装置又はその部分品」に対応するものについては、貨物等省令第８条の第九号と第十一号です。また、同９の項（10）が改正後の貨物等省令第８条第十号のイ、同９の項（８）は改正後の貨物等省令第８条第十号のロが対応しています。最後の同９の項（11）は、改正後の貨物等省令第８条第十二号に対応しています。

（注）「輸出令別表第１の９の項（７）と貨物等省令第８条第九号、同じく９の項（８）と貨物等省令第８条第十号ロ、９の項（10）と貨物等省令第８条第十号イに対応するのは明白であるが、貨物等省令第８条第十一号は、９の項の（　）番号が判然としない。原案の貨物等省令第８条第九号の柱書きの除外規定に「第十一号」が規定されているので、輸出令別表第１の９の項（７）と対応することも考えられますが、確認をしたいと思います。」というパブリックコメントに対して「９の項（７）に対応しています。」と回答されています。

暗号の新しく該当となる貨物等省令第８条第九号イと（一）から（四）の判断の仕方について、従来、CISTECのガイダンスで見ると、複数の暗号機能を持っている貨物、部分品については、暗号の種類毎に、該当となる政省令番号を決めていると思います。今回、排他的に（一）から（四）を決めるのだと思いますが、これは暗号毎にやるのか、それとも暗号を持っている製品なり部分品の用途でどれか１つに決めるのかというということについてはどう考えたらよろしいのでしょうか。

まず、貨物等省令第８条第九号イの（一）から（四）の包含関係については、（二）、（三）、（四）において、それぞれ、別の、例えば（二）でいいますと「（一）に該当するものを除く。」と、（三）でいいますと「（一）又は（二）に該当するものを除く。」と（四）については「（一）から（三）に該当するものを除く。」という形で、それぞれ重複排除していますので、どこかに当たるものによって、ここの（一）と（二）とか、両方ここに当たるとか、そういう形の概念は、ここの重複排除規定よりないと思われます。

その点は理解しています。問題は、部分品なり貨物なり、搭載されている暗号毎にこれを判断するのか、そうではなくて部分品なり、その貨物なりの持っている暗号の、入ってるその貨物全体のセットなり部分品の用途で、主たるものが情報セキュリティなのか、通信なのか、それとも電子計算機なのか、それ以外なのかという風に判断してもよいということでしょうか。

ひとつの貨物に対して複数の暗号機能があって、そうした時にどの項番で判定すればよいかという意味でしょうか。それは、コンピュータとか通信とかおっしゃいましたが、多項番で、８の項とか９の項とか、そういう部分で該当するという意味でしょうか。

そうではなく、暗号機能だけです。複数の暗号機能を持っていて、ブラウザーで繋がっているとか、非該当ですけれどもデジタルテレビ関係の機能を持っているだとか、要は、結構複数のデジタル複合の民生器具が増えていますので、暗号機能は多岐に渡っていて、その中で主たる機能のおまけの機能の中で、どうしても該当になるような機能が出た時に、どの項番で見るべきなのか、何も分からなかったら読んで判断していいのか、もっとも分からないから（一）で良いだとか…。

複数の機能があった場合というのは、第九号のイの部分で申しますと、どこかに該当すれば、それは１つの貨物の中に複数の機能があるということなので、その機能、いくつかあるうちのどこかの機能が該当することをもって、該当貨物になります。該当機能を有している貨物が規制の対象になるというのは、ご理解していると思います。その中で、複数の機能があった時に、この省令上のどこに当てはめて、１つに寄せるのか、ここととここ、要は、２つに当たったらそこで該当項番とするのかというご質問だと思いますが、それは、多分、後者の方で、後者というのは、いくつかに当たれば、それは１つに寄せることなく、パラメータシート等も全部チェック項目が１つ１つあり、その１つ１つの項目に対して該当、非該当というチェック欄が設けられていると思います。そこでしっかり該当する箇所は該当とつけていただくと、そういう理解でよろしいかと思われます。

実際に、インボイスか何かには該当になり、許可証を使った時に、その省令番号を書くので、それは全部書くということでしょうか。

ご理解の通りです。

暗号装置等に係る規定の改正のところで、規制強化と規制緩和というのがあります。どの部分なのか、あらためて説明してください。

規制強化については、市販暗号装置と副次的暗号装置の適用除外に関係する、その対応の条文が変わった部分です。例えば、副次的暗号についての対象範囲については、改正後の貨物等省令第８条第九号イの部分は現行の副次的暗号の裏返しとして規定していますので、今後はこのイのみが副次的暗号の適用除外が引き続き使えることになります。現行は、イ以外の部分、ロやハニホの部分についても副次的暗号の適用除外が使えるのですが、今後は、その部分については副次的暗号についてはもう使えなくなるという意味で、規制の対象が広くなります。つまり、これまで除外規定が使えていたものが使えなくなると意味で規制の強化となります。

市販暗号装置についても、適用除外の範囲が変わっています。具体的には、今後も第九号全体は市販暗号装置が使えます。第九号というのは暗号装置の部分で、その柱書の括弧「本号へ」を除くとあります。への部分が市販暗号になりますので、現状の第九号のイとかハニホについては、引き続き市販暗号装置が使えます。市販暗号装置で、規制強化になっている部分については、例えば現行の第九号のロ、暗号解析を行うように設計したものは、副次的暗号と市販暗号の除外規定が適用できたものが、今後は第十一号に移動しまして、適用できなくなります。除外規定が使えなくなると意味でこちらについては規制の強化となっています。

同様に改正後の第十号のイの盗聴の検知機能とロの情報伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置も、これまで副次的暗号装置と市販暗号装置についての除外規定が使えていたものが今後は使えなくなり、そういう意味でこの部分についても規制の強化となります。

以上が、適用除外がこれまで使えていたものが使えなくなるということをもって、許可の対象範囲が増えるという部分が今回の暗号装置の規制強化の主な内容になっています。

一方、緩和については、貨物等省令第８条第九号イ（四）に「２」が追加されています。レジームで新設されたものでありまして、この「２」が追加されたことを緩和という形で理解していただければ問題はないかと

思われます。

現行の貨物等省令第８条第九号イでは「デジタル方式の暗号処理技術を用い、認証、デジタル署名又は複製することを防止されたプログラムの実行のため以外…」ということで除外規定が本文の中であるのですが、この部分は新しい条文にではどこに移動したのでしょうか。この除外規定自身は変わらず除外されているのかということです。

これまでは省令で規定されていましたが、改正後は運用通達の「データの機密性確保のための暗号機能」の解釈部分で、「次のイからトのいずれかのため以外の暗号機能をいう。」という形で「イ」については「認証」、「ロ」については「デジタル署名」という形で移動しています。複製する物については「ホ」の「デジタル著作権管理（複製することを防止されたプログラムの実行を含む。）」となっていますので、この点についても基本的に現行の規制対象範囲、スコープに変更ないと理解していただき問題ありません。

貨物等省令第８条第九号のロの「設計し、又は改造したもの」とあり、これはワッセナーアレンジメントの規定の「designed and modified」というところに対応したのだと思います。その次の「ハ　量子暗号を用いるように設計したもの」についても、ワッセナー上は「designed and modified」となっているのですが、ここでは「設計したもの」で終わっていて「又は改造したもの」と規定ぶりがなっておりません。同じことが、次の「ニ」、「ホ」でも言えて、更に気づいた範囲でいうと貨物等省令第８条第十号のロ、第十一号においても同様のことが言えるのですが、「改造したもの」という文言をあえて外しているのは理由があるのでしょうか。

規定上は外れていますが、規制対象範囲についてはレジームの範囲と同じ範囲と考えて問題ありません。規定ぶりについては、改めてレジームの原文を確認し、今後、見直しを検討したいと思います。

現行の、副次的暗号の除外規定では、情報の記録や通信であるとしても、娯楽施設とか娯楽装置のものは適用できるとあるのですが、それは改正後のものであっても娯楽施設とか娯楽装置のものであれば、除外規定を適用できるのでしょうか。また、それはどの規定をみればよいのでしょうか。

娯楽施設等については、引き続き、レジームで規定されています。改正後は、副次的暗号装置というよりも、貨物等省令第８条第九号のイの規定の「データの機密性確保のための暗号機能」が規制対象になっていますが、運用通達解釈で「データの機密性確保のための暗号機能」というのはどういったものなのかを規定しています。「次のイからトのいずれかのため以外の暗号機能をいう。」の部分で、ご質問については、「へ」の部分で「娯楽施設若しくは装置の有する機能であるもの、商業放送又は医療用の記録管理のために行われる暗号化又は復号」があり、そもそも副次的暗号というより「データの機密性確保のための暗号機能」には入りませんという形になっています。こちらの規定をもって、引き続き該当しないと考えることができます、

貨物等省令第８条第九号（十）の無線パーソナルエリアネットワークについては、現行の貨物等省令第８条第九号カから移してきましたというご説明でした。現行では「暗号標準を用いたもののうち」という表記だったのに対して改正後は「暗号標準のみを用いたもののうち」とあり、（十）は除外規定なので除外範囲が縮小されたように思え、規制の強化になるのではないかと考えたのですが、これはあくまで現行のものと規制範囲は変わらないという理解で正しいでしょうか。

基本的に変わらないと考えていただいて結構です。日本語としての読みやすさという観点から修正していま

す。

運用通達の「データの機密性確保のための暗号機能」の解釈のイの認証部分で、使用者、プロセス又は機器の妥当性を確認することとありますが、どういった内容のエビデンスを残す必要がありますか。

認証の部分については、データの機密性確保のための暗号機能ではありませんということで、規制の対象外・非該当という位置づけになります。この暗号機能は認証のための暗号なのだという妥当性を確認することについては具体的に、どのようなエビデンスや必要な書類を保存・保管しなければならないという規定はありませんので、企業の中で何らかの書面なりで、説明を求められたら説明できるようなものであれば、十分です。

（注）CISTECのパラメータシートで工夫を検討します。

役務通達の９の項、所謂、副次的暗号プログラムについて確認いたします。従来ですと、コンピュータのプログラムで、コンピュータのOS上で動作するアプリケーションプログラムについてはこの役務通達の解釈によって、副次的暗号の条件を満たす場合は、副次的暗号プログラムとして規制除外できた訳ですが、この規定が削除されて、ただ貨物等省令第８条第九号イの（一）から（四）の、これを逆にとった副次的暗号装置、これと同等の機能をもつプログラムであれば多分除外出来そうなのです。ただ、これを見ると、（三）で「電子計算機若しくは情報の記録及び保存若しくは処理を主たる機能として有するもの」とあるのですが、コンピュータプログラムとは、まさに情報の処理を主たる機能とするのであり、こう考えるとコンピュータプログラムは副次的暗号という概念で規制除外できないというふうに理解しなければならないのか。そうではないとするならば、どこを根拠として判定すべきか教えてください。

役務通達で規定されている「副次的暗号プログラム」の部分については、レジーム上、適用範囲が変わったので、除いている形です。というのが、まずは事実関係としての１点目です。もう１点のご質問の件についても中身を確認したいので、事務局を通して改めて回答させていただきます。

役務通達の解釈「貨物等省令21条第１項第九号の除外規定」の用語解説について質問します。

具体的には、貨物等省令21条第１項第九号の除外規定「公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。」の「操作、管理又は保守に関する作業(OAM: Operations, Administration or Maintenance)」に関する用語解説の「ロ ある貨物若しくはあるプログラムの稼動状態又は性能の監視又は管理」に関する質問です。

先ず、質問の背景ですが、インターネットが普及した現在、ホームエレクトロニクス機器(エアコン、冷蔵庫等)の電源ON/OFFや動作設定(温度設定)等の「操作」を室外からスマートフォンにて行う事が出来るようになりました。

この機能は、一般的に、機器の「操作」に必要なデータをスマートフォンがインターネット経由で専用サーバに送信し、専用サーバが操作対象機器にそのデータを送信するといった仕組みで実現され、データ送信時の秘匿性を確保する為にSSL等の通信プロトコルが使われます。

今回の質問は、上記ホームエレクトロニクス機器の「操作」に限定したSSL通信の機能を「公開された暗号標準の一つである対称アルゴリズムAES、鍵長128 bit」方式を使って内蔵プログラムで実現した場合、そのプログラムが貨物等省令21条第１項第九号の規制に該当する暗号プログラムに当たりますが、本号の除外規定「公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。」にて規制除外となるか否かと言う点になります。

当社では、市販暗号プログラムの除外規定が適用出来ない機器の開発段階におきまして、この規制除外が適用出来る事は輸出管理手続きの負担軽減となるため、大きな関心事となっております。

除外規定の「操作、管理又は保守に関する作業（OAM)」とは、元々、SNMP（Simple Network Management Protocol）の通信プロトコルを使った「ルータ、スイッチなどのネットワーク機器、WindowsやUNIXサーバなどの状態監視、リソース監視、パフォーマンス監視、トラフィック監視」を指し示し、後に普及したSSL通信プロトコルを使った「ホームエレクトロニクス機器の操作」をも指し示しているか否かが、当社の最大の疑問となっています。

実現している機能自体は、用語解説の「ロ　ある貨物若しくはあるプログラムの稼動状態又は性能の監視又は管理」。又は、「イ　次のいずれかの確立又は管理（二）ある貨物又はあるプログラムの設定」の範囲にあると思われますが、

①SNMPがOSI参照モデルの第４層(トランスポート層)の通信プロトコルであるのに対し、SSLが第７層（アプリケーション層）の通信プロトコルであること。

及び

②用語解説の「ホ ある貨物又はあるプログラムのフォワーディングプレーンやデータプレーンにおいて暗号機能を実現させるもの」が前述の規制除外範囲の解説ロ、イ等から除外する事を示していること。

から、SSL通信そのものが「フォワーディングプレーンやデータプレーンにおいて暗号機能を実現させるもの」に当たるか否かが、最大の関心事となっており、この点に関してどうでしょうか。

また、この除外規定が適用出来なかった場合であっても、実現している暗号機能が機器の主たる機能の「操作」に限定されていれば、副次的暗号プログラムの除外規定が適用出来るか否かについても、併せてご回答頂ければ幸いです。

レジームが意図している内容を基本的にここに書いているわけでありますが、そういった物についてもロとして除外されるかについて確認をしたいと思いますので、こちらについても事務局を通しての後日の回答とさせていただきたいと思います。

“暗号部品が、他の貨物に含まれる場合、10%ルールは適用できない”と解釈してよろしいでしょうか？

運用通達の用語解釈が、“1-（7）　イ　輸出令別表第１の解釈　ただし…”より優先すると解釈致します。

運用通達　９項の用語解釈

貨物等省令第８条第九号から第十一号の規定中の装置若しくはシステム又はその部分品：

『他の貨物の部分品である場合においても、貨物等省令第８条第九号から第十一号のいずれかに基づいて判定するものとする。』

これは改正され、“暗号機能又は秘密保護機能を有する電子計算機若しくはその附属品若しくはその部分品を含む。”が削除されました。よって、この用語解釈は、WAのGISN の規制内容を規定されているものであると考えます。

『“Information security”items or functions should be considered against the provisions in Category 5　Part 2, even if they are components, “software”or functions of other items.』

運用通達の用語解釈欄には、部分品が他の貨物に含まれる場合に、暗号貨物は判定することが記載され、暗号以外の他の貨物は、判定する記載が有りません。

運用通達　1-（7）　イ　輸出令別表第１の解釈では、前半で、用語解釈左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除く…等の解釈に従うとあります。

用語解釈に記載が無い暗号以外の貨物が、他の貨物の部分品である場合は、“ただし、輸出令別表第１の１から15までの項の中欄に掲げる貨物であっても、他の貨物の部分をなしているもの…”の10%ルールかつ分離可の部分品を適用できます。

一方、暗号貨物が、他の貨物の部分品である場合は、用語解釈で判定するとなっており、“ただし”以降は適用できません。よって、暗号部品は10%以下でも該当の場合は、許可が必要となる、と理解します。

〈根拠〉

① WAのGISN は、暗号部品が他の貨物に含まれる場合の独立した規制であること。

②用語解釈欄に、『部品が他の貨物に含まれる場合判定する』と記載がある場合と無い場合に対して、ただし…以降が文章的に繋がらない。

③他の貨物に含まれる場合の規制値が、暗号：解釈とPC：省令に区別していることは、材料における２項（１）ウラン、トリウム等：解釈、２項（３）重水素：省令と区別していることと対応している。

直接のご質問への回答については、運用通達の柱書の部分と解釈の表との優先事項の関係については、確認をして、後日事務局を通して回答させていただきたいと思います。

まず外為法の関係でいいますと、基本的に、輸出貿易管理令というのは規制対象貨物を書いていますので、その規制対象貨物が、例えば何かの物に含まれていた場合は、その中に含まれている当該規制対象貨物というのはどういう扱いを受けるのか。輸出貿易管理令の基本的な考え方でいいますと、例えばAという規制対象となっている部分品が、Bという装置に含まれているといった場合、該当となるAという部分品というのは許可をとらなくてはいけないか、どうかといいますと、一般的に考えると輸出する当該貨物はBという装置なのだから、その中に含まれているAという部分品は規制対象ではなくていいのではないかというのが一般的な、普通に考えるとそうなのです。しかし、輸出貿易管理令というのは規制対象貨物を列挙していますので、そういった貨物が組み込まれていた場合であっても、中には当該部分品の許可を取らなくてはいけないという場合がでてきます。装置と一体となっていたらどうなのかとか、除かれるのかというのがご質問の運用通達の柱書で、10%以下であればどうだとか、みなすとか…。たとえ10%以下であっても一部こういった項番については例外とする、たとえば１の項等の関係でありますけれども、そういった物は、たとえ組み込まれていてもそれは許可を取らなくてはいけないです。そういった整理学の下で運用通達は書かれていますので、基本的には装置の中に何か入っていたら、入っている部分品は全くの規制対象として考えなくていいのかというと、そうではありません。ご質問のこの柱書と解釈の表との優先事項の関係については、確認をして個別にご連絡、回答させていただきたいのでお時間をいただければと思います。

現行の貨物等省令第８条第九号レ２では、「主たる機能が情報の送信、受信又は記録及び保存」となっていますが、改正後の貨物等省令第８条第九号イ（三）では「情報の記録及び保存若しくは処理を主たる機能として有するもの」となっています。現行省令の「送信、受信」は改正後の省令の「処理」に対応するのでしょうか？あるいは「送信、受信」は規制から外れたのでしょうか？　あるいは改正後の貨物等省令第８条第九号イ（二）の「デジタル通信装置」に対応するのでしょうか？

また改正後の貨物等省令第８条第九号イ（二）では、規制条文に「主たる機能」という文言がありませんが、現行省令との対比から「主たる機能」が「デジタル通信装置」や「有線若しくは無線回線網による電気通信回線を構築、管理若しくは運用するための装置」と考えればよいでしょうか？

おそらく範囲は変わっていないと思っていまして、貨物等省令第８条第九号イ（二）のデジタル通信の部分が、レジームの原文で変わっていますので、それを「デジタル通信装置」という形で規定しています。基本的にこの部分の副次的暗号の改正後の（一）から（三）については、解釈の変更があるというのは聞いてはいないので、おそらく変更はないと思いますが、念のため確認させていただきたいと思います。

貨物等省令第８条第十一号は、今回新たに追加されたものという認識で正しいでしょうか。

現行の貨物等省令第８条第九号ロの暗号解析の部分を、改正後の貨物等省令第８条第十一号に移動しているものです。

〈10の項〉

貨物等省令第９条第十号（八）から（十）のところで、赤外線よりも長い波長の範囲について今回新しく言及されているところがあるのですが、これはどういったものを想定しているのでしょうか。具体的に何か、こういうものだと例があれば、教えて頂きたいのですが。赤外線カメラですか。

具体的な貨物の例示ということですが、こちらについても事務局を通しての回答とさせていただきます。

〈その他〉

今年（平成29年）の８月にCISTEC主催の貿易管理者用説明会で、今後、日本の規制内容もECCNに準拠させようという動きがあり、まもなくパブリックコメントがあって、今後経済産業省もECCNに重点をおいて検討していくという説明を受けたのですが、そのような予定はあるのでしょうか。

今、国際的な番号の並びに合わせるという観点では、まさに検討している最中でございますが、現時点において、具体的にいつ頃というのは検討中なので全く確定していないという状況です。

今のマトリックスで所々、不備不具合があるのですが、そういったところについて今までいくつか修正・訂正をお願いしているのですが、必ずしもスムーズにやっていただいていないところもあります。この部分については経済産業省のどの部門にご連絡すれば宜しいでしょうか。中でいろいろと、分担等があると思いますのでそのあたりを教えていただければと思います。

マトリクス表に不備があるという指摘については、安全保障貿易管理課にご連絡いただければ、対応いたします。

視点

米ソの大気圏内核実験と高高度電磁パルス（HEMP）研究

防衛研究所　主任研究官　一政　祐行[1]

はじめに：高高度電磁パルス（HEMP）概要

2017年９月２日の朝鮮中央通信（KCNA）及び９月３日の労働新聞において、北朝鮮の水爆（熱核兵器）と大陸間弾道ミサイル（Intercontinental Ballistic Missile: ICBM）の開発を誇示する文脈で、電磁パルス（Electromagnetic Pulse: EMP）攻撃能力への言及が初めて行われた[2]。このニュースは、予てより北朝鮮と高高度電磁パルス（High altitude Electromagnetic Pulse: HEMP）脅威とを結びつけて警鐘を鳴らす多くの先行研究や評論[3]との関連で、北朝鮮の意図や、その実際のEMP攻撃能力を巡って国際的な議論を呼んだ[4]。

HEMPとは、高高度核爆発（High Altitude Nuclear Explosion: HANE）を前提とした特殊な核兵器使用の効果である。歴史的には1962年までの間、当時核開発競争に明け暮れていた米国と旧ソ連の２カ国が大気圏内核実験として行った事例以外に、HANEを実施した国は存在しない[5]とされる。また、HEMPが社会インフラに影響を及ぼした事実として公表されているのは、高高度核実験Starfish Primeに起因すると見られる1962年のハワイ諸島での事例[6]及び、旧ソ連での同年の第184核実験と呼ばれる事例[7]のみである。なお、核実験実施数で他国を圧倒する米国において、高高度核実験を通じて有為なHEMP波形を測定できたのは1962年の僅か一事例のみであり、その後の同国のEMP研究は地上・地下核実験で得られた発源地電磁パルス（Source Region EMP: SREMP）や、分析・数値モデリングで得られた予測値に基づくものであった[8]。他方、旧ソ連・第184核実験のHEMP被害は、その事実自体が西側に初めて共有されたのが1994年のことであり[9]、未だ詳細不明な部分も残る。そして、大気圏内核実験は1963年の部分的核実験禁止条約（Partial Test Ban Treaty: PTBT）の発効を以て終焉を迎え

[1] 本稿は筆者の個人的見解であり、所属する組織の見方を代表するものではない。
[2] Brad Lendon and Taehoon Lee, “North Korea Says it can Make New Bomb in Volume,” *CNN*, September 3, 2017.
[3] R. James Woolsey and Vincent Pry, “How North Korea could Kill 90 Percent of Americans,” *The Hill*, March 29, 2017; William R. Graham, “North Korea Nuclear EMP Attack: An Existential Threat,” 38 North website, June 2, 2017.
[4] Tom Porter, “Could a North Korean EMP Attack on the U.S. Really Cause Mass Starvation and Societal Collapse?” *Newsweek*, October 25, 2017; “North Korea Fires Second Ballistic Missile over Japan,” *BBC*, September 15, 2017.
[5] Scott Stewart, “Gauging the Threat of an Electromagnetic Pulse (EMP) Attack,” Stratfor Worldview website, September 9, 2010. なお、高高度核実験の定義は後述するとおり曖昧であり、核兵器国での核実験史に関する詳細な一次資料（公開資料）は限られているのが実情である。
[6] Clay Wilson, “High Altitude Electromagnetic Pulse (HEMP) and High Power Microwave (HPM) Devices: Threat Assessments,” *CRS Report for Congress*, March 26, 2008, p.5.
[7] Statement for the Record Dr. William R. Graham, Chairman Dr. Peter Vincent Pry, Chief of Staff, Commission to Assess the Threat to the United States from Electromagnetic Pulse (EMP) Attack to U.S. House of Representatives Committee on Homeland Security Subcommittee on Oversight and Management Efficiency Hearing “Empty Threat or Serious Danger: Assessing North Korea’s Risk to the Homeland,” October 12, 2017.
[8] K.S.H. Lee, ed., *EMP Interaction: Principles, Techniques, and Reference Data*, A SUMMA Book, 1986, pp.45-46.
[9] “Report: USSR Nuclear EMP Upper Atmosphere Kazakhstan Test 184,” EIS Council website.

た。即ち、HEMPを巡る実証実験は実質的に今から55年前に終了し、その後、大きく発展した理論モデルこそが核爆発に起因するEMP研究の主流になってきたと言えよう。

HEMPはその影響が及ぶ範囲内において、人体に対しては基本的に無影響だが、エレクトロニクスに被害を生じせしめる可能性が示唆されてきた[10]。特に、今日の社会インフラで一般的に用いられている産業制御（Supervisory Control And Data Acquisition: SCADA）システムはEMPに脆弱なことで知られており、同システムの利用が普及した電力・通信等の基幹的社会インフラが万一HEMP被害によって損壊した場合、カスケード効果を伴って被害が拡大することが懸念されている[11]。こうしたカスケード効果も含めて、想定されるHEMP被害の影響は、高高度核実験が行われていた55年前と今日とで、大きく状況を異にするのは言を俟たない。しかしながら、こうした現代のHEMP脅威について、米国国内でも肯定的見解と否定的見解が入り乱れている。実際に高高度核実験を通じた検証が行えない現状において、HEMP発生のメカニズムについて「よく分かっていない」部分も含めて、その脅威を論じねばならない難しさは否定できない。HEMP脅威はまさに古くて新しい脅威であるが、実相が不明瞭という点において、脅威として人々の頭の片隅から取り除くことが難しく、かといってその脅威を楽観視できるほどの情報がないことも懸念を強める遠因になっている印象がある。冒頭で述べた北朝鮮によるEMP攻撃にかかる声明も、この脅威としての不明瞭さに起因したHEMP被害への懸念を逆手にとったものと見なすこともできよう。

以下、本稿は今日に至る主なHEMP理論研究を参照しつつ、HEMPの実証実験であった過去の米ソの高高度核実験を紐解き、その実相について考察を試みる。

1. 高高度電磁パルス（HEMP）とは

（1）HEMP研究のクロノロジー

はじめに、本節ではこれまでのHEMP研究の大まかな流れを概観したい。表1[12]に見てとれる通り、HANEによるHEMP実証実験が理論研究と併走したのは、1952年から1962年までのごく限られた期間

表1　初期のEMP研究のクロノロジー

年	イベント	国
1951年から1952年	核実験に伴うEMPの観測にシャスター（Shuster）らが成功。	米国
1952年	初の核実験でEMP（※英国では当時、SREMPをラジオフラッシュ（Radioflash）と呼んでいた）によって電子機器が不調に。	英国
1954年	高高度核爆発に伴い、コンプトン効果でEMPのプライマリソース（E1）が発生することを米国ロスアラモス国立研究所のガーウィン（Garwin）が指摘。	米国
1957年	ハース（Haas）がプラムボブ（Plumbob）作戦で行われた一連の核実験で、地磁気測定を実施。	米国
同年	ベス(Bethe)が電子的双極子モデルを用い、HEMPでの電磁波の発生を予測した（但し、初期の電磁波のピークにかかる説明には誤りがあった由）。	米国
1958年	米英両国が共同で核実験を行うのに際し、EMP防護（EMP Hardening）に関する検討が開始される。	米国・英国
同年	旧ソ連で核爆発に伴うEMPについて、公開文書（Kopaneets）が発出される。	ソ連
1959年	ポンハム（Pomham）らによってラジオフラッシュの論理が発表される。	英国
同年	米国でミニットマンミサイルの地下ケーブルに対して、EMP耐性を持たせるかどうかが検討されるようになる。	米国
1962年	フィッシュボウル（Fishbowl）作戦として行われた高高度核実験で、米国で初めてHEMPのシグナルが確認される。	米国
同年	スモールボーイ（Small Boy）核実験として、地上でのEMP（SREMP）実験が行われる。	米国
1963年	公開文書で軍事装備品へのEMP防護を呼びかけたものが発出され始める。	米国
1964年	米空軍兵器研究所（AFWL）にて最初のEMPシステム実験が実施される。	米国
1968年	グラハム（Graham）とシェーファー（Schaefer）によってより詳細なEMPのメカニズムが解説される。	米国
1970年	シェーファーが地下核実験としてのEMP実験方法を検討し、暫定的な核実験のデザインを提案。	米国
1974年	地上近くでの核爆発で生じるEMP（SREMP）を確認するための地下核実験「ミン・ブレイド（Ming Blade）」が実施される。	米国
1975年	EMPに対する最初のシステム・ハードウェア試験であった地下核実験「ダイニング・カー（Dining Car）」や、地下核実験「マイティ・エピック（Mighty Epic）」などのEMPにかかる実験が実施される。	米国

出典：K.S.H. Lee, ed., *EMP Interaction: Principles, Techniques, and Reference Data*, A SUMMA Book, 1986, pp.45-46.

12

[10] 政策論としてのHEMP脅威にかかる様々な言説については以下を参照願いたい。一政祐行「ブラックアウト事態に至る電磁パルス（EMP）脅威の諸相とその展望」『防衛研究所紀要』第18巻第2号、2016年2月、10－12頁。

[11] Michael F. Maloof, *A Nation Forsaken? EMP: The Escalating Threat of an American Catastrophe*, WND Books, 2013, pp.33-35.

[12] Ibid., pp.5-7.

のみである。そして1962年以降はPTBTの発効に伴い、EMP研究が地下核実験と理論研究の精緻化へと必然的にシフトする。また、判明している限り、米ソ２カ国以外で大気圏内核実験としてHANEを実施した国はない。即ち、米ソ以外の核兵器国である英仏中及び、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮といった実質的な核兵器保有国のいずれも、自国の核兵器開発の枠内でHEMP実験を行っておらず、仮にこうした国々でHEMP攻撃能力の開発が検討されていたとしても、それはあくまでも理論的なものに留まる可能性を考慮する必要があろう。

（２）核爆発に起因した２種類のEMP

核爆発によって生じるEMPには、大きく２つの種類がある。一つは発源地電磁パルス（Source Region EMP: SREMP）と呼ばれる地上近くの核爆発で発生するEMPであり、後述するHEMPよりも地表への影響範囲は狭い。前掲の表１のとおり、核実験で最初に観測され、理論面でも検討されたEMPはSREMPであった。SREMPは核爆発の火球付近の電気伝導体を通じて、遠距離まで大電流・電磁エネルギーを伝え、その結果として火災を発生させる可能性があり、先行研究によれば、実際に112km（70mi）以上離れた場所でイーサネットケーブル、電話線、電力コードに接続された機械を損壊した実績もある[13]。SREMPの場合、爆発高度の高低にかかわらず、専ら核出力の大小によってその影響範囲が決定され、一般的には半径３－８km（２－５mi）程度がその直接的な影響圏内に入る[14]。しかし、米国で大気圏内核実験が終焉を迎えた当時においても、核爆発に起因したγ線により、火球周辺のイオン化されたエリアで生じるSREMPがいかなる物理的振る舞いをするのか、実証研究はもとより理論研究すら十分ではなかったとの指摘もある[15]。いずれにせよ、史上最大の核実験実施国である米国ですら、大気圏内核実験の時代を通じてEMP発生のメカニズムを把握しきっていた訳ではないことがうかがい知れる。

一方、核爆発で生じるもう一つのEMPが冒頭で述べたHEMPである。その特徴としては、HANEがコンプトン効果を起こすことで発生する大電力に起因した初期EMP（E1）、中間期EMP（E2）、そして後期EMP（E3、あるいはMagneto Hydrodynamic: EMP（MHDEMP））という３つのEMPが地表に広い範囲で降り注ぐとされる[16]（図１を参照）。2001年の国防授権法で議会に設置された米国EMP委員会（EMP Commission）によれば、HEMPが発生するHANEの高度は40kmから400km程度[17]とされる。まず、10億分の１秒程度で立ち上がる電磁衝撃E1が広範囲で同時に発生・作用し、電子基板を用いた制御システム、センサー、通信機器、コンピュータの機能を一時的に断絶するか、若しくはダメージを与える。続いて稲妻に似たE2が発生し、その振幅は弱いながらも、より広範囲に影響を及ぼし、E1がもたらした被害との相乗効果で防護システムや制御システムに損傷を与えるリスクが生じる。そして最後にゆっくり生起し、長期間持続するE3が到来し、地上の長大な送電線に電流を流し込む結果、送電線に接続された電力供給・分電システムにダメージが及ぶことが懸念されている[18]。これらE1、E2、

図１　HEMPの各フェーズ（E1、E2、E3）とその電界強度

Fig. 2 The various phases of a generic HEMP signal (from Savage et al., 2010). For comparison, we also show a typical electromagnetic signal from lightning.

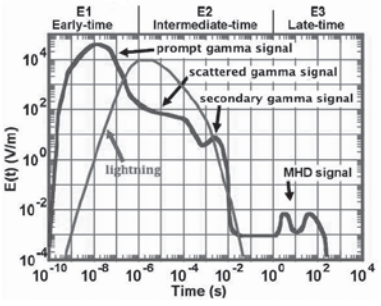

出典：T. I. Gombosi, et al.,“Anthropogenic Space Weather,” *Space Science Reviews*, March 27, 2017, p.6.

[13] Peter Vincent Pry, *Apocalypse Unknown: The Struggle to Protect America from an Electromagnetic Pulse Catastrophe*, Create Space Independent Publishing, 2013.
[14] Samuel Glasstone and Philip J. Dolan, eds., *The Effects of Nuclear Weapons*, Knowledge Publications, 1977, pp.517-518.
[15] W.J. Karzas and R. Latter,“Memorandum RM-3884-PR: Electromagnetic Signals Produced by Low-Altitude Nuclear Explosions,”Rand Corporation, December 1963.
[16] EMP Commission,“Report of the Commission to Assess the Threat to the United States from Electromagnetic Pulse（EMP）Attack Volume 1: Executive Report,”pp.4-6.
[17] Ibid., p.4.
[18] Ibid.

E3の各フェーズを巡っては、近年に至るまで実に様々な理論研究が行われている[19]。米国の軍用規格（MIL STD）ではHEMPの電界強度は50kv/mと定義される[20]が、前掲の図１が示すとおり、E1、E2、E3のそれぞれの電界強度のピークや、立ち上がりまでの時間や持続時間は異なる。なかでもE1の電界強度が最も強いとされるが、その電界強度がピークとなる爆発高度は上空75km程度だとする先行研究[21]もあれば、30km前後だとの指摘[22]も見受けられる。なお、HEMPが地上に及ぼす影響範囲とその電界強度に関して、所謂「スマイル・ダイアグラム」で影響範囲を色分けして示す場合（図２参照）[23]や、爆発高度別に地図上で円を重ねて説明される場合（図３参照）[24]がある。

HEMP研究には膨大な歴史的蓄積があり、また、こうした学術領域を横断する政策課題の常として、個別の先行研究に対して論評を行うことは容易ではないが、HEMPを巡ってモデル化が進み、理論研究として発展してきたプロセスを垣間見るにつけ、HEMPには今日に至るまで「よく分かっていない」領域が厳然と残されており、実務的対策のみならず、学究対象としても重要テーマであり続けている印象は否めないところである。

（３）米国EMP委員会の取り組み

数多くの核実験を通じてHEMPやSREMPを観測してきた米国では、現実のHEMP脅威に備えるべく、冷戦期より関連の軍用規格を定め[25]、かつ適切なHEMP対策が行われたことを検証する手法[26]の確立を進めてきた。他方、時代が進むごとに問題視さ

図２　HEMPの地表での電界強度分布

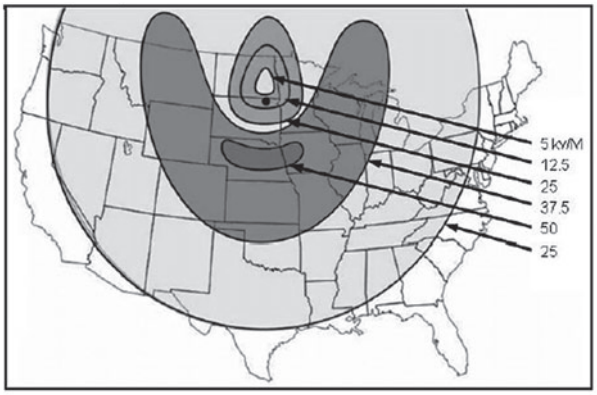

Figure A-7. Generated E-Field contours at the Earth's surface from a HEMP.

出典：Edward Savage, James Gilbert and William Radasky, "The Early-Time (E1) High-Altitude Electromagnetic Pulse(HEMP) and its Impact on the U.S. Power Grid (Meta-R-320)," Paper prepared for Oak Ridge National Laboratory, January 2010, p.14.

図３　爆発高度とH1の影響範囲

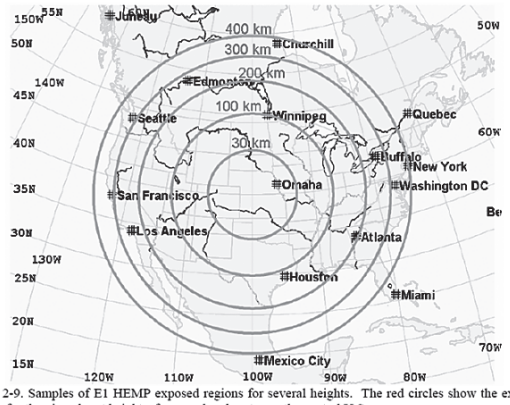

Figure 2-9. Samples of E1 HEMP exposed regions for several heights. The red circles show the exposed regions for the given burst heights, for a nuclear burst over the central U.S.

出典：Edward Savage, James Gilbert and William Radasky, "The Early-Time (E1) High-Altitude Electromagnetic Pulse (HEMP) and its Impact on the U.S. Power Grid (Meta-R-320)," Paper prepared for Oak Ridge National Laboratory, January 2010, p.25.

---

[19] 1950年代から1980年代中頃までのHEMP研究動向は、米空軍研究所（AFRL）を経てニューメキシコ大学でEMP研究を続けた故バウム（Carl E. Baum）教授の収集した300篇を超える理論研究ノート集が公開されており、E1、E2、E3のメカニズム等の理論発展の一端が垣間見られる。Theoretical Notes（EMP-2）, Notes 1-368, assembled by Dr. Carl E. Baum, New Mexico University website, ece-research.unm.edu/summa/notes/Theoretical.html. また近年の先行研究の一例としては以下がある。Cui Meng, "Numerical Simulation of the HEMP Environment," *IEE Transactions on Electromagnetic Compatibility*, Vol.55, No.3, June 2013, pp.440-445.

[20] MIL-STD-331C Department of Defense Test Method Standard, U.S. Department of Defense, January 5, 2005, p.258.

[21] Edward Savage, James Gilbert and William Radasky, "The Early-Time（E1）High-Altitude Electromagnetic Pulse（HEMP）and its Impact on the U.S. Power Grid（Meta-R-320）," Paper prepared for Oak Ridge National Laboratory, January 2010, p.13.

[22] Clay Wilson, "High Altitude Electromagnetic Pulse（HEMP）and High Power Microwave（HPM）Devices: Threat Assessments," *CRS Report for Congress*, March 26, 2008, p.5.

[23] Test Operations Procedure（TOP）01-2-620 High-Altitude Electromagnetic Pulse（HEMP）Testing, U.S. Army Test and Evaluation Command, November 10, 2011, p.27.

[24] Savage, Gilbert and Radasky, "The Early-Time（E1）High-Altitude Electromagnetic Pulse（HEMP）and its Impact on the U.S. Power Grid（Meta-R-320）," p.25.

[25] 一例としては、以下がある。MIL-STD-188-125-1: Department of Defense Interface Standard: High-Altitude Electromagnetic Pulse（HEMP）Protection for Ground-Based C4I Facilities Performing Critical, Time-Urgent Missions Part 1, July 17, 1998.

[26] 一例としては、以下がある。TM 5-601 Supervisory Control and Data Acquisition（SCADA）Systems for Command, Control, Communications, Computer, Intelligence, Surveillance, and Reconnaissance（C4ISR）Facilities, January 21, 2006.

れるようになってきたのが民間インフラ、即ち電力網や通信といった基幹的な社会インフラのHEMP脆弱性である。こうした基幹的な社会インフラのHEMP対策についてはポスト冷戦期に各国の技術専門家が知恵を集めた結果、国際標準化（Standardization）の検討が進み、その成果の一端を今日の国際電気通信連合（ITU）の勧告[27]や、国際電気標準会議（IEC）が整備したHEMP及び高強度電磁界（High Power Microwave: HPM）の影響に関する一連の技術文書[28]等に見ることができる。

しかし、適切な防護さえ施していればHEMP攻撃の脅威から免れるのかというと、再び疑問が鎌首をもたげることになる。これは即ち、55年前に実証実験が終了したHEMPが新たに攻撃手段として用いられた場合、冒頭で述べたSCADAのように、EMPに対して脆弱なシステムに依拠した近代的な社会インフラにどれほどのカスケード効果が生じるのか、確実に想定するのが困難なためである[29]。近年のHEMP脅威論では多くの場合において、前述した米国EMP委員会及び、同委員会関係者による言説を軸に、HEMPを重大なリスクとして受けとめ、議論を深めてきた印象がある[30]。メディアの報道を見ても、同委員会の報告書やその論点を参照するケースは枚挙にいとまが無い[31]。高高度核実験が行われた1960年代初頭の技術インフラと、今日の高度に情報化・ネットワーク化が進んだそれとを比較し、将来

図４　間接的なHEMP被害のカスケード的波及効果（石油での事例）

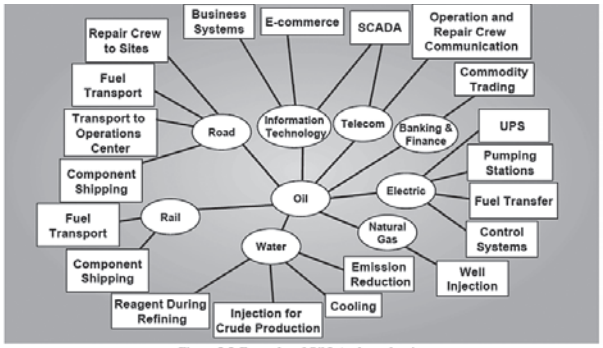

Figure 5-5. Examples of Oil Interdependencies

出典：EMP Commission, "Report of the Commission to Assess the Threat to the United States from Electromagnetic Pulse (EMP) Attack: Critical National Infrastructures," April 2008, p.102.

HEMP事態が発生した場合、電力網、銀行取引や金融、石油と天然ガス、通信網、輸送、食糧、水、救急対応、宇宙そしてガバナンスへと被害がカスケード効果を伴い増大（図４を参照）しうる[32]と警鐘を鳴らしたEMP委員会の活動は、一般的に見ても真剣に考慮されるに値するものだったと言えよう。しかし、同委員会のマンデートは奇しくも北朝鮮によるEMP攻撃への言及があった月の末日（2017年９月30日）を以て終了した[33]。同委員会は過去、限定的ながらもHEMP脅威を検討すべくフィールド実験も行い、その結果を報告書で公開してきた[34]が、それらの報告内容はHEMP脅威を実態以上に煽っているといった批判[35]や、物理的なHEMPの性質に不透明な部分が残る以上、国費を投じての大規模な

---

[27] 一例としては、以下がある。"Recommendation ITU-T K.78, Series K: Protection Against Interference High Altitude Electromagnetic Pulse Immunity Guide for Telecommunication Centres," 2016; "Recommendation ITU-T K.115, Mitigation Methods against Electromagnetic Security Threats," 2015.

[28] 一例としては、以下がある。"IEC 61000-2-11, Electromagnetic Compatibility（EMC）-Part 2-11: Environment Classification of HEMP Environments," 1999; "IECTR 61000-4-32, Electromagnetic Compatibility（EMC）-Part 4-32: Testing and Measurement Techniques-High-Altitude Electromagnetic Pulse（HEMP）Simulator Compendium," 2002; "IEC 61000-4-5, Electromagnetic Compatibility（EMC）-Part4-5: Testing and Measurement Techniques-Surge Immunity Test," 2014.

[29] EMP Commission, "Report of the Commission to Assess the Threat to the United States from Electromagnetic Pulse（EMP）Attack: Critical National Infrastructures," April 2008, pp.6-7.

[30] 一例としては、以下がある。James Carafano: "An EMP attack: Thinking the Unthinkable," *Washington Examiner*, July 26, 2009; John Kester, "The Trump Administration Has No Plan for Dealing with a North Korean EMP Attack," *Foreign Policy*, October 16, 2017.

[31] 一例としては、以下がある。「北朝鮮が電磁波攻撃に言及 執拗な脅威の演出に驚く」『毎日新聞』2017年9月7日；「社会インフラを壊滅させる電磁パルス攻撃 日本の対策は？」『ロイター』2017年9月8日。

[32] EMP Commission, *2011 Essential Guide to Electromagnetic Pulse Attack: Reports of the EMP Commission on the Threat and Critical National Infrastructure - The Danger from High-Altitude Nuclear Explosions*, Independently Pub, 2011.

[33] David Stuckenberg, "North Korea Won the Battle Against America's EMP Commission," *The Hill*, October 5, 2017.

[34] EMP Commission, "Report of the Commission to Assess the Threat to the United States from Electromagnetic Pulse（EMP）Attack: Critical National Infrastructures," April 2008, pp.37-39.

[35] Jeffrey Lewis, "The EMPire Strikes Back: Electromagnetic Pulse is the Conservative Fetish that Just Won't Die" *Foreign Policy*, May 24, 2013.

HEMP対策（HEMP Hardening）は不適当だといった疑義も呈せられるなど[36]、政策論のみならず様々な論議を呼んだのも事実であった。

2. 米国と旧ソ連の高高度核実験

（1）米国の高高度核実験

このように、HEMP脅威を巡って様々な議論が数十年にわたり続くのは、一体いかなる背景によるものなのだろうか。本節では、改めてHANEとHEMPの基本的前提を問いつつ、大気圏内核実験の歴史を紐解いてHEMP脅威を検討したい。

まず、HEMP発生の大前提となる爆発高度に関して、先行研究によっても若干の幅が見て取れる事実がある。30km[37]や40km[38]とするケースもあれば、想定上高度20km[39]からとするものもある。本稿では核実験史の観点からHEMP研究を捉える意図のもとに、一次資料を中心に先行研究に依拠して、米国なら1955年の高度12km、旧ソ連の場合は1957年の高度10.4km以上の核実験をそれぞれ高高度核実験として取り上げ、以下表２のとおり整理を行った。

表２から分かるのは、米国の高高度核実験はジョンストン島と南太平洋の、いずれも洋上での核実験

表２：米国の高高度核実験

実験実施年月日	爆発高度	核出力	核実験場	実験名	実験形態
1955年４月６日	12km	3kt	ネバダ実験場	HA	大気圏内核実験、空中投下
1958年４月28日	28km	1.7kt	太平洋	Yucca	大気圏内核実験、気球吊り下げ
1958年８月１日	85km	3.8Mt	ジョンストン島	Teak	大気圏内核実験、ロケット
1958年８月12日	45km	3.8Mt	ジョンストン島	Orange	大気圏内核実、ロケット
1958年８月27日	160km[40]？201km？	1kt	南太平洋	Argus Ⅰ	宇宙空間、ロケット
1958年８月30日	160km	1kt	南太平洋	Argus Ⅱ	宇宙空間、ロケット
1958年９月６日	160km？483km[41]？	1kt	南太平洋	Argus Ⅲ	宇宙空間、ロケット
1962年10月19日	147km[42]	低出力（10kt？）	ジョンストン島	Checkmate	ロケット
1962年10月25日（26日？）	48km[43]	1Mt以下	ジョンストン島	Bluegill Triple Prime	ロケット
1962年７月９日	400km	1.4Mt	ジョンストン島	Starfish Prime	宇宙空間、ロケット
1962年11月１日	320km[44]	1Mt以下	ジョンストン島	Kingfish	ロケット

[36] Jack Steinberger, “The Electromagnetic Pulse Produced by a Nuclear Bomb Explosion High Above the Atmosphere,” Archive.org website, September 2006.
[37] Samuel Glasstone and Philip J. Dolan, eds., *The Effects of Nuclear Weapons*, Knowledge Publications, 1977, p.518.
[38] EMP Commission, “Report of the Commission to Assess the Threat to the United States from Electromagnetic Pulse（EMP）Attack Volume 1: Executive Report 2004,” p.4.
[39] Robert Roussel-Dupré1, “HYDROFLASH: A 2-D Nuclear EMP Code Founded on Finite Volume Techniques,” *Advanced Electromagnetics*, Vol. 6, No. 2, March 2017, p.1.
[40] 米国の大気圏内核実験で唯一の秘匿された作戦であったこともあり、アーガス作戦にかかる公開情報は限定的だが、*The Effects of Nuclear Weapons*では高度201km-483km（125-300mi）と記載している。Samuel Glasstone and Philip J. Dolan, eds., *The Effects of Nuclear Weapons*, Knowledge Publications, 1977, p.77.
[41] Ibid.
[42] “Operation Dominic 1962 - Christmas Island, Johnston Island, Central Pacific,” Nuclear Weapon Archive.org website, January 3, 2005.
[43] Ibid.
[44] Ibid.

が主体であったということである。米国政府の記録によれば、Yucca核実験ではEMP計測が国防省プロジェクトに盛り込まれ[45]、続くTeak核実験では核爆発後、大量の放射性デブリが電離層に放出された結果、高周波数（HF）伝播にかかる通常の電離層での反射が妨げられ、広域で通信障害が発生した[46]とされる。一連の大西洋上でのArgus核実験は、米国の大気圏内核実験で唯一、非公開で実施された宇宙空間での核実験であった[47]。その目的は通常の核実験に見られるような核兵器の設計に関わる診断的実験、或いは軍のシステムに対する影響調査等とは異なり、HANEそのものが示す物理的特性のほか、通信や防衛装備品等の能力にHANEが及ぼす影響など、より科学的実験の色彩が濃厚で[48]、実際に人工衛星（Explorer IV及び同V）とミサイルに搭載された観測装置によりHANEの観測が行われ[49]、核爆発で地球を覆う電子の殻が影響を受けた結果、軍のレーダー信号の受信・発信両方の品質低下（degrade）をはっきりと確認した[50]とされる。最も有名なHANEとなったのは1962年のStarfish Prime核実験であったが、これは全36回の核実験からなるDominic作戦の一環で、特にHANEの調査を主体としたFishbowl作戦による、Bluegill Triple PrimeやKingfish核実験と並んだ一連の高高度核実験の一つであった。Starfish Prime核実験後にハワイ諸島で街灯が30列（strings）にわたり消灯し、建物のサーキットブレーカーが落ち、家屋の侵入警報装置が誤作動したほか、電話交換施設にも被害があった[51]というHEMP被害は、今日広く知られている。ハワイ諸島はStarfish Prime核実験の爆心地から1,400kmほど離れた距離にあったものの、当時の記録によれば、これらのHEMP被害は数時間で復旧したとされる[52]。米国サンディア国立研究所のヴィッティット（Vittitoe）は、ハワイ諸島の停電記録への調査を通じて、当時の同島の電力設備にはHEMPへの脆弱性を補ういくつかの機械的特徴が偶然備わっていたこと、そして被害状況の検証結果として、街灯のカットアウトの原因をHEMP効果に帰する根拠があることを指摘している[53]。

（2）旧ソ連の高高度核実験

一方、旧ソ連による高高度核実験の全体像は、米国と比較すると不透明な部分が多い。ロシアの核戦力に関する先行研究では、旧ソ連時代の高高度核実験は1件、宇宙空間での核実験が計4件で、いずれも兵器の効果実験であったという指摘がある[54]一方、2002年にロシア国営原子力企業ROSATOM（後のロシア連邦原子力庁）が刊行した資料[55]によれば、当時行われた高高度核実験は6件、宇宙空間での核実験が4件だとされている。他方、部分的に情報開示されている米国中央情報局（CIA）の1962年の旧ソ連核エネルギー計画に関する国家情報評価書（National Intelligence Estimate）[56]によれば、旧ソ連が対弾道ミサイル（ABM）システム関連の調査目的でJOE105とJOE109と呼ばれる高高度核実験を1961年10月21日及び同年10月27日に高度296km

---

[45] F. R. Gladeck, et al., “DNA 6038F: Operation Hardtack1 1958,” United States Atmospheric Nuclear Tests Nuclear Tests Personnel Review prepared by the Defense Nuclear Agency as Executive Agency for the Department of Defense, December 1, 1982, p.254.
[46] Ibid., p.17.
[47] C. B. Jones , et al., “DNA 6039F: Operation Argus 1958,” United States Atmospheric Nuclear Tests Nuclear Tests Personnel Review prepared by the Defense Nuclear Agency as Executive Agency for the Department of Defense, April 30, 1982, pp.11-12.
[48] Ibid.
[49] Ibid., p.39.
[50] Ibid., p.36.
[51] EMP Commission, “Report of the Commission to Assess the Threat to the United States from Electromagnetic Pulse（EMP）Attack Volume 1: Executive Report 2004,” p.4.
[52] Charles N. Vittitoe, “Did High-Altitude EMP Cause the Hawaiian Streetlight Incident?” *System Design and Assessment Notes,* Note 31, June 1989, pp.3-5.
[53] Ibid., p.22.
[54] Pavel Podvig, “Nuclear Tests,” in Pavel Podvig, ed., *Russian Strategic Nuclear Forces*, The MIT Press, 2001, p.440.
[55] Ядерные испытания СССР: Современное радиоэкологическое состояние полигонов, 2002, pp.390-393.なお、当該資料の入手及び翻訳に関して防衛研究所の山添博史氏に多大なるご協力を頂いた。ここに記して感謝申し上げたい。
[56] National Intelligence Estimate Number 11-2A-62, The Soviet Atomic Energy Program, May 16, 1962.

（160mi）と148km（80mi）、いずれも核出力５kt以下で行ったとの記述がある[57]。以下の表３はROSATOM刊行資料をベースに、その他の先行研究を参照して作成したものである。

旧ソ連の核実験では詳細不明ながらも、高度40km以上の事例は多く見積もって６件、核出力は極小規模から300ktまでの幅が見られる一方で、同時期に米国が実施したような核出力Mt規模の熱核兵器は用いていないところに一つの特色が見られる。また、1961年10月から1962年11月にかけて、それぞれ高度40-50km、150km、300km前後、核出力も極小規模から300kt程度まで数値を揃えて比較実験を行った可能性がうかがわれるのが興味深い。そして、これらの実験のうち少なくとも一つが冷戦後、西側の関係者の注意を喚起することになったことは、本稿において特筆すべき事項である。この第184核実験と呼ばれ、HEMP被害が地上と地下で確認されたケース（図５参照）は、1962年の米国ハワイ諸島でのHEMP被害とは規模も烈度も大きく異なるものであった。米国の民間団体EIS Councilの報告書[58]によれば、第184核実験は上空180kmにおけるHANEの直後、近傍の地上発電所で火災が発生し、数百kmにわたり電力ケーブルに損傷（地下ケーブルは熱で溶解、地上ケーブルは絶縁器焼失）が

表３：旧ソ連の高高度核実験

実験実施年月日	爆発高度	核出力	核実験場[59]	実験名[60]	実験形態
1957年１月19日	10.4km	10kt	MTR RUSS	ЗУР-215（ZUR-215）	大気圏内核実験[61]、ロケット
1958年11月１日	12km	10kt	MTR RUSS		大気圏内核実験、ロケット（ABMシステムの核爆発影響を調査。）[62]
1958年11月３日	12km	10kt	MTR RUSS		大気圏内核実験､ロケット（ABMシステムの核爆発影響を調査）
1961年９月６日	22.7km	11kt	MTR RUSS	#88Groza（Joe79）或いはГроза[63]	大気圏内核実験、ロケット（レーダーの核爆発影響を調査）
1961年10月６日	41.3km	40kt	MTR RUSS	#115 Grom（Joe98）或いはГром[64]	大気圏内核実験、ロケット（兵器効果を試験）
1961年10月27日[65]	150km	1.2kt	MTR RUSS	K PROJECT-#127? K-2? Joe109	宇宙空間[66]、ロケット（ABMシステムの核爆発影響を試験）
1962年10月22日[67]	290km[68]	300kt	MTR RUSS又はNZ RUSS	K PROJECT-#187? K-3[69]? K-4? Joe160?	宇宙空間、ロケット（ABMシステムの核爆発影響を試験）
1962年10月27日	300km	1.2kt	MTR RUSS		宇宙空間
1962年10月28日	150km？ 180km？	300kt	MTR RUSS	K-4[70]?	宇宙空間、ロケット（ABMシステムの核爆発影響を試験）
1962年11月10日？ 1962年11月１日[71]？	59km	300kt	MTR RUSS又はNZ RUSS	K PROJECT-#195? K-5? Joe168[72]?	大気圏内核実験

[57] Ibid., p.12, para 48.
[58] “Report: USSR Nuclear EMP Upper Atmosphere Kazakhstan Test 184,” EIS Council website.
[59] 旧ソ連で集中的に高高度核実験が行われたカプースチン・ヤールをMTR RUSS、また多くの大気圏内核実験が行われたノバヤゼムリア核実験場をNZ RUSSと略す。
[60] 主に以下のWebサイトが取りまとめた表記（実験名：ロシア名（NATO名））を参照ししているが、同サイトの脚注にあるweb資料は多くがリンク切れになっており、原典の確認が困難である。本稿ではあくまでも旧ソ連の高高度核実験を整理する観点から、同サイトの表記を参照した。Wm. Robert Johnston, “Effects of High-Altitude Nuclear Explosions Summary,” Johnstons Archive website, January 28, 2009.
[61] 旧ソ連初のミサイル発射による核兵器の効果実証実験（weapon effects tests / weapon injurious effects studies）。” Soviet Atmospheric Tests,” Nuclear Weapon Archive.org website, October 7, 1997.
[62] 既にジュネーブでの交渉で大気圏内での核実験が禁止される見通しになっていたことから、1958年11月1日及び同年11月3日の高高度核爆発は、実質的にABMレーダーに関連した最後の実験だと受けとめられた。Pavel Podvig, “Nuclear Tests,” in Pavel Podvig, ed., *Russian Strategic Nuclear Forces*, The MIT Press, 2001, p.446.
[63] Mikhaylov VN, ed., Nuclear Tests of the USSR Volume II, Nuclear Test Technologies USSR, Impact on the environment, Measures to ensure safety, Nuclear polygons and sites, (ЯДЕРНЫЕ ИСПЫТАНИЯ СССР том II, Технологии ядерных испытаний СССР. Воздействие на окружающую среду. Меры по обеспечению безопасности. Ядерные полигоны и площадки.), RFNC - VNIIEF, 1999, Table 1.23.なお、ミハイロフ（Mikhaylov）のロシア語文献調査では防衛研究所の花田智之氏に多大なご協力を頂いた。ここに記して感謝申し上げる。

図５　第184核実験のHEMP被害

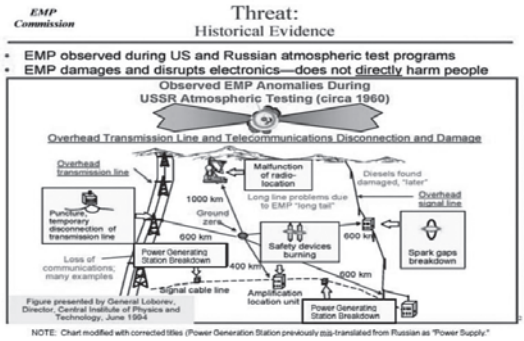

出典：Report: USSR Nuclear EMP Upper Atmosphere Kazakhstan Test 184, EIS Council website, www.eiscouncil.com/App_Data/Upload/a4ce4b06-1a77-44d8-83eb-842bb2a56fc6.pdf.

生じたほか、電話線（長距離電話）がスパークギャップ装置の故障で使用不能に陥ったとされる。

（３）高高度核実験による実証と理論研究の発展

さて、高高度核実験との関連で、近年に至るまでHEMP（E1）のピーク値について理論研究が進展している点にも改めて注目したい。様々なバックグラウンドを持つ研究者らによって長年切磋琢磨され、発展を続けているHEMP理論研究に対して、本稿として分野外から個別に論評を加える意図はないものの、米ソの高高度核実験の歴史を踏まえると、HEMPのメカニズムを一般的にも説得力ある平易な言葉で説明するのには、まだ幾分かの課題も残っているように考えられる。例えば、前述のE1の電界強度がピークとなる高度が75kmだとする理論を仮に採用した場合、米国の高高度核実験のリスト（表２）に照らせば、1958年の高度85km、Starfish Prime核実験の２倍近い核出力3.8Mtで行われたTeak実験（ジョンストン島核実験場）がそれと近いところに位置していると言えよう。しかし、これまで情報開示された範囲で見れば、米国で広域にわたるHEMP被害の記録が残るのは1962年のStarfish Prime実験のみであり、Teak実験に際して何らかの有為な影響がハワイ・オアフ島に及んだとする報告は寡聞にして聞かない。旧ソ連の第184核実験の事例に照らしても、仮説上の高度を100km近く上回ってのHEMP被害である。また、そもそも表２と表３に見て取れるように、これだけの高度設定で様々な核出力でのHANEを試みていながら、民間インフラへの広域でのHEMP被害として世に知られたケースが僅か２例に留まる理由にも、素朴な疑問として首を傾げざる得ないところがある。

他方、核爆発に伴い、電磁波を利用するレーダーや通信、ナビゲーションといった機器に影響が生じ

---

[64] Ibid.

[65] ポドウィグ（Podvig）は1961年10月27日、MTR RUSSでABMのプロトタイプ検証目的でのK-1（高度300km、核出力1.2kt）とK-2（高度180km、核出力1.2kt）の２つの核実験が行われたと指摘する。Pavel Podvig, “Nuclear Tests,” in Pavel Podvig, ed., *Russian Strategic Nuclear Forces*, The MIT Press, 2001, p.498.（Table 8.1.）

[66] Ibid.

[67] Nils-Olov Bergkvist and Ragnhild Ferm, “Nuclear Explosions 1945-1998,” Defense Research Establishment Division of Systems and Underwater Technology, July 2000.上記報告書では1962年10月22日の高高度核実験は高度不明、核実験場NZ-RUSS、核出力300kt、実験名不明としている。

[68] EIS Councilの報告書は1962年の第184核実験（K Project 184）を高度290kmとする一方、実験日時や核出力に言及していない。

[69] 冷戦後、米国の核兵器専門家らと様々な意見交換を取り持ったことで知られるロシア側科学者の重鎮ミハイロフらが取りまとめた報告書Nuclear Tests of the USSR Volume IIでは、当該日時の実験名はK-3とされている。Mikhaylov VN, ed., Nuclear Tests of the USSR Volume II, Nuclear Test Technologies USSR, Impact on the environment, Measures to ensure safety, Nuclear polygons and sites, RFNC - VNIIEF, 1999, Table 1.23.

[70] Ibid.

[71] Ibid.“Nuclear Explosions 1945-1998”では1962年11月10日に該当する旧ソ連の300kt規模での高高度核実験の記録なし。前後の核実験で核出力が近いところでは、1962年11月1日の高度不明、核実験場MTR RUSS、核出力300kt、実験名不明のケース、或いは1962年11月3日、高度不明、核実験場NZ RUSS、核出力390kt、実験名不明のものがある。なお、ポドウィグの“Nuclear Tests”でも1962年11月1日、実験名K-5が高度80km、核出力300ktで行われたと記述している。Pavel Podvig, “Nuclear Tests,” in Pavel Podvig, ed., *Russian Strategic Nuclear Forces*, The MIT Press, 2001, p.504.（Table 8.1.）ミハイロフらの報告書でもK-5実験として1962年11月1日に高度60km（実測値59km）、核出力300ktの実験を行ったと記載している。Mikhaylov VN, ed., Nuclear Tests of the USSR Volume II, Nuclear Test Technologies USSR, Impact on the environment, Measures to ensure safety, Nuclear polygons and sites, RFNC - VNIIEF, 1999, Table 1.23.

[72] Wm. Robert Johnston, “Effects of High-Altitude Nuclear Explosions Summary,” Johnstons Archive website, January 28, 2009. 同Webサイトは1962年11月1日の実験はMTR RUSS上空59km、核出力300ktとしている。

[73] 電離層がHEMPに及ぼす回折等の影響にかかる先行研究について、NTTネットワーク基盤技術研究所の富永哲欣氏に多大なご教示を頂いた。ここに記して感謝申し上げたい。

[74] Samuel Glasstone and Philip J. Dolan, eds., *The Effects of Nuclear Weapons*, Knowledge Publications, 1977, pp.479-480.

ることも古くから認識されており、これは米国の高高度核実験のくだりでも言及したとおりである。通常、電磁波の伝播の際に電離層がもたらす反射や散乱といった影響[73]に関連して、HANEが行われた場合には爆発地点付近の空間で電子密度が減少し、電磁波のエネルギーが吸収され、シグナル減衰を来すとされる[74]ほか、先行研究によっては電離層における不規則な回折により、HEMPの伝播にも相応の影響が生じる可能性を論じるもの[75]もある。

繰り返しになるが、HEMPを巡る理論研究の歴史と、学術領域を跨ぐその研究の裾野の広さを踏まえれば、こうした素朴な疑問のもとに、先行研究のごく一部のみを捉えて議論を試みるのは往々にして困難を伴う。しかし、本稿として敢えて誤解を恐れずに指摘するならば、高高度核実験史と先行研究に鑑みて、仮に所定の高度で複数回のHANEが行われたとしても、環境条件次第では毎回、必ずしも予想されたエリアへ確実にHEMP効果が及ぶとは言い切れないのではないだろうか。

むすびにかえて：安全保障のリスクとコストをどう考えるか

高高度核実験の歴史や、今日に至る理論研究の発展を概観するに、改めて浮き彫りになるのは、HEMPという古くて新しい脅威に対する理論研究を通じた真理究明の試みと、脅威低減を目指した各国政府レベルでの対応、そして具体的なインフラ防護の国際標準化に向けた関係機関や専門家による取り組みである。既に述べたとおり、今日の国際的なHEMP脅威論の隆盛は2001年から2017年にかけて、米国EMP委員会の鳴らした警鐘が大きく作用した可能性が高いと考えられる。実際に、高度にネットワーク化され、電力グリッドに社会の枢要なインフラの多くが強く依存する先進国において、様々な先行研究で懸念が示されているようなHEMP攻撃脅威が最悪の形で現実化した場合、安全保障上のダメージはもとより、市民社会が被るであろう被害は想像を絶するものとなるだろう。しかしその一方で、HEMPに関する実証研究は米ソともに1950年代後半から1962年までの僅か数年間に限定され、かつ東西冷戦の影響もあり、東側の研究成果が西側に部分的に共有されたのは今から20年余り前のことであった。旧ソ連の高高度核実験とHEMP被害には今も不明瞭な部分が残されており、これは米国の核実験においても程度の差こそあれ同様である。他方、理論研究は近年に至るまで活発なものがあり、E1、E2、E3の発生やその影響について、学術研究の成果が活発に発表され、議論され続けている。

専門家集団であった米国EMP委員会の報告書がこれだけ世に広まり、また核問題で揺れる北朝鮮も核兵器開発とHEMP攻撃能力とを結びつけてメディア等で宣言する現状が生じるなか、「よく分かっていない」領域が残るからといって、HEMP脅威の実相を安直に捉えることは厳に慎まねばならないだろう。しかし、PTBTをはじめとする核実験禁止にかかる多国間条約の存在により、今日、HEMPを巡る理論研究の成果を実証することは現実的ではない。一方、限定的ながらも冷戦期の核実験資料が公開されるなか、改めて国家対国家の文脈で、核兵器国や実質的な核兵器保有国の核運用戦略にHEMP攻撃オプションが採用される蓋然性がどの程度ありうるのか、専門領域を横断した考慮が真剣になされる必要もあるのではないだろうか。また、万一HEMP事態が発生した場合への備えとして、物心両面での準備を怠るべきではないことも言を俟たない。このとき、何をどのレベルまで考慮するのかという点については、慎重に脅威の本質を見極めた上で、対策実施のプライオリティを定めるという、まさに「安全保障のリスクとコスト」にかかる議論が必要となろう。

[75] 以下に例示するように、冷戦期の米国でHEMP研究に従事していた空軍兵器研究所（Air Force Weapons Laboratory）やサンディア国立研究所（Sandia National Laboratory）関係者による論文が公開されている。John McRary, “The Amplitude Distribution of an Electromagnetic Pulse Propagated through the Ionosphere,” EMP Theoretical Note 80, June 1970; Michael A. Messier, “A Standard Ionosphere for the Study of Electromagnetic Pulse Propagation,” EMP Theoretical Note 117, March 1, 1971; R.D. Jones and D.Z. Ring, “Ionospheric Modification of the Electromagnetic Pulse from Nuclear Explosions,” EMP Theoretical Note 174, July 1972.

視点

3Dプリンタの軍事転用の状況

一般社団法人ガバナンスアーキテクト機構　上席研究員　部谷　直亮

はじめに

バラク・オバマ（Barack Obama）大統領は2014年２月の一般教書演説で、「我々の最優先事項は米国を新たな雇用と製造の磁石にすることである。今や雇用が海外から戻りつつあるが、この傾向を加速するのが3Dプリンタである。3Dプリンタは、ほとんど全ての製造業に革命を起こす可能性がある」と高く評価した。

実際、2014年に、コンサルティング会社のプライスウォーターハウスクーパースがまとめた調査によれば、米製造業の66.7%が試作や最終製品の製造を問わず、何らかの形で3Dプリンタを活用しているという。

また、3Dプリンタの産業面の活用も、ジェットエンジン、ロケットエンジン、住宅、自動車、航空機、ガスタービンといったものから、食品・靴・医療用人工骨・タイヤ等の試作から最終製品までありとあらゆる分野で展開している。その印刷する材料も鉄・銅・ガラス・セラミック・チタン合金・アルミ・ステンレス・砂糖・プラスチック等々と多種多様である。

実験室レベルでは、電子部品（バラクタ）・多種細胞・インコネル・Wi-Fiデバイスの製造も可能となっている。いわゆる4Dプリンタのように時間経過や加水等によって変質する素材技術も出てきている。特に注目すべきは、その可能な材料の範囲と強度や変性について、日々拡大を続ける一方で、印刷時間とコストも短縮を続けていることである。

まさにカンブリア紀の生命大爆発のように多種多様な拡大と深化を続ける3Dプリンタだが、「NextTec」責任者であり、近年の技術革新と戦争の在り方を専門とする、ピーター・シンガー（Peter Singer）によれば、3Dプリンタが全ての産業の中でも、もっとも大きな影響を与えるのは戦争関連の産業であるという[1]。

こうした観点は実務レベルでも共有されており、ロバート・ネラー（Robert Neller）海兵隊司令官の発言は象徴的である。彼は「3Dプリンタの軍事転用はまさしく兵站に関するすべての常識を崩壊させるが、私はどちらもクールなことだと思っている」と発言している。米四軍の中でもっとも消極的とされる海兵隊すら革命が起きていると断言しているのである[2]。

そして、こうした認識は日本を除く、米国、中国、ロシアのような大国、英国、台湾、韓国、ポーランド、イスラエルのようなミドルパワー国家等では共有されており、軍事転用が積極的に実施されているのである。本稿では、こうした国々における軍事転用の状況を概観した上で、それがどのような特徴や背景、そして意義をもっているのかを論じるものである。

[1] Peter Singer, “The 3D Printed War,” *Mother Board*, May 21, 2015.
[2] Sydney J. Freedberg Jr., “Mini-Drones & Bayonets: New Marine Warfare Concept,” *Breaking Defense*, September 28, 2016.

1. 中国における軍事転用

3Dプリンタの軍事転用では、中国は米国とは方向性が異なるものの、あらゆる分野における活用が実施されている。特に、中国の3Dプリンタの軍事転用は研究開発における試作品の作成は勿論のこと、実任務や最新装備の量産にも生かされており、通常の装備品の一つとして使われている。

実際、解放軍報の報道によれば、中国軍は3Dプリンタ技術の適用を承認し、軍の装備品の維持・整備・生産で促進する計画を立てている他、ほとんどの金属部品を製造可能な特殊な3Dプリンタの開発研究も成功・実施しているという。

特に、航空機部門での活用は著しく、中国軍の空母艦載機であるJ-15戦闘機はそのプロトタイプの開発時の試作・製品の生産時に際して、着陸装置を含むチタン合金製重要部品の試作・製造に使用した他、訓練飛行で損耗した小部品交換用に、3Dプリンタが使用されているという。着陸装置は要するに航空機の車輪であり、もっとも荷重がかかる大事な機構であることから、中国軍の3Dプリンタに対する評価が伺える。

Y-20戦略輸送機、J-16戦闘爆撃機、J-20ステルス戦闘機、J-31ステルス戦闘機の生産に際しても、3Dプリンタ製のチタン合金製部品が組み込まれているという。このように、中国空軍及び海軍航空部隊は、3Dプリンタを最新装備の開発時の試作、最終製品の製造、そして、維持整備とあらゆる段階で、チタン合金を印刷可能な3Dプリンタを中心に活用しているのである。

加えて、中国軍は次世代ジェット戦闘機のチタン合金部品の3Dプリンタ技術に多額の資金を投入し、大学などへ提供しており、そして、中国軍戦闘機に使用される3Dプリンタ製部品は範囲を拡大しているという。

他方、中国海軍の艦艇部隊の利用で目立つのは、戦場における修理である。例えば、駆逐艦ハルビンは2014年12月末にアデン湾で海賊対処中に、主機関の軸受が破損し、立ち往生した。本国の部品供給業者は何千kmも離れており、通常では稼働状態にすることは不可能であった。しかし、ハルビンは、コンピュータ、3Dプリンタ、鋳造装置、材料で構成される艦内工房で新たに軸受を数時間で製造し、再稼働させたという。

また、別の海軍艦艇も、破損したトランスミッションギアを艦内の3Dプリンタで新品を製造し、取り換えたとの報道もあり、3Dプリンタを中核とする工房を船内に設置し、船上修理を試みていることがわかる。また、解放軍報によれば、中国海軍は一部の艦艇に3Dプリンタを積載し、重要な小型部品の製造を行っているという。

これらの件について、中国海軍の複数の軍人が解放軍報に対し、「我々は3Dプリンタ技術の利用により、利益を得ている。非標準部品であっても部品を迅速に修理または生産できるミニ工場のようなものだ」「仮に3Dプリンタ製の補修部品の精度が未熟であっても、素早く生産し修理できる意義は大きい」等とコメントしており、3Dプリンタの限界を把握しつつも、彼らが戦闘力を維持する為の道具として重視していることがわかる。

実際、中国海軍軍事研究所上級研究員の張軍社は、2015年１月の時点で「自分が知る限り、中国海軍における3Dプリンタの軍事転用は、まだテスト段階にある。それが明るい見通しを示しているか否かは、そのコストに左右される。小さな損傷なら小さな予備部品を多く艦艇に積載すればよいが、深刻な損傷であれば、母港や造船所に引き返さねばならない」と指摘しており、中国海軍が、損傷・故障しても母港に戻らず、前線で戦闘継続できる利点に注目し、その不確実性を所与のものとして、実際に現場で有効性の検証していることを示唆している。

中国陸軍も積極的な3Dプリンタの活用を行っている。例えば、研究開発の面では、機甲部隊工学学校が、装甲車や戦車の大部分の金属部品（戦車砲や銃身のような高精度部品を除く）を製造可能な専用3Dプリンタの開発に成功している。これは毎秒100gの速度で製造可能な性能を持っているという。

また、戦場での修理の面でも中国陸軍は既に部隊運用に組み込まれている。例えば、成都方面軍は、2015年夏に、メディアを招いて、戦場での3Dプリンタ活用演習を実施している。その際、陸軍の石油トラックが故障により立ち往生したという想定が実施された。故障したのは燃料ポンプの軸継手で、これらは非消耗部品とみなされていた為に、備蓄がな

かった。そこで、駆け付けた3Dプリンタ部隊がノートパソコンで軸継手のデータを呼び出し、3Dプリンタで即座に現場で印刷し、修理し、戦線復帰させたという。そして、中国陸軍は、ラチェット機構、シャフト、ギア等の印刷にもある程度の成功を収めているという。

この演習に際し、3Dプリンタ部隊の将校は「小さな3Dプリンタ１台は５人の整備兵に匹敵する！もはや部品を機械加工する伝統的な方法は必要ではない。平削り加工も研削も経路選択もそのほかの複雑なプロセスも不要である。3Dプリンタによって、現場での修理効率が大幅に向上した。これにより、我々は多くの重い整備マシンに別れを告げることができた」と説明したという。

また、中国陸軍の統合兵站部門の指揮官は「山岳地系のような限られた量しか補給部品を持参できない地域では、一つの素材から様々な部品を作れる3Dプリンタは効果的である」とメディアに答えている。

これらの発言は、中国陸軍が3Dプリンタをどのように捉えているのかを象徴的に説明している。つまり、彼らは3Dプリンタの軍事転用とは、サプライチェーンのサプライポイント化による兵站効率の抜本的な革命であると認識しているのである。

このように、中国の場合、3Dプリンタの導入が陸海空軍の全軍で測られ、実際の部隊運用でも導入されている。これらの特徴を纏めると、①装備品の試作、②戦場における修理、③最新装備部品の生産に注力していると言えよう。

2. 米国

米国は、3Dプリンタの軍事転用をけん引する存在であり、中国と同様に陸海空海兵隊の四軍が積極的に軍事転用を行っている。

近年最も積極的なのが、米陸軍と海兵隊である。例えば、米陸軍は、2012年の段階で、アフガニスタン等の前線基地に3Dプリンタ工房を展開し、小火器やIED探知機等の個人装備の改良を行っている。つまり、既に実戦で活用されているのである。また、2017年には、3Dプリンタ製グレネードランチャーと弾を製作し、発射実験を行っている。

(24時間で小型偵察ドローンを投入するプロジェクトの図解
出典；米陸軍)

また、米陸軍は、NASA、アラバマ大学は共同プロジェクトとして、ミサイル等を3Dプリンターで製造する研究チームを創設。既に2013年夏、ロケットエンジン噴射器の製造に成功した。しかも、従来工法よりもはるかに短期間・低予算かつ同性能で作成できたという。従来の製品が、６カ月をかけて、４つの部品を作り、５つの溶接と精密な機械加工を行い、それぞれ１万ドルかかったのに対し、3Dプリンタではわずか３週間、それも5000ドルの製造費用だけで済んだとされる。

また、米陸軍は海兵隊と協力して、戦場での生産を目指していることは米軍固有の大きな特徴だろう。2017年初頭より、米陸軍は「3Dプリンタによる戦場での小型無人機作成」プロジェクトを実施している。これは、陸軍訓練教義軍団（TRADOC）が管轄する年度ごとの技術デモンストレーションにおける一環であり、陸軍調査研究所（ARL）が主導するものである。

具体的には、前線の一兵士からの要望に応じて、中隊もしくは大隊本部等の前線拠点において、戦況に適応した小型偵察ドローンを民生部品と3Dプリンタで作成した部品を組み合わせて作製し、24時間以内に作戦展開を可能にすることを目指すというものである。このプロジェクトは既に実施中であり、

実際に製造したドローンを飛ばす実験も行っている。また、中途より海兵隊も参画しているという。そして、これにより、コスト面だけでも、これまで在来機のRQ-11レイヴンであれば１機当たり30万ドルかかっていた製造コストを、１機当たり数百ドルにまで低下したという。

このプロジェクトの目標は、チームリーダーを務めるエリック・スペーロー（Eric Spero）氏によれば、単なる「即座に戦況に応じた無人機を投入すること」ではなく、装備品全体を射程においているという。つまり、3Dプリンタによる現地生産技術を確立することにより、将来的には多くの装備品のコストを低下させ、戦況に応じて性能を変化させ、絶えず最新の電子部品を組み込めるようにしていく為の第一歩だとしているのである。

さて、海兵隊は、米軍の中でも古い装備を多く抱える組織だが、そうした旧式装備の効果的かつ効率的な維持整備に3Dプリンタが使用されている。例えばF/A-18戦闘機は、亀裂の入ったアルミ隔壁の交換部品の製造に3Dプリンタが使用されたことで、100万ドルと６カ月かかっていたコストが、２万５千ドルと４時間になったという。

また数少ない最新装備の維持整備にも利用されている。2016年６月、3Dプリンタ製のエンジンナセル内の重要部品を組み込んだ海兵隊のV-22オスプレイが飛行した。また、油圧マニホールド等の部品も扱われ、資金と時間的コストの圧縮に成功しているという。そして、海兵隊は2017年度中にAH-1攻撃ヘリ及びCH-53Eヘリについても重要部品を3Dプリンタで製造し、組み込むテストを実施しようとしている。

海軍航空システム司令部副司令官のフランシス・モーリー（Francis Morley）少将は、3Dプリンタ製部品を組み込んだV-22オスプレイの飛行を発表した際、「これは歴史的な飛行であり、まさしくロゼッタストーンである。航空機の重要部品を3Dプリンタが生産できるならば、維持整備のための経費と整備速度と輸送時間を大幅に短縮できる」と評しており、海軍・海兵隊の意気込みが伺える。

また、通信機器で特に壊れやすい小さなプラスチック部品も3Dプリンタで日常的に修理されている。実際、第一海兵遠征軍を訪問した自衛隊幹部によれば、工学修士の海兵隊員が3Dプリンタで、こうした入手しにくい部品を即座に印刷し、ライセンス料が自動的にメーカーに支払われるシステムが確立されているという。

最後に、興味深い取り組みとして、2016年９月には、米海兵隊・次世代兵站室が、海軍水上戦センターとの協力の下、3Dプリンタにより間接照準で発射する砲弾を作成し、発射・爆発させている。

米空軍では主に航空部品の修理品に使用されている。B-52戦略爆撃機やC-5輸送機のような生産終了した機体の補修部品の製造を空軍基地に設置した3Dプリンタで実施している。また、C-17輸送機に3Dプリンタで作成した追加のフィンやマイクロベーンを機体に取り付けることで空力特性を強化し、燃費向上を図る実証実験が2016年に実施された。

また、F-35戦闘機は金属・プラスチックを問わず800個の部品（技術的には2013年時点で900個が可能と評価）が3Dプリンタで製造されており、F/A-18戦闘攻撃機は、コックピットや冷却ダクトを中心に90もの部品が既に組み込まれている。そして、この部品はジェットエンジン等にも今後拡大させていくとしている。

米海軍では艦艇における積載が進んでいる。2014年５月に、強襲揚陸艦エセックスが初の3Dプリンタ搭載艦になったのを皮切りに、空母ハリー・トルーマン等への積載が進んでいる。具体的な用途は、注射器や麻酔ガス排除装置のアダプターなどの医療品や排水管カバー、作戦業務で使用する模型等の艦内備品の作成に活用しているという。

また、2015年２月には、DARPAと海軍が「Fab Lab（3Dプリンタを中心とする工作所）」を軍艦整備センターに設置し、海軍軍人への研究と訓練を開

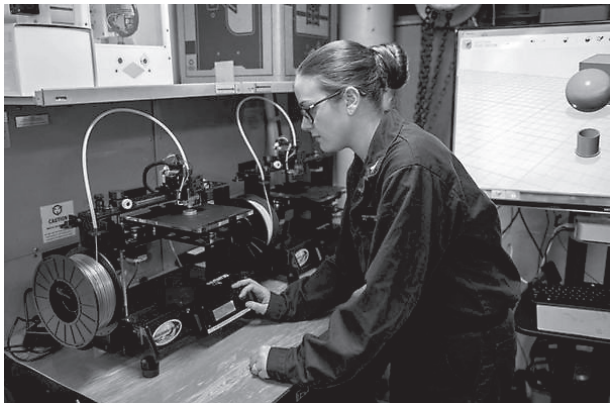

（米空母ハリー・トルーマンの3Dプリンタ工房の様子　出典：米海軍）

始している。

また、新旧装備の維持整備にも使われている。トマホークミサイルの旧式かつ高価な回路カードクリップの製造を3Dプリンタが行った。MH-60Rヘリのオイルラインレンチの製造では、3Dプリンタの活用により、オイル交換効率が劇的に向上したという。

他方、装備品の最終製品製造に生かす動きもみられる。2017年７月には、オークリッジ国立研究所と米海軍の技術研究機関NDTLが共同で、世界初の3Dプリント潜水艇を作成した。作成したのは特殊部隊の隠密裏の展開に使用するSEAL小型潜水艇（SDV）である。

これまでのSDVのコストは最大80万ドルと３～５カ月かかっていたが、新設計にもかかわらず僅か６万ドルと設計から生産まで数週間で作成できたとしており、米海軍によれば2019年にプロトタイプが実運用を開始するという。

イラン人質作戦がそうであったように、失敗すれば多大な政治的リスクを発生させかねない特殊作戦用の器材、それも対テロ作戦というもっとも需要の高い任務にしようされる機材であるSDVを3Dプリンタで印刷し、実戦投入しようとする姿勢に、米海軍の評価が伺える。

また、海軍の取り組みで興味深いのは、3Dプリンタの技術漏洩対策にブロックチェーン技術の応用を模索していることである。3Dプリンタのリスクの一つとして、利便性の裏返しとして設計データが漏洩した場合、同じ部品を作られてしまう蓋然性が高いということがある。2017年６月の米海軍少佐のジョン・マッカーター（Jon McCarter）の発言によれば、この問題解決の為に、ビットコイン等の仮想通貨のセキュリティの手段として利活用が進むブロックチェーン技術によって、設計・試作・試験・生産・廃棄までの一連の製造プロセスにおいてデータを安全かつ確実に共有することを可能にするという。

こうした様々な取り組みの将来像も既に示されている。この点について、2016年４月20日、ジョン・バロウ（John Burrow）海軍次官補代理（研究・開発・試作・評価担当）は海軍主催による3Dプリンタ技術ショーの講演で次のような構想を述べた。

「3Dプリンタは、我々の思考、業務、コストの基準、意思決定を根本的に変えるだろう。3Dプリンタの作戦および技術的な可能性は、今まさに爆発的に拡大しようとしている。将来的には、3Dプリンタは海軍および海兵隊の前線、全艦艇および拠点に配備され、オンデマンドで必要な部品や装備品を生産・提供できるようにする」

（3DプリントされたSDV　出典：米エネルギー省）

しかも、注目すべきはバロウ氏の指摘は近い将来の構想としていることである。実際、同席した海軍大佐は「そのための新しい契約戦略が必要だ」と補足したほか、同じく同席したF-22ステルス戦闘機のエンジンを製造しているプラット＆ホイットニー社副社長のアラン・エプスタイン(Alan Epstein)は、「2034年には、全ての艦船および基地に3Dプリンタが配備され、全ての部品を必要に応じて生産し、長大な補給路はほとんど不要になるだろう」「軍の兵站部門が本当に欲しがっているのは、ボタンを押すだけでいろいろな部品が出てくるホームベーカリーのような3Dプリンタだが、その実現までには何十年もかからないだろう」と「慎重な見解として」語っている。

最後に、国防総省レベルにおける取組で注目すべきは、彼らが電子部品の製造を目指しており、実験室レベルでは既に製造に成功しているということである。2016年１月の報道によれば、軍需製品メーカー大手の米レイセオン社がスポンサーをしているマサチューセッツ大学の研究室は、レーダー用の電子部品を金属ナノ粒子を含む導電性インクを使って製造可能な3Dプリンタの開発に成功したという。

この電子部品は可変容量ダイオード（いわゆるバラクタ）と言われ、特定の頻度で電波を発生させた

り受信させたりするために必要なものである。軍用レーダーシステム、自動車衝突防止装置、携帯電話などにはなくてはならない部品だ。また、この新型3Dプリンタは、イージス艦等が搭載するフェイズドアレイレーダーに必要な位相器や無線LANやレーダーの重要部品である周波数選択膜も作ることも可能とされている。

共同研究室長のクリストファー・マッカロール（Christopher McCarroll）氏によれば、「まだ実験室レベルの技術ではあるが、実用化に成功すれば、レーダーの製造がはるかに安く簡単かつ高速になる。将来的には高性能のコンピューターチップを3Dプリンタで作るところまで行くつもりだ」とのことだ。

さらに、米国防総省の技術研究部門である「本土防衛情報分析センター」（HDIAC）は、3Dプリンタで、コンピューターチップも含めてミサイル全体を作ることも近い将来可能になると見ている。

HDIACは、マサチューセッツ工科大学の研究所が2015年に開発した新型3Dプリンタ「MultiFab」について次のように評している。

「『MultiFab』は10種類もの複数素材の加工を同時に並行して行える。これにより、ミサイルのような複雑な製品を、電子回路も含めて一から作ることができる。しかも、『MultiFab』は市販されている部品で作られており、たった7000ドルしかかかっていない」

つまり、近い将来、F-35戦闘機やB-21爆撃機の機体の中で、状況に応じて必要なタイプのミサイルや無人機を製造して発射するのも夢物語ではないということである。実際、BAEシステムズは2040年までに飛行中の航空機内部での3Dプリンタによる無人機生産・発射が可能になると見ている。

このように、米国の場合、3Dプリンタの導入が全軍で図られ、実際の部隊運用でも導入されている。これらの特徴を纏めると、①装備品の試作、②戦場における修理、③最新装備部品の生産、そして、中国とは異なり、④旧式装備の維持整備、⑤戦場での生産にも注力している点が異なると言えよう。

3. 英国、ロシア、オランダ、イスラエル、台湾、韓国、ポーランド

3Dプリンタの軍事転用は他の国々でも実施されている。英国では、2014年１月に、3Dプリンタ製部品を組み込んだトーネード戦闘機が飛行している。具体的には、コックピットの無線カバー、空気吸入口の支柱、着陸装置の保護カバーなどの部品であり、英空軍基地で生産され、これにより数十万ポンドの効率化が図られる見込みだという。また、英国がドイツ・フランスなどと共同開発したタイフーン戦闘機の生産・維持整備にも既に3Dプリンタが使用されている。

そして、現在ではこうした3Dプリンタ技術を防衛装備移転にも生かしている。2017年11月、英国政府が支援するタイフーン戦闘機輸出の一環として、英BAE社とベルギーのアスコ社が付加型製造技術の共同開発契約を結んだ。これはタイフーン戦闘機の整備・改良のための技術だという。

また、ロシアでは、次期主力戦車T-14アルマータの開発に3Dプリンタが大きく貢献したという。この点について、ロシア軍の装甲車両を生産するエレキトロマシナJSC社の高速試作ラボマネージャーのアントン・ウルリク（Anton Ulrich）は「2015年以降、金型などの原型や、金属・プラスチック部品を制作するために3Dプリンタを使っている。近い将来、数メートルのチタン合金の装甲パーツも3Dプリンタで作る予定だ。

3DプリンタはCADソフトの設計図からすぐに生産できる。金属の浪費もなく、部品の一部ではなく全体を一気に製作して評価できるので、非常に便利である。

軍用部品に求められる精度が非常に高いことは確かに事実だが、国際宇宙ステーションという宇宙空間でも3Dプリンタを活用しているのだから、戦車用に耐えられないはずがない」と語っている。

また、ロシア軍のDARPAとされる高等研究財団（FPI）は、2016年に3Dプリンタによって、在来工法と遜色ない銃弾の作成に成功したことを公表している。このように、ロシアにおける3Dプリンタの軍事転用は確認できる範囲では、研究開発・試作から量産へと進もうとしている段階のようである。

オランダ軍もまた、3Dプリンタ活用へと進み始めている。オランダ海軍は、保有する全艦艇の3Dスキャンを行っているが、これは3Dプリンタによる艦艇の交換部品の維持整備、そして、潜水艦や掃海艇を丸ごと印刷することを見据えてだという。また、オランダ海軍は小型潜水艇を印刷する実証実験も既に行っている。

イスラエル軍も維持整備を中心に3Dプリンタの導入を図っているが、彼らは戦時において経済制裁や周辺国による封鎖によってサプライチェーン切断時でも維持整備が出来るような体制づくりを進めている。2017年10月の報道によれば、この３年間で、3Dスキャナと3Dプリンタの活用によって、非構造部品の修理が数週間から数か月かかっていたのが、数時間から数日に圧縮されたという。彼らは無人機のプラスチック部品から始め、既にCH-53ヘリ、F-16戦闘機、F-15戦闘機の小さな非重要部品の実証実験も実施しているという。

台湾軍も3Dプリンタの軍事転用を図っている。2015年10月、台湾で最も重要な国防科学研究・開発の拠点とされる「国家中山科学研究院(CSIST)」は、台湾が初めて現地開発した、軍需用部品の製造が可能な金属製3Dプリントシステムを公開した。台湾は、航空宇宙及び防衛産業の改善を長期目標としているが、この3Dプリンタは、より直接的には旧式化し、交換部品の入手が難しい軍用ミサイルや潜水艦の修復に活用していくという。しかも、3Dプリンタの活用により、各種部品の性能も軽量化・強度向上といった効果も起きているという。

この3Dプリンタは、第二次大戦中のドイツの主力戦車ティーガー２の装甲に匹敵する高硬度(30HRC)を持つ材料を生産することが出来るという。そして、それは航空宇宙材料規格(AMS-6514)を満たし、米連邦航空局の承認を受けた場合、航空機に使用することが出来るという。

この他、韓国軍やポーランド軍でも旧式化した航空機部品を中心に3Dプリンタの活用が図られている。これらの米中以外の国々の取り組みからわかるのは、こうしたミドルパワー国家では、①装備品の試作、②最新装備の生産、特に、③旧式装備の維持整備中心の活用を中心に3Dプリンタの利用が模索され、やはりこれらの軍隊の日常的な装備として浸透しつつあるということだ。

4. 軍事転用の背景

このように、中国、米国、英国、ロシア、オランダ、イスラエル、台湾、韓国、ポーランドにおける3Dプリンタの軍事転用について見てきたが、これらの国々が導入する理由は何であろうか。

米中については、中国が採用し、米国がそれに対抗を試みている「A2/AD（Anti-Access/Area Denial）」に背景があると言えよう。A2/ADとは、中国の場合であれば、弾道・巡航ミサイル、航空戦力、艦艇、潜水艦、機雷、サイバー攻撃、対衛星兵器、ゲリラコマンド等のあらゆる戦力を使って、日本本土を含む第一列島線以西の在日米軍と自衛隊の戦力、特に兵站と通信システムを破壊し、その上で、第一列島線以東から来援する米軍の戦力を迎撃し、侵入不可能とする軍事戦略である。

この戦略を実行、もしくは相対する場合のカギは、相手の攻撃による損傷から早急に立ち直り、レーダーや無線などの偵察・通信システムを再建し、射耗したミサイルを回復して戦闘を継続できる体制を整えることだ。要するに、兵站が勝負の大きな分かれ目となる。となれば、3Dプリンタによって兵站革命を進めるのは当然であろう。これは米中両国が、他国と異なり、彼らが戦場における修理や米国の場合は戦場での生産まで射程に入れ、特に注力していることからも明白である。特に、米国側がA2/ADで真っ先に破壊されるレーダーの電子部品の3Dプリンタでの製造に力を入れていることも示唆的である。

また、米中がグローバルに軍事力を展開させており、遠隔地における兵站の時間的及び資金的問題に苦心していることも、その軍事転用を後押ししていると言えよう。何故ならば、3Dプリンタはサプライチェーンをサプライポイント化することで輸送コストを抜本的に改善し、在庫リスクを大きく低減させるだけでなく、製造ラインが不要になることで、すぐ提供できるからである。

中国以外の国々が維持整備における軍事転用を積極的に推し進め、既に部隊運用しているのは、DMSMS(Diminishing manufacturing sources and material shortages)問題があるからだと思われる。そもそも、軍需部品は「多種多様な少量の部品」を

必要とする業界であり、これが軍事組織と産業界双方の負担となってきた。企業側はいつなんどき生産するかわからない少数の部品のために製造ラインを維持し、その固定資産税を負担し、人員を維持し、次世代人材を教育しなければならない。そのため、防衛装備品の維持費は本体価格より非常にかかり、場合によっては不採算部門として製造ラインが閉鎖される。

これが軍事組織を圧迫することになる。防衛装備品の購入後にかかる莫大な資金は国防予算を圧迫するし、基本的に旧式兵器であればあるほど部品価格は高騰し、ラインが極小か存在しなくなっているので部品入手までの時間も非常にかかることになる。

そして、こうした状況の行き着く先は、装備品の製造能力の喪失と部品の枯渇により、兵器システム全体を放棄しなければならなくなるDMSMSと呼ばれる状況である。

しかし、金型も職人も不要とし、在庫リスクとも無縁な3Dプリンタであれば、多種多様な少量の製品を少ない数のマシンにより低コストで生産でき、しかも性能向上が図られる。実際、台湾のプロジェクト担当者はDMSMS問題の解決が軍事転用の主眼であると明言している。また、これまで見てきたように、中国以外の国々が旧式兵器の維持整備から積極的に導入を進めていることからもあきらかである。

5. まとめ

これまで見てきたように、3Dプリンタの軍事転用は、①装備品の試作、②戦場における修理、③最新装備部品の生産、④旧式装備の維持整備、⑤戦場での生産とカンブリア紀の生命大爆発のように拡大と深化を継続している。

今後、こうした動きが拡大すればシンガーが指摘するように、防衛産業の在り方自体を変質させていくだろう[3]。何故ならば、戦場なり基地での生産が主流になれば、伝統的な防衛産業が利益の源泉としてきた維持整備の利益が減少するからである。そして、こうしたトレンドの行きつく先には、多種多様な少数ごとの最終製品が軍事組織内で生産され、伝統的な防衛産業の役割は大きく低下していくことになる。

そして、それは、現在もデュアルユースといった議論が象徴するように、これまでは防衛分野に無縁であった民間企業、特にベンチャー企業が重要な軍事的役割を担うこととなり、「防衛産業」という名称も含めて変容していくだろう。かつては、鍛冶職人が包丁も刀剣も鉄砲も生産できたような、ある種の「新しい中世」へと回帰していく可能性もある。

同時に、これは輸出規制の在り方に深刻な影響を与える。それは3Dプリンタが汎用品であることから輸出規制が難しいということだけではなく、3Dプリンタによってサプライポイント化することにより、データとマシンさえあれば一定上の製品が作成できることから、規制自体が成り立たなくなる可能性がある。そして、防衛装備品の概念が変容していけば、こうした潮流は加速化するだろう。

3Dプリンタの各国における軍事転用からは、そうした可能性が見えてくるのである。

[3] Singer, “The 3D Printed War,”

視点

岐路に立つロシアの航空機産業

公益財団法人日本国際問題研究所　研究員　伏田　寛範

はじめに
ー復活するロシアの航空機産業

2016年６月８日、東シベリアの中心都市イルクーツクにある航空機工場で新型旅客機MS-21の完成式典が行なわれた。真新しい機体を前にメドヴェージェフ首相は次のように語った。「今日、私たちは初めて、世界で最も新しい旅客機の一つであるMS-21、21世紀の旅客機を目にしています。この旅客機が私たちの国で作られたことをとても誇りに思っています。（略）概して、航空機産業の発展した国は非常に限られており、こうした国々は『トップリーグ』と呼ばれています。私たちはどのような場合でもこの『トップリーグ』から消え去ってはならないのです。」[1]

MS-21のロールアウトから約１年後の2017年７月18日、２年に一度開催されるモスクワ国際航空宇宙サロン（MAKS）の開会を告げるスピーチのなかでプーチン大統領は「生産設備の大規模な近代化がなされ、ヘリコプターKa-62や旅客機MS-21といった新しい競争力のある民間機の開発計画が実現しました。また、軍用機やロケット宇宙部門では、私たちは依然として強い立場にあります。今後ともこれらの部門のポテンシャルを高めてゆきます」と述べた。さらに、「我が国の宇宙飛行学や航空機産業の歴史は全国民の誇りです。コロリョフ、ポリカルポフ、スホーイ、ツポレフ、イリューシンといった傑出した設計者が素晴らしい成果をあげたのです。今日の私たちの課題は、彼らの伝統を継承することなのです」とも指摘した[2]。

新型旅客機MS-21や次世代主力ステルス戦闘機Su-57を開発し、かつての航空機大国の復活と健在ぶりをアピールするロシア。果たしてロシアの航空機産業は、プーチン大統領が言うように、その長い歴史を次世代に受け継いでゆくことができるのだろうか。またメドヴェージェフ首相が言うように、世界の「トップリーグ」に居続けることはできるのだろうか。近年、航空機ビジネスにおける競争はますます激しくなってきている。日本や中国といった新たなプレーヤーの参入も見込まれている。そうしたなか、ロシアはどのような地位を占めてゆくことになるのだろうか。本稿では、ソ連崩壊後のロシアの航空機産業がどのような状況にあるのかを概観した後、政府の航空機産業育成政策や航空機メーカーの経営戦略が描くロシアの航空機産業の将来像について検討する。そして、そのような将来像の実現を阻みうるいくつかの問題について考察を加えよう。

1 ロシアの航空機産業の概観

ロシア産業貿易省によると、ロシアの航空機産業に属する企業は248社、就業者数は40万7500人を数え、そのうち生産活動に直接かかわるのが30万7700

[1] メドヴェージェフ首相による新型旅客機MS-21完成式典でのスピーチ（http://government.ru/news/23338/　2017年11月２日アクセス）
[2] プーチン大統領によるMAKS 2017の開会あいさつ（http://kremlin.ru/events/president/transcripts/speeches/55063　2017年11月２日アクセス）

人とされている[3]。なお、同省によると、ロシアの軍需産業の総数は1339社であり、就業者数は約200万人とされており、航空機産業はロシアの軍需産業の約１/５を占める中核部門であるといえるだろう。生産面においても航空機産業は文字通りロシアの戦略産業となっている。航空機産業で生産される戦闘機などの軍用機は、ロシア航空宇宙軍の主要装備であるだけでなく、ロシアの数少ない競争力を有する「輸出商品」であり「主力商品」ともなっている。ロシアの兵器輸出入を独占的に行なう国営兵器輸出公社ロスアボロンエクスポルトの幹部によると、同社の設立された2000年、同社が輸出した兵器のうち80％超が航空機であったといい、以来、今日に至るまで約1300機の航空機（ヘリコプターも含む）を輸出してきたという。また、2016年末時点での同社のバックオーダーのうち航空機は46％を占め、さらに2017年に同社が輸出した兵器のうち50％超が航空機であったという[4]。こうして、航空機産業はロシアのGDPの実に約1.1％[5]を生み出しており、経済面でも少なくない寄与をしている。

今日、ロシアでは統一航空機製造会社（ロシア語の略称でＯＡＫ（オーアーカー））が航空機の開発と生産を一手に担っている。同社が発表した2016年の年次報告書[6]によれば、2016年に同社が顧客に納入した航空機の数は、軍用機が104機、旅客機が37機であった。また、同社の売上高は4169億ルーブル（日本円で約6795億円[7]）、総利益は786億ルーブル（約1281億円）であった[8]。かつてのソ連時代の航空機の生産規模[9]に迫るまで回復しつつあり、ソ連崩壊後の市場経済移行期の経済混乱のさなかにあった1990年代とは隔世の感がある。とりわけ、近年、旅客機の生産が伸びていることは注目に値する。図１に示したように、旅客機の生産は1990年代に大幅に落ち込み、ロシア経済が急成長した2000年代に入っても年間生産数はしばしば一桁台であったが、2008年にソ連崩壊後のロシアで初めて開発された旅客機スホーイ・スーパージェット（SSJ）が登場して以来、増加傾向に転じている。2019年には新型旅客機MS-21の引き渡しが予定され、さらなる増産が見込まれている。

このように、近年、ロシアの航空機メーカーは着

図１　ソ連・ロシアにおける旅客機の生産数

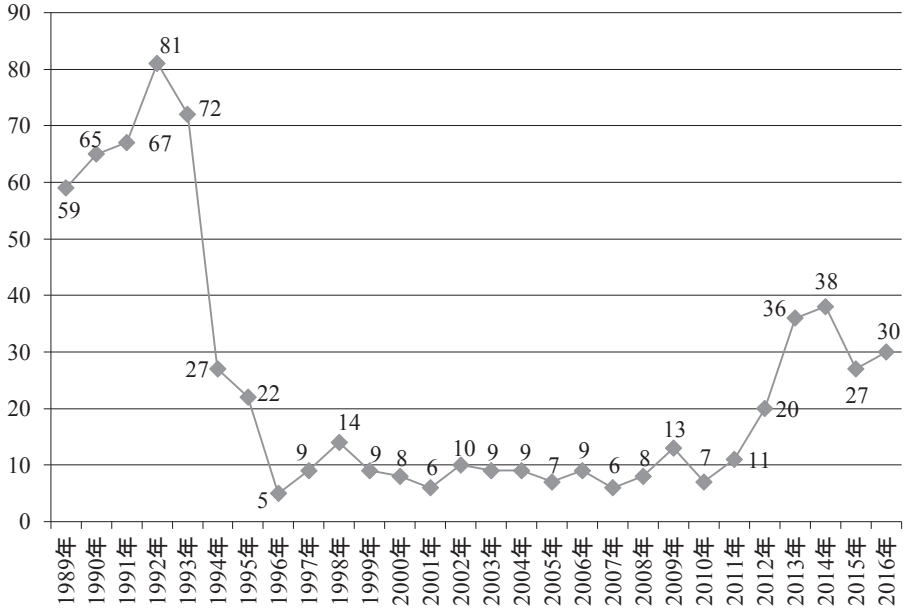

（出所）Колпаков С.К. "История авиационной промышленности России", П.С. Филиппов (ред.) *История новой России. Очерки, интервью*: в 3 т., СПб.: Норма, 2011, стр. 490, 513.およびhttps://www.aex.ru/docs/３/2017/４/10/2595/（2017年12月５日アクセス）より筆者作成。

[3] ロシア産業貿易省HP（http://minpromtorg.gov.ru/activities/industry/otrasli/avia/　2017年12月18日アクセス）
[4] https://lenta.ru/news/2017/07/13/rosoboronexport/（2017年12月18日アクセス）
[5] 注３に同じ。
[6] Объединенная Авиастроительная Корпорация «Годовой отчет 2016»
[7] 日本円への換算は2016年（年平均）の公表仲値（１ルーブル＝1.63円、１ドル＝108.78円、１ユーロ＝120.26円）で計算している。http://www.murc-kawasesouba.jp/fx/index.php（2017年12月18日アクセス）参照。
[8] 表１に示している通り、ＯＡＫの純利益は大幅な赤字となっている。これは本稿４節でも触れるが、新型旅客機スホーイ・スーパージェットの開発の遅延と販売不振によるところが大きい。
[9] ソ連時代末期、毎年約170 ～ 190機の航空機と300 ～ 400機のヘリコプターが生産されており、そのうち旅客機は60 ～ 70機程度であったという。Колпаков С.К. "История авиационной промышленности России", П.С. Филиппов (ред.) *История новой России. Очерки, интервью*: в 3 т., СПб.: Норма, 2011, стр. 490, 513.

実に実績を積み重ねてきてはいるが、世界の主要メーカーと比較するとその実績は慎ましいと言わざるをえない。たとえば、2016年に顧客に引き渡した旅客機の数で比較すれば、上述の通り、2016年のロシアのＯＡＫは37機であったのに対し、アメリカのボーイングは748機を、もう一つの雄であるヨーロッパのエアバスは688機を引き渡している。また、リージョナルジェットやビジネスジェットの世界的メーカーであるカナダのボンバルディアやブラジルのエンブラエルもそれぞれ246機、225機の旅客機を引き渡しており（表２参照）、ＯＡＫと西側企業との間には６～20倍もの差がある。売上高や純利益でみても、西側メーカーとの差は歴然としている。2016年のボーイングの売上高と純利益はそれぞれ945.7億ドル（約10.2兆円）と48.9億ドル（約5319億円）、エアバスはそれぞれ665.8億ユーロ（約7.9兆円）と9.9億ユーロ（約1190億円）であり、ボンバルディア[10]の売上高と純利益はそれぞれ163.3億ドル（約1.7兆円）と－9.8億ドル（約－1066億円）、エンブラエルはそれぞれ62.1億ドル（約6755億円）、2.9億ドル（約315億円）であった（詳細は表３を参照）。他方、従業員数で見ると、ロシアの航空機メーカーの規模はかなり大きいことがわかる。2016年のＯＡＫの従業員数は96787人であり、ボーイング（150500人）やエアバス（133782人）に迫る。一方、３番手、４番手メーカーであるエンブラエル（18506人）やボ

表１　ＯＡＫの経営実績（100万ルーブル）

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
売上高	171,019	220,065	294,538	346,120	416,926
総利益	35,887	43,354	45,245	32,551	78,637
純利益（損失）	－5,650	－13,508	－13,654	－109,946	－4,481

（出所）Объединенная Авиастроительная Корпорация «Годовой отчет 2016», стр. 59

表２　主要航空機メーカー各社の旅客機引き渡し数　（機）

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
ＯＡＫ	21	32	35	30	37
ボーイング	601	648	723	762	748
エアバス	588	626	629	635	688
ボンバルディア	229	235	288	275	249
エンブラエル	205	209	208	221	225

注）ボンバルディア、エンブラエルについてはビジネスジェットも含めた数字。
（出所）各社の年次報告書および財務諸表より筆者作成。

表３　航空機メーカー各社の売上高と純利益

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
ボーイング					
売上高（100万ドル）	81,698	86,623	90,762	96,114	94,571
純利益（100万ドル）	4,900	4,585	5,446	5,176	4,895
エアバス					
売上高（100万ユーロ）	56,480	57,567	60,713	64,450	66,581
純利益（100万ユーロ）	1,228	1,473	2,343	2,696	995
ボンバルディア*					
売上高（100万ドル）**	16,414	18,151	20,111	18,172	16,339
純利益（100万ドル）	470	572	－1,246	－5340	－981
エンブラエル					
売上高（100万ドル）	6,167	6,235	6,288	5,928	6,217
純利益（100万ドル）	423	534	413	272	290

注）＊ボンバルディア社は鉄道部門も含むグループ全体の数字。
＊＊2012～2016年の航空機部門（ビジネス機、旅客機部門の合計）における売上高は順に、86億ドル、76億ドル、82億ドル、112億ドル、83億ドルであった。
（出所）各社の年次報告書および財務諸表より筆者作成。

[10] 同社の鉄道部門も含む。

ンバルディア（24750人、航空機関連事業部のみの数字）に対しては、ＯＡＫはおよそ３～５倍の従業員を抱えていることになる。こうした数字からも明らかなように、ＯＡＫの労働生産性は西側メーカーに遠く及ばず、その引き上げが目下の課題となっている。

2 オールロシア体制の構築 －航空機産業の再編

今日、ロシアでは統一航空機製造会社（ＯＡＫ）が航空機の開発と生産を一手に担っている。ソ連時代からの伝統あるスホーイやミグ、ツポレフ、イリューシン、ヤコヴレフといった設計局やこれら設計局の設計した航空機を生産してきた工場のほとんどがこのＯＡＫの傘下に入っている。同様に、ヘリコプターの開発・生産は国家コーポレーション[11]・ロステフ社の傘下にあるヴェルタリョートゥイ・ロシー（ロシア・ヘリコプターの意）社が、航空機用エンジンの開発・生産は同じくロステフ社傘下の統一エンジン製造会社が担い、ソ連時代からの主要な企業が傘下に収まっている。本節では、ＯＡＫの創設過程を例に、2000年代ロシアでの航空機産業の再編[12]について見てゆこう。

ソ連時代の航空機産業は、ソ連航空機産業省の管轄の下で航空機の開発を担当する設計局と生産を担う工場とが有機的に結びついていた（図２）。計画経済システムの下で航空機産業省は、設計局に対しては軍や国営航空会社アエロフロートの必要としている航空機の仕様を提示して新たな航空機を開発させ、生産工場に対しては設計局で開発された航空機の生産を命じた。こうして生産された航空機は国防省や民間航空省を通じてユーザーである軍や航空会社に引き渡されていた。ソ連の崩壊に伴い、こうした国家の計画指令に基づく航空機の開発・生産体制は崩れ去った。航空機産業省は廃止され、その管轄下にあった設計局や工場は相次いで民営化されていった。だが、民営化の結果、従来の企業間の技術的・経済的な結びつきが失われ、航空機の開発・生

図２　ソ連時代の航空機産業

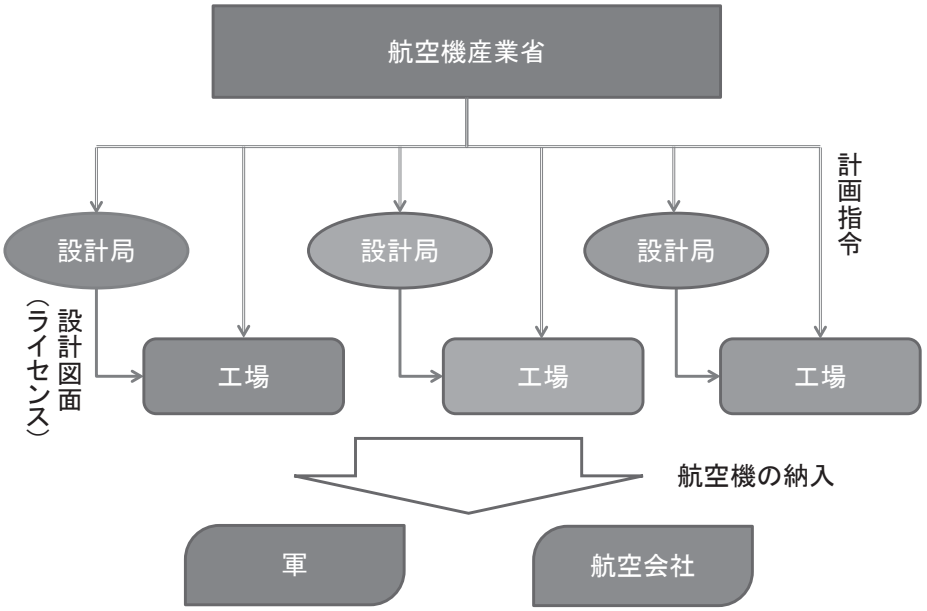

（出所）筆者作成。

[11] 国家コーポレーションを規定した法律（連邦法「非営利組織について」）によると、国家コーポレーションとは「社会的機能、経営的機能あるいはその他の社会的に有益な機能を果たすためにロシア連邦の特別法によって創設される非営利組織」と定義されている。さしずめ、公益を実現するために国によって設立される公社と理解してよいだろう。

[12] ヘリコプター部門での企業統合は、2002年に国営兵器輸出会社ロスアボロンエクスポルトが創設した持株会社アボロンプロム傘下にミル設計局のヘリコプターを開発・製造する企業が入ったことにより始まった。2006年、アボロンプロムはヘリコプター関連企業を統合する持株会社ヴェルタリョートゥイ・ロシーを設立し、翌2007年にはカモフ設計局とその関連企業を傘下に収め、ロシアの主要なヘリコプター関連企業の統合は完了した。同様に、航空機用エンジン部門でもアボロンプロムが2007年に創設した統一エンジン製造会社の傘下に主要な企業が入ることによって統合が進んだ。

産の現場では混乱が引き起こされた[13]。

混乱する航空機産業にさらなる打撃を与えたのは国内外での需要の激減だった。冷戦の終結後、かつての同盟国であった東欧諸国はNATOの装備を導入するようになり、ロシアから新規に軍用機を調達することはなくなった。また、ロシア自身も西側との軍事的緊張の緩和により軍縮を進めたことと、そしてなによりも財政難のために、軍用機の新規調達を取りやめた。旅客機に関しても同様で、これまでソ連製の旅客機を運航していた東欧諸国の主だったエアラインも、旧ソ連時代からのナショナル・フラッグキャリアであるアエロフロートも経済性や快適性に優るボーイングやエアバスの機材を積極的に導入するようになり、ロシア製旅客機の需要は激減した。

生産現場での混乱と需要の大幅な減少の結果、航空機産業の生産高は大きく落ち込んだ。生産高が最低となったのは1997年で、1992年水準のわずか２割程度となり、同年の軍用機の生産は1992年の１/４であった。旅客機の生産が最も落ち込んだのは1996年で、わずか５機しか生産されなかった（前掲図１参照）。生産減のため、設備稼働率は平均25～30％にまで落ち込み、労働者数は約半分にまで減少した[14]。航空機産業の生産が回復するのは、中国へのスホーイ戦闘機の輸出を開始した1998年以降である[15]。1990年代、航空機産業は海外への軍用機輸出によってかろうじて生き延びている状況であった。

こうした事態を重く見た政府は、民営化によって失われた企業間の生産・技術的連関を復活させることを企図し、また同時に民営化の過程で失われた企業への影響力の回復を狙って、各設計局を中心に主だった企業を垂直統合させる方針を打ち出した。早くも1993年にはツポレフ設計局をベースに株式航空機製造会社ツポレフが設立され、1995年にはミグ戦闘機の開発・生産にかかわる企業を基にモスクワ航空機企業合同ミグが設立された。さらに翌1996年にはスホーイ戦闘機の開発部門と生産部門を統合した航空機軍産複合体スホーイが創設された。また、民営化された企業側からのイニシアチブによって独自の企業集団を形成しようとする動きも現れた。たとえばイルクート社は、もともとはスホーイ戦闘機などを製造する生産工場（2002年にイルクーツク航空機生産合同から現在の社名イルクートに改称）であったが、2004年にヤコヴレフ設計局を傘下に収めたことで、航空機の開発から生産に至るまで一手に担う企業グループへと変貌した。

このように2000年代前半までに、スホーイ、ミグ、ツポレフ、イリューシン、イルクートといった企業グループが形成されたが、政府はさらに企業グループの統合を進める意向を示した[16]。軍需・民需問わず国内外で航空機ビジネスの競争が激化するなかで、ロシア企業同士による過当競争状態を解消し、限られた資源を有望なプロジェクトに集中してアメリカやヨーロッパに伍する航空機メーカーを育成するためには、既存の企業グループのさらなる統合が必要だと判断されたのである[17]。産業エネルギー省（現在の産業貿易省の前身）は「統一航空機製造会社の設立構想」案（2004年10月）や「2015年までの時期における航空機産業の発展戦略」案（2005年２月）を相次いで発表し、ロシアの航空機産業の将来像を示した。すなわち、最終製品である航空機を開発・生産する統一航空機製造会社（ＯＡＫ）、エンジンの開発・製造する１～２社の巨大エンジン製造会社（2007年12月、航空エンジンの開発・製造に携わる企業を統合する統一エンジン製造会社が設立された）、航空機器や装置の開発・生産に携わる２～３社の巨大会社が創設され、そして部品やユニットを製造する専門企業のネットワークが形成され

---

[13] さらに、民営化された企業では大株主の間で主導権争いが起こり、現場の混乱に拍車をかけることもあった。一例として、1990年代中頃、スホーイの大株主であったオネクシムバンクを率いるポターニンとインコムバンク率いるヴィノグラードフが、同社の経営や関連企業（生産工場）との統合の方針を巡って争ったことを挙げておこう。https://lenta.ru/lib/14175260/full/（2017年12月12日アクセス）

[14] Колпаков С.К. "История авиационной промышленности России", П.С. Филиппов (ред.) *История новой России. Очерки, интервью*: в 3 т., СПб: Норма, 2011, стр. 487-510.

[15] 注13に同じ。

[16] 当初は、二つの持株会社の下に主要な企業を統合する計画だった。一つ目の持株会社の傘下にはスホーイ、イリューシン、ミルといった企業が入り、もう一つの持株会社の傘下にはミグ、ツポレフ、カモフといった企業が収まるとされていた。

[17] 産業エネルギー省「2015年までの時期におけるロシアの航空機産業の発展戦略」2005年９月28日付。

ると謳われた。こうした政府による航空機産業の再編計画に対し、産業界からは戦闘機の輸出によって資金を稼いだスホーイやイルクートといった有力企業が積極的に支持を与えた。スホーイやイルクートはＯＡＫの創設を主導し、ＯＡＫの中核企業として同社の経営に強い影響を及ぼすことになった[18]。

2006年２月、統一航空機製造会社（ＯＡＫ）の創設に関する大統領令がプーチン大統領によって署名され、スホーイ、ミグ、ツポレフ、イリューシン、イルクートといった主要企業グループは、政府が新たに設立する持株会社ＯＡＫの傘下に入ることとなった。こうして同年11月にはロシアの主だった航空機メーカーを統合したＯＡＫが正式に発足した（図３）。政府は同社株式の75％以上[19]を保有することが定められ、政府は航空機産業に対する強い統制力を手にすることとなった。同時に、政府は人的な側面からも航空機産業に対するコントロールを強化した。ＯＡＫの初代取締役会長にはプーチン大統領の側近であるセルゲイ・イワノフ国防相兼副首相（当時）が選出され、社長にはアレクセイ・フョードロフ（ミグ社長、当時）[20]が就任した。取締役には政府高官や政府系大銀行のトップが名を連ね、こうした政府の影響を強く受けた同社の幹部人事は今日まで続いている。

以上のような一連の産業再編の結果、ロシアの航空機産業は国策によって設立された持株会社ＯＡＫの傘下に再編統合されることとなったが、この構図はかつてソ連航空機産業省が設計局から工場までさまざまな企業を管轄していたことを彷彿とさせる。ＯＡＫは組織形態としては一株式会社に過ぎない

図３　統一航空機製造会社の傘下企業（概略図）

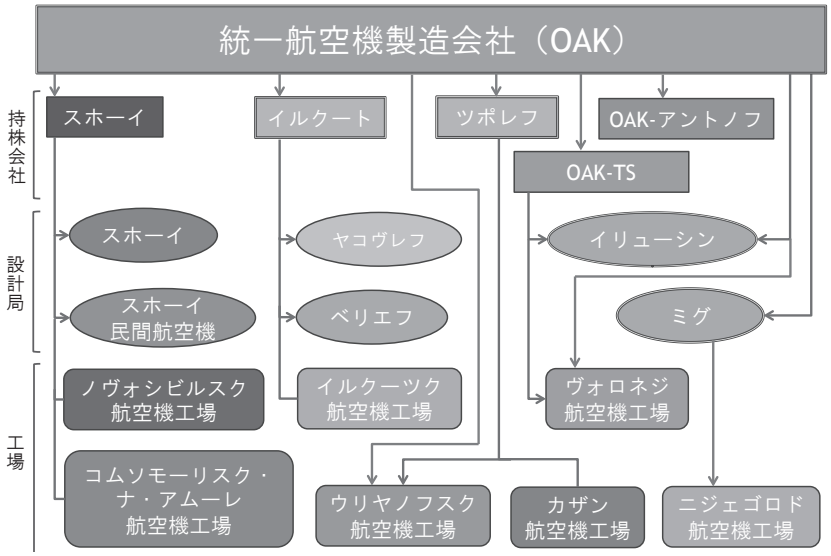

注）2017年11月21日現在。矢印は資本関係にあることを示している。なお、ノヴォシビルスク航空機工場とコムソモーリスク・ナ・アムーレ航空機工場はスホーイの、イルクーツク航空機工場はイルクートの、カザン航空機工場はツポレフの支社となっている。また、ウリヤノフスク航空機工場は1992年に民営化された際にアヴィアスタルと改称したが、本図では航空機工場がロシア各地にあることを示すため、あえて旧称で表記している。

（出所）ＯＡＫウェブサイト（http://www.uacrussia.ru/upload/iblock/b42/b429d7491b71a33a381d28803dfad3d7.pdf）に記載された図を基に筆者作成。

[18] ＯＡＫでは、ミグ戦闘機よりもスホーイ戦闘機の開発・生産に力が入れられ、民間機部門でもスホーイのプロジェクトであるSSJやイルクートのMS-21の開発計画がツポレフの同様のプロジェクト（Tu-334やTu-204）に優先されることになった。

[19] なお、2017年11月現在の政府保有分は91.6％となっている。

[20] アレクセイ・フョードロフは、ＯＡＫ創設にイニシアチブを発揮した人物の一人とされている。同社の社長に就任するまで、フョードロフはイルクーツク航空機生産合同社長（1993 ～ 1996年）スホーイ（1996 ～ 1998年）社長、イルクート会長（1998 ～ 2004年）、ミグ社長兼主任設計士（2004 ～ 2006年）を歴任した。2011年１月、メドヴェージェフ大統領（当時）は、フョードロフをＯＡＫ社長の座から解任し、後任にスホーイ社長のミハイル・ポゴシャンを据えた。こうした人事からもうかがえるように、ＯＡＫ創設はスホーイと同社と密接な関係のあったイルクートが主導し、結果として、スホーイ・イルクート連合が他の企業グループを「飲み込む」形でロシアの航空機産業が再編されたともいえるだろう。https://lenta.ru/lib/14175260/full/（2017年12月18日アクセス）

が、産業政策を遂行するための司令塔として位置付けられるという点で、またより直接的には政府との人的なつながりの点から、省庁に類するもの（「疑似省庁」）とみなすことができるだろう。

3 航空機産業の発展戦略

前節でみたようにロシア政府は、新たに設立した持株会社、統一航空機製造会社（ＯＡＫ）の傘下に主要な企業グループを結集させることで、1990年代の民営化の過程で弱まった産業に対する統制力を再び取り戻した。また同時に、政府はＯＡＫをボーイングやエアバスといった世界的な航空機メーカーに肩を並べる巨大企業へと育てあげることを企図している。本節では、ロシア政府およびＯＡＫが航空機産業をどのように発展させようとしているのかを、産業貿易省が作成した一連の政策文書やＯＡＫの経営戦略から確認しよう。

（1）ロシア政府による航空機産業の発展戦略

今日、航空機産業を対象としたロシア政府の産業政策は主に、「ロシア連邦における航空機産業の発展戦略」[21]と国家プログラム「航空機産業の発展」[22]という二つの文書によって規定されている。発展戦略では航空機産業の育成政策の大枠や基本方針が定められ、国家プログラムでは発展戦略に沿いながら８つの個別課題（①航空機製造、②ヘリコプター製造、③航空エンジン製造、④航空関連ユニット製造、⑤航空関連機器製造、⑥小型航空機（ビジネスジェット等）、⑦航空科学技術、⑧本プログラムの執行管理）ごとにサブプログラムを設け、それぞれの目標[23]の達成を目指すものとなっている。まずは現在策定中の新「発展戦略」案にしたがって、ロシア政府の基本方針について確認しよう。

新「発展戦略」案では、「ロシアの航空機産業は、世界市場と国際分業体制に組み込まれた、経済的に安定した世界市場で競争力を持つ産業であり、また同時に国家の必要とする航空機を独自に開発・生産できる能力を持つ産業」[24]でなければならないと宣言される。だが、今日のロシアの航空機産業を取り巻く環境は決して好ましいものではなく、狭隘な国内市場[25]、未成熟な裾野産業、マクロ経済の不安定化によってもたらされる政府資金の不足、弱体化した技術者・労働者の育成システムとその帰結である熟練労働者の不足、といった問題に直面しているといった指摘が続く。こうした問題を克服するための活路を新「発展戦略」案は世界（＝ロシアの国外）に見出している。すなわち、航空機メーカーや関連企業は海外のリーダー企業と連携して新しい航空機を開発・生産しなければならない、そうして開発・生産される航空機はロシア国内だけでなく世界市場に向けて販売されなければならない、航空機の開発・生産にかかる莫大な費用は公的資金だけでなく国内外からの投資資金によっても賄われるようにしなければならない、海外の企業や研究機関との技術協力を進め最新技術の取得に努めなければならない、といった具合である。他方、今日のロシアを取り巻く地政学的な環境の変化を受け、新しい国際分業体制を築くと同時に主要コンポーネント等の現地生産化を通じた輸入代替も進め、「技術面での独立性（технологический суверенитет）」を保たなければなければならないとも説く。さらに、今ひとつの課題として、新「発展戦略」案は航空機産業の規模が過大であり非効率であることを挙げ、各企業は工場の合併再編やスピンアウトなどを通じて企業組織をスリム化し、経営効率を引き上げなければならないと指摘する。

---

[21] 2017年10月12日、産業貿易省は2006年に採択された現行の「2015年までの時期における航空機産業の発展戦略」に代わる新バージョンの文書「2030年までの時期における航空機産業の発展戦略」案を作成したことを発表した。本稿では、同省が公表している最新版の「発展戦略」案（2016年11月28日時点のもの）をベースに議論を進める。

[22] 現行のものは、2014年４月15日に採択された国家プログラム「2013 ～ 2025年までの時期における航空機産業の発展」である。

[23] 現行の国家プログラムで定められたそれぞれの目標数値は、新しく採択される予定の「発展戦略」によって下方修正される見込みである。

[24] Министерство промышленности и торговли Российской Федерации «Стратегия развития авиационной промышленности Российской Федерации на период до 2030 года», 2016, стр. 1.

[25] 新「発展戦略」案によると、2015 ～ 2030年におけるロシア国内の市場規模は、民間機ではEUの１/10、軍用機ではNATO全体の1/3しかないと指摘されている。Там же, стр. 19-20.

こうした一連の施策の結果、2030年までにロシアの航空機産業の総売上高は2016年時点の1.46兆ルーブル（約2.37兆円）から2.6兆ルーブル（約4.2兆円）になり（売上高のうち40％以上は輸出によるもの）、労働生産性は2014年時点[26]と比べて４倍以上になると予測されている。また、総生産に占める民間機（ヘリコプター含む）の割合は2016年では21.3％であったのが2030年には38.5％にまで上昇し、世界市場に占めるロシア製民間機（ヘリコプター含む）の割合は８％（2016年時点では2.3％）になるとしている。

（２）ＯＡＫの発展戦略

次に、航空機の開発・生産の現場であるＯＡＫの経営戦略について見てゆこう。ＯＡＫは政府の政策方針[27]に沿う形で、2014年に「2025年までのＯＡＫの発展戦略」、2016年12月に「2035年までのＯＡＫの戦略目標とその達成のための再編方針」（以下「2035年までの戦略目標」と表記する）という文書を発表した。これらの文書では、①2025年までに世界の民間機市場で4.5％のシェアを獲得し（2015年時点では１％未満）、同社の売上のうち40％以上は民間機によるものにする。また、2015年時点で20％のシェアを獲得している軍用機市場（＝NATOとその同盟国以外の市場）では2025年までに40％のシェアを獲得する、②2035年までに世界の民間機市場で4.5％以上のシェアを獲得し、同社の売り上げのうち民間機の占める割合を45％以上にする。また、NATOとその同盟国および中国以外の世界の軍用機市場で45％のシェア（全世界では８％のシェア）を獲得する。さらに、③2025年までに赤字経営の状態から脱却し、2035年には黒字経営に転じ、政府資金への依存を低める、といった目標が掲げられている。これらの目標を達成するために、（あ）製品ラインナップの見直し、（い）生産体制の見直し、（う）会社組織の見直し、を課題に掲げる。

まずは（あ）製品ラインナップの見直しから見てゆこう。ＯＡＫではソ連時代に開発された航空機が改良を加えられながら生産されてきた。こうした航空機のうち、特に旅客機についてはすでに競争力を失ってしまったものも多い。そこで、ＯＡＫ（とその傘下企業）は社運をかけて西側メーカーと競争できるような新型旅客機の開発・生産に着手することにした。まず開発されたのは短距離用小型ジェット旅客機（リージョナルジェット）スホーイ・スーパージェット（SSJ）である。近年、経済成長の著しいアジアや中南米などで域内の航空輸送への需要が高まっており、リージョナルジェット市場の成長が見込まれていることや、この市場セグメントにはボーイングやエアバスといった巨大メーカーが参入していないことが、SSJ開発の契機となった。

SSJは開発の初期段階から西側企業が参画したロシア初の旅客機である。機体の基本設計と最終組立はＯＡＫ傘下のスホーイが担当する一方、アビオニクスをはじめとする主要部品やコンポーネントの約８割を世界30社以上の有力メーカーから調達している。エンジンにはロシアの統一エンジン製造会社傘下のサトゥルンとフランスのスネクマの合弁企業であるパワージェットが開発したSaM-146を採用している。このような国際分業体制が採られた背景には、航空機部品の開発・生産に実績のある西側メーカーを参画させることでSSJの製品としての信頼性を高め、世界市場へのアクセスを容易にしようという考えがある。実際、SSJはロシア国内だけでなく、メキシコやアイルランド、インドネシアなどでも運用されており、こうした考えに一定の説得力があることが証明されたといえるだろう。

SSJはロシアのメーカーが初めて西側メーカーの協力を全面的に仰いで開発した航空機だが、技術的な面では、よく言えば非常に手堅く作られた、直截に言えば新奇性はあまりない現代の標準的な水準の旅客機である。SSJは旅客機の開発・生産における今日的な国際分業のあり方を学ぶための習作であったいえるだろう。だが、今後競争がますます激化する世界市場でＯＡＫが生き残るためには、より革新的な旅客機を市場に提供できなければならない。Ｏ

[26] 新「発展戦略」案によると、2014年時点におけるロシアの航空機産業の一人当たり労働生産性は6500ドルで、フランスの約50万ドル、ドイツの約44万ドル、アメリカの約40万ドルに比べて大きく劣っている。Там же, стр. 26.
[27] 前項（１）で紹介した新「発展戦略」案や国家プログラムが策定される以前にも、2006年に採択された「2015年までの時期における航空機産業の発展戦略」や2001年に採択された「2002 ～ 2010年および2015年までの時期におけるロシアの民間航空機発展プログラム」といった政策文書が策定されている。

ＡＫはさらなる成長のため、SSJの開発・生産過程で得た国際分業の経験を生かしながら新技術を積極的に取り入れた旅客機を開発し、リージョナルジェット市場より規模の大きい市場に打って出る方針を打ち出した。こうした攻めの姿勢が反映されているのが、ＯＡＫ傘下のイルクートで目下開発が進められている短・中距離用中型旅客機MS-21である。

MS-21は今日最も需要のあるナローボディ旅客機に属する航空機であり、ライバル機には世界的なベストセラーになったボーイングB737やエアバスA320シリーズがある。MS-21の新機軸は、このクラスの旅客機では世界で初めて真空樹脂含浸製造法（VaRTM）によって成形された炭素繊維強化プラスチック（CFRP）製の主翼を採用したことにある[28]。MS-21で採用されたVaRTMは従来の製法とは違い、オートクレーブ（高温高圧で樹脂を焼き固めるための専用釜）やプリプレグ（炭素繊維に樹脂を染み込ませた中間基材）などの高価な設備や素材を必要とせずコストダウンが可能となるが、主翼のような大型部品を成形するのには不向きな製法とされていた。ＯＡＫはMS-21用の複合材製主翼を開発・生産するために新たにアエロコンポジット社を設立し、同社はオーストリアの航空部品メーカーFACC社から技術を導入してVaRTMによる複合材製主翼の生産方法を確立した[29]。

MS-21は胴体こそ従来のアルミ合金製であるものの、主翼や尾翼、床材などにはCFRPを採用し、機体重量の約40％が複合材となっている。複合材の利用による軽量化の他、機体そのものの空気力学的な特性と効率的な新型エンジン[30]の採用も相まって、同クラスの既存機に比べ８～10％の燃費の改善が達成されるという。他にもMS-21のライバル機に対する優位性として開発元のイルクートは、客室の広さ（このクラスの旅客機では最大の胴体径4.06mを誇る）、客室内の快適性（気圧や湿度を高くすることができ、騒音を75％抑えることができる）、高速巡航性能（870km/時）、最先端のフライトシステム、低い運用コスト（在来機に対しては12～15％、B737MAXやA320neo等の新世代機に対しては６～７％の優位）、安い機体価格（8500万ドル、B737は9020万ドル～１億1600万ドル、A320は9750万ドル～１億2440万ドル）などを挙げている[31]。

次に（い）生産体制の見直しと（う）会社組織の見直しについてみてゆこう。この二つはお互いに関連しあう課題である。前節でみたとおり、現状ではＯＡＫはロシアの主要な航空機メーカーを一つの屋根の下に集めただけであり、傘下企業の本格的な再編整理にはまだ手を付けていない。実際、ＯＡＫの工場面積は、ボーイング、エアバス、ボンバルディア、エンブラエルの工場を足し合わせたものに匹敵し、過剰な生産規模の整理縮小が課題であるといった指摘もある[32]。ＯＡＫ自身も「2035年までの戦略目標」のなかで、①最終組立工場については限られた数の工場に集約し、最終組立工場内の作業場を再編する、②ユニット組立部門については、専門センターを設置し工場間の協力を推進する、スピンアウト／スピンオフやアウトソーシングを活用して生産設備の規模を適正化する、③その他の部品加工工場については、既存の量産工場をベースにサプライヤー網を組織し、サプライヤーに一部部品の生産を委

---

[28] 今後、ロシアでは全ての航空機で複合材製の主翼を採用することになると報じられている。軍用機においても、現在開発中の次世代ステルス戦闘機Su-57の機体重量の25％、機体表面の70％が複合素材となっており、また、計画中の次世代長距離爆撃機（PAK DA）でも複合材が広範囲に利用されることになっている。http://tass.ru/ekonomika/4286572 https://ria.ru/defense_safety/20170728/1499347429.html（いずれも2017年12月18日アクセス）を参照。

[29] こうしたMS-21の開発経緯が教えるところは、設備メーカーが提供する技術パッケージを導入すれば、一足飛びで最先端の製品を開発・生産できるようになりうるということであり、同様の例は鉄鋼や半導体などでも見られた。先進国は、どのような技術ならパッケージで販売してもよいのか、あるいは、（新興国の追い上げを緩やかにするためには）どういった技術を手元に置いておくべきなのか、といった観点からも輸出管理を行なう必要があるだろう。渡邊光太郎「ボーイング787より進んだロシアのカーボン製主翼」『JBpress』2016年２月17日（http://jbpress.ismedia.jp/articles/-/460342017年12月18日アクセス）参照。

[30] 2017年５月に初飛行した試作機は、プラット・アンド・ホイットニー製のPW1400G-JMを搭載している。このエンジンの開発・生産にはIHI、川崎重工、三菱重工が日本航空機エンジン協会の枠組みで２次サプライヤーとして参画しおり、日本製部品の比率は23％になるという。（詳しくは、渡邊光太郎「外国人歓迎のロシア航空ショー、日本人も多数参加」『JBpress』2017年２月16日（http://jbpress.ismedia.jp/articles/-/49183）（2017年12月16日アクセス）を参照されたい。）また、将来的にはロシア製エンジンPD-14も搭載することができるようになるという。

[31] http://mc21.irkut.com/program/（2017年12月18日アクセス）http://tass.ru/ekonomika/4286572（2017年12月18日アクセス）https://www.vedomosti.ru/business/articles/2015/08/25/606017-novie-vehi-rossiiskogo-aviaproma（2017年12月18日アクセス）

[32] http://www.profile.ru/economics/item/116213-polet-v-nikuda（2017年12月18日アクセス）

託する、といった方針を打ち出している。

こうした生産体制の見直しと併せて会社組織を見直すことも課題となっている。ＯＡＫは「2035年までの戦略目標」のなかで、①軍用機事業部、②旅客機事業部、③輸送機事業部、④特殊航空機事業部(飛行艇など)、⑤サービス事業部の５つの事業部の下に既存の各企業グループを整理再編する方針を明らかにしている。この方針に沿う形で、2017年８月、マントゥロフ産業貿易大臣はタス通信のインタビューのなかで、2019年までにスホーイとミグはＯＡＫの軍用機事業部として統合されることになるだろうと述べている。その際、世界的に有名なスホーイとミグというブランドは残すものの、両社はそれぞれの技術や生産設備、その他の資源を共有するようになり、結果、ＯＡＫの競争力は高まるとも指摘している[33]。

このように、スホーイとミグの統合による軍用機事業部の創設を手始めに事業部制への移行が目指されているが、複雑に絡み合った企業グループを事業別に再編するのは容易ではない。図４は現在の各企業グループがどの事業部に整理再編されるのかを示したものだが、この図からも明らかなように、グループを横断した再編が必要となる。また、図中に反映させることはできなかったが、グループ内の再編も必要となる。たとえば、スホーイグループのノヴォシビルスク航空機工場とコムソモーリスク・ナ・アムーレ航空機工場は、スホーイ戦闘機の主要な生産工場だが、同時にSSJの生産基盤でもある。SSJの生産ではノヴォシビルスク航空機工場で一部のコンポーネントが生産され、コムソモーリスク・ナ・アムーレ航空機工場で最終組立がなされている。ＯＡＫの事業部制への移行に伴い、両工場の民間機部門は旅客機事業部の管轄下に置かれることになるが、移管後は同事業部の他の工場との整理統合などが進められる可能性もあるだろう。だが、ロシアの航空機工場はいわゆる企業城下町を形成しており、工場の縮小や閉鎖を伴うような整理統合は容易ではない。グループ内の再編も促す事業部制への移行にはこうした困難が伴わざるをえないのだ。

以上のように、政府の政策文書とＯＡＫ自身の経営戦略が描く目指すべき航空機産業の発展の方向性について見てきたが、両者が共に主張するところは、主に国内需要に支えられたアウタルキー傾向の強い旧ソ連型の航空機産業から、国外のリーダー企業と共に国際分業体制を築き、世界市場を相手にしてゆく産業・企業へと転換しなければならない、と

図４　ＯＡＫの事業部制への移行に伴う各企業グループの再編

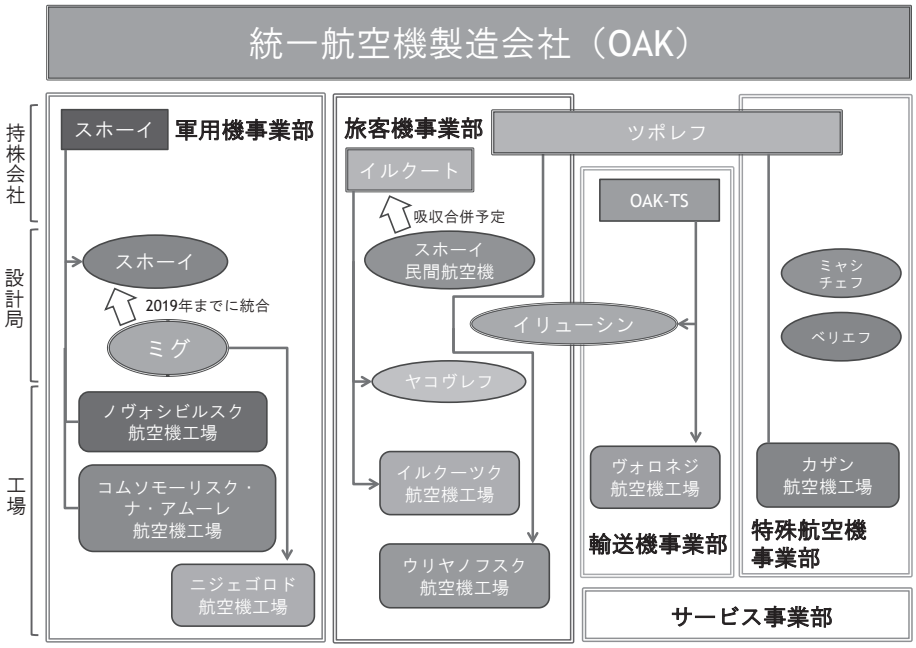

（出所）筆者作成。

[33] http://tass.ru/opinions/interviews/4503530（2017年12月18日アクセス）

いうものである。果たしてこのような転換はうまくいくのだろうか。次節ではロシアの航空機産業の発展を阻害しうる要因や航空機産業の直面している問題について考察しよう。

4 航空機産業の発展を阻害する要因

前節でみたとおり、ロシア政府もＯＡＫも世界を意識した発展戦略を描いているが、今日のロシアを取り巻く政治・経済環境はこうした発展戦略にとって必ずしも好ましい条件を提供しているとはいえない。本節ではロシアの航空機産業の発展にとって障壁となりうる要因について検討しよう。

（1）対外関係の影響

まず、ロシアの対外政治・経済関係が航空機産業にどのような影響をもたらしうるかについて見てみよう。これまで述べてきたとおり、今日、ロシアの航空機産業はその活路を外国に見出している。外国との関係はロシアの航空機産業の将来を左右する重要な要因となっている。だが、ロシアの対外関係が航空機産業の発展戦略に待ったをかけるケースが散見される。西欧諸国との関係から見てゆこう。

ロシアの航空機産業にとって西欧諸国は最新技術と資金の調達先として極めて重要であり、ロシアはヨーロッパの航空機産業との関係を緊密化する機会をうかがっていた。2004年６月にEADSがイルクートの株式10％を取得した際、ロシア側も政府系の外国貿易銀行を通じてEADS株の約５％を取得し、株の相互持ち合いを通じた関係強化を図った（外国貿易銀行は取得したEADS株をＯＡＫに売却する計画だった）。だが、欧州最大の軍需企業の一つであるEADSがロシアの影響を受けるようになることを嫌った西欧諸国はそろってロシア側を非難した。結局、ロシア側は保有していたEADS株のほとんどを手放すことになり、欧州航空機産業との資本関係を緊密化しようとする目論見は潰えた[34]。

旧ソ連諸国の航空機産業との関係再構築も思うように進んでいない。ソ連崩壊後、ロシアはソ連の航空機産業の約８割を継承したが、ウクライナやベラルーシ、グルジア、ウズベキスタンといった各共和国にも旧ソ連の航空機企業が引き継がれた。なかでもウクライナには輸送機や航空エンジンの開発・生産をリードする企業が集中しており、ウクライナの航空機産業との関係再構築は優先性の高い課題であった[35]。2010年、ＯＡＫとウクライナの航空機メーカーアントノフ[36]は合弁企業ＯＡＫ-アントノフを設立することに合意し、翌2011年にこの合弁企業が設立された。しかし、2014年のウクライナ危機後、ロシアとウクライナの間での軍事技術協力が停止されるのに合わせて、2015年９月にウクライナ側がＯＡＫ-アントノフから離脱してしまった[37]。ウクライナの航空機産業との協力は、ロシアの航空輸送会社ヴォルガ・ドニエプルの運用する超大型輸送機アントノフAn-124の保守サービスに限られることになった[38]。

また、ウクライナ危機の影響はロシア・ウクライナ間の対立だけにとどまらず、西側諸国の対ロシア制裁強化という形でロシアの航空機産業の発展に影を落とす可能性があるとも指摘されている[39]。前節で見たように、今日ロシアが開発している旅客機のコア技術には西側諸国から導入されたものが少なくない。SSJの部品の約８割はフランスやドイツ、アメリカなどのメーカーから調達されたものであるし、MS-21の主翼はオーストリアの企業から技術導入しアメリカ製の原材料で生産されているという。また、ロシアの航空機工場ではドイツやスペインなどから最新の機械設備を購入している（コムソモーリスク・ナ・アムーレ航空機工場など、日本の工作

[34] 伏田寛範「ロシアにおける航空機産業の近代化とグローバル化」溝端佐登史編著『ロシア近代化の政治経済学』文理閣、2013年、200ページ。資本関係の緊密化こそないものの、エアバスは今日もイルクートからのコンポーネントの調達を続けており、航空機産業における欧ロ間の協力関係は続いている。

[35] ロシアの主力ヘリコプターや軍用機のエンジンはウクライナからの輸入に頼っていたため、ウクライナからの部品供給が途絶えることはロシアの航空機産業にとって大打撃を与えかねない問題となりえた。詳しくは、小泉悠「ロシアの軍需産業－その現況、特色及び将来」『CISTEC Journal』No.165、2016年９月、41～42ページを参照されたい。

[36] 2016年にアントノフとその傘下企業はウクライナの国有持株会社ウクルアバロンプロムの傘下に入った。

[37] http://www.interfax.ru/world/466658（2017年12月18日アクセス）

[38] https://www.gazeta.ru/business/2017/11/03/10969310.shtml（2017年12月18日アクセス）

[39] https://www.vedomosti.ru/business/articles/2015/08/25/606017-novie-vehi-rossiiskogo-aviaproma（2017年12月18日アクセス）

機械を導入しているケースもある）。制裁によってこうした西側の技術・機械設備・原材料を入手することができなくなると、ロシア自慢の革新的な旅客機MS-21を生産することができなくなるのが現状である。加えて、不安定な対外関係はルーブル為替レートの下落につながり、外国からの技術・機械設備・原材料等の調達にさらなる困難をきたすことになり、完成品価格の上昇を招きかねない。また、制裁の内容によっては、生産した旅客機を第三国に輸出することができなくなることもありうる[40]。本稿執筆時点（2017年12月）では、西側諸国の制裁は民間航空機分野には影響していないとみられるが、安定した対外関係を維持することはロシアの航空機産業の発展のために不可欠な条件となっている。

こうした状況を踏まえ、前節で取り上げた新「発展戦略」案では、西側との関係は維持しつつも保険としてパートナー国を多角化してゆく必要性が指摘されている。そうした潜在的なパートナーとしてみなされているのが、中国とインドである。どちらも巨大な潜在市場を抱えている大国であり、かつロシアとの関係が良好な国である。中国とは次世代広胴旅客機（CR929）を開発する計画が、インドとは最新鋭ステルス戦闘機Su-57をベースとした輸出用第５世代戦闘機や新型軍用輸送機を開発する計画がある。また、一部の電子部品の調達先を西側諸国から中国に切り替えようとする動きもある。新「発展戦略」案にいう「新しい国際分業体制の構築」が進められている。

だが、こうした保険も万全ではないという考えもある。特に中国とのCR929の共同開発については慎重な見方がある。曰く、この分野における中ロ協力が頓挫した例は多く、CR929の開発についても順調に進むとは限らない[41]、と。こうした考えを反映してか、ＯＡＫ傘下のイリューシンはソ連時代に開発された４発エンジンの旅客機Il-96を双発化し、2025年までに改良型Il-96を７機生産する計画を立てている。これはCR929計画への保険となっているといえるだろう[42]。また、Il-96の近代改修計画は政治的・軍事的な意味合いも持っており、単なる保険ではないともいえる。改良型Il-96は大統領専用機や空中指令機のベースとなるからだ。いずれにせよ、ロシアはIl-96の近代化計画を進めることで、保険の保険を掛けようとしているのだ。

2014年12月に採択された「産業政策法」[43]によると、ロシアの産業政策の目的としてハイテク産業の育成とともに国防と国家の安全を保障することが掲げられているが、ロシアの置かれた地政学的条件のために「技術面での独立性」を追求せざるをえないことは航空機産業の育成政策にゆがみをもたらしうる。CR929の開発と並行してIl-96の近代化計画も進めていることは、その一例とみなすこともできよう[44]。ロシア政府による「発展戦略」案が示唆するように、航空機産業の発展のためには外国のパートナーを受け入れなければならないが、「技術面での独立性」の確保を含めた（経済）安全保障のために外国のパートナーを信じきれない、そうしたジレンマをロシアは抱えている。

（２）航空機産業の構造的問題

今ひとつのリスク要因として、ロシアの航空機産業自身が抱える問題点についても見てゆこう。ロシアの航空機産業の宿痾ともいえる問題、それは「国家頼みの構造」だ。ロシア政府は航空機産業に多額の資金を投下している。2017年７月18日に開催された政府の民間航空機の発展に関する会議の場でプーチン大統領は、2016年だけでも航空機産業に対して520億ルーブルの支援を実施し、2017年には600億ルーブルの支援を予定していることを明らかにした[45]。また、ＯＡＫに対しても政府は資本注入や国家発注、プロジェクトへの融資などさまざまな形で援助

[40] かつて、ロシアはイラン向けにTu-204旅客機を輸出しようとしたが、同型機に搭載されているエンジンの部品の一部がアメリカ製であったために、アメリカの対イラン制裁に抵触してしまい、輸出することができなかった事例がある。
[41] https://vz.ru/economy/2017/５/14/867274.html（2017年12月18日アクセス）
[42] 同上。
[43] 2014年12月31日付連邦法第448-FZ号「産業政策について」
[44] 他にも、MS-21の開発と並行して進められたTu-204SMの開発が挙げられるだろう。当初、Tu-204SMはMS-21が完成するまでのつなぎとしての役割が与えられていたが、コア技術を西側諸国に頼るMS-21は欧米諸国との関係がさらに悪化した際に生産に支障が出ることが懸念されるため、MS-21の代替案としてTu-204SMが注目されるようになった。https://www.vedomosti.ru/business/articles/2015/08/25/606017-novie-vehi-rossiiskogo-aviaproma（2017年12月18日アクセス）
[45] http://kremlin.ru/events/president/news/55071（2017年12月18日アクセス）

し続けている。特に、SSJ開発の遅延と販売不振による損失のために、政府は開発元のスホーイ民間航空機や親会社のスホーイに資金注入や無利息の長期貸付を行なったり、さらには半官半民の航空会社であるアエロフロートにSSJを追加発注させたりするなど、ありとあらゆる手段を使ってSSJプロジェクトを支え続けている[46]。MS-21プロジェクトも同様で、多額の国家資金がつぎ込まれていることに変わりはない[47]。

国家資金への依存は航空機産業だけでなく、航空機関連ビジネス全体に及んでいる。図５に示したように、ロシアでは航空機関連ビジネスに携わるほぼ全ての経済主体がなんらかの形で膨大な額の国家資金を受け入れている。航空機を開発・生産するＯＡＫではロシア政府が91％以上の株を保有しており、ＯＡＫで開発・生産される航空機にも多額の国家資金が投下されている。ＯＡＫで生産された航空機の多くが政府系のリース会社を通じて、これまた半官半民の航空会社に引き渡される。こうして見てみると、ロシアの航空機関連ビジネスが国家から全く自立していないことは明らかだ。航空機関連ビジネスの参加者全てが「国家化」してしまっているのである。実質的にソ連時代と変わりがないともいえるだろう[48]。ソ連時代との大きな違いがあるとすれば、①今日のロシア国内には生産された航空機を引き受けるだけの規模の市場が存在せず、海外にも販路を求めなければならないこと、②航空機の生産に必要となる技術や素材の全てを国内で賄うことができず、一部は外国から調達せざるをえないこと、であろうか。

このような「国家頼み」の状況は、ロシア人投資家だけでなく、外国人投資家もロシアでの航空機関連ビジネスを忌避する要因となりかねない。事実、2000年代にイルクート株10％を保有していたEADS（現エアバス・グループ）は、ＯＡＫの創設後、「ＯＡＫの活動状況が不透明でＯＡＫ株の最終的な評価が欠けている」ためにイルクート株を手放す決定をしている[49]。この先例が教えるように、ロシア政府やＯＡＫの描く発展戦略を実現するためには、航空機産業（および航空機関連ビジネス）の脱国家化と商業化（市場経済のルールの下で機能するようにすること）も必要条件となっているのだ。

図５　ロシアの航空機産業における国家資金依存体質

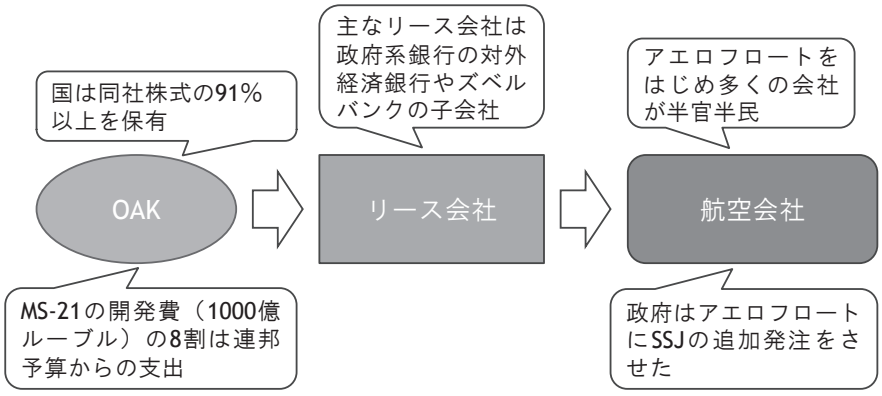

注）図中の矢印は製品（航空機）の流れを意味する。
（出所）筆者作成。

[46] https://lenta.ru/articles/2016/01/21/ssj/（2017年12月18日アクセス）なお、公平を期すためにいえば、SSJの販売不振の原因のひとつに発注したエアライン（特にロシア国内のエアライン）が相次いで倒産してしまい、キャンセルが多発したことが挙げられる。

[47] ＯＡＫ社長のユーリー・スリュサリによると、MS-21の開発のために1000億ルーブルの投資がなされ、そのうち80％は連邦予算からの資金であり、残りの20％がＯＡＫ自身の資金であったという。Дагаева А. *Премьера МС-21. Есть ли будущее у российского авиапрома,* Московский Карнеги-центр, 13 июля 2016.（http://carnegie.ru/commentary/2016/07/11/ru-64036/j2vy　2017年12月18日アクセス）

[48] Там же.

[49] Соболев Л.Б., И.Л. Куприн "Диверсификация аэрокосмических корпораций", *Экономический анализ: теория и практика*, т. 14, вып. 9, март 2015.

おわりに
ー岐路に立つロシアの航空機産業

ソ連崩壊後からの市場経済への移行期、1990年代のロシアは航空機産業の衰退を許してしまった。2000年代に入り、これ以上の衰退を食い止めるため、様々な政策が打ち出され実施されていった。そうしたものの一つにＯＡＫの創設による産業再編があった。だが、２節でみたように、現状ではＯＡＫという一つ屋根の下に企業グループを集結したに過ぎず、ＯＡＫが現代的な企業組織となるにはさらなる改革が必要とされている。このような認識は、ロシア政府の政策文書やＯＡＫの経営戦略のなかに反映されている。

2016年４月、軍需産業を担当するロゴジン副首相はロシア製造業組合の総会で次のように述べた。「不名誉だ！こんなにも時間帯のたくさんある国で外国の飛行機に乗らなければならないというのは。外国の飛行機がロシアのより優れているわけではない。我々は単にきちんとやり遂げることができていないのだ。（略）我が国の航空機市場の80％を占めているボーイングやエアバスを追い出そう。今の状況は全く容認できない！」[50]　果たしてロゴジン副首相の言うように、（国家プログラムの完遂など）「きちんとやり」さえすれば、ロシアの航空機産業はアメリカやヨーロッパの航空機産業と並び立つことはできるのだろうか。そう簡単な話ではないだろう。単に国家が巨額の資金を提供して航空機産業を支えればよい、というわけではない。前節で触れたロシアの航空機産業の抱える構造的な問題やジレンマを克服しなければならない。

今日、ロシアの航空機産業は岐路に立っている。ソ連時代、国が航空機の開発から生産、販売、運用まで全てを引き受け、航空機産業は国が提供するソ連本国と東側諸国の巨大市場の恩恵を享受してきた。ソ連崩壊によりそのような巨大市場は失われ、ロシアの航空機産業は新たな発展パターンを模索しなければならなくなった。このようなロシアの航空機産業の姿は、第二次世界大戦後のイギリスの航空機産業の姿に重なる。

第二次世界大戦後、イギリスの航空機産業は、巨大な国内市場を武器に急速に成長するアメリカの航空機産業が世界市場を支配してゆく現実を突き付けられた。ソ連崩壊後、国内外の市場を失い新たな成長策を模索しているロシアと巨大な国内市場を背景に急速に成長する中国という今日の様相は、ちょうどこの構図の相似形となってはいないだろうか。イギリスの航空機産業は、一方ではアメリカのジュニアパートナーになることを受け入れ、サプライヤーとして生き残る道を選択した。また他方では、欧州での共同開発プロジェクトに参画することで域内での主導的な地位の維持に努めた。イギリスのこうした選択を支えたのが、同国のコア・コンピタンスであった航空エンジン技術であった[51]。

話を現在に戻そう。ロシアの航空機産業が戦後のイギリスのような選択を取ることはありうるのだろうか。少なくとも政府の新「発展戦略」案を見る限り、そのような選択を考えているとは思われない。だが、イギリスも初めからアメリカのジュニアパートナーとなることを良しとしていたわけではなく、航空機産業の生き残りを模索するなかで次善の策として、サプライヤーとしての現在の地位を確立したのである。ロシアの航空機産業もイギリスの航空機産業と同じような道をたどらないという保証はどこにもない。

今日の国際関係を前提とすれば、ロシアは今後とも世界からある程度は独立した航空機産業を維持し続けようとするだろう。だが、そのための維持費は今のところほぼ全て国家が負担している。財政状況が悪化するなか、いつまでそうした負担に耐えられるのかが今後問題となるだろう。現に政府は、将来的に徐々にではあるが航空機産業への財政支出を減らす意向をあらわしている[52]。こうした現状を踏まえれば、３節でみたＯＡＫの経営戦略を引合いに出すまでもなく、航空機産業はできるだけ早く国家資金依存の状況から抜け出さなければならない。自立し安定的な経営状況を達成するためには、収益をもたらす商品（＝航空機）を販売し続けなければなら

[50] https://www.youtube.com/watch?v=sqcrhg 7zUHM&feature=youtu.be&t=10m51s（2018年12月18日アクセス）
[51] 坂出健『イギリス航空機産業と「帝国の終焉」－軍事産業基盤と英米生産協定』有斐閣、2010年。
[52] 詳しくは、国家プログラム「2013～2025年までの時期における航空機産業の発展」（2014年４月15日採択）を参照されたい。

ない。そうした商品を生み出すコア・コンピタンスをロシアの航空機産業はどこに見出すのか、それが問われているのだ。世界からある程度独立した航空機産業を維持してゆくにせよ、戦後のイギリスのように国際分業のなかでサプライヤーとしての地位を確立してゆくにせよ、コア・コンピタンスを得ることなしにはロシアの航空機産業は生き残れない。まさに今、ロシアの航空機産業は岐路に立っているといえるだろう。

視点

旧ソ連諸国から中東への軍事技術の流出について
―ウクライナ⇒中東 編―

公益財団法人未来工学研究所　特別研究員　小泉　悠

はじめに

2017年12月、イエメンの反政府武装組織ホーシー派は巡航ミサイルをアラブ首長国連邦（UAE）で建設中の原子力発電所に向けて発射したと主張し、その際の映像をインターネット上で公表した。UAEの原子力発電所では被害が確認されていないことから、ホーシー派の巡航ミサイルは飛行途上で墜落したものと考えられるが、本稿ではこれ以上踏み込まない。むしろ注目すべきは、このミサイルが一体どこからやってきたのかという点であろう。

ホーシー派は、自らがサウジアラビアなどに発射している弾道ミサイルを「国産」と称しているものの、工業基盤の乏しいイエメンでこのようなミサイルが開発・生産できるものかどうかは甚だ疑問である。UAEに向けて発射された巡航ミサイルも同様であり、なんらかの形で外国から入手したものと考えたほうが自然であろう。結論から言えば、ホーシー派の巡航ミサイルは、旧ソ連のウクライナからの技術流出によってイランが開発したものである可能性が高い（後述）。

また、ウクライナに限らず、旧ソ連諸国は様々な機微技術の流出元であるとみなされてきた。前回の小欄では、ロシアとウクライナからの北朝鮮に対するミサイル技術流出の可能性について考察したが、これはソ連崩壊後に生じた事例のごく一部に過ぎないと考えられる。そこで今回は、中東諸国に対する技術流出に焦点を当ててみたい。

しかし、こうした事例はそもそもが違法行為であり、その全体像を描くことは困難である。そこで本稿では、過去に判明した事例の中から代表的な事例を選んで取り上げることにしたが、本論に入る前にある程度の見取り図は示しておく必要があろう。

ソ連崩壊後、旧ソ連諸国には核兵器やミサイルといった多くの機微技術が遺された。たとえばソ連崩壊後、ロシア以外の旧ソ連諸国には3200発の戦略核弾頭、１万4000発の戦術核弾頭及びそれらの運搬手段が配備されていた[1]。これらの大部分は米国の協力も得て1990年代中にロシアへ移送されたが、その過程では機微技術に関する管理レベルが低下し、技術流出につながったほか（後述するKh-55の事案はその典型である）、移送先であるロシア自身の技術管理体制にも大いに問題があった。

核兵器や弾道ミサイル以外の軍事技術となると、さらに管理が甘くなる傾向が見られた。表-１はストックホルム国際平和研究所（SIPRI）のデータベース[2]において旧ソ連諸国からの違法な兵器移転に分類されたものである。ここに挙げられているのは氷山の一角であり、実際にははるかに大量の通常兵器が違法に移転されていた筈だが、それでも航空機やミサイルなどかなり大掛かりな兵器が旧ソ連から世界中に拡散していったことが見て取れよう。

なかでもウクライナは、供給先の多様性という点

[1] Graham Allison, *What Happened to the Soviet Superpowers Nuclear Arsenal?* Belfer Center for Science and International Affairs, 2012, p.4.
[2] *SIPRI Arms Transfer Database*, <https://www.sipri.org/databases/armstransfers>

において群を抜いている。ある推定によれば、ソ連崩壊後にウクライナ軍から流出した武器の総額は320億ドル相当に上り、このうちかなりの数が違法に輸出されたと見られる[3]。冷戦後に発生した中東諸国への軍事技術の流出は、このようなソ連崩壊後の混乱をついて発生したと考えられよう。

そこで以下の本稿では、ウクライナを中心として個別の流出事案について見ていくことにしたい。

1. イランへのKh-55巡航ミサイル流出事案

（1）スーマル＝Kh-55

最初に取り上げるのは、本稿冒頭でも触れたホーシー派の巡航ミサイルである。ホーシー派が公開した映像[4]を仔細に検討すると、細長い弾体の下面に巡航用の小型ターボファン・エンジンと思しきものが突き出ている一方、弾体後尾には上昇用の固体燃料モーターが搭載されていることが分かる。小型の安定翼以外に主翼のようなものは見当たらないが、おそらく巡航高度に達したところで弾体内に折りたたまれた高アスペクト比の主翼が展張される仕組みであろう。

以上は地上発射型巡航ミサイル（GLCM）としては標準的な形式であるが、ホーシー派にとって最も入手が容易なのはイラン製のスーマルGLCMだと考えられよう。スーマルはイランが2015年に初公開した新鋭GLCMであり、外観上の特徴はホーシー派のGLCMとよく一致する。性能等については明らかにされていないが、射程は2000-3000kmに達するとの推定も見られる[5]。

しかし、スーマルはイランによる完全な独自開発GLCMではない。旧ソ連のラードゥガ設計局が開発し、1980年代に入ってからソ連空軍への配備が開始されたKh-55（NATO名AS-15）空中発射巡航ミサ

表-1 SIPRIによる旧ソ連からの軍事技術流出事案一覧

流出元	輸入国	流出した兵器	流出年
カザフスタン	北朝鮮	MiG-21戦闘機34機（推定）	1999年
ロシア	アルメニア	2K11（SA-４）地対空ミサイル・システム９基（推定）及び専用ミサイル	1994年
		9K111（AT-４）対戦車ミサイル・システム及び専用ミサイル	1993-1996年
		9K33（SA-８）地対空ミサイル・システム40基（推定）及び専用ミサイル	1993-1994年
		BRDM-２偵察車４両（推定）	1995-1996年
		T-72戦車84両（推定）	1994-1996年
		9P117移動式弾道ミサイル発射機（R-17/SS-１スカッド用）８両及び専用ミサイル24発	1996年
		BM-21多連装ロケット発射機18両（推定）	1995-1996年
		BMP-２歩兵戦闘車50両（推定）	1995-1996年
		D-１ 152mm牽引砲18門（推定）	1995-1996年
		D-20 152mm牽引砲18門（推定）	1995-1996年
		D-30 122mm牽引砲36門（推定）	1995-1996年
		イグラ（SA-18）歩兵携行型地対空ミサイル200発（推定）	1995-1996年
ウクライナ	カンボジア	Mi-17輸送ヘリコプター２機	1997年
	エリトリア	P-14レーダー１基（推定）	1999年
	イラン	Kh-55巡航ミサイル６発（推定）	2001年
	革命統一戦線（シエラレオネ）	9K115（AT-７）対戦車ミサイル・システム７基（推定）	1999年
		ストレラ-３（SA-14）歩兵携行型地対空ミサイル・システム５基（推定）	1999年
	イエメン	Su-22攻撃機４機	1995年

[3] “Ukraine may have sold air-defense radar to Iraq,” *Reuters*, 2002.10.17.
[4] アルジャジーラで放送されたものを参照した。“Houthis fire missile at UAE, Abu Dhabi denies,” *Al Jazeera English*, 2017.12.3. <https://www.youtube.com/watch?v=fKxnPq0wFRg>
[5] “SOUMAR,” *Missile Threat,* <https://missilethreat.csis.org/missile/soumar/>

イル（ALCM）がその原型であると見られている[6]。実際、これら３つのミサイルがよく似通っていること（ただしKh-55は爆撃機から投下されるため、初期上昇用の固体燃料モーターを持たない）は外観からも容易に見て取れる。

Kh-55はTu-95MS、Tu-160などの重爆撃機に搭載するために開発されたミサイルであり、出力200-500キロトンの熱核弾頭を搭載し、2000km以上先の目標に超低空侵入で突入する能力を備える。射程300km以上のミサイル移転を制限するミサイル技術管理レジーム（MTCR）に抵触するのはもちろん（ウクライナは1998年からMTCRに参加している）、通常はこのような戦略兵器が第三国に輸出されること自体が極めて稀である。イランはどのようにしてKh-55の技術を入手したのか。

（2）オメリチェンコの公開質問状

ウクライナの国会に当たる最高会議（ラーダ）のオメリチェンコ議員が2005年に暴露したところによると、スーマルの基礎となったKh-55関連技術はウクライナから流出したものであった。ウクライナ保安庁（SBU）の元職員であったオメリチェンコ議員は、Kh-55の密輸出に関する経緯を詳細に調べ上げ、2005年に公開質問状[7]としてこれを公表しているので、その内容を簡単にまとめてみよう。

- 密輸出の中心となったのはロシア人実業家O.G.オルロフと、同人のウクライナにおける代理人E.V.シレンコ
- 両名はソ連崩壊後、ウクライナに残されていたKh-55巡航ミサイル20発をロシアに送り返すためとして、ロシア国防省を最終使用者とする本物の最終使用者証明（EUC）をロシアの国営武器輸出公社「ロスヴァアルジェーニエ」から取得した
- 2000年初め、両名はこのEUCをウクライナの国営武器輸出公社「ウクルスペツエクスポルト」の子会社「プログレス」に提示し、同社のサモイレンコ社長との間でKh-55の搬出に関する契約を締結。これが第三国に対する違法な輸出の隠れ蓑となった
- 2000年４月、両名は空輸会社「ウクルアビアザカース」のV.V.エフドキモフ社長（元SBU職員）の協力を得て、６発のKh-55SM（Kh-55の射程延伸バージョン）を搬出した。搬出の際にはロシア国防省向けであることを証明する本物のEUCが用いられたが、実際の目的地は中国であった
- これに対し、エフドキモフが実質的な経営者である米国商社Technocality INCから「プログレス」社の口座に60万米ドルが振り込まれた
- 一方、Technocality INCの口座にはキプロスに登記されたInvestworld Ltd.から50万米ドル、やはりキプロス登記のE.M.M. Arab Systems Limitedから20万ドルが振り込まれた（ただし、両社の所有者が誰なのかは明らかにされていない）
- 2001年５月から６月に掛けて、エフドキモフは同様の方法を用いて、イランに６発のKh-55巡航ミサイルとその検査装置KNO-120を搬出した
- ５月、Technocality INCから「プログレス」に巡航ミサイルの代金として60万ドルが振り込まれた。また、５月から６月にはKNO-120の代金として20万ドルが振り込まれた
- この取引の実態を隠蔽するため、イランのSATAK Co.Ltd. of NIOCとキプロス登記のS.H. Heritage Holding Limited（所有者はオーストリア人のハイデル・サルフラス）の間で米国製ガスタービンを4950万ドルで購入するという偽の契約が結ばれた。さらに米国の商社SP-Trade Inc.との間でもガスタービンの購入契約を結び、実際に米国からガスタービンを購入する用意があるように装った
- この取引の代金として、イラン国防省はキプロスの銀行にあるS.H. Heritage Holding Limitedに1350万米ドルを２度に分けて支払った
- 2001-2003年にかけて、エフドキモフはKh-55の整備を行うことが可能な技術者を集め、キプロスのVolgen Trading Ltd.（所有者はロシア人のG.K.シュキネフ）経由でイランへ送り込んだ

---

[6] “Iran Produces First Long-Range Missile,” *Aviation Week*, 2015.3.14.

[7] 原文はウクライナ語であるため、以下のロシア語訳を参照した。*Полный текст депутатского запроса Григория Омельченко о незаконной торговле оружием,* <http://left.ru/burtsev/ops/zapros.phtml>

（3）安全保障問題としての巡航ミサイル技術流出

オメリチェンコの公開質問状はさらに細部に踏みこんだものであるが、本稿の検討材料としてはひとまずこの程度でよいだろう。以上から明らかなように、Kh-55の密輸出に際しては、輸出許可行政の悪用や輸送業者の抱き込み、タックスヘイブンを経由したマネーロンダリングといった違法ブローカリングの典型的手法が多用されている[8]。

また、オメリチェンコの公開質問状では中国とイランに対してKh-55がそれぞれ６発ずつ密輸出されたことになっている。しかし、この直後にウクライナのピスクン検事総長が認めたところによると、その数はイランに対して12発、中国に対して６発であったという[9]。これが事実であるとすると、オメリチェンコが把握した以外にもさらに６発がイランに密輸出されていたということになろう。

なお、SBUはオメリチェンコの暴露以前からこの事実を掴んでおり、オルロフ、シレンコ、エフキドモフを拘束して起訴していたが、その裁判は非公開で行われていた。この裁判においてエフキドモフの弁護人は、問題のKh-55が半完成品であったこと、Kh-55はいずれも1987年に製造されたものであり、８年間の耐用寿命を過ぎていたこと、その延長にはメーカーの協力が必要なこと、1992年以降は所定の保管基準に満たない環境に置かれていたことなどから、輸出されたKh-55は兵器として機能しうる状態ではなかったと主張した[10]。

とはいえ、中国やイランの目的がKh-55のリバース・エンジニアリングであった以上、密輸出されたミサイルが実用に耐える状態であったかは大きな問題とは言えない。ピスクン検事総長は、イランに密輸出されたKh-55にはR-95-300ターボファン・エンジンや地形追随システムは搭載されていなかったと主張しているものの、スーマルの外観からはかなり小型のターボファン・エンジンが搭載されていることが分かる。イランが追加的にR-95-300に関する技術を入手した可能性も否定できないだろう。

いずれにしてもイランが巡航ミサイルを現実に開発したことは事実であり、それがイエメンの非国家主体にまで拡散している以上、ウクライナからの巡航ミサイル技術流出は安全保障上、小さからぬ懸念対象であると言える[11]。

2. ウクライナを流出元とするその他の事案

（1）オメリチェンコ質問状：もう一つの側面

ウクライナからはミサイル技術以外にもレーダー技術が流出した可能性が指摘されている。前述したオメリチェンコの公開質問状によると、オルロフらのグループはイランへのKh-55密輸出と同様の手法を用いてエリトリアに旧ソ連製のP-14Fレナ防空レーダーを密輸出したことが明らかになっている。カザフスタン軍が保有していた同レーダーを、ルーマニアへの輸出を装ってエリトリアに輸出したものであった。資金洗浄には前述のE.M.M. Arab Systems Limitedが用いられた。

オルロフらのグループが旧ソ連全域に渡る幅広い密輸出ネットワークを形成していたことが窺えよう。

（2）イラクへのレーダー密輸出事件

また、2002年にはウクライナの国家指導部を巻き込む密輸出疑惑が浮上した。これはウクライナがイラクに対する国連の武器禁輸決議に違反してコルチューガ防空レーダーを１億ドルで密輸出したという疑惑である。しかもこの密輸出は当時のウクライナ大統領であったクチマ氏の承認の下に行われていたことが明らかになり、米国もこれを問題視したことから、一大政治スキャンダルとなった。

---

[8] 違法ブローカリングの類型については以下を参照。“Targetting the Middle Man: Controlling Brokering Activities,” *SMALL ARMS SURVEY 2004*, pp.141-171.

[9] 元は英『フィナンシャル・タイムズ』紙2005年3月18日付が独自インタビューの結果として報じたものだが、今回は原文を入手できなかったため、以下の資料に拠った。” X-55 Long Range Cruise Missile,” *Global Security*, <https://www.globalsecurity.org/wmd/world/iran/x-55.htm>

[10] “Контрабанда на высшем уровне. Обнародованы некоторые обстоятельства закрытого судебного процесса по обвинению экс-сотрудника СБУ в контрабанде крылатых ракет в Иран,” *ZN,UA*, 2005.3.4.

[11] 巡航ミサイルの拡散に関する懸念は2000年代から存在していた。一例として以下の議論を参照。Dennis M. Gormley, The Neglected Dimension: Controlling Cruise Missile Proliferation, *The Nonproliferation Review*, Summer 2002, pp.21-29.

疑惑の発端となったのは、クチマ大統領（当時）のボディガードであったミコラ・メリニチェンコが1998年から2000年に掛けて秘密裏に録音した一連のカセット・テープであった。メリニチェンコが大統領官邸のソファに仕掛けた盗聴器には、クチマ大統領がイラクに対してコルチューガ防空レーダーを密輸出することを承認した際の会話や、政府に批判的なジャーナリストのゴンガッゼを暗殺するよう命じる様子が記録されていた。

同年11月、メリニチェンコの盗聴テープを託されたウクライナ社会党のモロズ党首がその内容を最高会議で暴露すると、クチマ政権を揺るがす一大スキャンダル（いわゆる「カセット・スキャンダル」）へと発展した。このうち、ウクライナの内政に深刻な影響を及ぼしたのはゴンガッゼ暗殺に関する会話であるが、本稿ではイラクへのコルチャーガ輸出に焦点を絞りたい。メリニチェンコのテープに記録された会話はクチマ大統領と「ウクルスペツエクスポルト」のマレーヴィ総裁の間で交わされたものである[12]。これによると、2000年４月にヨルダンで開催された武器展示会SOFEX-2000にウクライナ代表団を率いて参加したマレーヴィは、ヨルダン人仲介者を介してイラク軍代表団からコルチューガ防空レーダー４基を購入したいとの引き合いを受けた。その後の詳しい経緯は不明ながら、コルチューガ防空レーダーは実際にイラク軍に供与された模様である。湾岸戦争以降、イラクに対する封じ込め政策を展開し、度重なる空爆を行ってきた米国にとって、ウクライナが秘密裏に防空レーダーをイラクに売却したことは座視し得ない事態であった。しかも、コルチャーガは環境中の雑電波が航空機の通過時に遮られる現象を探知するという極めて特殊なレーダーであり、ステルス機の探知にも効果を発揮するとされていたことから、その意義は一層重要であった。

ウクライナ政府とイラク政府はその後もコルチャーガの密輸出について一切認めることはなかったものの、米国は後に対ウクライナ支援の一部打ち切りを決定するなど、コルチャーガ事件は両国に大きな禍根を残した[13]。

（３）イランへの超音速対艦ミサイル密輸出疑惑

1995年頃にはウクライナがイランに対してP-270（NATO名SS-N-22）超音速対艦ミサイルを売却したのではないかという疑惑も持ち上がった。イスラエル紙『エルサレム・ポスト』によると、ある仲介人が米国に対してP-270ミサイル８発の購入を持ちかけたものの話がまとまらず、代わりにイランに対して１発45万ドルで売却することになったという[14]。のちにウクライナ政府はこの報道を否定したが、真偽は現在に至るまで不明である。

3. ロシアからの軍事技術流出

（１）「ロシアなら大丈夫」か？

ロシアのイワノフ国防相（当時）は2006年、ロシアの大量破壊兵器関連技術は厳重に管理されており、同国からの流出はあり得ないと述べた。また、同国防相は、旧ソ連諸国内には輸出管理の甘い国もあるとして、ウクライナからのKh-55流出を厳しく非難している[15]。実際、本項冒頭で挙げたSIPRIのリストでも、ロシアからの非合法な武器移転はアルメニアに対するもの（ソ連崩壊後に発生したアルメニアとアゼルバイジャンの紛争においてロシア軍が非公式な形でアルメニア側に付いたため）に限られていた。

しかし、ロシアによるこのような態度はかなり割り引いて考える必要があろう。秘密裏に行われる違法武器移転は、顕在化しないことがほとんどであると考えられるためである。

また、米国の軍備管理協会（ACA）はロシアが「イランやシリアのような懸念国を含む多くの国々

[12] “Как продавали Кольчугу в Ирак,” *Українська правда*, 2002.4.15.
[13] 当時、米国の駐ウクライナ大使を務めていたスティーブン・パイファーによると、米国としてはウクライナによるイラクへの密輸出を極端に政治問題化しないようにしつつ不快感を確実に伝える方法として援助の打ち切りという方法が選ばれたという。Steven Pifer, *The Eagle and the Trident: U.S. Ukrainian Relations in Turbulent Times*, Brookings Institution Press, 2017.
[14] “Ukraine sold missiles to Iran despite protest,” *Jerusalem Post*, 1995.5.14.
[15] “Белая книга: утечки ОМУ из России больше нет,” *Вести интернет-газета*, 2006.6.30.
[16] *Arms Control and Proliferation Profile: Russia*, Arms Control Association, <https://www.armscontrol.org/factsheets/russiaprofile>

の核・ミサイル関連物資及び技術の主要供給国」であり、「ミサイル技術拡散に関連した違法な機微技術の流出元」であると位置付けている[16]。たとえば1993年には、ロシアの「パヴォクス」社がリビアに向けてミサイル用固体燃料の原料を輸出しようとし、経由地のウクライナで取り押さえられるという事案が発生した[17]。同時にマレーシアからシンガポールを経由してリビアに向かっていた貨物船も積荷（不明）を取り押さえられたと言われる[18]。1990年年代後半にはロシアがRD-214液体燃料エンジンをイランに密輸出したのではないかという疑惑が持ち上がり、米露間の懸案となった[19]。これらは兵器そのものではなくその関連物資がロシアから流出した（しかかった）事例と言えよう。

技術やノウハウ（あるいはそれらを持っている人間）の流出という、より目に見えにくい違法移転が発生している可能性も憂慮すべきであろう。ロシアの核専門家ピカーエフが指摘するように、1990年代当時のロシアにおける国内での技術管理体制及び技術流出の取り締まり体制は極めて不十分なものであったばかりか、技術流出に関する刑罰もごく軽いものでしかなく、法律に大きな抜け穴が開いた状態であった[20]。北朝鮮の弾道ミサイルに関してもロシアやウクライナから人・技術・ノウハウの流出があった可能性は前回の拙稿でも指摘したとおりである。イランの核開発についても、ロシア人技術者がEメールでトラブルシューティングの相談を受け付けていたという報道も見られる[21]。

（2）最近の懸念事例

ごく最近にも、ロシアにおけるミサイル関連技術の管理にも重大な疑義を呈さざるを得ない事態が明らかになった。巡航ミサイルの解体を請け負ったロシアの業者がその予備部品をウクライナに横流ししていた疑惑が持ち上がったのである。

ロシアの有力紙『コメルサント』によると[22]、ロシア産業貿易省は2013年、Kh-55巡航ミサイルとKh-31超音速空対地ミサイル93発の解体事業に関する競争入札を公示し、国有企業「国家航空機システム科学研究試験場（GkNIPAS）」がこれを受注した。GkNIPASはこれらのミサイルをコンポーネント単位まで分解し、これによってミサイルは法律上、兵器ではなくなった。これらのコンポーネント（特にKh-31のチタン製弾体とラムジェット・エンジン）はロシアのミサイル製造企業連合「戦術ロケット兵器（KTRV）」傘下のトゥーラ機械設計局ソユーズ（TMKBソユーズ）に売却され、さらにウクライナのガスタービン製造企業「モトール・シーチ」へと転売された。これにより、TMKBソユーズは6000万ルーブルと１億ルーブルを得たとされる。ロシア捜査委員会（SKR）モスクワ州捜査総局は、この件に関してTMKBソユーズ元社長、KTRV元営業部長ら６人を起訴した。

しかし、これは特異事例ではなかった可能性がある。『コメルサント』紙がKTRV関係者の談話として報じたところによると、このような取引は度々行われていたものの、ミサイルを分解した時点では兵器扱いとはならなくなるため、問題になることはなかったといい、法の抜け穴をついた違法な武器輸出が継続的に行われていた可能性は否定できない。

おわりに

旧ソ連からの軍事技術流出に関しては、幾つかの構造的な問題を指摘できる。第一に、流出元としてはウクライナとロシアが圧倒的に多いが、これはソ連の研究・開発・生産拠点が欧州部に集中していたことを考えれば当然であろう。この意味ではベラルーシも該当するが、同国には核・ミサイル関連の拠点は存在しなかった。しかし、同国のミンスク装輪トラクター工場（MZKT）は当時も現在も大型弾道ミサイル用の輸送起立発射機（TEL）を開発・

[17] “US Warns Russia on Missile-Fuel Sales,” *New York Times*, 1993.6.23.
[18] “Libyan Efforts to Get Weapons Materials Foiled, US Says,” *Washington Post*, 1993.6.24.
[19] Dore Gold, “Middle East Missile Proliferation, Israeli Missile Defense, and the ABM Treaty Debate,” *Jerusalem View Point*, No.430, May 2000. <http://jcpa.org/article/middle-east-missile-proliferation-israeli-missile-defense-and-the-abm-treaty-debate/>
[20] Alexander A. Pikayev, “The Global Control System,” *Missile Proliferation and Defences: Problems and Prospects*, Occasional Paper No.7, p.23.
[21] Alan Cooperman and Kyrill Belianinov, “Moonlighting by Modem in Russia,” *US News & World Report*, 1995.4.17.
[22] “Разобранные ракеты приземлились на Украине,” *Коммерсантъ*, 2016.10.24.

生産している数少ない企業であり、この意味では北朝鮮やイランといった懸念国の弾道ミサイル開発プログラムに利用されかねない機微技術を有していることになる。一方、中央アジア等のその他の旧ソ連諸国については機微技術の開発や生産そのものに関する拠点はそう多くなく、どちらかといえば兵器そのものやそれらのコンポーネントの輸出管理が焦点となろう。

第二に、こうした旧ソ連諸国からの違法な武器・技術移転は、国単位では捉えきれない部分がある。ウクライナからのKh-55密輸出事案において典型的に見られるように、密輸出ネットワークは旧ソ連単位で広範に形成される場合が多い。これは最終目的地の偽装や資金のロンダリングのためばかりではなく、互いにロシア語を共通語とし、国境通過や通関も比較的容易であるなど、旧ソ連諸国同士ならではの関係性も影響したものであろう。また、ソ連時代に形成された犯罪・密輸ネットワークがソ連崩壊後も国境を越えて温存されている可能性もある[23]。

第三に、ロシアからの機微技術流出は1990年代から2000年代初頭にある程度低下したと見られる。これはロシア経済の好転と国防費の増加によって軍需産業や核関連産業に十分な資金が行き渡るようになった結果と見られ、実際に米国務省によるロシア企業への制裁も近年では低下傾向にあることが指摘される（2014年以降に激増しているが、これはウクライナ危機を受けたものと考えられる）[24]。

一方、ウクライナは2000年代以降も軍の規模は縮小傾向にあり、ソ連から受け継いだ軍事力や軍需産業の規模に比べて内需が不釣り合いに小さいという問題があった。旧ソ連全体からの技術流出の規模が特定できない以上、確定的なことは言えないとしても、その中でウクライナが比較的目立つのは、こうした事情も考えられよう。

---

[23] その典型がウクライナの黒海沿岸都市オデッサを中心とするオデッサ・ネットワークである。詳しくは以下を参照。Tom Wallace and Farley Mesko, *The Odessa Network: Mapping Facilitators of Russian and Ukrainian Arms Transfers*, c4ads, September 2013.

[24] Arms Control Association, *op.cit.*

視点

《概要解説》輸出管理コンプライアンスとアメリカの学術界[1]

今回は、アメリカの学術界における輸出管理に関する論考をご紹介いたします。我が国の大学・研究機関における安全保障輸出管理にも大変参考になる今日的な課題を論じており、興味深いものです。

概要

従来、輸出管理コンプライアンスの問題は、主として産業界がその担い手の中心となってきたものの、最近の政府の調査では、学術機関におけるその責務が明らかになりつつあるという。そこで、米国の学術機関が輸出管理を遂行する上で直面している課題を論じ、米国の学術機関が引き起こした輸出管理規則の違反事例と学術界のカルチャーに産業界の遵守モデルを採用し、適合させ、近代化してきたその歩みを紹介する。その上で、研究資金獲得の環境が変化すれば、大学現場の輸出管理の運用が改善可能なこと、そして最後に輸出管理の課題を克服し、学術界を支援する新しい研究機関の方向性を示している。

アメリカの学術界に押し寄せる機微技術保全の波

近年の輸出規制では、各国政府は主に、自ら武器及びデュアルユース品の国際的な取引を規制することに注力してきた。グローバル化と技術革新が進展し、輸出管理はすべての企業における関心事項となった。ミサイルやニッケルの粉末、あるいは通信用ソフトウェアなどの機微な品目を手掛けている企業ならば、輸出管理規則に課せられた義務を履行しなければならない。このようにして企業における輸出管理遵守義務は定着がはかられてきたが、戦略的品目のもう片方の重要な拠点である大学という高等教育の場では、ほとんど全く注意がはらわれてこなかったという。そこで、米国の輸出管理システムと米国内の大学への影響という点に絞って論考している。

誰でも、あの複雑な輸出管理規則を遵守しなければならないことは一緒なのだが、輸出管理コンプライアンスのための資料や手引書の大半は企業向けのモノばかりで、大学向けのそれらは散見される程度というのが現状だという。現在の法規則における「みなし輸出規制」や「無形技術移転（ITT）」の考え方や、禁止顧客のスクリーニングに必要なものは企業での適用が前提で、ひとたび輸出管理規則に違反すれば重大な不利益を被るにもかかわらず、大学及び研究機関などでそうした規則の微妙なニュアンスや情報の扱い方及び情報の微妙なニュアンスの扱い方には苦慮している。

産業界と学術界では輸出管理コンプライアンスの重要性について認識共有できているが、実際の運用は明らかに異なっているという。学術界ではそれぞれの特性と他大学とのバランスを加味したオーダーメードの輸出管理プログラムが必要だ。研究対象分

[1] 原文は、Brian Starks and Christopher Tucker, ”Export Control Compliance and American Academia,” *STRATEGIC TRADE REVIEW, Volume 3, Issue 4, Spring 2017 pp. 69-79*, <http://www.str.ulg.ac.be/wp-content/uploads/2017/04/Export-Control-Compiance-and-American-Academia.pdf>.

野、管理機能の集中/分散といった要因で輸出管理室の設置が左右され、また、暗号や生物学的病原体などの機微な研究分野では、研究者の国籍、論文公開の是非などでさらに別の規制をともなっている可能性もあるという。そのうえ、最近の高等教育では、研究資金、就学人口の確保のほかグローバル化したポートフォリオを期待される大規模な研究機関もある。すなわちアカデミアにおいて、輸出管理コンプライアンスにとどまらない広範な課題に実務に取り組む必要性に直面しているというのだ。

さらに大学の輸出管理コンプライアンスにおける新たな関心事項として、フォーラム設立を求める動きがある。米政府当局の啓蒙活動では、大学の法令遵守専門家のために手助けをしてくれる適切なフォーラムや組織がなかったことから、民間企業の聴講者を対象としたアプローチにならざるを得なかった事情もあったというが、最近では、大学の輸出管理担当者による専門的なコミュニティの形成が進み、政府機関もこうした動向に注目している。

輸出規制と論文投稿をめぐる文明対立

法令遵守義務とアカデミアはしばしば文明対立を引き起こすことがあるそうだ。輸出規制は、論文投稿、会議への参加、海外の研究パートナーとの協力、一見何の変哲もない国際共同研究など学者のキャリア全般にわたって適用される。そして、研究室の指導教授は、成果を公開するかしないか、二者択一の状況で指導を行い、研究者のキャリア形成のために新規性のある、斬新な研究を、広範囲に知見を知らしめることを求めがちだ。最初のブレーンストーミングから将来の論文発表に至るまでに輸出規制の法令遵守に盲点はないのか、油断していると落とし穴があることを示すため３つ事例を紹介している。

事例１：テネシー大学ロス教授事件にみる、見なし輸出と渡航制限

2008年、ジョン・ロス博士は、テネシー大学元教授で米国輸出管理規則の違反に問われた初めての大学教授だ。米国空軍はロス教授と無人航空機に使用する特殊なプラズマ技術の開発契約を結んだ。もちろん、この研究は、高度な軍事機密を含んだ研究であり、外国籍研究者の研究参画には国務省の許可が必要な必要となるものであったという。ロス教授は、こうした規制を予め認識していたにも関わらず、中国人とイラン人の大学生を研究に関与させ、見なし輸出規制に違反することとなった。その上、ロス教授は国際会議への参加の際、機微な軍事技術情報の入ったラップトップコンピュータを中国に持ち込んでいたという。かつての同僚の供述では、ロス教授は輸出管理の必要性を無視し、「みんなやりすぎだ」と決めつけて規則に従わなかったという。米国当局者は、国際会議から帰国したロス教授をデトロイトの空港で呼び止め、彼が中国に渡したとされる資料のコピーを取った。その資料には、規制されている情報が含まれていたことが確認され、FBIはロス博士のラップトップコンピュータと親指ドライブを押収する召喚状を取得した。ロス博士が外国滞在中、いかなる組織に技術を提供したのか全く証拠のないままではあったが、ただ米国空軍の技術を持って訪中したというだけで、米国の輸出関連規則の直接的な違反に問われた。2009年にロス博士は、共謀、通信詐欺、15件の防衛品目とサービスを外国籍の者に輸出・提供したとして有罪判決を受けた。ロス博士は、輸出管理規則違反で収監された初めての大学教授であり、このことはやがて全米の多くの大学が自らの輸出コンプライアンスの方針を真剣に見つめ直す最初の警鐘となったという。

事例２：機微技術をうっかりミスからネット配信してしまった例

Georgia Institute of Technology（ジョージア工科大）は、工学系の名門大学だが、機微技術の管理において致命的なうっかりミスをしてしまったという。ある日、戦闘機、艦船、戦車の目標追尾システムに使われる赤外線技術を含んだ講義を指導していた教授が退職することになった。教授の講義は、規制対象の軍事データが含まれており、外国籍の学生には受講が制限されているものだった。退職に当たり、大学のスタッフに講義の資料をDVDにコピーするよう依頼し、退職後はその講義を受け持つ別の同僚に引き継ぐつもりであった。スタッフはDVDに情報をコピーするのにひと苦労した挙句、インタ

ーネット上のリンクでその情報を配信してしまった。その結果、大学側に気づかれることなく、２週間以上にわたり、中国、ロシア、イラン、パキスタンを含む36カ国のインターネット利用者が規制対象のデータをダウンロードしてしまうという事態に発展した。当時、大学では厳しい輸出管理コンプライアンスの内部規則があったにもかかわらず、手間を惜しまず生真面目に対応したにもかかわらず、ちょっとしたうっかりミスで問題が起きてしまった。ジョージア工科大は、米国務省に対して自発的な情報開示を行い、厳しい論旨懲戒処分となった。致命的な処罰には至らなかったが、国務省への全面的な協力と迅速なる規則の履行が大学のコンプライアンスプログラムに盛り込まれることとなった。現在まで、このプログラムは、高度に先進的な規制対象の研究を行っている大学における理想的なモデルとされているという。最近のジョージア工科大の出版物[2]においても、その先駆者的立場から現在のコンプライアンスプログラムについて意欲的に論じているそうだ。その論考では、この事例の教訓は、全ての大学のスタッフが、輸出管理、特に無形技術の管理に抵触する可能性があることを認識しなければならないということだと指摘した。また、大学はこうした不幸な事案に対して、ジョージア工科大の姿勢、自発的情報開示、当局への全面協力を手本とすべきであろうと述べている。

事例３：国際共同研究における相手先スクリーニングのミス

マサチューセッツ大学ローウェル校（UML）は、国際共同研究に伴う事前の相手先スクリーニングが不十分だったという残念な結果で痛い目にあった。2009年にUMLとパキスタンのSUPARCO（Space and Upper Atmosphere Research Commission）の教員どうしでカラチとイスラマバードにおいてエレクトロンの密度を分析した共著論文を執筆した。その研究の期間中に、UML側はSUPARCOに対して環境試験装置を輸出してしまったという。

その装置は規制対象品目ではなかったが、米国商務省（BIS）の公表しているEntity ListにSUPARCOが掲載されていることをUML側で確認しそびれてしまったのだ。相手先がEntity Listに掲載されている場合であって、拡散活動に従事していると疑われるときには、多くの場合、米国商務省に対して事前の許可申請を行わなければならない。結果として、米国政府当局は、UMLに対して２年間の執行猶予つきで罰金10万ドルの民事罰を科したという。

大学と企業の違い

輸出企業の多くは、常に先を見越して行動できるよう手続きを標準化し、新規取引ではすべての法的な要件をクリアしないと商談を進められない仕組みを指向するという。階層化された組織の中で、輸出管理コンプライアンス部門に機能を集約している。

一方学術界では、輸出管理コンプライアンスに受動的で、自分たちの周辺で問題が起きて初めて予防的措置を講じようとするという。

前述の３つ事例では、

- 研究活動に従事する外国籍の学生が依然として不作為のまま深刻なリスクを惹起する可能性がある。
- 他意のないミスから機微な技術情報を誰でも入手可能な状態にしてしまった。
- 研究装置が規制対象でなかったため、最終需要者がEntity Listに掲載されているかのチェックをし損ねてしまった。

と指摘した。そして輸出管理部門は、すべてのリスクを取り除くことは不可能だとしても、適切な教育訓練の仕組みがあれば、大学の教員、学生に輸出管理コンプライアンスの遵守義務について理解してもらい、手続きの進め方を知ってもらうことができると述べている。

実際にある米国大学では日ごろから輸出管理担当者が、イランでの国際会議に参加する場合には、対イラン取引制裁規則（The Iranian Transactions and Sanctions Regulations）という規則があり、財務省（OFAC）の許可を取得しなければならないと説明し、大学が普段から実施している教育訓練や輸出管

[2] JOHN KRIGE, “Regulating the Academic “Marketplace of Ideas” : Commercialization, Export Controls, and Counterintelligence,” *Engaging Science, Technology, and Society 1 (2015), 1-24*, http://estsjournal.org/article/view/5.

理コンプライアンスのための必要事項の重要性を呼び掛けていたという。学部側は、よくわからないままに海外出張の申請を行い、輸出管理担当者による確認が行われた。もともとその学部は、輸出管理上のリスクの高くない部門だったので、海外出張を計画したとき輸出管理コンプライアンスの規則や渡航情報のWebページでよく調べたことはなく、関係者に相談することもなかった。当然、OFACは申請してすぐに許可を交付することなど滅多にないということは知る由もない。学部側は、イランでの国際会議への参加がこれほど面倒な手続きを要するとは思いもよらないことであったという。結局その大学の輸出管理担当者は、OFACへの許可申請の手続きを調え、予定通りの活動ができるように許可を取得、渡航に間に合うよう手続きを終えることができたそうだ。日頃の周知活動が奏功した例であろう。

実際に報告されている大学での輸出管理規則違反は極端に少ないこともあり、学術界全体の輸出管理に関する正確な状況把握を妨げているようだ。それでも、前述した事例はどれも学術界で注目を浴び、目に余ると言わざるを得ないものであり、外部の資金提供者や政府の規制当局者から見れば大方の予想に反しないと受け止めている。大学の輸出管理担当者は大規模な研究機関だけでなく小規模であっても技術系や海外との提携関係を持つ大学においては常設で配置すべきであると指摘している。知の拠点としての大学には、グローバル化の波が押し寄せており、海外のサテライトキャンパスや研究所の設立、外資系企業とのパートナーシップなど一層の国際協力が促されているのだ。UMLの事例から相手先をスクリーニングする仕組みと注意義務の徹底により、潜在的リスクのある国際連携を見分けるようにしなければならないと述べた。

不名誉な違反事例を予防するため、輸出管理コンプライアンスの業務は法務室などの遵法部門に管轄が付与されることも多いという。国際連携を行う際、教授は知的財産の保全のために大学の法務室に相談するが、それがきっかけとなって輸出管理に関して提携先や取引先の背後関係を調べるといった協力体制が生まれ、相手先が禁止顧客である可能性に気づくかも知れないと指摘している。

その一方でこのように協力してうまく対処した経験が増えてくると、米国政府及び外国政府は一層輸出者による輸出管理コンプライアンスプログラムに過度の期待を抱いてしまうおそれがあると戒めてもいる。米国の政府当局者は民間企業に対して、安全保障輸出管理の「防衛の最前線」だともてはやすが、往々にしてミスが減っている原因は法律を無視しているからだということを見落としている。産業界ではあまり強調しないところだが、規制当局としては、先端技術の扱いにはおのずと責任が伴うもの、とみなしており、「防御の最前線」である産業界が大学に対して先を見据えた輸出管理コンプライアンスを指向する機運を高めてくれると過大な期待をよせる姿勢には慎重な考えを示している。

アカデミアでも産業界と同様、違法行為の結果、罰金刑以上に外部の資金提供者から伝わる風評ダメージには気を遣っている。むしろそれこそが本当の意味で大学の輸出管理を推進するトリガーになるかもしれないという。これは国防関係の組織と委託研究契約を交わしている研究機関にとって真実味のある話題だ。現にジョージア工科大の例では、自発的情報開示と再発防止策を講じ、先進的な国防研究契約に関して、信頼に値する管理を行っていることを米国空軍に示して見せたのである。

基礎研究の規制除外(FRE)に関する可否

基礎研究の規制除外（Fundamental Research Exclusion＝FRE）によって、大学は一定程度までは輸出管理の負荷を軽減されている。たとえば海外の教授陣や学生でも規制対象となる情報を扱う研究に関与することができ、見なし輸出許可を免除されている。このFREに当てはまるいくつかの重要な要件が定められているのであるが、適切な理解のもとで強力な管理ツールが整備されているか、浅はかな理解のもとで見せかけだけの管理をするか、どちらかの方法で規制除外をしているはずだと述べている。BISにしてみればFREがあるがために研究者は研究成果の帰属や国家安全保障に関する規制を受け入れてこなかったのだともいえる。その上、FREの適用されない範囲は複雑でわかりにくいため、多くの研究機関の輸出管理担当者は教授陣や職員に対してFREとはいかなるものか詳しく説明を行うためだけにその労力を注ぎつづけてきたという。

いくつかの大学・研究機関では、もっぱらFRE

に当てはまる研究に従事するための事実上の方針を説明している。FREを適用してしまうと、Entity Listなどの共同研究の相手先をスクリーニングする手続が抜け落ちてしまったまま、多くの教授陣が気にする研究成果の公開可否または国際会議での発表の是非に関する負担から解放されてしまうという状況に陥りやすいという。このようにFREのみでの管理方針で済まされるのは、基礎研究を重視する研究機関の特殊事情から発生しているものだといえる。そして応用研究の特性上、論文公開の制限は民間企業や国防関連の協力先が研究資金を提供している場合に多くみられるようである。学術界の規律や資金面での環境は変化してきており、研究機関みずから分岐点に差し掛かっていることにおそらく気付きつつあり、事実上FREのみで管理しつづけたのでは資金獲得の機会が減少するか、あるいはFREで規制除外されない研究プロジェクトを新たに受入れ、それにふさわしい輸出管理を導入するかのどちらかになるだろうと述べている。今後、規制対象の研究をより多く手がけることにした大学は、FREの考え方はもはや立ち行かなくなるという環境の変化を認識し、その輸出コンプライアンス計画を見直すことに注意を払う必要があると展望している。

学術界における輸出管理コンプライアンスの役割拡大

学術界に押し寄せるグローバル化の波によって、大学は、制裁対象地域への渡航だけでなく、機微な技術情報の管理、サイバーセキュリティの問題などの多くの課題に直面している。特にオンライン講座によって、世界中の学生が在宅勤務のような感覚で授業を受ける環境が当たり前になってきている。技術系の学生では最先端技術への追随・学び直しのためにオンライン講座の単位取得のニーズは高まっている。こうしたさまざまな技術移転の局面で輸出管理コンプライアンスの認知度を一層高めていく必要があるだろう。

さらに学術界のグローバル化が増大する一方で、伝統的な研究資金源は明らかにこれまでよりももっと抑制されるという問題に直面している。たとえば、2003年から2015年の間に、NIH（国立衛生研究所）は、全米にむけた研究資金の22％を失っている。NIHからの科研費が減少することで、大学がより機微な研究計画に参加して何とか資金難を打開しようとしても、研究資金そのものの総額が減ってしまっているのだという。

NIHはFREの分野にも研究資金を提供しているが、その資金を受け取っている研究者たちには、輸出管理コンプライアンス上の負担が軽減されている。もし大学側で資金獲得に努めた結果、国防機関や民間企業からの研究資金を受け取るようになれば、そうした研究者たちも輸出管理コンプライアンスの責任が増大する事態に直面せざるを得ないと指摘している。ただ、国防総省はロス教授事件のような機微な研究とは対照的に、FREの適用できる研究にもいくつか資金提供しているようだ。たとえば、ある大学は米軍の軍事施設における野生動物の影響に関する研究で国防総省の研究資金を受け取っていたという。このようなプロジェクトは輸出規制の対象となる技術を含んでいそうもないし、外国籍の研究者を制限なく参加させ、研究者が自由に研究成果を公開し、広く知らしめることのできる基礎研究と考えてよさそうだ。

専門家によるフォーラムの出現

ロス教授事件を契機として、つぎつぎと多くの大学・研究機関が輸出管理部門の設置と担当者の任命を行うにつれ、大学の輸出管理の専門家が集まるフォーラムを望む声がすぐにわきあがったそうだ。当時は、輸出管理の協会及びカンファランスは民間企業の参加者を対象にしており、産業界とでは文化的にも違いのある大学の輸出管理担当者に適しているとは言えない状況であった。

数年後、大学の輸出管理担当者たちのあるグループがアメリカ大学輸出管理担当協議会American University Export Control Officers（AUECO）を創設したという[3]。AUECOは、およそ20人のメンバーからスタートし、現在では110以上の機関から170人以上のメンバーを擁する団体に成長している。各種ガイダンスを発行し、会員制フォーラムの開催、

[3] AUECOのWebサイトhttp://aueco.org/.

政府と学術界の良好なコミュニケーションを促進してきた。そして最も重要な貢献は、2013年以来、年次の大学輸出管理会議の実施を支援していることだという。

会議の運営は、毎回ホストになった大学が引き受け、大学の輸出管理担当者と政府機関が共同で行っている。一方、AUECOはイベントのホスト機関ではないが、メンバーに参加を呼び掛けている。こうしてネットワーキングと大学の輸出管理専門家の間でベストプラクティスの共有が容易になったそうだ。特に研究機関の組織内でたったひとり輸出管理の専門家を務める者にとっては非常に有益であったという。政府当局者はこのイベントを大学への働きかけの中心に据え、大学・研究機関に対する貴重な発信の機会として積極的に活用している。ここでなら規制当局（いわゆる商務省、国務省、財務省のことだが）は、実際のところ大学の輸出管理担当者を一堂に集めて教育・啓蒙を実施し続けていく財源が乏しいという課題も乗り越えられる。そして、政府当局者は輸出管理コンプライアンスをおろそかにした場合どれほど大学に影響を及ぼすか強調し、聴衆の反応を感じ取り、質疑に応答することで、民間企業を対象にしたアウトリーチイベントからは抜け落ちている大学に特化した教育の機会として有効に活用できるのだ。

民間事業者の中には、大学の輸出管理担当者向けのイベントというビジネスチャンスがあることに気付き、さまざまなツールや情報源、今日アメリカの大学が直面している課題に特化したカリキュラムを提供するサービスを手掛ける事業者も出現したそうだ。

最先端研究と輸出管理の確実な実施とのバランス

これまで論じてきた違反事例が示すように、大学における輸出管理コンプライアンスには特有の課題があり、単に民間企業と同様の手法では、無数の抜け穴があり、不十分だということを明らかにした。ロス教授のようにテネシー大学の行う輸出管理教育に対して、あからさまな無視を貫く姿勢は、業務と権限が研究現場に委ねられている大学という組織においては深刻なリスクをもたらすことになるだろうと指摘した。輸出管理規則が存在しているにもかかわらず、ジョージア工科大のメディア担当者は一時的な失策で、図らずも規制対象の国に機微技術をさらしてしまった。ジョージア工科大の自発的情報開示とその後の再発防止策により大学の名誉を傷つける損害は最小限に抑えられたが、輸出管理規則の整備でリスクを減らすことは出来ても、消し去ることはできないのだという貴重な教訓だ。UMLは当たり障りのない国際共同研究だったはずが、その相手先の、潜在的にリスクを帯びた素性を確認する手順をおこたったために違反の憂き目にあってしまった。これらの違反事例からは、大学で起こりうる潜在的な輸出管理上のミスが実証されたかたちとなった。先端技術の研究、国際的な連携、機微分野の資金助成プロジェクト、外国人留学生人口の増加、データ管理、そして純粋な学術文化など全ての要素がリスクにさらされており、輸出管理コンプライアンスに万能な解決策はなく、それぞれの研究機関が注意深くその現状と将来を見据え、先を見越した遵法風土を促していくしかないと述べている。

最後に筆者は、大学としては、輸出管理担当者に単にこの複雑な輸出管理規則の案内役だけを期待しているのではない、ということを忘れすべきでないと激励している。米国当局は、ますます、大学の輸出規則違反への執行に関心を寄せており、大学への支援を拡充しつつある。加えて、大学自身も近年AUECOをはじめとする組織を活用してベストプラクティスを共有できるようになっている。学術機関のグローバル化と研究資金の削減に対処するには、やがて全米の大学で、厳格な輸出管理の体制をきづくことが、研究資金獲得の上でも重要戦略になる日も近いかもしれないのだと締めくくっている。

（企画・編集　情報サービス・研修部　則竹　幹子）

視点

《概要解説》
北朝鮮の国際金融システムを悪用した外貨獲得
―FinCENが明らかにした北の錬金術のカラクリとレッドフラッグ―

1. はじめに

アメリカ財務省傘下の機関である金融犯罪取締ネットワークFinCEN（Financial Crimes Enforcement Network）は、北朝鮮による国際金融システムを通じた外貨獲得の実態を調査し、金融機関に対してレッドフラッグを提示した報告書として公表した[1]。FinCENによれば、北朝鮮は、主として中朝国境地帯に位置する金融機関を舞台に、米国法及び国連安保理決議に基づく制裁逃れ、マネーロンダリング、大量破壊兵器計画のための資金調達に国際金融システムを悪用しているという。2017年11月８日にFinCENは中国の丹東銀行を北朝鮮の外貨獲得のためのマネーロンダリングに関与したとして制裁指定をおこなった。その結果、アメリカの金融機関は丹東銀行のコルレス口座の開設・維持についていかなる行為も禁じられることとなった[2]。

報告書では、この丹東銀行に対する制裁指定の妥当性を裏付ける北朝鮮の外貨獲得の具体的な手口を詳述し、それに基づいて金融取引におけるレッドフラッグを明らかにしている。FinCENは本報告書で示した北朝鮮の外貨獲得の手口とレッドフラッグを参考に、金融機関に対して北朝鮮当局と傘下の金融機関による不法な外貨獲得行為の識別と、「疑わしい取引の届け出（Suspicious Activity Reporting = SAR）」義務の履行に資するよう呼びかけている。

FinCENが示した国際金融システムを悪用した北の錬金術の手口やレッドフラッグは、安全保障貿易管理を実施し、各種制裁の確実な履行に努めるCISTECジャーナル読者の皆様にも非常に参考になると思われる。なぜなら、貿易と国際金融システムは不可分の関係であるばかりか、北朝鮮の不法な外貨獲得、マネーロンダリング、制裁逃れは、国際社会が制裁を強めることでますます制裁逃れの手口を進化させ、適応しているのであり、その巧妙な手口を金融機関だけでなく貿易に携わるより多くの当事者も共有しておくことは有意義であろう。

本稿では、FinCENの解明した北の錬金術のカラクリとレッドフラッグについて概説する。

2. 不法な外貨獲得と制裁逃れは継続中

FinCENは、国際社会による北朝鮮への制裁が明らかに北朝鮮の金融機関を孤立に追い込みつつあるのは間違いないとしつつ、金正恩政権は依然として国営企業、国有銀行を使って巨額の不法な資金調達と不法な物資調達活動を継続し、国際金融システムへのアクセスが可能な状態であると指摘している。その手口は、フロント企業や架空会社及び大使館員のネットワークを通じたおなじみのやり方にとどまらず、偽名の使用、代理人の起用、重要拠点にいる個人の活用など多種多様だ。北朝鮮による不法な外貨稼ぎは大量破壊兵器及びミサイルシステムの資金

[1] 正式な名称は、“Advisory on North Korea’s Use of the International Financial System”, https://www.fincen.gov/sites/default/files/advisory/2017-11-02/DPRK%20Advisory%20FINAL%20508%20C.pdf.

[2] “Federal Register / Vol. 82, No. 215 / Wednesday, November 8, 2017 / Rules and Regulations,” https://www.fincen.gov/sites/default/files/federal_register_notices/2017-11-08/Dandong%20Final%202017-24238.pdf.

源となるばかりでなく、通常兵器プログラムをも支える深刻なものだという。

すなわち、北朝鮮の国営企業は、海外にあるフロント企業や架空会社を介在させて北朝鮮の指揮下にあることをわかりにくくし、実際の創業者、受益者、取引の真の目的を隠ぺいするために、現地企業の代表者の偽名を使用したり、現地で北朝鮮の国営企業のために会社の代表者になってくれる代理人を活用し、その結果、米国内のコルレス口座が使われており北朝鮮による不法な外貨獲得が継続しているという。

3. 輸出入を利用した制裁逃れ

国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルの報告書によると、北朝鮮の国営企業は、手の込んだ貿易代金の支払いスキームを取り仕切っているという。その枠組みは次のようなものだ。

（1）北朝鮮産の天然資源の輸入/再販売

中朝国境地帯のたとえば遼寧省所在のいくつかの企業は北朝鮮産の天然資源を輸入しており、こうした企業がアジア市場へ北朝鮮の天然資源を輸出している。

（2）天然資源の輸入代金支払いの巧妙な手口

天然資源の輸入代金は直接北朝鮮には支払わず、輸入代金の支払いは、北朝鮮のフロント企業、架空会社、船会社、アジアの貿易会社（特に香港に登記した会社が多い）、そして、バージン諸島、マーシャル所要、セイシェル（これらは租税回避地で知られる）などにある企業とつながった複雑な階層内で少額に分けて支払を行っている。支払いを小分けし、外交官が商売人になりすまして、実体のない会社を設立し、会社業務請負会社に会社の代表者役をやらせ、会社の業務を丸投げして真の受益者たる北朝鮮の国営企業の痕跡をわかりにくくしているという。

（3）物品の輸出/密輸

石油の輸入代金を受け取ったフロント企業や架空会社は、それを元手に北朝鮮の必要とする物資の調達・輸出を行っている。こうして、北朝鮮の大量破壊兵器、弾道ミサイル開発計画の遂行に必要な物資の密輸ができる仕組みだ。

つまり北朝鮮は、天然資源の輸出代金を海外のフロント企業や架空会社に受け取らせ、国際金融システムとの導管を維持しながら、受け取った資金を米

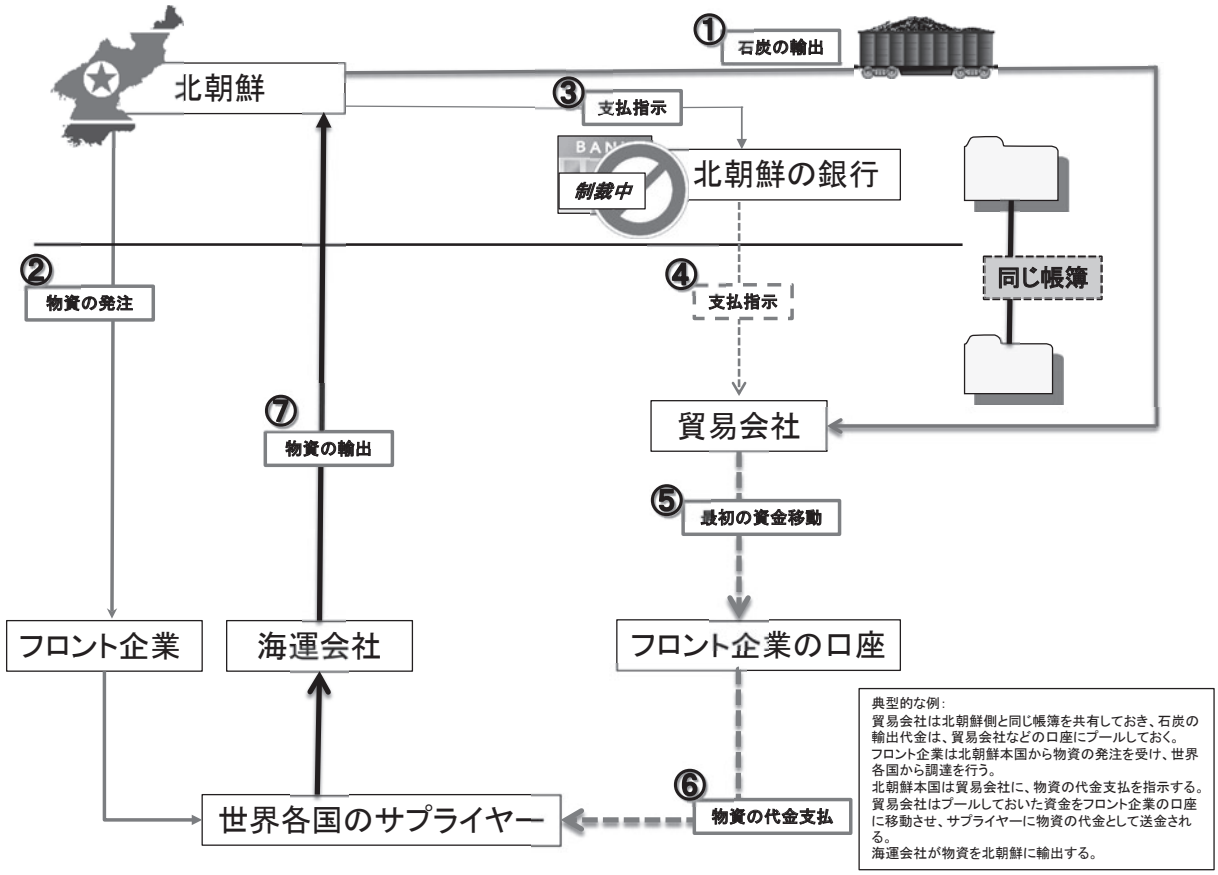

原文を基に編者作成

国や国連による制裁のせいで手に入らない物資調達のために使って制裁逃れをしている。まさに貿易の仕組みを悪用した錬金術になっている。実際に海外で商売人になりすました北朝鮮の外交官たちは、現地で銀行口座を開設して制裁中の北朝鮮企業からの注文に応じているという。

また、外交官を通じた手口のほかに、米国財務省の分析では、中国国内にある北朝鮮の金融機関の中国人代表者が、国際金融システムとの導管を維持する手口もあるとみている。たとえば、北朝鮮国有の金融機関の中国支店の代表者が、こっそりフロント企業をいくつも設立してそれらの隠し口座を管理し、北朝鮮が受け取るべき天然資源の輸出代金を小分けにして隠し口座にプールし、それを元手に北朝鮮の不法な物資調達に協力しているという。

典型的な事例として、2017年８月22日と2017年９月26日にOFACは、北朝鮮国営の金融機関だけでなく、Mingzheng International Trading Limited (以下、Mingzheng)という、中国と香港に拠点を持つフロントカンパニー、追加的対象人物、数十名の北朝鮮国籍の人物らを制裁対象に指定した。OFACによれば、これら制裁対象者の利用していた銀行口座は、主として中国の大手金融機関に開設されており、制裁指定された北朝鮮国籍の人物らが、その口座を通じて米国及び国際金融システムにアクセスし、本国の大量破壊兵器および弾頭ミサイルプログラムの支援を行ってきたという。

4. 司法当局の財産没収で明らかになった巧妙な北の錬金術

米国司法省による財産没収措置によって複雑な北朝鮮の外貨獲得の実態が明らかになった。いずれも、制裁中の北朝鮮の銀行のために、米国の金融システムへのアクセスのパイプ役を担ったとしてその資産を没収された。

（１）Mingzheng International Trading Limited（以下Mingzheng社）の事例

2017年６月17日付で米国の司法当局から財産を没収されたMingzheng社は香港に拠点を置く北朝鮮のフロント企業であった。司法省による財産没収の申立書によれば、Mingzheng社の経営者は北朝鮮の外国貿易銀行（制裁中）のために、別の第三国にある同行支店とその系列会社（互いに役員と従業員がどの会社も同じだったという）に対して制裁で禁じられている米ドル決済を行い、米国の金融システムへのアクセスを可能にし、外国貿易銀行に対する制裁逃れをしていたという。Mingzheng社には公式Webサイトがなく、会社案内には事業目的の記載もない。そして、相関性のない、関係のなさそうな取引への支払を行い、短期間に頻回な電信送金の受取人となっていた。2015年10月から11月の２ヶ月間で、20件の米ドルで約1900百万ドル相当の電信送金を指揮した。2017年８月22日OFACの北朝鮮関連制裁により、司法省は1100百万ドル以上の資産没収措置を講じた。

（２）２件の財産没収申立書の事例

以下の会社に対する資産没収の申立書によれば、北朝鮮の国営企業のために米ドルの資金洗浄に関与していただけでなく、IEEPA、2016年の北朝鮮制裁法、連邦共謀罪、マネーロンダリング規制に関連した金融取引に関与したという。

①Velmur Management Pte Ltd（在シンガポール）及びTransatlantic Partners Pte. Ltd

Velmur社とTransAtlantic社は制裁指定された北朝鮮の銀行の代理となって、OFACが制裁指定したロシアの石油製品のサプライヤーで、北朝鮮向けの石油及びその他の石油化学製品の輸出に関与したとされる会社へのドル決済をほう助したという。

②Dandong Chengtai Trading Co.Ltd（中国遼寧省丹東市）

Dandong Zhicheng社への申立書によると、米国が制裁指定した北朝鮮労働党への便宜をはかり、中国の石炭購入を通じて米ドル決済の実施に関与したという。

5. 北の錬金術に関するレッドフラッグ

FinCENによれば、北朝鮮のエージェントになっているフロント企業、財務担当者、会社業務請負事業者は、属性が似ているケースが多くみられるという。FinCENは属性情報そのものが北朝鮮の関与を暗示しているわけではないとしながらも、金融機関に対してコルレス口座が北朝鮮の金融機関、北朝鮮

に協力する企業やその財務担当者に利用されていないかを確認する際には、属性情報をレッドフラッグの端緒にすることを推奨している。そして前述した北の錬金術でみられた特徴を以下のようにレッドフラッグとして提示した。

6. 終わりに

FinCENは最後に改めて金融機関に対して今回の制裁措置に伴う法的な義務と「疑わしき取引の報告(SAR)」を含むその適切な履行を求めている。

まっとうなビジネスが行われているグローバル経済をいわば逆手に取る形で北朝鮮の制裁逃れが継続している。どの国も貿易を抜きにしては経済が立ち行かないことは明らかだから、国際社会の規範から逸脱する国に対しては経済制裁による市場からの孤立で失われた規範の回復を迫っているのだ。ところが制裁逃れ自体が貿易という仕組み抜きでは成り立たないという構図があり、北朝鮮はむしろ国際市場からの孤立というよりは、貿易にますます依存し固執するという状況になるのではないか。

我々は、北朝鮮による度重なる核実験やミサイル発射などの軍事的挑発には敏感に脅威を感じる。日本は北朝鮮との貿易は全面禁輸であり、北朝鮮の国際貿易額は小さいので不法な制裁逃れを脅威だと感じにくいが、このように考えてみると軍事面だけでなく経済面においても、経済制裁という逆境におかれた北朝鮮が自由貿易の恩恵に与るすべての人々に対して深刻な挑発を仕掛けているようにさえ思われるのは考えすぎだろうか。

(企画・編集 情報サービス・研修部 課長　則竹　幹子)

表1：FinCENが提示した北朝鮮の不正な外貨獲得、マネロン、制裁逃れに関するレッドフラッグ（編者まとめ）

属性情報	よく見られる特徴
地理的属性	中国、遼寧省、香港がキーワードだという。北朝鮮の制裁逃れに協力する団体、個人の多くが中国に存在し、中国の銀行を利用。
制裁逃れに協力する財務担当者の人物像	彼らは北朝鮮生まれ。口座開設には、中国名の偽名を使用または中国人の協力者名義を使用。フロント企業、架空会社を多数設立、経営。拠点は中国遼寧省または香港。 彼らは一見無関係の複数の会社の役員を兼務。会社の銀行口座の署名権者となっている。
会社の登記上の住所	登記上の住所は、中朝国境地帯にある遼寧省の大連市、丹東市、金州市、瀋陽市に登記多数、次いで会社業務請負サービスの盛んな香港。住所は何度も再利用され、複数の会社で住所の属性情報が同じ。 特に遼寧省丹東市のJiadi Square（Jiadi広場）は北朝鮮の丹東領事事務所に近接し、2016年にOFACが制裁指定した丹東鴻祥実業発展公司（DHID社）と一連の関連企業もこのJiadi広場に住所があった。
コルレス口座	FinCENは、遼寧省にある銀行、大連市、丹東市、金州市、瀋陽市にある金融機関が決済あるいは代理人となった北朝鮮系のコルレス口座を調査中。 遼寧省は、北朝鮮による国際金融システムへのアクセスに好都合な立地。
北の錬金術に関与する会社の特徴	北の錬金術に関与する無数の会社は一見無関係。同じ住所に登記され、資金を供託し合っており、何度も使いまわされるか、短期間に活動が集中する傾向がある。銀行の口座は活動の実態がないときも開設されたままにしてあるのが特徴だ。 こうしておけば、A社が一定期間代金の支払いをし、A社が支払いを止めたあと同じ住所のB社が残りの支払いをすることが可能だ。金融機関もこうした支払の手口をあらかじめ念頭において調査をすれば、金融機関が疑わしい取引を識別する手掛かりになるかもしれない。
フロント企業の事業内容にみられる共通点	フロント企業の事業内容は、繊維産業、衣料品、漁業、海産物、石炭など。会社の所有者、役員、電話番号、従業員が共通だ。 北朝鮮出身の財務担当者は、所有者や役員が同じ会社を複数設立し、会社を利用して外貨稼ぎや制裁逃れをしている。こうした会社は、住所、電話番号、従業員が同じで、同業者なのに互いに取引し合う。 複数の会社を使いまわせば、ある会社が危うくなりかけた時のオプションを確保しておけるうえ、特定の会社に監視の目が向けられることなく資金洗浄ができる利点もある。
事業内容と無関係な代金の支払	フロント企業の事業目的は記載がない。本業と無関係の資金決済あり。 Dandong Zhicheng社の事例では、ある会社A社が前払い金なしで北朝鮮から石炭を輸入し、世界各国の顧客に再販売した。A社は、ドル建てで石炭を輸出して北朝鮮側の債権になっているという帳簿を残しておく。このとき北朝鮮側と帳簿の記録を共有し、今度は北朝鮮側が発注した物資の支払いをA社に指示し、A社は北朝鮮に輸出する物資の支払代金として帳簿に残っていた売上金を充当して支払う仕組みだ。北朝鮮側に輸出する物資は、バラ積み品（砂糖、ゴム、石油製品、大豆油）や、携帯電話、ぜいたく品、デュアルユース品などで、業種に相関性や一貫性のない多岐にわたる品目だという特徴がある。
自社のHPがない	取引高が目を引くわりには自社のHPがない。

調査・分析レポート

北朝鮮制裁専門家パネルによる中間報告書

CISTEC　情報サービス・研修部　副主任研究員　**加藤 もえ**

“分野別制裁を科されているにもかかわらず、北朝鮮が禁輸鉱物を直接或いはその他の国で積み替えて輸出を続けている（In spite of the sectoral bans, the Democratic People's Republic of Korea continues to export prohibited minerals, both directly from its territory to importing States as well as via trans-shipment through other States…）（「中間報告書」から）[1]”

1. はじめに

2017年２月27日付で、国連安保理決議第1718号（2006年10月14日に採択）によって設置された北朝鮮制裁委員会（以下、「1718委員会」と称す）を補佐する北朝鮮制裁をめぐる専門家パネル（以下、「北朝鮮制裁専門家パネル」と称す）[2]によって８回目の最終報告書、「国連安保理決議第2276号（2016年）に基づく（北朝鮮制裁）専門家パネルによる最終報告書“Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2276 (2016)”（以下同報告書を「第８回最終報告書」と称す）」が公開されたが[3]、９月５日付で「国連安保理決議第2345号（2017年）

[1] Panel of Experts（the Panel of Experts established pursuant to resolution 1874（2009）for the U.N. Security Council Committee established pursuant to resolution 1718（2006）, *Midterm report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2345 (2017)*, p. 36, September 5, 2017, <http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/2017/742>.

[2] 国連による北朝鮮制裁における1718委員会や、同委員会を補佐する専門家パネルとは、すでに過去CISTECジャーナルでも何度か紹介しているが、国際連合憲章第7章の第41条の措置に基づき、安保理決議1718号（2006年10月14日に採択）で委員会を、1874号（2009年6月12日に採択）で専門家パネル（Panel of Experts）の設置を要請。専門家パネル・メンバーは、各種制裁の履行を検証することを目的として召集された制裁委員会を補佐する委員会の下部組織である。メンバーは、加盟国による決議1718/1874/2087/2094/2270/2321/2356/2371/2375号（2017年12月現在。「北朝鮮制裁専門家パネル」設置時には1718/1874号のみであった）の制裁措置の履行の情報の収集、審査、分析を行い、措置の実施を改善するための勧告をまとめ、報告書を安保理に提出する。安保理はそれを加盟国に周知させる義務を負う。専門家パネル・メンバーは、委員会での発言権はなく、委員会議長の承認で発言ができる。以下を参照。浅田 正彦「視点【1】国連による北朝鮮制裁と輸出管理」『CISTEC Journal』No. 131、2011. 1, pp. 18 - 19。加藤もえ「特集／最近の経済制裁動向と日本企業の対応と影響〈2〉北朝鮮専門家パネルによる第2回最終報告書 － 未公開文書と東アジアの安全保障 －」『CISTEC Journal』No. 138、2012. 3、p. 14。またパネル・メンバーは、当初常任理事国5カ国と日本、韓国から専門家1人ずつの7人から成っていた。しかし2013年6月21日以降南半球から1人追加され、8人の体制となっており、パネル・メンバーの変更等は以下を参照。Panel of Experts（the Panel of Experts established pursuant to resolution 1874（2009）for the U.N. Security Council Committee established pursuant to resolution 1718（2006）, *Appointment of the experts*, <https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/1718/panel_experts/appointment-experts>.

[3]「第8回最終報告書」は一般公開前に複数のメディアが内容をかなり詳細に取り上げており、正確な一般公開日は不明。他方2017年3月6日および7日では同報告書公開といった記事等を確認できず、同報告書の公開日を以下の記事等から筆者は2017年3月8日頃と推測。James Pearson and Marius Zaharia, "Singapore 'closely studying' U.N. report on N.Korea arms trade," *Reuters*, Mar 9, 2017, <http://www. .com/article/us-northkorea-singapore-arms-idUSKBN16G13S>. Jay Solomon, "North Korea Tried to Sell Nuclear-Weapon Material Last Year,"*The Wall Street Journal,* March 8, 2017, <https://www.wsj.com/articles/north-korea-tried-to-sell-nuclear-material-last-year-1489019429?mod=e2tw>.「第8回最終報告書」は以下を参照。Panel of Experts（the Panel of Experts established pursuant to resolution 1874（2009）for the U.N. Security Council Committee established pursuant to resolution 1718（2006）, *Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2276 (2016)*, Febuary 27, 2017, <http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/2017/150>. 北朝鮮制裁専門家パネルがまとめた各最終報告書は以下で公開されている。Panel of Experts（the Panel of Experts established pursuant to resolution 1874

に基づく（北朝鮮制裁）専門家パネルによる中間報告書“Midterm report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2345 (2017)”（以下「中間報告書」と称す）」が公開された[4]。

筆者は2011年からCISTECジャーナルで、北朝鮮制裁専門家パネルがまとめた「最終報告書」を紹介してきたが〔図表１〕、[5]「第５回最終報告書」以降、２月頃までにまとめられ、３月初旬頃に公開されてきたが、今回年次報告書である「最終報告書」に先立って「中間報告書」が公開されたのは異例である。

【図表１】2010年から2017年の最終報告書および中間報告書

公表日	英タイトル	和タイトル
2010年11月５日 （一般公開日 同９日）	Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 1874 (2009)	第１回最終報告書
2011年５月19日 （一般公開なし、 ウェブ上でリーク）	Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution １？？？ (2010？)	第２回最終報告書
2012年６月14日 （一般公開日 同29日）	Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 1985 (2011)	第３回最終報告書
2013年６月11日 （一般公開日 同24日）	Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2050 (2012)	第４回最終報告書
2014年３月６日 （一般公開日 同10日）	Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2094 (2013)	第５回最終報告書
2015年２月23日 （一般公開日 同25日）	Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2141 (2014)	第６回最終報告書
2016年２月24日 （一般公開日 同29日）	Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2207 (2015)	第７回最終報告書
2017年２月27日 （一般公開日 ３月８日？）	Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2276 (2016)	第８回最終報告書
2017年９月５日 （一般公開日 同９日）	Midterm report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2345 (2017)	中間報告書

(2009) for the U.N. Security Council Committee established pursuant to resolution 1718 (2006), *Reports*, <https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/1718/panel_experts/reports>. 北朝鮮制裁専門家パネルは、これまで8回の年次最終報告書をまとめている。そのため、公開された報告書の順に、「各最終報告書」の左記に数値を入れ「第●回」としている。「第1回最終報告書」は2010年5月に安保理事会に提出されたが、中国の反対によって正式な公表は、同年11月まで待たなければならなかった。「第2回最終報告書」は、2011年5月に提出されたが、やはり中国の強い反対によって2017年12月18日現在、未だ正式には公表されていない 。しかしながら、「第2回最終報告書」はリークされ、同報告書は2017年12月18日時点でも以下のURLから閲覧可能。ダウンロード、印刷は登録が必要で登録後30日間は無料。Daniel Halper, "The U.N. Report on North Korea that China Doesn't Want You to See," *Weekly Standard*, May 19, 2011, <http://www.weeklystandard.com/blogs/un-report-north-korea-china-doesnt-want-you-see_567485.html>. 一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）では、リークされた報告書が本物であることを確認している。「第3回最終報告書」は2012年5月に提出され、中国も承認し、公開された。同様に「第4回最終報告書」は2013年5月に、「第5回最終報告書」は2014年2月、「第6回最終報告書」（2015年）以降は1月に1718委員会に提出され、やはり1か月ほどで公開されている。なお報道によっては「年次報告書」と紹介されることも多いが、筆者は英タイトルにならって「最終報告書」としている。英タイトルは、本文の「【図表1】2010年から2017年の最終報告書および中間報告書」を参照されたし。

[4]「中間報告書」は以下を参照。Panel of Experts (the Panel of Experts established pursuant to resolution 1874 (2009) for the U.N. Security Council Committee established pursuant to resolution 1718 (2006), *Midterm report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2345 (2017)*, September 5, 2017, <http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/2017/742>.

[5] CISTECジャーナルでは、以下で紹介している。「第1回最終報告書」および「第2回最終報告書」の詳細は、以下を参照。浅田正彦「視点【1】国連による北朝鮮制裁と輸出管理」『CISTEC Journal』No. 131、2011. 1、pp. 14 - 24。CISTEC情報サービス・研修部「視点【2】国連の北朝鮮制裁に係る専門家パネル最終報告書の要約」『CISTEC Journal』No.131、2011.1、pp. 25 - 27。加藤もえ「調査・分析レポート／灯かりのない国 － 流出する核やミサイルなどの兵器・関連技術 － 」『CISTEC Journal』No. 135、2011. 9、pp. 50 - 60。加藤もえ「特集／最近の経済制裁動向と日本企業の対応と影響〈2〉北朝鮮専門家パネルによる第2回最終報告書 － 未公開文書と東アジアの安全保障 －」『CISTEC Journal』No.138、2012. 3、pp. 14 - 31。「第3回最終報告書」以降は以下を参照。加藤もえ「調査・分析レポート／〈3〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第3回最終報告書 － 決議履行の課題 －」『CISTEC Journal』No. 141、2012.9、pp. 95 - 110。加藤もえ「調査・分析レポート／〈2〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第4回最終報告書 － 暗躍する北朝鮮外交官らと終わりなき違法取引 －」『CISTEC Journal』No. 147、2013.9、pp. 70 - 89。加

2. 北朝鮮制裁専門家パネルによる中間報告書

「第４回最終報告書」からみられる特徴として、最終報告書の構成で半分以上がANNEXで占められる点であるが、「中間報告書」も同様である。「中間報告書」は111ページから成り、71ページがANNEXあった（なお「第４回最終報告書」は133ページの内74ページ、「第５回最終報告書」は、127ページの内64ページがANNEX、「第６回最終報告書」以降は、およそ300ページを超える報告書となり、「第６回最終報告書」は313ページの内ANNEXが235ページ、「第７回最終報告書」では295ページの内ANNEXが225ページ、「第８回最終報告書」では326ページの内ANNEXが232ページであった）。「中間報告書」の構成は、これまでの「最終報告書」をほぼ踏襲しているが、各最終報告書で言及されている「II.背景と政治的な状況」がなく、「II」は「加盟国からの報告」となっている。また不正な活動を行うにあたり取り上げられている「輸送手段」として今回は「海路」についてのみ言及されている。「第８回最終報告書」で分けられていた「V. 禁輸」と「VII. 指定されたエンティティと個人の活動」は、「中間報告書」では「IV」で「禁輸、指定されたエンティティと個人」として一つにまとめられている。なお、「第７回最終報告書」以降と同様にANNEXの量からか、同報告書の目次では記されて

【図表２】「第６回最終報告書」から各報告書の構成

第６回最終報告書	第７回最終報告書	第８回最終報告書	中間報告書
冒頭の要約			
I. 序論			
II. 背景と政治的な状況	II. 背景と政治的な状況	II. 背景と政治的な状況	II. 加盟国からの報告
III. 専門家パネルと手法	III. 専門家パネルと手法	III. 加盟国からの報告	III. 北朝鮮による核、その他の大量破壊兵器や弾道ミサイルプログラムの活動を放棄する義務の引き続きの違反
IV. 加盟国からの報告	IV. 加盟国からの報告	IV. 北朝鮮による核、その他の大量破壊兵器や弾道ミサイルプログラムの活動を放棄する義務の引き続きの違反	IV. 禁輸、指定されたエンティティと個人
V. 北朝鮮による核、その他の大量破壊兵器や弾道ミサイルプログラムの活動を放棄する義務の引き続きの違反	V. 北朝鮮による核、その他の大量破壊兵器や弾道ミサイルプログラムの活動を放棄する義務の引き続きの違反	V. 禁輸	V. 海路
VI. 輸出入関連措置	VI. 輸出入関連措置	VI. 輸送手段	VI. 金融
VII. 阻止	VII. 阻止	VII. 指定されたエンティティと個人の活動	VII. 分野別制裁
VIII. 渡航禁止と資産凍結	VIII. 指定されたエンティティと個人の活動	VIII. 金融	VIII. 勧告
IX. 金融措置	IX. 金融措置	IX. 分野別制裁	
X. 意図しない影響	X. 意図しない影響	X. 勧告	
XI. 勧告	XI. 勧告		
その他のANNEX（？）或いは無し（？）			

藤もえ「調査・分析レポート／北朝鮮制裁専門家パネルによる第5回最終報告書―裏庭の蠢動―」『CISTEC Journal』No. 154、2014.11、pp. 57 - 80。加藤もえ「調査・分析レポート／〈2〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第6回最終報告書（1）―飛躍―」『CISTEC Journal』No. 158、2015.7、pp. 130 - 157。加藤もえ「調査・分析レポート／北朝鮮制裁専門家パネルによる第6回最終報告書（2）―ネットワーク・ノード―」『CISTEC Journal』No. 159、2015.9、pp. 166 - 191。加藤もえ「調査・分析レポート／〈2〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第7回最終報告書―標的―」『CISTEC Journal』No. 166、2016.11、pp. 100 - 129。加藤もえ「特集／イラン・中東・北朝鮮情勢／〈5〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第8回最終報告書（1）―ネクサス―」『CISTEC Journal』No. 169、2017.5、pp. 75 - 113。 加藤もえ「調査・分析レポート／〈1〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第8回最終報告書（2）―取引を円滑にする者―」『CISTEC Journal』No. 170、2017.7、pp. 73 - 89。

おらず筆者も割愛するが、「第８回最終報告書」で一覧的に掲載されていたpp. 93から98に各ANNEXの表題は、「中間報告書」では掲載されていない（〔図表２〕）。

その他のANNEXに関しては、公開されている全ての最終報告書に掲載されていないが[6]、「第５回最終報告書」から「第８回最終報告書」では、報告書上で「機密対象のためANNEXには掲載されていない」とするANNEXのページが見られたが、「中間報告書」には「機密対象のためANNEXには掲載されていない」とされるANNEXは存在しなかった。筆者は「その他のANNEX」等が存在しない可能性もあると考えるが、不明のため可能性として〔図表２〕には掲載している。なお、「第５回最終報告書」までのANNEXの数字はローマ数字であったが、ANNEXの量が増えたためか、「第６回最終報告書」以降ではアラビア数字になっており、「中間報告書」でも同様である。

「中間報告書」は、2017年２月２日から2017年８月５日までの北朝鮮制裁を巡る国連安保理決議の履行状況等についてまとめているため、同報告書は安保理決議について2016年11月30日に採択された国連安保理決議第2321号の履行等まで言及しており、第2371号（2017年）は８月５日、国連安保理決議2375号（2017年）は９月11日に採択されたため含まれていない。

2.1. 加盟国からの報告

「中間報告書」によれば、同報告書がまとめられた2017年８月５日までに、国連加盟国から安保理決議第1718号（2006年 ）、1874号（2009年 ）、2094号（2013年）、2270号（2016年）、2321号（2016年）に対する「国別制裁履行報告書（NIR：National Implementation Reports）」を提出している国連加盟国193カ国の数でみると、各安保理決議採択後８ヶ月間で、それぞれ69、48、25、68、78カ国が提出しており、国連安保理決議第2321号（2016年）に対するNIRが最も提出率の高い、最多であることが窺える（しかしながら115カ国が未提出である）。また2017年２月２日から８月５日までに国連安保理決議第2270号（2016年）に対するNIRの提出は新たに21カ国増えたが、（昨今の北朝鮮情勢にも関らず）95カ国が未提出のままである。国連安保理決議第2321号（2016年）に対するNIRの提出地域を比較すると、様々な地域の加盟国が提出しているが、アフリカ諸国で提出した国は８カ国に留まっている[7]。なおアフリカ諸国で未提出国の数は、「第６回最終報告書」で安保理決議2094号（2013年）に対して53カ国、「第７回最終報告書」で同安保理決議に対し51カ国、「第８回最終報告書」で安保理決議第2270号（2016年）に対して43カ国となり若干減少が見られるが、多くは未提出国である[8]。

2.2. 北朝鮮による核、その他の大量破壊兵器や弾道ミサイルプログラムの活動を放棄する義務の引き続きの違反

昨年から引き続き驚異的な数のミサイルを打ち上げている北朝鮮であるが、「中間報告書」では、大量破壊兵器や弾道ミサイル関連の活動にほぼ北朝鮮のミサイルの打ち上げおよびミサイル関連について主にまとめている。「第８回最終報告書」がとりまとめられた後の2017年２月から７月の間、〔図表３〕のように北朝鮮による弾道ミサイル関連の打ち上げについてまとめられている。特に2017年７月に打ち上げられたミサイルは２発であり、北朝鮮側によれば「大陸間弾道ミサイル（ICBM）、試射の成功」と公表している[9]。

2017年４月15日の北朝鮮の軍事パレードでは、７基の弾道ミサイルが披露されたが、その内これまで公開されていなかった３基が含まれていた。弾頭部に翼と見られるものが確認された「スカッドER」、

---

[6] CISTECジャーナル2011年1月号で以下を執筆した浅田正彦氏によれば、「第1回最終報告書」の公開前から関係者の間で公表しないことを前提に作成されていたという。「視点【1】国連による北朝鮮制裁と輸出管理」『CISTEC Journal』No. 131, 2011. 1、p. 19。

[7]「中間報告書」pp. 7 - 8。

[8]「第6回最終報告書」p. 12。「第7回最終報告書」pp. 10 - 11。「第8回最終報告書」p. 11。

[9]「中間報告書」p. 9。

【図表３】2017年２月から７月に北朝鮮が打ち上げた弾道ミサイル

日付	弾種	回数	発射場	射程（km）	備考
2月12日	北極星２号（KN-15）	1	亀城（Kusong；クソン）	500	
3月６日	スカッドER	4	東倉里（トンチャリ）の西海（Sohae；ソヘ）	1000	
3月22日	未確定（火星-10の可能性有）	1	元山（Wonsan；ウォンサン）		失敗
4月５日	未確定	1	新浦（Sinpo；シンポ）	60	
4月16日	未確定（火星-12；KN-17の可能性有）	1	新浦（Sinpo；シンポ）		失敗
4月29日	未確定（火星-12；KN-17の可能性有）	1	北倉（Bukchang；プクチャン）		失敗
5月14日	火星-12（KN-17）	1	亀城（Kusong；クソン）	790	
5月21日	北極星２号（KN-15）	1	北倉（Bukchang；プクチャン）	500	
5月29日	スカッドER	1	元山（Wonsan；ウォンサン）	450	
7月４日	火星-14（KN-20）	1	亀城（Kusong；クソン）の方峴（Panghyon；パンヒョン）	930	
7月28日	火星-14（KN-20）	1	舞坪里（Mupyong-ni；ムピョンリ）	1000	

（出所）「中間報告書」p. ９。なお、「中間報告書」では弾道ミサイル関連のみを掲載しているが、６月８日には、元山から新型地対艦ミサイルと思われるミサイルが北朝鮮から数発打ち上げられ、200キロ飛行した模様。北朝鮮側の発表によれば、３発以上とのことである。以下を参照。宮崎建雄「北、ミサイル複数発射 ４週連続 地対艦か」『読売新聞』2017年６月８日付夕刊１面。

２段式固体燃料ミサイル(「北極星(Pukgeukseong)」-２号、NATOコードネームでは「KN-15」)、１段式液体燃料ミサイル（火星「(Hwasong)」-12、NATOコードネームでは「KN-17」）であり、これらのミサイルは２ヶ月以内に打ち上げで成功を収めている。直径２mを含めた複数式固体燃料弾道ミサイルの打ち上げが可能と思われる大型発射管２本も公開された。移動式発射台（TEL）も見られ、「中間報告書」によれば、固体燃料ミサイルを搭載することによって北朝鮮に、より速やかに、どのような地形を有する場所であっても打ち上げを可能にさせるという[10]。

すでに報道にも散見されるが、ある加盟国によれば（ペイロードが650kgと思われる）「北極星- ２」号の射程距離は2,500kmで準中距離弾道ミサイル（MRBM）であるとし、５月14日にロフテッド軌道（飛翔体が高高度に到達してから落下し着弾、飛行距離が短いため着弾が速く、迎撃されにくいとされる。逆に飛行距離を長くし効率性を重視した軌道をミニマムエナジー軌道(Minimum-energy trgectory)と称される）で打ち上げられ、高度2,111kmに達し、787 km飛行した。「北極星- １」号および「北極星-２」号は、北朝鮮の弾道ミサイルの近代化における固体燃料ミサイルエンジンの向上を示している。（ペイロードが750kgと思われる）「火星-12」の射程距離は4500kmで中距離弾道ミサイル（IRBM）であるという。 また３月６日の打ち上げはほぼ同時或いは連続発射であり、５月29日は進路修正可能再突入体（MARV）を搭載したスカッドERが打ち上げられ、「北朝鮮制裁専門家パネル」の分析では、これらは北朝鮮が集中攻撃（発射）或いは防空突破能力の向上によって（米国等による）弾頭ミサイルに対抗（迎撃）しようとしていることを示しているとのことである[11]。

７月の打ち上げは２段式液体燃料ミサイルと思われる「火星-14」号を４日と28日に実施しており、「中間報告書」では２発とも大陸間弾道ミサイル（ICBM）としている。４日はロフテッド軌道で打ち上げられ、高度2,802kmに達し、933km（39分）飛行した。同打ち上げには（別名が安保理決議第2270号で指定されていると思われる）「国防科学院（Acedemy fo Defense Science)」が行っていたという。28日の打ち上げは、高度3,725kmに達し、998km（47分）飛行し、日本の排他的経済水域（EEZ）に落下した。

[10]「中間報告書」pp. 9 - 11。
[11]「中間報告書」p. 11。

28日の「火星-14」号は、４日の打ち上げによって、更なる改良が加えられた可能性もあるという。「北朝鮮制裁専門家パネル」は、「火星-12」号との類似性などの技術的特徴や、（28日に打ち上げから得た）改良型「火星 - 14」号の調査を行っているとのことである。ある加盟国によれば、「火星-14」号は、射程が7,000km から8,000kmで大陸間弾道ミサイル（ICBM）級であろうと推測している[12]。

その他の大量破壊兵器関連では、2017年２月13日にマレーシアの空港で北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長の異母兄とされる、金正男氏が生産を禁止されている神経剤VXによって殺害されたことから、北朝鮮が世界第３位の化学兵器保有国（当時）であることが改めて注目されたことは記憶に新しいが[13]、「化学兵器禁止機関（OPCW）」との会合でマレーシア側は「化学兵器禁止条約（CWC）」を遵守していると述べ、VXの使用を非難した。OPCW執行理事会は、マレーシアに専門知識や技術面での支援の提供を決定し、「北朝鮮制裁専門家パネル」も本件に関して調査を行っているという[14]。

2.3. 禁輸、指定されたエンティティと個人

禁輸においては、2017年６月９日に韓国北東部の（江原道）麟蹄（インジェ；Inje）で墜落した無人航空機が新たに発見されており、同無人航空機は、2014年３月31日に白翎島（Baengnyeongdo；ペニョンド）で発見されたV字尾翼の無人機と非常に似通っている[15]。報道によれば日本のS社のカメラを搭載しており、同カメラには在韓米軍の最新鋭迎撃ミサイル「高高度防衛ミサイル（THAAD）」の画像が残されていたという[16]。

また2017年４月15日、金日成主席生誕105周年の軍事パレードで潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）「北極星１」号を牽引していた車両には中国の企業「中国重汽（Sino Truck）」のロゴ（社標）が見られ、同社製であることが確認されている。同社の車両は2015年10月10日の朝鮮労働党創建七十周年を祝う大規模な軍事パレードでも見られた６輪の車両であり、当時中国は、中国の企業と北朝鮮側の契約では、同トラックは、（北朝鮮で）森林での木材の運搬のみに用いられるとしているとし、中国の法や国連の安保理決議に抵触しないと主張した。今回中国は、「同６輪の車両（トラック）は2010年から2014年にかけて民生用として北朝鮮に輸出されたものであり、当時の国連安保理決議で禁輸の対象とはされていなかった」とし、「同車両の販売契約では、北朝鮮側に確実に民生用として使用するよう求め、中国の法規則や国連安保理決議を遵守するよう求めている」と回答している。車両識別番号やその他、有用な情報が十分でないことから、これらの車両の輸出者あるいは製造業者を判明するには至らなかった[17]。その

---

[12]「中間報告書」pp. 11 - 12。北朝鮮による7月4日の打ち上げに対し、米国はICBM、ロシアはIRBMとそれぞれ主張。詳細は同報告書の脚注6を参照。

[13]なお、当時は米国、ロシアに次いでの化学兵器大国であったが、9月27日、ロシアは旧ソ連から保有していた化学兵器を処分している。以下を参照。杉尾直哉「ロシア 化学兵器を全廃 旧ソ連時代から保有」『毎日新聞』2017年9月29日付朝刊9面。

[14]「中間報告書」p. 13。

[15]「中間報告書」p. 16。白翎島で発見されたV字尾翼の無人機に関しては以下を参照。「第6回最終報告書」pp. 28 - 32。以下も参照。加藤もえ「調査・分析レポート／〈2〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第6回最終報告書（1）―飛躍―」『CISTEC Journal』No. 158、2015.7、pp. 145 - 147。「第7回最終報告書」pp. 32 - 38。以下も参照。加藤もえ「調査・分析レポート／〈2〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第7回最終報告書―標的―」『CISTEC Journal』No. 166、2016.11、pp. 114 - 116。「第8回最終報告書」p. 42。加藤もえ「特集／イラン・中東・北朝鮮情勢／〈5〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第8回最終報告書（1）―ネクサス―」『CISTEC Journal』No. 169、2017.5、p. 102。

[16] 宮崎健雄「北の小型無人機か THAAD画像残る」『読売新聞』2017年6月14日付朝刊7面。

[17] 以下を参照。「中間報告書」p. 16、55。James Pearson,” China-made truck used in North Korea parade to show submarine-launched missile”, *Reuters*, April 18, 2017, <http://in. .com/article/northkorea-usa-china-truck-idINKBN17K0IP>. 風間武彦「調査・分析レポート／〈2〉中国の軍民融合関連動向：2017年4月～5月のトピック」『CISTEC Journal』2017.7 No.170、p.98。 なお、2015年10月10日の朝鮮労働党創建七十周年を祝う大規模な軍事パレードでも見られた短距離弾道ミサイル「KN-02」或いは「KN-02の改良型」を牽引していた6輪の車両に関しては以下を参照。「第7回最終報告書」pp. 39 - 40。加藤もえ「調査・分析レポート／〈2〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第7回最終報告書―標的―」『CISTEC Journal』No. 166、2016.11、p. 117。なお、同事例は、「第四回最終報告書」でも取り上げられた16輪の大型特殊車両が、北朝鮮森林省傘下のエンティティによって調達され、北朝鮮で弾道ミサイルの移動式発射台（TEL）に転用された事例と類似。16輪の大型特殊車両に関しては以下を参照。「第3回最終報告書」p. 19。「第4回最終報告書」pp. 26 - 27、80。加藤もえ「調査・分析レポート／〈2〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第4回最終報告書 － 暗躍する北朝鮮外交官らと終わりなき違法取引 －」『CISTEC Journal』No. 147、2013.9、pp. 77 - 78。

ため、「北朝鮮制裁専門家パネル」は、加盟国に**軍用車両や軍事用に転用される可能性のある民生トラックを北朝鮮に輸出する際は十分注意を払うよう要請した勧告を改めて呼びかけている**[18]。

指定されたエンティティと個人において「中間報告書」では、引き続き北朝鮮とアフリカ諸国の取引等でも着目しているが、「第８回最終報告書」からそれほど新たな情報はない。しかしながら、ある加盟国からタンザニア向け携帯式防空システム、レーダー等の部品が、新たに報告された。モザンビークと同様に地対空ミサイル「Pechora」の近代化の改修およびP-12早期警戒レーダー（モザンビークで取引が報告されたP-18早期レーダーはP-12早期警戒レーダーの後継機で、双方はNATOコードネームで「Spoon Rest」と称されている）の修理や改修がタンザニアで行われているというが、これらの活動に日本の外国ユーザーリストに掲載されているエンティティ「鯉明水貿易会社（Rimyongsu Trading Corporation）」の別名で、2016年12月２日に米財務省外国資産管理局（OFAC）にも指定された「Haegeumgang Trading Corporation（別名Haegumgang）」の関与が見られるという[19]。「第８回最終報告書」によれば、北朝鮮と関係する船舶の登録抹消手続きを行った国（モンゴルやパナマ等）が確認されているが、多くのこれらの船舶は、興味深いことに、タンザニアに旗国（船籍）変更が行われていたという[20]。

またシリアでは、２カ国の加盟国から北朝鮮との繋がりが見られる輸送をそれぞれ阻止したことが報告されており、別の加盟国からは搭載されているものが、武器や弾道ミサイルの移転（取引）に関与しているとして2009年４月に「1718委員会」によって制裁指定されている北朝鮮の「朝鮮鉱業開発貿易会社（KOMID：Korea Mining Development Trading Corporation）」とシリア政府の契約であることを信じる根拠があると「北朝鮮制裁専門家パネル」に伝えている。これらの輸送の荷受人はシリアの「Scientific Studies and Research Centre（SSRC）」であり、米国、欧州連合（EU）、日本に制裁の指定されているエンティティであり、複数の加盟国から「SSRC」がシリアの化学兵器プログラムを担っていると度々報告されている。本件に関してシリアからは回答はないという[21]。

2.4. 海路

北朝鮮と関係する船舶の登録抹消手続きを行った加盟国は引き続き確認され、北朝鮮の外国船籍の船舶の数は激減したが、同時に北朝鮮籍に登録された船舶は増加した。以下国連安保理決議第2270号（2016年）の採択後（2016年３月２日）、および国連安保理決議第2321号（2016年）の採択後（2016年11月30日）で確認されたそれぞれの制裁に抵触している事例である[22]。

2016年３月２日以降、45の外国企業等と共謀し、北朝鮮は70隻近く（過去18ヶ月において44%増）を自国の船籍に登録した。国連安保理決議第2270号（2016年）パラ20に抵触する13隻が外国の所有者或いは運航者へと登録され、17隻が外国の企業から「移転」された。「北朝鮮制裁専門家パネル」によって外国の所有或いは運航されていた３隻の登録が抹消された。多くの船舶が国際船舶から国内船舶へと変更されている。北朝鮮の海運業者「（朝鮮）遠洋海運管理有限公司（OMM：Ocean Maritime Management Company, Ltd）」と関係する船舶の21隻の内18隻が国連安保理決議第2270号（2016年）が採択されて以降に国内船舶へと変更されている。

---

[18]「中間報告書」p. 17。同勧告は「第7回最終報告書」の勧告10（a）で同報告書のp. 70に掲載。
[19]「第8回最終報告書」p. 40。「中間報告書」pp. 14 - 15。OFACは、以下を参照。The Office of Foreign Assets Control, the U.S. Department of Tresuary, ”Treasury Sanctions Individuals and Entities Supporting the North Korean Government and its Nuclear and Weapons Proliferation Efforts,” *Press Releases*, December 2. 2016, <https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/jl0677.aspx>.
[20]「第8回最終報告書」p. 52。加藤もえ「調査・分析レポート／〈1〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第8回最終報告書（2）―取引を円滑にする者―」『CISTEC Journal』No. 170、2017.7、pp. 74 - 75。
[21]「中間報告書」p. 15。
[22]「中間報告書」p. 18。

制裁逃れに加え、重要な船舶のデータ識別や、国際海事法の網のすり抜けの隠蔽を可能にするであろう[23]。

2016年11月30日以降では38隻の船籍が北朝鮮船籍として登録され、国連安保理決議第2321号（2016年）パラ９に抵触する13隻が外国の所有者或いは渡航者へと登録され、23隻が北朝鮮から移転された。少なくとも10隻がフィジーに旗国（船籍）変更され、同国の当局が捜査中である。少なくとも４隻がカンボジアから他国の旗国（船籍）変更が試みられたが、虚偽に作成された関連資料によって登録に問題が起こり、北朝鮮へと旗国（船籍）変更がされた。「北朝鮮制裁専門家パネル」は、違反を起こしている50の企業に通知しているが、12の企業が北朝鮮籍の船舶を自社の（所有或いは運航）リストから外したが、38隻が依然として（外国の企業に）所有等されている[24]。

「北朝鮮制裁専門家パネル」は、**加盟国に自国の国民が制裁逃れのためにフロント・カンパニーの使用も含めて、北朝鮮船籍の船舶の所有、管理、或いは運航しているかどうか十分注意を向けるべきであると勧告**している。「北朝鮮制裁専門家パネル」の**制裁に抵触しているといった通知によって、これらの企業に協力が見られない場合、加盟国は（企業の登記の抹消のように）制裁逃れに対する措置を講じるべきであると**強調している。また**北朝鮮の管理下にある船舶は全て中古で購入されている背景から、**国連安保理決議第2321号パラ30で決定している、**（船舶の）販売、供給、或いは移転は行わないよう呼びかけており、（北朝鮮による）全ての船舶の調達も制裁対象とするべきであると**勧告している[25]。

「中間報告書」では、2014年の最終報告書（第５回最終報告書）以降、毎年の「最終報告書」で、北朝鮮の「国土海洋運輸省」傘下の「海事管理局（Maritime Management Bureau或 い はMaritime Administration）」による制裁逃れの関与が見られるとして、同局を制裁に指定するよう「1718委員会」に勧告している。制裁に指定されている前述したOMMと関係する船舶の船名の変更、新たな海上移動業務識別コード（MMSI番号）の割り当て、呼出符号（信号符号；コールサイン）の変更等で登録し、詐称も行っている。また国連の制裁に抵触する船舶や船員を認可している。国連安保理決議第2321号（2016年）パラ23では、「自国民が船舶及び航空機の乗員サービスを北朝鮮から調達することを禁止することを決定する」としており、「北朝鮮制裁専門家パネル」は本件に関して関係国からの回答を待っているという[26]。

---

[23]「中間報告書」p. 18。なお「Ocean Maritime Management Company, Ltd」の漢字表記だが「中間報告書」では「海洋海事管理公司」とされているが、これまで用いられた国連の報告書の中文版の表記に準じている。日本のメディアではここ数年で「オーシャン・マリタイム・マネジメント・カンパニー」と表記されている報道が散見される。「中間報告書」の中文版は以下を参照。联合国 安全理事会关于第1718（2006）号决议所设委员会 第1874（2009）号决议所设专家小组『专家小组依照第2345（2017）号决议提交的中期报告』、2017年9月5日、<http://www.un.org/zh/documents/view_doc.asp?symbol=S/2017/742>. なおOMMの残りの3隻は、「Hu Chang（厚晶）」号、「Hui Chon（熙川）」号、「Ryo Myong」で、「Hu Chang（厚晶）」号は解体との報告有。船舶の漢字表記は「第6回最終報告書」の中文版の以下を参照。联合国 安全理事会关于第1718（2006）号决议所设委员会第1874（2009）号决议所设专家小组『根据第2141（2014）号决议，专家小组提交的最后报告』、2015年2月23日、pp. 71 - 72、<http://www.un.org/zh/documents/view_doc.asp?symbol=S/2015/131>.で、所有者名の漢字表記がある所有者名もあり、所有者名と船名が同じ名称の傾向が見られることから、船名の漢字表記の可能性として参考までに記載。

[24]「中間報告書」pp. 18 - 19。

[25]「中間報告書」p. 19。

[26]「中間報告書」pp. 19 - 21。元々「OMM」は、「1718委員会」が2014年7月28日に制裁対象として指定した時点で、北朝鮮の「国土海洋運輸省」の「海事管理局」の傘下で、最大手の海運企業であった。以下を参照。「第5回最終報告書」p. 46。「国土海洋運輸省」は同報告書の以下の中文版を参考にしつつ、筆者の訳である。联合国联合国 安全理事会关于第1718（2006）号决议所设委员会 第1874（2009）号决议所设专家小组『专家小组依照第2141（2014）号决议提交的最后报告』、2014年3月6日、p.45、<http://www.un.org/zh/documents/view_doc.asp?symbol=S/2014/147>. なお「第5回最終報告書」の中文版では「海事管理局」は「海洋管理局」として表記されていたが、「第6回最終報告書」以降および「中間報告書」の中文版ではそれぞれ「海事管理局」を表記されているため、筆者は「海事管理局」としている。以下を参照。联合国 安全理事会关于第1718（2006）号决议所设委员会 第1874（2009）号决议所设专家小组『专家小组依照第2141（2014）号决议提交的最后报告』、2015年2月23日、p. 46、<http://www.un.org/zh/documents/view_doc.asp?symbol=S/2017/150>. 联合国 安全理事会关于第1718（2006）号决议所设委员会 第1874（2009）号决议所设专家小组『专家小组依照第2345（2017）号决议提交的中期报告』、2017年9月5日、p. 19、<http://www.un.org/zh/documents/view_doc.asp?symbol=S/2017/150>.「第6回最終報告書」では、「海事管理局」が2013年7月、大量の兵器を搭載しキューバから北朝鮮に向かっていたがパナマが拿捕された「清川江（Chong Chon Gang）」号を、2014

2.5. 金融

金融に関しては、「北朝鮮制裁専門家パネル」が制裁に抵触する金融機関や北朝鮮のネットワークが国際的金融システムにアクセスする手法を捜査している。手法としては、国外の（指示を受けた）個人や北朝鮮籍保有者、北朝鮮の国外の銀行の支店等から複数の口座で振込み等を行ったり、金融機関を経由させる等の事例が見られる。また外国に所有等をされている北朝鮮の金融機関等の捜査も引き続き行われている。「中間報告書」では、北朝鮮の外交官で家族の名義で複数の銀行口座を有している事例も取り上げられている。例えば北朝鮮の主要なインテリジェンス機関「偵察総局」に所属している国連の職員の父子が2014年１月にフランスによって資産が凍結されたが[27]、息子のKim Su Gwangがイタリアの金融機関で自身の口座だけではなく自身の妻や母等の名義で口座を設けていたという。すでに国連の職員でもなく、在イタリアの外務省の身分証明書も取り消されたにも関らず、妻と共同名義で口座を開設し、（少なくとも「中間報告書」がとりまとめられた時点では）口座が残っている[28]。

制裁の指定をされた北朝鮮の「大同信貸銀行（DCB：Daedong Credit Bank）」の中国・大連の支店で駐在している「金鉄三（Kim Chol Sam）」と称する職員は、少なくとも中国本土と香港で８つの金融機関の口座を自身の名義で設けており、（その他の複数の）「大同信貸銀行」の職員等で中国本土や香港に10以上の口座を設けていたことも確認されている。また「端川商業銀行（Tanchon Commercial Bank）」の職員等は20以上中国本土や香港に口座を設けていたり、職員等によるシリアも含めて海外旅行を続けているとのことである[29]。

また2016年に押収されたエリトリア向けの軍事用通信機器の製造会社（或いは取扱い会社）でマレーシア企業「Global Communications Company（以下「Glocom」と称す）」をフロント・カンパニーとしていた北朝鮮・平壌「Pan Systems Pyongyang」は、シンガポールの企業「Pan Systems（S）Pte Ltd」の子会社で、北朝鮮の主要な対外情報機関「偵察総局（RGB）」傘下の企業とされており[30]、「中間報告書」では記録によれば「Glocom」の顧客は、支払いにおいて振込み元を隠蔽するため、直接「Pan Systems Pyongyang」やその子会社の口座に振り込まず、その他の香港のフロント・カンパニーに支払いを指示されていた。「大同信貸銀行（DCB）」を通して、「Glocom」はマレーシアのシンガポールのフロント・カンパニーや、「Pan Systems Pyongyang」の口座を用いて香港のフロント・カンパニーから支払いを受けていた。さらに「Glocom」は３つのニューヨークや１つの香港のフロント・カンパニーを通して少なくとも香港の７つの口座で35万米ドルの取引を行っている[31]。

年7月、メキシコに座礁した「Mu Du Bong」号のため、「北朝鮮船主責任保険組合（Korea Shipowners Protection & Indemnity Association）」に保険を認可している。以下を参照。「第6回最終報告書」p. 113、115。なおこれらの船舶はOMMが制裁の指定とされた2014年7月28日時点でOMMの管理下の船舶であった。「第8回最終報告書（p. 30）」でも言及があったカンボジア船籍であった「Jie Shun」号は、北朝鮮籍を有する船長及び22人の船員と渡航中であったが、かれらは「海事管理局」に認可された船員であった。またコールサイン等の詐称も「第8回最終報告書（pp. 50 -51）」で言及されており、以下も参照。加藤もえ「調査・分析レポート／〈1〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第8回最終報告書（2）―取引を円滑にする者―」『CISTEC Journal』No. 170、2017.7、pp. 73 - 74。

[27]「第6回最終報告書」p. 71。以下も参照。加藤もえ「調査・分析レポート／北朝鮮制裁専門家パネルによる第6回最終報告書（2）―ネットワーク・ノード―」『CISTEC Journal』No. 159、2015.9、p. 183。

[28]「中間報告書」p. 22。

[29]「中間報告書」pp. 22 - 23。 銀行名などの漢字表記は以下を参照。联合国 安全理事会关于第1718（2006）号决议所设委员会 第1874（2009）号决议所设专家小组『专家小组依照第2345（2017）号决议提交的中期报告』、2017年9月5日、p. 22、<http://www.un.org/zh/documents/view_doc.asp?symbol=S/2017/150>.

[30]「Glocom」の事例は、今まで見られなかった「新たな傾向」、廉価な部品を組み立て、ハイエンドな軍事用通信機器等として販売。国際的な装備品の展示会にも出展し、高い国際的評価も獲得。これまで行われてきた旧ソ連製の武器等の刷新から著しい転換を示している。詳細は以下を参照。「第8回最終報告書」pp. 32 - 37、77 - 79。加藤もえ「特集／イラン・中東・北朝鮮情勢／〈5〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第8回最終報告書（1）―ネクサス―」『CISTEC Journal』No. 169、2017.5、pp. 96 - 99。加藤もえ「調査・分析レポート／〈1〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第8回最終報告書（2）―取引を円滑にする者―」『CISTEC Journal』No. 170、2017.7、pp. 83 - 85。

[31]「中間報告書」p. 23。

また「Glocom」のサプライヤの一つのシンガポールの企業は、営業開発部長として採用した北朝鮮籍保有者に（通常資金繰りが危うい北朝鮮の企業の支払い等のリスクを避けるため）自社に10万米ドルの預金を振りこむよう指示したと供述している。なお同社は、「Glocom」等との関係や取引は行ったことはないと否定している。「Glocom」は2017年１月に新たなウェブサイトを立ち上げ、引き続き軍事用通信機器の関連品目の販売を行っている[32]。

外国に設立、管理、所有されている北朝鮮の金融機関では、「中間報告書」では中国の以下等の金融機関が挙げられている。

・「Kumgyo国際商業銀行」を管理しているという「中国内蒙古泓元国際貿易有限責任公司（China Inner Mongolia Horizon International Trade Corporation）」
・羅先の「東大銀行（First Eastern Bank)」を所有している「香港旺福特有限公司（Unaforte Hong Kong)」
・羅先の「中華商業銀行（Chinese Commercial Bank)」を所有している「中国金貿易貨交易（大連）有限公司（China Gold Trade Exchange (Dalian) Co.,Ltd.)」

中国は、上記の金融機関等は、北朝鮮国内で金融機関を設置し、活動の営業認可も資格も有していないと「北朝鮮制裁専門家パネル」に伝えたという[33]。

制裁に指定をされている北朝鮮の銀行「大成銀行（Korea Daesong Bank)」によって30%の株が所有されている銀行「大同信貸銀行」でも、（自身の親戚が経営している）中国企業名の下、「李振剛（Li Zhengang)」と称する中国籍保有者に残りの株を2011年に購入されているが、「李」は、自身が所有する「悦達国際（香港）貿易公司（Yueda (HK) International Trading Co.)」で燃料を北朝鮮に販売している。更に同社は「大同信貸銀行」を用いて北朝鮮のオフィスや、北朝鮮の海運関係業者に複数の送金が見られるだけではなく、前述した「金」のフロント・カンパニー「大連大信電子有限公司（Dalian Daxin Electronics)」にローンを提供していたことも判明している。なお中国は「悦達国際（香港）貿易公司」の住所が秘書サービス会社（Secretary Service Company）であり、同社は「悦達国際（香港）貿易公司」のために銀行口座の開設や、金融的・商業的に活動を行ったことはないと述べていると報告している。更に「金」が香港に設立したフロント・カンパニー２社は、2016年９月、2017年２月とそれぞれ正式に閉鎖され、同２社の口座の新たな開設や、金融的・商業的活動等はないと主張している[34]。

「北朝鮮制裁専門家パネル」は、マレーシアと北朝鮮の合弁企業「Malaysia –Korea Partners Group of Companies（MKP)」について捜査を行って行っており[35]、10以上の複合企業であることが判明している。同社は万寿台海外開発（会社）（Mansudae Overseas Projects Group of Companies)、「偵察総局」、OMM、「朝鮮光鮮銀行（Korea Kwangson Banking Corporation)」との繋がりが見られるという。MKPの子会社の一つは、北朝鮮からの石炭の輸入を専門にしている企業であり、「Pak In Su（別名 Daniel Pak)」氏と称する北朝鮮籍保有者のために電話線を設置したり、「Pak」氏とビジネスを行

[32] なお「Glocom」の新たなウェブサイトは、「www.glocom-corp.com」で、2017年12月18日現在でも確認できる。以下を参照。「中間報告書」p. 23、pp. 68 - 71（Annex 15 - 17)。
[33]「中間報告書」p. 24。なお漢字表記は同左の英文の報告書で掲載。
[34]「中間報告書」p. 24。漢字表記は以下を参照。联合国 安全理事会关于第1718（2006）号决议所设委员会 第1874（2009）号决议所设专家小组『专家小组依照第2345（2017）号决议提交的中期报告』、2017年9月5日、pp. 23 - 24、<http://www.un.org/zh/documents/view_doc.asp?symbol=S/2017/150>.
[35]「第8回最終報告書」p. 73および同報告書の脚注195。「第8回最終報告書」で言及された同社や詳細に関しては以下を参照。古川勝久「特集／北朝鮮の不正調達〈3〉〈1〉東南アジアに潜む北朝鮮のネットワーク―迂回取引に巻き込まれるリスク」『CISTEC Journal』No. 171、2017.9、pp. 77- 78。

ったりしたという[36]。

「Pak」氏は「北朝鮮制裁専門家パネル」がこれまでOMMのためにマレーシア国内で（北朝鮮による）活動等を捜査している間に、マレーシアの主要な石炭や鉄鉱石の北朝鮮からの輸入業者の職員であった。「Pak」氏は2015年にマレーシア国内での労働許可証を取り消され、不法滞在のリストに掲載されたにも関らず、マレーシアで北朝鮮からの石炭の販売を続け、「朝鮮光鮮銀行」のために（金融）取引を行っていたという香港のフロント・カンパニー「奈斯国際貨運（Nice Field International）」への（石炭の）移転を進めるよう指示を出していた。「Pak」氏は、依然としてマレーシアに滞在しており、北朝鮮の外交官のパスポート（外交旅券）を所有しているという。「Pak」氏は北朝鮮の貿易会社に勤めていると「北朝鮮制裁専門家パネル」には回答したとのことである[37]。

またベルギーに本部を置く銀行間取引（決裁）のネットワークを提供している「国際銀行間通信協会（SWIFT：Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication）」が北朝鮮の７銀行に銀行間の決裁に必要な通信サービスを提供していたことが判していたが、内４銀行に対して同サービスの提供を停止した後[38]、残りの３銀行も2017年３月８日付でサービスの提供を停止した[39]。

「北朝鮮制裁専門家パネル」は、「中間報告書」で「1718委員会」に「**Pan Systems Pyongyang**」**を制裁の指定にするよう再度勧告**し、「金鉄三」も制裁の対象とするよう勧告している。また加盟国には**北朝鮮が自国の外交官内を利用した商業活動は禁止されている**ことも含め、国連安保理決議に抵触する活動に対応すべく**自国の法規則の改正や更新を行うべきであると言及**している[40]。また国連安保理決議第2321号（2016年）パラ16の下、北朝鮮の外交団らの口座数を制限する措置を講じる際、**加盟国が北朝鮮の外交団らの家族の名義で新たな口座を開設しないよう、そして外交官らが加盟国での赴任先で勤務が終了した際、フロント・カンパニーやそれらの口座が閉鎖されていることを確実にしなければならない**と述べている。また「北朝鮮制裁専門家パネル」は加盟国に**事実上北朝鮮の金融機関に従事している個人やエンティティも**北朝鮮の金融機関の支店、子会社、駐在職員のオフィスの**複数の口座の**閉鎖のように**閉鎖の対象とするべきであると勧告**している[41]。

---

[36]「中間報告書」p. 24。なお「万寿台海外開発（会社）」の漢字表記は、「第8回最終報告書」の中文版を参照にしている。联合国安全理事会关于第1718（2006）号决议所设委员会 第1874（2009）号决议所设专家小组『专家小组依照第2276（2016）号决议提交的最后报告』、2017年2月27日、p. 44、<http://www.un.org/zh/documents/view_doc.asp?symbol=S/2017/150>. ただし「万寿台海外開発会社」の開発は、中文版では「発展」である。なお「中間報告書」の中文版は、同社を「曼蘇戴海外工程集団」と表記しているが、日本のメディア等で「万寿台海外開発（会社）」と報道されていることから「万寿台海外開発（会社）」としている。「中間報告書」の中文版は以下を参照。联合国 安全理事会关于第1718（2006）号决议所设委员会 第1874（2009）号决议所设专家小组『专家小组依照第2345（2017）号决议提交的中期报告』、2017年9月5日、p. 24、<http://www.un.org/zh/documents/view_doc.asp?symbol=S/2017/150>.

[37]「中間報告書」p. 25。漢字表記は以下を参照。中文版は以下を参照。联合国 安全理事会关于第1718（2006）号决议所设委员会 第1874（2009）号决议所设专家小组『专家小组依照第2345（2017）号决议提交的中期报告』、2017年9月5日、p. 24、<http://www.un.org/zh/documents/view_doc.asp?symbol=S/2017/150>.

[38]「第8回最終報告書」pp. 80 - 81。サービスを停止された4銀行は、「岩芦江開発銀行（Amroggang Development Bank）」、「大同信貸銀行（Daedong Credit Bank）」、「端川商業銀行（Tanchon Commercial Bank）」、「朝鮮聯合開発銀行（Korea United Development Bank）」。

[39]「中間報告書」P. 26。残りの3銀行は以下の銀行。「東方銀行（Bank of East Land）」、「朝鮮大成銀行（Korea Daesong Bank）」、「朝鮮光鮮銀行公司（Korea Kwangson Banking Corp.）」。漢字表記は以下を参照。联合国 安全理事会关于第1718（2006）号决议所设委员会 第1874（2009）号决议所设专家小组『专家小组依照第2345（2017）号决议提交的中期报告』、2017年9月5日、p. 26、<http://www.un.org/zh/documents/view_doc.asp?symbol=S/2017/150>.

[40]「中間報告書」pp. 26 - 27。なお「Pan Systems Pyongyang」は、2017年12月18日付の「1718制裁リスト（1718 Sanctions List）」に制裁対象としてしては追加されていないが、金鉄三（Kim Shol Sam）は対象として追加されている。リストは以下を参照。Security Council Committee established pursuant to resolution 1718 (2006), *1718 Sanctions List*, Updated as of April 16, 2017, <https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/1718/materials>.

[41]「中間報告書」p.28。国連安保理決議第2321号（2016年）パラ16は「全ての国が、自国の領域内の銀行における銀行口座の数を、北朝鮮の外交使節団及び領事機関については一機関あたり一口座に、派遣されている北朝鮮の外交官及び領事官については一人あたり一口座に制限するための措置をとることを決定する。」としている。以下を参照。外務省『国際連合安全保障理事会決議第2321号 和訳（外務省告示第463号（平成28年12月9日発行）』、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>.

また「北朝鮮制裁専門家パネル」は、これらの**北朝鮮への金融制裁に対する法規則の体制が、**（輸出管理関連法･規則が比較的整備されているシンガポールも含めて）**大多数のアジア太平洋諸国で追いついていない点も指摘**している。複数の加盟国からの要請で、「北朝鮮制裁専門家パネル」は履行されるよう当該法・規則の起草を技術的支援で提供しているという[42]。

2.6. 分野別制裁

「北朝鮮制裁専門家パネル」は、国連安保理決議第2270号（2016年）パラ30（金、チタン鉱石、バナジウム鉱石及びレア・アース）、（国連安保理決議第2270号（2016年）パラ29（石炭、鉄、鉄鉱石）を補完する石炭の輸入額の上限を設置した）2321号パラ26およびパラ28（銅、ニッケル、銀、亜鉛）の対象である鉱物等の貿易統計の監視を続けている。「第８回最終報告書」がまとめられた2017年２月の後、同８月５日までの半年間で、北朝鮮が少なくとも2.7億米ドルを超える外貨を石炭や鉄鉱石等の輸出から収入を得ており、中国が国連安保理決議第2321号（2016年）を受けて、2017年２月から北朝鮮との取引を停止したことから、北朝鮮が輸出先を中国からマレーシアとベトナムなどを含めた複数国に切り替え、また石炭を第三国経由で北朝鮮から輸出していると指摘されている[43]。

2016年10月から2017年４月までに北朝鮮は総額44,344,912米ドルの鉄鋼が〔図表５〕の国に輸出された。北朝鮮からの輸出は、国連安保理決議第2321号パラ26に抵触するが、パラ26（c）の「生計目的」である場合は対象から外される。「北朝鮮制裁専門家パネル」は、北朝鮮から鉄鋼を輸入した国に対

【図表４】2016年10月～2017年５月まで北朝鮮から輸出された制裁対象品目（HSコード）（米ドル）

品目	期間	（米ドル）
鉄鋼（72）*	2016年10月 - 2017年４月	44,344,912
鉄鋼（製品）（73）*	2016年10月 - 2017年５月	44,344,912
鉄鉱石（2601）*	2016年12月 - 2017年５月	79,476,905
石炭（HS 2701）	2016年12月（上限超）	130,394,260.99
銀鉱と銀精鉱（261610）	2016年12月 - 2017年５月	298,560,990
銅（及びその製品）（74）	2016年12月 - 2017年５月	2,334,240
銅鉱石と銅精鉱（2603）	2016年12月 - 2017年５月	599,456,219.99
亜鉛及びその製品（79）	2016年12月 - 2017年４月	5,851,679
亜鉛鉱と銀精鉱（2608）	2016年12月 - 2017年５月	1,204,764,118.98
ニッケル（75）	2016年12月 - 2017年５月	42,000
加工してない金、一次製品及び粉状の形態のもの（7108）	2016年10月	215,782
	合計	271,579,326

（出所）「中間報告書」p. 108（Annex 35）。Annex35は2017年12月６日付で単位が1000米ドルから米ドルへと訂正が以下で公表されている。The Panel of Experts established pursuant to resolution 1874（2009）for the U.N. Security Council Committee established pursuant to resolution 1718（2006）, *Note by the President of the Security Council Midterm report of the Panel of Experts established pursuant to resolution 1874（2009）Corrigendum*, December 6, 2017, <http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/2017/742/Corr.1>. なおAnnex 35と本文で紹介されている上記品目の輸入期間や合計金額には違いがある。上記の合計金額「271,579,326（およそ２億７千万米ドル）」も上記の各品目を合計すると「2,409,786,019.96（およそ24億米ドル）」である。なお本文で掲載されている各品目の合計金額で算出すると「5,294,893,09.4（およそ５億３千万米ドル）」となった。品目の名称は以下を参照しているが、筆者は、税関が公表している貿易統計品目表での名称を若干変えて訳している。税関『財務省貿易統計』<http://www.customs.go.jp/toukei/index.htm>.
(*)「北朝鮮制裁専門家パネル」は、これらを輸入した加盟国が「生計目的」として対象から外されるものであったのかどうか、北朝鮮による核やミサイル、国連安保理決議により禁止されているその他の活動のための収入を生み出すことと無関係であると、どのように判断されたのかと当該加盟国に問い合わせたが、どの加盟国からも回答はないという。

[42]「中間報告書」pp. 25 - 26。
[43] 北朝鮮が自国の輸出や税関のデータを公表していないことから、「北朝鮮制裁専門家パネル」は、引き続き各加盟国の（国連貿易統計（Comtrade）等で報告されている）税関のデータ等でHSコードによって比較を試みた。以下を参照「中間報告書」p. 4、28。

【図表５】2016年10月～2017年４月まで北朝鮮から鉄鋼（HS 72）の輸入国（米ドル）

輸入国	*2016*年 *10*月	*2016*年 *11*月	*2016*年 *12*月	*2017*年 1月	*2017*年 2月	*2017*年 3月	*2017*年 4月	合計
バルバドス		88 083			317 365			405 448
中国	4 045 880	3 528 523	7 776 268	4 808 558	5 304 064	5 195 531	6 432 072	37 090 896
コスタリカ				36 762	106 468			143 230
フランス	10 992							10 992
エルサルバドス				249 493		30 453		279 946
インド		95 819		220 285				316 104
インドネシア		116 990	99 385					216 375
アイルランド		27 206	90 441	17 280				134 927
パキスタン	1 374 290	2 512 188						3 886 478
スリランカ	194 381	431 307	380 620	363 941	198 740	291 527		1 860 516
その他								
合計	5 625 543	6 800 116	8 346 714	5 696 319	5 926 637	5 517 511	6 432 072	44 344 912

（出所）「中間報告書」p. 29。同表は2017年12月６日付で単位が1000米ドルから米ドル、数値の表記の個所等の訂正が以下で公表されている。The Panel of Experts established pursuant to resolution 1874（2009）for the U.N. Security Council Committee established pursuant to resolution 1718（2006）, *Note by the President of the Security Council Midterm report of the Panel of Experts established pursuant to resolution 1874（2009）Corrigendum*, December 6, 2017, <http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/2017/742/Corr.1>

し、これらの輸入が国連安保理決議第2270号（2016年）パラ18に沿って貨物の検査が行われたのか（北朝鮮の貨物は全てが検査の対象であるとしている）、これらの輸入が国連安保理決議第2321号（2016年）パラ26（c）の「生計目的」として対象から外されるものであったかどうかの情報を要請している。（その場合）（自国の）企業等がどのような輸入手続きを行ったのか、当局は「生計目的」であると、北朝鮮による核やミサイル、国連安保理決議により禁止されているその他の活動のための収入を生み出すことと無関係であると、どのように判断されたのかについても問い合わせたとのことである。中国は自国の税関職員が北朝鮮から中国を、中国から北朝鮮を通過する貨物の検査は行っていると述べたが、その他の上記の加盟国からは特に回答はないとのことである[44]。

2016年10月から2017年５月までに北朝鮮は総額305,713米ドルの鉄鋼製品が〔図表６〕の国に輸出された。北朝鮮からの輸出は、国連安保理決議第2321号パラ26に抵触するが、パラ26（c）に該当する場合は対象から外される。「第８回最終報告書」では、ドイツは、鉄鋼（HSコード7202 2100 フェロシリコン）が元々は北朝鮮が原産地であるとして、2016年５月～７月、９月に輸入したとして報告していた。ドイツ当局は2017年４月３日、貿易法・規則に適切な輸入業者のコンプライアンスの監査を行っていた際に、フェロシリコンを輸入していたドイツ

[44]「中間報告書」p. 29。国連安保理決議第2270号（2016年）パラ18は「決議第1718号（2006年）、第1874号（2009年）、第2087号（2013年）、第2094号（2013年）及びこの決議に違反していかなる品目も移転されないことを確保する目的で、全ての国が、北朝鮮を原産地とする貨物、北朝鮮を目的地とする貨物、北朝鮮、その国民若しくはそれらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体、それらにより所有され若しくは管理される団体若しくは指定された個人若しくは団体により仲介若しくは促進される貨物又は北朝鮮籍の航空機若しくは海洋船舶で輸送されている貨物であって、自国の領域（空港、海港及び自由貿易地帯を含む。）の内にある又はそこを通過するものを検査することを決定するとともに、各国に対して、そのような検査を、各国が人道的目的のものであると決定する貨物の移転に与える影響を最小限にする方法で実施することを要請する。」としている。また国連安保理決議第2321号（2016年）パラ26（c）の免除要項は「(c) 専ら生計目的のためであり、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第1718号（2006年）、第1874号（2009年）、第2087号（2013年）、第2094号（2013年）、第2270号（2016年）若しくはこの決議により禁止されているその他の活動のための収入を生み出すことに無関係であると決定された鉄及び鉄鉱石の取引。」としている。 和訳はそれぞれ以下を参照。外務省『国際連合安全保障理事会決議 第2270号 和訳（外務省告示第 外務省告示第 67 号（平成 28 年3月11日発行）』、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000149966.pdf>. 外務省『国際連合安全保障理事会決議第2321号 和訳（外務省告示第463号（平成28年12月9日発行）』、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>.

【図表６】2016年10月～2017年５月まで北朝鮮から鉄鋼（製品）（HS 73）の輸入国（米ドル）

輸入国	*2016*年 *10*月	*2016*年 *11*月	*2016*年 *12*月	*2017*年 1月	*2017*年 2月	*2017*年 3月	*2017*年 4月	*2017*年 5月	合計
中国	2 855	23 714	2 398		15 105	240		16	44 328
エジプト		11 698							11 698
フランス	29 400	5 067	7 805						42 272
インド	52 907	69 196	10 470	9 748	4 227				146 548
アイルランド	4 418								4 418
メキシコ	18 174	15 443		10 942	11 890				56 449
その他									
合計	107 754	125 118	20 673	20 690	31 222	240	–	16	305 713

（出所）「中間報告書」p. 30。同表は2017年12月６日付で単位が1000米ドルから米ドルへの訂正が以下で公表されている。The Panel of Experts established pursuant to resolution 1874（2009）for the U.N. Security Council Committee established pursuant to resolution 1718（2006）, *Note by the President of the Security Council Midterm report of the Panel of Experts established pursuant to resolution 1874（2009）Corrigendum*, December 6, 2017, <http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/2017/742/Corr.1>

の業者が、中国・大連の「亜細亜冶金産品（大連）有限公司（Asia Metallurgical Co. Ltd）」から入手していたことが判明したと「北朝鮮制裁専門家パネル」に報告している。ドイツは関係書類等調査中であるが、ドイツの輸入業者と北朝鮮の企業との契約書や直接ビジネスを行っていたといった情報は確認されていないとも述べ、このことからドイツの輸入業者は、国連安保理決議の違反に対し、意図的にも不注意でもなく、抵触していないと主張している。「北朝鮮制裁専門家パネル」は、北朝鮮による禁輸品目の間接的な輸出は依然として国連安保理決議第2321号（2016年）パラ26に抵触する証拠であり、間接的な輸出は制裁逃れの可能性を窺うことができ、捜査を続けるという[45]。

2016年12月から2017年５月までに北朝鮮は総額79,476,905米ドル相当の総量1,204,017,089kgの鉄鉱石（HS 2601）を輸出しており、輸入国は中国のみであった（ようである）。 北朝鮮からの輸出は、国連安保理決議第2321号（2015年）パラ26（c）の「生計目的」に該当しない限り、これらの北朝鮮による輸出は決議に抵触する[46]。

石炭（HS 2701）に関しては2016年12月、北朝鮮が2,001,634.43トンを中国に輸出しており、平均価格（当時）から計算すると１トン91.87米ドルとなった。総額183,890,154.99米ドルとなり、国連安保理決議第2321号（2016年）パラ26（b）で定めた上限の総計が合計53,495,894米ドル又は1,000,866トンのいずれか低い方を超えないものとしたが、北朝鮮の2016年12月の石炭の輸出は、総計で価格が343.75%（およそ3.4倍）、総量でも200%（およそ２倍）を超えるに至った[47]。

日本のメディアでも散見されたように、中国は2017年２月19日から2017年末までに北朝鮮からの石炭の輸入の停止をし、理由として上記の輸入上限に近づき、「国連安保理決議を履行」するためと表明した。中国が輸入を停止したことから、2017年３月からマレーシアが輸入国となり、北朝鮮はマレーシアに575,219.40米ドル（上限額の57.76%）および6,342トン（上限量の35.74%）の石炭を輸出した。中国の石炭の輸入停止によって北朝鮮はマレーシアやベトナムなど新たな市場の開拓に迫られているわけであるが、「北朝鮮制裁専門家パネル」はマレー

[45]「中間報告書」p. 30。
[46]「中間報告書」pp. 30 - 31。なお〔図表4〕の出所でも言及したが、本文とAnnex 35（p. 108）の合計金額の数値が異なることから、本文では中国のみが掲載されていても実際はその他の国も北朝鮮から輸入している可能性はあるかと思われる。
[47] 石炭に限っては、複数の参照元等からか「中間報告書」で掲載されている数値に若干違いがあるが筆者は「北朝鮮制裁専門家パネル」が用いている数値としている。「中間報告書」pp. 31 - 32。

シアとベトナムに加盟国２ヵ国から報告があった2017年２月と３月の北朝鮮からの複数の石炭の輸送について情報を要請した。またタイに向かっていた輸送も拒否された後、ベトナムに経路を変更していた事例も確認されている[48]。

ドイツの事例から禁輸品目の積替が第三国を通じて行われる可能性があり、追跡（そして発見）がより困難なものとなることが見て取れる。国連安保理決議第2321号（2016年）パラ26（a）では、「調達国が、信頼できる情報に基づき、北朝鮮外を原産地とする石炭であって、羅津（羅先）港からの輸出のみを目的として北朝鮮を通じて輸送されたと確認するもの。ただし、当該国が、事前に委員会に通報し、かつ、そのような取引が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第1718号（2006年）、第1874号（2009年）、第2087号（2013年）、第2094号（2013年）若しくはこの決議により禁止されているその他の活動のための収入を生み出すことに無関係である場合に限る。」として対象から外しているが、2016年３月15日から７月20日の間、ロシアが羅津を通して９回、石炭の輸送を中国に行ったと「1718委員会」に報告している。2016年11月にスイスも１件報告をしている。中露は2016年８月１日から羅津経由のロシアからの輸入について中国のみが報告することに合意し、中国は2016年８月１日から2017年７月１日まで53件を報告している。これらの羅津を経由する石炭の積み替えが著しく急増していることが窺える[49]。

北朝鮮からの輸入が禁じられているものとしては、以下のとおりである。

・銀鉱と銀精鉱（HS 261610）
・銅（及びその製品）（HS 74）
・銅鉱石と銅精鉱（HS 2603）
・亜鉛及びその製品（HS 79）
・亜鉛鉱と銀精鉱（HS 2608）
・ニッケル（HS 75）
・加工してない金、一次製品及び粉状の形態のもの（HS 7108）

これらの品目で「加工してない金、一次製品及び粉状の形態のもの」以外は中国が主要な輸入国となっており（また輸入規模も大きい）、「銅鉱石と銅精鉱」、「亜鉛鉱と銀精鉱」、「ニッケル」は、輸入国はほぼ中国のみで占められていたようである[50]。

分野別制裁を科されているにもかかわらず、これらの輸出入の記録から北朝鮮が禁輸鉱物を直接或いはその他の国で積み替えて輸出を続けていることが窺える。**「北朝鮮制裁専門家パネル」は、前述した禁輸品目に関わる国連安保理決議**第2270号（2016年）パラ30（金、チタン鉱石、バナジウム鉱石及びレア・アース）、（国連安保理決議第2270号（2016年）パラ29（石炭、鉄、鉄鉱石）を補完する石炭の輸入額の上限を設置した）2321号パラ26およびパラ28（銅、ニッケル、銀、亜鉛）**を、そして石炭は上限に基づき履行されなければならいと勧告**している。また国連安保理決議第2270号（2016年）パラ18の下、**北朝鮮の貨物を全て対象としている検査を徹底するよう求めている**。また禁輸品目で国連安保理決議の抵触を避けるため、**国連安保理決議第2270号（2016年）および2321号（2016年）のために世界貿易機関（WTO）が作成したHSコードの品目表の使用を決断するべきであると勧告**している[51]。

3. 終わりに

「中間報告書」について日本のメディアは、北朝鮮に対する分野別制裁を取り上げる傾向が多く見られたが、同報告書からは、北朝鮮によるミサイル開発動向の他、北朝鮮による化学兵器の保有についても言及され、改めて北朝鮮が核、ミサイル、化学兵器等の大量破壊兵器の保有国であることが窺える報

[48]「中間報告書」p. 32。
[49]「中間報告書」pp. 32 - 33。国連安保理決議第2321号（2015年）パラ26（a）の和訳は以下を参照。外務省『国際連合安全保障理事会決議第2321号 和訳（外務省告示第463号（平成28年12月9日発行）』、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>.
[50]「中間報告書」pp. 33 - 36。なお〔図表4〕の出所でも言及したが、本文とAnnex 35（p. 108）の合計金額の数値が異なることから、本文では中国のみが掲載されていても実際はその他の国も北朝鮮から輸入している可能性はあるかと思われる。
[51]「中間報告書」p. 36、WTOが作成した品目表は以下を参照。「中間報告書」p. 107（Annex 34）。

告書となったのではないだろうか。更に北朝鮮が引き続き無人航空機や民生トラック等、依然としてデュアル・ユース品を調達し、軍事に転用している事例も見られた。 しかも無人航空機に搭載されたカメラは在韓米軍の最新鋭迎撃ミサイル「高高度防衛ミサイル（THAAD）」も捕らえていた。国連安保理決議第2270号（2016年）および第2321号（2016年）採択後、北朝鮮船籍の船舶が増加したにも関らず、「外国」によって北朝鮮船籍の船舶が所有、管理、運航していることも確認された。他方制裁に抵触する金融機関や北朝鮮のネットワークが国際的金融システムにアクセスする上で、国外で口座を設けるなど北朝鮮の外交官やその家族までが暗躍しており、国際社会が北朝鮮に対して制裁を十分に履行していないことも浮かび上がった。他方加盟国で制裁を履行するための関連法・規則の整備が追いついていない点にも指摘された。

周知のように「中間報告書」がまとめられた後、国連安保理決議第2371号（2017年）は８月５日、国連安保理決議2375号（2017年）が９月11日に採択されたが、北朝鮮は引き続きミサイルの打ち上げを行い、米国全土を捕えつつある北朝鮮のミサイルによって、米国はかつてない対北圧力を迫られており、各国にも北朝鮮に対する制裁の強化を求めている。これまで北朝鮮への制裁に中国の役割・影響が大きいとされてきたが、報道で散見されるように中国が北朝鮮と距離を置いたとしても、ロシアによる北朝鮮への接近が見られる。そして**ロシアは中国ほど足跡を残さない**。これまで「北朝鮮制裁専門家パネル」は制裁履行状況を年次報告書としてまとめてきたが、今回異例の「中間報告書」が公表されたことから、北朝鮮情勢が一段として緊迫しているのであろうが、「中間報告書」がとりまとめられてから採択された国連安保理決議ともに、国際社会が北朝鮮への制裁をどのように対応していくのか、恐らく２月か３月に公表されるであろう「第９回最終報告書」を待たねばならないだろう。

（本稿に記載の内容は2017年12月18日時点の情報です）

中国の軍民融合関連動向：2017年10月～11月のトピック

株式会社産政総合研究機構　代表取締役兼主席研究員　**風間　武彦**

1. 軍民融合政策関連動向

中国政府が“中国製造2025”を支援するため100億元の基金を設立することが明らかになった。この他、中国政府から、「軍転民」目録と「民参軍」目録の2017年版、次世代人工知能（AI）発展計画及び重大科学技術プロジェクトの始動、「製造業の核心的な競争力増強の３年行動計画」などが発表された。一方、地方政府主導の軍民融合関連組織の設立等も引き続き活発で、湖北省軍民融合レーザー産業連盟の設立、湖南省軍民融合科学技術イノベーション産業パークの運営開始、航天軍民融合成果転化基地（四川）の開設などがあった。

（１）中国、“中国製造2025”を支援するための100億元の基金を設立へ

新華社系の経済参考報は2017年10月12日、工業和信息化部と国家発展委員会、財政部などが“中国製造2025”イニシアティブを支援するための100億元（約1,700億円）の基金を設立する計画であることを明らかにしたと報じた[1]。工業和信息化部によれば、この基金は製造業のイノベーションを促進し、産業チェーンの協調を強化し、包括的技術サービスプラットフォームを構築し、新材料の適用のための保険プログラムを実施するために利用されるという[2]。

（２）工信部と国防科工局、「軍転民」目録と「民参軍」目録の2017年版を発表

工業和信息化部軍民結合推進司は2017年10月16日、「製造強国」および「軍民融合発展戦略」を徹底的に遂行し、「中国製造2025」の実施を推し進め、軍民両用のハイテク技術成果が国防および軍隊建設を益することを促進するため、工業和信息化部（工信部）と国家国防科技工業局（国防科工局）が合同で、2017年度『軍用技術の民用転換推進目録（军用技术转民用推广目录）』（略称：『軍転民』目録）と『軍事技術・製品の民間参画 推薦目録（民参军技术与产品推荐目录）』（略称：『民参軍』目録）を発行したと発表した[3]。

2017年度『軍転民』目録は、次世代IT技術、スマート製造、緊急救援および公共安全等の六分野にわたり、150項目を収録している。また**『民参軍』目録は、陸軍装備の構築ニーズに焦点を絞り、先端材料および製造、動力および駆動、管理と制御等の19分野にわたり、200項目を収録**している。国家・地方および軍関連部門は、これにより組織的にプロモーション活動を展開する。同時に社会の関連ハイテクサービス機関が目録の技術項目を取り込むことを推奨し、需給のマッチング、技術インキュベーションおよび投融資等のサービスを提供する。

（３）次世代人工知能（AI）発展計画及び重大科学技術プロジェクトが始動

中国科学技術部は2017年11月15日、**次世代人工知能（AI）発展計画**（新一代人工智能发展规划）**及び重大科学技術プロジェクト**（重大科技项目）の始動式典を開催し、**次世代AI発展計画推進弁公室**（新

1 经济参考报、“中国制造2025添百亿专项资金 物联网等25项任务入围”、2017年10月12日。
2 经济参考报、“中国制造2025添百亿专项资金 物联网等25项任务入围”、2017年10月12日。; China to allocate 10 billion yuan to fund “Made in China 2025” initiative People's Daily Online, October 12, 2017.
3 军民结合推进司、“工业和信息化部 国防科工局联合发布2017年度《军用技术转民用推广目录》和《民参军技术与产品推荐目录》”、2017年10月16日。http://www.miit.gov.cn/n1146285/n1146352/n3054355/n3057613/n3057618/c5861216/content.html

一代人工智能发展规划推进办公室）**の設立**を宣言した。同弁公室は、科学技術部、国家発展改革委員会、財政部、教育部、工業和信息化部、交通部、農業部、国家衛生和計劃生育委員会、中国科学院、中国工程院、自然科学基金会、**中央軍民融合発展委員会弁公室、中央軍事委員会装備発展部、中央軍事委員会科学技術委員会**、中国科学技術協会の15部門から組織され、次世代AI発展計画及び重大科学技術プロジェクトの計画と実施の推進を担当する。次世代AI戦略諮問委員会（新一代人工智能战略咨询委员会）も同時に設立が宣言され、潘雲鶴（Pan Yunhe）院士がチーム長（组长）に就任した[4]。

（4）中国国家発展改革委員会、「製造業の核心的な競争力増強の３年行動計画」を発布

中国国家発展改革委員会は2017年11月28日、先進的な製造業の成長、インターネット・ビッグデータ・人工知能（AI）と実体経済との深い融合を推し進め、製造業の重点分野のカギとなる技術の産業化達成を加速させるため、**『製造業の核心的な競争力増強の３年行動計画（2018－2020年）》**（增强制造业核心竞争力三年行动计划（**2018-2020年**）》）を発行配布し、各部署は製造業のスマート化、グリーン化、サービス化の推進を加速し、製造業の核心的な競争力の増強を実現し、中国製造業のグローバル・バリューチェーンにおけるハイエンドへの方向転換を加速度的に推し進めるとした[5]。

（5）湖北省軍民融合レーザー産業連盟が設立

湖北省軍民融合レーザー産業連盟（湖北省军民融合激光产业联盟）が2017年10月31日、2017光谷航空宇宙レーザー技術産業国際フォーラム（2017光谷航天激光技术产业国际论坛）において正式に成立した。中国国家国防科技工業局（SASTIND）が11月１日に明らかにした。**湖北省はハイエンドなレーザー産業分野における軍民融合を加速させ、武漢光谷エリアにおける中核産業の発展を支援し、産業グループを拡大し、内生的発展の動力を増強させる**[6]という。

レーザー産業連盟の設立は、**軍需企業集団におけるレーザー技術の「軍転民（軍事技術の民生転換）」**に有利なだけではなく、**民間レーザー企業の「民参軍（民間企業の軍需分野参入）」**にも有利であり、企業の経営資源の優位性を相互に補い合うことを実現し、レーザー産業を大きくそして強固なものに発展・育成し、「中国光谷レーザー業界」というモデル地位を樹立するものであるという。

（6）湖南省軍民融合科学技術イノベーション産業パークが運営開始

中国国家国防科技工業局（SASTIND）は2017年10月18日、**湖南省軍民融合科学技術イノベーション産業パーク**（湖南省军民融合科技创新产业园）**および長沙市重大産業プロジェクト**（长沙市重大产业项目）が10月13日午前、長沙市高新区で一斉に開業・開始したことを明らかにした。本産業パークには、**北斗衛星測位システム、スマート製造、自動制御情報技術などの高度情報産業の発展に重点を置き、北斗衛星測位システムや光工学等の協同イノベーションセンター、企業研究開発における難題攻略センターおよび専門技術サービスを含む数種のプラットフォームを計画・建設**する[7]。

（7）航天軍民融合成果転化基地（四川）が開設

中国航天科工集団第三研究院第三一〇研究所および綿陽科創区は2017年10月19日に共同で、綿陽科技城創新センターにて「**航天軍民融合成果転化基地（四川）**（航天军民融合成果转化基地（**四川**））」の除幕式を実施した。同基地は中国航天科工第三研究院第三一〇研究所と綿陽科創区により共同で開設された。**「民参軍」および「軍転民」の双方向の転換・転用のチャネルをつなげ、技術面のマッチングを促**

---

4 科技部、“科技部召开新一代人工智能发展规划暨重大科技项目启动会”、2017年11月20日。http://www.most.gov.cn/kjbgz/201711/t20171120_136303.htm

5 发展改革委网站、“国家发展改革委关于印发《增强制造业核心竞争力三年行动计划（2018-2020年）》的通知”、2017年11月29日。http://www.gov.cn/xinwen/2017-11/29/content_5243125.htm

6 国家国防科技工业局、“湖北军民融合激光产业联盟成立”、2017年11月1日. http://www.sastind.gov.cn/n112/n117/c6797728/content.html

7 国家国防科技工业局、“湖南省军民融合科技创新产业园开工建设”、2017年10月18日. http://www.sastind.gov.cn/n112/n117/c6797326/content.html

進し、航空宇宙技術成果の産業化を実現し、経済発展に貢献する[8]という。

2. 軍近代化動向

軍近代化では、習近平国家主席が軍需企業に対し、スーパーコンピューティング、弾道ミサイル防衛、衛星航法システムなどの分野を含む武器開発を加速するよう文書で指示したことが明らかになった。こうした中、人民解放軍海軍工程大学によるレールガンの開発、中国航天科工四院紅峰公司による対テロレーザー砲の開発などが公表される一方、中国が次世代大陸間弾道ミサイル「東風-41」を2018年上半期に配備する可能性があることも判明した。

（1）習主席、軍需企業にスパコン、弾道ミサイル防衛、衛星航法等の開発加速を指示

中国国営テレビの中央電視台（CCTV）は2017年10月２日、習近平国家主席が軍需企業に対し、**スーパーコンピューティング、弾道ミサイル防衛、衛星航法システムなどの分野を含む武器開発を加速するよう文書で指示した**と報じた。習主席は同文書の中で、「軍事技術は近年、アップグレードし続けており、武器開発の重要性が高まっている」と指摘したという[9]。

（2）人民解放軍海軍工程大学がレールガンの技術を開発

人民解放軍海軍工程大学のニュースリリースによれば、**同大学電気工程学院電力電子技術研究所主任の馬偉明（Ma Weiming）中国工程院院士が電磁発射システムを設計した**という。チャイナ・デイリー紙が2017年10月10日に報じた[10]。この技術は、レールガンのベースとなる技術である。レールガンは、物体を電磁誘導（ローレンツ力）により加速して撃ち出す装置（電磁兵器）である。

（3）中国航天科工四院紅峰公司、対テロレーザー砲を開発

中国航天科工集団公司第四研究院紅峰公司（航天科工四院紅峰公司）は2017年10月12日、200メートル以内の標的を１秒で破壊できる対テロレーザー砲を開発したと発表した。環球時報（英語版）が報じた[11]。携帯用の一式セットには手動照準装置、ポータブルバッテリー、遠隔操作用リモコン、レーザー発射装置が入っている。レーザー砲は、他の武器と比べ、射貫く速度が速く、命中精度が高い。そして射撃時に音も光も出ないという[12]。

（4）中国国産２隻目の空母「002型」、通常動力で電磁カタパルトを搭載へ

香港のサウスチャイナ・モーニングポスト紙は2017年11月１日、「海軍の艦船に搭載する推進装置（エンジン）の技術的ブレークスルーにより、中国国産２隻目の空母『002型』は原子力に依存せず世界最先端の電磁カタパルト（Electromagnetic Aircraft Launch System：EMALS）を搭載できるようになる」と報じた。軍消息筋の話として伝えたもので、このブレークスルーにより空母開発の大きな障害が取り除かれたという[13]。

その後、チャイナ・デイリー紙は2017年11月16日、中国が空母に搭載する予定の電磁カタパルトを独自に開発したと報じた。中国人民解放軍海軍の尹卓（Yin Zhuo）少将が中国国営テレビの中国中央電視台（CCTV）に語ったところよると、この電磁カタパルトは、**中国の艦上戦闘機「殲-15（J-15）」による試験が実施**されており、既に何千もの離陸試験が実施されたという[14]。

---

8 绵阳政府网、“航天军民融合成果转化基地（四川）落户绵阳”、2017年10月23日。http://news.junmin.org/2017/xinwen_junminguangjiao_1023/249142.html

9 South China Morning Post, “Xi Jinping tells Chinese defence firms to aim higher and catch up on weapons technology”, October 4, 2017.

10 Zhao Lei, “Zhao Lei, China Daily, October 10, 2017.”, China Daily, October 10, 2017.

11 Zhao Yusha, “China unveils anti-terror laser gun”, Global Times, October 12, 2017.

12 Zhao Yusha, “China unveils anti-terror laser gun”, Global Times, October 12, 2017.; Sputnik, “China Unveils Powerful Laser Gun Which Hits Terrorist Targets in Just One Second”, October 13, 2017.

13 South China Morning Post, “Breakthrough to power most advanced jet launch system on China’s second home-grown aircraft carrier”, November 1, 2017.

14 Zhao Lei, China Daily, “China develops a catapult for planes”, November 16, 2017.

（５）中国北方車両研究所の高速水陸両用装輪車の概念モデルが発表

中国国家国防科技工業局は2017年10月30日、中国兵器工業集団中国北方車両研究所が軍民両用の高速水陸両用装輪車の開発で技術的ブレークスルーを成し遂げたと発表した。科技日報によれば、この概念モデル車の重量は5.5トンで、2017年上半期に水中で行った試験では、最高時速50キロメートルに達したという[15]。

水陸両用車は通常、強襲揚陸艦、ドック型揚陸艦、エアクッション揚陸艦に搭載され、水から陸に突撃するため用いられる。上陸作戦を遂行し、上陸部隊の海岸の安全を保障することがその主な役割である。他にも砂浜と艦艇の間で人員を輸送し、火力支援を提供する[16]。

（６）中国、次世代大陸間弾道ミサイル「東風-41」を2018年上半期に配備へ

中国軍備管理・軍縮協会（中国军控与裁军协会、CACDA）のシニアアドバイザーで、軍事専門家の徐光裕（Xu Guangyu）少将は2017年11月15日、中国国営テレビの「中国中央電視台（CCTV）」の番組で、「次世代大陸間弾道ミサイル（ICBM）である『東風-41』が2018年上半期に中国人民解放軍（PLA）に配備される可能性がある」と語った。徐少将が環球時報に語ったところによれば、「東風-41」は、敵のミサイル警戒システムや防衛システムを突破するためのデコイ機器などを使用できるという[17]。

東風-41は、中国が開発中の固体燃料方式の移動式ICBMで、道路移動式と鉄道移動式の２種類がある。弾頭を多弾頭（MIRV）化することで攻撃能力を向上させており、最大で10基の弾頭を搭載可能とみられている。射程距離は中国が保有する弾道ミサイルで最長級の１万2,000km～１万5,000kmに達し[18]、中国本土から米国本土に到達可能とされる[19]。

3. デュアルユース技術の開発動向

宇宙関連では、中国が2030年までに新世代の長征ロケット12種類を開発すること、グローバルネットワークを構築する新世代の北斗衛星の打ち上げに成功したこと、気象衛星「風雲三号D」の打ち上げに成功したこと、航天科技集団一院が『2017-2045年宇宙輸送システム発展ロードマップ』を発表したことなどが報じられた。量子暗号通信関連では、中国科学院と阿里雲による量子計算のクラウドプラットフォームの発表、武漢市の量子暗号通信ネットワークの運用開始があった。コンピュータ・エレクトロニクス関連では、広東高雲半導体科技によるARMコアを搭載した新FPGAの発表、北京中科寒武紀科技による次世代AIチップの発表などがあった。無人機関連では、大型貨物輸送無人機「AT200」の初飛行成功、国産大型無人航空機「天鷹」の公開が注目を集めた。

（１）宇宙関連

①中国、2030年までに新世代の長征ロケット12種類を開発へ

中国運載火箭技術研究院（CALT）運載火箭系列の竜楽豪（Long Lehao）総設計師（中国工程院院士）は2017年10月10日、国連世界宇宙週間（2017 World Space Week）の会議で「中国は2030年までに12種類の新世代“長征ロケット”を開発する」と発表した。開発するロケットは、液体ロケットと固体ロケットで、小型、中型、大型、重型（超大型）まであるという[20]。

中国の軍事専門家である宋中平(Song Zhongping)氏は環球時報に「長征シリーズの現行世代は主に中

15 国家国防科技工业局、“我研制出军民两用高速两栖轮式概念样车”、2017年10月30日。http://www.sastind.gov.cn/n112/n117/c6797698/content.html

16 人民網日本語版、“高速水陸両用装輪車、中国がコンセプトモデル車を発表”、2017年10月30日.; 国家国防科技工业局、“我研制出军民两用高速两栖轮式概念样车”、2017年10月30日。

17 Deng Xiaoci, “Missile Dongfeng-41 matures considerably, will serve PLA within months: analysts”, Global Times, November 19, 2017.

18 DF-41（CSS-X-10）". Missilethreat.com. 12 February 2014. Retrieved 8 March 2014.

19 South China Morning Post, “China’s top new long-range missile ‘may be deployed this year’, putting US in striking distance”, March 29, 2016.

20 中国新闻网、“箭专家龙乐豪：预计2030年形成新一代长征运载火箭”、2017年10月10日。

小サイズのキャリア・ロケットで構成されているが、新世代はすべてのタイプをカバーし、そのエンジンとアクセサリーの技術が大きく進歩している」と語った。現行の長征ロケットシリーズは、４世代17種類を経て、そのうち12種類が運用中で、このほか２種類が開発中である[21]。

②グローバルネットワークを構築する新世代の北斗衛星の打ち上げに成功

中国は2017年11月５日19時45分、西昌衛星発射センターから「長征３号乙」ロケットを用いて「北斗三号」衛星２基を成功裏に打ち上げた。**これら「北斗三号」衛星はグローバルネットワークを構築する新型機**である[22]。中国の衛星ナビゲーション・システム「北斗」の総設計師である中国航天科技集団公司第五研究院（別名：中国空間技術研究院／CAST）の楊長風（Yang Changfeng）氏は、「衛星は発射されて軌道に進入した後、関連テスト及び通信網へのアクセス検証を展開し、適時に外部に向けてサービスを展開する」と述べた[23]。

今回打ち上げられた２基には、**中国航天科技集団公司第五研究院西安分院が開発・製造した新世代高精度ルビジウム原子時計が搭載された**。この新世代ルビジウム原子時計は、「北斗２号」に搭載されたルビジウム原子時計よりも更に高性能で、楊総設計師によれば、その宇宙での安定度はE-14レベルにも達し、**300万年の誤差がわずか１秒に相当する**という。**北斗三号の測位精度は、従来の北斗二号の10メートルから、2.5～５メートルに向上**するとのことである[24]。

中国は、欧州との広域経済圏構想「一帯一路」の沿線各国で測位サービスを提供するため、2018年末までに18基の「北斗三号」を打ち上げ、2020年頃までに30基以上を打ち上げグローバルな測位システムを構築する計画である[25]。

③気象衛星「風雲三号D」の打ち上げに成功

中国は2017年11月15日、太原衛星発射センターから長征４号丙（Long March-４C）ロケットを使って気象衛星「風雲三号D（Fengyun-３D）」を打ち上げた。打ち上げは成功し、同衛星は予定の軌道に投入されたという。「風雲三号D」は、第二世代の極軌道衛星で、世界の３次元全天候及びマルチスペクトルリモートセンシング画像を提供することができるとされる。2013年９月に打ち上げられた風雲三号Cとネットワークを形成し、中国次世代極軌道気象衛星による高層気象探測の精度を向上させ、温室効果ガスのモニタリングを強化し、中国の災害救援活動を支援する[26]。

中国気象局が発表した情報によると、中国はこれまで気象衛星を15基打ち上げており、８基が軌道上を飛行している。そのうち７基が業務運行を実施中である。風雲三号Dの打ち上げ成功により、中国は世界で極軌道気象衛星の数が最多の、種類が最も豊富な国になったとされる。**これらの衛星は中国の気象・海洋・林業・農業・民間航空・軍事などの応用分野に、観測データを提供する**という[27]。

④航天科技集団一院、『2017-2045年宇宙輸送システム発展ロードマップ』を発表

中国航天科技集団公司第一研究院（中国運載火箭技術研究院：CALT）は2017年11月16日、『2017-2045年宇宙輸送システム発展ロードマップ（2017～2045年航天运输系统发展路线图）』を発表した[28]。中国は2045年までに宇宙技術で世界のリーダーになることを計画しており、今後30年の目標として、**中**

21 Qu Qiuyan, “Next-gen Long March rockets to be developed by 2030: report.”, Global Times, October 11, 2017.
22 Xinhua, “China launches two BeiDou-3 navigation satellites on single carrier rocket”, November 6, 2017.
23 新華網日本語、“中国の北斗がグローバルネットワーク構築の新時代に　中国が北斗3号2基の打ち上げに成功”、2017年11月6日。
24 Xinhua, “Better rubidium clocks increase BeiDou satnav accuracy”, November 6, 2017.
25 Xinhua, “China launches two BeiDou-3 navigation satellites on single carrier rocket”, November 6, 2017.; Liu Yang and Zhang Hui, “Beidou navigation system to outperform GPS by 2020: experts”, Global Times, November 6, 2017.
26 Xinhua, “China launches new meteorological satellite”, November 15, 2017.；新华网、“这个卫星发射成功 可使天气预报有效时效延长2-3天”、2017年11月15日。
27 澎湃新闻、“风云三号D卫星发射成功 可延长天气预报时效2-3天”、2017年11月15日。；人民網日本語版、“中国の気象衛星が世界最多に”、2017年11月16日.
28 中国航天报、“航天运输系统发展推出未来近30年路线图”、中国航天科技集团公司、2017年11月17日。http://www.spacechina.com/n25/n144/n206/n214/c1771840/content.html

型ロケット「長征８号」の初飛行（～2020年）、再利用可能な亜軌道宇宙船の開発（2025年前後）、積載能力100トンの大型ロケットの打ち上げ（2030年前後）、再利用可能なロケットの開発（2035年前後）原子力推進式のスペースシャトルの建造（2040年前後）などを挙げている[29]。

（２）量子暗号通信関連

①中国科学院と阿里雲、量子計算のクラウドプラットフォームを発表

中国科学院量子信息与量子科技創新研究院（上海）とアリババ・グループ（阿里巴巴）のクラウドサービス「阿里雲（Aliyun）」は2017年10月11日、量子計算（quantum computing）のクラウドプラットフォームを発表した[30]。

本プラットフォームは、ユーザーにクラウドベースの量子アルゴリズムの開発およびテスト環境を提供するもので、量子計算の産業化推進を目指し、１）機械の学習や組合せ最適化などの性能の向上を含む既存の計算を向上させ、これらの核心的な計算に基づく業務を牽引する、２）新興産業にエネルギーを注入し、量子情報技術の生態系を構築する、３）安全を拡充し、既存の量子暗号通信技術を強化し、量子衛星を使用し、量子暗号に基づく安全な計算を発表する、というビジョンを掲げている[31]。

②武漢市の量子暗号通信ネットワークの運用開始

中国航天科工集団公司第四研究院の伍暁峰（Wu Xiaofeng）副院長は2017年10月31日、2017年光谷宇宙飛行・レーザー技術産業国際フォーラム（2017光谷航天激光技术产业国际论坛）で、「（同院傘下の武漢航天三江量子通信有限公司が建設した）武漢市の量子通信ネットワークの運用を正式に開始し、全ての市政府機関及び金融機関等が間もなく同ネットワークに接続される」と発表した。同ネットワークは、華中地域で初の量子暗号通信ネットワークで、国家計画によれば、揚子江沿いの他の都市量子通信ネットワークに接続される予定であるという[32]。

（３）コンピュータ・エレクトロニクス関連

①広東高雲半導体科技、ARMコアを搭載した新FPGAを発表

広東高雲半導体科技股份有限公司は2017年10月26日、上海で開催された新製品発表会で、**ARM Cortex-M３（32ビット マイクロプロセッサ）33を搭載した同社初のSoC FPGAである「GW１NSシリーズ」を発表**した[34]。環球時報（英語版）は10月30日、**同製品の誕生により中国はFPGAを設計・量産する世界で２番目の国となり、米国の独占状態を打破した**と報じた[35]。

②北京中科寒武紀科技が次世代AIチップを発表

中国科学院がインキュベート（支援・育成）する**北京中科寒武紀科技有限公司**は2017年11月６日、次世代の人工知能（AI）チップを北京にて発表した。発表したチップは、**低消費電力での視覚応用向けの「寒武紀１H８」、より広範な汎用性とさらなる高性能を実現した「寒武紀１H16」、そしてAI末端製品に活用可能な「寒武紀１M」**である。中国青年網などが伝えた[36]。

---

29 Ma Chi, “China aims to be world-leading space power by 2045”, China Daily, November 17, 2017.; 央视新闻客户端、“我国构建未来航天运输系统路线图：2045年全面建成航天强国”、2017年11月16日。；中国航天报、“航天运输系统发展推出未来近30年路线图”、中国航天科技集团公司、2017年11月17日。

30 彭科峰、“中科院量子创新研究院联合阿里云发布量子计算云平台”、科学网、2017年10月11日。

31 新華網日本語、“量子計算クラウドプラットホームの「中国版」が正式に始動”、2017年10月13日。

32 Xinhua, “Quantum communication networks put in service in central China”, October 31, 2017.; 国家国防科技工业局、“武汉市量子保密通信城域网运营服务正式启动”、2017年11月1日。http://www.sastind.gov.cn/n112/n117/c6797727/content.html ; Zhao Lei, “Wuhan launches world-leading quantum network”, China Daily, November 1, 2017.

33 ソフトバンクが買収した英国ARMホールディングス傘下の事業会社（ARM Ltd.）が開発するチップ。

34 GOWIN SEMICONDUCTOR CORP,” GOWIN SEMICONDUCTOR CORP. ANNOUNCES GW1NS NEW SOC FPGA PRODUCT FAMILY AT GOWIN”, October 26, 2017. http://www.gowinsemi.com/about/detail/7/ ; Global Times, “Rollout of homegrown FGPA chips breaks US monopoly”, October 30, 2017.

35 Global Times, “Rollout of homegrown FGPA chips breaks US monopoly”, October 30, 2017.

36 中国青年网、“中科院发布新一代人工智能芯片 图像识别效率提高数百倍”、2017年11月7日。

寒武紀科技CEOであり中国科学院計算所の陳天石研究員は、その応用範囲について、**画像認識・セキュリティ監視・スマート運転・無人機・音声認識・自然言語処理等の各重点応用分野**がカバーされており、端末からクラウドまでの各種プラットフォームにおけるスマート応用を効率的にサポートすることを強く志向している。将来的には、寒武紀製チップを搭載することで、より多くの携帯電話等の端末設備はハイスピードかつ省エネの音声認識・顔認証・物体画像認識が可能になり、さらには**AI医療・無人運転・経済金融等の分野で大いにその優位性を発揮する**であろう」と述べた[37]という。

③中国のスーパーコンピュータがTOP500で四連覇

スーパーコンピュータの計算速度の世界ランキング「TOP500」が2017年11月13日に発表され、国家並列計算機工学技術研究センター（国家并行计算机工程技术研究中心）が開発した**「神威太湖之光（Sunway TaihuLight）」が2016年６月20日以降、４回連続で１位を獲得**した。**２位も４回連続で中国国防科学技術大学（NUDT）の「天河二号（Tianhe-1またはMilkyway-2）」**だった。３位はスイスの「Piz Daint」、**４位には新たに日本の独立行政法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）の「暁光（Gyoukou）」がランクイン**した。また日本の「京（けい）」は10位だった。TOP500にランクインしたスーパーコンピュータの数を国別にみると、１位は中国で前回（2017年６月）の160台から42台増の202台となった。２位は前回トップの米国で前回の169台から26台減の143台だった。以下、３位日本（35台）、４位ドイツ（20台）、フランス（18台）、英国（15台）の順となった[38]。一方、産業利用など実際のアプリケーションで用いられる共役勾配法[39]の処理速度の国際的なランキング**「HPCG（High Performance Conjugate Gradient）」では、日本の「京」が３期連続で世界第１位を獲得**した。**２位は中国の「天河二号」で、TOP500で首位だった中国の「神威太湖之光」は５位**だった。

（４）無人機関連

①中国科学院、大型貨物輸送無人機「AT200」の初飛行に成功

中国製大型貨物輸送無人機「AT200」が2017年10月26日、陝西省蒲城県内府空港で26分間の初飛行に成功した。**中国科学院工学熱物理研究所**が27日に明らかにした。同機は軍民両用（デュアルユース）であるが、中国科学院は「**南シナ海の島や岩礁への軍事物資の補給で重要な役割を果たす**」としている[40]。

AT200は、全長11.84メートル、翼幅12.80メートル、高さ4.04メートル、最大離陸重量3.4トンで、国内外の民間無人機としては最大級である。貨物室の容積は10立方メートル。巡航速度は時速313キロメートル、航続時間は８時間、航続距離は2,183キロ、実用飛行高度は6,098メートルなどとなっている。陸上交通が未発達の西部の山間部や高標高地域でも貨物輸送を効率的に実行可能とされ、貨物満載時でも200メートルあれば離着陸できるという。また、未舗装の簡易滑走路、坂や草地などでも離着陸可能であるとされる[41]。

②北京北航天宇長鷹無人机科技、国産大型無人航空機「天鷹」を公開

北京北航天宇長鷹無人机科技有限公司（北航无人机公司）は2017年11月13日、浙江省台州市にある同公司の新工場で、国産の大型無人航空機である「天鷹（TYW-1）」を公開した。**天鷹は、2013年に尖閣諸島付近の空域に出現した無人航空機「BZK-005**

37 经济日报-中国经济网、“全球新一代人工智能芯片发布”、2017年11月6日。
38 https://www.top500.org/lists/2017/11/ ; Deng Xiaoci, Global Times, “China tops latest supercomputer list”, November 14, 2017.
39 共役勾配法：物理現象をコンピュータでシミュレーションする場合、大規模な連立一次方程式として解くことが多い。連立一次方程式を解く方法として、解を直接求める直接法と、反復計算を行うことで正しい解に収束させていく反復法がある。共役勾配法は、この反復法の一つであり、前処理を組み合わせることにより、早く正しい解に収束させることができる。コンピュータシミュレーションの世界ではよく使われている。
40 中国科学院工程热物理研究所、“研究所研发的全球首款大型货运无人机成功首飞”、2017年10月27日。http://iet.cas.cn/xwdt/ttxw/201710/t20171027_4879081.html ; 资讯中心、“好消息！全球首款大型货运无人机AT200成功首飞”、2017年10月31日
41 中国科学院工程热物理研究所、“研究所研发的全球首款大型货运无人机成功首飞”、2017年10月27日。http://iet.cas.cn/xwdt/ttxw/201710/t20171027_4879081.html

（長鷹）」の後継機で、翼端長18メートル、全長9.85メートル、全高2.5メートルで、最大離陸重量はBZK-005の1,250キログラムより重い1,500キログラムである。ペイロードは370キログラムで、上昇限度7.5キロメートル、滞空時間40時間、最大速度は毎時200キロメートルであるという[42]。また、**機体には炭素繊維複合材料が使用**されており、翼にはネジが１本も使用されていないという[43]。

4. 域外調達活動

政治、経済、軍事などあらゆる面での関係を強化する中国とロシアが、宇宙分野でも引き続き協力していくことが明らかになった。一方、中国企業による欧米企業のM&Aでは、中国忠旺控股による米国のアルミ圧延メーカー・アレリスの買収撤回が発表された。

（１）中露、2018～2022年航空宇宙協力大綱に署名

中国国家国防科技工業局は2017年11月３日、中露両国首相が第二十二次定期会議の会期において**『中華人民共和国国家航天局およびロシア連邦国家航空宇宙グループ会社 2018年～2022年航空宇宙協力大綱**（《中华人民共和国国家航天局与俄罗斯联邦国家航天集团公司2018-2022年航天合作大纲》）』に署名したと伝えた[44]。

中露両国は、航空宇宙分野における提携協力の現状に満足しており、2017年に確定した本大綱を効率的に実施し、打ち上げ用ロケットおよびエンジン・月探査および深宇宙探査・対地観測・航空宇宙用電子部品・航行衛星・通信衛星システム・BRICS国家航空宇宙提携等の分野における長期的かつ互恵的な協調を打ち固め、これを強化すべきだと強調しているという[45]。

（２）中国忠旺控股、米国のアルミ圧延メーカー・アレリスの買収撤回を発表

米国のアルミ圧延メーカー・アレリス（Aleris Corporation）は2017年11月13日、中国のアルミ圧延メーカー・中国忠旺控股有限公司（中国忠旺）の米国子会社であるZhongwang USA LLCによる同社買収計画が撤回されたと発表した。米国の対米外国投資委員会（CFIUS）が中国系企業によるアレリス買収に懸念を示し、これが買収撤回の大きな要因となったとされる[46]。

中国忠旺は2016年８月29日、Zhongwang USA LLCを通じてアレリスを有利子負債など合わせて23億3,000万米ドルで買収し完全子会社化する計画を発表した[47]。翌30日、Zhongwang USA LLCは、買収後もアレリスの経営陣や本社所在地は変更せず、経営の独立性も保証すると発表していた[48]。

アレリスは、アルミ板専業メーカーで、米国や欧州、中国などに工場を有し、仏エアバス社などへ航空機関連材料を納入するとともに、欧米自動車メーカーなどへ材料を供給している。中国忠旺は、傘下にアルミ押出会社やアルミ板会社を抱えて急成長している中国のアルミ圧延メーカーである[49]。

---

42 Richard D Fisher Jr, “China’s Beihang Unmanned Aircraft System Technology unveils TYW-1 strike-capable UAV”, IHS Jane's Defence Weekly, November 14, 2017.

43 央视网、“重磅！浑身中国制造的无人机TYW-1天鹰正式总装下线”、2017年11月14日。；人民網日本語版、“＜動画＞初の中国産大型無人飛行機「天鷹」がラインオフ　浙江省”、2017年11月15日.

44 国家国防科技工业局、“中俄签署2018-2022年航天合作大纲”、2017年11月3日。http://www.sastind.gov.cn/n112/n117/c6797764/content.html

45 财联社、“中俄签署2018-2022年航天合作大纲 推动莫斯科至喀山高铁项目尽早启动”、2017年11月1日。

46 Aleris Corporation, “Zhongwang USA Acquisition of Aleris Will Not Proceed”, November 13, 2017. http://investor.aleris.com/2017-11-13-Zhongwang-USA-Acquisition-of-Aleris-Will-Not-Proceed ; Global Times, “Zhongwang USA’s $2.3b acquisition of Aleris rejected by the US”, November 14, 2017.; Wu Yong and ZhengXin, “Zhongwang USA announces termination of proposed $2.3 billion acquisition of Aleris Corp”, China Daily, November 13, 2017.

47 Xinhua, “Chinese aluminum producer Zhongwang buys US Aleris”, August 30, 2016. ; 国际金融报、“中国忠旺拟23.3 亿美元收购美国爱励铝业”、2016年8月30日。

48 Wu Yong and Liu Ce, “Zhongwang guarantees independent operation of aluminum maker Aleris”, China Daily, August 31, 2016.

49 Reuters, “Chinese-owned Zhongwang USA enters U.S. aluminum market with Aleris buy”, August 30, 2016. ; South China Morning Post, “Chinese owned Zhongwang USA enters US aluminium market with buy of Aleris”, August 30, 2016.

5. 武器輸出・拡散動向

米国による対イラン制裁では米財務省海外資産管理局（OFAC）による武漢三江進出口のSDN（Specially Designated National）リスト掲載、対北朝鮮制裁では、丹東銀行の米金融システムからの排除や中国人１人と中国の貿易会社４社のSDNリスト掲載が発表された。一方、武器輸出を拡大する中国が、主たる武器調達先であるロシアに、艦船用のエンジンを供給していることも明らかになった。

（１）米OFAC、武漢三江進出口をSDNリストに掲載－イラン及び北朝鮮への拡散

米財務省海外資産管理局（OFAC）は2017年10月13日、ミサイル関連資機材等をイランのシーラーズ・エレクトロニクス・インダストリーズ（Shiraz Electronics Industries：SEI）に輸出し、更に北朝鮮にもミサイルの移動式発射台（TEL）に転用された特殊車両を輸出したとして中国の武漢三江進出口有限公司をSDNリストに掲載したと発表した[50]。

SEIは、イラン国防軍需省（Ministry of Defense and Armed Forces Logistics：MODAFL）が所有、支配しているエンティティで、2008年９月にSDNリストに掲載された。武漢三江進出口は、中国航天科工集団公司（CASIC）傘下の貿易会社で、2014年以降、SEIへ航法関連ジャイロコンパス（数十億ドル相当）を売却する契約を締結し、SEIに様々な特殊センサー（約百万ドル相当）を売却したという。OFACは更に、武漢三江進出口が2011年に北朝鮮へ輸出した６台のオフロード木材運搬車両が北朝鮮の弾道ミサイルプログラムに使用される移動式発射台（TEL）に転用されたとしている。

（２）米FinCEN、丹東銀行を米金融システムから排除

米財務省傘下の金融犯罪取締執行ネットワーク（FinCEN）は2017年11月２日、米国愛国者法（USA PATRIOT Act）第311条[51]に基づき、核・ミサイル開発を進める北朝鮮のマネーロンダリング（資金洗浄）を支援しているとして、中国の丹東銀行を米国の金融システムから遮断すると発表した[52]。

米財務省は2017年６月29日、北朝鮮によるマネーロンダリングに関わったとして、中国の丹東銀行を制裁対象に指定すると共に、中国人２人と中国の海運会社１社を米財務省海外資産管理局（OFAC）のSDNリストに掲載、制裁対象に指定したと発表した。FinCENによれば、丹東銀行は、北朝鮮が違法な金融活動（マネーロンダリング）を通じて米国や他国の金融機関と取引する際の窓口としての役割を担っていたという[53]。

（３）米財務省、北朝鮮関連で中国人１人と中国の貿易会社４社を制裁対象に指定

米財務省海外資産管理局（OFAC）は2017年11月21日、北朝鮮による核・弾道ミサイル開発のための違法な資金調達を阻止するため、中国人実業家１人と中国の貿易会社４社を含む13のエンティティ、北朝鮮籍の船舶20隻をSDNリストに掲載し、制裁対象に指定したと発表した。ムニューシン財務長官は「北朝鮮が国際社会の平和と安全を脅かし続けている。我々は、外部の貿易及び収入源から北朝鮮を孤立させるための経済的圧力を最大限にするという断固たる決意で臨んでいる」と述べた[54]。

---

50 U.S. Department of the Treasury's Office of Foreign Assets Control（OFAC）, "Treasury Designates the IRGC under Terrorism Authority and Targets IRGC and Military Supporters under Counter-Proliferation Authority", October 13, 2017. https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/sm0177.aspx

51 財務長官が外国銀行を「資金洗浄の主要懸念先（primary money-laundering concern）」に指定する権限を与えている

52 U.S. Department of the Treasury's Financial Crimes Enforcement Network（FinCEN）, "FinCEN Further Restricts North Korea's Access to the U.S. Financial System and Warns U.S. Financial Institutions of North Korean Schemes", November 2, 2017. https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/sm0205.aspx

53 U.S. Department of the Treasury, "Treasury Acts to Increase Economic Pressure on North Korea and Protect the U.S. Financial System", June 29, 2017. https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/OFAC-Enforcement/Pages/20170629.aspx

54 U.S. Department of the Treasury's Office of Foreign Assets Control（OFAC）, "Treasury Sanctions Trading, Labor, and Shipping Companies and Vessels to Further Isolate North Korea", November 21, 2017. https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/sm0220.aspx ; U.S. Department of the Treasury's Office of Foreign Assets Control（OFAC）, "North Korea Designations; Counter Terrorism Designation Removal", November 21, 2017. https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/OFAC-Enforcement/Pages/20171121.aspx

（4）ロシアの新型コルベット、エンジンは中国製

中国三大ポータルサイトの１つである“捜狐（Sohu）”は2017年11月１日、「**中国船舶重工集団公司（CSIC）傘下の河南柴油机重工有限責任公司が、ロシアにCHD622V20STCディーゼルエンジン４基を引き渡した。これらのエンジンはロシア軍21631型小型護衛艦（コルベット）に装備される予定**である」と伝えた。当該クラスの艦船はもともとドイツMTU社の「16V4000M90型」16気筒船舶用ディーゼルエンジンを動力装置として採用していたが、ウクライナ問題のため、６号艦から河南柴油机重工のCHD622V20型ディーゼルエンジンへの切り替えが始まり、今回引き渡された４基のディーゼルエンジンは第二弾のものであるという。河南柴油机重工はこれより以前、ロシアに既に４基のCHD622V20型ディーゼルエンジンを輸出しており、その４基の中国製エンジンは、すでに６号艦「ヴイシニー・ヴォロチョーク号」に装備されている[55]とのことである。

55 搜狐、“风水轮流转：俄罗斯再接收中国舰用柴油发动机解决军舰“心脏病””、2017年11月1日。；中国水运网、“河柴交付我国首款相继增压高速柴油机”、2017年11月8日。

新 寺子屋塾

寺子屋塾の第一期生が輸出管理にまつわる様々なことを学んで卒業したのが2012年の1月のことでした。あれから5年の月日が流れた2017年7月、安全保障貿易管理の寺子屋塾が新たな講師と生徒を迎えて復活しました！

その3

「技術の該非判定　パート②」の巻

情報サービス・研修部　副主任研究員
小野純子

イントロダクション

塾長：前回（11月号）では、技術の該非判定を行う上で知っておく必要がある法令上のルールについて学んでいただきました。技術に関しては、外為法第25条、外国為替令、貨物等省令、役務通達の４層を確認して、該非判定を行うということでしたね。では、技術の該非判定を行う上で大変重要なことがいくつかあったと思いますが、覚えていますか？

		貨物	技術	内容
1層	法律（国会）	外為法第48条	外為法第25条	根拠
2層	政令（内閣）	輸出貿易管理令（輸出令）規制品目は別表第1 1～16項に規定	外国為替令（外為令）規制技術は別表 1～16項に規定	品目
3層	省令・告示（経済産業省）	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（貨物等省令）		規制仕様
4層	通達（貿易経済協力局）	輸出貿易管理令の運用について（運用通達）	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（役務通達）	解釈 政令・省令で用いられている用語の解釈

チャンド：はい！ 技術の該非判定は、「貨物の該非判定ありき」ということです。

ミルキー：役務通達では、技術とは「貨物の設計、製造又は使用に係る技術」と定義されています。だから、貨物の該非判定ありきなのだということを学びました。

塾長：その他重要なことはありましたか？

第一期生が学んだ内容はこちらの書籍で確認できます

ミルキー：え～と。技術は色々な意味で規制対象が広いということでした……

チャンド：確か規制対象となる行為が、①技術を外国で提供する場合と、②国内において非居住者に対して提供する場合だったと学びました。

規制対象行為

①技術を特定国（＝外国）において提供すること
②技術を特定国の非居住者に対して提供すること

塾長：そうですね。そして①の場合は、提供の履行地が特定国（＝外国）であれば、たとえ日本人から日本人からへの提供であっても規制対象となるということでしたよね。②に関しては、海外からの留学生や研修生、あるいは国内での商談等で発生する「非居住者」への技術提供に関して規制がかかっているということでしたね。

ミルキー：それから、通常想像される「技術」よりも、規制されるのはもっと広いということを学び驚きました。つまり、プログラムだけでなく、技術データ等の口頭やFAX、メールによる伝達も規制対象となるということでした、また、海外においてコンサルテーションするといったことも技術移転ということでした。

役務通達１．（３）用語の解釈　（ア～キまで）	
ア	**技術**とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。この情報は、技術データ又は技術支援の形態により提供される。
イ	**プログラム**とは、特定の処理を実行する一連の命令であり、電子装置が実行できる形式又はその形式に変更可能なものをいう。
ウ	**設計**とは、設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等の一連の製造過程の前段階のすべての段階をいう。
エ	**製造**とは、建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立て（アセンブリ）、検査、試験、品質保証等のすべての製造工程をいう。
オ	**使用**とは、操作、据付（現地据付を含む。）、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理をいう。
カ	**技術データ**とは、文書又はディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたものであって、青写真、設計図、線図、モデル、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等の形態をとるもの又はプログラムをいう。
キ	**技術支援**とは、技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスその他の形態をとる。また、技術支援には技術データの提供も含まれる。

塾長：お二人とも復習はばっちりですね。では、今回は、それらの基本知識を受けて、実際に該非判定をどのようにするのかということを考えていきます。

技術の法令構造

塾長：前回学んでいただいた際に「はみ出し技術」というものがあることをお伝えしましたが、覚えていますか？

ミルキー＆チャンド：はい！　覚えています。

チャンド：技術の該非判定は「貨物の判定ありき」というのが基本なのですが、実は、貨物の該非にかかわらず規制される技術があるということだったと記憶しています。

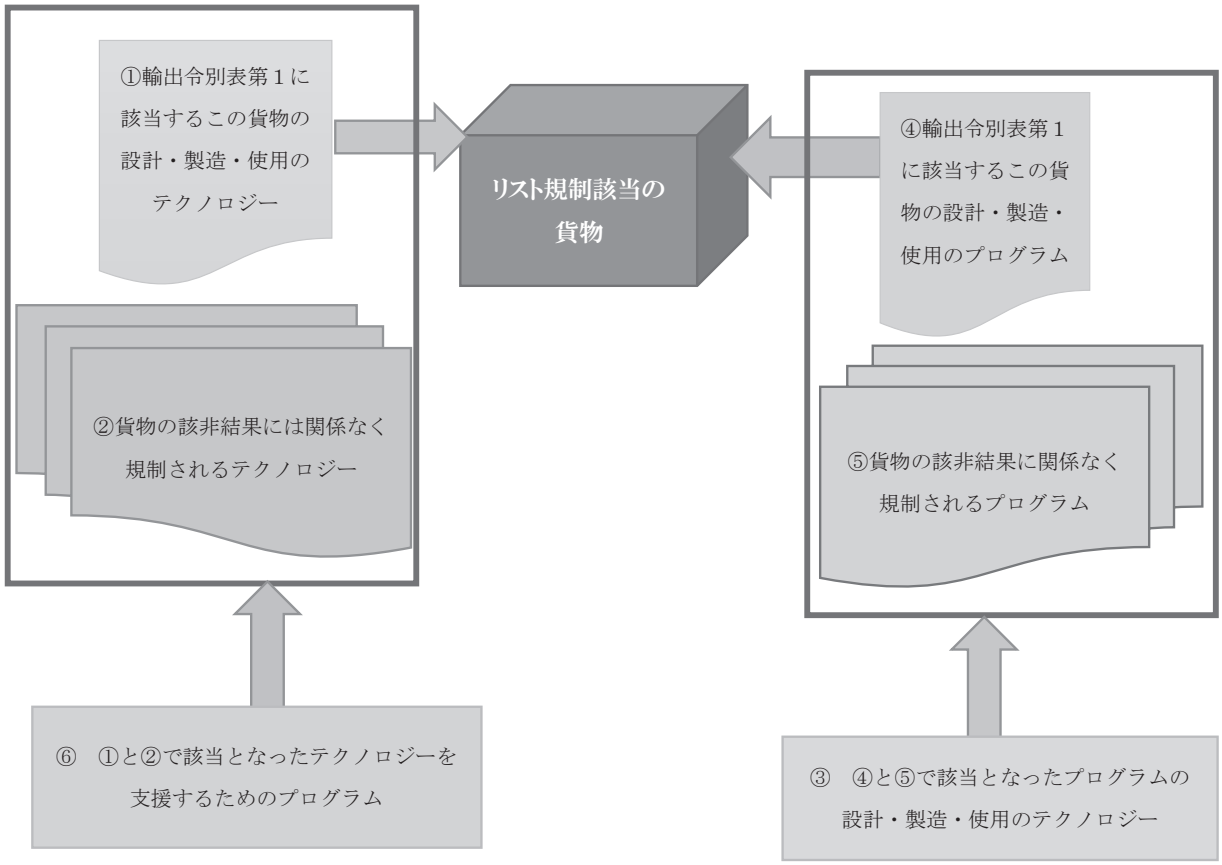

塾長：以下の表を見てください。これは、外国為替令を表にしたもので、規制対象となる技術、特に「設計」「製造」「使用」のどの技術が規制されるのかをわかりやすく示したものです。この中で、網掛けになっている部分が実は「はみ出し技術」、すなわち、貨物の該非にかかわらず技術単独で規制されるものなのです。

外為令の許可対象技術一覧表（はみだし技術確認表）

＊表中、網掛けになっている項目は貨物の該非とは関係なく規制されるものです。（2017年１月施行）

外為令別表項番	役務取引許可対象技術及び技術内容	設計	製造	使用	外国（許可対象地域）
1　武器					全地域
	輸出令別表第１の１の項の貨物の技術	○	○	○	
2　原子力					
（1）	輸出令別表第１の２の項の貨物の技術	○	○	○	
（2）	数値制御装置（NC）の技術			○	
3　化学兵器					
（1）	輸出令別表第１の３の項（１）の貨物の技術	○	○	○	
（2）	輸出令別表第１の３の項（２）の貨物の技術	○	○	○	
3の２　生物兵器					
（1）	輸出令別表第１の３の２の項（１）の貨物の技術	○	○		
（2）	輸出令別表第１の３の２の項（２）の貨物の技術	○	○	○	
4　ミサイル					
（1）	輸出令別表第１の４の項の貨物の技術	○	○	○	

外為令別表項番		役務取引許可対象技術及び技術内容	設計	製造	使用	外国（許可対象地域）
	（2）	ロケット用のアビオニクス装置又はその部分品の技術	○			全地域
	（3）	ロケット又は無人航空機搭載用電子計算機の技術			○	
	（4）	オートクレーブの技術			○	
	（5）	原料ガス定着装置の技術			○	
5	先端材料					
	（1）	輸出令別表第１の５の項の貨物の技術	○	○		
	（2）	輸出令別表第１の５の項の貨物の技術			○	
	（3）	セラミック粉末又はセラミックスの技術	○	○		
	（4）	ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの技術	○	○		
	（5）	ゴム状のふっ素化合物の技術	○	○		
	（6）	（削除）				
	（7）	複合材料の技術	○			
	（8）	電波吸収材又は導電性高分子の技術			○	
6	材料加工					
	（1）	輸出令別表第１の６の項の貨物の技術	○	○		
	（2）	輸出令別表第１の６の項の貨物の技術			○	
	（3）	数値制御装置又はコーティング装置の技術			○	
	（4）	金属加工用装置又は工具の技術	○		○	
	（5）	液圧式引張成形機の技術	○	○		
	（6）	数値制御装置の附属装置の技術	○			
7	エレクトロニクス					
	（1）	輸出令別表第１の７の項の貨物の技術	○	○		
	（2）	輸出令別表第１の７の項（16）の貨物の技術			○	
	（3）	集積回路の技術	○	○		
	（4）	超電導材料を用いた装置（電子素子）の技術	○	○		
	（5）	電子管又は半導体素子の技術	○	○		
8	コンピュータ					
	（1）	輸出令別表第１の８の項の貨物の技術	○	○	○	
	（2）	電子計算機若しくは附属装置の技術	○	○	○	
9	通信関連					
	（1）	輸出令別表第１の９の項の貨物の技術	○	○	○	
	（2）	輸出令別表第１の９の項（１）から（３）又は（５）から（６）の貨物の技術	○	○	○	
	（3）	通信用に設計したマイクロ波用集積回路の技術	○	○		
	（4）	超伝導材料を用いた通信装置の技術	○	○		
10	センサー・レーザー					
	（1）	輸出令別表第１の10の項の貨物の技術	○	○		
	（2）	輸出令別表第１の10の項（２）、（９）から（11）又は15の項（７）の貨物の技術			○	
	（3）	光学部品の技術		○		
	（4）	レーザー発振器の試験装置の技術	○	○	○	
	（5）	削除				
	（6）	レードームの技術	○	○		
	（7）	レーザー光に対する物質耐久性試験装置又はその試験に用いる標的の技術	○	○	○	
11	航法関連					
	（1）	輸出令別表第１の11の項の貨物の技術	○	○		
	（2）	輸出令別表第１の11の項（１）から（４の２）の貨物の技術			○	
	（3）	削除				

外為令別表項番		役務取引許可対象技術及び技術内容	設計	製造	使用	外国（許可対象地域）
	（4）	アビオニクス装置の技術	○	○	○	全地域
12	海洋関連					
	（1）	輸出令別表第１の12の項の貨物の技術	○	○		
	（2）	輸出令別表第１の12の項の貨物の技術			○	
	（3）	プロペラの技術	○	○	○	
13	推進装置					
	（1）	輸出令別表第１の13の項の貨物の技術	○	○		
	（2）	輸出令別表第１の13の項の貨物の技術			○	
	（3）	ガスタービンエンジンの技術	○	○	○	
	（4）	航空機の技術	○	○		
	（5）	ディーゼルエンジンの技術	○	○		
14	その他					
		輸出令別表第１の14の項の貨物の技術	○	○	○	
15	機微品目					
	（1）	輸出令別表第１の15の項の貨物の技術	○	○		
	（2）	削除				
	（3）	水中探知装置の技術			○	
	（4）	慣性航法装置の技術			○	
	（5）	ジャイロ天測航法装置又は天体・人工衛星の自動追跡による位置・針路測定装置の技術			○	
	（5の2）	水中ソナー航法装置の技術			○	
	（6）	ガスタービンエンジンの部分品の技術	○	○		

塾長：例えば表の中の２項（原子力）を見てください。

外国為替令２項（１）で規制されているのは、「輸出令別表第１の２の項の貨物の技術」とあって、その横の「設計」「製造」「使用」の欄すべてに○がついているのがわかりますか？

つまり、外為令の２項（１）で規制されるのは、輸出令（＝貨物）の２項で該当となった貨物の設計・製造・使用の「技術」が規制されるということなんですね。

では、その下にある外為令２項（２）を見てください。ここでは「数値制御装置（NC）の技術」とあって、その横をみると「使用の技術」のところに○がついています。つまり、数値制御装置に関しては「使用の技術」が規制されていますということになります。

ここで重要なのが、数値制御装置という貨物のそのものは規制されていないということなんです。つまり、これが、貨物の規制からはみ出して規制される「はみ出し技術」なのです。

ミルキー＆チャンド：えっ？ どういうことですか。

塾長：つまりですね、外為令の規制ぶりというのは、基本的には、初めに「貨物の設計・製造・使用」の技術について規制していて、それ以降のカッコにおいて、貨物の該非に関係なく規制される、つまり技術単体で規制されるものについてかかれてあるのです（そのようになっていない項もあります）。この表でいえば、網掛けになっている部分がそのはみだし技術となるわけです。はみだし技術というのはそもそも、貨物は規制されていないということをお話ししましたが、このように「輸出令○項の中欄に掲げる貨物の技術」と記されておらず、単に貨物の名称が特別にかかれているところは、「貨物としては規制されていないけれど、技術は規制しますよ」ということなんです。つまり、外為令２項（２）に関して言えば、数値制御装置は貨

物としては規制されていないけれど、使用の技術に関しては規制されているということになるのです。ただし、この一覧表は、あくまでもはみだし技術に関する「目安」程度のものととらえて、技術の該非判定の際には必ず外為令と貨物等省令を確認してください。

塾長：さて、前回の講義と今回の講義を踏まえてここで、技術の該非判定の手順について確認しておきたいと思います。すでにお二人ともわかっておられるかもしれませんが、技術の該非判定は、貨物のそれよりもややこしくなります。なぜだかわかりますか？

チャンド：う～ん。例えばいざ技術提供をします、という局面になったとしても、いきなり技術の該非判定をするのではなく、まず貨物の該非判定からしなくてはいけないからですか？

塾長：そうですね。何度か申し上げている通り、技術の判定の前にまずは貨物の判定をしなくてはいけない。それは外為令の書きぶりをみていただいてもわかると思います。

外国為替令別表の６項をみてみましょう。

6　材料加工	設計	製造	使用
輸出令別表第１の６の項の貨物の技術	○	○	
輸出令別表第１の６の項の貨物の技術			○
数値制御装置又はコーティング装置の技術			○
金属加工用装置又は工具の技術	○		○
液圧式引張成形機の技術	○	○	
数値制御装置の附属装置の技術	○		

（法令集をお持ちの方は、法令集を確認してください）

塾長：この表をみていただきましたらお分かりの通り、外為令６項（１）では、「輸出令別表第１の６の項の中欄に掲げる貨物の設計または製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの」とありますね。つまり、外為令そのものが輸出令（貨物）をリファーするという構造になっているのです。

塾長：さて、貨物の該非判定の時にもお話ししましたが、政令である外為令だけをみても該非判定はできないのですが、技術においてもそれは同じです。貨物と同様、貨物等省令をみながら該非判定をしていくことになるのですが、この時に、とても便利なツールがありますので、ここでご紹介しておきたいと思います。

貨物・技術のマトリクス表（合体版）

塾長：技術は必ず貨物の規制内容をリファーしなければならないということは、すでに説明した通りです。ただし、そのリファーをするといった際に、どのようにするのかという話になりますと、色々なやり方があるのですが、ここでは一番便利で無料の方法をお伝えします。

ミルキー：便利で無料って、とても魅力的な言葉ですね！

塾長：しかも政府（経済産業省）がホームページ上に公開しているものなのです。

まず、インターネットの検索エンジンに「経済産業省 安全保障貿易管理」と入力してください。すると、以下のようなページが出てきます。

塾長：これは経済産業省の「安全保障貿易管理」に特化したページです。トップページの中央に「キーワードで調べる」というものがあります。この中の、「貨物・技術のマトリクス表」というところをクリックしてみてください。すると下のようなページが出てくるのですが、技術の該非判定を行う際は、この中の「貨物・技術のマトリクス表（合体版）」というエクセルファイルをダウンロードします。

塾長：ダウンロードしたものがこれです。

塾長：このダウンロードしたエクセルを見ていただいたらわかる通り、輸出令（貨物）と外為令（技術）の規制が各項番の（　　）ごとに、対比させてあるのです。これは技術が必ず貨物の規制をリファーしなければいけないということから、技術を判定する際には大変便利なものとなっています。

チャンド：エクセルファイルっていうところがわかりやすくていいですね！

塾長：そうなんです。例えば、エクセルの検索機能を使って、調べたい用語がどの項番にあるかということを知ることも可能です。

さて、このエクセルシートの使い方は、その名のとおり、左側に輸出令と対応する貨物等省令、すなわち貨物の規制についてかかれてあり、右側に外為令と対応する貨物等省令、すなわち技術の規制についてかかれてあって、左右が“対”になっているのです。とても便利でしょう？　今日は、CISTECが発行する該非判定ツール「項目別対比表」を使って判定をしてみますが、こうした経済産業省がホームページに掲載している無料のツールも適宜活用してみてください。

技術の該非判定のフロー

塾長：では、技術の該非判定のフローについて考えてみましょう。基本的には貨物の該非判定と同じように行うのですが、技術の場合は、前回の講義でも説明した通り、貨物の設計・製造・使用に係る技術という点から考えていく必要があります。こうしたことから、技術の該非判定を行うにあたっては、以下のような点に気をつけながら該非判定を進めてください。

- どのような貨物に関連する技術なのか
- その貨物の該非判定は？
- はみ出し技術はあるか？

塾長：技術の判定をフローにしてみると以下のようになります。

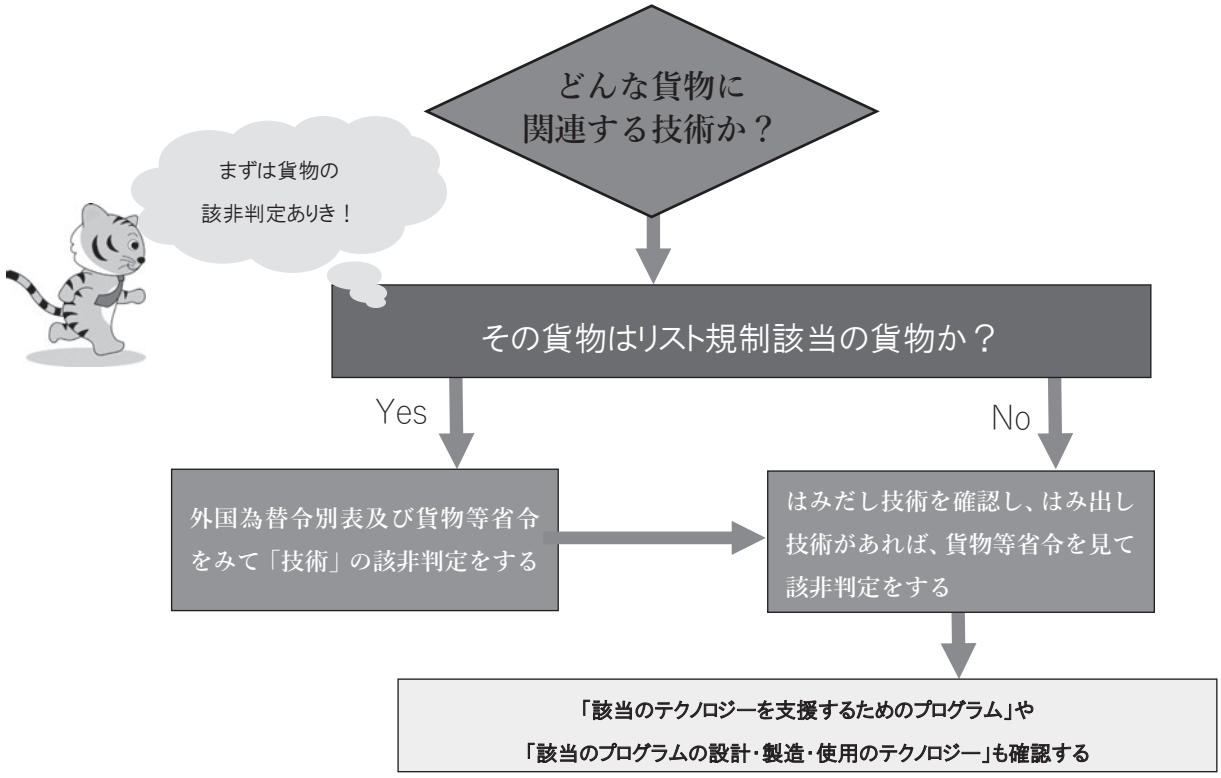

演習問題にトライ！

塾長：では説明した手順とフローにそって、以下の演習を20分で考えてみましょう。

【演習】
　米国の子会社と以下のロボットを共同開発することになりました。ロボット本体は米国の子会社で開発し、制御用のプログラムは日本で開発し、米国に送ることになりました。輸出者はどのような判定をしますか。

ロボット（貨物）の仕様	
機械の名称	TMGロボット10000
機械の種類	放射線の影響を防止するように設計したロボット
機械の設計仕様	全吸収線量がシリコン換算で10,000グレイの放射線にたえるように設計したもの

尚、演習を複雑にしないために、ロボットは12の項（水中ロボット）及び14の項（高温、電磁パルスに耐えるロボット）で規制されているロボットではないということにします。

塾長：では、20分経過しましたので、そろそろ解答にうつります。チャンドくん、ミルキーさん、いかがでしたか。

チャンド：わたしは、20分では時間がたりませんでした！　最低30分は必要だと思います。

ミルキー：わたしもかなりハードでした（涙）

塾長：お二人とも、かなり苦しんだようですね（苦笑）
　では解答を考えてみましょう。技術の該非判定のフロー通りにいくとまず何をするのでしたっけ？

チャンド：はい。ロボット本体は米国の子会社が開発する、すなわち米国にあるわけなので、制御用のプログラムに関する該非判定をしなければなりません。とはいえ、技術の該非判定は、基本的には「貨物の設計・製造・使用の技術」ということを考えなければならないので、第一歩として「どんな貨物に関係する技術か？」「その貨物はリスト規制の技術かどうか」を考えました。

ミルキー：そのために、まずわたしは、法令集と項目別対比表を使用しながら、貨物としてのロボットの該非判定を行いました。

塾長：ロボットは何項で規制されているか分かりましたか？

ミルキー：日本機械輸出組合が発行している「用語索引集」をみると、ロボットは６項（７）と２項（15）で規制されていることがわかります。今回の演習では、12の項（水中ロボット）及び14の項（高温、電磁パルスに耐えるロボット）で規制されているロボットは最初から除外するというイージーモードな設定でしたので、２項と６項だけを考えました。

塾長：そうですね。では、貨物の該非判定を行う際の注意点（CISTECジャーナル７月号参照）はなんだったか覚えていますか？

チャンド：複数で規制される貨物の場合は優先順位に気をつけて判定するということでしょうか？

塾長：そのとおりです。法令集をみると６項にはこう書いてあります。

輸出貿易管理令別表第1	
６項	次に掲げる貨物（２の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの （１）軸受け又はその部分品（４の項の中欄に掲げるものを除く。） （２）数値制御を行うことができる工作機械 （３）歯車製造用の工作機械又はその部分品、附属品若しくは制御装置 （以下、省略）

ミルキー：政令にある「２の項の中欄に掲げるものを除く」という文言がとても大切ということを第一回目の講座で習いました。

チャンド：「除かれている項番のほうが、優先される」ということでした！　すなわち、６項よりも２項が優先されるということでしたよね？

塾長：お二人ともパーフェクトな解答です。ということで、提供するものは技術なのだけれどもまずは、貨物の該非判定を行い、その際も２項から判定をはじめるということになります。それぞれの、貨物等省令は以下の通りです。

輸出令別表第１　２項（15）	貨物等省令	省令の内容
ロボットであって次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの制御装置 １　防爆構造のもの ２　放射線による影響を防止するように設計したもの	第１条 第二十号	ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）若しくはエンドエフェクターであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御装置 イ　工業標準化法に基づく日本工業規格C60079- ０号で定める防爆構造のもの ロ　全吸収線量がシリコン換算で50,000グレイを超える放射線照射に耐えることができるように設計したもの

輸出令別表第１　６項（７）	貨物等省令	省令の内容
ロボットであつて、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置 １　実時間で三次元の画像処理又は画像解析をすることができるもの ２　防爆構造のもの ３　放射線による影響を防止することができるように設計したもの ４　高い高度で使用することができるように設計したもの	第５条 第九号	ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置若しくはエンドエフェクター イ　プログラム又はプログラムの数値データを作成又は書き換えるために、即時に完全３次元の画像処理又は完全３次元の情景解析ができるもの ロ　日本工業規格C-60079－０号で定める防爆構造のもの（塗装用のものを除く。） ハ　全吸収線量がシリコン換算で5,000グレイを超える放射線照射に耐えることができるように設計したもの ニ　30,000メートルを超える高度で使用するように設計したもの

塾長：では項目別対比表を使いながら該非判定をしていきましょう。まずは２項からですね。お二人ともいかがですか？

チャンド：はい。２項（15）貨物等省令第一条第二十号のイとロを判定しましたところ、イもロも共に非該当という結果になりました。

ミルキー：私もチャンドさんと同じ項番で判定しましたが、イは「対象外」の横棒を入れ、ロは、全吸収線量がシリコン換算で10,000グレイなので非該当の「×」を入れました。いずれにせよ、２項非該当のロボットだと思います。

塾長：二十号のイの判定が、対象外の「―」か、非該当の「×」かで答えが分かれましたが、判定結果はどちらも２項非該当のロボットということですね。お二人とも正解です。

この演習では、防爆構造については触れていないので、「―」の対象外でも「×」の非該当でもどちらでもいいでしょう。

輸出貿易管理令別表第１
２項（15）ロボットの該非判定

輸出貿易管理令　別表第１　項目別対比表　（該非判定用）

貨　物　名：	ロボット
メーカー名：	タイガーズゲート製作所
型及び銘柄：	TMGロボット10000

©CISTEC
2017.01.07施行政省令等対応（　１／１　）

次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの ２－（１５）ロボットであつて、 次に掲げるもの若しくはその部分品 又はこれらの制御装置 １　防爆構造のもの ２　放射線による影響を防止するように設計したもの	判定欄	注釈	記入欄
［省令］第１条　輸出令別表第１の２の項の経済産業省令で 定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該当 ○ 非該当 × 対象外 －		
二十　ロボット （操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。） 若しくはエンドエフェクターであって、 次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御装置	【×】 《×》	］除外	操縦ロボット及びシーケンスロボットではない
イ　工業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）に基づく 日本工業規格（以下単に「日本工業規格」という。） Ｃ６００７９－０号（爆発性雰囲気で使用する電気機械器 具―第０部：一般要件）で定める防爆構造のもの （塗装用のものを除く。）	[―] 《　》	］除外	防爆構造ではない
ロ　全吸収線量がシリコン換算で ５０，０００グレイを超える放射線照射に 耐えることができるように設計したもの	［×］		数値（シリコン換算10,000グレイ）

判定結果	□該当　■非該当

該当項番
①　輸出令別表第１の項番［　　］
②　貨物等省令の条項号等の番号等
［　　］
［　　］

作成責任者：（作成年月日：　2017年１２月５日）

会　社　名　タイガーズゲート製作所

所属・役職　技術部長

(ﾌﾘｶﾞﾅ)　トラノ　モンジロウ
氏　　名　虎野　門次郎　　印

電　　話　03－××××－××××

塾長：では２項非該当となりましたので、次に６項を判定してみましょう。

輸出貿易管理令別表第１
６項（７）ロボットの該非判定

輸出貿易管理令　別表第１　項目別対比表　（該非判定用）

©CISTEC
2017.01.07施行政省令等対応（　１／１　）

次に掲げる貨物 （２の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの ６－（７）ロボットであつて、次に掲げるもの 又はその部分品若しくは制御装置 １　実時間で三次元の画像処理 又は画像解析をすることができるもの ２　防爆構造のもの ３　放射線による影響を防止するように 設計したもの ４　高い高度で使用することができるよう に設計したもの			
［省令］第５条　輸出令別表第１の６の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該　当 ○ 非該当 × 対象外 －		
九　ロボット （操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。） であって、 次のいずれかに該当するもの 又はその制御装置 若しくはエンドエフェクター	【○】 《―》	］除外	操縦ロボット及びシーケンスロボットではない
イ　プログラム又はプログラムの数値データを作成 又は書き換えるために、 即時に完全３次元の画像処理 又は完全３次元の情景解析ができるもの	［―］		画像処理はできない 数値（　　） 数値（　　）
ロ　日本工業規格Ｃ６００７９－０号で定める 防爆構造のもの（塗装用のものを除く。）	［ ― ］ 《　》	］除外	防爆構造ではない
ハ　全吸収線量がシリコン換算で５，０００グレイを超え る放射線照射に耐えることができるように設計したもの	［○］		数値（10,000グレイ　　）
ニ　３０，０００メートルを超える高度で使用するように 設計したもの	［―］		数値（　　）

貨　物　名：ロボット
メーカー名：タイガーズゲート製作所
型及び銘柄：TMGロボット10000

判定結果	■該当　□非該当

該当項番
① 輸出令別表第１の項番［　６項　］
② 貨物等省令の条項号等の番号等
［第5条　第九号　ハ　］
［　　］

作成責任者：（作成年月日：2017年12月５日）

会　社　名　タイガーズゲート製作所

所属・役職　技術部長

（フリガナ）　トラノ　門次郎
氏　　名　虎野　門次郎　　印

電　　話　03-××××―××××

塾長：今度はいかがでしたか？

ミルキー：貨物等省令第５条第九号は、いわゆる「or条件」、すなわちイ、ロ、ハ、ニの「いずれかに」該当すれば「該当のロボット」となりますので、第九号をすべて判定しましたところ、イは対象外（―）、ロも対象外（―）、ニも対象外（―）でしたが、ハの「全吸収線量がシリコン換算で5,000グレイを超える放射線照射に耐えることができるように設計したもの」という条件に合致しましたので、該当の「○」が入り、結果的に輸出貿易管理令別表第１の６項、貨物等省令第５条第九号ハに該当という結果になりました。

チャンド：わたしも全くおなじ答えとなりました。

塾長：お二人とも貨物の該非判定はばっちりですね。よくできました。では次に、貨物６項に該当となった場合の技術提供という、本題にはいっていきますが、このあとはフローに従うとどうなりますか？

チャンド：はい。リスト規制該当の貨物、すなわち６項のロボットの設計・製造・使用の技術の提供について該非判定を行うことになります。

ミルキー：あれ？　私はその前に非該当となった２項のはみだしも一応みてみましたよ。

塾長：ミルキーさん！すばらしいです！　結果はどうでしたか？

ミルキー：はい。２項のはみだし技術の規制は、「数値制御装置（NC）の使用の技術」のみでした。ロボットには関係ないので、はみだしの規制はないという結果になりました。

塾長：正解ですね。では、チャンドくん、引き続き６項の技術の判定について進めてください。（読者の皆様は、次頁の項目別対比表と対比させながら読み進めてください）

チャンド：はい。まず該当の貨物の設計・製造・使用の技術かどうかということを判定するため、外国為替令別表の６項（１）、貨物等省令第18条第１項第一号～第四号を判定しました……

ミルキー：あれ？　私の考えは違います。今回は「ロボットの制御プログラム」を海外子会社に提供するわけですから、「設計・製造の技術（プログラムを除く）」について規制されている外国為替令の６項（１）は判定の必要はないのでは？

チャンド：えっ！？

塾長：ミルキーさん、今回の演習の〝肝〟をよく見抜きましたね。チャンドさん、今回は海外子会社にプログラムを提供するという演習ですから、「貨物の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く）」、すなわちテクノロジーについては、そもそも判定する必要がないのです。

チャンド：いわれてみれば本当にそうです。きちんと演習を読んでいませんでした……（涙）

塾長：チャンドさん、まあそう気を落とさずに（笑）では、続きはどうなりますか？

ミルキー：外国為替令別表の６項（２）でプログラムについて判定をすることになると思います。

塾長：そうですね。実は、外為令の条文は、「設計・製造の技術」と「使用の技術」をわけている場合が多くあります。今回の演習の場合も、「使用のプログラム」を判定すればいいので、６項（１）は飛ばして、すぐに外為令６項（２）の判定にいけばいいのです。

ミルキー：外為令６項（２）貨物等省令第18条第２項の第一条は……、「第５条第一号ハ、第二号、第三号又は第五号から第十一号までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム」とあります。

チャンド：つまり……、「**省令第５条の第九号に該当するものを使用するために設計したプログラム**」かどうか、ということが聞かれているということでしょうか。でも、今回米国の子会社に提供する「制御用のプログラム」が「該当するものを使用するために設計したプログラム」であるかどうか、私には判断がつかないのですが……。

塾長：そういう場合は、役務通達に立ち返って「使用の技術」がどういうものを指すのかということをもう一度考えてみましょう。役務通達で定めるところの「使用」とは、「操作、据付、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理をいう。」とあります（今回の講座の前半に、役務通達の内容を記しています）。つまり、制御プログラムの提供とは、この中の「操作」に関するものと考えられますので、「使用の技術」の提供と考えられるのです。

ミルキー：私もその考えに基づき貨物等省令第18条第２項第一号を該当（○）としました。項目別対比表は以下の通りです。

外国為替令別表　６項（２）の該非判定

外国為替令　別表　項目別対比表（該非判定用）

技術内容：輸出貿易管理令別表第１の6項（7）に該当する
貨物（ロボット）の技術

©CISTEC
2017.01.07施行政省令等対応（　１／１　）

６－（２）輸出貿易管理令別表第１の６の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（２の項の中欄に掲げるものを除く。）	判定欄	注釈	記入欄
［省令］第１８条　〔第２項〕 外為令別表の６の項（２）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。	該当　○ 非該当　× 対象外　－		
一　第５条第一号ハ、第二号、第三号又は第五号から第十一号までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム	【○】		（省令第５条第九号　）
二　第５条第四号に該当するものを操作するために設計又は改造したプログラムであって、工作物を任意の形状に加工するために光学設計、工作物の寸法及び材料除去機能を数値制御コマンドに変換するもの	【―】		
三　前二号に掲げるプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）	【―】		

判定結果	■該当　□非該当

該当項番
① 外為令別表の項番[　6項　]
② 貨物等省令の条項号等の番号等
[　第18条第2項第一号　]
[　　]

作成責任者：（作成年月日：2017年12月５日）

会　社　名 タイガーズゲート製作所

所属・役職 技術部長

(ﾌﾘｶﾞﾅ) トラノ　モンジロウ
氏　　名 虎野　門次郎

電　　話 ０３－××××－××××

塾長：ここまでやってみていかがでしたか？　技術の該非判定って簡単だとおもいませんか？　貨物の該非判定が終わっていれば、あとは設計・製造・使用の技術（もちろんはみだし技術も）があるかないかを確認するのが技術の該非判定なのです。だから、技術の管理でもっとも難しいのは、実は該非判定そのものではなくて、「見えない技術」を把握すること（洗い出すこと）と、技術提供がおこるかどうかを管理すること、といえるかもしれませんね。

ミルキー：確かに、技術の該非判定そのものはそれほど難しくないということはよくわかりました。

チャンド：むしろ、技術の洗い出しや、私がやった失敗のように、設計・製造の技術を見てしまって、使用の技術（プログラム）の判定を落とす、というようなことはあってはならないことですね。

塾長：では、最後に、今回の講義をまとめます。まず、技術の該非判定を行う上での約束事は、貨物の該非判定ありきということです。たとえ、技術提供を行うという場面であったとしても、まずは貨物の判定をしなければならないのです。しかし、技術の判定を実際に行っていただいたのでもうおわかりだとは思いますが、該非判定自体が難しいのは、実は、貨物の判定であって、技術の場合は、「該当貨物の設計・製造・使用の技術」かどうか、プラス、はみだし技術がある場合はその判定を行えばいいのです。つまり該非判定そのものはそれほど難しくなくて、目に見えない技術を把握することそのもののほうがとても難しいと思います。また、技術の提供がおこなわれるかどうかの管理を行うこともとても難しいですよね。

そのあたりについては、また別の講義でお話したいと思います。

今回も、盛沢山でお送りしましたので、このあたりで終わりたいと思います。

チャンド＆ミルキー：ありがとうございました。

米国 Focus

米国輸出管理規制の最新動向

―2017年10月～11月のニュース―

CISTEC　情報サービス・研修部　副主任研究員　**小野　純子**

2017年10月　TOPICS

1　規制関連

◇対スーダン規制の継続について
◇対ロシア制裁措置の最新情報
◇BISは中国の「適格エンドユーザーリスト」を改訂

2　執行関連

◇マイアミ在住の３個人は、米国輸出管理法違反を犯し、シリアへ不正輸出した共謀罪を認める
◇BD White Birch Investment LLCがスーダン制裁規則違反に対する民事責任を解決
◇フロリダ州在住のビジネスマンがベネズエラ贈収賄工作に絡んだ海外贈収賄容疑を認める

1規制関連

■対スーダン輸出規制が依然継続

財務省外国資産管理局（OFAC）はスーダン及びスーダン政府に対する特定の制裁措置を撤廃した。この制裁撤廃を受けて、スーダンへの販売が現在許可されているのかどうかを巡り、ある種の混乱が生じている。

一般に、「輸出管理規則（EAR）」の「規制品目リスト（CCL）」に分類される品目または技術には、今後も引き続き商務省産業安全保障局（BIS）からの輸出許可が必要とされる。つまり通常、CCLの品目をスーダンに輸出する際にはライセンスが必要とされるのである。

限られた事例に対しては適用除外が存在する。例えば、EAR99に指定された品目は通常、スーダンへの輸出に際してBISの許認可要件の対象からはずれる。「許可例外CCD」を含む、スーダンへの輸出のために有効な「許可例外」もいくつか存在し、スーダンへの特定のマスマーケット通信関連機器の輸出を承認している。

スーダンは依然としてテロ支援国家と見なされているため、EARの下で引き続きテロ対策規制の対象とされており、EARのPart 740、Supplement No.1の国別グループE：１に分類されている。

OFACが管理運営する対スーダン制裁措置の撤廃は、規制対象製品を輸出しない企業、または米国を起点としてサービスのみを運営する企業（例えば、クラウドベースのWebサービス）または特定の米国原産品目を再輸出する外国企業といった立場の企業に、より大きな影響を与えることになる。

関連Webリンク
・新しいスーダンに関するFAQ及び新しい一般許可の発行
・BISスーダン国別ガイダンス

■対ロシア制裁措置の最新情報

今月の早い時期に、トランプ政権はロシア関連エンティティのリストを連邦議会に委任した。このリストは東欧やシリア国内、さらに2016年米大統領選におけるロシアの行動を強く非難する意図のもとに、新たな制裁措置を決定するために使用される。トランプ政権当局者は議員たちに、ロシア事業体との“重大な意味を持つ”商取引を実施した米国等に所在する個人に対して、制裁措置を科す意図があり、こうした商取引を直ちに打ち切らなければならないという早期警告メッセージを発していることを明らかにした。

国務省プレスブリーフィングによれば、ティラーソン国務長官は「2017年敵対者に対する制裁措置法」(CAATSA: Countering America's Adversaries Through Sanctions Act) のセクション231に基づき、ロシア連邦政府の防衛または諜報部門の一部を担うまたは代わりとして活動する個人または事業体を指定するパブリックガイダンスを発行する権限を国務省に与えたとされる。つまり、ティラーソン国務長官はこの承認をすでに済ませており、連邦議会の手に渡っている。

またOFACはCAATSAのTitle IIのセクション223 (d) に基づき、ロシア／ウクライナ関連制裁措置のDirective 4を修正した。新しいDirective 4は、OFACの「部門別制裁措置識別 (SSI) リスト」に基づきDirective 4の対象とされる事業体との米国人による、または米国内における以下の活動を禁じている：

以下の深海・北極海・シェール計画のための探査または生産の支援を目的とした物品・サービス (金融サービスを除く)・技術の直接または間接的な提供・輸出・再輸出：

1. ロシア連邦内またはロシア連邦が権利を主張する海域内及びその領域の延長領域内において石油を生産する可能性があり、かつDirective 4またはその旧版の対象として特定された個人、またはその個人の財産、またはその個人の財産権が絡んだ計画；もしくは
2. 2018年1月29日以降に着手され、かついずれかの場所で石油を生産できる可能性があり、かつDirective 4またはその旧版の対象として特定された個人、またはその個人の財産、またはその個人の財産権が (a) 33%以上の所有権または (b) 議決権持ち分の過半数を保有する計画。

有用な文書
・制裁措置の概要
・制裁対象事業体リスト案
・CAATSA関連の新しいOFACのFAQ

■BISが中国の適格エンドユーザーリストを改訂

BISは今月、Lam Research Service Co., Ltd. (略称Lam) に対してPart 748、Supplement No.7の対象とされる適格仕向地 (施設) 及び適格品目のリストを更新する形で、中華人民共和国 (中国) の既存の「適格エンドユーザー (VEU)」リストを改訂した。最終需要者審査委員会 (ERC) は、Lamの要請に応え、かつ既存の手順に従って、適格施設への修正を再検討及び承認した。適格品目リストの変更は明確化を目的とした技術的修正である。修正を受けて、EARには適格品目 (輸出・再輸出・(国内) 移転可能な品目) 及び中国内の適格なLam施設の更新された正確なリストが盛り込まれることになる。

2 執行関連

■マイアミ在住の3名は米輸出管理法違反を犯しシリアへの禁制品を不正輸出した共謀罪を認める

フロリダ州マイアミ・デイド郡在住の3個人、Ali Caby (別名Alex Caby、40歳)、Arash Caby (別名Axel Caby、43歳) 及びMarjan Caby (34歳) は10月3日、米国政府を欺いて「国際緊急事態経済権限法 (IEEPA)」違反を犯し、シリアへ航空機部品及び機器を不正輸出する共謀を働いたとする起訴状の訴因1件に基づく罪状を認めた。当該輸出品は財務省外国資産管理局 (OFAC) によって「特別指定国民 (SDN)」に指定されたSyrian Arab Airlines (別名Syrian Air) に発送された。米国人及び事業体は、OFACからライセンスを取得せずにSyrian AirのようなSDNとの商取引をおこなうことが禁じられている。

被告らはデュアルユース物品、すなわち民生用途と軍事用途の両方を有する物資を輸出する形でIEEPA違反を犯す共謀に加担した容疑で起訴されていた。当該のデュアルユース物品は、ライセンスを取得せずにシリア政府所有の航空会社Syrian Airに輸出された。Syrian AirはOFACによって指定された被凍結事業体であり、テロ組織のヒズボラやイラン革命防衛隊 (IRGC) とつながるシリアへの兵器や弾薬の輸送が禁じられている。

裁判所の文書によれば、Ali Cabyはマイアミの輸出会社AW-Tronicsのブルガリア営業所を運営していた。AW-TronicsはArash Cabyによって運営され、各種の航空機部品及び機器をSyrian Airに発送・輸出していた。Ali CabyとArash CabyはSDNに指定されたSyrian Airへの故意による当該部品・

機器の輸出においてAW-Tronicsの部下の従業員を厳重に監督し、指揮を執っていた。Syrian Airの活動はシリア政府の国民に対する暴力的弾圧を支援していた。Marjan CabyはAW-Tronicsの輸出コンプライアンス責任者兼監査役として連邦政府機関に誤解を招く虚偽の電子輸出関連情報を提出し、これらの輸出に手を貸していた。

■BD White Birch Investment LLCがスーダン制裁規則違反に対する民事責任を解決する

コネチカット州グリニッジに本拠を置く企業のWhite Birch USAは、「スーダン制裁規則（SSR）」（31 C.F.R. Part 538）への３件の明白な違反に対する民事責任を解決するために37万2,465ドルを支払うことに合意した。具体的には、White Birch USAはカナダからスーダンへの35万4,602ドル26セント相当の重量543.952トンのカナダ原産紙の販売・発送に手を貸す形で、SSRのセクション538.205及び538.206違反を犯したものとみられる。これらの輸出取引は2013年4月と12月に発生した。White Birch USAとそのカナダ子会社White Birch Paper Canada Company NSULC（略称White Birch Canada）内部の様々な人員がスーダンへの輸出取引の交渉・手配・実施に積極的に関与していた。

OFACは、White Birch USAがこうした違反を自主的に情報開示しなかったが、重大事件には当たらない、と判断した。違反に対する法定最高民事罰金総額は85万3,746ドルで、基本民事罰金総額44万5,000ドルだった。

■フロリダ州在住のビジネスマンがベネズエラ贈収賄工作に絡んだ海外贈収賄容疑を認める

複数のフロリダ州に本拠を置く企業を一部所有する男が、ベネズエラの国有・国営エネルギー会社のPetroleos de Venezuela S.A.（略称PDVSA）からの契約を不正に獲得するための陰謀工作に加担した海外贈収賄容疑を認めた。

マイアミ在住のFernando Ardila Rueda（略称Ardila、49歳）は、ヒューストンの連邦裁判所において、「海外腐敗行為防止法（FCPA）」に違反する共謀罪１件及びFCPA違反１件に基づく罪状を認めた。テキサス州南地区のGray H. Miller連邦地方裁判所判事は罪状認否を承認した。

同被告の罪状認否に関連した承認によれば、Ardilaは米国に拠点を置くビジネスマンのAbraham Jose Shiera Bastidas（略称Shiera）及びRoberto Enrique Rincon Fernandez（略称Rincon）と共謀して、PDVSA購買アナリストに賄賂や貴重な品々を贈ったとされる。それらの賄賂は、ShieraとRinconの会社がPDVSAの入札選考に確実に残り、PDVSAとの商取引をおこなうまたは維持する目的で支払われた。2008年から2014年にかけて、Shieraの所有企業数社の販売担当部長、責任者、一部所有者を務めていた期間に、ArdilaはShieraの会社に授与される契約の価額に対する一定の割合に基づいて協力したPDVSAの職員に接待や賄賂を提供した。Rincon、Shiera及びShieraの会社の他の元従業員２人も裁判において罪状を認めた。司法省は、Ardilaを含む合計10個人が罪状を認めたことを明らかにし、PDVSA社内での贈収賄事件に関する米国政府によるより大掛かりな捜査が継続中であることを理由に、判決の言い渡しを未決のままとした。

2017年11月　TOPICS

1　規制関連

◇キューバ規制の変更
◇許可例外GOV及びSTAの使用に関するEARの明確化
◇財務省／ OFACがウクライナ／ロシア関連の一般許可1Bを発行、FAQを更新、新規FAQを公表する
◇コートジボワール制裁規則の撤回
◇商業宇宙産業に対する米国輸出管理

2　執行関連

◇BCC Corporate SAが明白なキューバ資産管理規則違反に対する潜在的責任を解決へ
◇OFACがイラン取引制裁規則違反に対してDominica Maritime Registry, Inc.に違反発見状を発行する

1規制関連

■キューバ規制の変更

米国政府はキューバに対する輸出管理及び制裁措置への変更を公表した。これらの変更は、「米国の対キューバ政策の強化に関する国家安全保障大統領覚書（NSPM)」に従って実施され、貿易規制は緩和及び強化される。

特筆すべき規制緩和は、15 CFR 740.21に基づく「許可例外SCP」（キューバ人への支援）を対象とするものである。これに先立ち、本許可例外の第（b）項は、当該品目が（１）特定種類のものであり（例えば、建設資材及び工具)、かつ民間部門の事業体に仕向けられる場合、もしくは（２）民間人に仕向けられる場合に、EAR99に分類される品目または「テロ対策（AT)」規制だけで対象とされる品目をキューバへ輸出することを承認していた。新しい規則の下では、当該品目がEAR99の場合またはAT規制のみの対象とされる場合に限って、民間部門の事業体に仕向けられる品目の種類に制限を設けていない（ただし、医薬品、医療機器及び農業製品を除く)。

したがって、これからはこの許可例外を使って、数多くの品目をキューバの民間企業等に輸出することが可能となる。例えば、対象とされる品目の中には「規制品目分類番号（ECCN)」5A992/5D992のマスマーケット暗号品目に分類されているハードウェア及びソフトウェア製品や、ECCN 5A991に分類されているネットワーキング機器が含まれる。

許可例外SCPを使用するにあたって、一定の制限が設けられているので留意しなければならない。何よりもまず、当該品目はキューバ政府に収益をもたらしたり、国有建造物の建設や改築などのキューバ政府の運営に寄与したりすることは認められない。また、キューバ国内の規制対象者に本日指定された当事者もいる。いかなる活動をおこなう前も、これらの制限事項を入念に吟味し、ライセンスが必要とされる輸出の場合には、付随する活動に留意する必要があるだろう（例えば、金融取引、旅行、政府当局者との交流など)。

前記の許可例外SCPへの変更のほかに、以下を含む規制の変更もいくつかおこなわれた：

・キューバの軍、警察、諜報またはセキュリティサービスに仕向けられる品目の輸出または再輸出に関するBISの拒絶方針
・許可例外GFT、CCD及びSCPに基づいて輸出される品目を受け取る資格のないキューバ政府当局者のリストを含む、キューバ国内の新たな規制対象当事者の公表

■許可例外GOV及びSTAの使用に関するEARの明確化

BISは今月、２件の許可例外の使用に関する既存の当局の認識及び実施手順に基づくガイダンスを提供するために、「輸出管理規則（EAR)」の明確化を図る最終規則を公表した。具体的には、本「許可

例外政府、国際組織、化学兵器禁止条約に基づく国際査察、及び国際宇宙ステーション（GOV）」について３件の明確化を図り、かつ５件の注記を追加するほかに、「許可例外戦略貿易許可（STA）」の軽微な明確化も図っている。これらの改訂は、この２件のEAR許可例外の使用について、BISに頻繁に寄せられる回答を提供するものである。したがって、本最終規則の明確化は、これらの許可例外を使用する際のEAR要件を変更するものではなく、EARに不慣れな輸出者を支援することを目的としている。

最終規則は、既存の当局の認識及び実施手順に基づいてEARのPart 740を改訂している。許可例外を使用する際のガイダンスを周知するために、最終規則では「許可例外政府、国際組織、化学兵器禁止条約に基づく国際査察、及び国際宇宙ステーション（GOV）」について３件の明確化を図り、かつ５件の注記を追加するほかに、「許可例外戦略貿易許可（STA）」への軽微な明確化も図っている。これらの変更については、第（A）項「許可例外GOVの明確化」と第（B）項「許可例外STAの明確化」において説明がなされている。

改訂において、BISはこれらの許可例外を使用する際のEAR要件に関しては変更していない。代わりに、この２件の許可例外の利用に関して国民から受け取った頻繁に寄せられる質問に答えるため、EARの範囲内での万全なガイダンスを提供することに努めている。こうした明確化はEARに不慣れな輸出者にとってとりわけ有益なものになるはずである――例えば、「米国軍事品目リスト」から「規制品目リスト」審査プロセスへの移動に伴って、「国際武器取引規則（ITAR）」からEARに最近移動した品目を扱う輸出者などが挙げられる。

■財務省／OFACがウクライナ／ロシア関連の一般許可1Bを発行、FAQを更新、新規FAQを公表する

OFACはウクライナ／ロシア関連「一般許可1B」を発行し、更新されたウクライナ／ロシア関連FAQ及び１件の新しいウクライナ／ロシア関連FAQを公表している。これらの変更は、「2017年敵対者に対する制裁措置法」（CAATSA）のタイトルIIに基づいて2017年９月29日に発せられた、改正されたウクライナ／ロシア関連「指令１及び２」に関係している。改正された「指令１及び２」に含まれる一部のCAATSA関連の禁止事項については、その発効日が2017年11月28日となっていたため、実際よりも遅れていた。そのため、改正された「指令１及び２」に盛り込まれたCAATSA関連の禁止事項が現在効力を発しているという事実を考慮に入れるために、OFACは「指令１」の満期を30日から14日に短縮し、かつ「指令２」の満期を90日から60日に短縮すべく、「一般許可１B」を発行した。両指令の場合、これらの新しい禁止事項は2017年11月28日及びそれ以降に発行される債権に関係している。また、OFACは更新されたウクライナ／ロシア関連FAQ及び１件の新しいFAQも公表した。

■コートジボワール制裁規則の撤回

今月、OFACは「連邦規則集（CFR）」から「コートジボワール制裁規則」を削除する最終規則も公表した。この措置は、同規則の根拠とされた国家非常事態が終結したのを受けたものである。

2006年２月７日、米国大統領は大統領令13396「コートジボワール国内紛争に寄与する特定個人の財産凍結」を発令し、コートジボワールの国内情勢または同国に関連する情勢によってもたらされる米国の国家安全保障及び外交政策へのただならぬ深刻な脅威に対処するために国家非常事態を宣言した。2004年11月15日の国連安全保障理事会決議第1572号及びその後の決議によって対処がなされた同情勢は、民間人の大量虐殺や広範にわたる人権侵害、深刻な政治的暴力や社会不安、死傷者を出した国際平和維持軍への攻撃といった結果をもたらした。大統領令13396は、大統領令13396の付属書に記載された個人及び大統領令13396に記載された基準の１つ以上を満たす個人のすべての財産及び財産権を凍結した。

2009年４月13日、OFACは大統領令13396を実施するための最終規則（74 FR 16763、2009年４月13日）として、「コートジボワールの紛争に寄与する個人制裁規則」（以下「規則」と呼ぶ）（31 CFR Part 543）を公表した。2009年７月21日、OFACは「規則」の表題を「コートジボワール制裁規則」に変更するために、「規則」の修正を公表した（74 FR 35802、2009年７月21日）。2012年２月８日、OFACは「規則」に使用されるある用語の定義を追

加するために、「規則」の修正もおこなった（77 FR 6463、2012年２月８日）。

2016年９月14日、合衆国大統領は大統領令13739「コートジボワールの国内情勢または同国に関連する情勢に関する非常事態の終結」を発令した。大統領令13739の中で、大統領はコートジボワールの国内情勢または同国に関連する情勢に関して大統領令13396の中で宣言された国家非常事態の引き金となった情勢が、コートジボワールの安定化が前進したことによって著しく改善していることを確認したとしている。例えば、2015年10月の大統領選挙が無事に終了し、武器及び関連物資の管理に前進が見られ、天然資源の不正取引への取り組みに成果が見られることなどが挙げられる。そこで、国連安全保障理事会決議第2283号による多国間制裁措置の撤回も視野に入れて、国家非常事態を終結し、大統領令13396を撤回した。それを受けて、OFACは連邦規則集から「規則」を削除している。「国家緊急事態法（NEA）」のセクション202（50 U.S.C. 1622）と大統領令13739のセクション１に基づき、大統領令13396の中で宣言された国家非常事態の終結は、2016年９月14日（大統領令13739の発効日）の東部標準時午前８時の時点で未完了または未決着状態の講じられた措置や未解決の訴訟、同発効日より前に及んだ行為に基づく措置や訴訟、あるいは同発効日より前に満了した権利や義務または科された罰則に影響を与えるものではない。

■商業宇宙産業に対する米国輸出管理

宇宙商業室及び連邦航空局（FAA）商業宇宙輸送室は、商業宇宙産業に対する米国輸出管理入門の第二版を発行した。同ガイドブックは、国際市場における事業展開を検討している商業宇宙団体組織、なかでも起業家精神にあふれる新興企業に基本的な情報を提供する。同書は、輸出管理プロセスを準備する出発点として使えるよう意図されており、平易な言葉で下記事項について説明をおこなっている：

・人工衛星輸出管理
・輸出管理改革
・管理リストの仕組み
・ライセンスの申請方法または許可例外の利用方法
・輸出許可を取得した後のコンプライアンスの確保

同ガイドブックの全文を宇宙商業室ウェブサイトからPDFファイル形式でダウンロードすることができる。

2 執行関連

■BCC Corporate SAが明白なキューバ資産管理規則違反に対する責任を解決へ

BCC Corporate SA（略称BCCC）は、欧州を拠点とする法人顧客にクレジットカードなどの各種決済商品を発行する、ベルギーに本拠を置くクレジットカード発行会社及び法人向けサービス会社である。違反が発生した当時、BCCCはAlpha Card Group（略称Alpha Card）の完全子会社だった。一方、Alpha Cardは米国金融機関のAmerican Express Company（略称AMEX）によって50%所有されていた。AMEXは「キューバ資産管理規則（CACR）」（31 C.F.R. Part 515）への1,818件の明白な違反に対する民事責任を解決するために20万4,277ドルを送金することに合意した。

2009年４月９日から2014年２月３日にかけて、キューバ国内においてクレジットカードによる購入をおこなうために、BCCCが法人顧客に発行したクレジットカードが使用された。Alpha CardとBCCCは、米国経済制裁法を順守するために財務省外国資産管理局（OFAC）の「特別指定国民及び被凍結者リスト（SDNリスト）」との照合を目的とした取引を審査するための方針及び手順を導入していたにもかかわらず、Alpha CardとBCCCはBCCC発行のクレジットカードがキューバ国内で使用されるのを未然に防ぐための管理の実施を怠った。2009年４月９日から2014年２月３日にかけて、BCCCは100社を超える個別の法人顧客向けに総額58万3,649ドル43セント相当の1,818件の取引を処理した。それらの取引では、キューバ国内においてBCCC発行のクレジットカードが使用されていた。もしくは、それらの取引に別の形でキューバが絡んでいた。

これらの1,818件の明白な違反に対する基本罰金総額は29万1,825ドルだった。OFACは、AMEXがこれらの違反をOFACに自主的に情報開示し、違反が重大事件に当たらない、と判断した。

この和解金額は、OFACの「経済制裁執行ガイド

ライン」（31 C.F.R. Part 501, App. A）に基づく「一般因子」に従って、OFACが以下の事実及び状況を勘案して弾き出されたものである。OFACは、以下の事実及び状況を悪化させる因子であると判断した：

（1）Alpha Card及びBCCC内部の人員は、これらの明白な違反につながった行為を当然承知していると思われる状況にあった。
（2）2009年３月のBCCC買収前のAlpha Cardのビジネスモデル―同社はもっぱらAMEX関連商品を取り扱っていた（したがって、同社はネットワーク全体にわたって取引に関与する全当事者についての見識を有していた）―にもかかわらず、関与する企業はいずれもBCCC発行のクレジットカードがキューバ国内で使用される可能性またはリスクを認識していなかったと思われるうえに、同社はBCCC発行のクレジットカードに対する制裁リスクのレベルを評価するための措置または関連する管理を当然講じておくべきだった。
（3）これらの明白な違反が発生した時点で、米国制裁プログラムの目的を損なう結果を招いた。
（4）AMEXは商業に精通した大規模な金融機関である。
（5）OFACの捜査中に、AMEXとBCCCは検証可能な形での不正確な、または不十分な特定の情報を幾度となく提供し、その中には重大な不作為も含まれていた。

OFACは、以下の事実及び状況を緩和させる因子であると判断した：

（1）BCCCは、これらの明白な違反を招いた取引の最先日に先立つ５年間にOFACから罰則通知も「違反発見状」も受け取っていなかった。
（2）これらの明白な違反に気付いた時点で、AMEXは迅速かつ適切な措置を講じた。
（3）AMEXとBCCCは、これらの明白な違反をOFACに自主的に情報開示した。
（4）BCCCは時効中断契約及び時効中断契約の延長に署名した。

■OFACがイラン取引制裁規則違反に対してDominica Maritime Registry, Inc.に違反発見状を発行する

OFACは、「イラン取引制裁規則（ITSR）」（31 C.F.R. Part 560）違反に対して、マサチューセッツ州フェアヘーブンのDominica Maritime Registry, Inc.（略称DMRI）に「違反発見状」を発行した。具体的には、OFACは2015年７月４日にDMRIが、イラン政府の定義を満たし、かつOFACによって財産及び財産権が凍結対象とされる事業体に指定されたNational Iranian Tanker Company（略称NITC）の財産または財産権を取り扱う形で、ITSRのセクション560.211違反を犯したと判断した。なかでも、DMRIはOFACが偶発的契約（付随契約）であると判断したNITCとの間において法的拘束力を持つ「了解覚書」を締結し、結果的に、被凍結者であるNITCが利害関係を有する財産を取り扱った。

ITSRのセクション560.211は米国人にイラン政府の財産または財産権を取り扱うことを禁じている。NITCはイラン政府の定義を満たす事業体と見なされるため、DMRIはその財産または財産権を取り扱うことが禁じられていることになる。ITSRのセクション560.325は、“財産”及び“財産権”の中には、“あらゆる性質のサービス、あらゆる性質の契約、及び実質的な、個人的な、または雑多な、有形または無形の、または財産に対する権利、現在の、未来の、または偶発的なその他のあらゆる財産”が含まれると定義している。OFACは、DMRIはこの違反をOFACに自主的に情報開示しておらず、この違反が重大事件に当たらない、と判断した。DMRIに「違反発見状」を発行するという決定は、OFACの「経済制裁執行ガイドライン」（31 C.F.R. Part 501, App. A）に記載された「一般因子」に従って、OFACが以下の事実及び状況を勘案して下されたものである。OFACは、以下の事実及び状況を悪化させる因子であると判断した：

（1）違反が発生した時点において、DMRIはSDNリストに記載されていることを認識していた事業体との間において偶発的契約を締結する形で、最低限の注意または配慮を払うことを怠った。
（2）DMRI幹部は、この違反につながった行為を実際に承知していながら積極的にその行為に関与し、さらに偶発的契約を締結した際にDMRIはNITCが置かれている状況を認識して

いた。
（３）DMRIは、SDNリストに記載されたイラン政府の事業体の凍結対象財産を取り扱う形で、ITSRの政策目的を妨げた。

OFACは、以下の事実及び状況を緩和させる因子であると判断した：
（１）DMRIは、この違反を招いた取引の最先日に先立つ５年間にOFACから罰則通知も「違反発見状」も受け取っていなかった。
（２）DMRIは中小企業である。
（３）DMRIは是正措置を講じた。その中には、米国制裁法に基づく自社の義務についての理解を深めることを目的とした通商顧問の雇用、自社のOFACコンプライアンス手順の更新、全従業員向けのOFACコンプライアンス研修プログラムを構築するためのプロセスの実施が含まれる。

「一般因子」の前記分析、問題になっている行為及びDMRIの規模を考慮に入れて、OFACはこの「違反発見状」の発行が適切な執行対応策であると判断した。またDMRIは中小企業であり、問題になっている根本的行為の範囲が限定されている、と判断した。さらに、DMRIがOFACに提供した情報に基づき、偶発的契約は履行されておらず、かつDMRIはNITCや他のいかなる被制裁当事者とも追加的な取引をおこなっていないことを表明していることが判明した。

■米国陸軍の元人材採用担当官がガルフ・カルテル向けに銃火器を代理購入した罪で連邦刑務所への16年を超える収監を宣告される

今月、元米国陸軍軍曹がガルフ・カルテルに密輸される銃火器が絡んだ代理購入工作に関与した罪で、連邦刑務所への16年を超える収監を宣告された。

この宣告は、テキサス州西地区のRichard Durbin米連邦検事によって明らかにされた。この事件の捜査は、米国陸軍犯罪捜査司令部の支援を受けて、アルコール・タバコ・火器・爆発物取締局（ATF）と国土安全保障省移民税関執行局（ICE）国土安全保障調査部（HSI）によって実施された。

11月２日、サンアントニオ在住のJulian Prezas（37歳）は、Orlando Garcia米連邦地裁判事から200ヶ月の禁固刑、３年の監視下の保釈、ならびに600ドルの特別科料の支払いを言い渡された。2016年12月12日、Prezasは５件の銃火器購入時に虚偽陳述をおこなった罪と１件のライセンスまたは許可書を取得せずにメキシコへの「軍事品目リスト（USML）」に記載された防衛物資の輸出未遂を犯した罪を認めていた。

罪を認めたことによりPrezasは他の者と共謀して2015年４月から８月にかけて不法に40丁以上のアサルトライフルを購入したことを認めた。裁判の記録によれば、共同被告人である他の元米国陸軍兵が、購入時に彼らが購入するとATF書式4473に虚偽の記載をおこなったが、実際の銃火器の購入者はPrezasだった。さらにPrezasは勤務中に政府車両を使用して、明らかに銃火器を複数の個人に届けていた。そのうち１人はメキシコのガルフ・カルテルに火器を渡していたという。

BIS Update Conference 2017レポート及び米国輸出管理最新動向

CISTEC　調査研究部　参事（国際担当）兼　上席主任研究員　田上　靖
情報サービス　研修部　副主任研究員　内田　晴久

2017年10月３日～５日に米国ワシントンDCで開催されたBIS Update Conference 2017にCISTECから田上及び内田が出席した。これは、BISが主催し、年に１回開催している米国輸出管理セミナーであり、米国輸出管理の最新動向、規制・執行状況、今後の予定等を、３日間に渡り、商務省BISを中心とする米国輸出管理当局の幹部及び担当官が詳細説明を行うものである。

今回は、トランプ政権成立後の初のBIS Update Conferenceであり、後述のように、BIS新次官Ms. Mira Ricardel及び BIS新次官補（管理担当）Mr. Rich Ashoohの各スピーチにおいて、トランプ政権の基本方針を踏まえた、BISの重点方針が示された。

すなわち、(i) 違法輸出者や違法行為者に対しては、厳格な処罰・処分を行う方針であり、その典型例が、中国ZTE社違反処罰・処分事例であること、(ii) 米国の経済や国家安全保障に悪影響を及ぼす政策や行動を有する国々の中でも特に注目すべきは、中国の“Made in China 2025”policy（「メイドインチャイナ 2025」政策）及びその米国産業に対する潜在的な影響であり、アメリカの技術的優位性はますます包囲されつつあること、(iii) いくつかの国の政府が、市場を歪曲させ、米国の労働者や企業を不利な立場に置く措置を講じているという事実を直視する必要があり、他の政府機関や米国議会と協力して、公平な競争基盤（level playing field）を発展させ、アメリカの産業基盤を保護することが重要な課題であること、(iv) BISは、対米外国投資委員会（CFIUS）において重要な役割を果たしているが、中国の先進技術に対する野心の脅威が高まっており、2014年以降、検討作業がほぼ倍増したこと、(v) 場合により、適切に意図された規制が意図しない結果を招くこともあるので、そのような場合は、産業界から忌憚の無い意見を出してもらいたい、等の諸点が強調された。

なお、今回も、BIS Update Conferenceに講師として出席された、CISTEC米国ミッションに出席、協力頂いている米国政府の方々に挨拶して、CISTECへの協力、支援のお礼を伝えると共に、各種重要論点につき、個別の確認を行った。また、BIS Update Conference終了後の10月６日に、従来からCISTECを支援頂いている複数の大手法律事務所弁護士、コンサルタント事務所を訪問し、米国輸出管理最新動向をヒアリングしたので、これらの内容及びそれ以降の重要動向も併せて説明する。

なお、これらのポイントは、速報として、10月13日に、国際関係専門委員会傘下委員等の方に、メールで報告し、また、11月９日～24日に実施したCISTEC米国ミッションの参加委員の方々にも事前に、参考としてご報告したが、本稿は、その速報内容を大幅に補足したものである。

下記説明の目次は以下の通り。

１．BIS新次官Ms. Mira Ricardelのスピーチの概要
２．BIS新次官補（管理担当）Mr. Rich Ashoohのスピーチの概要
３．輸出管理制度改革（Export Control Reform）

4．制裁（Sanctions）規定
4.1　北朝鮮、イラン、ロシア制裁
4.2　キューバ制裁
4.3　スーダン制裁
5．トランプ政権下の新たなルールである”２ for １ rule”の概要
6．Enforcement（違反処分・処罰）
7．CISTEC押田専務理事名パブコメ（2015年６月22日）検討状況
8．取引禁止顧客の審査と『Entity List』―よくある質問
9．「EAR、その全てを知る」
10. 米国法律事務所との会合における米国弁護士コメント（上記以外）

なお、焦点の明確化、理解の容易化を図るため、枝葉を省略しているので、具体的な取引の可否の判断にあたっては、必ず、全ての関連規制の原文を確認頂きたい。

１．BIS新次官Ms. Mira Ricardelのスピーチの概要

（１）BISは、米国国家安全保障と米国経済の双方に関わっている。技術移転は、輸出管理とライセンスの観点、執行の観点、そして産業基盤の観点から、主要な焦点である。技術移転にどう対処するかは、アメリカの安全保障及び経済的優位性に影響する。北朝鮮やイランがWMD（大量破壊兵器）やIED（Improvised Explosive Devices：即席爆発装置）のコンポーネントを入手するのを阻止できるかどうかは非常に重要である。

米国の経済や国家安全保障に悪影響を及ぼす政策や行動を有する特定の国々が依然として存在するが、これらの中でも特に注目すべきは、中国の“Made in China 2025”policy（「メイドインチャイナ2025」政策）及びその米国産業に対する潜在的な影響である。アメリカの技術的優位性はますます包囲されつつある。

（２）違法輸出者や違法行為者に対しては、厳格な処罰・処分を行う方針であり、その典型例が、中国ZTE社違反処罰・処分事例である。ロス商務長官がその違反処罰・処分を公表した際、ゲームは終わりであることを世界に知らしめたいと述べ、その厳格方針を明らかにした。

（３）BISは、輸出管理、執行、制裁、対米外国投資委員会（CFIUS）に関わる問題、及び産業基盤につき、財務省、国土安全保障省、エネルギー省、国防総省、司法省、国務省、情報機関、国家安全保障会議（NSC）、及びホワイトハウスのスタッフと日常的に協働している。また、米国議会、とりわけ、その監視委員会のBISへの支援に感謝している。

（４）BISは、多くの違法な手段によって米国の技術を獲得しようとする敵対者、および世界市場で米国企業に取って代わろうとしている経済的な競争者によってもたらされる課題に対処する態勢を整えている。健全な産業基盤は、強固な米国の国家安全保障および防衛態勢の基礎である。最先端技術の世界的リーダーとしてのアメリカの継続的な優位は、米国の国益に不可欠である。

トランプ大統領が最近、大統領令13806で指摘したように、2000年以来、アメリカの６万以上の工場、企業及び約500万の製造雇用が失われており、これは、米国の国家防衛のニーズに適合する製造業者の能力を損なっている。我々は、いくつかの国の政府、特に中国が、市場を歪曲させ、米国の労働者や企業を不利な立

場に置く措置を講じているという事実を直視する必要がある。私はBIS次官として、他の政府機関や米国議会と協力して、公平な競争基盤（level playing field）を発展させ、アメリカの産業基盤を保護することに全力を傾注したい。

（5）その点で、BISの許可及び規制上の責任を十分に果たすためは、広範囲にわたる汎用技術、技術変化のペース、これらの技術のアプリケーションおよび市場を包括的かつ深く理解していることが不可欠であり、規制対象、規制方法、規制の潜在的な影響について理解する必要がある。また、技術の発展のペースが規制よりも早い時期と、新技術がどのように変化しているかを認識する必要がある。例えば、人工知能、自律性、ロボティクスの進歩が、今日の米国の国家安全保障、経済の安定にどのような意味を持つか、さらには、今から5年後はどうであるかを検討することが重要である。

（6）場合によっては、適切に意図された規制が意図しない結果を招くことがある。例えば、絶えず進化するサイバー・セキュリティ分野への対応は容易ではない。米国産業界から、ワッセナー・アレンジメント（WA）の2014年合意ルールは、サイバー攻撃を効果的に防御するための企業の能力を妨げることがある旨の指摘を受けた。我々はこの重大な問題の解決のために、WAにおいて協議している。

また、国家安全保障上の使命を果たしていく中で、可能な範囲で、アメリカの産業界が公平な競争基盤において競争できるようにしたいと考えている。我々は、WA及び他の多国間協定と協働して、国際的な輸出管理基準の一貫した解釈と実施を推進し、米国産業界が不公平な不利益を被ることがないようにしている。

（7）BIS執行局は、EAR違反の摘発及び刑事罰金や行政罰の執行を求める責務を有する。多くの場合、違反事実の確認及び処罰・処分の手続遂行には何年もかかる。
この夏、コネチカット州の連邦地方裁判所において、2013年1月から調査していた、パキスタンへの分光器の違法輸出を犯したとして起訴されていた者が有罪答弁を行った。BIS執行局は、即席爆発装置（IED）の重要な部品を敵対国に提供するネットワークを追求してきたが、今春、FBI及び移民税関捜査局（ICE）と共に、即席爆発装置に利用される何千もの高周波モジュールが、イラクの米国の軍および同盟国の軍を攻撃するために、米国からシンガポールを経てイランに違法輸出されたことを突き止めた。
また、アーク・エレクトロニクス社の従業員は、規制該当のマイクロエレクトロニクスを入手してロシアの軍・情報機関に輸出するための共謀に関与したことで、135ヶ月の収監処分（最長処分の一つ）を言い渡された。

（8）執行上の課題への対処は、皆様のような米国産業界の協力と遵守によって促進される。我々は、米国企業が、確実で効果的な輸出管理コンプライアンス・プログラムを制定、実施していることを認識している。

BISは、産業界のコンプライアンス・プログラムに感謝するのみならず、輸出管理規制についての産業界の専門知識を重視している。この政府と産業界のパートナーシップは不可欠である。輸出管理システムをより効果的、効率的、ユーザーフレンドリーにする方法につき、BISに意見を出して頂きたいし、また、規制が、予期せぬ結果をもたらし、再調整が必要と思われる場合も同様に意見を期待している。

BISの技術諮問委員会（Technical Advisory Committees：TAC）は、長年にわたり産業界や学界との対話を促進する上で有益であり、我々は皆様が提供する多くの情報を引き続き活用していきたいと考えている。

世界の貿易環境は複雑化しており、BISはその責務の一層の遂行が求められている。米国政府内、産業界お

よび国際パートナーとのパートナーシップに感謝する。我々の使命の成功のためは、これらのパートナーシップが不可欠である。

２．BIS新次官補（管理担当）Mr. Rich Ashoohのスピーチの概要

（１）歴史的に、米国独立前から、商業貿易の国家安全保障への影響、及び国家安全保障政策の商業貿易への影響を評価する必要性は、継続している。技術は変わったが、このミッションの重要性、複雑性は変わっていない。

（２）これまで、輸出管理制度改革が大きな効果をあげたが、更なる継続が重要。

（３）安全で成功した米国経済のための基礎作業の敷設のためには、特に、国家安全保障に重要な影響を与える先進技術についての適切な輸出管理が重要である。その主な例としては、ワッセナー・アレンジメント（WA）において検討されているサイバー・セキュリティ関連技術、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）における無人航空システム関連技術等があげられ、これらの技術の進歩が急速であるので、規制も、その進歩に対応して適切かつタイムリーに行うことが重要。

（４）BISは、対米外国投資委員会（CFIUS）において重要な役割を果たしているが、中国の先進技術に対する野心の脅威が高まっており、2014年以降、検討作業がほぼ倍増した。

（５）懸念国の指定及び懸念国規制の実施の重要性に変わりはない。

３．輸出管理制度改革（Export Control Reform）

まだ、実現していない以下の３点につき、引き続き進めていく予定。

（１）ITAR USML（軍事品目リスト）の21カテゴリーの内、非機微品目のEAR CCL（EAR規制品目リスト）への移管が未完了の以下のカテゴリーについての移管作業。
・カテゴリー１（Firearms）
・カテゴリー２（Artillery）
・カテゴリー３（Ammunition）

（２）EAR及びITARの整合化・合理化・簡素化（“a common set of regulations”化）

①昨年９月１日付で、EAR及びITARの定義規定の整合化・合理化のための改正規定を施行済み。
②定義規定以外の整合化・合理化・簡素化を、今後、進めていく予定。

（３）ITAR及びEARにつき、輸出者 が申請する際の手続、申請書、ITシステム（ウェブサイト上のポータル）の統合

４．制裁（Sanctions）規定

4.1. 北朝鮮、イラン、ロシア制裁関連

BIS Update及び米国弁護士との会合で、北朝鮮・ロシア・イラン制裁新法（CAATSA）2017年８月２日施行）についての以下の論稿のポイントが正しいことを確認。

「米国のイラン・ロシア・北朝鮮制裁新法の概要」（CISTECジャーナル2017年９月号）
http://www.cistec.or.jp/journal/data/1709/01_tokusyuu04.pdf

上記のCAATSA施行後の新たな動向は以下の通り。

4.1.1. 北朝鮮制裁

（１）大統領令13810（Imposing Additional Sanctions With Respect to North Korea）

大統領令13810が2017年９月21日に施行されたが、その概要は以下の通り。
（下記のように、北朝鮮との輸出入取引のほぼ全面的禁止を含む画期的な二次制裁規制を設けている。）

（注）二次制裁（secondary sanctions）とは、EAR（米国輸出管理規則）以外の米国特別法令に基づき、非米国企業・非米国人（non-US Person）による非米国からのEAR対象外品目（例：純粋の日本原産品目）の輸出・取引にも域外適用される制裁・規制を意味する。

①全ての者に適用される共通二次制裁規定（義務規定）

以下の者は、（非米国企業・人であっても）米国内資産等を凍結され、SDNリストに掲載される。
(i) 何らかの貨物、サービス又は技術（非米国原産のものを含む）の北朝鮮への著しい輸出又は北朝鮮からの著しい輸入の一つに関わった者。

(ii) 本大統領令によって制裁され、米国内資産等を凍結された者への、又は、米国内資産等を凍結された者のための、重要な支援、金融支援、技術支援、貨物提供、サービス提供等のいずれかを行った者。

（注１）
上記（ii）の「本大統領令によって制裁され、米国内資産等を凍結された者」は、SDNリストにDPRK４として掲載される。実際に、９月26日付で、中国、ロシア、北朝鮮等の多数の企業・人が、本大統領令によって制裁され、DPRK４として掲載された。

（注２）
2014年のOFACルールにより、DPRK４としてSDNリストに掲載された者により50％以上株式・持分等を保有された者も、SDNリスト掲載者とみなされるが、非米国企業・人がこれらと取引した場合に二次制裁がかかるかどうかについては、現段階では明らかにされていない。（米国弁護士コメント）

②北朝鮮企業・人関連の銀行口座関連取引制裁（二次制裁含む）規定（義務規定）

(i)「北朝鮮企業・人に保有されている非米国銀行口座」又は「北朝鮮企業・人が利害を有する資金の移転のために利用される非米国銀行口座」からの／のための／を通じての、「米国内資金」又は「米国企業・人が保有又は支配している資金」は凍結され、その移転、支払、輸出、引出し等の取引が禁止される。

(ii) 非米国企業・人が、「北朝鮮企業・人に保有されている非米国銀行口座」又は「北朝鮮企業・人が利害を有する資金の移転のために利用される非米国銀行口座」からの／のための／を通じての取引につき、承認、ファイナンス、促進又は保証することは禁止される。

③非米国金融機関に対する二次制裁規定（任意規定）

非米国金融機関は、上記①の共通二次制裁規制の適用を受ける他、以下の（１）又は（２）の行為を行った場合、特別二次制裁（SDNリスト掲載、米国内資産凍結、米国内口座の開設・維持の禁止等）も受けうる。

(i) 北朝鮮制裁大統領令13551（2010年）、13687（2015年）、13722（2016年）、若しくは13810（本大統領令）の違反により制裁された者（それぞれ、DPRK１、DPRK２、DPRK３、DPRK４としてSDNリストに掲載）又は北朝鮮関連の活動により大統領令13382（WMD拡散防止）の違反により制裁された者（NPWMDとしてSDNリストに掲載）のための著しい取引を行うか又は促進する行為。

(ii) 北朝鮮との取引に関連した著しい取引を行うか又は促進する行為。

(注)
上記の大統領令13551（2010年）、13687（2015年）、13722（2016年）の概要は、以下の論稿で説明の通り。

「米国の北朝鮮関連域外適用制裁・規制の概要」（CISTECジャーナル2016年５月号）
http://www.cistec.or.jp/journal/data/1605/05_chousabunseki_report02.pdf

（２）北朝鮮のテロ支援国家指定（2017年11月20日）

11月20日に、トランプ米大統領及び国務省が、北朝鮮を９年振りにテロ支援国家に再指定する旨を公表すると共に、２週間以内に、厳格な各種制裁措置を実施していくことも公表し、ホワイトハウスHPにその声明が掲載された。
（なお、米国輸出管理規則（EAR）上は、北朝鮮は、2008年の米国務省によるテロ支援国家指定の解除以降も、テロ支援国家（E:１グループ国）として指定され続けており、EAR対象品目（非該当品目であるEAR99を含む）の北朝鮮への輸出、再輸出は、原則として、許可要とされている。）
（日本政府も、米国による北朝鮮のテロ支援国家指定を支持しているとのこと。）

上記の予告された厳格な制裁措置の第一弾として、11月21日に、財務省OFACが、13企業・団体（中国企業４社を含む）、１中国人、20の船舶に対し、制裁を実施し、SDNリストに掲載した。

これらの制裁は、上記の2017年９月21日付大統領令13810によるものと、2016年３月15日付の大統領令13722（Blocking Property of the Government of North Korea and the Workers' Party of Korea, and Prohibiting Certain Transactions With Respect to North Korea）によるものがあり、前者の大統領令13810による今回の

制裁（DPRK４）は、主として、北朝鮮への著しい輸出、北朝鮮からの著しい輸入、北朝鮮関連の輸送を違反とする二次制裁で、後者の大統領令13722による今回の制裁（DPRK３）は、主として、北朝鮮からの労働力の輸出を違反とする二次制裁である。

これらの情報ソース原文及び主な報道記事は以下の通り。

"Remarks by President Trump Before Cabinet Meeting"（テロ支援国家再指定声明を含む）（ホワイトハウス）（Nov.20）
https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/11/20/remarks-president-trump-cabinet-meeting

"Treasury Sanctions Trading, Labor, and Shipping Companies and Vessels to Further Isolate North Korea"（制裁理由・根拠を説明）（財務省HP）（Nov.21）
https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/sm0220.aspx

"North Korea Designations; Counter Terrorism Designation Removal"（今回の制裁対象者リスト）（財務省OFAC HP）（Nov.21）
https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/OFAC-Enforcement/Pages/20171121.aspx

米　北朝鮮をテロ支援国家に再指定 方針転換改めて迫る（11月21日）（NHK）
http://www3.nhk.or.jp/news/html/20171122/k10011231691000.html

米 “北朝鮮の外貨獲得に関与” 中国企業などに制裁（NHK）（11月22日）
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
アメリカのトランプ政権は、核・ミサイル開発を進める北朝鮮の外貨獲得に関わったとして中国企業などに制裁を科すと発表し、北朝鮮の資金源を断つとともに、中国に一層の行動を促す狙いもあると見られます。

アメリカ財務省は21日、北朝鮮の外貨獲得に関わったとして、中国企業など13の団体と中国人経営者１人に対して、アメリカ国内の資産を凍結する制裁のリストに追加したと発表しました。

このなかには、ことし８月までの４年間に北朝鮮との間で日本円でおよそ840億円相当の石炭や鉄鉱石、それにパソコンなどの取り引きを行ったとする中国企業３社や、大量破壊兵器に関わる北朝鮮の組織とつながる企業と関係があるとする中国企業が含まれています。

また、国連安全保障理事会の制裁決議で禁じられている、海上での石油などの受け渡しを行っているとして北朝鮮船籍の20隻の船も制裁の対象となりました。今回の発表は、20日の北朝鮮のテロ支援国家の再指定に続くもので、ムニューシン財務長官は声明で、「北朝鮮に対して経済的な圧力を最大化し、資金源を断つ決意は不動だ」と強調しました。

トランプ政権は、テロ支援国家の再指定を機に北朝鮮への圧力をさらに強める姿勢で、中国企業に制裁を科すことで中国に一層の行動を促す狙いもあると見られます。

米国務省　各国に改めて協力呼びかけ

アメリカ国務省は、テロ支援国家に再指定した北朝鮮に対する圧力を最大限強めるため、世界各国に改めて協力を呼びかけました。

アメリカ国務省のナウアート報道官は、21日の記者会見で、アメリカが進める北朝鮮への圧力を最大限強める取り組みについて「把握しているだけでも、１か月半前の時点で少なくとも20か国がそれぞれの国内にある北朝鮮の大使館を縮小したり北朝鮮の労働者を国外退去させたりした」と述べ、成果が出ていると評価しました。

そのうえで「テロ支援国家に指定するには意味がある。圧力を強めるわれわれの取り組みの一環で、世界の人々はその意味に気付くべきだ」と述べ、テロ支援国家の再指定を受けて改めて国際社会に北朝鮮への圧力強化に協力を呼びかけました。

一方、アメリカ財務省が21日に北朝鮮の外貨獲得に関わったとして中国企業や中国人に対する制裁を発表したことで、北朝鮮をめぐるアメリカと中国の協力関係に与える影響について、ナウアート報道官は「世界は、北朝鮮の問題で結束している。中国との良好な関係も変わらない」と述べ、問題はないという立場を示しました。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

http://www3.nhk.or.jp/news/html/20171122/k10011231691000.html

北のテロ支援国家再指定「日本政府として支持」 薗浦補佐官がクシュナー氏に（産経）（11月22日）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

米国を訪問中の薗浦健太郎首相補佐官は20日、トランプ大統領の娘婿、クシュナー大統領上級顧問と会談し、米国が北朝鮮をテロ支援国家に再指定したことを日本政府として「支持する」と伝えた。クシュナー氏は「感謝する」と応じた。薗浦氏がワシントンで記者団に明らかにした。

両者は引き続き日米両政府が連携して北朝鮮核・ミサイル開発に対処する方針を確認。薗浦氏はテロ支援国家再指定について、記者団に「北朝鮮に今の政策を変えさせる一助となると考えている。大変、歓迎し、支持する」と述べた。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

http://www.sankei.com/politics/news/171121/plt1711210008-n1.html

4.1.2. イラン制裁

（１）2017年11月６日の法律事務所との会合での米国弁護士による説明内容

2015年に成立のIran Nuclear Agreement Review Act of 2015（INARA）（下記URL）に基づき、米国大統領は、３ヶ月毎に、JCPOA（イラン核合意）を検証し、認証（certify）を継続するかどうかを決定し、議会に報告しなければならない。

https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-bill/1191/text

トランプ大統領は、就任以来、既に、本年４月及び７月の各期限において、JCPOAの認証を行ったが、今回は、次の報告期限の10月15日までに、JCPOAの不認証（decertify）を宣言する予定を固めている。

但し、大統領は、昨年１月16日（JCPOA履行日）における米国のイラン制裁解除を取消し、イラン制裁を復

活させる権限を有するが、その復活をすると、世界中が大混乱に陥り、その復活、米国のJCPOA離脱に強く反対している欧州等の同盟諸国との関係が著しく悪化するので、そこまではしない見込み。（つまり、議会に責任を渡す意図。）

このように、大統領がJCPOAを認証しない場合は、議会は60日以内に、JCPOAから離脱するかどうかの判断をしなければならない。

但し、上記のINARAにより、JCPOA離脱法案の提出権限は、下記の上院のリーダー（共和党及び民主党各１名）及び下院のリーダー（共和党及び民主党各１名）（合計４名）のみにあるものとされており、他の議員には提出権は無い。
現在のところ、これらの議会のリーダーも、欧州等の同盟諸国との関係悪化の責任を問われることをおそれており、JCPOA離脱法案を提出しない見込み。
（なお、仮に、JCPOA離脱法案が提出された場合、上院及び下院共に過半数の賛成票があれば、離脱及び米国のイラン制裁復活の効果が生じる。）

・上院のリーダー：Mitch McConnell（共和党）、Chuck Schumer（民主党）
・下院のリーダー：Kevin McCarthy（共和党）、Nancy Pelosi（民主党）

従って、イランによる暴発行為、侵略行為等の特殊状況が生じない限りは、JCPOA離脱、米国のイラン制裁復活の可能性はあまり無いものといえる。

（２）トランプ大統領の対イラン新方針・戦略（JCPOA不認証）（2017年10月13日）

トランプ大統領が、10月13日に対イラン新方針・政策を公表し、その全文がホワイトハウスHP（下記URL）において公表された。そのポイントは、上記の米国弁護士の予想（10月６日時点）の通り。

すなわち、トランプ大統領は、JCPOA（昨年１月16日に履行のイラン核合意）を認証しない旨を宣言したが、米国のイラン制裁復活は、米国大統領としての権限でいつでも実施可能であるにもかかわらず、明確に回避した（つまり、議会に責任を渡す意図）。これは、その復活をすると、世界中が大混乱に陥り、その復活、米国のJCPOA離脱に強く反対している欧州諸国との関係が著しく悪化し、崩壊に瀕するため。

これにより、2015年に成立のIran Nuclear Agreement Review Act of 2015（INARA）に基づき、議会は60日以内に、JCPOAから離脱するかどうかの判断をしなければならなくなったが、上記のように、INARAにより、JCPOA離脱法案の提出権限は、上院のリーダー２名及び下院のリーダー２名のみにあるものとされており、他の議員には提出権は無く、しかも、その４名のリーダーも、欧州諸国との関係の崩壊の責任を負わされ、批難の的になることをおそれており、その法案が提出される可能性は小さい状況。

実際上、トランプ大統領の上記声明を受け、英国メイ首相、独メルケル首相、仏マクロン大統領が連名で、JCPOAに賛同し、米国に、JCPOA及び米国制裁解除の維持を促す異例の共同声明を公表した（下記URL）。
（他方、イランと対立し、JCPOA破棄を強く主張しているイスラエル、サウジアラビアは、今回のトランプ大統領によるJCPOA不認証等の新方針を賞賛している。）

また、従来から、ティラーソン国務長官、マティス国防長官等の米国政府高官が、JCPOA維持の必要性を強

調しており、さらに、同国務長官は、トランプ大統領の上記声明後に、「米国政府は、議会がJCPOA離脱・イラン制裁復活を行うことを望んでいない。」旨をコメントしている。

以上により、上記の米国弁護士の見方の通り、イランによる暴発行為、侵略行為等の特殊状況が生じない限りは、JCPOA離脱、米国のイラン制裁復活の可能性は大きくないものといえる。

なお、13日（金）付で、トランプ大統領の意向に基づき、財務省OFACが、以下の（１）及び（２）の新たな制裁を実施した。（下記URL）

（１）従来から、SDNリスト等の多数の米国の懸念リストに掲載されているイラン革命防衛隊（IRGC）を、さらに、米国大統領令13224（テロ防止）及びGlobal Terrorism Sanctions Regulationsに基づき、新たに制裁し、SDGT（SPECIALLY DESIGNATED GLOBAL TERRORIST）にも指定。

（２）イラン３企業及び中国１企業を、イラン革命防衛隊等のWMD拡散活動を支援したことを理由として、米国大統領令13382（WMD拡散防止）に基づき、制裁し、NPWMDとしてSDNリストに掲載した。

上記についての原文ソース及びその主な報道記事は以下の通り。

Remarks by President Trump on Iran Strategy（ホワイトハウス）（October 13）
https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/10/13/remarks-president-trump-iran-strategy

Non-proliferation Designations; Iran Designations; Counter Terrorism Designation Update（財務省OFAC）（October 13）
https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/OFAC-Enforcement/Pages/20171013.aspx

Treasury Designates the IRGC under Terrorism Authority and Targets IRGC and Military Supporters under Counter-Proliferation Authority（財務省）（October 13）
https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/sm0177.aspx

Joint statement from Prime Minister Theresa May, Chancellor Angela Merkel and President Emmanuel Macron following President Trump’s statement on the US’ Iran Strategy.（英国政府HP）（10月13日）
https://www.gov.uk/government/news/declaration-by-the-heads-of-state-and-government-of-france-germany-and-the-united-kingdom

Tillerson says in US interest to stay in Iran nuclear deal—Secretary of state says he and Donald Trump do not want Congress to reimpose sanctions（Financial Times）（October 15）
https://www.ft.com/content/c01ba300-b1c2-11e7-aa26-bb002965bce8

トランプ米大統領、イラン核合意「順守認めず」＝制裁発動、議会の対応焦点に（時事通信）（10月14日）
https://www.jiji.com/jc/article?k=2017101400096&g=use

トランプ氏発言に英仏独が異例の批判声明（毎日）（10月14日）
https://mainichi.jp/articles/20171015/k00/00m/030/085000c

（３）2017年12月末の状況

上記の米国弁護士の予想の通り、その60日後の期限である12月中旬を過ぎても、JCPOA離脱法案の提出等の新たな動きは無く、米国議会によるJCPOA離脱・イラン制裁再発動は明確に回避された。

欧州対外行動庁（EEAS）HP上のEUモゲリーニ外交安全保障上級代表スピーチ（12月12日）においても、下記引用のように、EU・欧州諸国は、JCPOAの維持は絶対的に必要であるとの考えであり、断固として支持する旨が述べられている。

なお、米国大統領は、今後も、いつでも、議会の意向から独立して、米国のイラン制裁復活を行う権限を有するが、上記のEU・欧州諸国との関係維持のため、イランによる暴発行為、侵略行為等の特殊状況が生じない限りは、依然として、JCPOA離脱、米国のイラン制裁復活の可能性は大きくないというのが米国弁護士の見方である。

イラン制裁の再発動見送り＝核合意順守問題で米議会（時事通信）（12月15日）
https://www.jiji.com/jc/article?k=2017121500772&g=use

EUモゲリーニ外交安全保障上級代表スピーチ：
“Speech by High Representative/Vice-President Federica Mogherini at the European Parliament plenary session on the Iran nuclear deal（JCPOA）”
（欧州対外行動庁（EEAS）HP）（12月12日）.

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

（前略）Against this background, preserving and implementing the nuclear deal with Iran is an absolute must. We simply cannot afford more tension in the Middle East and another nuclear proliferation crisis. We cannot afford to undermine the credibility of a multilateral agreement, endorsed by the UN Security Council Resolution, and we cannot afford to dismantle a deal that works and delivers on its promises.

The deal with Iran is ensuring the peaceful nature of Iran's nuclear programme. This is vital for our collective security – in the European Union, in the region and beyond. And this is even more important as we face a nuclear crisis with North Korea.

With the nuclear deal with Iran, we have established the strongest monitoring system ever set up. The International Atomic Energy Agency has reported nine times that Iran is implementing all its nuclear-related commitments.

It took us twelve years of extremely difficult negotiations, led by the European Union, to achieve these results. Renegotiating the deal or part of it is simply not an option – no one can possibly in good faith believe that this is a credible way to follow.

After President Trump’s announcement on a new US strategy towards Iran, we Europeans have made our position very clear. Preserving the deal is our shared security interest, and the best way for the United States to address their security concerns which are also ours, is in close cooperation with us, Europeans.（後略）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/37259/speech-high-representativevice-president-federica-mogherini-european-parliament-plenary_en

4.1.3.ロシア制裁

米国企業・米国人、米国内に存在する者に適用されるDirective 1、Directive 2及びDirective 4（Sectoral Sanctions）が、OFACにより、以下の通り、改正された。（CAATSAのOFACへの義務付け規定の反映）

（1）Directive 1改正

①従来の規定：
米国企業・米国人、米国内に存在する者への、Sectoral Sanctions Identifications List（SSIL）掲載のロシア銀行（当該掲載銀行に株式・持分を50％以上保有されている者を含む）との30日以上の満期の新規金融取引（販売契約等における支払取引を含む）の禁止及び新規株式取引の禁止

②９月29日付改正（11月28日から施行）：
上記の「30日以上の満期」の要件を「14日以上の満期」に変更

（2）Directive 2改正

①従来の規定：
米国企業・米国人、米国内に存在する者への、Sectoral Sanctions Identifications List（SSIL）掲載のロシアのエネルギー企業（当該掲載企業に株式・持分を50％以上保有されている者も含む）との90日以上の満期の金融取引（販売契約等における支払取引を含む）の禁止

②９月29日付改正（11月28日から施行）：
上記の「90日以上の満期」の要件を「60日以上の満期」に変更

（3）Directive 4改正

①従来の規定:
米国企業・米国人、米国内に存在する者への、以下の禁止：
Sectoral Sanctions Identifications List（SSIL）掲載のロシアのエネルギー企業（当該企業に株式・持分を50％以上保有されている者も含む）が関与する、かつ、「ロシア内又はロシアが領土権を主張する海域における石油生産」に役立つ可能性のある、ロシアの深海、北極近辺、又はシェール・プロジェクトにおける調査又は生産のサポートのために、貨物、技術、サービス（金融サービス以外）を提供、輸出又は再輸出することを禁止。

②10月31日付改正（１月29日から施行）：
米国企業・米国人、米国内に存在する者への、以下の禁止：
(i) 上記の従来からの禁止、及び
(ii) Sectoral Sanctions Identifications List（SSIL）掲載のロシアのエネルギー企業（当該企業に株式・持分を50％以上保有されている者も含む）が33％以上の持分を有する、石油の生産に役立つ可能性のある、世界の

いかなる地域の新たな深海、北極近辺、又はシェール・プロジェクトにおける調査又は生産のサポートのために、貨物、技術、サービス（金融サービス以外）を提供、輸出又は再輸出することを禁止。

4.2. キューバ制裁

2017年６月16日に、トランプ大統領により、キューバ制裁一部復活方針の表明がなされたが、その方針に基づき、11月９日に、EAR及びOFAC所管のキューバ資産管理規則（CACR）が改正され、米国人個人のキューバ渡航の一定の規制、米国企業・米国人のキューバの軍、諜報機関、セキュリティ・サービス機関やその関連組織との取引の規制等が実施された。
なお、非米国企業・非米国人のEAR対象品目（EAR99を含む）の非米国からのキューバへの再輸出につき、EAR上、原則として、商務省BISの許可を要する点に変わりはない。

4.3.　スーダン制裁

米国弁護士との会合日（2017年10月６日）に、以下の②の改正があり、以下内容の説明があった。

①2017年１月17日～10月５日

従来、OFACのスーダン制裁規則（Sudanese Sanctions Regulations：SSR）によって、米国からのスーダンへの輸出については要許可であったが、１月17日付で、同規則SSRに広汎な一般許可規定（§538.540）が設けられ、EAR99の米国からの輸出については、EAR一般禁止事項４-10に抵触しなければ、原則として、許可不要になった。
なお、EAR99の非米国からの再輸出については、従来から、EAR一般禁止事項４-10に抵触しなければ、原則として、許可不要である（§538.507）。
EAR99以外のCCLリスト規制品目の米国からの輸出及び米国外からの再輸出については、原則として、許可を要する。

②2017年10月６日付改正（2017年10月12日施行）

上記のOFACスーダン制裁規則（SSR）自体が無効となり、そのSSRによる規制が一切無くなり、上記のEARの規定だけが適用されることになり、従って、上記のSSR一般許可規定の制約条件も無くなった。
但し、従来からある、OFACのダルフール制裁規則（Darfur Sanctions Regulation）及び南スーダン制裁規則（South Sudan Sanctions Regulations）による特別規制は存続する。

５．トランプ政権下の新たなルールである“２ for １ rule”の概要

“２ for １ rule”とは、トランプ政権成立直後に出された下記の大統領令13771により、二つの規則の廃止が新たな規則の制定の条件とされたことを意味する。

ただ、下記の2017年４月５日のホワイトハウスの解釈メモにより、軍事、国家安全保障、外交のいずれかに関する規則は“two for one rule”の適用例外とされ、二つの規則の廃止は不要とされた。

Reducing Regulation and Controlling Regulatory Costs（Executive Order13771）（January 30,2017）

https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2017-02-03/pdf/2017-02451.pdf

"Memorandum: Implementing Executive Order 13771, Titled "Reducing Regulation and Controlling Regulatory Costs"（April 5, 2017）
https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/04/05/memorandum-implementing-executive-order-13771-titled-reducing-regulation

上記につき、BISが定めるEARの規定改正のかなり多くが、National Securityに関わるものといえ、その例として、下記の2017年７月７日付Federal Registerによる2016年MTCR合意を反映するEAR改正が例としてあげられる。
実際上、このFederal RegisterのP31445において、下記のように、明確に、「本改正はNational Securityに関わるものであるため、Executive Order13771（"２ for １ rule"）の例外にあたる」と記載されている。

Revisions to the Export Administration Regulations Based on the 2016 Missile Technology Control Regime Plenary Agreements（2017年７月７日）
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
For the purposes of E.O. 13771, this rule is issued with respect to a national security function of the United States. The cost-benefit analysis indicates the rule is intended to improve national security as its primary direct benefit, and the regulation qualifies for a good cause exception under　５ U.S.C.553（b）（B）. Accordingly, this rule meets the requirements set forth in the April 5, 2017, OMB guidance implementing E.O 13771, and is, therefore, exempt from the requirements of E.O. 13771.
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
https://www.bis.doc.gov/index.php/forms-documents/regulations-docs/federal-register-notices/federal-register-2017/2060-82-fr-31442/file

なお、Executive Order13771の“two for one rule”の適用要件として、significantな規則であることも必要であるが、EAR改正のかなりがsignificantではなく、その場合は、National Securityに関わるかどうかを問わず、“two for one rule”は適用されない。significantではない例として、Entity List掲載者の追加、削除やマイナーな誤記訂正があげられる。すなわち、これらの改正の場合、一々、二つの規則を廃止することは必要ではない。

６．Enforcement（違反処分・処罰）

6.1　2017年度の違反処分・処罰の概況

（１）刑事罰金総額：＄２億8700万で、過去最高額。
（２）行政罰金総額：＄６億9180万で、過去最高額。
（３）VSD（違反自主申告）件数：511件で、依然として多く、過去５年間で約2,000件。
（４）個人の違反者への収監処分期間の最長：135ヶ月。
（５）違反取引による利益等の没収処分額（刑事罰の一種）：＄１億6620万で、2016年度に比べ倍増。
（６）逮捕件数：依然として多く、2016年度より漸増。
（７）勾留・差押件数：2016年度より38％増加。
（８）イランを最終仕向地とする取引への刑事罰件数は2016年度より減少。

（９）イランを最終仕向地とする取引への刑事罰事例における迂回地域で多かったのが、UAE、中国、オランダ、カナダ、トルコ、香港、シンガポール。

（10）刑事罰案件における主な取引貨物：

turbine generators, lab equipment, IC, rifle parts, aircraft parts, military equipment, UAV actuators, metallic powder, telecommunication equipment, oil well products, carbon fiber, aerospace parts, radio frequency modules, firearms and ammunition等。

6.2　EAR違反者への刑事罰状況（過去４年間）

	17年度	16年度	15年度	14年度
・個人件数	24	29	26	29
・法人件数	2	3	5	10
・罰金総額	＄２億8700万	＄2745万	＄１億5640万	＄１億3780万
・没収総額	＄１億6620万	＄7910万	＄8450万	＄130万
・収監処分総月数	511	883	487	568

（注）上記の2017年度とは、2016年10月～2017年８月

6.3　EAR違反者への行政罰状況（過去５年間）

	17年度	16年度	15年度	14年度	13年度
・件数	44	35	47	44	63
・罰金額	＄６億9180万	＄2300万	＄1500万	＄6050万	＄610万
・DPL掲載処分	30	14	20	16	33
・警告レター	489	570	365	272	240

（注）上記の2017年度とは、2016年10月～2017年９月22日

6.4　VSD（違反自主申告）

（１）VSD（Voluntary Self-Disclosure）があった場合、処罰の大きな軽減事由となる。

2017年度、VSD案件で正式処分・処罰を行ったのは１％未満であり、正式処分・処罰を行わずに警告レター（Warning Letter）を発行しただけの場合が80％。

（注）

ただし、米国弁護士によれば、許可条件の違反の場合以外は、違反があってもVSDをすることは法的義務では無いので、違反を犯したと思われる場合、本当に違反があるのかどうか、VSDをすべきかどうか、慎重な検討をするべきとのこと。

というのは、下記（２）のデータも示すように、違反ではない可能性が非常に高いのに違反と誤解してVSDをしてしまうケースもかなり多く、その場合、自ら違反と申告してきたということで、当局により違反と認定されてしまうことも十分にありうるため。

（２）VSD案件の終了事由の内訳・比率（過去５年間）

	17年度	16年度	15年度	14年度	13年度
・警告レター	80%	81%	67%	66%	65%
・違反無し	18%	13%	16%	14%	11%
・行政罰	1%未満	1%	1%未満	3%	1%
・その他	1%	5%	16%	17%	23%

（注１）警告レター（Warning Letter）とは、違反はあっても、情状酌量により、正式処分・処罰を行わずに違反者に発行する非公開レター。
（注２）上記「その他」の多くが、他の違反事例処理に吸収されたケース。
（注３）上記の2017年度は、2016年10月～2017年８月

７．CISTEC押田専務理事名パブコメ（2015年６月22日）検討状況

下記ジャーナル記事で説明したように、2015年５月22日に、BISが、米国輸出者に対して輸出管理文書（Export Control Documents）への規制品目リスト（Commerce Control List）上の規制該当品目全て（EAR99（非該当品目）以外）のECCN（輸出管理分類番号）の記載義務を課す画期的な提案を公表したので、同年６月22日に、全面的に賛同する旨の押田専務理事名パブコメを提出した。

「米国商務省EAR改正提案（2015/５/22）へのCISTECパブリックコメント提出」（ジャーナル2015年７月号）
http://www.cistec.or.jp/journal/data/1507/02_tokusyuu02.pdf

本件についての検討状況を、法規政策部門長Ms. Hess及びその部下のMr. Mooneyに個別に確認したところ、現在も、検討を進めており、反対の多いAT規制品目（米国独自規制品目＝他国では非該当）の記載義務を除外し、それ以外のECCN規制品目の記載を義務付け、契約文書を輸出管理文書に含める提案の撤回という、修正をした上で、Proposed Ruleとして公表したいが、依然として米国企業の反対もあり、時期は未確定とのことであった。

Ms. Hessから、さらに、「BISの新幹部の理解も得る必要があるので、11月15日のCISTEC米国ミッションのBISとの会合で、CISTECからもパブコメの趣旨・内容を説明してもらえると助かる。」とのコメントがあった。
（注）そこで、CISTEC米国ミッションのBISとの会合において、再説明・再要望を行った。その概要は、CISTECジャーナル本号の米国ミッション報告書を参照されたい。

８．取引禁止顧客の審査と『Entity List』―よくある質問（Proscribed Party Screening and the Entity List–Frequently Asked Questions）

8.1. 『Entity List』の概要
・掲載者は、非米国に所在する“Person（者）”
・米国の安全保障や外交政策上の利益に反し、脅威をもたらす者が含まれる。
・リスト掲載者へのEAR（Export Administration Regulations）対象品目（貨物、ソフトウェア、技術）の輸出、再輸出及び同一国内移転は、許可申請の要否判断の対象となる。

8.2.　最近の更新頻度

・2016年以降、９回にわたって更新。
　―追加67件
　―削除13件
　―修正10件

8.3.　問合せの現況

・過去２年で350件以上の問合せ。
・問合せは、以下の観点からも、役立っている。
　―輸出者への支援
　―Entity Listの訂正や更新
　―Entity Listにおいて更なる説明や明確化が必要となる点の特定

・内容分布は以下の通り。
　１番目：掲載の取下げ要求【8.4.1】
　２番目：リスト掲載名称と一致した場合の対応【8.4.2】
　３番目：許可申請、許可審査【8.4.3】
　４番目：子会社（Subsidiaries）と関連会社（Affiliates）【8.4.4】
　５番目：大学【8.4.5】

8.4.　問合せに対するBISコメント

8.4.1　掲載の取下げ要求

●背景

・リスト掲載者は、リストからの取下げを要求することができる。
　※取下げ要求をするための手順はEAR §744.16（e）に記載。
・すべての削除要求は、調査の上、可否が決定される。
　―削除には、最終需要者審査委員会（End-User Review Committee: ERC）の全会一致の決定が必要となる。
　―結果は通知される。
　―削除対象者は、米国官報（Federal Register: FR）で公開される。

●問合せ

Ｑ１：削除要求の申請手続きは、どのような内容？
Ａ１：EAR §744.16（e）を参照のこと。

Ｑ２：削除要求の申請に必要な事項は、どのような内容は？
Ａ２：削除申請の理由を含めること（EAR §744.16（e）を参照）。

Ｑ３：申請を審査する機関は？
Ａ３：BISとERC。BISは期限なし、ERCは30日が上限。

Ｑ４：削除申請が却下された。他の件での削除申請は可能か？
Ａ４：可能。申請件数に上限なし。

8.4.2　リスト掲載名称と一致した場合の対応

●背景

・掲載されている“Person（者）”には、個人（individuals）、企業（firms）、政府機関（government agencies）、協会（associations）、団体（organizations）が含まれる。
※EAR §772

・リストには、一般的な名称を記載しており、特定するための詳細情報は非記載。

・複数の個人が共通の名称を持つことは、よくあり、企業についても同様。

●問合せ

Q：リスト掲載者の名称と一致した場合、当局は、掲載者に該当する者と判断してくれるのか？

A：判断にあたっては、さらに職歴や事業登記等の情報も要確認、その上で、当局への問合せも可。

8.4.3　許可申請、許可審査

●背景

・各掲載者には、それぞれ許可申請の対象品目（貨物、技術）、許可審査の方針が記載。
―許可申請の対象品目は、大別すると以下２種類。
“All items Subject to the EAR”（全体の92％）
“For all items Subject to the EAR when used in projects specified in 746.5”（全体の７％）
―許可審査の方針は、大別すると以下２種類。
“Presumption of Denial”（全体の88％）
“See 746.5（d）of the EAR”（全体の７％）

●問合せ

Q１：EAR99品目の場合、許可申請は必要なのか？

A１：“All items Subject to the EAR”であるならば必要。

Q２：輸出品目が貨物を含まず技術のみの場合、許可申請は必要なのか？

A２：“All items Subject to the EAR”には、貨物、ソフトウエア、技術が含まれるので必要。

Q３：“Presumption of Denial”の場合、申請が許可される条件は何なのか？

A３：ケースバイケース。最終用途、最終需要者等の様々な要因を考慮し、許可発行の可否を判断。

8.4.4　子会社（Subsidiaries）と関連会社（Affiliates）

●背景

・掲載者として、固有の組織名の他、当該組織の支店（Branches）や営業部門（Operating divisions）も含む。

・各組織の法的に別個な関連会社（子会社（Subsidiaries）、姉妹会社（Sister companies）、親会社（Parent companies））について、原則的にはリスト掲載相当とは見なされないが…
※会社がリスト掲載相当と見なされないかは要確認！
※他の米政府機関が公表する制裁リストにおいては、掲載相当と見なされる場合あり！

●問合せ

Q１：掲載者の法的に別個な子会社と、どのようにすれば判断できるのか？

Ａ１：さらなる注意深い調査を。

Q２：BISは、掲載者の子会社に対し、許可申請が必要かどうかを助言してくれるのか？

Ａ２：BISでは調査は行えない。最終需要者審査委員会（End-User Review Committee: ERC）に問合せを（子会社はBISに知られているかもしれない）。助言的意見（Advisory Opinion）の利用も。

●補足

・掲載者の関連会社（Affiliation）は、“レッドフラグ”。

・掲載者の子会社でないことが判明しても、さらなる検討を。

―関連会社は、リスト掲載者の代理や、フロントカンパニー、ペーパーカンパニーとして活動していないか。

―他社との取引は可能でないか。

―最終的にリスト掲載者向けに輸出されないか。

8.4.5　大学

●背景

・現状７大学が掲載、他の掲載者と同様の扱いだが、大学ならではの特別な状況（リスト掲載大学の教員・学生の来訪、大学病院）あり。

●問合せ

Q１：リスト掲載大学の教授・学生の訪問を受けることは許されているのか？

Ａ１：受入れは原則的に禁止されていないが、許可申請の契機（trigger）となるかもしれない。

「“輸出（export）”する事態が生じるかの判断」、「訪問する人物が、大学にとって、不可欠な人物（integral parts）であるかどうかの判断」

※不可欠な人物なら、許可申請の対象に。例えば、生徒（student）は、おそらく不可欠な人物（Integral Parts）も該当しない。

Q１：リスト掲載大学の系列下の病院は、リスト掲載と見なされるのか？

Ａ１：子会社／関連会社と同様に、関係性の確認を（法的に異なっているのか）。

8.4.6　その他の課題とまとめ

・物理的所在地（Physical Locations）

―実体として、リスト掲載の所在地に相当していなくとも対象に。

―ERCでは、継続的に、既知の内容を含め、所在地情報を最新の内容に更新。

・リスト掲載者の現地語表記

―米国官報では、ローマ文字（Roman alphabet）しか公表していない。

―BISでは、現地語表記の情報を有している場合もあるので、問い合わせてほしい。

※BIS may possess original language information–contact ERC with inquiries.

・リストの要件判断に際しては、BISからの支援が有用。

・疑義が生じた際は、BISと共に点検を。

―自分勝手に見て見ぬ振りはしないで！（Do not self - blind!）

・BISとERCは、リストに関するFAQを更新・充実するために作業しており、一般の輸出者からのお問合せを反映した内容になることを目標と考えている。
※Goal: FAQ that are reflective of common user inquiries.

■所見
（1）子会社、関連会社、大学に対する問合せとその対応が挙げられており、こうした拠点からの技術流出を防ごうとしている米国当局の姿勢が伺えた。
（2）リスト掲載者の現地語表記は、リストには掲載していないものの、当局側では情報を有している場合もあるように思えた。BISとは別機関のOFACでは、SDNリストにおいて、すべてではないが、英語アルファベット以外の名称文字列も収録する傾向になっており、『Entity List』にも、そうした内容が付加されてくる可能性があるように感じた。
（3）当局自らが、利用者（輸出者）からのお問合せを踏まえて、リスト掲載内容を適宜に更新している状況や、FAQを通じてリストの活用度を向上していこうとするスタンスが印象的だった。

9.「EAR、その全てを知る（EAR Know-it-All）」

■概要
・カンファレンス3日目に行われるラウンドテーブル・セッションにおいて、今回新たに新設されたセッションで、《4択クイズに答えて、EARへの理解を深めよう！》がテーマ。
―クイズには、「Kahoot!」（カフート）というオンライン・ゲームを使用。「Kahoot!」は、ICT（Information and Communication Technology）教育ソリューションの一つで、インタラクティブな学習が可能。

・ゲーム進行手順は、以下の通り。
（1）生徒役の各参加者は、自身のスマホから「Kahoot!」サイトにアクセスし、指定のPINコードを入力。それぞれがプレーヤ名を登録し、参加者全員のプレーヤ名が会場スクリーンに表示。
（2）教師役のBIS職員が、EARに関する問題を選択して、それらが会場スクリーンと各生徒のスマホに表示。
（3）クイズ開始。会場スクリーンと各生徒のスマホには、問題と解答猶予時間が表示。各生徒は、設定された時間内に、4択の中から一つを選択。
（4）解答猶予時間が経過すると、教師が回答を会場スクリーンにて発表し、問題解説。回答時間の短い正答者は、その分だけ多く加点される形で採点され、得点順位（上位5名）のプレーヤ名が発表。
（5）最終問題の解答終了後、総合順位が会場スクリーンにて発表され、優勝者には景品が授与。

■所見
クイズは、親しみやすいイラストとともにテンポ良く進んでいき、皆が楽しみつつ、また回答意欲も示しながら、クイズに答えていく様子が印象的だった。
「Kahoot!」を使った、モバイル・ラーニングは初めての体験だったが、困難なく操作できる仕組みになっていた。回答中は、スマホ画面を見ながら考えているものの、正答発表・問題解説時には、参加者が、教師の方に顔を向けるという、「対話」的な雰囲気が、自然に形成されていたように思う。
最近のICT教育ソリューションも活用して、EARに対する理解や周知を図ろうとする試みが、好意的に歓迎されている様子だった。

10. 米国法律事務所との会合における米国弁護士主要コメント（上記以外）

10.1 北朝鮮・ロシア・イラン制裁新法（CAATSA）

①CAATSAの施行日および適用開始日

施行日はトランプ大統領が署名し成立した2017年８月２日であり、個別の後日適用開始日やOFAC改正必要性の記載が無い規定（ほとんどの規定）については、OFACの個別規定制定等を待つまでもなく、同日から適用が開始されている。（すなわち、上記のCISTECジャーナルの論稿に記述した通り）
（Day of enactment of this actから～日以内に適用開始という規定が複数あるが、ここで、Day of enactment of this actとは、８月２日のこと）

②Section223（a）について

「鉄道、メタル、採掘業務を行っているロシア国営企業については、大統領13662のSection１（a）の一つまたは複数の基準を満たす判断することができる」という任意規定にすぎず、しかも、本規定が無くても、従来からの各種法令で、制裁を科すことが可能であり、本項は、重要な意義を持つ規定ではない。実際に、鉄道、メタル、採掘業務を行っているロシア国営企業に制裁が科されるかどうかは明確ではなく、仮に制裁が科されても、Sectoral Sanctionsであるので、米国企業・米国人、米国内に存在する者のみがこれらの制裁対象者との取引を禁止される。

③CATTSAの一部の規定において要件として規定されている”Knowingly”の意味

知っていた場合のみならず、十分に調べれば知り得たであろう場合も含む。これは、EARやその他の輸出管理法令と同様。この点で、”willfully”,“intentionally”（意図的に）とは異なる。

10.2 米国の制裁（Sanctions）における、国務省Office of Sanctions Policy and Implementation（制裁方針・実施部門）と財務省OFACの関係

方針及び実施共に両者共に密接に連携して対応している。従って、来月の米国ミッションにおけるこれらとの各会合においては、前回の2015年の米国ミッションの際と同様、同一の質問を行うことで問題無い。

10.3 イラン向けのデミニミスルールについて

イラン向けで、EARが規定する特定品目や600番台品目が包含されているため、デミニミスルールが適用できず、包含比率が10％未満でも、EAR/ITSR対象になる場合も、BISではなく、OFACの許可要。

日本貿易会「商社安全保障貿易管理行動基準」制定

一般社団法人日本貿易会　安全保障貿易管理委員会　事務局

日本貿易会は、貿易を通じて国際社会の発展とわが国経済の繁栄に寄与する目的で、1947年に設立されました。現在は商社の業界団体として活動しており、委員会活動を中心として、商社を取り巻く課題解決に向け、政府への政策提言、商社間同士の情報交換等を実施しています。安全保障貿易管理委員会においては、安貿管理上の諸問題に関して、商社の観点から共通の課題を洗い出し、またCISTEC殿をはじめとする関係団体との連携を強化することにより、政策提言活動に繋げています。

本委員会の2017年度の活動の柱として注力したのは、「商社安全保障貿易管理行動基準」の策定です。これは、日本を取り巻く世界情勢が、核・大量破壊兵器の脅威の増大やテロのリスクの拡大で一段と複雑化している一方で、商社の業態および事業環境はグローバルな拡がりをみせており、今まで以上に確実な安全保障貿易管理を実施する必要性を再認識し、各商社内での安貿管理の重要性の認識強化と商社業界としての取組みの社外への周知を目的に策定したものです。当会としては、安全保障貿易管理の分野に特化した行動基準を設けるのは初めてであり、会員各商社において本基準の精神に則って、安貿管理をグローバルな視点でより一層強化していくこととしております。今後も当会の活動におきまして、ご支援・ご協力の程、宜しくお願いいたします。

また、本行動基準を、当会ホームページ（http://www.jftc.or.jp/credoetc/index5.html）にも掲載しておりますので、ご参照いただければ幸甚です。

（担当　　鈴木　靖之）

以　上

商社安全保障貿易管理行動基準

一般社団法人　日本貿易会
2017年11月15日制定

日本を取り巻く世界情勢は核・大量破壊兵器の脅威の増大やテロのリスクの拡大並びに通常兵器の過度な蓄積により一段と複雑化し、不確実性が高まっている。国際貿易の一端を担う商社としては一層の安全保障貿易管理が求められており、この「商社安全保障貿易管理行動基準」を制定する。

１．基本理念

われわれ商社は、多岐にわたる商品・サービス等を扱い、グローバルに活動を行っていることから、国際貿易の担い手として、「国際的な平和と安全の維持」のために国際社会と協調した安全保障貿易管理を行い、武器や軍事転用可能な貨物・技術が懸念のある国家やテロリスト等に拡散することの防止に広く貢献する。

上記の目的を達成するために、本社のみならず国内外の子会社・関連会社においても所在国の法令を遵守するとともに社会規範や各社の企業倫理に従い、国際秩序の安定に資する安全保障貿易管理を実施する。

２．基本方針

われわれは、さまざまな貨物・技術の輸出・海外取引等を行うとともに、開発事業並びに投融資活動を展開している。このような活動にあたって、われわれは基本理念の実現に向けて以下の基本方針を定める。

（１）経営の基本姿勢

安全保障貿易管理の重要性を理解・認識し企業活動に努める。

（２）安全保障貿易管理法令の遵守

企業活動にあたり、所在国の安全保障貿易管理法令を遵守するとともに、国際ルール・海外法令等にも配慮する。

（３）社内ルールの制定

所在国の安全保障貿易管理法令を遵守するための社内ルールを制定する。

（４）社内管理体制の確立

社内ルールに基づいて、統括管理部署の設置等、社内管理体制を確立する。

（５）管理対象取引と管理手続き

管理対象取引を定め、それら取引について法令遵守のための審査を実施し輸出を行う。審査において、貨物・技術の該非確認・需要者・用途等の確認を行う。

（６）役職員の教育

安全保障貿易管理について、各社の業態・規模等に応じて役職員の教育を行う。

（７）監査の実施

ルールに則り、監査を実施する。

（８）違反の際の報告

法令違反が疑われる、あるいは違反がわかった場合の社内報告体制を確立する。また、法令違反があった場合、速やかに関係省庁に報告を行う。

以　上

輸出管理Q&A

Q&Aでは、輸出管理に関する法令・用語解釈や許可申請手続きの際に出てくる疑問を分かりやすく紹介しています。
CISTECジャーナルバックナンバーも是非お役立てください。

CISTEC　情報サービス・研修部　主任研究員　**岸　秀之**

QUESTION 1

輸出令第４条第１項第四号の少額特例は、非ホワイト国向けでキャッチオール規制に該当する場合は、適用できないといわれていますが、キャッチオール規制は、貨物の場合、輸出令別表第１の16の項に該当する貨物を対象にしているので、なぜリスト規制に関係する少額特例の規定で、出てくるのか理解できません。輸出令第４条第１項第四号の規定の読み方について、ご教示下さい。

ANSWER 1

輸出令第４条第１項第四号の規定を見ると、キャッチオールの根拠条文である輸出令第４条第１項第三号全部を引用規定しているわけではなく、あくまでイからニまでの「～用いられるおそれがある場合」（客観要件）及び「～通知を受けたとき」（インフォーム要件）のみを規定しています。つまり、輸出令第４条第１項第四号の規定を適用する場合には、一定価額以下の貨物の輸出であって、客観要件やインフォーム要件に該当しない場合には輸出許可の取得を要しないと規定しているものです。

なお、輸出令第４条第１項第三号柱書にある「輸出令別表第１の16の項に掲げる貨物」には言及していなく、輸出令別表第１の16の項に該当する貨物は、当然ですが輸出令第４条第１項第四号の少額特例の対象ではありません。

同様な例として、包括許可取扱要領の（別表３）の「条件（７）」の「許可条件の適用３）」の「『用いられる（利用される）おそれがある場合』とは…」でも、輸出される貨物が「核兵器等開発等省令」若しくは提供される技術が「核兵器等開発等告示」の規定に該当する場合、という規定も、特別一般包括許可対象のリスト規定貨物、技術に対して大量破壊兵器キャッチオール規制の「客観要件」に該当する場合は、ホワイト国以外は失効するというもので、ここでも輸出令別表第１と外為令別表の16の項の貨物・技術は対象ではありません。

（参考条文）

三　別表第１の16の項に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（別表第３の２に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないとき。

イ　その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ　その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ　その貨物が別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニにおいて同じ。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ　その貨物が別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

四　別表第１の５から13まで又は15の項の中欄に掲げる貨物であつて、総価額が100万円（別表第３の３に掲げる貨物にあつては、５万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を別表第４に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとするとき（別表第３に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、前号の**イ、ロ及びニ**のいずれの場合にも（別表第３の２に掲げる地域（イラク及び北朝鮮を除く。）を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号の**イからニ**までのいずれの場合にも）該当しないときに限る。）。

QUESTION 2

貨物等省令第７条第三号チにおいて、「デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した、デジタル電子計算機の附属装置であって、転送されるデータの転送速度が2.0ギガバイト毎秒を超えるもの」が規制されていますが、転送速度が2.0ギガバイト毎秒を超えるインフィニバンド装置は規制の対象でしょうか。

ANSWER 2

貨物等省令第７条第三号チは、運用通達８の項解釈「デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した、デジタル電子計算機の附属装置」に「デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために特別に設計されたものをいう。」と記載されている通り、計算機間を接続し能力を向上させるために特別に設計されたデータ転送装置を対象としていますので、ご質問のインフィニバンド装置等の汎用のデータ転送装置は貨物等省令第７条第三号チの規制対象ではありません。

書評

『北朝鮮　核の資金源 ―「国連捜査」秘録―』

Books cover

古川勝久（著）

新潮社

2017年12月刊

単価：1,836円（税込）

Review

本書は、国連安全保障理事会北朝鮮制裁委員会専門家パネルメンバーを務めた古川勝久氏による初の単著である。古川氏は、同パネルメンバーの一員として同僚とともに北朝鮮による外貨獲得ネットワークの実態を最前線で捜査してきた。加盟国からの報告に基づき、世界中に張り巡らされた北朝鮮の制裁逃れの現場に乗り込み、闇のネットワーク解明のため粘り強くひたすら捜査した貴重なノンフィクションである。

度重なる核実験とミサイル発射で軍事的挑発を繰り返す北朝鮮に対し、国際社会は何度も国連安保理の場で制裁措置を決議し、加盟国に対してその履行を求めてきた。しかし制裁を強化しても北朝鮮が歩み寄ってくる気配はなく、むしろ彼らの核・ミサイル開発は進展しつづけている。その背後には一体何があるのか、古川氏が捜査を進める中で直面したさまざまな問題が明らかになる。

たとえば制裁の抜け穴と言えば、中国やロシアがたびたび名指しされるが、日本にもそうした抜け穴があるのだという。北朝鮮との輸出入禁止＝全面禁輸という厳しい措置を講じながら、北朝鮮の核・ミサイル開発の脅威にさらされている日本。最大限の圧力でもって対処する筈の日本政府だが、そのお膝元に隣接した東京・新橋駅前の雑居ビルを訪れる古川氏。そこには北朝鮮の海運会社のフロントカンパニーがあり、その関係者とみられる日本人の足取りを追う。全面禁輸の日本国内においても、北朝鮮の闇のネットワークと隣り合わせだという事実に震撼する。日本から全面禁輸された後の北朝鮮がどうなったのか。彼らは世界中のマーケットを相手に堂々たるビジネスを展開しており、我々が思い描いていた物資やお金に困り果てて途方にくれる様子などかけらもないのだと思い知らされる。本書は、全面禁輸という政策が却って北朝鮮に対する我々の想像力や思考力を奪っているという負の側面をさらけ出す。もしかしたら彼らを利するのは、「全面禁輸だから北朝鮮との貿易はもうありえない」といった一方的な思い込みからくる思考停止、無関心、不作為なのではないだろうか。

北朝鮮の制裁逃れの実態は本書を読めば読むほど深刻だ。ある東南アジアの国には、北朝鮮との貿易で生じるロジスティクスのトラブルを調整する北朝

鮮人の便利屋が大都市に100人以上いて、いくらでも替えが効く状態だ。国連安保理で制裁指定されそうになれば、中国、ロシアが拒否権を発動して時間稼ぎをしている間に新たなフロント企業群を立ち上げ、休眠会社を復活させ、そこにビジネスの舞台を移していく。それが彼らなりのBCP（事業継続計画 Business continuity planning）なのだ。彼らの貿易のネットワークは脆弱な面が否めないが、むしろ打たれ強さというか、損なわれた部分が修復・復元される抗堪性（Resilience）にはうならされるものがある。また、学術研究などを行う国際機関などは、国連安保理決議の法的拘束力が及ばないことから、制裁対象の北朝鮮人研究者がアクセス可能であったり、基礎研究の名のもとに北朝鮮の研究者が訓練や研修を受けていたりする。

そして、冷戦以降中東・アフリカに拡散した旧ソ連の旧式兵器。もはや部品の交換も修理もできない代物だが、唯一北朝鮮だけが彼らに救いの手を差し伸べた。北朝鮮は今も紛争が続く政情の不安定なこれらの地域で、もはやだれも参入するものがいなくなった市場である旧ソ連製兵器の補修・メンテナンスを請け負っている。この際、技術者もセットで供給し、その人件費も貴重な外貨資金源となっているのだ。我々の言葉で評すれば、北朝鮮は中東・アフリカの旧式兵器ビジネスでグローバルニッチトップ企業だ。

こうして北朝鮮は、国営朝鮮貿易集団公司とでもいうべき巨大コングロマリットを形成し、世界中に展開されたフロント企業やペーパーカンパニーはすべてその集団の一員となっているのであろう。我々は、こうした状況になすすべがないかといえばそうではない。本書でも多くの示唆が提示されており、全面禁輸の日本においても、我々がやるべきことはまだ多く残されていると気づかされるだろう。「北朝鮮の制裁はなぜ効果が弱いのか」という問題意識を持つすべての人に是非本書を手に取っていただきたい。

学　会　便　り

第24回　日本安全保障貿易学会研究大会　終了報告

第24回日本安全保障貿易学会研究大会は、53名の参加者を得て2017年10月７日（土）に拓殖大学にて開催された。

自由論題セッションの応募は無かったため、午後の２件のテーマセッションで開催された。

第１セッションでは、米国DTSA（Defense Technology Security Administration）のScott Nelson氏を迎え、「米国国防総省・国防技術保全管理局（DTSA）との戦略対話」と題し、米国国防総省（DoD）における輸出管理政策に関し報告いただき意見交換を行った。Nelson氏からアジア圏におけるDoDの武器輸出に関する政策について報告があった。

近年アジア圏における武器輸入額はEUを超えており、DoDとしても注目している。米国の武器輸出については米国の技術優位、地域の安定、パートナー国の安全保障等を考慮して決定しており、相互運用性、軍隊間の連携、永続的な関係を重視している。特に技術の移転、再移転、みなし輸出には、一旦流出してしまえば同盟国全体に危機に瀕するので気を使っているとのことであった。更に、日本、台湾、中国に関するDTSAの取り組みについて報告があった。この後、これ等の状況に対し、買収・対諜報等の対応として、JAPEC（Joint Acquisition Protection and Exploitation Cell）、CFIUS（Committee on Foreign Investment in the U.S.）等の組織、活動について紹介があった。報告後、フロアから活発な質疑があった。

第２セッションでは日本における防衛装備品に対する検討の一助とするために、韓国における防衛産業の現状と輸出管理に関し、「韓国の輸出政策の動向」をテーマとして取り上げた。

畑氏から「韓国の輸出管理政策／制度の動向」と題し、近年の政策・制度の紹介があった。韓国は2001年に４レジームに参加後、2005年輸出入管理情報YesTradeを構築、2007年戦略物資管理院KOSTI設立など急速に体制整備を行ってきた。近々ではCP等級制実施、自国企業に対するビジネス支援の為の輸出管理施策を策定し、原子力プラント輸出許可制度などを新設している。政府が先導して装備品を含む輸出を促進している姿が浮き彫りになっている。一方、アジア圏に向けに韓国輸出制度の海外普及活動を実施し、タイがYesTradeの導入を決めるなどアウトリーチにも積極的な活動を行っている、との報告があった。

伊藤氏からは「韓国防衛産業の現状と課題」と題し、韓国の安全保障・国防政策に関し報告があった。装備品輸出額はこの10年で10倍（25億ドル）にもなり、輸出先も倍増した。これ等は国防外交・トップセールスや、資金融資などの輸出支援制度を制定したなど、防衛産業振興策が有効に機能したためとされる。一方、課題も多く、相次ぐ装備品の欠陥が露呈すると共に、国産化率の伸び悩みの問題もある。特に航空機では39.6%と低迷している。また、

産業不正に対する改革、技術革新と独自技術の流出保護などの課題もある。装備品は売れ続けなければならない宿命があり、次の装備品の開発も課題となっている、との報告があった。

今回のテーマセッションでは米国DTSAとの戦略対話が実現したことは大変有意義であった。更に、防衛装備品の輸出に関し、韓国での制度、課題の報告があった。大変参考になるテーマであり、フロアからも活発な質問・意見が出され有益な研究大会であった。

2017年11月
日本安全保障貿易学会 第７期会長 鈴木 一人

会場風景

鈴木会長
挨拶

日本安全保障貿易学会　第24回　研究大会プログラム

日時：2017年10月７日（土）
（12：30 ～ 12：50　2017年度総会）
13：00 ～ 15：00　第１セッション
15：10 ～ 17：00　第２セッション
会場：拓殖大学（東京都 文京区）文京キャンパス Ｃ101教室
〒112-8585　東京都文京区小日向３- ４-14
ＴＥＬ：03－3947－9295
http://www.takushoku-u.ac.jp/map/bunkyo/acc.html

・テーマセッション

第１セッション：〈米国国防総省・国防技術保全管理局（DTSA）との戦略対話〉…… 13：00 ～ 15：00

報告者：SCOTT NELSON氏（Senior Regional Policy Advisor Policy Directorate
Defense Technology Security Administration）
司会：鈴木 一人 氏（北海道大学）
討論者：佐藤 丙午 氏（拓殖大学）

第２セッション：〈韓国の輸出管理政策／制度の動向〉…… 15：10 ～ 17：00

報告者：畑 良三氏（CISTEC輸出管理アドバイザー）
「韓国の輸出管理政策の動向」

報告者：伊藤 弘太郎氏（キヤノングローバル戦略研究所研究員）
「韓国防衛産業の現状と課題」

司会：橋本 弘二氏（日本機械輸出組合）
討論者：高野 順一氏（日本輸出管理研究所）

第１セッション：「米国国防総省・国防技術保全管理局（DTSA）との戦略対話」
左より　鈴木 一人氏、佐藤 丙午 氏、SCOTT NELSON氏

第２セッション：「韓国の輸出政策の動向」
左より　橋本 弘二氏、高野 順一氏、畑 良三氏、伊藤 弘太郎氏

CISTEC　安全保障貿易情報センター

委　員　会　便　り

調査研究部

CISTECでは、経済活動と調和した的確且つ合理的な我が国の輸出管理制度の実現とその円滑な実施を目指し、「安全保障輸出管理委員会」を設置し、分野別に活発な活動を行っております。賛助会員等からなる２部会９専門委員会25分科会体制の下で、ワーキンググループ（WG）を含めると年間300回以上の会合を行い、安全保障輸出管理制度・手続き及び規制リストに関する我が国産業界の意見を取りまとめ政府へ提言するとともに、企業の輸出管理実務を支援するガイダンス等の作成に取り組んでいます。これらの活動を行っている部会、専門委員会、分科会の開催状況を以下にご紹介します。各会合の具体的内容については、賛助会員コーナーの委員会便りでご紹介しています。

※2018年１月４日時点の情報に基づき、作成しております。開催日は変更になっていることがございます。

【平成29年度の活動状況】

◆５月12日（金）

◇第１回化学製剤・生物系材料分科会

・主査、副主査選出
・来賓ご挨拶
・アンケート集計結果説明
・平成29年度　化学製剤・生物系材料分科会　活動方針・課題（案）討議
・その他

◇第１回先端材料関連分科会

・主査、副主査の選出
・来賓　ご挨拶
・アンケート集計結果説明
・平成29年度先端材料関連分科会活動方針・主要課題（案）の審議
・平成29年度先端材料関連分科会組織の検討
・その他

◆５月16日（火）

◇第１回制度・手続分科会

・主査、副主査選出
・来賓ご挨拶
・平成29年度分科会の活動方針・主要課題について
・その他

◇第１回生物・化学兵器製造装置分科会

・分科会の主査／副主査の選出
・経済産業省　ご挨拶
・アンケート集計結果説明
・平成29年度　分科会活動方針・主要課題（案）の審議
・平成29年度　分科会組織（WG）の検討
・その他

◇第１回役務分科会

・主査、副主査選出
・来賓ご挨拶
・アンケート集計結果説明
・平成29年度　分科会の活動方針・主要課題について
・その他

◆５月17日（水）

◇第１回総合分科会

・主査、副主査選出
・来賓ご挨拶

・本年度の活動方針（案）審議
・その他

◇第１回航空宇宙分科会
・分科会の主査／副主査の選出について
・アンケート結果（報告）に伴う意見交換
・平成29年度分科会の活動方針・主要課題について
・活動計画スケジュール（案）について
・その他

◇第１回自主管理分科会
・分科会主査、副主査の選任
・来賓ご挨拶
・アンケート集計結果説明
・平成29年度自主管理分科会　活動方針・課題
・その他

◆５月19日（金）
◇第１回核・原子力分科会
・分科会の主査／副主査の選出について
・アンケート結果（報告）に伴う意見交換について
・平成29年度分科会、WGの活動方針・主要課題について
・活動計画スケジュール（案）について
・その他

◇第１回電子デバイス分科会
・主査、副主査選出
・アンケート結果報告
・平成29年度電子デバイス分科会活動報告、議題討議
・電池WGの活動について
・その他

◇第１回半導体製造装置・材料分科会
・主査、副主査選出
・来賓ご挨拶
・本年度の活動報告（案）審議
・その他

◇第１回安全保障貿易情報分科会
・主査・副主査選任について
・来賓ご挨拶
・アンケート集計結果説明
・本年度の活動方針・課題（案）審議
・その他

◆５月22日（月）
◇第１回材料加工専門委員会　委員長・主査会議
・平成29年度活動体制の確認
・アンケート結果のレビュー
・第１回専門委員会への対応の検討
・その他

◇第１回半導体・集積回路分科会
・委員自己紹介
・主査・副主査選出
・平成29年度　アンケート結果報告
・平成29年度　半導体・集積回路分科会活動方針・活動テーマ（案）討議
・その他

◆５月23日（火）
◇第１回コンピュータ分科会
・主査、副主査選出
・来賓ご挨拶
・アンケート結果説明
・平成29年度コンピュータ分科会活動方針・課題（案）討議
・その他

◆５月24日（水）
◇第１回計測器分科会
・委員自己紹介
・主査・副主査選出
・平成29年度　アンケート結果報告
・平成29年度　計測器分科会活動方針・活動テーマ（案）討議
・その他

◇第１回素材専門委員会
・委員長、副委員長選出
・CISTEC（押田専務理事）挨拶
・来賓（経済産業省殿）ご挨拶
・アンケート集計結果説明
・平成29年度素材専門委員会活動方針討議

・平成29年度素材専門委員会組織討議
・その他

◆５月25日（木）

◇第１回海外法制度分科会
・分科会主査、副主査及び各WGリーダーの選任
・ご来賓挨拶
・アンケート結果説明
・平成29年度の活動方針及び課題の審議
・その他

◆５月26日（金）

◇第１回センサー・レーザー分科会／ レーダー・航法分科会
・アンケート結果（報告）に伴う意見交換
・分科会に関する意見交換（方向性の確認）
・分科会の主査／副主査の選出について
・平成29年度分科会、WGの活動方針・主要課題について
・活動計画スケジュール（案）について
・その他

◇第１回通信・情報セキュリティ分科会
・主査、副主査選出
・来賓ご挨拶
・アンケート結果報告
・平成29年度通信・情報セキュリティ分科会活動方針、議題討議
・その他

◆５月29日（月）

◇第１回ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会
・専門委員会の新委員長／副委員長の選出について
・アンケート結果（報告）に伴う意見交換
・平成29年度専門委員会の活動方針・主要課題について
・その他.

◇第１回国際交流分科会
・主査の選任
・ご来賓挨拶
・委員紹介
・アンケート結果の説明
・平成29年度の活動方針及び課題の審議
・その他

◆５月30日（火）

◇第１回輸出管理のあり方専門委員会
・委員長、副委員長の選任
・来賓ご挨拶
・アンケート集計結果説明
・平成29年度輸出管理のあり方専門委員会活動方針・課題
・その他

◇第１回材料加工専門委員会
・専門委員会正副委員長及び分科会主査の選出
・平成29年　材料加工専門委員会　活動方針、活動計画（案）審議
・その他

◆６月１日（木）

◇第１回国際関係専門委員会
・委員長及び副委員長の選任
・ご来賓挨拶
・アンケート結果説明
・平成29年度の活動方針及び課題の審議
・その他

◇第１回エレクトロニクス専門委員会
・委員長、副委員長選出
・来賓ご挨拶
・平成29年度アンケート結果報告
・平成29年度エレクトロニクス専門委員会活動方針・活動テーマ（案）討議
・その他

◆６月２日（金）

◇第１回センサー・レーザー・航法専門委員会
・CISTEC（押田専務理事）挨拶
・来賓（経済産業省殿）ご挨拶
・専門委員会の新委員長／副委員長の選出について
・アンケート結果（報告）に伴う意見交換
・平成29年度専門委員会の活動方針・主要課題について
・その他

◇**第１回制度専門委員会**
・委員長、副委員長選出
・来賓ご挨拶
・平成29年度専門委員会の活動方針・主要課題について
・その他

◇**第１回情報通信専門委員会**

◆６月５日（月）
◇**第１回貨物部会**
・部会長、副部会長選出
・平成29年度　安全保障輸出管理委員会　貨物部会の活動方針等

◆６月12日（月）
◇**第１回総合部会**
・平成29年度　総合部会役員選任
・平成29年度　総合部会の活動方針･検討課題（案）について
・その他

◆６月14日（水）
◇**第１回安全保障輸出管理委員会**
・平成29年度　安全保障輸出管理委員会の活動方針
・その他

◆６月20日（火）
◇**第１回工作機械分科会**
・来賓ご挨拶
・アンケート集計結果説明
・平成29年度　材料加工専門委員会活動方針・課題説明
・平成29年度　工作機械分科会活動方針･課題（案）討議
・平成29年度　工作機械分科会WGの編成について
・その他

◆６月21日（水）
◇**第１回軸受分科会**
・来賓ご挨拶
・アンケート集計結果説明
・平成29年度　材料加工専門委員会活動方針・課題説明
・平成29年度　軸受分科会活動方針・課題（案）討議
・その他

◆６月22日（木）
◇**第２回化学製剤・生物系材料分科会**
・来賓ご挨拶
・水銀に関する水俣条約の発効について
・ロッテルダム条約対象物質の追加について
・本年度のWG活動について
・　・活動の進め方、日程など
・　・ガイダンス改訂のポイント
・　・パラメータシート改訂のポイント
・安全保障をめぐる最近の話題について
・その他

◇**第２回先端材料関連分科会**
・来賓ご挨拶
・経済産業省宛提案書のフォローアップ
・ガイダンス、パラメータシートの見直し対応の方針等
・平成29年度政省令改正パブコメ
・分野別研修会のテーマ等検討

◆６月23日（金）
◇**第２回半導体製造装置・材料分科会**
・来賓ご挨拶
・担当マトリックスの確定状況説明
・第１回勉強会開催（講師：アズビル（株）吉川委員）
・その他

◆６月27日（火）
◇**第１回測定装置分科会**
・平成29年度の委員構成等について
・測定装置分科会の取扱貨物について
・前年度最終会合議事録の確認
・平成29年度第１回 材料加工専門委員会・分科会合同委員会 議事録の確認
・平成29年度 材料加工専門委員会 アンケートの結果報告
・平成29年度 測定装置分科会活動方針・課題（案）

の審議
・平成29年度 材料加工専門委員会 活動日程計画（案）の確認
・2017（H.29）年度 政省令等改正について
・材料加工ガイダンス（測定装置）の改訂について

◆６月29日（木）

◇第１回ロボット分科会
・来賓ご挨拶
・平成29年度　材料加工専門委員会活動方針・課題説明
・平成29年度　ロボット分科会活動方針･課題（案）討議
・その他

◆７月７日（金）

◇第２回半導体・集積回路分科会
・ご来賓挨拶
・平成29年政省令等改正について（予定）
・平成28年ガイダンスの発行状況の確認
・平成29年ガイダンス改訂の内容検討
・政省令改正（予定）に対応したパラメータシート改訂内容の検討
・アンケート結果への対応の確認

◆７月11日（火）

◇第２回生物・化学兵器製造装置分科会
・政省令改正パブコメについて
・新規政省令改正要望案について
・勉強会「ガス検知器」理研計器（株）様
・最近の国際的安全保障の状況について

◆７月14日（金）

◇第２回センサー・レーザー分科会／ レーダー・航法分科会合同会合
・ガイダンス改訂方針について
・貨物等省令第９条に於ける政省令とＷＡ原文との差異について
・分野別研修会について

◇第２回第２回計測器分科会
・第１回会合議事録の確認
・計測器分科会の取扱貨物について
・平成29年度政省令等改正について
・ガイダンスの改訂に関する討議
・パラメータシートの改訂に関する討議
・STC Expert 演習問題集の改訂に関する討議
・計測器分科会の組織強化について
・その他

◆７月18日（火）

◇第２回材料加工専門委員会　委員長・主査会議
・分科会活動報告、他

◆７月20日（木）

◇第３回化学製剤・生物系材料分科会
・平成29年度政省令等改正について
・本年度のＷＧ活動について：ガイダンス改訂ＷＧ、パラメータシート改訂ＷＧ
・化学品ＷＧについて
・本年度の分野別研修会について
・安全保障をめぐる最近の話題について

◇第３回先端材料関連分科会
・政省令改正パブコメについて
・経済産業省宛提案書のフォローアップ
・ＷＧ活動状況報告
・安全保障に関わる世界の情勢

◆７月28日（金）

◇第３回半導体製造装置・材料分科会

◇第２回航空宇宙分科会
・来賓ご挨拶
・航空宇宙関連資機材専門分野取扱製品マトリクス確認
・ガイダンス一次見直し結果のまとめ
・実地研修候補施設検討
・昨年度要望書の今後の対応について
・その他

◆８月４日（金）

◇第２回核・原子力分科会
・核・原子力関連資機材専門分野・取扱製品マトリクス確認
・製品・技術紹介企業について

・ガイダンス見直し結果のまとめ
・実地研修候補施設検討
・昨年度要望書の今後の対応について

◆８月22日（火）
◇第２回塑性加工等分科会

◆８月28日（月）
◇第２回測定装置分科会
・平成29年度材料加工専門委員会第２回委員長・主査会議　議事確認
・測定装置分科会の取扱貨物について
・平成29年度政省令改正について

◆８月30日（水）
◇第２回工作機械分科会
・WG活動及びSWG活動内容について

◆８月31日（木）
◇第４回化学製剤・生物系材料分科会
・輸出令別表第２改正について
・ガイダンス（輸出令別表第２化学品関連）改訂WG活動報告
・パラメータシート（化学製剤原料関連・輸出令別表第２関連）改訂WG活動報告
・化学品WG活動報告
・本年度　分野別研修会について
・本年度　合同見学研修会について
・安全保障をめぐる最近の話題について

◇第４回先端材料関連分科会
・平成29年度政省令改正パブコメ
・ガイダンスの改訂運営方法等の整備検討状況
・パラメータシートの改訂運営方法等の整備検討状況
・分野別研修会のテーマ・講師等の検討・調整状況
・合同見学研修会の要旨説明
・安全保障に関わる世界の情勢

◆９月１日（金）
◇第３回半導体・集積回路分科会
・ご来賓挨拶
・平成29年度政省令改正について（仮）
・平成29年度ガイダンス改訂内容確認
・平成29年度パラメータシート改訂内容確認
・その他

◆９月８日（金）
◇第３回計測器分科会
・平成29年度政省令等改正について
・パラメータシートの改訂に関する討議
・ガイダンスの改訂に関する討議
・STC Expert演習問題集の改訂に関する討議
・計測器分科会の組織強化について

◇第４回半導体製造装置・材料分科会
・平成29年度政省令等改正について
・パラメータシート改訂について
・BUP運用合理化WGの活動方針について
・第３回勉強会開催（講師：信越石英（株）赤堀副主査

◆９月20日（水）
◇第３回材料加工専門委員会　委員長・主査会議
・分科会、WG、SWG活動報告。
・規制番号国際化の状況、政省令改正の状況　等。

◆９月29日（金）
◇第３回センサー・レーザー分科会 レーダー・航法分科会合同会合

◆10月５日（木）
◇第２回軸受分科会
・ガイダンスの新規Q＆A案の検討
・４項軸受に関する要望書案の検討

◆10月12日（木）
◇第５回化学製剤・生物系材料分科会

◇第５回先端材料関連分科会
・平成29年度政省令等改正パブコメ（予定）
・ガイダンスの改訂運営方法等の整備検討状況
・パラメータシートの改訂運営方法等の整備検討状況
・分野別研修会のテーマ・講師等の検討・調整状況
・個別テーマの検討状況

・安全保障に関わる世界の情勢

◆10月13日（金）

◇第３回航空宇宙分科会

・政省令改正のパブコメについて
・ガイダンス見直し
・実地研修について

◆10月16日（月）

◇第３回測定装置分科会

・材料加工専門委員会第３回委員長・主査会議議事録確認
・測定装置分科会の取扱貨物について
・政省令改正について

◆10月17日（火）

◇第３回生物・化学兵器製造装置分科会

・政省令改正パブコメについて
・政省令改正要望書について
・輸出管理品目ガイダンス改訂について
・最近の国際的安全保障の状況について

◆10月20日（金）

◇第５回半導体製造装置・材料分科会

・平成29年度政省令等改正（案）確認について
・パブコメ募集及び提出内容の確認について
・パラメータシート・ガイダンス・CTC　Expert問題集改訂作業確認及び依頼について
・BUP運用合理化WGの活動状況等について
・第４回勉強会開催

◆10月23日（月）

◇第６回先端材料関連分科会

◆10月24日（火）

◇第３回工作機械分科会

・SWG活動内容にて

◆10月26日（木）

◇第４回半導体・集積回路分科会

・平成29年政省令等改正の状況について
・平成29年ガイダンス改訂の内容検討
・平成29年パラメータシート改訂の内容検討
・勉強会・見学会について

◆10月27日（金）

◇第４回計測器分科会

・政省令等改正と各種作業スケジュールについて
・パラメータシートの改訂に関する討議
・ガイダンスの改訂に関する討議
・STC Expert演習問題集の改訂に関する討議

◇第３回核・原子力分科会

・政省令改正のパブコメについて
・製品・技術紹介企業について
・実地研修について
・昨年度要望書の対応について

◇第２回電子デバイス分科会

◆11月２日（木）

◇第４回センサー・レーザー分科会／レーダー・航法分科会合同会合

・平成29年度政省令改正内容について
・ガイダンス見直し（案）について

◆11月６日（月）

◇第２回第２回自主管理分科会

・平成29年度自主管理分科会活動成果　中間報告
・WG、サブWG活動報告

◆11月21日（火）

◇第５回半導体・集積回路分科会

・平成29年政省令等改正パブコメの内容について
・平成29年パラメータシート改訂の内容最終検討
・平成29年ガイダンス改訂の内容確認
・勉強会・見学会について

◆11月22日（水）

◇第６回半導体製造装置・材料分科会

・パラメータシート改訂案の確認及び審議
・StC　Expert　問題集改訂案の確認及び審議
・ガイダンス改訂案の確認及び審議
・BUP運用合理化WGの活動状況報告等について
・第５回勉強会開催の件

◆11月28日（火）

◇第４回材料加工専門委員会　委員長・主査会議

・分科会、WG、SWG活動報告
・政省令改正について等

◆12月４日（月）

◇第４回工作機械分科会

・WG活動及びSWG活動内容について

◆12月５日（火）

◇第４回生物・化学兵器製造装置分科会

・本年度政省令改正パブコメ
・本年度の政省令改正について
・分野別研修会
・輸出管理品目ガイダンス改訂について
・最近の国際的安全保障の状況について

◆12月８日（金）

◇第５回計測器分科会

・平成29年度政省令等改正について
・パラメータシートの改訂について
・STC　Expert演習問題集の改訂について
・ガイダンスの改訂について

◇第４回核・原子力分科会

・STC　Expert　演習問題集見直し
・昨年度要望書の対応
・分野別研修会アンケート結果
・ガイダンス見直し

◆12月11日（月）

◇第５回センサー・レーザー分科会／ レーダー・航法分科会合同会合

・平成29年度政省令改正内容について
・パラメータシート見直し（案）についての審議
・STC Expert 問題集見直し（案）についての審議
・ガイダンス見直しについて
・中国輸出管理法（案）について

◆12月12日（火）

◇第３回電子デバイス分科会

◆12月14日（木）

◇第６回化学製剤・生物系材料分科会

◇第６回半導体・集積回路分科会

・平成30年政省令等改正について
・平成30年パラメータシート引き渡し版の事前確認
・平成30年ガイダンス改訂の最終確認
・STC Expert 問題改訂内容確認
・勉強会・見学会について
・その他

◇第７回先端材料関連分科会

・平成29年度政省令改正パブコメ
・平成29年度政省令改正パブコメ
・次年度政省令改正案
・経済産業省宛提案書のフォローアップ
・パラメータシートの改訂運営方法等の整備検討状況
・分野別研修会のテーマ・講師等の検討・調整状況
・ガイダンスの改訂運営方法等の整備検討状況
・個別テーマの検討状況
・安全保障に関わる世界の情勢

◆12月18日（月）

◇第４回航空宇宙分科会

・STC Expert演習問題見直し
・ガイダンス見直し
・実地研修について

◇第４回測定装置分科会

・平成29年度材料加工専門委員会　第４回委員長・主査会議　議事録の確認
・2017（H29）年度　政省令等改正について

◆12月22日（金）

◇第７回半導体製造装置・材料分科会

◆１月19日（金）

◇第８回半導体製造装置・材料分科会

◆１月31日（水）

◇第５回材料加工専門委員会　委員長・主査会議

SEMINAR・NEWS
セミナー・ニュース

◆海外法令関連◆

海外法制度シリーズ〈欧州／アジアの法制度編〉

2017年10月20日㈮東京：東京ビッグサイト

概要

2017年10月20日に東京にて海外制度シリーズ〈欧州・アジアの法制度〉セミナーを開催しました。271名の皆様にご参加いただきました。

本研修会では、欧州及びアジアをまとめて１日のコースとし、欧州編では、EU、フランス、英国・ドイツの法制度、アジア編では、インド、中国・香港、台湾、シンガポール、東南アジア、韓国の法制度について解説しました。

講義では、各国法制度の概要の説明に加え、ケーススタディを用いた実務手続きの解説、関係法令のアップデート情報、該非判定ツール、個別・包括許可申請フロー、相談制度、懸念顧客リストのチェック等、普段入手するのが難しい貴重な情報や、各国規制当局のウェブサイト利用方法もご紹介いたしました。

※敬称略

欧州の輸出管理制度の概要

９：15～10：30

EU及びフランスの輸出管理制度
横河電機株式会社
経営監査・品質保証本部　取引統制部　輸出管理室
マネージャー
幾田　旬

10：40～11：30

英国・ドイツの法制度
三菱商事株式会社
ロジスティクス総括部　安全保障貿易管理室
室長代行
木下 勝孝

アジア諸国の輸出管理制度の概要

11：30～11：55

インドの法制度
株式会社東芝
法務部　輸出管理室　参事
北山 久美子

12：55～14：05

中国・香港・台湾の法制度
コニカミノルタ株式会社
法務部第２グループ　マネジャー
久嶋 省一

14：05～14：35

シンガポールの法制度
三井物産株式会社
コーポレート物流部　安全保障貿易管理室
シニアアドバイザー
森野 清志

14：45～15：50

東南アジアの法制度
コニカミノルタ株式会社
法務部第２グループ　マネジャー
久嶋 省一

15：50～16：30

韓国の法制度
一般財団法人　安全保障貿易情報センター
輸出管理アドバイザー
畑　良三

16：30～17：00

質疑応答

アジア第２時限の様子

質疑応答の様子

海外法制度シリーズ〈欧州／アジアの法制度編〉Q & A

本セミナーで行われました質疑応答の一部を、内容を補足して掲載しています。研修会に参加された方につきましては、テキストの該当ページを記してありますので是非ご参照ください。なお、実際の輸出管理規制業務についての手続きや判断及び解釈に関しては、必ず最新の関係法令に拠って各自の責任で行っていただきますようお願い申し上げます。

【欧州】

《EU》

Q１．イタリアメーカーのインバータ装置（鉄道用）の部分品である電磁接触器に関して、CISTECがHPで公開している「輸出規制品目リスト 日-EU対比表」を使い、５ケタの規制品目番号をメーカーに確認しております。確認結果が「Non listed item」でキャッチオール規制対象品目の場合、米国EARで用いられている「EAR99」といったような番号は付されませんでしょうか？EU共通ルールおよびご存知でしたらイタリアの独自ルールもお伺いしたいです。

Ａ１．CISTECの海外法制度分科会傘下の欧州法制度調査ワーキンググループでは、毎年、欧州の主要国の法制度を見直して、ガイダンスを発行しております。その活動の中では、米国のEAR99のように、Non listed item（非該当品目）に対して独自の番号を付している国があるといった調査結果は、イタリアを含め、今のところ出てきていません。EU共通ルールが存在するといった情報もありません（仮に、EU共通ルールがあるとすれば、EU規則428/2009のなかで明示されると思いますが、そのような記述はありません）。

Q２．日本のライセンスでは包括許可と個別許可があって、個別に誓約書を出した輸出貨物は、転売や移設で事前許可が必要だったと思います。EUでも同じ仕組みでしょうか。

また、同様に包括と個別があったとして、対象貨物は日本と同じでしょうか。具体的には、EU国製の数値制御工作機械は個別、暗号品目およびレーザーは包括許可対象でしょうか。

Ａ２．CISTECでは国際交流分科会傘下の国際対話ワーキンググループにおいて、１年おきに訪欧ミッション団を組み、欧州の主要官庁やEUの主要機関であるコミッション（欧州委員会）、企業等を訪問し、輸出管理に関する意見交換をしています。2010年度のミッションにおいて、輸出した後の転売や移設の管理は、輸出管理ではないという話が、ドイツの所管官庁のBAFAからありました*1。よって、一般論ではありますが、輸出はあくまで輸出であって、その後の転売や移設を管理するというのは、非常に特殊なものであると考えてよろしいかと思います。ただし、全く無いということは言い切れないと思いますので、その許可対象の機微度を総合的に判断し、これはどうしても許可するにあたり何らかの条件をつけなければいけないと当局が判断すれば、それは付されてくるものであると思います。

ご質問の後半部分ですが、こちらはテキストのEUのスライド番号56から57にかけての内容が参考になると思います。包括的な許可としては、EU理事会規則 428/2009の中で、EUGEA（Union General Export Authorisation）が規定されており、その中身はEU001からEU006の６種類で構成されております。取引の内容が、EUGEAの中で許可されている仕向け地、品目と合致するのであれば、EUGEAを適用して輸出することが可能です。

＊１：「CISTEC 2010年 欧州政府・産業界との対話報告書」（CISTECジャーナル 2011.1 No.131 P 116-117 ＜工作機械の輸出後の管理について＞）を参照のこと。

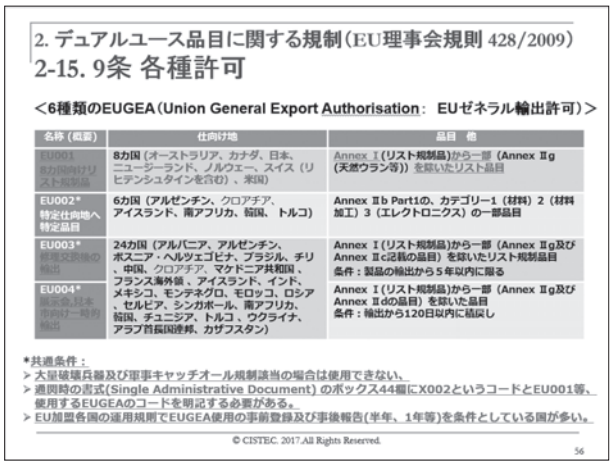

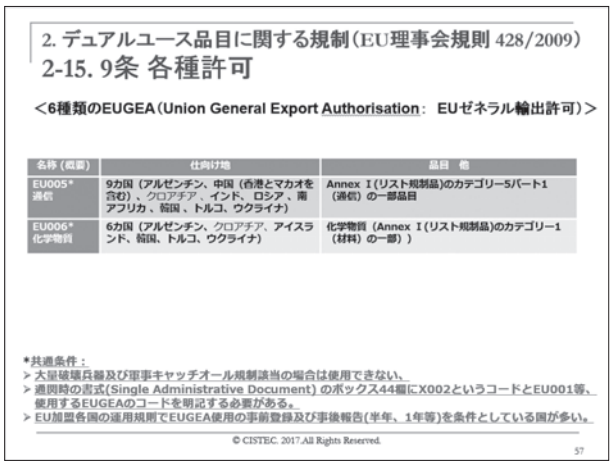

Q３． 日本の無償告示１号３、５に相当する許可不要の特例がEU、or欧州各国に存在しますでしょうか？
（１号３：展示会後の返送輸出、
１号５：ATAカルネ利用の返送輸出）

A３．無償告示に相当するものは、CISTECの欧州法制度のワーキンググループの活動のなかで確認した実績はありません。ですから答えるとすれば、まず無いと思います。代わりになるものとして、テキストのEUのスライド番号56から57にかけてのEUGEA（Union General Export Authorisation）が参考になると思います。EU001の場合、８カ国向けでしたら、ほとんどのリスト規制品目に適用できます。展示会後の返送やATAカルネ利用の返送にも適用可能です。８カ国以外が仕向地であっても、EU003は修理交換後の輸出に適用可能な包括的な許可です。ご質問いただいた内容全体を通して言えることは、まず、EU001からEU006のなかで適用可能なものがあるかどうかを判断するということが、ポイントになるという点です。

Q４． 欧州EUのクラウドストレージサービス使用に対する輸出規制を教えてください。EU圏内でも国別に違いがあればその情報もお願いします。

A４．いただいたご質問については、テキストのEUのスライド番号53ページの内容が参考になると思います。EU理事会規則428/2009のAnnex Ⅰ（デュアルユース品目規制リスト）で規制されている機微なソフトウエア、テクノロジーについては、スライド番号53ページの状況下では規制されるということになります。

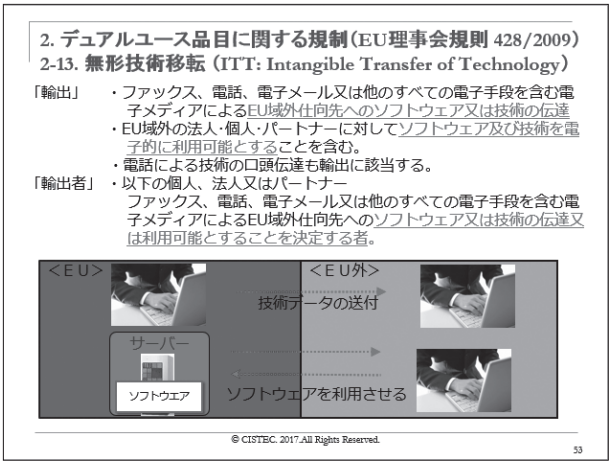

もう一つ紹介します。2016年11月、約１年前に、CISTECの訪欧ミッションがEUのコミッション（欧州委員会）と対話をしたときに、クラウドコンピューティングに関して質問しており、そのことに対する答えを受領しております。こちらは、CISTECジャーナルの2017年１月号、No.167の291ページの上の方に「クラウドコンピューティングに関する規制について」というタイトルで、次の様な内容が記されております。まず、CISTECのほうからの質問です。「データストレージサービスのEUにおける規制を知りたい」。これに対するコミッション（欧州委員会）の回答内容は「現行規制上は、サーバーがEUの地域の外にある場合は、外のサーバーにデータを送る、保管する場合でも、輸出に当たるという解釈も成立する」という悩ましい言い方

です。そういう解釈もあり得るということを言っています。ということは、これはケース・バイ・ケースの判断にならざるを得ないのではないかということであると思います。

コミッション（欧州委員会）としては、EU理事会（閣僚理事会）および欧州議会に対し、デュアルユース品目の輸出等に関する規制を独占的に提案する立場ですので、EU加盟各国における法制度の運用面を含め、広くいろいろな知見・情報を持っています。そうであるがゆえに、基本的にはケース・バイ・ケースで判断せざるを得ない、というニュアンスの回答になったのではないかと想像します。そこから導きだされる答えは、心配な事案があれば、EU加盟各国の規制当局に確認してくださいということになってくるのではないかと思います。

もう一つのCISTECからの質問は「SaaSの利用の場合はどうか。」というものです。これに対するコミッション（欧州委員会）の回答内容は「ソフトウエアの機能を、最終利用者に利用可能な状態にするという点では、現行規則上において輸出にあたる」というものです。当該ソフトウエアの仕様がEU理事会規則428/2009のAnnex Ⅰ（デュアルユース品目規制リスト）で規制されている機微なソフトウエアについては、SaaSによる提供行為が規制されるというのが答えになると思います。

Q５．ＥＵの輸出許可申請は全て電子申請とのことですが、電子申請できるためのライセンスはありますか？

日本では包括許可がないと都度申請で経済産業省に書面提出で、包括がないと電子申請できなかったと思います。包括を頂くためにはCPを提出して、信頼できる企業であることを証明する必要があったと思います。EUは誰でも電子申請可でしょうか？

Ａ５．まず、許認可制度の制定、執行等はEU権限ではなく、各EU加盟国の権限に属します。よって、各EU加盟国が輸出許可に関する電子申請／承認の電子インフラを構築しているか否かがポイントになります。例えば、英国にはSPIRE、ドイツにはELAN-K２、フランスにはEGIDEといった電子申請のインフラが構築されておりますが、使用するにあたっては、いずれも事前に登録を要します。登録に際して、ICPの取得を義務付けているという情報は、特にありません。また、EUGEAについては、最初に使用する前に事前登録が必要な国が多いようです。

なお、経済産業省に対する個別輸出許可の電子申請については、包括輸出許可の取得有無にかかわらず、NACCSの貿易管理サブシステムに登録していただければ可能です。詳細は、以下の経済産業省Webサイトにてご確認ください。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html

Q６．各EU加盟国の法制度には、我が国の輸出者等遵守基準のようなものはありますか？（平成18年度の大臣通達で、海外子会社に対しても「輸出管理規程の策定等による厳格な指導」が要請されており、経済産業省の検査官から立入検査の度に言及がありますが、外為法を根拠に海外企業を指導するのは難しく、各EU加盟国の法制度を根拠に指導を展開したいと考えています。）

Ａ６．輸出者遵守基準のような法制度を展開している事例の有無については、CISTECの欧州輸出管理法制度調査グループの活動の中で、正式に調査したことはありませんが、おそらく無いと思います。

Q７．

①テキストのEUのスライド番号35ページ上の図に関する質問です。輸出する時、Ａ国とＢ国の両方の国の独自法令に従うのですか？それともＡ国のみでしょうか？

②輸出する化学品がWMDキャッチオール規制の対象であるか判定する方法を教えてください。

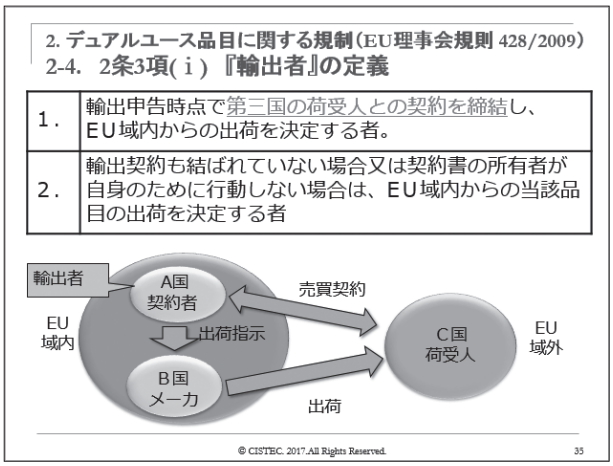

A７.

①について：

A国、B国それぞれに独自の法令がある場合、A国はA国の、B国はB国の法令に従うということになると思います。

②について：

リスト規制品目はEU理事会規則428/2009のAnnexⅠ（デュアルユース品目規制リスト）で規定されており、AnnexⅠで規定されていない品目（Non listed item）がWMDもしくはMilitary キャッチオールの規制対象品目となります。よって、ご質問の化学品がAnnexⅠで規定されていない品目（Non listed item）の場合は、WMDキャッチオールの規制対象品目となります。

Ｑ８． 弊社製品を日本の半導体製造装置メーカーに販売し、装置メーカーが日本で弊社製品を装置に組込み、欧州に輸出しました。その弊社製品のメンテナンスを日本の弊社工場で行いたく。弊社の欧州支店から日本に輸出する場合、その国の法令に従った輸出許可が必要なのでしょうか。修理特例は使用可能でしょうか。使用国はホワイト国、弊社製品は該当品です。

A８. 半導体製造装置の日本からの輸出先および貴社の欧州支店のいずれもがEU加盟国であるという前提で回答させていただきます。テキストのEUのスライド番号56（Q&A-２を参照）の内容が参考になると思います。

まず、貴社の製品が日本のリスト規制該当品目であるならば、基本的には、EU加盟国においても、EU理事会規則428/2009のAnnexⅠ（デュアルユース品目規制リスト）該当品目となります。なぜなら、両リストもベースはWA, MTCR, NSG, AGの輸出管理レジームの合意事項を反映したものだからです。

次にAnnexⅠ該当品目を日本に輸出する場合ですが、EUGEA（Union General Export Authorisation）のEU001の適用可否をご検討下さい。日本はEU001が適用可能な仕向地に含まれており、EU001が適用可能な品目は、Annex Ⅰ(リスト規制品)から一部（Annex Ⅱg (天然ウラン等)）を除いた品目と幅広いものになっております。

Ｑ９． EUの制裁や禁輸についての質問です。

①テキストのEUのスライド番号66で紹介されているEEASのサイトの内容に従う義務はありますでしょうか。または義務（強制力）はないが、従ったほうが無難と理解したほうがよいでしょうか。

②ガイダンス等ではEU独自のリストはないと記載されていると思いますが、いかがでしょうか。

A９.

①CFSPは通常、EU理事会（閣僚理事会）におけるEU加盟国の全会一致のもと、“Decision”（決定）という形式で決まるケースが多いと思います。この加盟国の全会一致の“Decision”（決定）という総意を受け、“Regulation”（規則）が制定されます。EU官報に掲載されます。この“Decision”（決定）は、通常、次

のような文章でしめくくられております。

“This Decision shall enter into force on the date of its publication in the *Official Journal of the European Union*.”（本決定は、官報発効日の翌日から効力を有する。）

また、“Regulation”（規則）の方も、次のような文章でしめくくられております。

“This Regulation shall be binding in its entirety and directly applicable in all Member States.”（本規則は、全ての加盟国に、完全に拘束力を持ち、直接、適用されなければならない。）

このような記述が“Decision”（決定）や“Regulation”（規則）に書かれている場合、EU加盟国はこれらに従う必要があります。

②最新のガイダンスは、2017年４月に刊行された『輸出管理ガイダンス 海外輸出管理法制度 欧州版　第12版』になります。こちらのEUの４ページ目に、統合制裁リストについての説明があります。

なお、最新の統合制裁リストは、テキストのEUのスライド番号66で紹介されているとおり、2017/８/４付のものとなっております。

Q10.

①ＥＵ域内から、シェンゲン協定加盟国、アンドラ、モナコへのAnnexⅠ、Ⅳ以外の輸出に規制はありますか？

②EARのDPLのように、EUリスト等で、EU内の国内取引が規制されますか？また、規制がある場合、規制の内容をご教示ください。

A10.

①デュアルユース品目については、EU理事会規則428/2009のAnnexⅠで規定される品目が規制対象になります。

Annex Ⅳでは、AnnexⅠの中の特に機微な品目をEU域内における加盟国間の移転であっても規制しております。シェンゲン協定加盟国（EU加盟国を除く）、アンドラ、モナコはEU加盟国ではありませんので、AnnexⅣにつき考慮する必要はありません。なお、デュアルユース品目については、EUのスライド番号41, 42で紹介されているとおり、EU理事会規則428/2009の第８条１項で、加盟国独自の規制品目を設けることが認められております。こちらにも注意する必要があります。

②EU域内における取引を規制する米国EAR(Export Administration Regulations)のDPLのようなリストはありません。

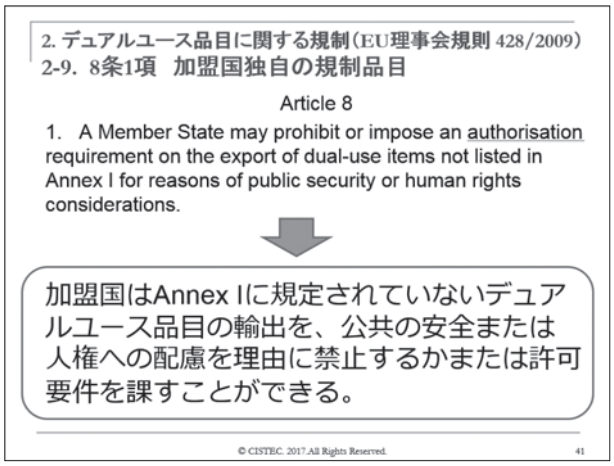

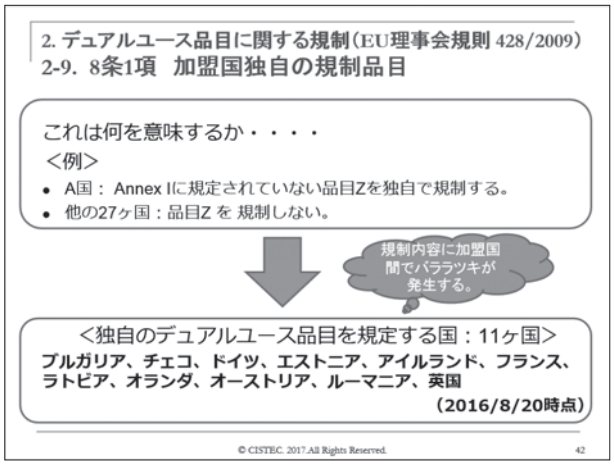

Q11.

イラン制裁の見方が、米国とEUと大きく異なっている中、日本はJCPOAを支持すると表明しています。日本の輸出企業は、どちらのスタンスを重視すべきなのでしょうか。引き続き、米国EARのGeneral Prohibition（一般禁止事項）１～10、特に顧客管理にあたっては、イランのIRGC（Islamic Revolutionary Guard Corps：革命防衛隊）等に注意を払うべきなのでしょうか。

A11. EUの制裁には米国の制裁に見られる２次制裁のような域外適用の規定がありません。よって米国制裁に対して抱くような危惧を持つ

必要は無いと思います。ただし、御社の欧州現地法人がEU加盟国に設立されている場合、これらの現地法人がEUの制裁に関連する法令を遵守する必要があることは言うまでもありません。

米国の制裁関連法令については、講義の対象ではありませんが、各企業においてビジネスの内容を勘案し、適切に顧客管理を行っていただくしか無いと思います。金融機関を介した代金の決済上の問題から、日本の輸出企業も米国の規制を重視せざるを得ないのではないかという気がいたします。

Q12. 具体的には産業用銃（建設用鋲打銃等）を想定していますが、武器と判断されうる貨物の輸出に関してWAよりも厳しい独自規制を課している国はありますでしょうか。特にルーマニアが気になっています。

A12. 例えば、EU加盟国の中で、英国、ドイツ、フランスにおいては、WAのML(Munition List)以外に、独自品目をリスト化しております。これらの内容については、CISTECで刊行されている『輸出管理ガイダンス　海外輸出管理制度　欧州版』の最新版にてご確認いただきたいと思います。

ルーマニアの軍事品目については、充実したwebサイトがありますので、そちらでご確認いただきたいと思います。

〈ルーマニアの軍事品目輸出関連webサイト〉
http://www.ancex.ro/?pag=21

Q13.

①日本法との違いで、該非判定が変わるようなものはありますか？
（当社コンペチタで技術的に該当の性能があるのに非該当品として販売されたものがあります）

②①に関連して、10%ルールは各国にもあるのでしょうか。

A13.

①デュアルユース品目の規制については、EUも我が国も４つの国際輸出管理レジーム(WA, MTCR, NSG, AG)におけるコンセンサス事項を反映することになっております。よって、基本的には規制内容は同じですが、それらの解釈は各国に委ねられております。よって、解釈に差が出るということは、望ましいことではありませんが、あり得ます。

また、国際輸出管理レジームの合意事項を法令に反映するタイミングによっても該非判定の結果が異なるケースもあり得ます。例えば、2016年度の法令改正のタイミングを見てみると、EUの場合は2016年11月16日、日本の場合は2017年１月７日施行と、約２ヶ月間のズレがあります。このズレの期間に該非判定の結果が異なる可能性があります。

②CISTECの欧州輸出管理法制度調査グループの活動の中で、EUおよび各EU加盟国において、10%ルールのようなものの存在を確認したことは、今のところありません。

《英国》

Q14. 英国の子会社を通じて、欧州域内や中東、アフリカにＰＣ関連機器を輸出しています。同子会社の輸出管理に関する内部監査や従業員教育にあたり、特に留意すべきポイント等をご教示ください。（チェックすべき項目や、従業員に特に意識させるべき事項など）

A14. 該非の確認と、規制対象取引についてのOGLの適用の可否の確認というようなことが重要だと思います。また、英国に限りませんが、最終需要者と用途の確認という基本的なところに注意が必要です。更には、これは実は今回の範疇ではありませんが、輸出先に中東が入っているということから、PC関連機器等という分野では米国再輸出規制には特に留意した方がいいと思います。

Q15. 現在英国で該非判定サービスが提供されていないとのことですが、

①いつからでしょうか。

②現在英国の輸出者はどのように該非判定を行っているのでしょうか。また、国はどの様に確認や規制（許可、不許可）の実務を行っているのでしょうか。

③再開はいつ頃が見込まれるでしょうか。

A15.

①いつからかという質問ですが、2014年ぐらいから停止しているようです。

②どのように該非判定を行っているかということですが、こちらは英国であっても他の国とあまり違いはないと思います。従来、英国ではECOの該非判定サービスを利用するように推奨されていましたが、現時点ではそれがありませんので、輸出者が自社で該非判定をせざるを得ません。ただし、ECO（又はECJU）では研修という形で、民間企業の該非判定能力向上のサポートは続けています。いろいろな研修がありますが、該非判定にてテーマを絞った研修もあります。これは有料で、終日のもので240ポンド（約３万７千円）です。また、その会社に呼んで、カスタムメイドで研修をしてもらうこともできます。その場合は１日で1,000ポンド（約15万４千円）となります。

国がどのように実務を行っているかということですが、イギリスについては、ECOの所属員は80人ですので、少なくはないかもしれませんが、多いという訳でもありません。ECO以外の国防省等の関係官庁がスムーズにサポートする目的から、輸出管理共同ユニット(ECJU)を設置したという面はあると思われます。ちなみにEUの規制リスト自体は、イギリスが作っているということです。こちらは英語だからだということもあるそうですが、Brexit以降どうするのかという点は、未だ決まっていないということです。

③該非判定サービスの再開がいつ頃かということですが、これは、去年、CISTECのミッションで現地に行った際に聞いた話では、当然要望は強いので、予算と人員が確保でき次第出来るだけ早く、2017年からという話もありました。但し、本日現在でもECOのサイトを見ると、until further noticeと、サービスをしていないとなっていますので、まだ実現していないようです。

《ドイツ》

Q16. ドイツ所在の商社経由で部品を供給しているメーカーです。納品先は日本以外の国ですので、当社は外為法とEARを遵守した輸出管理を実施しています。ドイツの商社は仲介貿易を行っていることになるので、EU規制とドイツ規制が適用されますか？納品先である顧客との取引契約は商社と顧客の２社間で締結しています。

A16. 許可が必要となるケースは限定されますが、ドイツの会社による仲介貿易はEU規制とドイツ規制が適用されます。ドイツではAWV第46条にて軍事品目（AL Part I/Section A）の仲介取引について、同第47条にて特定兵器とAnnex I該当品目のWMD関連用途について規定しています。EU規則で加盟国裁量となっているAnnex I該当品のsuspectやAnnex I非該当品のInformやKnow要件についてはドイツでは規定されていませんので、これはドイツでは対象外となります。

【アジア】

《インド》

Q１. インド：SCOMETの品目は日本のリスト規制品目とほぼ同じと考えてよいか？

A１. SCOMETリストも４つの国際レジームを元に作成されており、これまで不十分であったWAリストに関しても今年４月の改正で全面的に反映されたため、ほぼ同じと考えてよい。

《中国、香港、台湾》

Q２. シンガポール法制度では、規制品の無許可輸出違反に対する自主申告制度（罰則が低減される）があるそうですが、同じ様な措置が、中国、香港、台湾に存在するのでしょうか？存在するのであればその適用条件等をご教示ください。

A２. 中国ではそのような制度はありません。また、摘発事例自体がほとんど公表されていないので、法執行に際して自主申告が斟酌されているかどうかも分りません。

香港ではそのような制度はありません。ただし、重大な違反であり起訴処分となった場合には、自主申告したことが裁判所の量刑判断上、斟酌される可能性はあります。

台湾にもそのような制度はありませんが、国際貿易局は輸出者に積極的な自主開示を求めており、刑罰の軽減を認める運用を行っています。

《中国》

Q３．中国への輸出入に関する質問です。

BT（ブルートゥース）/Wi-Fi用LSIを日本から中国に輸出して、中国でモジュールまで組立生産し、それを中国から海外へ輸出する場合、注意すべき中国法令はありますか？

A３．現時点では、ないと考えてよいと思います。一番怪しいのは、商用暗号管理条例ですが、この点については、2000年レターに基づき、暗号処理を中核機能とするものではないという扱いで、ほぼ世の中の会社は扱っていると思います。実際に輸入するときも、輸出するときも特段の規制はかからないと思います。先ほど言ったとおり、今後の法改正、特に暗号法やそれに伴う商用暗号管理条例の改定、あとは出口管制法でどのようなものが規制されるようになるのかというところに今後は注意を払ってほしいと思います。

Q４．中国の軍事四証の英語名称を教えてください。

A４．ご質問の趣旨は、軍事四証の問題が米国で語られる際に実際にどのように表現されているのかということだと思いますが、残念ながら適切な英訳を見つけることができませんでした。軍民融合（Civil-Military Integration）についての議論は見つけられるものの、その中で軍事四証について論じたものは確認した範囲ではありませんでした。

海外の方への説明のために英訳するとすれば「人民解放軍向の装備を研究開発・生産する為の（４種の）資格認証制度」などと意訳した後に英文にした方が、意味が通じるのではないかと思います。

Q５．中国の規制リストでは、EUのAnnex Ⅰのように規制品の明確な閾値が規定されていない場合があると思います。

中国からの輸出に際して規制品に該当するか否か確認する方法についてアドバイスをお願いします。⇒CISTECの様な機関があるのか等

A５．中国にはCISTECのような団体はありません。出口管制法の運用がどうなるかについては公表されていませんが、既存の制度と同様になるとすれば、商務部(核関連は国防科学技術工業委員会)の各省レベルの主管部門にて、規制品の取扱業者としての資格申請や輸出許可申請を受けつけることになります。機微な判断については当該申請窓口に相談するしか無いように思います。中国の弁護士（律師）に相談しても、結局は商務部に相談することになると思われます。

Q６．

①中国輸出規制法規は、GB（国家標準）と関連していますか？或いは、業界標準、地方標準と関連したりしていますか？

②アジア２時限スライドP29のTC260から出るとすると、何をみていれば良いですか？

③規制の建て付けとして、上位で「出口管理法」が公布・施行されて、規制の対象や手続きが後から個別にGB等で示されるという進め方でしょうか？

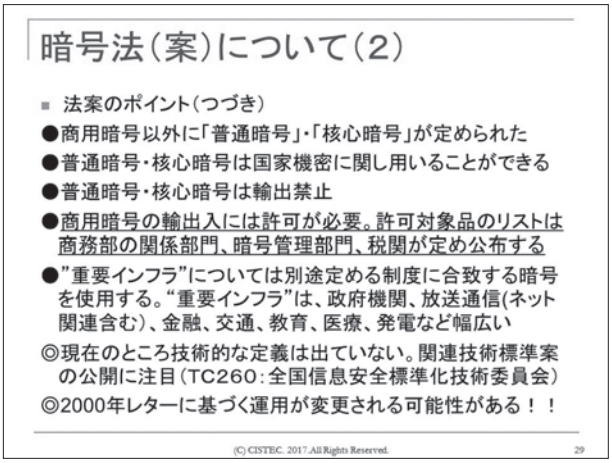

A６．

①商用暗号管理条例関連の告示では各種の暗号

製品の定義を技術標準として定めていますが、実際の輸出入に際しては2000年レターに基づく暗号処理を中核機能とする商品かどうかという判断が優先されているのが実態です。他の輸出管理法令では技術標準とのリンクはありません。

②TC260 のWebサイト（http://www.tc260.org.cn/）をご確認ください。他にもセミナーテキストのP135（中国のスライドのP33）に関連する機関のWebサイトを紹介していますので、参考にしてください。

③出口管制法が成立した後、半年程度(行政手続法によれば９カ月以内とのこと)で出口管理実施条例が公布され、規制品リストなども公表されるものと思われます。規制品リストに掲載される全ての物に対応するGB規格ができるとは思いませんが①で述べた通り、暗号関連では既に複数の標準が作られておりますので、これらが引用される可能性があると思います。

Q７． 中国の商用暗号管理条例や暗号法で規制される「暗号」というのは、日本の外為法や輸出令では非該当となるような暗号もあてはまりますか？（内容に関わらず「暗号全般」という意味でしょうか？）

また、インターネットを介してサーバー等で暗号ソフトウェアを中国と共有する場合、事前に中国政府への申請が必要になるのでしょうか？

A７．日本法で非該当の暗号でも中国の制度では規制対象となる可能性はあります。商用暗号管理条例については、現状、2000年レターによって「暗号処理を中核機能とした」もののみが規制対象となりますので、日本法の該非判定とは別の次元の判断であり、比較して考えない方が良いでしょう。暗号法が成立した場合には基準が変わってくる可能性がありますが、まだ暗号法の規制範囲は公表されていません。

後半のご質問については、前提が曖昧で確たる答えはできませんが、仮に商用暗号管理条例の規制対象になる暗号製品なのであれば、中国側がサーバーにアクセスできるようになるまえに暗号を共有する目的に応じた許可を取得する必要があります。ただし、開発や販売に関する許可は外資企業には降りない可能性が高いですし、輸入許可(使用許可)以外の許可取得のためには中国の暗号管理局にソースコード開示をする必要もありますので、慎重にご判断ください。

Q８． 中国内現地法人における輸出管理体制を整備するにあたり、中国律師やコンサルティング会社等の専門家を利用されましたか？

日本の本社内法務部門による現法輸出管理状況をマネジメント･モニタリングするには、リソース面や情報収集面で限界があるように感じますが、貴社ではどのように対応されているのでしょうか？

A８．現状、中国法を順守しておられる企業の多くはCISTEC活動を通じて入手した情報を基に日本の輸出管理部門が現地を指導しておられるようです。一部の企業で弁護士や輸出管理専門のコンサルを利用されていますが、欧米系の事務所を利用されています。中国律師事務所では税関問題に強いところはありますが、そういう事務所でも安全保障輸出管理について詳しい事務所は極めて少ないと思います。

Q９．

①中国に暗号製品を持ち込む際に、許可を取得している日本企業は、一般的なパソコンや携帯も許可を取得していますか？

②中国のスライド17で日本人技術者が該当役務を現地指導するのも中国政府の許可が必要になるのはなぜ？

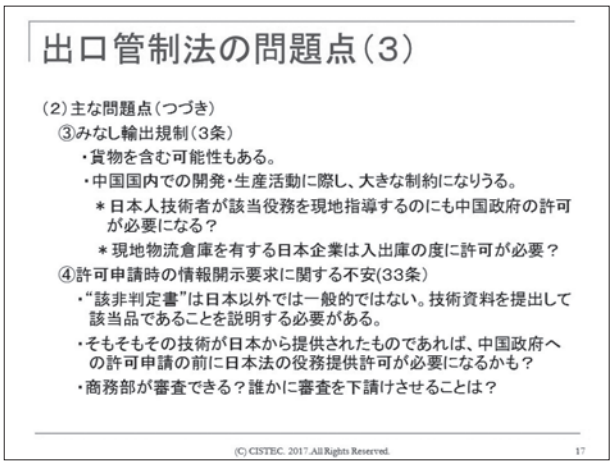

A９.

①一般的なPCとか携帯電話といっても、中にどんなアプリケーションを搭載しているかということで全く話が異なってくるものと思います。実際に各社にて対応は様々です。

中国の弁護士事務所にお願いすると、各地方の暗号局での違反摘発事例を調べてくれる場合があります。慎重に判断されるのであれば、そのような調査を行ったうえで、参考にするとよいでしょう。

②日本から出向・出張している技術者がメールやサーバーを利用して該当情報を入手する場合、現地法人のサーバーなどを経由して入手するケースが多いと思います。このため、現地法人から技術提供を受けたことになると考えられます。また、現地スタップから質問を受ける際にPCの画面を見せられて、そこに該当技術が書かれていればみなし輸出になる可能性があります。

更に生産している貨物やそのために使用している部品などに該当品が含まれている場合、現法の所有する図面や仕様書を見たりすることもあるでしょう。金型加工設備が該当だったとしたら、それを使ってみせれば、みなし輸出ですね。このように日本人が技術を指導する場合であっても、同時に現法から該当技術の提供を受けてしまうケースが考えられます。

《台湾》

Q10. 台湾メーカーの通信機器(暗号装置)で該非判定が明確でない品目に関して、該当か非該当かの判断は、台湾メーカーに対して、EU規制品目番号を確認し、５ケタの規制品目番号があれば「該当品」、「Non Listed Item」であれば「非該当品」で、キャッチオール規制部分の確認をすればよいとの理解であっていますか？

A10. 台湾のメーカーがEU法のリストの判定ができるのであれば、イコール台湾法の判定ができるということになりますので、EU法の判定に基づき判断して良いです。尚、ご質問の真意は「５ケタの規制品目番号」のいずれにも当てはまらない場合を想定されていると理解しました。

Q11. 台湾の法制度P67で、輸出規制強化地域の中で、中国については、「半導体ウェハー製造設備12品目」対象とありますが、具体的にはどのようなものでしょうか。また、これらの品目は該当品に限ってのものでしょうか。背景等も含め解説いただければありがたいです。

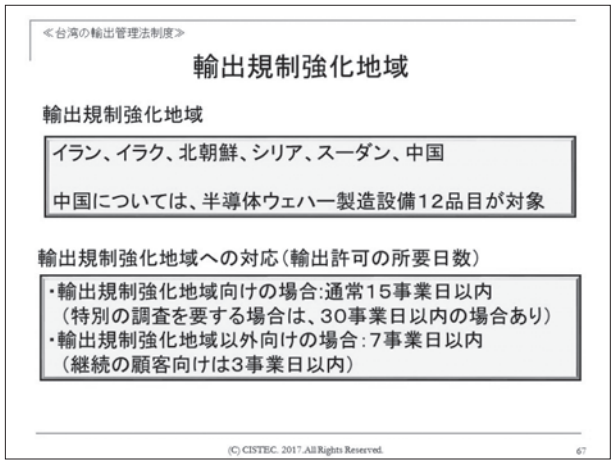

A11. 12 品目の詳細は、①化学的機械的研磨装置、②フォトレジストストリッパー、③フォトレジストデベロッパ、④急速昇降温熱処理装置、⑤蒸着装置、⑥洗浄装置、⑦乾燥機、⑧電子顕微鏡、⑨エッチング装置、⑩イオン注入装置、⑪フォトレジスト塗布装置、⑫露光装置です。1980年代に中台関係の改善などを背景に、台湾の中国向け輸出入規制は多くが撤廃されていきますが、産業政策(国際競争力の維持)として半導体ウェハーの製造技術を台湾内に保持したい(中国に産業移転させ

ない)との思惑から、これら12品目の輸出規制が継続されています。

Q12. 台湾のICP認定輸出業者は監査が義務とのこと。台湾企業が法人である場合、監査人が日本法人（親会社）でも問題ないか？

A12. 問題ないと理解していますが、台湾の制度に基づく内部監査ですので、現地語で書類を作成するなど、台湾の制度を意識して監査書類を整える必要があるでしょう。

Q13. 台湾：レッドフラッグのチェックは法的義務があるのか。ICPを届出していない輸出者も対象か？

A13. 先ず、ICP認定企業においては、レッドフラッグによるスクリーニングの実施が認定の要件であることから必須となります。それ以外の企業においては、法的な義務はありませんが、これら企業に対しても国際貿易局はレッドフラッグの活用を啓蒙しており、一部項目については、税関での審査時に確認するとのことです。

Q14. 弊社製品（該当品）を弊社が特定包括許可にて台湾の装置メーカーに輸出。台湾の装置メーカーは､中国に装置を輸出しています。その装置の補修品として、台湾の装置メーカーに輸出し、装置メーカーがそれを中国に輸出することは可能でしょうか。台湾からの補修品の輸出許可申請は、台湾の装置メーカーが行う事で宜しいでしょうか？

A14. ご質問の前提が若干不明ではありますが、台湾企業が御社からの輸出品を一旦、台湾で輸入し、その後に台湾から中国に輸出する場合、それが台湾法の該当品であれば、この台湾企業が台湾当局から輸出許可を取得する必要があります。

《香港》

Q15. 香港で、輸入許可を取得するのは、輸入者でいいでしょうか？

A15. はい。輸入者が許可を取得する必要があります。

Q16. 香港において『暗号製品のCryptography Notes適用判断は輸出入者が行ってはならず、TIDへ事前判定を求める（パワーポイントP39)』は法令に明記されていないとのことですが、香港内ではどの程度認知されているのでしょうか？（例えば、香港の輸入業者や通関・乙仲業者は、当然知っていて、輸入する際はTIDへ事前判定を求めるのが一般的なのでしょうか？

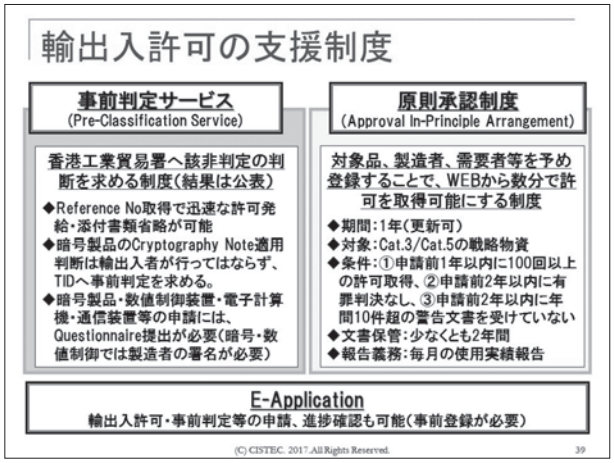

A16. 香港の制度全般に言えることですが、現地輸入業者や通関・乙仲業者の輸出入管理制度の理解度には相当にばらつきがあります。TIDのセミナーなどに参加している会社やTIDに指導を受けた経験のある会社は認知していると思いますが、認知していない会社もあります。

《シンガポール》

Q17. P225（スライド14）にイラン向け取引規制が記載されていますが②の「上記以外」とは外為法でいう明らかな16項貨物も含まれますか?技術の提供の場合も同様にTrade Netでの許可申請ですか？またイラン向けに医用機器や医薬品を輸出する場合米国OFACのGENERAL　LICENSEの様なものは無いのですか？

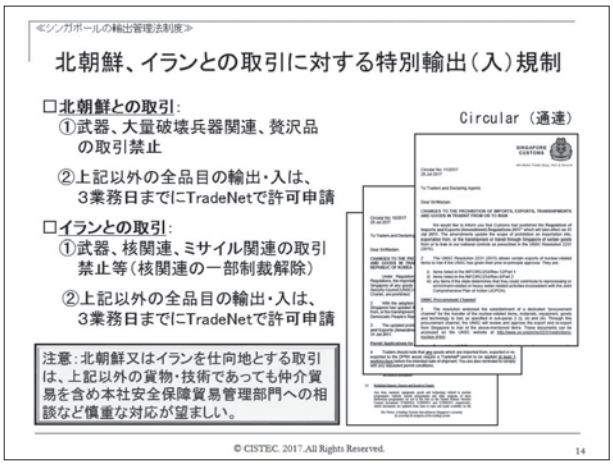

A17. 日本でいう16項品も含まれます。①以外の全品目の輸出入は、Trade Net permit(Trade Net で許可申請)が必要です。ただ、ここでいうTrade Net Permitという言葉が少しややこしいですが、いわゆるエクスポートライセンス申請（輸出許可申請）ではありません。日本でいうと税関申告です。なお、エクスポートライセンス申請（輸出許可申請）の申請先は日本でいうと経済産業省ですが、シンガポールでは税関にTrade Net で申請をします。その場合は、５営業日までに申請が必要です。

２番目の質問ですが、技術の場合には、Trade Netで許可申請ですかということですが、有形の技術の場合、例えばディスクに入っているもの、図面というようなものは、Trade Netで税関申告をしますが。無形の場合は、ITTパーミットといって、Trade Netでは税関に申請しません。医療機器や医薬品等を輸出する場合は、ゼネラルライセンスみたいなものがありますかというご質問ですが、シンガポールには、特にそのようなものありません。

Q18. P14、北朝鮮・イランとの取引に対して、用途にかかわらず、全品目の許可申請が必要となりますか？

A18. 用途に関係なく全品目のTrade Net permit（税関申告）が３業務日までに必要です。

戦略物資（リスト規制）に非該当であって、エンドユース規制に該当しなければエクスポートライセンス（輸出許可）申請が必要ということではありません。その他、A17の回答もご覧ください。

Q19. P231（スライド26）にICPに盛り込むべき事項があります。当社は経済産業省に内部規程を届出ており、その英訳分も海外販社に提供していますが、内容が盛り沢山の為、もっと簡単シンプルなグローバル輸出管理プログラムを求められています。その参考となる英文の雛形があれば参考にしたいのですが、ご紹介いただければ有難いです。

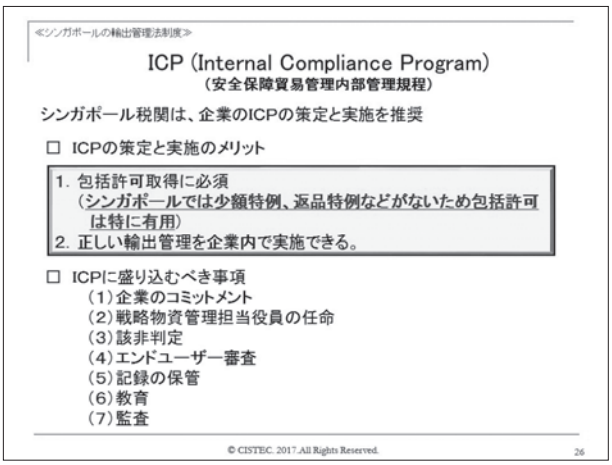

A19. CISTECが発行している「海外拠点のための安全保障貿易管理ガイダンス」の日本語版（2009年３月発行）と英語版（2010年３月発行）の中にグローバル輸出管理プログラムに活用できるICP(Internal Control Program)の英語版が例示として掲載されていますのでご参考にしていただけます。

Q20. シンガポールのブローカリング規制について、テキストに許可要件としてリスト規制貨物・技術を仲介する場合とありますが、パート１のデュアルユース品も対象に含まれますか？

A20. デュアルユース品目を含む戦略物資・技術/リスト規制貨物・技術を仲介する場合は、ブローカリング規制の許可要件に該当となり許可申請が必要です。

《東南アジア》

Q21. 一般市販暗号についての質問です。

日本では、判定対象品が一般市販されてい

ない場合でも組込んだ暗号機器が一般市販されていると、判定対象品も一般市販の条件を満たすルールがあります。このルールは、EUリスト法令、例えばマレーシアや、導入予定のタイでも適用出来るルールとして、見なしてよろしいでしょうか？

A21. まずマレーシアのほうですが、恐らくそこまで細かく運用方針が出ていないと思いますが、日本と同じような解釈をして大丈夫だと思っています。タイのほうについては、先ほど申し上げたように施行も１年延期されましたので、実際どうなるか分かりません。恐らくこちらも日本法と同じように考えてよいのだろうと思っています。もしタイの当局がこれは違うと思ったときには、先ほど申し上げたe-TMDという税関の該非判定登録システムの中で、追加の資料の要求等ができるようになっています。仮に、どうして本当に市販品とみなせるのですかというような問い合わせがあれば、そこからタイの当局の考え方が改めて明らかになるのではないかと考えています。

Q22. タイに仲介貿易の規制はないでしょうか？

A22. 現状はありません。また、セミナーでご説明した「Dual Use Itemsの輸出に関する規定」にも仲介貿易のルールはありません。タイ政府は、将来的に、より包括的な輸出管理の法律制定を目指しており、その中では仲介貿易も規制する考えとのことです。こちらは具体化まで、まだ時間がかかるようです。

《韓国》

Q23. 米国から韓国へITARあるいは600番台の軍事品をATAカルネで一時輸入し、米国へそのまま戻す場合、韓国の輸出許可は必要でしょうか？

また、このカルネ品目に軍事ソフトウェアや技術が含まれている場合の役務ライセンスはどう考えるべきでしょうか？

A23. 当該貨物が別表３に該当するとすれば韓国の輸出許可が必要でしょうが、「戦略物資輸出入告示」第26条(個別輸出許可の免除)第１項第５号において海外から輸入した戦略物資をそのまま元に返す場合、同第３項第５号に入手した戦略技術を提供元に返す場合に該当するならば輸出許可免除(不要)に該当する可能性があります。許可機関の防衛事業庁に相談されると良いでしょう。

Q24. 12月の改正後は、ネジやボルトのような明らかに該当しないようなものも、Yes Tradeで判定を行うのでしょうか？社内で確認しただけでは、税関に止められるのでしょうか？

A24. 第24次改正後であっても、自家判定書の登録は義務ではありません。一般市販されている汎用のネジやボルトは明らかに戦略物資に該当しないので、登録しなくても良いでしょう。

Q25. 韓国製のカメラを使って当社のアプリケーションの評価を依頼されました。このとき韓国からカメラを送付してもらう場合、韓国側で輸出管理システムへの登録は必ず行うものと考えてよいでしょうか？

また、日本からカメラを返却するときは通常の日本の手続きに従えばよいですか？

A25. 当該カメラが韓国の「戦略物資輸出入告示」別表２に該当するものであれば、輸出に当たって「戦略物資輸出入管理情報システム(Yes Trade)」を利用して事前判定/輸出許可申請手続きをされることになります。一方、当該カメラを日本から返却される時は、我が国の外為法に従って通常の輸出管理手続きをされることになります。

◆国内法令関連◆

STC Advanced／STC Expert（法令編）入門セミナー

2017年11月10日㈮名古屋：アイ.エム.ワイ
2017年11月22日㈬大阪：新大阪丸ビル別館
2017年11月27日㈪東京：東京ビッグサイト

概要

2017年11月10日名古屋、22日大阪及び27日東京にて〈STC Advanced／STC Expert（法令編）入門セミナー〉を開催しました。合わせて427名の皆様にご参加いただきました。

本研修会では、実務でもよく問題になる試験問題（過去問や類似問題）を演習形式で、多く取り上げ、試験対策のための問題分析と解説を中心に行いました。

試験対策だけではなく、ケーススタディ等は実際のビジネスの現場でも役立つものとなっております。

※なお、本セミナーを録画したものをDVDにて販売しております。詳しくはCISTECホームページ、書籍・出版物（研修用DVD）ページをご覧ください。

※敬称略

10：00～11：10

法制度全般
リスト規制・キャッチオール規制・罰則等
一般財団法人　安全保障貿易情報センター
情報サービス・研修部　主任研究員
岸　秀之

11：20～12：30

特例について
輸出令第４条第１項・貿易外省令第９条第２項・その他
一般財団法人安全保障貿易情報センター
調査研究部　主任研究員
大武　博

13：30～14：40

仲介取引・特別一般包括許可関連・輸出者等遵守基準関連
一般財団法人安全保障貿易情報センター
情報サービス・研修部兼調査研究部
主任研究員
布野 和彦

14：50～16：20

米国再輸出規制関連
一般財団法人安全保障貿易情報センター
参与
新留 二郎

16：30～17：00

質疑応答

１時限の様子

質疑応答の様子

平成29年度　STC Advanced／STC Expert(法令編)入門セミナー
Q & A

本セミナーで行われました質疑応答の一部を、内容を補足して掲載しています。研修会に参加された方につきましては、テキストの該当ページを記してありますので是非ご参照ください。なお、実際の輸出管理規制業務についての手続きや判断及び解釈に関しては、必ず最新の関係法令に拠って各自の責任で行っていただきますようお願い申し上げます。

Q１． スライド24につきまして、出張で外国にいる自社の社員との電子メールでの技術のやりとりは、許可不要でしょうか。

A１．スライド24で説明したとおり、出張で外国にいる自社の社員の「業務報告」の中に、仮にリスト規制該当技術があっても、役務取引許可は不要です。

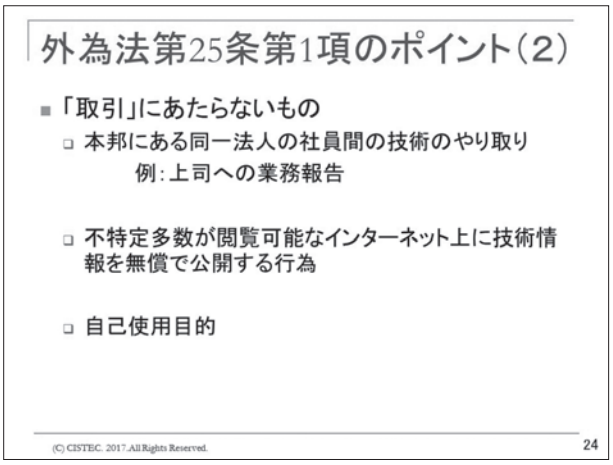

Q２． 中国の子会社から、日本の親会社の工場へ研修生として招く時に、親会社で雇用する場合、出向で招く場合、それぞれ、居住者となるのか、非居住者となるのかを教えてください。

A２．通常、中国の子会社から、日本の親会社の工場へ研修生として招く場合は、法人間で研修に関する契約等に基づき、実施していると思います。したがって、居住性は、法人間で判断します。「外国為替法令の解釈及び運用について」の規定から判断ができない場合については、具体的な事実を揃えて、経済産業省にご相談されると良いと思います。

Q３． 過去問10のケースの２についての質問です。取引相手の方が外国にいることを知った上でのメールの送信を許可不要と考えてよろしいでしょうか。偶然ではない場合で、外国にいる取引相手から電話等で依頼されて送信するようなケースです。日常的な取引の判断です。

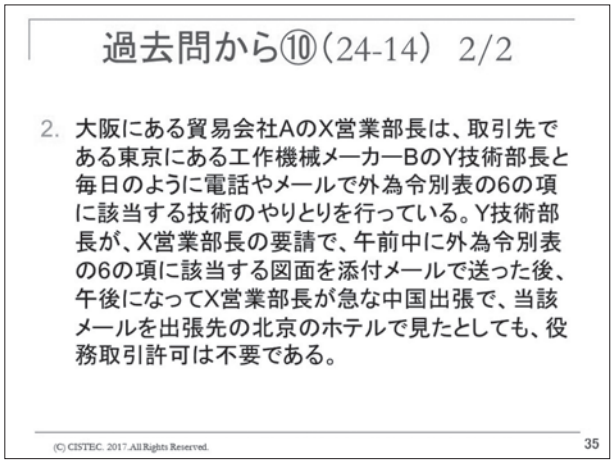

A３．この問題では、貿易会社とメーカーの間で、「毎日のように電話やメールでやりとり」があるというのですから、何らかの契約が国内で取り交わされていると思います。役務通達の情報開示（３）のスには、『取引の相手方が技術情報を受領する場所が特定国であるとは、当該取引における契約上の履行地が特定国であることをいう』とあります。偶然でない場合であっても、取引先のメーカーの部長から、今ニューヨークにいるので資料を送ってくれるか、ということで電話を受けたとしても、その元になっている契約が国内で締結されていて、それに基づき提供されているのであれば、役務通達の規定により問題ないと思います。

Q４． 海外留学中（３年以上）の社員に技術情報をメール等で伝えることは、技術提供にあたりますか？社員同士の技術のやりとりとしてよいでしょうか。

A４．この海外留学生と御社との関係等について、具体的な事実を検討する必要がありますが、通常、３年以上の海外留学生は、非居住者ですので、原則、役務取引許可が必要だと思います。

Ｑ５．

①海外現地法人で駐在員として勤務し帰国した社員について、日本法人籍になっていれば居住者になりますか。

②過去問12について、役務通達１（３）スは適用されないのでしょうか。

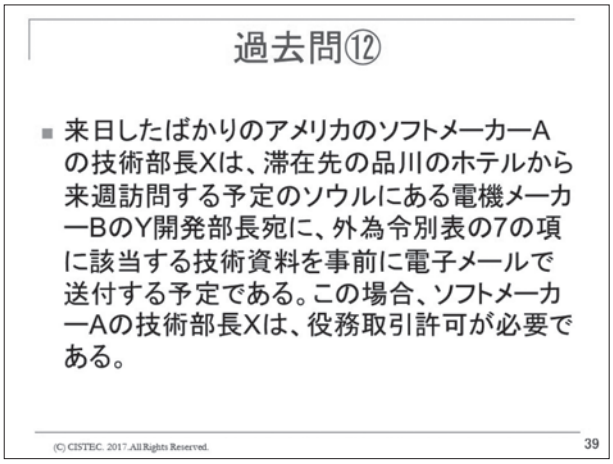

A５．

①「外国為替法令の解釈及び運用について」によれば、居住者になると思われます。日本人の場合は、原則、居住者であって、例外は限定されています。この場合、日本人が非居住者になる場合にあたりませんので、居住者にあたると考えられます。

②来日したばかりのアメリカの企業の人が、来週訪問予定のソウルにある電機メーカーの方に事前にメールを送りますということですから、リスト規制該当技術を外国に送るということで、これはそのまま履行地が外国であって、役務通達１（３）スは適用されません。

Ｑ６．

過去問⑫のようなケースで、実際に非居住者が許可申請をするとは考えにくいが、摘発事例はあるのか。また、日本の企業として、海外で同様のケースを想定すると、諸外国の法令も認識しておく必要があるが、現実的な対応策があれば教えていただきたい。

A６．摘発事例はありませんが、外為法の改正は、意外と海外の企業にも知られています。日本の企業も海外展開をする上で、現地の法制度を知る必要があり、CISTECでは、外国の法制度に関するセミナーも行っています。

Ｑ７．

①テキスト37ページの18番の考え方についてです。仕事で使用しなくても理解できる言語は、特異な言語に当てはまるのでしょうか。また、「極めて大部」とどのように判断するのでしょうか。

②テキスト43ページ、過去問24について教えてください。口頭で技術説明する際に、録音や録画等されて、その場にいない第三者にも技術提供される可能性がある場合は規制対象になりますか。

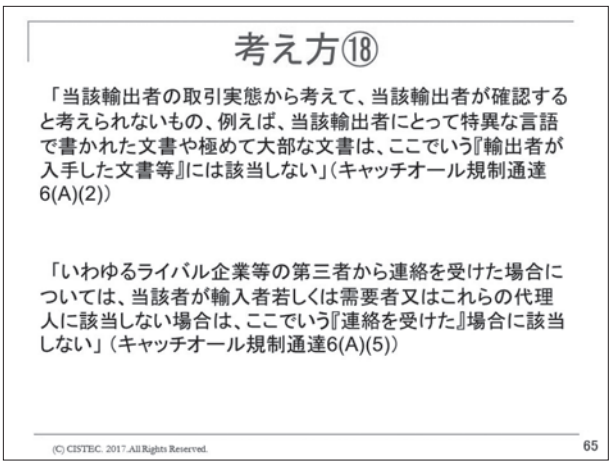

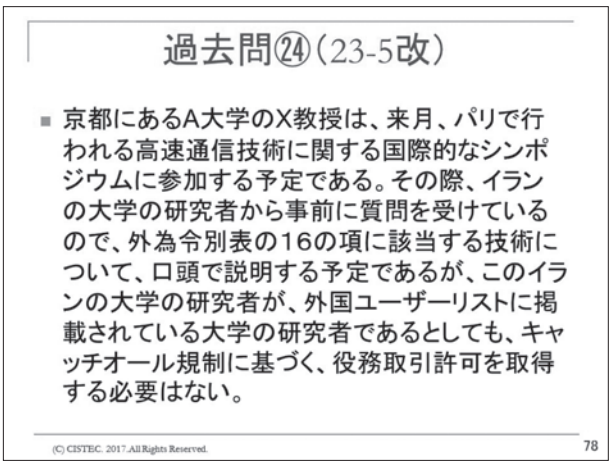

A７．

①例えば、中国向けの専門商社であれば、通常、英語や中国語が堪能かと思いますが、別の言語は専門家がいない場合が多いと思いま

す。そういった場合、アラビア語の資料を入手して、その中に、過去に核兵器の開発をしていたと資料に書かれていても誰も理解できませんので、そうした場合は、入手した文書から除くというものです。キャッチオール規制通達では、「通常の商慣習の範囲内」で入手した情報が基本です。極めて大部についても、「通常の商慣習の範囲内」で判断すればよいと思います。

②相手方が盗聴をしていることを提供者が全く認識していないのであれば、無許可提供の構成要件にあたらないと思います。

Q８． 技術とは、貨物の設計製造、または使用に必要な特定の情報を言うと、役務通達１（３）サにあるということですが、例えば暗号技術は、貨物に関わらない場合もあると思われます。暗号化プログラムであれば、なぜ貨物に関わらなくても規制されるのでしょうか。暗号技術は暗号装置の使用に必要であるからということなのでしょうか。

A８．外為令別表を見ると、技術は貨物ベースで規制が行われています。外為令別表の９の項であれば、該当している貨物の技術が最初に規制されて、該当していない貨物も関連する技術という形で、一部規制されています。基本はやはり貨物ベースで考えられているのが外為令別表の構造になっているので、そのぐらいの意味だとお考えいただければと思います。

Q９． p26「通常兵器の箇所に「１の項該当貨物・技術」とありますがリスト規制貨物はCA規制に該当しないと理解していますがCA規制の通常兵器とはどのようなものでしょうか。具体例をご教示願います。

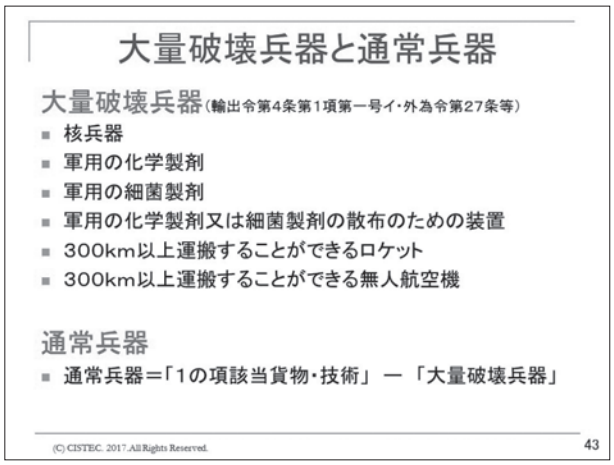

A９．通常兵器は、たとえば、戦闘機や戦車、マシンガンなどです。

Q10. １時限スライド47の大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件チェックリストの別表行為⑦d「宇宙の関する研究」は、結局どのようなときに該当するのか教えていただきたい。

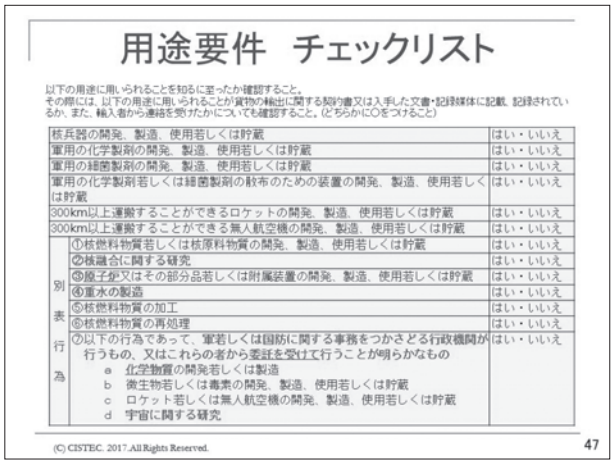

A10. キャッチオール規制通達６（A）（15）に規定されているように、「専ら天文学に関する研究」であるか否かがポイントになります。

Q11. スライド47の用途要件およびスライド58の需要者チェックリストはどの規約に基づいて作られたものですか。

A11. 通常、輸出管理内部規程で、用途要件や需要者要件のチェックリストを作成し、担当者などにチェックさせる企業・大学等が多いと思います。これは自社が適法な行為を行っていたことを立証するためのものです。このようなチェックリストを担当の異なる者が相互

にチェックし、業務文書として保管することが重要です。

Q12. キャッチオール規制では、口頭での技術提供が規制されていない根拠は、どの規定でしょうか。また、リスト規制では、口頭の技術が規制されているのは、どの根拠条文でしょうか。

A12. キャッチオール規制は、貿易外省令第９条第２項第七号が根拠条文です。「情報の送信を伴わない」という点がポイントです。リスト規制は、外為法第25条第１項が根拠条文になります。外為法第25条第１項の「技術」は、技術データ又は技術支援の形態により提供され、技術支援には、技術指導やコンサルティングも含まれます。

Q13. 個別許可で貨物を輸出したのですが、経済産業省から付帯条件で、需要者が当該貨物を移設する際は、事前相談を求められている時､当該貨物が大量破壊兵器関連用途の時は、時効の７年間を過ぎていれば、経済産業省に事前相談しなくてもいいのでしょうか？

A13. いいえ。７年を過ぎても事前相談する必要があります。

Q14. 法人が大量破壊兵器関連の輸出入、技術取引規制の違反をしました。輸出価格は３億円です。この場合の罰金額は10億円ですか、それとも輸出価格の５倍の15億円ですか。最大の罰金額を教えてください。そして、輸出価格が１億円だった場合は、最大の罰金額は10億円ですか、５億円ですか。

A14. 最初のご質問は、15億円です。これは、輸出価格の５倍になっていますので、３億円であれば、その５倍の15億円になります。輸出価格が１億円だった場合には、これは例の上限が10億円ですから、10億円が適用されます。

Q15. インフォーム要件は経産大臣による通知とありますが、実際には誰宛てにどのような形式で通知されるのかを知りたいです。また、経産省はどのような判断でインフォームに値するとして通知をしているのでしょうか。

A15. 法人の場合、経済産業大臣から代表権のある方に文書で通知されます。過去の例では、日本政府と外国政府との情報交換による場合や、本邦の企業が、中国にある原子力関連企業との取引について、経済産業省にご相談をした際に、インフォームを受けた場合等があります。

Q16. 受験に際する傾向と対策のセミナーであると伺い、内容を見受けましたので伺わせてください。セミナーで、ここは重要とのアドバイスを所々拝聴いたしましたが、今回の受験に際する時事的な留意点、事項はどのような事項、分野と心構えできますでしょうか。旬の留意点、分野等、もしあればお願いします。

A16. 今日、お話しした罰則は、直近の外為法改正で一番大きなポイントですので、CISTECのサイトなどで十分確認して下さい。Expert試験に関しては、CISTECで発行しています Expert演習問題集、過去問を４、５年分程度をしっかり学習されれば、十分合格できると思っております。Advancedに関しても、今、CISTECで発行しておりますAdvancedのテキストと演習問題集、あとウェブにある４年間ぐらいの過去問解説をしっかり学習していただければ十分合格できると考えております。

演習問題集や過去問を何度か自分で解いてみて、分からない場合は、必ず根拠条文を調べるようにして下さい。どの文言が問題となっているのかを意識することが重要です。外為法関連の重要な法令は、スマホでも見ることができます。

Q17. この度、法改正遅れにあわせての試験延期とのことですが、具体的にどこがどう改正されようとしているのか？教えてください。

本日の講義とは直接関係ありませんがよろしくお願いいたします。

A17. Expertを狙うのであれば、法改正について

も、自ら改正案を見て、読み解く力が必要だと思います。今回の改正は、パブリックコメントに出ていますが、暗号関連の改正がメインとなっています。

Q18. スライド25のパターンBで、出張先が特定地域ではなく複数の国でも対象になると理解していますが、その理解でよろしいでしょうか。

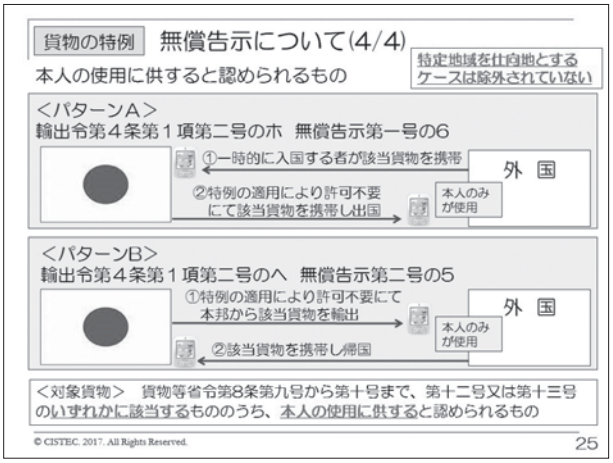

A18. 正しいです。出張者が複数の国を訪れる場合にも特例の対象になります。なお本特例の場合、特定地域向けは除かれていません。

Q19. 技術の特例で、掲載が保証されない論文に貿易外省令が適用できるということでしたが、同様に、掲載が保証されない論文の査読返却も適用可能と考えてよろしいでしょうか。

A19. 単に査読を受けるための該当技術の送信の場合、公知の特例の適用はありません。論文への掲載のための該当技術の送信であり、現地において査読も含まれている場合であれば特例が適用されます。

Q20. 学術論文の投稿に先立ち、海外の翻訳会社に原稿を送る行為は、公知目的の特例の適用になりますか。

A20. 学術論文の投稿に先立ち・・とありますので、論文の投稿とは別の行為（別の契約）と思われます。翻訳会社に該当技術の含まれた原稿を送る行為は、技術を公開するためではなく翻訳してもらうためのものと位置付けられます。この場合には役務取引許可が必要となります。

Q21. 56ページ、修理返品特例で少額特例、組込品で許可取得せず輸出した場合との関連で、許可取得が本件の要件となるのでしょうか。

A21. 本特例は、該当貨物について許可を取得し輸出されたことが要件になっています。少額特例を使用した場合や、いわゆる組込品に関する10パーセントルールを使用した場合、元々経産大臣の許可は要らないわけですから、特例のことを考慮する必要は一切ありません。

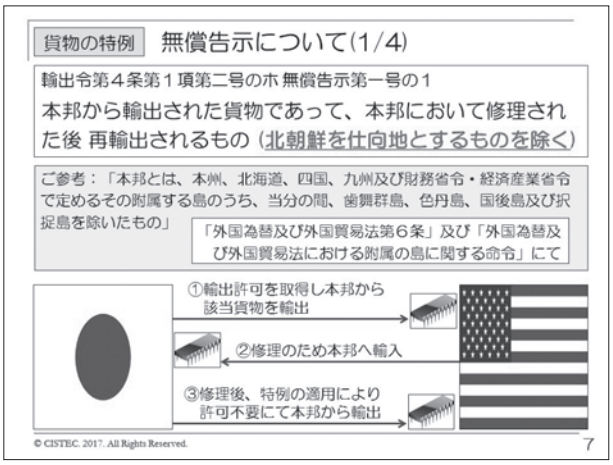

Q22. 少額特例の適用か、特一包括許可のいずれかを選択というケースは実務ではあり得ると思うが、許可実務ではあり得ると思うが、許可不要の点で、少額特例を優先すべきでしょうか？（金額精査必要）

A22. 少額特例の適用を受けるケースにおいて、包括許可を使用し輸出することは一切認められません。

Q23.

①スライド67の下の問題は市販プログラム特例は適用できるでしょうか？

②スライド31はリスト規制貨物であり27ページのキャッチオール規制には該当しないにもかかわらずキャッチオールに該当するというのは、１時限目と２時限目の説明に矛盾していないでしょうか？

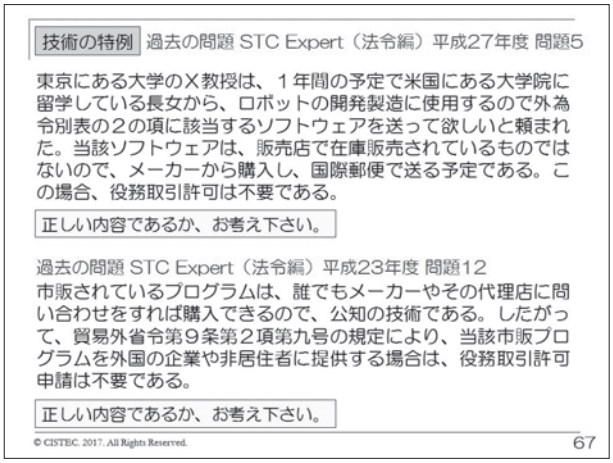
技術の特例 過去の問題 STC Expert（法令編）平成27年度 問題5

東京にある大学のX教授は、１年間の予定で米国にある大学院に留学している長女から、ロボットの開発製造に使用するので外為令別表の２の項に該当するソフトウェアを送って欲しいと頼まれた。当該ソフトウェアは、販売店で在庫販売されているものではないので、メーカーから購入し、国際郵便で送る予定である。この場合、役務取引許可は不要である。

正しい内容であるか、お考え下さい。

過去の問題 STC Expert（法令編）平成23年度 問題12

市販されているプログラムは、誰でもメーカーやその代理店に問い合わせをすれば購入できるので、公知の技術である。したがって、貿易外省令第９条第２項第九号の規定により、当該市販プログラムを外国の企業や非居住者に提供する場合は、役務取引許可申請は不要である。

正しい内容であるか、お考え下さい。

© CISTEC. 2017. All Rights Reserved. 67

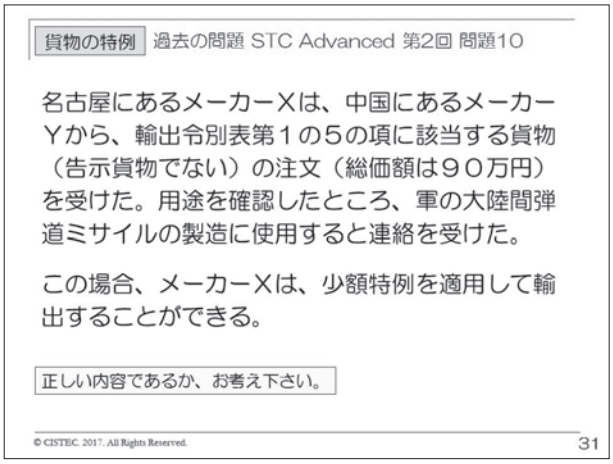
貨物の特例 過去の問題 STC Advanced 第2回 問題10

名古屋にあるメーカーXは、中国にあるメーカーYから、輸出令別表第１の５の項に該当する貨物（告示貨物でない）の注文（総価額は９０万円）を受けた。用途を確認したところ、軍の大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると連絡を受けた。

この場合、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することができる。

正しい内容であるか、お考え下さい。

© CISTEC. 2017. All Rights Reserved. 31

A23.

①市販プログラム特例の適用を受けるためには「販売店の在庫から販売される・・」など、貿易外省令第９条第２項第十四号イの要件を満たしている必要があります。設問にある事例の内容だけでは判断はできません。

②少額特例の根拠条文である輸出令第４条第１項第四号は、貨物に関するキャッチオール規制の根拠条文である輸出令第４条第１項第三号のうち、「イからニ」の要件だけを引用しているので、矛盾しません。（輸出管理Q&A参照）

Q24. オブジェクトコードのみが公開されたプログラムは、公知の技術か？

ガイダンスでは公知との記述があるが、オブジェクトコードは人が理解できないので公知とは言えないとの意見もあり、すっきりしない。

A24. 公知の技術となります。人が理解できる／理解できない・・といった観点を考慮する必要はありません。

Q25. リスト規制該当の暗号プログラムを内蔵した貨物を輸出する際に、市販することが確実であることをもって、役務取引許可不要と判断することはできないでしょうか。

A25. 例えばプログラムの市販日が確定しており、その旨をホームページ等で公開している場合、役務取引許可は不要となります。市販することが確実であることを示す根拠が必要になります。

Q26. ウェブサイトでソースコードが公開されているソフトウェアのソースコードを一部改変した場合、ライセンス条項等で、改変後のソースコードの、ウェブサイト上での公開義務があっても、実際に公開するまでの間は公知とはみなされないのですか。

A26. ソースコードを一部改変した時点で、公開されたソースコードとは別のものになっています。再び公知と見做されるためには、改めて公開する必要があります。

Q27. 今回のプログラムの内容について、詳しく説明いただきありがとうございました。

今回、ご説明いただいた内容の他に押さえておく必要がある項目等ありましたら、ご教授いただきたくお願いします。

A27. 貨物の特例は輸出貿易管理令の第４条に、技術の特例は貿易外省令の第９条に記載されています。ぜひご自身で内容を確認していただきたいと思います。

Q28. 基礎研究系研究所の該非判定時、リスト規制を判定する際、分子合成系の研究員受け入れ判定でどこまでリストを見たらよいか困ります。分子レベルの研究のため、応用範囲を想定しだすと切りがないと思うのですが。

A28. 該非判定に関しては、非常にお悩みの企業がいらっしゃるようです。基本的には、法令集に載っている別表第１や別表の省令や解釈も含めて判断するしかありません。もしお悩

みの場合は、例えば経済産業省の安全保障貿易審査課に聞くとか、われわれCISTECでも該非判定支援サービス等をやっておりますので、そちらで実際に聞いていただいて、そのお悩みになっている対象の資料等を基に説明していただきながら、結論を出していただくという対応が望ましいだろうと思います。

Q29. 輸出者等遵守基準省令１条１号では、教育について義務となっているのに、１条２号では努力となっています。該当貨物を扱う輸出者のほうが教育について義務としないと読めてしまいますが、認識に間違いがあったら教えてください。

A29. シート64枚目、テキストの122ページで輸出者等遵守基準と外為法等遵守事項の比較表をお見せしておりますが、これに関するご質問と理解しています。このとおりで、教育としては一応努力にはなっていますけれども、皆さまが内部規程として参考にされるのは、外為法等遵守事項のほうで、こちらでは「法令遵守に必要な指導と研修の実施」として教育は必須項目となっています。

一方、遵守基準省令１条１号にも実は全ての輸出者等に課す法的義務として、輸出者等業務従事者に対し、「最新の法令等の周知と関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行う」とあります。これは、まさに教育を通じてやることになるかと思います。遵守基準省令１条２号では「輸出管理責任者及び従事者に対し適切な研修を行うよう努めること」と規定してはいますが、実際にCPをお持ちになっている方は、やはり必要な指導は教育を通じて行うべきであり、結論として輸出者等が輸出管理教育を適切な部署の者に対し実際に行うか、教育を受けさせることが望ましいということになると思います。

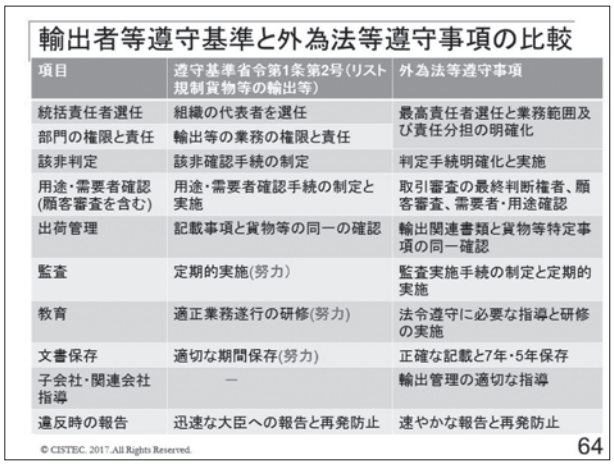

輸出者等遵守基準と外為法等遵守事項の比較

項目	遵守基準省令第1条第2号(リスト規制貨物等の輸出等)	外為法等遵守事項
統括責任者選任	組織の代表者を選任	最高責任者選任と業務範囲及び責任分担の明確化
部門の権限と責任	輸出等の業務の権限と責任	
該非判定	該非確認手続の制定	判定手続明確化と実施
用途・需要者確認(顧客審査を含む)	用途・需要者確認手続の制定と実施	取引審査の最終判断権者、顧客審査、需要者・用途確認
出荷管理	記載事項と貨物等の同一の確認	輸出関連書類と貨物等特定事項の同一確認
監査	定期的実施(努力)	監査実施手続の制定と定期的実施
教育	適正業務遂行の研修(努力)	法令遵守に必要な指導と研修の実施
文書保存	適切な期間保存(努力)	正確な記載と7年・5年保存
子会社・関連会社指導	―	輸出管理の適切な指導
違反時の報告	迅速な大臣への報告と再発防止	速やかな報告と再発防止

© CISTEC. 2017.All Rights Reserved.
64

Q30. 特別一般包括許可の条件の表の、用いられるおそれがある場合とは具体的にどのような場合ですか。用いられる疑いがある場合と明確な差が分かりにくいです。

A30. スライド34、35枚目に表がございまして、この特別一般包括許可の条件に関するご質問ということです。具体的に「用いられるおそれがある場合」とはどういうことかといいますと、キャッチオール規制の用途要件の別表行為と需要者要件等を言っています。これは特１包括なのでリスト規制ですが、キャッチオール規制のこれら要件に該当する場合のことを、「用いられるおそれがある場合」ということでご理解いただきたいと思います。法令集では、989ページの包括許可取扱要領別表３の左欄（７）同右欄３）に記載されています。ここを読むと、「用いられる場合以外の場合であって、輸出される貨物は『核兵器等開発等省令』、提供される技術は『核兵器等開発等告示』の定める規定に該当する場合」と書かれております。例えば、軍の委託を受けて化学物質の開発を行うなど「核兵器等開発等省令」の別表行為に該当する場合は、この「用いられるおそれがある場合」に該当するということになります。

その下の、「用いられる疑いがある場合」との違いが分からないということですが、「疑いがある場合」の方が懸念度は低いということです。具体的には、客観要件に該当しなくてもそういう疑いがあることを知った場合になります。お客さんのホームページに、

軍から兵器開発等の貢献に対し表彰を受けているとか、書いてあるのを見つけた場合にこの「用いられる疑いがある場合」に当たることになります。

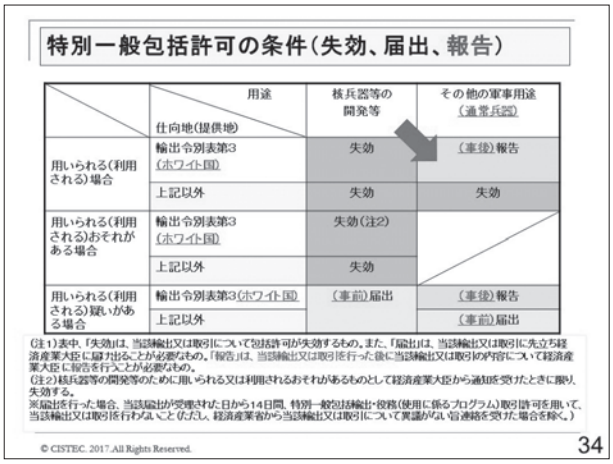

Q31. スライド34の「その他の軍事用途」に用いられるおそれがある場合の交点が斜線になっています。これはおそれ省令249号あるいはインフォーム要件に無関係という意味と理解して良いでしょうか。

A31. その通りです。おそれ省令は大量破壊兵器等に関する省令で、スライド34の表の基となっている包括許可取扱要領別表３の（７）（表１）中「用いられるおそれがある場合」の解釈は別表３の（７）３）に記載されていますが、そこには、「その他の軍事用途」に該当する場合の規定がありません。これは、前述のA30にも関連しますが、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に別表行為の規制や需要者要件の規制がないことなどが影響していると思われます。

Q32. ①ECCNとEU規制番号で異なる部分はあるのでしょうか。ある場合、具体的な例をお教え頂きたいです。

②外為法でリスト規制「非該当」であっても、EARのCCLに該当する場合は、例えば５D992のようにあると思いますが、ER99の場合、外為法でリスト規制該当という場合はありますか。具体的に教えてください。

A32.

①146ページ、スライド31をまず見てください。ここでカテゴリー０の所に核物質、核施設･装置の記載がありますが、EUの規則では、ここにNSGのパート１の品目が入っていると思います。しかし、米国では核専用品目はエネルギー省及び原子力規制委員会が規制しているため、CCLではこれらの品目がほとんど抜けています。次に、148ページのスライド35を見てください。生物･化学兵器の規制は３桁目が３になりますが、EUの規則は、ここが３の場合と４の場合があります。３桁目が４の品目は、CWCで規制されている品目で、３桁目が３の品目はCWCで規制されている品目以外のAGで規制されている品目が列挙されています。したがって、EU規則で１C350及び１C450で規制されていますが、米国ではこれらが全て１C350で規制されています。尚、EUの規制リストには米国の500番台（エマージング品目、衛星品目）、600番台（機微度の低い武器品目）及び900番台（米国独自規制品目）は存在しません。

②基本的にはないと思います。但し、規制が緩和された場合に反映される時期がずれていると、その可能性はあり得ます。又、英文の解釈が異なる場合にはその様な可能性はあると思います。

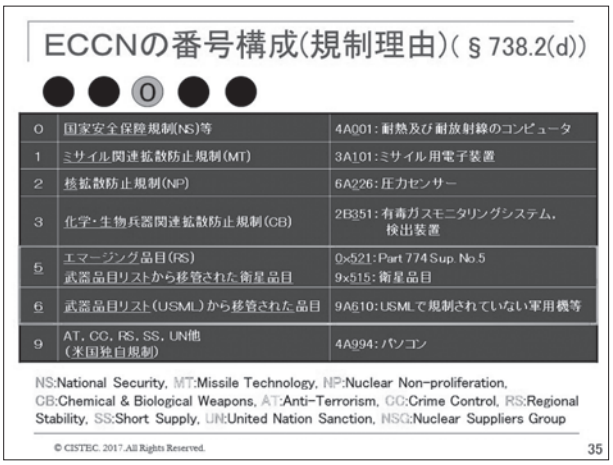

Q33. 先頃、米国トランプ政権が、北朝鮮をテロ支援国家に再指定しました。現在、E:1において既にイラン、スーダン、シリア、北朝鮮がテロ支援国とされています。米国において、テロ支援国とは２種類あるのですか？EARのテロ支援国E:１と何が違うのですか？

A33. 米国では国務省がテロ支援国指定を行います。2008年に国務省が北朝鮮のテロ支援国指定を解除しましたが、BISはこの時にEAR上のテロ支援国（E:１国群）から北朝鮮を削除せずに、D:１国群に北朝鮮を追加しただけでした。したがって、EAR上は北朝鮮はテロ支援国のままとなっています。今後、国務省が北朝鮮をテロ支援国に再指定しても、EAR上はほとんど影響がありません。多分、北朝鮮をD:１国群から削除するだけだと考えます。

Q34. STCエキスパート試験でEAR関連の問題が３問、５点程度出題されると思いますが、いずれも難易度が高く、正解率も低いように思われます。細かい箇所まで勉強しようとするとかなり時間がかかると思いますが、配点も高い為、効率よく勉強し、全て正解するためにはどのように勉強すれば良いかアドバイスを頂けるとありがたいです。

A34. 日常的にEARへの対応を行っていない方にとって、EAR関連の問題は難易度が高いと思いますが、業務に役立つ内容が出題されていますので、今日の研修内容、演習問題集及び過去問を勉強して、１点でも多く解答できるように頑張ってください。

Q35. 米国製品組込品と直接製品の違いについて、具体例を含めご解説ください。

A35. 米国製品組込品は、米国原産の貨物、ソフトウェア及び技術を組み込んだ非米国製の貨物、ソフトウェア及び技術を言います。他方、直接製品とは、米国から導入したソフトウェア又は技術に基づいて直接的に製造された製品を言います。米国原産の部品を組み込んだ非米国製の貨物は組込品であり、米国から導入した設計図（技術）を用いて製造した貨物は直接製品になります。

◆政省令改正関連◆

平成29年度 安全保障貿易管理説明会

〈政省令等改正の説明（輸出令別表第一関連等）〉
2017年12月７日㈮東京：人見記念講堂
2017年12月13日㈬大阪：大阪国際交流センター
2017年12月14日㈪名古屋：名古屋国際会議場

概要

国際輸出管理レジーム等の変更に伴う政省令等改正の説明会（輸出令別表第一関連等）を開催いたしました。

12月７日～14日にかけて東京、大阪、名古屋の３都市で経済産業省貿易管理部から講師をお招きし、改正内容のご説明及び質疑応答を行いました。

当日の質疑応答については、本誌掲載の特集記事をご覧ください。

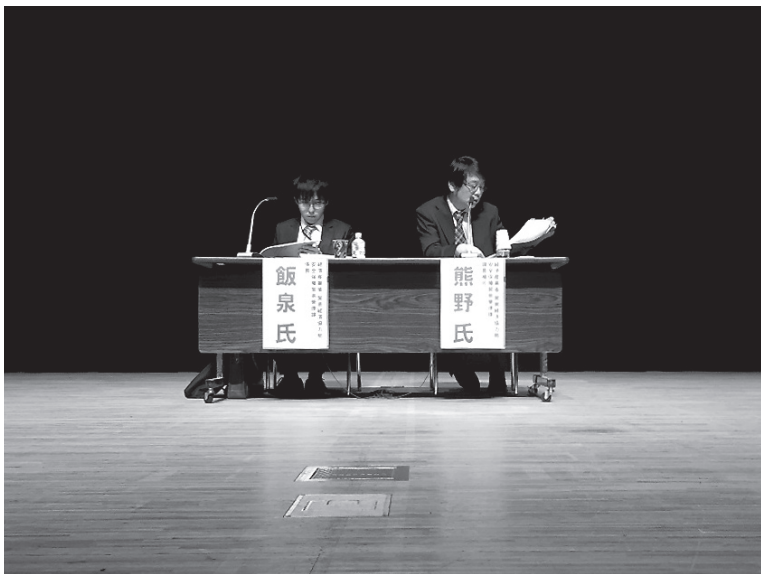

改正の説明（東京会場）

黄昏のテディベア（第1回）

藤本　修輔

プロローグ

フロントガラスを雨が滝のように流れていた。

住宅街の狭い道の先に、マンションの玄関の灯りがぼやけている。

白い手袋の運転手はライトを点けず、ワイパーを使うことも最小限に留めている。

冷房の効きが悪いのか、暗い車内は蒸し暑かった。

屋根を叩く、ダーという轟音が続いている。

運転手は無言で前の道を見つめている。

助手席の人物は、ゴム手袋の上に巻いた、腕時計を眺めた。

やがて雨が小降りになり、視界がはっきりして来る。

動いた、ワイパーの先に、マンションに向かって千鳥足で歩いて来る人影が見えた。

運転手が助手席を見た。

助手席は頷いた。

運転手はハンドルをしっかり握り直すと静かに発進した。

しかし、あっという間にスピードを上げると、車はその人影にまっすぐに突っ込んで行く。

千鳥足の人物が異変に気がつき、逃げ出そうとした時にはもう遅かった。

車は猛スピードで人物を巻き込み、跳ね上げると、そのまま住宅街を走り抜けて行く。

狭い道には変わり果てた、その人物だったモノが転がっていたが、周囲に動きはない。

街灯の蛍光灯が、切れたのか、明滅を始めた。

1．発見

「あれっ」

大塚梵児（おおつか・ぼんじ）は、その書類がおかしいことに気がついた。

梵児の前には段ボール箱がいくつも置かれている。

梵児はようやく見つけ出した書類を突き合わせてチェックしていたところだった。

「どうしたの？」

隣に座って別の段ボール箱を調べていた、桜井理恵（さくらい・りえ）が自分の書類を見るのをやめて梵児を見た。

梵児は大牟田電機に入社して２年目の新人、理恵はベテランの輸出管理室員だ。

「このイーディ（E/D）というのには、輸出許可証の番号が書いてあるんじゃないんですか？」

「輸出許可証を使っていれば、書いてあるはずよ」

「包括の輸出許可証でも書いてあります？」

「書いてあるわよ」

「そうですよね。さっきのE/Dには、包括許可証使用のケースでもちゃんと書いてあったのに、これには書いてないんです」

「どれ見せて」

理恵は梵児の見ていた書類を手に取って眺めた。

「確かに書いてないわね。これは輸出許可証を使っていない、税関申告じゃないの？」

「でも、このE/Dにインボイスナンバーが書いてあるでしょ。そのインボイスがこれです。このインボイス用の社内の船積み依頼書がこれ。対応する、該非判定書がこれなんです」

理恵は４つの書類を見比べ

「あら、該当品なの」
「そうみたいです。社内の船積み依頼書にも、はっきり該当品あり、と書いてあります」
「そうねえ」
「それに、船積み依頼書には、包括輸出許可証を使用するように、ちゃんと許可証の番号も書いてあります」
「確かに変ね。どういうことなんだろう？」
理恵は首を傾げた。

二人の会話は専門的なので、知識のない読書の為に作者が少し解説します。
ストーリーについて行けている方はこの解説の部分は読み飛ばしても支障ありません。
「E/D」とはExport Declarationの略、輸出申告書です。これは税関に対し、輸出しますよという申告の書類です。輸出申告書はそのまま許可証となり、輸出したという、正式な証拠書類にもなります。通関あるいは輸出の許可証と言ってもいいでしょう。但し、この書類は税関の書類です。
一方、二人が話している、「輸出許可証」は、経済産業省が発行するものです。こちらは税関に輸出申告をする前に、許可を取得しておくべきものです。税関の「E/D」はどんな商品を輸出する場合にも必要ですが、経済産業省の「輸出許可証」は、武器、ハイテク製品等、安全保障上のセンスティブな商品に対してだけ、必要なものです。経済産業省の「輸出許可証」が必要な、センスティブな商品のことを「該当品」と二人は言っているのです。
また、輸出許可証の種類の一つとして「包括輸出許可証」があります。
経済産業省が発行する「輸出許可証」は、１つの契約に対して１つの許可証が原則です。しかし、許可が必要なセンスティブな商品であっても、センシティブな度合が低い場合は、１つ、１つ許可証を取得するのではなく、包括的な許可証を取得することが可能なのです。これが二人の言っている「包括許可証」です。

「やっぱり、問題ありですよね？」
「そう。問題ありね」
「どうしましょう？」
「そうねえ」
理恵は忙しそうに作業をしている、物流部の様子を眺めた。
二人は物流部の作業机で、経済産業省からの立入検査の準備中だったのだ。
経済産業省から指定のあった、包括許可証を使った輸出について、顧客との契約の書類や社内の手続き処理も含め、一連の書類サンプルを捜しているところなのである。
本来は物流部が探し出してくれればいいのだが、「今は輸出業務が忙しくてそんなに急に言われても作業できるリソースがない」と断られた結果、二人がこちらに派遣されたのだ。

「とりあえず、これはサンプルとしては使えないわね。この件は、後で室長からこちらに言ってもらった方がいいと思うわ。一式、全部コピー取っておいて」
「はい、テディ用ですね」
理恵がちょっとだけ笑った。
理恵の笑顔をほとんど見たことのなかった、梵児には新鮮だった。
（笑うと結構、可愛いんだ）
テディと言うのは、室長のあだ名だ。より正しくはテディベアと言う。あだ名をつけたのは理恵だ。ベアは熊本という姓から、テディは本人が外人に「Call me Ted（テッドと呼んでくれ）」と言っているのを聞いて、思いついたのだそうだ。
梵児は思った。
（まあ、体型も似ているけど）

「役所は１週間で来ると言うし、社内は協力してくれないし、シワ寄せはいつもうちですね」
「しかたないわよ。物流部の人達も毎日の出荷作業を停める訳にはいかなくて必死なの。ここは毎日時間に追われた、戦場みたいなところ。私も昔ここにいたことがあるからよく知っているわ。１ケ月にここで処理する紙が段ボール６箱分もあるんだし、大変な仕事だわ」
理恵はキャリアが長いだけあって社内のいろいろな部署の経験がある。ＩＴ部門や工場の管理部門にも在籍していたことがあるらしい。
「ふうん、でも部長はヒマみたいですけどねぇ」
その時、さっきから長電話していた物流部の部長

が急に高笑いした。
理恵は声を潜め
「若い頃から、押しが強くて、現場では凄かった人らしいんだけどねぇ」
それから二人は夜遅くまで作業して、何とかサンプルの書類を整えた。

翌朝、二人は着任して間もない、輸出管理室、室長の熊本哲也（くまもと・てつや）のデスクの前で、昨日の作業報告をしていた。
理恵が報告し、梵児は疲れた顔で隣に座っている。
報告を聞きながらテディは内容をノートにメモしている。

「二人とも遅くまでご苦労さんだったね。しかし、E/Dの件はヤバそうだな。この１件だけ？　他にはなかった？」
梵児が答えた。
「なかったです」
理恵がフォローする。
「今回は、経済産業省の立入検査のサンプル資料収集が目的でしたので、このポイントでは調べていません。収集した他のサンプルでは問題がありませんでした」
「そう。B/Lはある？」
「Airway billです。一式の資料に付けてあります」
テディは資料を繰ってAirway billをチェックしている。
梵児が小声で理恵に聞く。
「B/L って何でしたっけ？」
理恵は呆れた顔で
「梵ちゃん、また忘れたの？　１年目に貿易実務のe-learning受けたんじゃなかったっけ？」
梵児は頭を掻き
「健忘症なんです。勉強している時は覚えているんですけど、終わると忘れちゃうんです。イヤミ言わないで教えて下さいよ」
理恵はため息をつき
「BIll of LadIng。船会社が発行する船荷証券。荷物を受け取ってちゃんと船に載せましたという証拠で、到着先での荷物の引換証にもなるし、担保として金融機関に持ち込むこともできるものよ。貿易実務では一番古典的な書類」
「Airway billは？」
「これも飛行機に載せましたという証拠書類。ただ、飛行機の場合は、時間的にすぐに現地に着いちゃうので担保にするとか、引換証とかの性格はないの」
二人の会話を遮って、テディが唸った。
「う〜ん、この混載業者か。たぶん乙仲も頼んでいるな」
梵児が聞いた。
「すみません、乙仲って何ですか？」
「通関業者のことだよ。だいたい輸送業者が兼ねることが多いんだ。この業者に問題があるのかもしれない」
理恵が言った。
「あまり聞かない業者ですね」
「新規参入させて競争させているつもりなんだろうけど、通関業者はしっかりしたところを使わないとまずいなぁ。う〜ん、押山さん相手かぁ」
押山というのは、物流部長のことだ。
「業者扱いについては、とかく噂のある方です」
「うん、知っているよ。だから心配なんだ」
梵児が思いつめたように言った。
「あのぉ、昨日夜中に考えて眠れなくなったんですけど」
テディと理恵が不審な顔で梵児を見た。
「室長も先週着任されたばかりなので、もしかするとご存知ないのかもしれないと思うので言います。このケースは、該当品を経済産業省の許可を取らずに輸出したので、明らかに外為法違反なんです。違反すると、逮捕されたりするかもしれないんです。新聞沙汰になるかもしれないんです。早く、役員とか、会社の上に上げないとまずいんじゃないでしょうか」
理恵が言った。
「形式的には、ね。でも、大牟田電機は包括許可証を持っているから、経済産業省の許可はもらってあるの。だから、単に税関への申告を間違えたという手続き上のミス。税関への申告を修正できれば問題はないわ」
テディが言った。
「まあ、しかし、社内管理上の問題はあるし、経済産業省には報告する必要がある話だ。役所に報告する前には、役員にも上げておかなければならない

が、まずは税関に説明して修正申告に応じてもらうのが先だ」

梵児は、ほっとした顔をして

「じゃあ、逮捕されたりしないんですね？」

テディが言った。

「こんなことで逮捕されることはないよ、ねえ、理恵ちゃん」

理恵は一瞬間を置いてからしっかりと頷いた。

「E/Dがおかしい件は私から押山さんに話しておく。君たちは他の書類の作成にかかってくれ。あ、そうだ、ちょっと待って。加賀さん！」

理恵たちが座っているデスクの島に座っていた、目つきの良くない、中年の男性が禿げた頭を上げた。

「加賀さん！」

テディがもう一度言った。

加賀銀次郎（かが・ぎんじろう）がテディのデスクの前に来る。

噛みつくような口調で

「何ですか⁉」

「該非判定をきちんとチェックしてもらいたい件があるんだ」

「モノは何ですか⁉」

「ええと」

理恵が答えた。

「書類、後でお渡しします」

銀次郎は席に戻って行く。

全く愛想がない、というかけんか腰にしか見えない。

梵児は思った。

（室長が変わってもこの人は何も変わらないなぁ）

梵児が席に戻ってしばらくすると、テディが電話を掛けた。

珍しく時間がかかっているので、梵児も聞くともなく聞いていると、どうも物流部の押山部長と話をしているようだった。

「ええ、ですから、社内の書類上は明確に該当品です。包括許可証を使う指示になっています」

電話の向こうの声が結構大きい。

「ええ、もう来週、経済産業省の立入検査ですし、本件は役員にも報告せざるを得ないんですよ」

「何ぃ！」

梵児にもその大声は聞こえた。

テディは思わず受話器を耳から放した。

それから受話器を耳につけ直すと、覚悟を決めたのか、人が変わったようにドスの効いた声で言った。

「部長、通関業者の選定は輸出管理室の承認マターです。わかっていますか？　業者に問題があると判断した場合は、物流部がいくら推してもこちらが承認しませんよ」

向うが何か言ったが、テディはひるまない。

「細則、読んだことありますか？　明瞭に記載されています」

相手の反応が変わって来たようだ。

テディはニヤリと笑ってから畳み込む。

「相手のこの業者の過去のE/Dを至急チェックさせて下さい。社内の船積依頼書の指示と違った輸出通関をしている場合は、大至急、修正申告をさせて下さい」

相手が今度は何か小さな声で言っているようだ。

テディは耳に受話器をぴたりとくっつけて相手の言うことを聞くと

「そんなことはありませんよ、職務上のことです。では、お願いします！」

そう言って、電話を切った。

「ふう」

テディが、みんなにも聞こえるような、大きなため息をついた。

梵児といっしょに心配して様子を眺めていた理恵が

「室長、ご苦労様でした。押山さんが相手だと、皆さんご苦労されますよ」

「ああ、錦の御旗を振って、何とか押し込んだ。でも、最後に、お前も偉くなったな、とイヤミを言われたよ」

そう言って笑顔を見せると

「さてたまには、前の席に戻るかな」

実はテディには社内にもう一つ席がある。欧州営業部長というポジションだ。前任の輸出管理室長が突然亡くなったので、人事が間に合わず、来年度になったら輸出管理室長専任にするから、と頼まれて、しぶしぶ、輸出管理室長と営業部長の両方を兼任しているのだ。

長年勤めて来た営業部門から離れることに寂しさはあったが、テディはこの人事を受け入れることに

した。半年前に「突発性難聴」という病気で、左耳の聴力を失っており、第一線の海外営業としては限界を感じていたからだ。

今の電話の会話をメモしていたテディに理恵が言った。

「あ、戻られる前に報告があります」

「何？」

「包括許可証の輸出実績リストをシステムから打ち出してチェックしたんです。この問題の案件は、実績リストに載っていました。E/D上は非該当で『使用していない』ことになっていますが、システムの実績リストでは正しく『使用した』ものとして処理されています」

梵児が聞いた。

「理恵さんご自慢の輸出管理システムも間違いを犯す、ということですか？」

理恵は現在の輸出管理システム構築時の担当者だ。ＩＴ部門でプログラミングの経験もあったので、今のシステムのことは相当よく知っている。

「そうじゃないの。システムにはE/Dの生の情報がないから、社内の指示のまま、包括輸出許可証を使って輸出申告されたと思っているだけなの」

「なるほど。今後の課題だな。まあ、実績リストはシステムのリストをそのまま使おう」

「わかりました」

テディはメモを書き終えるともう一つの席に戻ろうと立ちあがった。

立ち上がると、目の前のパソコンの画面の向こうに、キャビネットの上の胡蝶蘭が目に入った。テディが家から持ち込んだものだ。その白い花弁の一部が薄汚れてホコリがついているように思えた。

テディは自分のデスクの上からミネラルウオーターとティッシュペーパーを取ると、水でティッシュを濡らし、汚れを拭いた。

残った水は、鉢の土にかけ、カラになったペットボトルをゴミ箱に投げ入れた。

ペットボトルがボトっと落ちる時、どこかで小さく、ありがとう、と言われたような気がした。テディは片方の耳が聞こえないので、音が聞こえても、それがどちらの方向からの音なのかはよくわからないことが多い。

廻りを見回したが、室員は頭を下げて作業に没頭している。

声の主は見当たらなかった。

立ち停まっているテディに気がついて、理恵が頭を上げた。

テディは照れ隠しに笑うと、首を傾げながら輸出管理室を出て行った。

テディは元の営業部長の席に戻ると、デスクの上の「未決」の箱を確認した。

一番上に「安全保障輸出管理　商談伺い書」が置いてある。

何だろうと読み始めると、課長の勝谷がテディのデスクの前に立っていた。

「部長、お久しぶりです。その件、説明したいのですが、お時間よろしいでしょうか？」

「今、聞こうと思っていたところだよ」

「会議室を取りました。担当の川本君も入れて三人でお願いします」

「了解」

会議室に移った三人は川本の商談ブリーフィングを聞いた後、議論を始めた。

テディは言った。

「営業的には意義深い商談だと思う」

勝谷が

「そうですよね。大牟田電機としては中東初の受注になりますから。ドイツのＳＮＧ社経由という点が残念ですが」

川本も頷く。

「中東は政治的にも宗教的にもなかなか難しいところだ。だから大牟田電機ではずっと手を出してこなかった。今回パートナー経由とはいえ、中東にわが社の製品が納入されることはうれしいことだ。将来の中東市場参入への実績作りに確実になるだろう。大牟田の製品だと言うことはお客さんには伝わっているんだろ？」

川本が答える。

「伝わっています。保守部品はＳＮＧがドイツにある在庫を活用しますし、メンテナンス要員もＳＮＧが出しますので、大牟田は直接は見えません。ただ、ＳＮＧで解決できない問題が発生した場合は日本からの技術者派遣が必要です。それで、日本からの技術サポートがあるかもしれない点、ＳＮＧはお客さんにもきちんと話したそうです。日本人が行け

ば目立ちますので、後になって、聞いていないぞ、とクレームを受けないように事前に説明することにしたんだと思います。幸いなことに、お客さんは日本に対して良いイメージを持っているようで、日本人技術者ウエルカムという反応だったらしいです。契約にもその際の技術サポート費を実費請求する条項を追加したと聞きました」

勝谷が

「自分たちの守備範囲は無償保守だけど、超えた分はしっかりカバーできるようにしているんだ。ドイツはしっかりしているな。俺たちも見習わないといけない」

テディが

「そうだな。しかし、君たち、Ｉ国ってどういう国か知っているのか？」

勝谷が

「いや、詳しいことは。輸出管理上、懸念がある国で手続きが大変としか」

「アメリカから見れば、日本人が思う、北朝鮮みたいなイメージだよ」

川本が不満そうに

「でもSNGは俺たちがうまくやるから後は任せろ、って」

「まあ、SNGは政治力のあるところだから、うまくはやるだろうが。それで最終顧客はこれに間違いないんだね？」

テディは伺い書の最終需要者欄を指さした。

「はい」

「それでエンドユースは？　えっ、ＩＴ管理（全般）ってなんだ？　これじゃぁ、何も書いていないようなものじゃないか」

「汎用のコンピュータですから、社内のＩＴ用ということです。特定の用途と決まっている訳ではないそうです。必要なら民生用途という誓約書は書くと言っています」

「う〜ん」

「日本の輸出許可さえもらってくれれば大丈夫だと言われています」

「政府の前に社内の決裁が出ないと」

勝谷が

「部長は今度、安全保障輸出管理室の室長を兼任されていますから、本件は決裁権限がありますよね。役員まで上げずに決裁しようと思えばできるんじゃないですか？　私の目標管理上も、この商談取れるか取れないかでだいぶ違うんです」

川本も

「相手ブランドの商談ですから、ここまで情報取るのもそれなりに大変だったんです。がんばったつもりです。私もこの商談が取れると目標管理上、大変助かります」

勝谷は

「部長の目標管理は知りませんけど、この商談、金額デカいですから、部長の方でも結構効くんじゃないですか？　なんとかお願いしますよ」

「ううむ、わかった。ともかく伺い書は営業部門としては商談推進したい、と言うことで廻して置こう」

川本が

「ありがとうございます」

頭を下げた。

勝谷も頭を下げ

「よろしくお願いします」

席に戻ったテディは、もう一度伺い書を眺め、ため息をついて判を押した。

２．接触

マレーシア、クアランプール。

小さなオフィスの応接ソファにアジア系の女性と白人の男性が向かい合って座っている。

冷房が寒いぐらいに効いていた。

女が英語で尋ねる。

「アフマドさん、お求めの暗視装置は最新鋭のもののようですね。お値段は相当高額になると思いますが、どのくらいの数が欲しいのでしょうか？」

「数量はお値段によるさ」

アフマドは癖のない米国英語でそう言ってにやりと笑うと

「とりあえず10個。性能と品質確認の為だ。後は値段次第だな」

「10個ですね。わかりました」

「このモデルは日本の大牟田電機とアメリカのL社の共同開発モデルだ。最終組み立ては日本だと思う。日本から輸出できるのか？」

「暗視装置は当社の専門ではありませんので、確認させて下さい。大牟田電機であれば何とかなると

は思いますが」
「大牟田電機と特別なコネクションがあるということか？」
「ノーコメントです。これはビジネスシークレット」
女はそう言って笑った。
「アフマドさんは英語、お上手ですね。どこで勉強されました？」
「私は米国で生まれたのだ。米国のパスポートを持っている。今はアラーのお導きによりシンガポールに住んでいるが」
「そうですか」
女は値踏みするようにアフマドの顔を眺めてから
「魚雷はどうですか？　こちらはうちの専門ですので、お安くできますよ」
「うちは海では戦っていない。必要ない」
「わかりました。それでは少し調査の時間を下さい。確認が取れ次第、値段をオファーします」
「最初のサンプルはなるべく早く欲しいんだ」
「お値段お任せという事であれば、調査と並行してとりあえず10個は調達、掛けますけど、よろしいですか？　最初の10個は特別値引きしますよ」
「うむ」
アフマドは迷った顔をした後
「後でプラスマイナス100％まで変わってもいいから、概算の値段をオファーしてくれ。発注はその値段を聞いてから決めたい」
「なるほど。マイナス100％はありえませんけど」
アフマドは苦笑いすると
「じゃあ、後はメールでやろう。今日はここまでだ」
「郊外に暗号無線システムの工場もございますので、ご興味がございましたら、そのうちそちらにもお越し頂ければと思います。今日はご足労頂きありがとうございます。」
女はにこやかに笑って立ち上がった。

アフマドが出て行くと、女からは笑顔が消えた。
パソコンに向かって作業を始めると、女の目じりは自然に吊り上がって行く。
日本語とハングルが画面の中で踊り始めた。

３．訂正

物流部の押山は、中華料理店、蓬莱閣の個室で業者と会食をしていた。
羽山運輸の赤津専務が言う。
「いやぁ、さすが押山さんでしたなぁ」
「そうかぁ？」
押山が赤い顔でにやつく。
釜石営業部長がフォローする。
「上席相手に下げた頭の角度、ほんと芸術的でした」
赤津が更に持ち上げる。
「押山さんは大牟田電機なんか入らずに、役者になっていれば絶対一流になっていたと思いますよ」
「そうかぁ？　そう言えば、今思い出したんだが、確か、俺の、ひい爺さんの兄弟だったかな、旅役者になって勘当された人がいたと聞いたことがある。多少、その血筋はあるのかな」
「おお、そうですか。なるほど合点ですなぁ」
３人は今日税関に行って輸出申告の訂正をお願いして来たのだった。羽山運輸に再就職した税関OBから税関の窓口には事前に根回しをしてあり、了解はもらってあったのだが、早く処理する為には、通関業者ではなく実際の輸出者の責任者がお願いに行くという儀式が必要だったのだ。
お前らのミスの尻ぬぐいに何故荷主の俺が行かねばならんのだ⁉と吠える押山を、羽山運輸は何とか説得して同道させたのだが、その場になったら、押山は舞台役者よろしく窮状を訴えたという次第である。
「しかし、俺のおかげで何とか問題が起きないようになったというのに、中華というのも、赤津さんもなかなかの心臓ですなぁ」
押山は今日の接待に皮肉を言った。中華料理がご不満だったようだ。
赤津が
「二軒目も用意してありますから」
釜石が
「アルバトロスです。前にご一緒させて頂きましたよね。覚えてらっしゃいますか？」
「おう、覚えているよ。あそこは高級だな」
「ママが押山さんを連れて来いとうるさいんですよ」
「ほう」

押山は興味を示した。
「フィリッピンから新しい娘が入ったので是非にと」
押山は相好を崩し
「ほう、そういう趣向か。なるほど合点だ。それじゃあ、早く行こうではないか」
「まあまあ、デザートがもうすぐ来ますから」

翌日、輸出管理室のオフィスでテディは押山部長からの電話を受けていた。
「ほう、１日で全部訂正ですか。それは凄い！」
テディが感嘆したように言うと、電話の向こうで押山部長が高笑いをする。
テディは少し耳を電話口から放し、笑い止むのを待って
「それではそのレポートをこちらに送って下さい。担当役員の楠田専務へは私から簡単にメールで報告しておきます。経済産業省の検査官室にも一応報告しておきたいと思いますが、立入検査が明後日ですので、タイミング的に当日報告ということになるかもしれません」
押山部長が何か言っているのをテディは黙って聞いてから言った。
「いや、これは書類を残さないといけません。その方が部長の為でもあります。部長の所が問題を起こした訳ではありません。羽山運輸さんのミスであることは明らかです。正々堂々、言っていいことですよ。業者がミスを犯した。それを物流部がチェックして発見し是正措置を取らせた。なんら恥ずべきことはありません。もちろん、部長は羽山運輸を使う立場としてマネジメント責任はありますが」
レポートを出したくないのか、押山部長は尚も食い下がっていたようだが
「書類は記録として必要なんです。役員に見せる訳ではありませんから、心配ご無用です。物流部は迅速な措置を取ったと言いますから」
ようやくレポートを出すことに同意したらしく、テディが頷いて
「それでは明日中によろしくお願いします」
電話を切ろうとしてテディが思い出したように付け加えた。
「ああ、そうだ。念のため、立入検査の当日は本社で待機して頂けませんでしょうか？　部長でなくて代理の方で結構です。物流部の方がいた方が」
「え？　部長が？　はあ、もちろん。では当日よろしくお願いします」

電話を聞いていた理恵がテディの席に来た。
「押山部長ですよね？」
「うん」
「E/Dの訂正が終了したんですか？」
「終わったそうだ」
「業者さんを相当脅迫したんじゃないか、心配です」
「いや、部長が税関まで自ら足を運んで頼んだ結果だそうだ。偉く自信を持っていて、立入検査の時も来て直々に説明したいそうだ」
理恵が首を傾げた。
「それはどうでしょう。私はお薦めしませんけど」
「まあ、私も心配だが、もう本人がすっかりその気になっているから」
「そうですか」
理恵は大人しく席に戻って行った。

戻って来た理恵は、隣の席で梵児がさっきから凝視している書類を見て言った。
「商談伺い書ね。何か問題あるの？」
梵児は理恵を見て言った。
「こんなの始めてなんで、どうしたらいいのか、と思って」
「ああ、Ｉ国向けね。このご時世、ちょっと無理よね」
「でも今欧米とやっている交渉がうまく行けば輸出も自由になるんじゃないですか」
「ちゃんとまとまればね」
「う〜ん。とりあえず経済産業省に許可申請して、許可証さえもらえばいい訳でしょう。だめって言われたらその時諦めればいいと思うんですよね」
「そもそも該当品なの？」
「え？　伺い書を書いているんだから、該当品に決まってるじゃないですか」
「そうかなぁ？」
梵児はあらためて商談伺い書に目を落としチェックする。
「あ！　非該当品だ！　なんだぁ、こんなの、役所の許可、要らないじゃないですか？　何でわざわざ商談伺い書なんて書くんだろう」

理恵は呆れたように
「商談伺い書の起案要件、わかってないみたいね」
「ああ、商談伺い書の通達に細かく書いてありますよね。あれはなんか細かすぎて」
理恵の目が細くなった。
「大塚さん」
梵児は、はっとして理恵を見た。
普段、梵ちゃんと呼んでいる理恵が、大塚さん、と改まったからだ。
（うわっ、ヤバい）
理恵の顔は目を細くして顎を上げると少し酷薄な感じになる。
今そういう顔つきになっていた。
「通達が細かすぎるぅ？　あなた、何言っているの？　輸出管理室が決めているルールよ。営業部門から、このケースは商談伺い書を起案しなければならないのかって、聞かれたら、あなた、何て答えるの？　担当者が知らないでは済まないのよ」
「はい、すみません！」
「あなた、まだ通達、全部読んでないでしょ」

作者から「通達」について解説。
大牟田電機では輸出管理の為の社内ルールは三層構造になっています。
一番上位が「安全保障輸出管理規程」。これは憲法みたいなものです。この規程の内容を変更するには役員会の決裁が必要ですし、輸出管理の監督官庁である経済産業省にも提出してあるので、そう簡単に変えられません。
その次の階層が「細則」、そして最下層が「通達」です。実際の細かい社内手続きルールは全て「通達」に落としています。「通達」は輸出管理室長の権限でいつでも変更可能なので、例えば、規制内容に急な変化があったとしても、あるいは臨時に社内の組織変更があっだとしても比較的迅速に対応できる訳です。
梵児は、その「通達」の内容を理解していないだけでなく、細かすぎる、と軽んじる発言をした為に、理恵がカチンと来たのです。

「え、読みましたよ。だいたいは」
「だいたいも読んでいると思えない！」
「もうぉ。勘弁して下さいよ」
梵児は首をすくめ、情けない声を出した。
理恵は尚も梵児を睨んでいたが、諦めたのか
「通達はちゃんと読んでね。Ｉ国というリスクの高い国向けについては、該当、非該当に係わらず全商談スクリーニングすることにしているの。輸出管理は、コンプライアンスという側面もあるけど、企業にとってはリスクマネジメントの側面の方が重要だわ。輸出許可証があるかないか、という単純な管理ではないの」
「そうなんですね。でも該当品でなければ、軍隊向けとか、核兵器開発用とか、最終需要者・最終用途のチェックだけですよね。そんな商談、大牟田電機ではしないでしょう。そうすると、日本政府の許可は不要なんですから、自由に出せますよ」
「最終需要者と最終用途はわかっているの？」
「わかっています。最終需要者はどこのチェックリストにもひっかかりませんでした。最終用途はＩＴ管理全般だから民生用途でしょ」
「ＩＴ管理全般？　それは用途わかりません、と言っているようなものよ」
「でもぉ」
「それに、Ｉ国向け商談の場合は、米国関係が特に重要なの」
「EARですね。でもこれは米国製ではないから関係ないでしょ」
「米国製でなくても、米国はＩ国に対して経済制裁を加えていて、これはEARとは別の規制だから、そちらも十分にチェックしないといけないわ」
「ややこしいなぁ」

作者から「EAR」について解説。
EARはExport AdmInIstratIon RegulatIonの略。米国輸出管理規則です。
主に米国からの輸出を規制する、米国の法律なのですが、再輸出規制というやっかいな規制を含んでいます。米国から日本に輸出されたものを日本から再輸出する場合、センシティブな製品については、米国政府の再輸出許可を取らないといけないのです。しかも、これは米国製の完成製品だけではなく、米国産の部品を、10％あるいは25％等、一定の比率を超えて使用して日本国内で製造された製品も同じ扱いなのです。
梵児はこの規制を知っていて、米国製ではないか

ら関係ないだろう、と言ったのです。

理恵は言った。

「大牟田電機はもう何年もＩ国とは取引もないんだし、私はこの時期に無理にリスクを取る必要はないと思う。営業部門にはかわいそうだけど自重してもらうべきでしょうね」

「ううん、それがですねぇ、困ったことに」

「何？」

梵児は商談伺い書の表紙の担当営業部長欄を指さした。

そこにはテディの印がしっかりと押されていた。

それから１時間後、理恵は梵児を引き連れてテディのデスクに向かった。

「室長、お話があります」

「何？」

立入検査の時の役員挨拶原稿を書き終えようとしていた、テディが顔を上げると、理恵が硬い表情で書類を持って立っている。隣には困ったような表情の梵児だ。

「この商談伺い書の件です」

そう言ってＩ国向け商談伺い書をテディの前に置いた。

伺い書の起案欄には欧州営業部長としてのテディの印が押されている。

「ほう」

テディは自分の印をしげしげと眺めた。

「どうされる、おつもりなんでしょうか？」

「いや、これは確かに私の印だな」

理恵が不審な顔でテディを見る。

「向こうのメモは向こうに置いてあるんだ。これはよく覚えていないな」

「得意のおとぼけですか？」

テディは理恵を見上げ少し黙ってから

「この商談は大牟田電機の商談というよりパートナーとしてのドイツSNGの商談なんだ。大牟田電機の名前は表向き出て来ない。しかし最終顧客には大牟田電機の製品だということは伝わっており、将来の中東市場への実績作りとして重要だと思っている」

「Ｉ国向けということになれば、銀行、保険会社等も米国を意識して協力してくれないと思いますけど」

「本件は大牟田の商談ではない。FOBすればリスクはドイツ側なので、保険手配の心配はない。代金もドイツから入って来るので銀行のことも気にすることはない」

「Ｉ国に大牟田電機が協力していると受け取られると米国のマーケットから反発を受ける恐れもあります」

「それは私の管轄ではない」

理恵は呆れたような顔で

「あなたは営業部長ではありません。本社の室長として会社全体のリスクマネジメントから考えて判断して頂きたいのです」

テディはまた少し黙った。

手の中の伺い書を眺めてから理恵を見上げると

「ええと。理恵ちゃんはどう思うんだ？」

「Ｉ国と欧米で行っている、今の交渉の結果が出ていない時点でリスクを取って進めることに私は反対です。SNGは政治力がある企業です。いざとなればドイツ政府が守ってくれるでしょう。でも、日本の大牟田電機ではそういうことはできません。今は静観すべき時期だと思います」

「なるほど」

テディは頷いた。

理恵は拍子抜けした顔をする。

「悪いけど、理恵ちゃんの論旨をメモにしてくれないかな。それ見て、楠田専務に伺い立てるから。あ、制裁関連もチェックしてコメント入れてね」

「え？　どっちの線で行くんですか？」

「否認だろ」

「いいんですか？」

今度はテディが理恵の顔を不審げに見た。

「いいも悪いもないだろう。公平に見て君の意見は正しいと思うよ」

「わかりました」

席に戻ると梵児がこっそり言った。

「否認するんなら最初から伺い書なんか書かなければいいのに、と思いません？　僕らの仕事が増えるだけですよね」

「二つの違う立場を使い分けていらっしゃるんだと思うわ。一人の同じ人間が二つに分かれて、一人はアクセルを踏む推進役、もう一人はブレーキを踏んで止める役をしなければならない。この状態は良

くないわ。大牟田電機にとっても本人にとっても」
梵児は少し黙ってから
「企業の内部統制上の問題ですね」
「そう。そういうことは頭に入っているのね」
「へへっ。それにしても、最初、室長はハンコを押したことも覚えてないって感じでしたよね？　いくら忙しくてもそれはないでしょと思ったんですけど」
「そうねえ」
理恵の眉が真ん中に寄って来る。
「でも商談の中身をちゃんと説明してくれたから覚えてない訳ないですよね？」
理恵は声をひそめて
「苦労人のせいか時々おとぼけをする、って聞いたことがあるわ」
「苦労人？　そうなんですか？　でも、おとぼけ過ぎでしょ、自分で起案して自分で否認するなんて」
理恵は首を傾げた。
「そういう意味のおとぼけとは違うわ」
「起案部長が室長だったから、これは承認するつもりで廻しているんだ、こんなお手盛りでいいんだろうかって結構悩んだのに、あっさり否認するんだもんなぁ、心配して損しちゃいました。室長って、もしかして二重人格じゃ」
「まさかぁ。立場の違いを演じざるを得なかっただけでしょ。でも、室長としては判断が早くて正しかったから、ほっとしたわ」

そこへ当のテディが歩み寄って来たので二人はひそひそ話を止めた。
レイアウトの都合でテディの席は室員の島からは少し離れているのだ。
テディが室員に向かって言った。
「午後、立入検査の資料レビューをするからみんな集まってほしいんだ。都合の悪い人はいるかな？」
加賀がすぐに反応した。
「私も出るんですか？　急ぎの該非判定が来ているんです」
「席にはいるの？」
「います」
「じゃあ、加賀さんの担当の部分だけ呼ぶからお願いします」
「私のは該非判定システムの概要説明書１枚だけですから見ればわかるでしょ」
「まあ、該非判定書のサンプルもあるし当日のシステムデモの段取りもあるから」
「該非判定、一人じゃ無理だって言っているじゃないですか。前の室長の時からずっと言っているのに。人の補充の話しましたよね、今、どうなっているんですか？」
「それはちょっと別の話だな。ともかく呼ぶから。他は大丈夫かな？」
理恵と梵児は頷いた。

立入検査の資料確認が終わったその日、テディはいつもより早めに帰宅した。
車を自宅の駐車場に入れ、ヘッドライトのスイッチを切る。
地方都市でも街なかにある、本社に車で通勤する人数はそう多くないが、テディはその一人だった。
スイッチを切ると、この時期、あたりはかなり暗い。車内灯を点け、カバンの脇ポケットからキーホルダーを探し出すと胸ポケットにしまう。
玄関ドアの前で、キーホルダーにたくさん繋がっている、キーの中からドアの鍵を探す。探しながら、生垣の上に高く張り出した漁網の影をちらっと眺めた。テディの家からは海が近い。漁網は、堤防釣りをしているうちに親しくなった漁師からただで貰って来たものだ。鬱陶しいといつも思うのだが、でもたぶんテディの中の別の誰かは気に入っている。
ドアを開けて玄関に入ると中は温室のように暖かい。
スーツを脱いで私服に着替えるとテディは別仕様になった。仕事のことは頭の中から消えている。風呂を沸かし一人で夕食の支度をする。ほぼ支度が終わってから風呂に入る。
脱衣場の姿見に背中の醜いケロイドの跡が映っている。意外と筋肉質だ。
風呂から上がり食卓に夕食を並べ、電源台の上にある、タブレットの電源を入れる。
テディがタブレットを操作すると、画面に映像が映った。

キッチンと食堂を分ける薄いカーテンがしばらく映っている。
そのカーテンが開いてエプロン姿の女性が入って来る。

「おなかすいた」
両手に大皿を持っている。
「作っているうちにつまみ食いしたくなったけど、我慢したの」
そう言ってテーブルの上に大皿を置いた。
大皿は銀色のホイルに包まれている。
女性はホイルをナイフで切る。
色鮮やかな赤や黄色のパプリカ、緑のブロコッリー等の上に大きな赤いロブスターが出現する。
「うまそうだ」
これはテディの声。
「何、撮ってるの？」
「君」
「嘘！　お料理でしょ」
カメラが料理から女性に視点を変える。
「君」
女性は笑い
「運ぶの、手伝って！」
カメラが台所に向かいしばらく乱雑に動く床の映像が続く。

テディは用意した夕食を食べ出した。

やがて映像が再び食卓になる。
ワインが置かれ、サラダやスペアリブ、パスタも並んでいる。
「ああ、やっとだぁ」
女性は白ワインを口に含むとサラダから食べ出した。
カメラは女性の食べる姿を映している。
テディもその姿を見ながら自分が用意した夕食を黙々と食べる。

「食べないの？」
女性が食べるのをやめてカメラを見る。
「食べるよ」
「食べるよ」
映像の中の声とテディの声が同期した。

「今度はあなたが作って」
「いいよ。でも料理は知らないんだ」
「そう？　悔しいけど、あなたの生き生きした味には敵わない」
「その場になると何かできるんだ」
女性が頭を振った。
「ほんと、不思議な人」
そう言ってパスタに手を伸ばし、食べ始めた。

テディの前にもパスタがあり、画面の向こうとこちらで二人は黙々とパスタを食べる。
女性がスペアリブを直手で取って口に入れると
「やあねえ。もうカメラやめたら。冷えるとおいしくないよ」
女性の笑顔が大写しになる。
そして唐突に動画は切れた。

テディの手が、女性の唇が映っていたあたりの画面をそっと撫で、それからタブレットの電源ボタンに延びた。

（つづく）

本事例から読み取れる留意点：
①経済産業省の立入検査は、通告から実際の立入までの期間が１～３週間程度（この事例は少し前の時代設定ですので１週間となっていますが、現在は３週間が標準のようです）と短く、資料の準備にかける時間があまりありません。ふだんから包括許可の通関実績等は定期的に整理することをお勧めします。
②税関の輸出申告（E/D）は通関の証拠書類です。業者任せにしないで定期的にチェックすることをお勧めします。また、事後であっても、申告内容は訂正することも可能ですので、通関業者や税関と相談されることをお勧めします。
③企業のリスクマネジメントという観点からは、外為法コンプライアンスだけでなく再輸出規制のある米国輸出管理法上のチェックをお勧めします。また、懸念国向け等はその時々で米国が独自に経済制裁を加える場合があり、米国輸出管理法と別の法律等で規制をかける場合もありますので、こちらにも目配せをお勧めします。
④営業部門と輸出管理部門のように、推進部門とチェック牽制する部門の責任者は違う人にすべきです。お手盛りになって内部牽制が効かなくなります。

CISTEC UP DATE

CISTEC　安全保障貿易情報センター

研　修　会　案　内

開催日	テーマ	レベル	内容	場所
2.6	分野別研修会 〈生物・化学兵器製造装置関連〉	中上級	◆最近の生物・化学兵器拡散の動向 ◆生物兵器製造装置　Part.1 ◆生物兵器製造装置　Part.2 ◆化学兵器製造装置　Part.1 ◆化学兵器製造装置　Part.2	東京
2.13	海外法制度シリーズ 〈米国再輸出規制〉 ー外為法を守りながらEARにも対応する！ー	中上級	◆米国再輸出規制の基礎 ◆再輸出管理の実務 ー規制品目リストの使い方／ 許可例外・許可要否等ー ◆再輸出規制のケース・スタディ	横浜
2.16				大阪
2.23	分野別研修会〈化学製剤・別表第2化学品関連〉	中上級	◆輸出令 化学品の概要 ◆輸出令別表第2（21の3の項） ー麻薬向精神薬の原材料についてー ◆輸出令別表第2（35の項、35の3の項、35の4の項） ー有害物質と水銀関連についてー ◆輸出令別表第1（1の項、3の項） ー化学製剤及び原料物質についてー	東京
3.1	分野別研修会〈先端材料〉	中上級	◆研修会の概要 ◆繊維複合材料・成型品の解説 ◆金属に関する政省令の解説 ◆人造黒鉛の解説 ◆ふっ素化合物及び重合体の解説 ◆＜特別講座＞セラミックスについて ◆セラミックに関する政省令の解説	東京
3.20	STC Expert/STC Legal Expert 認定試験		詳細はCISTECホームページを ご覧ください	東京 名古屋 大阪

企業・大学の輸出管理教育をサポート！

CISTECでは、適正な自主管理への一助として、研修会を録画したものをDVD版として販売しています。是非、組織内の輸出管理啓発に、用途に応じてご活用ください。

詳細はCISTECホームページにて書籍・出版物コーナーの「研修用DVD」をご覧ください。

【✉CISTEC インフォ・メールのご案内】

一般企業、大学、個人を対象に、Eメールにて、研修会・セミナー、新刊のご案内、政省令改正説明会、認定試験、のご案内を配信しています。是非ご登録ください。

詳細、申込：http://www.cistec.or.jp/service/hotline/index.html

【🖳研修会のご案内】

詳細、申込：　http://www.cistec.or.jp/service/seminar/index.html

※パンフレット「CISTEC 研修会　徹底活用法！！」もご参考ください。

CISTEC　安全保障貿易情報センター

平成29年度年間スケジュール

2018年１月15日　更新

月	日	曜	内容	レベル/対象	場所
4	21	金	春期：輸出管理基礎コース（産構審中間報告解説を含む）	初級（入門）	大阪　（新大阪丸ビル別館/10F101）
	27	木			東京　（東京ビッグサイト／７F国際会議場）
5	8	月	安全保障貿易管理説明会		大阪　（大阪国際交流センター／大ホール）
	9	火			名古屋（名古屋国際会議場／白鳥ホール）
	18	木	安全保障輸出管理責任者講演会・懇親会（賛助会員限定）	賛助会員	東京　（東京プリンスホテル）
	22	月	安全保障貿易管理説明会		東京　（東京ビッグサイト／国際会議場）
	31	水	分野別研修会〈材料加工〉	中上級	東京　（東京ビッグサイト/605～608会議室）
6	19	月	安全保障貿易管理説明会　※ ５／22（月）の説明会と内容は同じです。		東京　（東京ビッグサイト/605～608会議室）
	30	金	実務演習コース〈該非判定〉（本セミナー録画DVD_販売中）	初～中級	大阪　（新大阪丸ビル別館/10F101）
7	3	月	STC Associate／STC Advanced　認定試験		東京　（東京ビッグサイト）
					名古屋（ナディアパーク）
					大阪　（大阪国際会議場）
	6	木	実務演習コース〈該非判定〉（本セミナー録画DVD_販売中）	初～中級	横浜　（パシフィコ横浜/３F301～304）
	27	木	責任者のための輸出管理セミナー（外為法改正関連の説明を含む）（本セミナー録画DVD_販売中）	責任者・管理者	横浜　（パシフィコ横浜/３F301～304）
8	3	木	責任者のための輸出管理セミナー（外為法改正関連の説明を含む）（本セミナー録画DVD_販売中）	責任者・管理者	大阪　（新大阪丸ビル別館/10F101）
9	1	金	STC Associate 入門セミナー（本セミナー録画DVD_販売中）	初級	大阪　（新大阪丸ビル別館/２F２-３号室）
	12	火			東京　（東京ビッグサイト/605～608会議室）
	25	月	トランプ政権下の対イラン・キューバ規制・制裁をめぐる最新動向（本セミナー録画DVD_販売中）	中級	東京　（日本消防会館/ニッショーホール）
	29	金	輸出管理総合セミナー―輸出管理の基礎から応用・実践までを網羅する研修会―　（本セミナー録画DVD_販売中）	初級	松本　（ピレネ/６Fホール）
10	2	月	企業における自主管理実務	初中級	東京　（日本教育会館/一ツ橋ホール）
	10	火	秋期：輸出管理基礎コース　（本セミナー録画DVD_販売中）	初級（入門）	東京　（東京ビッグサイト／７F国際会議場）
	13	金			大阪　（新大阪丸ビル別館/10F101）
	16	月	STC Associate 認定試験		東京　（東京ビッグサイト）
					名古屋（ナディアパーク）
					大阪　（天満研修センター）
	20	金	海外法制度シリーズ〈欧州・アジアの法制度〉	中上級	東京　（東京ビッグサイト/605～608会議室）
11	2	木	輸出管理総合セミナー―輸出管理の基礎から応用・実践までを網羅する研修会―　（９月開催セミナー録画DVD_販売中）	初級	福岡　（福岡商工会議所/４F408）
	10	金	STC Advanced/STC Expert　法令編入門セミナー（本セミナー録画DVD　販売中）	中上級	名古屋（アイ.エム.ワイ/４階大会議室）
	22	水			大阪　（新大阪丸ビル別館/２F２-３号室）
	27	月			東京　（東京ビッグサイト/605～608会議室）
	30	木	安全保障貿易管理説明会		大阪　（大阪国際交流センター／大ホール）
12	1	金	安全保障貿易管理説明会		名古屋（名古屋国際会議場／白鳥ホール）
	4	月			東京　（東京ビッグサイト/605～608会議室）
	7	木	政省令等改正説明会		東京　（昭和女子大学/人見記念講堂）
	8	金	実務演習コース―キャッチオール規制/取引審査/濃淡管理の実際/教育/監査―（本セミナー録画DVD　2018年２月～販売予定）	初～中級	東京　（ベルサール秋葉原/２Fイベントホール）
	13	水	政省令等改正説明会		大阪　（大阪国際交流センター／大ホール）
	14	木			名古屋（名古屋国際会議場／白鳥ホール）
	15	金	実務演習コース〈該非判定〉（７月開催セミナー録画DVD_販売中）	初～中級	東京　（ベルサール神田/２Fイベントホール）
	19	火	税関説明会〈賛助会員限定〉	賛助会員	東京　（日本教育会館/一ツ橋ホール）
1	19	金	技術提供に関する研修会―輸出管理で最も難しいと言われる〝技術提供〟の管理について学べるセミナー―　（本セミナー録画DVD　2018年３月～販売予定）	中上級	大阪　（新大阪丸ビル別館/10F101）
	23	火			東京　（TOC五反田メッセ/M４～６）
	29	月	STC Associate／STC Advanced 認定試験		東京　（東京ビッグサイト）
					名古屋（名古屋国際会議場）
					大阪　（天満研修センター）
					博多　（福岡朝日ビル）
2	6	火	分野別研修会〈生物・化学兵器製造装置関連〉	中上級	東京　（全水道会館/４F大会議室）
	13	火	海外法制度シリーズ〈米国再輸出規制〉―外為法を守りながらEARにも対応する！―　（本セミナー録画DVD　2018年４月～販売予定）	中上級	横浜　（パシフィコ横浜/アネックスホール）
	16	金			大阪　（新大阪丸ビル別館/10F101）
	23	金	分野別研修会〈化学製剤・別表第２化学品関連〉	中上級	東京　（全水道会館/４F大会議室）
3	1	木	分野別研修会〈先端材料〉	中上級	東京　（全水道会館/４F大会議室）
	20	火	STC Expert／STC Legal Expert 認定試験		東京　（TOC有明）
					名古屋（アイ.エム.ワイ）
					大阪　（新大阪丸ビル別館）

この他、各種分野別研修会を開催する予定です。詳細が決まり次第ホームページにてご案内いたします。			
開催時期未定	大学・研究機関向け輸出管理セミナー	初中級	開催場所未定

＊会場・日程は変更になることがございます。申込み受付は、概ね研修会の2～3ヶ月前を予定しております。
＊上記の他にも各種説明会を予定しております。詳細は追って同ページにてお伝えします。
＊研修会の録画DVDの発売は、研修会開催の大体２ヶ月後～販売予定です。（変更の可能性もあります）

CISTEC書籍一覧表

法令関係

- 関係法令集
- 用語索引集
- キャッチオール規制に関する解説・事例集
- 輸出規制品目リストの日本とEUとの対比〈解説版〉（貨物編）

該非判定帳票

- 項目別対比表
- パラメータシート コンピュータ
- パラメータシート 通信・情報セキュリティ
- パラメータシート エレクトロニクス
- パラメータシート 音響センサー・レーダー
- パラメータシート 先端材料関連
- パラメータシート 化学製剤原料関連
- パラメータシート 輸出令別表第2関連

輸出管理品目ガイダンス

- コンピュータ
- 通信・情報セキュリティ
- エレクトロニクス
- センサー・レーザー・航法
- 役務取引
- 先端材料関連
- 材料加工
- 化学兵器製造関連資機材
- 生物兵器製造関連資機材
- 化学製剤原料関連
- 別表第2化学品関連
- 核・原子力関連資機材
- 航空宇宙関連資機材 <MTCR/WA>
- 輸出管理のための大量破壊兵器解説シリーズ3 <MTCR基礎知識>
- 輸出管理のための大量破壊兵器解説シリーズ4 <核兵器の基礎知識>
- 輸出管理のための大量破壊兵器解説シリーズ5 〈生物・化学兵器 関連資機材の基礎知識〉
- 輸出管理のための大量破壊兵器解説シリーズ6 〈生物・化学兵器 関連資機材の基礎知識 防護関連資機材編〉
- 輸出管理のための大量破壊兵器解説シリーズ7 〈生物・化学兵器 関連資機材の基礎知識 危険な生物・化学剤編〉

許可申請手続関連

- 許可申請手続き Q&Aマニュアル

自主輸出管理

- 安全保障貿易管理ガイダンス
- 輸出管理関係法令の道しるべ
- モデルCPガイダンス
- 実務者のためのQ&A及びガイダンス
- 安全保障貿易管理のための超訳　外為法
- 事例で考える輸出管理
- 輸出管理のチェックポイント ―間違いやすい事例集―
- 自主管理事例集 〈監査編〉〈教育編〉
- 図説：軍事転用可能な民生品―WMD編―
- 図説：軍事転用可能な民生品―WA編―
- 安全保障輸出管理関係資料集 ―大学・研究機関用―第2集・追補版
- 海外拠点のための安全保障貿易管理ガイダンス 〈日本語版〉〈英語版〉〈中国編〉〈台湾編〉〈韓国編〉〈インド編〉〈香港・シンガポール編〉〈輸出管理法制度未整備国編〉〈マレーシア〉〈ドイツ編〉〈米国編〉
- Overview of Japan's Export Controls
- 該非判定入門
- 安全保障貿易管理の話
- 安全保障貿易管理の周辺
- 安全保障貿易管理の情報分析
- ゼロから学ぶ安全保障貿易管理の〈寺子屋塾〉
- 対中国輸出管理〈入門〉〈軍事転用・拡散顧客情報分析ガイド〉
- 中国ビジネスに潜む軍事転用・拡散リスク

海外法制度ガイダンス

- アジア版
- 中国版
- 米国版
- ブラジル版
- 欧州版
- ロシア・近隣地域版
- カナダ版

米国再輸出規制

- 米国輸出・再輸出規制Q&A／ケーススタディ
- EAR違反制裁事例解説
- 米国輸出管理法の再輸出規制
- 米国輸出管理法と再輸出規制実務

認定試験

- STC Associate テキスト・問題集
- STC Expert過去問解説〈法令編〉
- STC Expert問題集〈法令編〉
- STC Expert 問題集〈貨物・技術編〉
- STC Advanced演習問題集

その他

- CISTECジャーナル（隔月発行）
- DVD「安全保障貿易管理」〈日本語版〉〈英語版〉
- 研修用DVD／動画配信
- 公表リスト

CISTEC
UP DATE

CISTEC　安全保障貿易情報センター

講師派遣のご案内

CISTECでは、適正な自主管理への一助として、企業・大学等へ
「輸出管理研修」のために講師派遣を行っております。
～是非、本制度の活用をご検討ください～

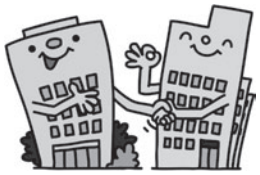

輸出管理担当者各位の様々なご要望に対応

＜対象者･レベルに応じた実務教育を行います！＞

階層別教育	専門教育	特別教育
･新人 ･中途採用者 ･経営幹部 ･役職者候補者 ･グループ会社	･輸出管理関係者 ･営業部門 ･技術･開発部門 ･資材･管理部門 ･CS担当部門	･海外赴任者 ･米国輸出規制 ･その他

･**分かりやすく**法制度の基本を理解させたい
･**経営陣へ外部の視点**で**リスク管理**の**重要性**について理解させたい
･貨物･技術の該非判定に関する**注意ポイント等**を説明して欲しい
･米国法も併せて教育したいが、**教育できる人材**がいない

※＜大学向け＞には、経営層･教授に対して、**教育機関特有の輸出管理のあり方、注意点**についても説明を行っております。

※講演内容はご要望に応じて調整致します。CISTECからご提案させて頂く場合もございます。
※基本的に講師は、研修内容、派遣先の立地等をもとにCISTECで選定致します。
※終了後の講義テキストは、社内イントラネットに掲載可能です。

【実績】

年度別派遣回数	派遣先別内訳
平成26年度…79回	37企業（52回）10団体（12回） 13大学（15回）
平成27年度…88回	31企業（53回）13団体（15回） 14大学（20回）
平成28年度…85回	35企業（57回）10団体（12回） 14大学（16回）
平成29年度…71回 （12月末時点）	33企業（55回）６団体（８回） ８大学（８回）

【主な講演テーマ例】

◆安全保障輸出管理の概要
◆最近の違反事例および企業のリスク管理
◆大学における輸出管理体制の構築と実務運営
◆リスト規制・キャッチオール規制の概要
◆貨物・役務取引規制の概要
◆大学に関連する役務取引規制の概要
◆貨物・技術の該非判定を適切に行うためのポイント

※講演時間、料金、お申込方法、注意事項等についてはホームページをご覧ください。
グループ企業の参加、サテライト中継についても対応しております。
◇URL：http://www.cistec.or.jp/service/kousihaken/koshiannai.html

CISTEC　安全保障貿易情報センター

平成29年度輸出管理相談実績

情報サービス・研修部 貿易管理相談課

2017年12月末現在

年度	月	相談回数					
		賛助会員	出損団体	一般	合計 前年	合計 H29年	前年同月比
平成29年（2017）	4月	15	1	16	24	32	133%
	5月	12	2	18	18	32	178%
	6月	17	1	15	29	33	114%
	7月	19	2	10	32	31	97%
	8月	14	2	21	26	37	142%
	9月	10	2	30	35	42	120%
	10月	9	4	18	27	31	115%
	11月	6	3	23	28	32	114%
	12月	8	1	20	27	29	107%
	1月				26		
	2月				27		
	3月				31		
合計		110	18	171	330	299	91%

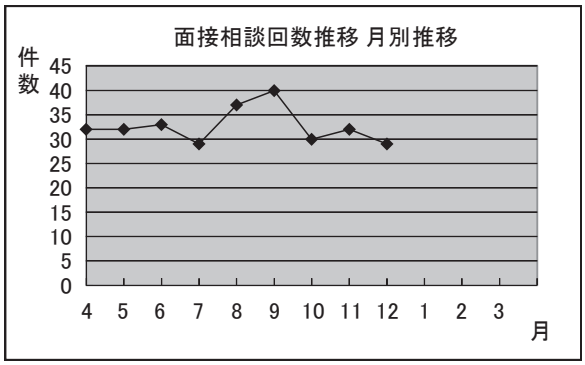

年度	月	相談内訳数（1相談内複数件あり）																	
		該非判定			自主管理					許可申請			海外法制度						相談件数合計
		貨物	役務	合計	CP構築	取引審査	監査教育指導	出荷管理	合計	貨物	役務	合計	EAR				その他海外	合計	
													EAR概要	ECCN&LE	取引審査	合計			
平成29年（2017）	4月	24	13	37	5	4	0	0	9	1	0	1	0	0	0	0	0	0	47
	5月	24	7	31	3	2	0	0	5	2	3	5	1	0	0	1	0	1	42
	6月	26	10	36	2	5	0	0	7	1	0	1	0	1	0	1	0	1	45
	7月	18	9	27	8	1	0	0	9	1	1	2	0	1	0	1	0	1	39
	8月	22	6	28	4	1	0	0	5	1	2	3	2	1	0	3	2	5	41
	9月	39	18	57	5	1	0	0	6	2	2	4	0	0	0	0	0	0	67
	10月	26	14	40	4	0	0	0	4	2	0	2	0	2	1	3	0	3	49
	11月	24	13	37	3	5	0	0	8	1	0	1	2	1	2	5	2	7	53
	12月	16	8	24	6	4	0	0	10	0	0	0	0	1	0	1	0	1	35
	1月																		
	2月																		
	3月																		
合計		219	98	317	40	23	0	0	63	11	8	19	5	7	3	15	4	19	418

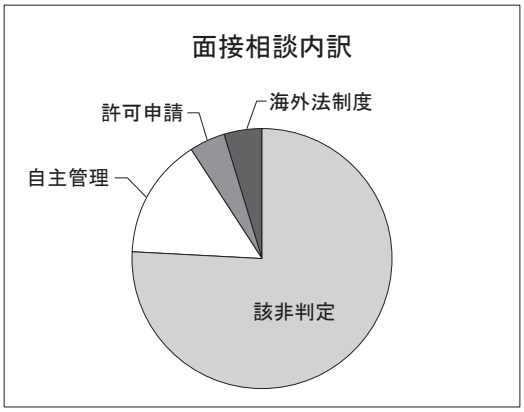

【ご相談の傾向】

前回同様、例年を少し上回る件数が寄せられたが、CISTECの賛助会員より非会員の相談が増加傾向にある。ECU（Electronic Control Unit）対応車載機器群に搭載される車載ネットワークでセキュリティ強化が進められている背景の基、車両に用いられようとしている暗号に関する相談が増加傾向にある。その他、2018年１月22日に施行される政省令改正に則った該非判定に関する相談も増加傾向にある。

CISTEC　安全保障貿易情報センター

新規賛助会員等のご紹介

2018年１月10日現在

１．新規賛助会員（敬称略）

●東芝エネルギーシステムズ株式会社
業種：電気機器
ＨＰ：https://www.toshiba-energy.com/
登録者：
①代表取締役社長　油谷　好浩
②法務部　輸出管理担当　グループ長
二藤部　健治
入会日：平成29年11月７日

●東芝電子管デバイス株式会社
業種：精密機器
ＨＰ：https://etd.canon/
登録者：
①代表取締役社長　中牟田　浩典
②法務輸出管理担当　グループ長　市川　聡
入会日：平成29年11月13日

●オートリブ株式会社
業種：輸送用機器
ＨＰ：http://www.autoliv.jp/
登録者：
①オペレーション担当副社長　重藤　将司
②広島事業所　生産本部　物流部
マネージャー　山中　康則
入会日：平成29年12月５日

●エイブリック株式会社
業種：電気機器
登録者：
①取締役執行役員　橋本　正
②法務部　部長　三木　高明
入会日：平成29年12月14日

●MHIプラントエンジニアリング&コンストラクション株式会社
業種：機械
ＨＰ：https://www.mhipec.co.jp/
登録者：
①常務執行役員　プラント・交通事業部
事業部長　久保山　裕二
②プラント・交通事業部　PJ部
部長　大鶴　啓一
入会日：平成30年１月１日

●株式会社兼松KGK
業種：商社
ＨＰ：http://www.kgk-j.co.jp/
登録者：
①取締役　管理本部長　山田　公徳
②安全保障輸出管理室　室長　福田　滋
入会日：平成30年１月１日

●国際計測器株式会社
業種：精密機器
ＨＰ：http://www.kokusaikk.co.jp/
登録者：
①管理本部　部長　松本　進一
②海外部　竹内　清
入会日：平成30年１月１日

●株式会社セツヨーアステック
業種：商社
ＨＰ：http://www.setsuyo.co.jp/
登録者：
①代表取締役社長　輸出管理室長　村田　行雄
②輸出管理課　課長　福野　成一
入会日：平成30年１月１日

●ダイナミックマップ基盤株式会社
業種：高精度３次元地図データの提供
ＨＰ：http://www.dynamic-maps.co.jp/
登録者：
①取締役　柳澤　哲二
②管理部　部長　渡邊　尚久
入会日：平成30年１月１日

●三菱重工エンジニアリング株式会社
業種：機械
登録者：
①取締役執行役員　寺沢　賢二
②経営管理部　部長　井上　宏
入会日：平成30年１月10日

〔①輸出管理担当役員
②輸出管理担当部門長〕

２．賛助会員社名変更

●オン・セミコンダクター・ホールディングス株式会社
（旧社名：システム・ソリューションズ株式会社）

●株式会社デンソーテン
（旧社名：富士通テン株式会社）

CISTEC賛助会員名簿

平成30年１月10日現在
法人数：464

あ	1	㈱ＩＨＩ
	2	ＩＭＶ㈱
	3	アイコム㈱
	4	アイシン・エィ・ダブリュ㈱
	5	アイシン精機㈱
	6	アウネット㈱
	7	旭化成㈱
	8	旭硝子㈱
	9	アステラス製薬㈱
	10	アズビル㈱
	11	㈱アドバンテスト
	12	アビームコンサルティング㈱
	13	㈱アマダホールディングス
	14	アリスタライフサイエンス㈱
	15	アルバイン㈱
	16	㈱アルバック
	17	アルバック・クライオ㈱
	18	アルバックテクノ㈱
	19	アルファ・ラバル㈱
	20	アルプス電気㈱
	21	アンリツ㈱
	22	アンリツインフィビス㈱
い	23	池上通信機㈱
	24	伊藤忠商事㈱
	25	伊藤忠テクノソリューションズ㈱
	26	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱
	27	稲畑産業㈱
	28	イノテック㈱
	29	イビデン㈱
	30	㈱イワキ
	31	岩崎通信機㈱
	32	岩谷産業㈱
	33	インクリメントP㈱
	34	インターアクティブ㈱
	35	㈱インダストリアルサービス・インターナショナル
	36	インテル㈱
	37	インフォテリア㈱
う	38	ウシオ電機㈱
	39	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
	40	宇部興産㈱
え	41	㈱エー・アンド・デイ
	42	㈱ＨＧＳＴジャパン
	43	エイブリック㈱
	44	㈱エスシーマシーナリアンドサービス
	45	エスペック㈱
	46	エドワーズ（株）
	47	NECエンベデッドプロダクツ㈱
	48	NECソリューションイノベータ㈱
	49	NECネッツエスアイ㈱
	50	NECプラットフォームズ㈱
	51	ＮＥＣマネジメントパートナー㈱
	52	NXPジャパン㈱
	53	ＮＴＮ㈱
	54	NTTアドバンステクノロジ㈱
	55	NTTエレクトロニクス㈱
	56	ＮＴＴコミュニケーションズ㈱
	57	ＮＴＴテクノクロス㈱
	58	㈱ＮＴＴデータ
	59	㈱ＮＴＴデータＭＳＥ
	60	㈱NTTドコモ
	61	㈱NTTファシリティーズ
	62	㈱荏原製作所
	63	ＦＤＫ㈱
	64	MHIエアロエンジンサービス㈱
	65	MHIニュークリアシステムズ・ソリューションエンジニアリング㈱
	66	MHIプラント㈱
	67	MHIプラントエンジニアリング&コンストラクション㈱
	68	ＭＨＰＳエンジニアリング㈱
	69	㈱ＭＨＰＳコントロールシステムズ
	70	㈱エルエッチエス
	71	エンシュウ㈱
お	72	㈱オーク製作所
	73	オークマ㈱
	74	ＯＫＫ㈱
	75	大塚製薬㈱
	76	オートリブ㈱
	77	(株)沖データ
	78	沖電気工業㈱
	79	小野薬品工業㈱
	80	オプテックス・エフエー㈱
	81	オムロン㈱
	82	オリンパス㈱
	83	オルガノ㈱
	84	㈱オルタステクノロジー
	85	オン・セミコンダクター・ホールディングス㈱
か	86	国立研究開発法人海洋研究開発機構
	87	国立研究開発法人科学技術振興機構
	88	加賀電子㈱
	89	カシオ計算機㈱
	90	兼松㈱
	91	㈱兼松KGK
	92	川崎重工業㈱
き	93	キッセイ薬品工業㈱
	94	キャタピラージャパン(合)
	95	キヤノン㈱
	96	京セラ㈱
	97	㈱共和電業
	98	㈱近鉄エクスプレス販売
く	99	クアルコムジャパン㈱
	100	クオリカプス㈱
	101	㈱クボタ
け	102	KIホールディングス㈱
	103	㈱KCM
	104	KDDI㈱
	105	KDDIエンジニアリング㈱
	106	㈱KELK
こ	107	小池酸素工業㈱
	108	㈱神戸製鋼所
	109	神戸マシン㈱
	110	コーンズテクノロジー㈱
	111	（独）国際協力機構
	112	国際計測器㈱
	113	コニカミノルタ㈱
	114	コマツクイック㈱
	115	コマツＮＴＣ㈱
	116	㈱小松製作所
さ	117	サイプレス・イノベイツ㈱
	118	酒井興業㈱
	119	サクサ㈱
	120	㈱ＳＵＭＣＯ
	121	サムスン電子ジャパン㈱
	122	三栄ハイテックス㈱
	123	㈱三社電機製作所
	124	サンディスク㈱
	125	三洋テクノソリューションズ鳥取㈱
	126	三洋電機㈱
し	127	ＧＥヘルスケア・ジャパン㈱
	128	㈱シーケービー
	129	シーメンス㈱
	130	シスメックス㈱
	131	シチズン時計㈱
	132	㈱島津製作所
	133	㈱ジェーテックス
	134	JNC㈱
	135	JXTGエネルギー㈱
	136	㈱ジェイテクト
	137	㈱JVCケンウッド
	138	㈱ジュピターコーポレーション
	139	ジヤトコ㈱
	140	㈱ジャムコ
	141	㈱ジャパンディスプレイ
	142	シュルンベルジェ㈱
	143	昭和電工㈱
	144	㈱シリコンセンシングシステムズジャパン
	145	信越化学工業㈱
	146	信越石英㈱
	147	神鋼商事㈱
	148	新電元工業㈱
	149	新日本工機㈱
	150	新日本造機㈱
	151	シンフォニアテクノロジー㈱
	152	新明和工業㈱
す	153	水ing㈱
	154	㈱ＳＣＲＥＥＮセミコンダクターソリューションズ
	155	㈱ＳＣＲＥＥＮホールディングス
	156	スズキ㈱
	157	スター精密㈱
	158	㈱SUBARU
	159	住商アグロインターナショナル㈱
	160	住商エアロシステム㈱
	161	住商ファーマインターナショナル㈱
	162	住商メタレックス㈱
	163	スミダ電機㈱
	164	住友化学㈱
	165	住友重機械イオンテクノロジー㈱
	166	住友重機械工業㈱
	167	住友商事㈱
	168	住友商事ケミカル㈱
	169	住友精化㈱
	170	㈱スミトロニクス
せ	171	セイコーインスツル㈱
	172	セイコーエプソン㈱
	173	積水化学工業㈱
	174	㈱セツヨーアステック
	175	千住金属工業㈱
	176	全日空商事㈱
	177	全日本空輸㈱
そ	178	双日㈱
	179	双日ジェクト㈱
	180	双日マシナリー㈱
	181	双信電機㈱
	182	㈱ソシオネクスト
	183	㈱ソディック
	184	ソニー㈱
	185	ソニーセミコンダクタソリューションズ㈱
た	186	第一実業㈱
	187	ダイキン工業㈱
	188	大昭和精機㈱
	189	ダイナミックマップ基盤㈱
	190	大日本印刷㈱
	191	ダイハツ工業㈱
	192	ダイハツディーゼル㈱
	193	㈱ダイフク
	194	太陽誘電㈱
	195	㈱滝澤鉄工所
	196	タキロンシーアイ㈱
	197	多田電機㈱
	198	㈱タダノ
	199	タツタ電線㈱
	200	㈱タムラ製作所
ち	201	中央工機㈱
	202	蝶理㈱
	203	千代田化工建設㈱
つ	204	㈱ツガミ
て	205	㈱ディー・エヌ・エムホールディングス
	206	テイ・エス テック㈱
	207	DMG森精機㈱
	208	帝人㈱
	209	帝人フロンティア㈱
	210	ＴＤＫ㈱
	211	ＴＤＫラムダ㈱
	212	テクノクオーツ㈱
	213	テルモ㈱
	214	㈱デンソー
	215	㈱デンソーウェーブ
	216	㈱デンソーテン
	217	一般財団法人電力中央研究所
と	218	東海カーボン㈱
	219	東京エレクトロン㈱
	220	東京エレクトロンデバイス㈱
	221	東京応化工業㈱
	222	東京計器㈱
	223	㈱東京精密
	224	東京貿易ホールディングス㈱
	225	㈱東芝
	226	東芝インフラシステムズ㈱
	227	東芝エネルギーシステムズ㈱
	228	東芝機械㈱
	229	東芝クライアントソリューション㈱
	230	東芝テック㈱
	231	東芝デバイス＆ストレージ㈱
	232	東芝電子管デバイス㈱
	233	東芝メディカルシステムズ㈱
	234	東芝メモリ㈱
	235	東ソー・クォーツ㈱
	236	東邦テナックス㈱
	237	㈱東陽
	238	東洋アルミニウム㈱
	239	東洋インキSCホールディングス㈱
	240	東洋エンジニアリング㈱
	241	東洋機械金属㈱
	242	東洋炭素㈱
	243	東洋紡㈱
	244	東レ㈱
	245	東レインターナショナル㈱
	246	東レエンジニアリング㈱
	247	㈱トクヤマ
	248	ドコモ・テクノロジ㈱
	249	㈱栃木ニコン
	250	凸版印刷㈱
	251	㈱トプコン
	252	トヨタコネクティッド㈱
	253	トヨタ自動車㈱
な	254	㈱豊田自動織機
	255	豊田通商㈱
	256	トヨタテクニカルディベロップメント㈱
	257	豊通エネルギー㈱
	258	豊通ケミプラス㈱
	259	㈱豊通マシナリー
	260	トヨタ紡織㈱
	261	トレンドマイクロ㈱
な	262	長瀬産業㈱
	263	中村留精密工業㈱
に	264	㈱ニコン
	265	㈱ニチレイフレッシュテック
	266	㈱ニコンビジネスサービス
	267	西日本電信電話㈱
	268	日揮㈱
	269	日機装㈱
	270	日産自動車㈱
	271	日産トレーディング㈱
	272	NISSHA㈱
	273	日鉄住金物産㈱
	274	日東電工㈱
	275	ニッペトレーディング㈱
	276	日本アイ・ビー・エム㈱
	277	日本エム・ケー・エス㈱
	278	日本カーボン㈱
	279	日本ガイシ㈱
	280	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
	281	日本航空電子工業㈱
	282	日本精工㈱
	283	㈱日本製鋼所
	284	日本テキサス・インスツルメンツ㈱
	285	日本電気㈱
	286	日本電気硝子㈱
	287	日本電子㈱
	288	日本電信電話㈱
	289	日本特殊陶業㈱
	290	日本飛行機㈱
	291	日本マイクロソフト㈱
	292	日本ムーグ㈱
	293	日本無線㈱
	294	日本ユニシス㈱
	295	㈱日本ローパー
ね	296	㈱ネクスティエレクトロニクス
の	297	ノーリツプレシジョン㈱
は	298	㈱野村総合研究所
	299	バイオニア㈱
	300	Pioneer DJ㈱
	301	バイオニアマイクロテクノロジー㈱
	302	㈱ハイボット
	303	伯東㈱
	304	㈱バッファロー
	305	パナソニック㈱
	306	パナソニックアドバンストテクノロジー㈱
	307	パナソニック・タワージャズセミコンダクター㈱
	308	パナソニックヘルスケア㈱
	309	浜松ホトニクス㈱
	310	原田工業㈱
	311	バンドー化学㈱
ひ	312	ビアメカニクス㈱
	313	㈱PFU
	314	東日本電信電話㈱
	315	㈱日阪製作所
	316	日立アプライアンス㈱
	317	日立オムロンターミナルソリューションズ㈱
	318	日立化成㈱
	319	日立金属㈱
	320	日立建機㈱
	321	日立工機㈱
	322	㈱日立国際電気
	323	㈱日立国際ビジネス
	324	㈱日立産業制御ソリューションズ
	325	㈱日立システムズ
	326	㈱日立情報通信エンジニアリング
	327	㈱日立製作所
	328	㈱日立ソリューションズ
	329	㈱日立超LSIシステムズ
	330	㈱日立ハイテクサイエンス
	331	㈱日立ハイテクノロジーズ
	332	㈱日立ビルシステム
	333	㈱日立プラントコンストラクション
	334	㈱日立ヘルスケア・マニュファクチャリング
	335	ビッグローブ㈱
	336	日野自動車㈱
ふ	337	ファスフォードテクノロジ㈱
	338	ファナック㈱
	339	㈱フェローテックホールディングス
	340	㈱富士インダストリーズ
	341	富士機械製造㈱
	342	㈱フジキン
	343	㈱フジクラ
	344	㈱不二越
	345	富士ゼロックス㈱
	346	富士ゼロックスマニュファクチュアリング㈱
	347	富士通㈱
	348	富士通エレクトロニクス㈱
	349	富士通クライアントコンピューティング㈱
	350	富士通コネクテッドテクノロジーズ㈱
	351	富士通セミコンダクター㈱
	352	富士通モバイルコミュニケーションズ㈱
	353	富士フイルム㈱
	354	双葉電子工業㈱
	355	船井電機㈱
	356	ブラザー工業㈱
	357	ブリヂストンプラントエンジニアリング㈱
	358	Primetals Technologies Japan㈱
	359	古河電気工業㈱
	360	古野電気㈱
へ	361	ベルヘリコプター㈱
ほ	362	ホシデン㈱
	363	ボッシュ㈱
	364	ＨＯＹＡ㈱
	365	㈱堀場製作所
	366	ホンダエンジニアリング㈱
	367	㈱本田技術研究所
	368	㈱ホンダトレーディング
	369	本田技研工業㈱
ま	370	㈱ホンダ・レーシング
	371	マイクロンメモリジャパン㈱
	372	一般社団法人マイクロジェイ㈱
	373	㈱牧野フライス製作所
	374	マクセル㈱
	375	マクセル情映テック㈱
	376	マクセルホールディングス㈱
	377	マクニカ・富士エレホールディングス㈱
	378	㈱マグネスケール
	379	㈱松浦機械製作所
	380	㈱マブチ・エスアンドティー
	381	マルカキカイ㈱
	382	丸善石油化学㈱
	383	丸文㈱
	384	丸紅㈱
	385	㈱MARUWA
み	386	㈱ミスミグループ本社
	387	三重富士通セミコンダクター㈱
	388	三井情報㈱
	389	三井住友ファイナンス＆リース㈱
	390	三井精機工業㈱
	391	三井物産㈱
	392	三井物産エレクトロニクス㈱
	393	三井物産ケミカル㈱
	394	三井物産プラスチック㈱
	395	三井物産プラントシステム㈱
	396	三井物産メタルズ㈱
	397	㈱ミツトヨ
	398	三菱化工機㈱
	399	三菱ガス化学㈱
	400	三菱ケミカル㈱
	401	三菱航空機㈱
	402	三菱自動車工業㈱
	403	三菱重工エンジニアリング㈱
	404	三菱重工エンジン＆ターボチャージャ㈱
	405	三菱重工環境・化学エンジニアリング㈱
	406	三菱重工機械システム㈱
	407	三菱重工業㈱
	408	三菱重工航空エンジン㈱
	409	三菱重工工作機械㈱
	410	三菱重工コンプレッサ㈱
	411	三菱重工サーマルシステムズ㈱
	412	三菱重工マシナリーテクノロジー㈱
	413	三菱商事㈱
	414	三菱商事RtMジャパン㈱
	415	三菱商事マシナリ㈱
	416	三菱電機㈱
	417	三菱電機エンジニアリング㈱
	418	三菱電機トレーディング㈱
	419	三菱電機ビルテクノサービス㈱
	420	三菱日立パワーシステムズ㈱
	421	三菱日立パワーシステムズインダストリー㈱
	422	三菱日立パワーシステムズガスタービンサービス㈱
	423	三菱日立パワーシステムズ環境ソリューション㈱
	424	三菱マテリアル㈱
	425	三菱マテリアルテクノ㈱
	426	ミツミ電機㈱
	427	ミネベアミツミ㈱
	428	㈱ミマキエンジニアリング
む	429	武蔵精密工業㈱
	430	村田機械㈱
	431	㈱村田製作所
め	432	㈱明電舎
	433	メタウォーター㈱
	434	㈱メタルワン
も	435	㈱モリタ製作所
や	436	森村商事㈱
	437	八重洲無線㈱
	438	矢崎総業㈱
	439	安井インターテック㈱
	440	㈱安川電機
	441	安田工業㈱
	442	ヤマキマザックトレーディング㈱
	443	㈱山善
	444	ヤマハ㈱
	445	ヤマハ発動機㈱
	446	ヤンマー㈱
ゆ	447	ユアサ商事㈱
	448	郵船ロジスティクス㈱
	449	㈱UKCホールディングス
	450	ユニキャリア㈱
よ	451	横河電機㈱
	452	横河マニュファクチャリング㈱
り	453	国立研究開発法人理化学研究所
	454	㈱リガク
	455	㈱リコー
	456	理想科学工業㈱
	457	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
る	458	ルネサスエレクトロニクス㈱
ろ	459	ローム㈱
	460	ロックウェルオートメーションジャパン㈱
	461	ロールス・ロイスジャパン㈱
わ	462	ワイエイシイホールディングス㈱
	463	㈱和井田製作所
	464	㈱ワコム

「CISTEC 2017年 米国政府及び産業界との対話」報告書

訪問期間：2017年11月９日㈭ ～ 17日㈮

― 国際関係専門委員会 国際交流分科会 ―

訪問調査団メンバー：

団　長：塚本　　充　三井物産㈱ コーポレート物流部 安全保障貿易管理室長
団　員：江本　茂樹　三井物産㈱ コーポレート物流部 安全保障貿易管理室主管
　　手塚　　仁　富士通㈱ 法務・コンプライアンス・知的財産本部 安全保障輸出管理室室長
　　後藤　　仁　㈱日立製作所 リスクマネジメント本部 輸出管理部長
　　平田　尚三　日本電気㈱ 輸出管理本部長
　　木下　勝孝　三菱商事㈱ ロジスティクス総括部 安全保障貿易管理室室長代行
　　山根　英作　三菱重工業㈱ 経営監査部 グローバルコンプライアンスグループ主席
　　小田切　豊　三菱電機㈱ 輸出管理部 海外支援プロジェクトグループ
　　プロジェクトグループマネージャー
　　福島 真一　ロールス・ロイスジャパン㈱ 安全保障貿易管理マネージャー
　　小林　英樹　ベルヘリコプター㈱ グローバル・トレードコンプライアンス　スペシャリスト
　　高野　順一　日本輸出管理研究所 代表社員

事務局：中野　雅之　CISTEC 理事、調査研究部長
　　田上　　靖　CISTEC 調査研究部 参事（国際担当）兼 上席主任研究員
　　溝呂木　毅　CISTEC 調査研究部 主任研究員

訪問調査団オブザーバー：

Shane KUMEICH, Export and Sanctions Compliance Manager,
Legal, Compliance, and Logistics Management,
Mitsubishi Corporation（Americas）
Teruo AKAI, General Manager, Corporate Logistics Dept., Corporate Planning Div.,
New York Head Office, MITSUI & CO.（U.S.A.）, INC.
Shinobu KUSAKABE, Senior Research Analyst, Washington D.C. Office,
MITSUI & CO.（U.S.A.）, INC.

国際対話WGメンバー（訪問調査団メンバーを除く）：

戸塚 紳一　㈱東芝 法務部 輸出管理室室長
金田　睦　三井物産㈱ コーポレート物流部 安全保障貿易管理室主管
齋藤　登　三菱商事㈱ ロジスティクス総括部 安全保障貿易管理室シニアアドバイザー
ビリマック ダニエル　三菱商事㈱ロジスティクス総括部 安全保障貿易管理室

※所属・肩書きは訪米当時。

団長謝辞

CISTECの訪米ミッションは隔年ベースで７回目となった。諸先輩や関係者のご理解・ご尽力により継続的にミッションを派遣し信頼関係を構築してきたことにより、米国政府関係当局、関係企業、並びに国連との関係が一層深まり、情報収集に留まらず、情報・意見交換に加え、産業界に於いては連携した動きにまで発展してきた。これも偏にCISTEC事務局が訪問先との各種調整やミッション設営に丁寧にご対応頂いた賜物であり、また、ミッションメンバーが数ヶ月前から入念な準備を執り進め、訪問先との会合では積極的な意見・情報交換にあたって頂いた成果でもあり、厚く御礼申し上げたい。

今回のミッションでは、日本の政府・産業界が注目している中国の輸出管理法案について、大変有意義な情報交換がなされ、産業界では連携した動きに進む方向性も見出してきている。中国が国際的な水準の輸出管理法制度を整備する方向であることを歓迎すると共に、今後の意見調整が適切に進むことを期待したい。また、昨今の国際情勢が見通し難い情勢で混沌としている中で、イラン・ロシア・北朝鮮などに対する経済制裁についても、有益な情報交換が出来、CISTEC賛助会員企業の皆様のみならず、日本の産業界にとっても有益な情報・報告になるものと確信している。

目　次

Ⅰ．総括…… 244

Ⅱ．個別報告

１．商務省 産業安全保障局（BIS）…… 247
（Bureau of Industry & Security, U.S. Department of Commerce）

２．国務省 制裁政策・実施部門（OSPI）
（Office of Sanctions Policy & Implementation, U.S. Department of State）
財務省 外国資産管理局（OFAC）
（Office of Foreign Assets Control, U.S. Department of the Treasury）…… 255

３．国務省 防衛取引管理局（DDTC）…… 261
（Directorate of Defense Trade Control, U.S. Department of State）

４．CompTIA（Computer Technology Industry Association）…… 265

５．GE 社（General Electric Company）…… 271

６．インテル社（Intel Corporation）…… 284

７．テキストロン社（Textron, Inc.）…… 292

８．国連安保理決議第1540号委員会…… 300
（Committee established pursuant to Security Council Resolution 1540（2004））

9．国連安保理決議第1874号（北朝鮮制裁）委員会…… 304
（Committee established pursuant to Security Council Resolution 1874（2009））

10. 国連安保理決議第2231号（イラン制裁）委員会…… 309
（Committee established pursuant to Security Council Resolution 2231（2016））

Ⅲ．提供資料

［CISTECからの提供資料］：

⑴CISTEC's Roles and Activities（CISTECの役割・活動）

⑵Japan's Export Control Systems and Recent Challenges/Issues
（日本の輸出管理システム及び最近の課題）

⑶Security Export Control at Mitsubishi Electric Corporation（三菱電機社の輸出管理）

⑷English Translation of Opinion Brief Regarding China's Export Control Act Draft which CISTEC submitted to Chinese government in July 13, 2017
（中国輸出管理法草案についてのCISTEC意見書（2017年７月13日に中国政府に提出）の英訳）

⑸English Translation of the final draft of Additional Joint Opinion Brief on China's Draft Export Control Act Draft
（中国輸出管理法草案についての日本の８産業団体共同意見書最終ドラフトの英訳）
（注）2017年12月１日に中国政府に共同意見書最終版を提出。

［訪問先からの入手資料］：各個別報告参照。

Ⅰ．総括

１．はじめに

トランプ政権が１月に始動し10ヶ月が経過、今後の動向が引き続き注目されている。

米国第一主義, Make America Great Again, を外交戦略の基軸として掲げており貿易政策についてはNAFTA（北米自由貿易協定）, TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に関する方針の転換をしており前政権との大きな変化が生まれている。本ミッションの主要テーマは、米国輸出管理政策の動向と運用状況、ECR : Export Control Reform（輸出管理制度改革）の動向と今後の見通し、各国に対する制裁・規制の運用状況、企業及び業界団体との交流及び国連との対話である。また６月にパブリックコメントが実施された中国の新輸出管理法令案に対する考え方についても情報交換を行った。

２．輸出管理政策の動向と運用状況

トランプ政権のこれまでの活動について当局に質問したところ、前政権が行った輸出管理体制、運営及び関連法令の見直しを実施、一方では各所管官庁で運営方針を決定する主要人員の政治任用とスタッフの補充などに時間を要したとのこと。その影響もあり制裁対応の他は目立った新規の運用変更や法令改正は行われていない。また10月３-５日開催のBIS update Conferenceのレポートによれば輸出管理制度改革の継続取組と各国に対する新しい制裁と関連法令が主な動きとして報告されている。新政権は独自の方向性を示し今後の輸出管理政策がどのように影響を受けるか予想は困難であるが、制裁の運用によって今後も大きな影響を受けることは論を待たず、引き続き制裁対応が注目点であることに変わりはない。また新政権では基本的に産業界に新たな負担を強いる運用の改正は行わない方針が示されているとのことであった。

３．ECR （米国輸出管理制度改革） と所管官庁

BIS（商務省産業安全保障局）とDDTC（国務省防衛取引管理局）の協議が継続されている。EAR（輸出管理規則）とITAR（国際武器取引規則）の整合化、合理化、簡潔化が検討され、2016年９月には用語の定義について具体的な対応、EAR改正、が実施された。また非機微品目の移管についてはITARのU.S. Munitions Listの21カテゴリー中18は対応が終わり、EARのCommerce Control Listへのitemの移管が実施された。残り３つの１:Firearms（小火器）, ２:Artillery（砲）, ３:Ammunition（弾薬）の対応が現在検討されている。前政権の取組として７年が経過しているが、検討事項も多く、今後も時間を要すると思われる。また新政権に移管後のBISとDDTCの省庁間（国務省と商務省）のcommunicationについて状況を問合せたが、従来と変わらず良好とのこと。今後も両官庁間にて円滑に協議を行い早期のECRの完結を期待する。輸出者が申請をする際のITシステムについてはDDTCのWeb siteでは入り口が申請・登録種類によって分かれていたり、紙での申請しかできないものがあり申請者には複雑であるが、申請formの変更や入口の一元化を行うことを検討しており利便性を向上する予定。2018年中を目安に対応するとのこと。BISのSNAP-Rの様なわかりやすいシステムが期待される。許可を発行する監督官庁間のITシステムの統合がすでに進められているが、ECRの初期の議論に提示されていたU.S. Munitions ListとCommerce Control Listに掲載のitemの単一の申請システムに集約する可能性について質問したが、システム開発の課題もあり現状では検討の対象とはされていないとの回答であった。またBISに対してCISTECが2015年及び2016年に検討を依頼した要望に付き、新政権との初めて面談の機会であった為、再度検討を依頼した。個別報告を参照。

４．各国に対する制裁・規制の状況及び今後の見通し

CAATSA：Countering America's Adversaries Though Sanctions Actに関する質問事項を中心に監督官庁に関してイラン、ロシア、北朝鮮、キューバに対する制裁・規制について質問行った。詳細は個別報告を参照。

1）イラン：JCPOA、核開発に関する合意の対応継続は、EUとの連携を重視し大統領はこれを継続、具体的には停止を明確に意思表示せず、議会に判断を依拠した。議会は新たな制裁法案の成立に付き判断を行う。予断をゆるさないが、2016年１月以降イランマーケットの参入に尽力する各国の反対を押し切って合意を否定する方針は取りにくく、JCPOAの合意を継続する模様。（米国自身もボーイング社製旅客機や米国製品が使用されるエアバス社製旅客機はGeneral licenseによって制裁を回避する方策を取り現実的対応を行っている。）一方、大陸弾道ミサイルに関係する大量破壊兵器拡散の対応については更なる制裁の強化の可能性がある。またイラン関連商内の推進は制裁法対応のみならず、決済ルートの確立に注力する必要がある。日本のメガバンクも欧州の大手銀行と同様にイラン関連取引について自社の運用ルールを適用しており株主構成にSDN List掲載者がある場合等には取引が困難な場合が多い。米国弁護士に米国外の銀行の対応に付き状況を問い合わせたが、大きな変化はなく米国の金融システムを使用させない制裁の効果が十分すぎる程、効果を示している。今回面談した米国企業もイラン向新規事業開拓を計画しているが、米国製品・米国人の関与の判断や契約関係者の制裁リストに対するスクリーニングに慎重な対応を行っている。

2）ロシア：分野別の制裁が強化されている。深海、北極圏沿岸、シェール層に於ける原油プロジェクトやエネルギー輸出パイプラインについては二次制裁の側面もあり注意を要する。2014年のクリミア併合以降、EU・米国の制裁は継続されている。ロシアの解決に向けた対応がない限り状況の変化は困難と思われる。CAATSAに関するFAQはOct 31付で更新されている。

3）北朝鮮：米国の制裁強化の方針は日本政府の意向にも一致しており核開発、大陸弾道ミサイルの開発の中止がされない限り今後も方針は変わらないと思われる。CAATSA成立後、これをさらに制裁強化をする内容の法案の提出・成立については具体的な情報は入手されなかったが、状況が好転しない限り強化に舵が切られると予想される。日本企業の場合、北朝鮮の企業や個人との直接取引の懸念は小さいが在中国や東南アジア各国の取引先が北朝鮮との取引があり、これらがSDN Listに掲載されることにより取引が困難になり、対応に十分な時間がない場合も予想されるので注意が必要である。

キューバ：2017年６月大統領は渡航や企業取引の制限を強化するとの意思を示した。軍や情報・治安機関と関係のある団体については制裁が強化されているが、それ以外は状況の変化はない。キューバの経済規模が小さく新政権にとって他国に対する制裁に比べて重要度は高くないと思われる。

５．企業及び業界団体との交流

米国企業の動向、輸出管理の事例を知ることは日本のCISTEC会員企業の管理プロセスの構築に参考となる。前回のミッションでも訪問したGEや子会社にBell Helicopterを持つ防衛産業分野のTextron　Inc.、マルチナショナル企業として展開するIT関連企業のIntel Corporation, IT関連業界団体のCompTIAとの面談を行った。事業分野の違いに依り、該非判定、取引審査のプロセスに多様性はあるが、EAR・ITARを中心に米国法令とその改正への対応、海外に拠点を持つ場合は海外法制度の対応、定期的社内教育や情報共有、自社製品の該非判定結果データベース構築など必要なシステム構築を行っていた。詳細報告を参考にされたい。

また中国が導入を予定している新輸出管理法に関しても意見交換を行った。

主なポイントとして再輸出規制、みなし輸出規制、独自の禁止顧客リスト、報復措置（対等原則）の規程の導入及びレアメタル輸出規制などがあり米国の法制度を研究して作成している。CISTECとして６月のパブリックコメントに加えて要望書を日本の経済団体と連盟にて出状しており、CISTECのHPを参照されたい。

米国所管官庁にも新輸出管理法に関する対応を質問したところすでに２国間で会話をしているとのことであった。新制裁法の成立時期の具体的な情報はないが内容の更なる吟味など国際協調を尊重する対応を期待する。

６．国連専門家パネル

1540委員会（大量破壊兵器不拡散）と1718委員会（北朝鮮（DPRK）制裁対応）の活動を聴取した。１）1540

委員会は包括的な活動報告を５年毎に行っており、次回の2021年分に関する準備や各国の大量破壊兵器不拡散に関する国内法成立のサポートを行っている。２）1718委員会は国連決議の加盟国に求めているが、関心や理解は一様ではない状況もあるとのこと。最近の制裁違反事例について工作機械やトラックなどがあるとのことである。実際には輸出元の特定の作業は困難であり輸出者は記録を残すことが、制裁違反の防止につながるので対応を希望するとのコメントがあった。各国の対応を促す為に機会がある度にセミナーに参加しており2018年２月開催のアジアセミナーに参加を予定しており今後の更なる対応を期待する。
国連安全保障理事会のイランパネルとも面談を行った。ここでは、JCPOAの現状のスキームでイラン向けの取引が思ったほど増えないことに問題意識を持っていた。意見交換の中で米国の金融システムが使えないこと、主要大手銀行がこれまでの制裁金を課された経験から前向きな対応をしていないことが非米国人・企業にとって困難なpointになっている。

７．まとめ

新政権の輸出管理に関する方針は、米国のnational securityを重視し厳格な運用へとハンドルを切っていると見受けられる。制裁の強化が具体的にこれを示している。一方、選挙運動中に展開した公約ではあるが、オバマ政権の功績であるJCPOAの取組に対して否定的な考え方を表明することや監督官庁のスタッフの指名、補充が遅れることにより、これまで積み上げてきた継続的取組が遅れている様にも見える。まずは安定した管理体制の構築を期待するものである。
現状の管理体制の維持はするが前政権が志向した輸出管理制度の明確化、改革、所管官庁の集約に関する取組の重要性は高くないと思われる。まずは目に見える形での施策を進められ、制裁規制が今後も多用されると思われる。また制裁規制の内容は米国製品に限定されない場合や制裁対象国籍者の雇用に拡大するなど多様化されている。産業界にとって制裁規制は解釈や運用の明確性が十分でない場合があり制裁対象国との取組には慎重な対応が必要と考える。

Ⅱ. 個別報告

1．米国商務省　産業・安全保障局
（U.S Department of Commerce, Bureau of Industry and Security）

1-1. 面談日時等

［日時］：2017年11月15日㈬10:30 ～ 12:00
［場所］：Department of Commerce, Washington DC Office
［面談者］：Mr. Matthew Borman, Deputy Assistant Secretary
Ms. Eileen Albanese, Director, Office of National Security and Technology Transfer Controls
Ms. Karen Nies-Vogel, Director, Office of Exporter Services
Mr. Alexander Lopes, Jr., Director, Office of Nonproliferation & Treaty Compliance
Ms. Hillary Hess, Director, Regulatory Policy Division, Office of Exporter Services
Ms. Kelly Gardner, Senior Policy Advisor

1-2. Presentation 提供・入手資料

［CISTECからの提供資料］：
①English Translation of Opinion Brief Regarding China's Export Control Act Draft
which CISTEC submitted to Chinese government in July 13, 2017
（中国輸出管理法草案についてのCISTEC意見書（2017年７月13日に中国政府に提出）の英訳）
②English Translation of the final draft of Additional Joint Opinion Brief on China's Draft Export Control Act Draft
（中国輸出管理法草案についての日本の８産業団体共同意見書最終ドラフトの英訳）

［訪問先からの入手資料］：無し

1-3. 面談内容
1-3-1. 面談概要

今年度ミッションにおけるBIS訪問は共和党トランプ政権移行後としては初めてとなる。今回の訪問では前オバマ政権からの政策面での継続性有無の確認を面談における主たる課題とし、CISTECより一昨年提出を行なったEAR改正案へのパブリックコメントへの対応状況、前政権にて提唱されていた輸出管理制度改革（Export Control Reform）の進捗の確認、およびEARの各種運用事項に係る日本産業界からの要望を行なった。また、本年６月16日に大統領声明がなされたキューバ向け経済制裁強化、および８月２日に成立したイラン・北朝鮮・ロシアに対する新制裁法（Countering America's Adversaries Through Sanction Act = CAATSA）のEARへの影響、更に６月にパブリックコメント公募が発表された中国の新輸出管理法令案についての質疑を行い米国政府当局における現状認識の確認を合わせて実施した。

1-3-2. CISTECからのパブリックコメント要望への対応状況について

1-3-2-1. Advanced Notice Proposed Rulemaking（ANPR）への2015年６月26日付けCISTECパブリックコメント

（参考）CISTECジャーナル2015年９月号
http://www.cistec.or.jp/journal/data/1509/05_kaigaikisei02.pdf

CISTECとして上記ANPRにおける提案A、C及び追加提案についての賛同を表明しているが、現在の対応状況につき確認を行なった。

⑴提案A
米国輸出者に対して輸出管理文書（Export Control Documents）への規制品目リスト（Commerce Control List）上の規制該当品目全て（EAR99（非該当品目）以外）のECCN（輸出管理分類番号）の記載義務を課すことを提案。（現在のEARでは米国輸出者に対し、ECCNが９x515又は600番台品目（“600 series”items）の場合のみ、輸出管理文書等への記載義務を課している。）
⑵提案C
米国輸出者に対して輸出管理文書への輸出根拠（許可番号、許可例外の種類、又はNLR（許可不要））の記載義務を課すことを提案
⑶追加提案
輸出管理文書の例として、インボイス及び契約文書（contractual documentation）を追加することを提案
・改正に向けての手続きは①Advanced Notice公布②Advanced Notice への意見に基づくProposed Rule作成③Proposed Rule公布の順となっており、現在は②の段階。Proposed Rule作成においてはUnified Agendaと呼ばれる政府向けドキュメント作成を含んでおり、そこではBISが今後対応すべきアクションが明示されている。Advanced Noticeに対する様々な意見を基に省庁間の協議を経て具体的な改正案としてProposed Ruleに織り込むことになる。次のステップであるProposed Rule公布の時期は現時点では未定である。本改正案については多くの意見が寄せられており、それらについて個々の検討が必要となっている。また、全てのルール作成に当てはまることであるか、改正時期に関しては商務省の上位マネジメントにおける優先順位付け次第となっている。
・新政権下でのルール策定プロセス全般に関していえば従来とは大きく異なっており、大統領令に基づくTwo for One ルールというものがある。これは端的にいえば、新たなルールの策定に際しては、従来のルールを二つ廃止するというものである。これらが全てに当てはまるものではないが、こうしたことの影響についても考慮の必要はあると考えている。

質問㋐……（CISTEC）以前の提案にあるA, Cの内容に関しては現時点での変更は無いと考えてよいか？
回答㋐……（BIS）現時点で改正ドラフト未作成の段階ではあるが、そう信じている。

質問㋑……（BIS）提案Cに関してだが、日本企業とって米国政府の許可番号を知るメリットはどこにあるのか？
回答㋑……（CISTEC）許可対象品目であることを認識することに加え、ECCN判定が適切に行われ、またそれに基づいた政府許可の取得又は許可例外の適用が適切に行われているかを知るのは、再輸出に際して重要な点である。

1-3-2-2. EAR Proposed Rule への2015年７月31日付け CISTECパブリックコメント

（参考）CISTECジャーナル2015年９月号
http://www.cistec.or.jp/journal/data/1509/05_kaigaikisei01.pdf

まずCISTECより上記パブリックコメントにおける要望の殆どが既に実現されている点につき謝辞を表明し、未実施となっている以下２点につき改めて要望を行い、対応状況の確認を行った。

⑴技術についての許可例外TMP　改正案 Part 740.9⒜⑶

改正案は、技術につき、米国人・米国企業又はその外国人従業員による米国からの輸出、又は米国人・米国企業又はその外国人従業員への米国からの輸出の場合にのみ、一定の条件下でTMPを適用可能としているが、（非米国人・非米国企業によるものも含めた）再輸出や、許可例外TMP適用の場合の米国人の定義（Part 740.9⒜⑿）に当たらない在米非米国人による輸出も同様の条件でTMP適用可能としてもらいたい。

・EARの特定の条項は国務省所管の国際武器取引規則ITARに対応する形で起案されている。輸出管理制度改革（Export Control Reform）の初期段階として2013年および本年６月に改正を行ったが、いずれも国務省DDTCを含む省庁間手続き（Inter Agency Process）に従い行われている。既に省庁間という意味合いでは規制全体に関する調整は済んでいるため、条件を再び追加するには制度調整のタイミングを考慮する必要があり、そうした点では困難な面がある。またITARのMunition List規制との整合が必要。
・本件の適用をＡ１国に限るというのはリーズナブルな要望にも思えるが、国務省を含む他省庁との調整においては受け入れられないかもしれず、現時点ではどのようになるかは分からない。

質問㋒……（CISTEC）EARとITARの規制の調和やその為の省庁間手続きが重要である点は理解する。当方の理解では、輸出・再輸出・みなし輸出等の定義に関してはEARとITARの整合が既に図られたが、許可例外についてはEARとITAR間では相違がある。ITAR規制品への許可例外の適用は非常に限られており、EARにおけるTMPと同等なものはないというのが当方の理解である。EARの許可例外における米国人輸出者と非米国人輸出者への規制の相違については過去にも様々なものがあり、これまでのBISへの訪問を通じCISTECの要望に応じて改正対応をしてもらっている経緯がある。この点非常に感謝しているが、本件についても交渉相手である他省庁に問題提起を継続的に行ってもらうことを希望する。

質問㋓……（BIS）　CISTECのTMP適用に関する要望はITAR Munition Listより移管されたECCN 600番台品目も含まれるのか？

回答㋓……（CISTEC）我々の要望はあくまでもDual Use品目に関するものでTMPの適用対象として600番台品目を含むものではない。

質問㋔……（BIS）　技術の輸出に関して、日本ではTMPと同等な例外措置はあるのか？

回答㋔……（CISTEC）EARにおけるTMPと同等のものは無いが、携行品や修理時の再輸入を前提とした技術の許可例外は存在する。（無償告示）

⑵米国原産化学物質を非米国原産物質に混合して再輸出する場合の規制について

財務省OFACのIranian Transaction and Sanctions Regulation（ITSR）560.205⒝⑴では、米国から輸出された品目が非米国製品に含まれ実質的に変換された場合、当該品目の再輸出は規制除外になると規定されているにもかかわらず、EARではそのような規定が無いので、EAR上もそのような除外規定を設けてもらいたい。仮に、そのような除外が困難である場合には、上記の様な化学物質混合の場合でもde Minimis ruleが適用できる（組込み比率が一定以下である場合はEAR対象外）旨をEARで明確に規定してもらいたい。

・規制の定義に関する問題であると考えるが、BISとOFACは同一の事象に対して異なる方法で取り組んでいると言える。BISはde-Minimis計算を用いてその組込み比率に応じて規制対象品を定義しているが、OFACは本質的な変換として捉えている。これについての妥協点がどうなるかの現時点での答えは無いが、疑問点としてはしごく当然なものと考える。
・de Minimis 条項については2008年の改正が最後であり、ビジネスも変化していることを考慮すればしっかりとした見直しが必要であると考えるが、対応できる時期は不明。。

質問㈫……（CISTEC）OFACのイラン制裁ITSRにおいてもde Minimis ruleはあるが多くの部分でEARとは異なっており、我々にはその関連性や解釈において理解するのが非常に困難な点が多々ある。BISとOFACのde Minimis ruleが基本的に同一のものになれば非常に助かる。本要望は非常に特殊なものであり、ITSRにおけるde Minimis rule は多くの場合BISのものよりも厳格であるが、本件については唯一明確でありEARよりも寛容なルールである。ITARでは明確に本質的に変換されたものはITSR規制対象ではないとしているが、EARにおいては特段のコメントがなされていない状況である。OFACとの協議においては最も解決が容易なものと考えている。

回答㈫……（BIS）制度改正の観点では、要望への対応は可能なものと考えている。WEBサイトにおけるFAQへの掲載などで対応できれば、定義自体の変更を伴わないものでありより容易ではあると考える。

1-3-3. 輸出管理制度改革（Export Control Reform=ECR）の進捗状況について

・多くのカテゴリに関する国務省とBIS間のドラフトルールは現在OMB（注１）審査の段階であり、今後のスケジュールについては未定である。これが終了次第Proposed Ruleとして公布し、60日間程度の期間でコメントの公募を行う予定。他のProposed Ruleの場合と同様に、これらのコメント全てに対するレビューを行う。次のProposed RuleあるいはFinal Ruleをいつごろ公布できるかはコメントの多寡次第である。現在、多くの省庁からのドラフトルールがOMB審査中となっている。

（注１）OMB = Office of Management and Budget

The Office of Management and Budget（OMB）serves the President of the United States in overseeing the implementation of his vision across the Executive Branch. Specifically, OMB's mission is to assist the President in meeting his policy, budget, management and regulatory objectives and to fulfill the agency's statutory responsibilities.

OMB carries out its mission through five critical processes that are essential to the president's ability to plan and implement his priorities across the Executive Branch:

1. Budget development and execution.
2. Management, including oversight of agency performance, human capital, Federal procurement, financial management, and information technology.
3. Regulatory policy, including coordination and review of all significant Federal regulations by executive agencies.
4. Legislative clearance and coordination.
5. Executive Orders and Presidential Memoranda.

出展　ホワイトハウスHP（https://www.whitehouse.gov/omb）

質問㈫……（CISTEC）一般的な質問として、BISは現行のITAR Munition ListからCCLの移行に際しては、品目毎の取り扱いという点で、今後どのようなアプローチを取るのか？

回答㈫……（BIS）　諜報用機器等を含む純粋な軍事品目についてはITAR管理下に留めるようにしたい。品目移行についての意見は自由であるが、そこには当然例外が存在する。部品を含むMunition Listカテゴリ１～３に関しては移行の影響が大きく、7000件程度の許可件数になると予測している。自動兵器なども含め、本質的に軍用のものはITARの元で管理すべきと考える。

1-3-4. 対キューバ政策の変更、および米国新制裁法（ CAATSA）のEARへの影響について

2017年６月16日にトランプ大統領による対キューバ経済制裁の強化見直しに関する声明が発表され、引き続いて８月２日付けでイラン・ロシア・北朝鮮に対する上記新制裁法（CAASTA）が施行されたが、これらによる現行のEAR Part 746（Embargoes and Other Special Controls）への影響の有無につき確認を行なった。

⑴イランPart 746.7（IRAN）

・EAR Part 746.7については現時点で変更は予定されていない。許可発行については財務省（Department of Treasury）にほぼ移管されており、現状の政策下においては本条文への影響は無い。

⑵ロシアPart746.5(RUSSIAN INDUSTRY SECTOR SANCTIONS), 746.6（CRIMEA REGION OF UKRINE）

・CAATSAにおけるOFAC Sectoral Sanctions Identifications List（SSIL）Directive ４の規制内容の変更についてはEAR側でも反映させる必要があり改正を予定している。すなわち制裁対象となるプロジェクト地域の全世界への拡大と所有のルールにおける定義変更に対応した改正である。

質問㈬……（CISTEC）制裁対象となるプロジェクトのロケーション拡大や、制裁対象となる者による所有比率変更などをEAR上でも反映させるということか？

回答㈬……（BIS）　誰が制裁の対象者となり得るのか、所有比率33%の意味するところは何か、そうした点に関して輸出者側に十分なガイダンスをどのような形で提供するかが課題であり、OFAC側でのSSILルール改正期限に合わせて検討中である。

⑶キューバ Part 746.2（CUBA）

・６月16日付けの大統領声明National Security Presidential Memorandum（NSPM）に基づき、11月９日付けで新たなルールを公表した。（注２）

https://www.federalregister.gov/documents/2017/11/09/2017-24448/amendments-to-implement-united-states-policy-toward-cuba

（注２）EARにおける変更は主に以下

・国務省Cuban Restricted List掲載者向け輸出に関する原則許可否認とNSPM事由追加

・許可例外License Exception GFT、CCD、SCPのキューバ向け適用条件の改正（適用不可対象の拡大）

質問㈠……（CISTEC）国務省による制裁リストが公表され従来よりも許可対象の大幅な拡大が見込まれており、また殆どのケースでOFAC側の許可取得が必要である。キューバとの新規ビジネスは事実上不可能の様にも思えるが

回答㈠……（BIS）必ずしもそうではない。個々の取引についてBISはケースバイケースで審査しており、財務省の許可とは別個に多くの許可発行をBISでは行っている。許可発行件数や実際の出荷についてもウェブサイトにて公開している。

質問㈡……（CISTEC）大統領による政策変更後、渡航に関する制限などの制裁強化策が打ち出されているが、BISのキューバへの向け許可発給において従来に比べ更に厳格になったということはあるのか？

回答㈡……（BIS）現状では特段大きな影響は無い。

1-3-5. 侵入ソフトウェア（Intrusion Software）の規制適用について

2013年のワッセナーアレンジメント総会において、侵入ソフトウェアの規制品目としての追加が合意された。EARにおいては2015年５月20日付けで同合意を反映した改正案（Proposed Rule）が官報（Federal Register）にて発表されたが、その後の最終案（Final Rule）の公布・施行は未だ行われていない。現時点でのEARへの適用と施行に関するBIS側の見通しにつきヒアリングを行った。

・ワッセナー合意をどのような文言で織り込むかについては政府と米国輸出者間において継続的な課題となっている。産業界とサイバーセキュリティとの連携において本件は重大な影響があると認識されており、ワッナーで採択された文言のままでの法令適用は行わず、次のステップを検討することとした。その後の国レベルでの議論の結果、産業界に対してはワッセナー合意の反映に当たっては改めてProposed Ruleの公布を行うことを約束し、ワッセナー委員会に対しては文言の追加修正を要請することとした。
・許可発給に際して、特定の限られた輸出者に対しての非公式なガイダンスで対応している国もあるかもしれないが、BISとしては本件の法制化においては可能な限り透明性を持ったものとする必要があると考えている。
・前回のProposed Ruleに対しては非常に多くのコメントが寄せられており、次回のRule Making Processにおいても同様の事態が予測されている。2017年のワッセナー総会後、来年の初め頃には関係者との詳細な議論が行われるだろう。

1-3-6. 香港向け輸出・再輸出に係る法令改正について

2017年４月19日付けで香港向け輸出・再輸出に係るEAR改正案が施行された。本改正により、特定の規制理由によるEAR規制対象品を香港へ輸出、又は香港から再輸出する際に、香港政府発行の輸出入関連書類コピーの事前入手・文書保管を輸出者側が行うこととなった。本制度改正の背景と目的についてヒアリングを行った。

・香港とは政府レベルでの会合を二国間で毎年行っている。これまで討議された議題の一つとして、米国政府または香港政府による許可対象となっている品目が、中国やその他地域向けに横流しされているという問題

があった。

・こうした事態への対処として、2014年に最初のステップとしてワッセナー規制品目のうちEAR上NS２を規制理由とする品目について、従来香港向けには許可不要としていたものを許可対象とした。この際には、許可例外の適用条件については変更せず、香港向け輸出は中国向けには適用できない多くの許可例外を引き続き適用可能としていた。

・今回の措置（2017年４月適用の新ルール）は、香港政府が自国規制の執行を行なうのを手助けするだけでなく、許可例外を用いて米国から輸出される品目が香港における事前輸入許可および香港からの事前再輸出許可の対象であることを米国の輸出者に知らしめるための取り組みである。これまでの調査で、米国から許可例外GBSを用いて香港向けに輸出された大量の半導体チップが、同量の香港側輸入許可や再輸出許可を未取得であり、また香港内で消費されていないことが明らかになっている。この問題に我々は長年取り組んでおり、そのための直近の対応である。

1-3-7. 許可例外（License Exception）STA（EAR Part740.20）の運用について

許可例外STAは米国の輸出者には大きな便益を与える一方で、米国製品の再輸出者には新たな負荷を与えている。特にSTAを用いて米国より輸出された品目については再輸出時に許可例外APR paragraph(a), (b)が使用不可となる点は再輸出者とっては非常に不利益となるため、同許可例外の使用が可能となるよう条文の改正を求めている。本件についてのBIS側の見解につきヒアリングを行った。

・一般論としてEARにおいては輸出および再輸出は通常並列的な条件で規制されるが、その点で再輸出時APRの適用禁止というのは非常に特殊なケースであると考える。先にTMPのケースで述べたのと同様に省庁間合意（Inter Agency Agreement）に向けた協議が必要なものと考えられるので、現時点での解決策は明確ではない。

質問(サ)……（CISTEC）前次官補のKevin Wolf氏が言うように、許可例外STAが多くの米国輸出者の負荷を低減させた点は理解している。一方で再輸出時のAPR適用禁止は、日本企業を含む再輸出者側に新たな負担を強いている。多くの日本企業がSTAを用いての輸入を好まないのは主にこの禁止条項の故であり、当該条項が廃止されれば日米のSTA利用者は更に増えるものと予測される。CISTECとしてはBISが他省庁との協議を行うよう継続的に要望する。

回答(サ)……（BIS）要望としては了解したが、他省庁を巻き込んだ多くの検討を要するだろう。

1-3-8. 中国輸出管理法案および政策について

(1)中国新輸出管理法案

2017年６月16日付けで中国輸出管理法案が公表され、パブリックコメントの公募が行われた。同新法案においては「国家の安全と利益の発展を守り、核不拡散条約等の国際的義務を履行」を趣旨とするとあり、それ自体は歓迎すべきことであるが、一方で①再輸出規制、②貨物を含む広範なみなし輸出規制、③他国の差別的輸出管理制度に対する報復条項などの導入や、④希少資源を輸出管理制度に取り込み戦略的な輸出制限を行う余地を残すなど、域外適用のある米国輸出管理規則EARに比べても問題の多い法案であるとみなされている。また、昨今の中国の政策として軍民融合の拡大と海外の民生品・技術の軍事転用懸念の増大があり、本法案に対するBISの対応および、中国の政策についてのBISの認識につきヒアリングを行った。

質問㈢……（CISTEC）　今回の訪米ミッションにおいて既に国務省DDTCを訪問したが、その際に米国政府が中国の上記法案に対してコメントを出し、商務省BISもそのサポートを行ったと聞いたが、可能であればその内容について教示願えないか？

回答㈢……（BIS）　米国政府のコメント作成については商務省BISだけでなく国務省、国防省、通商代表部USTRと共同で対応を行い詳細なコメント提供を行った。既に提出が行なわれており現在は次のドラフト公表を待つ状態（wait and see mode）である。各通商団体から多くのコメントが寄せられている。

政府間のものであり、CISTECの持つ個々の懸念事項についてどのようなコメントを行ったかはBIS側からはコメントできないが、プロポーザルにおいてはCISTECが指摘している問題点の多くを共有しており、中でも報復条項に関しては最も懸念すべき点であり、CISTECと全く同じ見解を有している。

商工会議所（the Chamber of Commerce）が公表しているコメントを見れば米国政府の現状認識が把握できると思う。

⑵軍事転用を目的とした民生用技術の取得動向について

・中国における民生技術の軍事転用について言えば、現在のマクロ的問題は「中国製造2025」に基づく活動であること。すなわち中国が多くのキーテクノロジー分野において世界で優越的な立場となることを目標として掲げ、その為の活動に高度に注力が行われている点にある。これは単に特定の品目が軍事能力増強用途に転用されるといった従来の懸念とは本質的に異なるものである。つまり、民生用技術の取得が直接的には軍事能力の向上には結びついていない点にある。
・EU諸国もその点学んでおり、輸出管理の問題としてではなく企業買収を通じた技術取得の観点で、EU委員会は米国の対米外国投資委員会CFIUSと同様な審査を行うようになった。例えばこれまでドイツでは多くの基幹企業が中国により買収されている。企業買収による民生技術取得は従来とは異なる手法による技術の取得であると認識している。
・米国政府としても、仮に中国が国益のため半導体製造能力向上を図ったような場合、関連品目や技術流出防止に向けた手段として、輸出管理を含めた規制がどうあるべきかは議論を行っている。
・また、中国共産党が軍事能力の向上を目的としてDual-use技術の取得を行おうとしている個々のケースについても注視している。中国側はJV設立などを通じて企業側に技術開示を求めるが、産業界としては知的財産などの開示には消極的であり、中国市場への参入と規制のバランスをいかに取るかの問題となっている。

以　上

２．国務省 制裁政策・実施部門（OSPI）

（Office of Sanctions Policy & Implementation, U.S. Department of State）

財務省 外国資産管理局（OFAC）

（Office of Foreign Assets Control, U.S. Department of the Treasury）

2-1. 面談日時等

［日時］：2017年11月14日㈫10:00 ～ 11:30
［場所］：国務省本館（2201 C Street NW, Washington, DC）
［面談者］：国務省 制裁政策・実施部門（OSPI）：
Mr. Tarek Fahmy, Deputy Director
国務省アジア太平洋担当部門:
Ms. Lauren Huot, Economic Officer,Bureau of Asia & Pacific Affairs
財務省 外国資産管理局（OFAC）：
Mr. Davin Blackborow, Assistant Director for Licensing
Mr. Michael Dobson Jr., Senior Sanctions Policy Advisor
Ms. Anna Chenoweth,Senior Sanctions Policy Advisor
Ms. Janie Eng, Sanctions Investigator

2-2. Presentation 提供・入手資料:　無し

2-3. 面談内容

2-3-1. 面談概要

トランプ政権の制裁の基本方針・政策・運用等の最新状況を、昨年８月２日に成立したイラン・ロシア・北朝鮮制裁法（CAATSA）を中心に確認した。なお、本会合の終わりに、本会合のリーダー役の国務省Mr. Fahmyより、CISTECの質問・要望は有意義であり、感謝する旨のコメントがあった。実際上、同氏が、CISTECの要望事項につき、時間をかけて詳しいメモを取っていたのが印象的であった。

2-3-2. トランプ政権の制裁（sanctions）基本方針・政策

米国政府は制裁を対象に必要な変革を促すための外交政策の重要な手段と捉えている。トランプ大統領は制裁について外交手段として積極的に活用することを明確にしている。財務省と国務省の制裁担当の実務レベルでの相互協力については、新政権でも基本的な構造は変わっていない。

2-2-3. 制裁についての他国との協調・連携

制裁を有効なものとするためには他国との協調・連携が重要であり、まず国連との調整を図っている。ただし、国連には多数の国の様々な意見があり、調整が容易ではなく、特に、安保理における調整は複雑であるが、共通理解を形成出来るようベストを尽くしている。また、アジアの友好各国やEU等との協調も非常に重要視している。ただし、米国の金融システムの影響力は大きく、必要であれば単独でも制裁を実施する。

2-3-4. 制裁のプロセス、効果検証等

⑴OFAC自体は直接情報収集する機能は無いが、米国の他の政府機関や日本を含む他国政府等から情報を得ている。

⑵制裁対象の指定には複数の米政府機関が関わっており、最終的な決定は高いレベル、場合によっては大統領まで上げて判断されている。

⑶制裁の効果については、個別の事象ではなく、外交政策全般の観点から、仮に制裁が実施されていなかったら、どうなっていたかというところを見ている。但し、制裁の評価について特定の評価基準がある訳ではない。効果検証をどこかの省庁がするというようなルールは無い。

⑷米産業界は制裁への対応に慣れており、基本的にどう機能するかを理解しているが、外国企業同様に疑問も持っており、様々な質問が寄せられている。

2-3-5. 各懸念国制裁の一般重要事項

2-3-5-1. 北朝鮮関連制裁

⑴北朝鮮の制裁を効果的なものにするには中国とロシアの全面的な支援が必要。制裁を最大限有効なものとする上では特に中国がカギとなる。トランプ大統領の訪中でも北朝鮮制裁がトピックとなっている。現在、アジアに限らず米国政府はどの国と話す際にも北朝鮮について話し合っている。必要なだけいくらでも制裁を活用する用意がある。任意規定か強制/義務規定かに関わらず、各制裁により北朝鮮の資金獲得につながる活動を阻止することを意図している。現在、北朝鮮関連制裁は、米国外交政策の中での最重点事項の一つになっている。

⑵北朝鮮関連制裁についての重点品目、重点国

北朝鮮関連制裁については全ての品目が重要な対象であり、特段の重点品目というものは無い。大統領令13810号でも鉱山、エネルギーから繊維、漁業まで記載している。北朝鮮は、世界中にネットワークを張り巡らせて活動しているので、重点国も特に無いが、ただ、北朝鮮が、中国、ロシア、ミャンマー、エジプト、シンガポール等で積極的に活動していることも把握している。

2-3-5-2. イラン関連制裁

⑴イランについてはトランプ大統領が強調している通り、核開発以外で弾道ミサイル開発、人権問題、地域紛争への介入と中東の不安定化につながる活動を阻止することを米国は図っている。トランプ大統領は、10月13日付で、JCPOA（イラン核合意）を認証（certify）しない方針を公表したが、米国がJCPOAから離脱すべきかどうかは60日以内の議会の判断に委ねた。すなわち、米国は依然としてJCPOA にcommitしている。certify（認証）しないことはcommitしていないということを意味しない。

⑵同日の10月13日付で、従来からSDNリスト等の多数の米国の懸念リストに掲載されているIRGC（イラン革命防衛隊）をさらに新たに制裁し、SDGT（SPECIALLY DESIGNATED GLOBAL TERRORIST）にも指定した。これにより、IRGCに、人道等による例外規定を適用することが出来なくなった。

2-3-5-3. ロシア関連制裁

ロシア関連制裁については、問題解決に向けての協力を引き出すことに重点を置いている。ロシア・米国間の相互報復をエスカレートさせることは目的ではない。

2-3-5-4. キューバ関連制裁

キューバ規制については、トランプ政権の政策に沿う様に整理された。11月９日に公表された新規制と大統領の演説が方向性を示している。一般に微調整であり、政策の逆行ではない。

2-3-6. イラン・ロシア・北朝鮮制裁法（CAATSA）について

2-3-6-1. CAATSAの特徴

⑴CAATSAに於いて、従来の制裁規定から最も変化があったのはロシア制裁規定についてである。ロシア制裁に関し、EUと協調することが重要であり、CATTSAのロシア制裁規定の制定にあたり、米国政府はEUと様々な議論を行い、その内容を議会に報告した。また、EUは米議会とも直接対話している。

⑵それぞれ異なる法案がCAATSAに一本化されたのは、議会での成立を容易にする為。OFAC内ではイラン、ロシア、北朝鮮でそれぞれ別個に扱っている。

⑶CATTSAには、強制/義務（shall）規定のみならず、任意（may）規定も多いのは、主として、制裁を発動するかどうかにつき、友好国と十分な検討をした上で発動するようにするため。

2-3-6-2. CAATSAの各規定の発効日・執行プロセス

（CISTEC質問）：

以下のように考えているが、この理解で正しいか？

⑴CAATSA中で発効日が明確に記載されていない規定（Sec 104, 227, 233等）の発効日はCAATSA 自体の施行日である2017年８月２日であり、担当官庁は新たな大統領令や規則を制定することなく、当該規定に基づき制裁を実施できる権限を有する。

⑵発効日が個別に記載されている規定（Sec 225等）は、その日以降、担当官庁は新たな大統領令や規則を制定することなく、当該規定に基づき制裁を実施できる権限を有する。

⑶新たに規則、ガイダンス等を制定・改正することをOFAC等の政府当局に義務付けている規定（Sec 223等）は、その制定・改正が完了するまで発効せず、制裁を実施できない。

（回答）：

上記の理解で正しい。

（CISTEC要望）：

上記の⑴及び⑵の規定についても、なるべく、詳細かつ具体的なガイダンスを発行頂けると、確実な理解につながるので助かる。

（回答）：

検討する。

2-3-6-3. CAATSA Sec 226（ロシア等の非米国金融機関への制裁）

（CISTEC質問）：

CAATSAのSec 226はウクライナ制裁法（Ukraine Freedom Support Act 2014）（UFSA）のSec 5を従来の任意規定から義務規定に改正しているが、このSec 5は、UFSA Sec 4⑹⑶で規定されている重大な取引に関わる外国金融機関（Foreign Financial Institutions: FFI）を制裁対象としている。そして、このUFSA Sec 4⑹⑶で記載されていることは、Gazprom社がNATO参加国に重大な天然ガス供給抑制（withhold siginificant natural gas supplies）をする行為、またはウクライナ、ジョージア、モルドバなどの国に供給抑制する行為である。

本規定に関し、以下の⑴～⑶を確認したい。

⑴天然ガス供給抑止の定義及び典型的な例

⑵Gazprom社による天然ガス供給抑止に関わるFFIの取引の典型例

⑶「非米国企業のGazprom社への販売についての同社による販売代金支払い」に関与するFFIの金融取引は、当該販売がGazprom社による重大な天然ガス供給抑止に関連していなければ、上記の規定上、制裁対象にならないと考えているが、その理解で正しいか。

なお、「重大な」（significant）の意味、定義については、10月31日にOFAC Web上で公表されたFAQに詳しい説明があるので、理解している。

https://www.treasury.gov/resource-center/faqs/Sanctions/Pages/faq_other.aspx#ukraine

（回答）：

⑴及び⑵：現時点では明確なことは言えない。

⑶：上記の理解で正しい。

2-3-6-4. CAATSA Sec 232（ロシア・パイプライン支援関連制裁）

（CISTEC質問）：

Sec 232は、「ロシアのエネルギー輸出パイプライン」（Russian energy export pipelines）の建設等への一定の支援行為を制裁することが出来る旨を規定している。

本規定につき、以下の⑴～⑶を確認したい。

⑴「ロシアのエネルギー輸出パイプライン」の定義及び例

⑵ 日本を含めた米国との同盟国との話し合いはすでに行われたのか

⑶ Sec 232で制裁を受けたものはSDN listに掲載されるのか？

（回答）：

⑴「ロシアのエネルギー輸出パイプライン」の定義は、10月31日に国務省Web上で公表したCAATSA Sec 232のガイダンスに明記している。

https://www.state.gov/e/enr/275195.htm

すなわち、「ロシアのエネルギー輸出パイプライン」とは、ロシア内が起点となり、かつ、ロシア外に輸送するためのパイプラインを意味する。ロシア外が起点となるパイプラインは、ロシア内を通るものであっても、本定義にはあたらない。

なお、Sec 232は、他の多くの規定と同様、knowinglyが制裁要件とされているが、これは、知っていた場合のみならず、合理的な調査をすれば知り得た場合も含まれる。（このknowinglyの意味はCAATSAの他の規

定やその他の米国輸出管理法令に共通。）

⑵米国との同盟国とは密接な協議をする方針であるが、どの国とどのような協議をしたかといった個別の内容を説明することは出来ない。

⑶SDNリストに掲載される場合も当然あるが、全ての制裁対象者が掲載されるとは限らない。

2-3-6-5. CAATSA Sec 104（イラン弾道ミサイルプログラム支援関連制裁）

（CISTEC質問）：

Sec 104の規定内容は大統領令13382（WMD拡散者・その支援者への制裁）及びOFACのWMD Trade Control Regulationsで実質的にカバーされているのでは？　実質的な相違点はあるか？

（回答）：

制裁内容については実質的に同様であるが、CAATSA Sec 104は強制/義務規定である点で強化された。

2-3-7. 制裁についてのその他の重要事項

⑴イラン関連SDNリスト掲載者との取引についての二次制裁要件について

（CISTEC質問）：

OFAC JCPOA FAQのA６において、イラン関連SDNリスト掲載者に対し、重大な金融取引（significant financial transaction）又は重大な支援（material support）をする者は二次制裁の対象になる旨が記載されている。これらの定義または事例を知りたい。ロシア制裁についてのCATTSA Sec 226、Sec 231についてのガイダンスにおいて、significantについての説明がされているが、これらの内容と同様と考えて良いか？

（回答）：

イラン制裁については、OFACのイラン制裁FAQのNo.154が、significantの意味、定義を規定している。
https://www.treasury.gov/resource-center/faqs/Sanctions/Pages/faq_iran.aspx

⑵SDNリスト掲載の中国企業・中国人の中国語表記

（CISTEC要望）：

８月22日付のSDNリスト掲載の中国企業・中国人につき、中国語表記も行われたことを高く評価している。ただ、それ以降のSDNリスト掲載中国企業・中国人につき、中国語表記がなされていない。英語表記だけだと、判別が容易ではないので、是非継続頂きたい。

（回答）：

検討する。

以　上

３．国務省 防衛取引管理局（DDTC）

（Directorate of Defense Trade Control, U.S. Department of State）

3-1. 面談日時等

［日時］：2017年11月13日㈪14:30 ～ 15:30
［場所］：国務省別館DDTC内会議室（Columbia Plaza Complex）
［面談者］：Ms. Sarah Heidema, Acting Director, OFFICE OF DEFENSE TRADE CONTROLS POLICY
Mr. Steve Derscheid, Regional Affairs Analyst

3-2. Presentation 提供・入手資料

［提供資料］：
①Japan’s Export Control Systems and Recent Challenges/Issues
（日本の輸出管理システム及び最近の課題）
②English Translation of Opinion Brief Regarding China’s Export Control Act Draft which CISTEC submitted to Chinese government in July 13, 2017
（中国輸出管理法草案についてのCISTEC意見書（2017年７月13日に中国政府に提出）の英訳）
③English Translation of the final draft of Additional Joint Opinion Brief on China’s Draft Export Control Act Draft
（中国輸出管理法草案についての日本の８産業団体共同意見書最終ドラフトの英訳）

［入手資料］：無し

3-3. 面談内容
3-3-1. 面談概要
面談は以下の項目についての状況や見解をDDTC担当官より直接聴取することを目的とした。
・米国輸出管理制度改革（ECR）の進捗
・中国輸出管理法令案への懸念
・日本の輸出管理法令の改正状況

3-3-2. ECR進捗
ECRは国家安全保障の強化と主要産業の競争力強化を目的として2009年にスタートしており、１）規制品目リストの統一化、２）許可発行機関の統一化、３）法執行機関の統一化、４）ITシステムの統一化を改革の達成目標としている。
前回の米国ミッション時には米国軍需品リスト（USML）の見直しと一部品目の米国商務省規制品リスト（CCL）へ移管が作業中であること、ITARとEARの定義等の重要規定の統一・整合化（a common set of regulations）は進めてゆくが、許可発行機関の統一には議会の同意が必要であり困難であること、輸出者が許可申請のために利用するITシステムの統合は作業中であることなどの説明があった。
今回も前回同様に事前に送付した質問状に沿って説明があった。説明は以下の通りである。
１）規制品目リスト統一は米国軍需品リスト（USML）を米国商務省規制品リスト（CCL）へ移管することで作業が進められており、未だ移管されていない武器（Firearms/ Artillery/ Ammunition）のうち移管できるものは2018年に公表する予定である。

2）許可発行機関の統一化（Single Control ListとSingle Licensing Agency）には法令改正が必要であり、着手できておらず、いつできるかは分からない。全く見通しが立たないとの感触である。
3）法執行機関の統一は2010 年に輸出執行調整センター（EECC）が国土安全保障省／移民関税執行局に設置され、既に関係部署との調整を行うなど機能しており、既に完了。
4）ITシステムの統合はライセンス申請情報が従来より国防総省が運営するUSXPORTに統合されることで既に一部が実現していることから概ね完了したとの説明であったが、申請者が輸出申請のために利用するITシステム（ポータルサイトなど）の統合実現は2018年目処（hope is 2018.）との説明であり、前回訪問時に比べて大きく前進しているようにはみえなかった。

3-3-3. 中国輸出管理法令案に対するDOS見解

6月に中国商務部より公表された法令案に対するCISTEC の意見書（17年6月に中国商務部に提出）を説明した。これに対する見解は以下の通りである。

・法令案は国際的な非拡散への重要な協力に向けた前向きは姿勢といえる。法令がどのように施行されるかが重要であり（例えば、報復措置や該当品リストなど)、CISTECの懸念の全てを理解することはできない。法令そのものが大量破壊兵器の国際的な非拡散スキームに対して不安をもたらすものではない。
・米国も国内での非米国人への規制品の移転には許可を求めている。企業買収に懸念があればCIFUSプロセスに入ることになる。中国だけが要求している訳ではない。
・報復措置は問題である。これは安全保障輸出管理ではなく通商問題である。
・レアアースはUS通商代表部が管轄する問題であり、国務省ではない。

3-3-4. 日本の輸出管理法令の改正状況

CISTECよりData Storage Service/SaaS取扱い、輸出者等遵守基準、防衛装備移転三原則、罰則・行政制裁強化（17年10月改正）などについて説明した。特段の質疑応答はなかった。

3-3-5. 主な質疑応答質問

質問㋐……（CISTEC）規制品目リストの統一化と 許可発行機関の統一化に関する進捗状況は現状どのようになっているか。本年1月の政権交代によって方向性は変わっていないか。

回答㋐……（DDTC）ECRは8年に亘り、取り組んできた。EARとITARの統一（A single set of regulations）には法律改正が必要であり、いつどのように実現できるかは現時点で見通しは立っていない。
USMLに唯一残っていた武器（Firearms, Artillery, Ammunition）は今後数ヶ月のうちに（2018年に）見直しが完了し、公表される。その後は2-3年毎にUSMLの見直しが行われCCLに移管すべき品目は移管される。この手続きに当たってはワッセナーとの整合性を重視するが他方、武器は独自の性能パラメーターを有しており、米国としての管理が必要なものもある。
ITARとEARの定義や用語、規定の共通化、整合化は現在進めており、2018-19に実施する見込みである。効率化の視点ではリストの統一は必要であるが、武器は厳密な管理が必要であり、完全に統一することができない。

質問㋑……（CISTEC）政権交代前と比べて、政権交代後はITAR改正頻度がかなり減っている（2回のみ）が、何か理由や状況の変化があるのか。

回答㈠……（DDTC）　政権交代前に規制が改正され、政権交代後はそれが一時停滞する。政権交代後に更に規則を改正すると、改正に継ぐ改正で、関係者に混乱を来たすことから政権交代後は当面多くの規則の改正は行わない。“2 for 1 rule”（1つの規制を作るためには2つの規制を廃止しなければならない規則）もある。

質問㈢……（CISTEC）有形の形で輸出する場合は、ITAR品もECCN品（許可例外やEAR99除く）も、コマーシャルインボイスに”Destination Control Statement（DCS「仕向地規制文書」）”記載しなければならないが、2016年11月15日以降、BISとDDTCでDCS記載内容が統一された。これは制度改革の一環か。導入に至った背景は何か。

回答㈢……（DDTC）　まさに制度改革の一環である。ITAR品もECCN品に同様の義務を課す、ハーモナイズである。

質問㈣……（CISTEC）申請システムに関する質問（3件）

1）予定されている統合システムにおいて、現段階では、統合システムによるITAR許可申請は、米国企業・米国人だけが行うことができると聞いているが、非米国企業・非米国人は書類申請が必要になる見込みと考えてよいか。英語を母国語としない非米国企業・非米国人が書類申請を行うのは大きな負担となるため、米国企業・米国人と同様、統合システムによる申請を可能にして頂きたい。

2）EAR該非判定・許可申請システムのSNAP-Rも、予定されている統合システムに統合されるのか。SNAP-Rは、非米国企業・非米国人にも大変便利なシステムであるので、その長所は統合システムにおいても、是非残して頂きたい。

3）サブライセンシーの社名変更や住所変更はGeneral Correspondence（GC）レターをDDTCへ紙で提出し申請できることになっているが、電子メール提出、DDTCの承認結果も電子メール回答にならないか。DDTCにおける処理状況や担当官が分かるようにならないか。標準処理期間は定められているか。そもそも、上記申請を行うのは大変であるため簡略化できないか。

回答㈣……（DDTC）　新システムは最初の段階では現システムと同様のものとなるので、非米国企業・非米国人が申請することはできない。新システムは2018年立上げを考えているが、何せITシステムのことであり、時期は明言できない。新システムでは申請様式の統合も検討している。なお、再輸出に関するシステムは考慮中であるが、これは費用も手間もかかる。

質問㈤……（CISTEC）2013年8月に、ITARにおける仲介取引規定が見直されて、仲介取引に関わる非米国企業は仲介取引業者としての登録をする必要がなくなり、報告義務も無くなった。しかしながら、ITAR§129.2の規定によれば、米国に所在の非米国人が仲介取引を行う場合は、依然として、上記の登録及び報告の義務があるものとされている。これは上記の規制緩和の実効性を失わせているのではないか？

回答㈤……（DDTC）　国内法の基本的な適用ルールであり、ITARはこのルールに基づき、非米国人を含め

国内に在住するものに適用されている。仲介取引規定は域外適用であり、域外適用の緩和は非米国人に適応される。

以　上

４．CompTIA（The Computer Technology Industry Association）

4-1. 面談日時等

［日　時］：2017年11月９日㈭14:00 ～ 16:00

［場　所］：The Signal Group, 455 Massachusetts Ave NW; 12th Floor, Washington, DC

［面談者］：Mr. Ken Montgomery, Vice President, International Trade Regulations & Compliance, Public Advocacy, CompTIA, Inc.
Mr. Benjiamin H. Flowe, Jr., Attorney at Law, Berliner Cocoran & Rowe, L.L.P.
Mr. Larry Juergensmeier, Researcher, American University
（電話会議による出席者）
Mr. Dragan Ilic, Rockwell Automation
Mr. Jack Basi, HPE
Ms. Claudia Wolske, Rockwell Automation
Mr. Nathan Eilers, Rockwell Automation
Mr. Chris Gondara, Marvell
Mr. Steve Brotherton, Sandler, Travis & Rosenberg
Mr. Scott Wang, HPE
Ms. Evelyn Bernal, Cavium
Ms. Nancy Zhao, Qualcomm
Ms. Kristen Dekeno, Flex
Mr. Mark Renfeld, Veritas
Mr. Steve Lita, ASML
Mr. Jon Lam, Xilinx
Mr. George Deng, Xilinx
Mr. Steve Bird, Cisco Systems
Mr. Tim Collins, Xerox
Mr. Geoff Harbell, Xilinx
Ms. Jocelyn Brown, Cisco Systems
Ms. Patti Byrne, Toshiba
Mr. Larry Disenhof, Cadence Design Systems
Mr. Dennis Evangelista, Infineon
Ms. Alexandra Kahn, National Instruments
Mr. Paul Ledet, National Instruments
Mr. Mark Jurovich, National Instruments
Mr. Neil Martin, Google
Ms. Kim Ross, Apple
Mr. Mario Palacios, Intel
Mr. Chris Hofmann, Google
Ms. Monica Montoya, Google
Mr. Lukas Juergensmeier, CompTIA
Ms. Roberta Ialongo, Avaya
Ms. Si Ying Kong, Google
Ms. Laura Tomarchio, Veritas

4-2. Presentation資料等

［提供資料］：

①Japan's Export Control Systems and Recent Challenges/Issues
（日本の輸出管理システム及び最近の課題）

②Security Export Control at Mitsubishi Electric Corporation
（三菱電機社の輸出管理）

③English Translation of Opinion Brief Regarding China's Export Control Act Draft which CISTEC submitted to Chinese government in July 13, 2017
（中国輸出管理法草案についてのCISTEC意見書（2017年７月13日に中国政府に提出）の英訳）

④English Translation of the final draft of Additional Joint Opinion Brief on China's Draft Export Control Act Draft
（中国輸出管理法草案についての日本の８産業団体共同意見書最終ドラフトの英訳）

［入手資料］：

Support Document Requirements With Respect to Hong Kong

4-3. 面談内容

4-3-1. 面談概要

米国のIT企業を中心とする産業団体であるAmerican Electronics Association（AeA）と、これを起源とするTechAmericaとはCISTEC訪米ミッションも面談を重ねてきたが、今回は、2014年にTechAmericaを吸収したCompTIAとの二回目の面談となった。

事務局とCompTIAに加盟している主要企業からの代表者との面談に、各地から企業代表者が電話会議で参加するという形で進められた。

（4-3-2以降の記述はCompTIA側コメント）

主なトピックとして、2017年８月に新規制定された「北朝鮮・ロシア・イラン制裁新法案 Countering America's Adversaries Through Sanctions Act（CAATSA）」も踏まえた北朝鮮・ロシア・イラン制裁対応、米国輸出管理規則（EAR）の改正に関し、ワッセナー・アレンジメントにおいて2013年に合意した「Intrusion Software」規制に関する米国における検討状況、香港向け輸出入管理に関する新ルールについて米国産業界の立場から説明してもらったうえ、日米双方の立場から意見交換を行った。

また、中国における新輸出管理法案に対するCompTIA側、日本側、それぞれの考え方を説明・意見交換のうえ、CompTIA（米）・SIEPS／Botticelli Project（欧）・CISTEC㈰等の米欧日産業団体連名にて中国政府当局へ意見書を提出することについて提案した結果、CompTIA側から積極的同意を得ることが出来た。

4-3-2. 制裁関連

4-3-2-1. 北朝鮮

2017年８月に成立したCAATSAにより、北朝鮮労働者を雇用する外国企業に対して制裁を課す可能性を大統領に与え、また北朝鮮労働者によって製造された製品（significant goods）の輸入が禁止されるなど、制裁が強化された。米国企業は、北朝鮮付近の中国企業から輸入する製品が北朝鮮の労働力が使われていないことをどう担保するのか、米国の税関から問合せを受けている。

CISTECより、日本政府としては安倍首相がトランプ大統領と緊密に連携して、北朝鮮の日本国内資産凍結等を行うなど、適切に制裁強化を行っているうえ、日本独自に輸出入を禁止している旨を説明。

4-3-2-2. ロシア

CAATSAにより、これまで任意だった「特別ロシア原油プロジェクト（※）」への著しい投資を行った者等に対する制裁が、義務化されることとなった。また新たに、ロシアの国防・諜報部門等との取引や、エネルギー輸出パイプラインプロジェクトへの支援等が制裁対象に加えられた。

※「特別ロシア原油プロジェクト」とは、以下のいずれかを目的としたプロジェクトをいう。

①ロシアの排他的経済水域における500フィートを超える深海

②ロシアの北極海

③ロシアのシェール層からの原油採掘。

OFACによるロシア制裁は、ロシアのOil & Gasプロジェクトに関して、米国企業はSectoral Sanctions Identifications List（SSIL）のチェックにおいて、OFAC50％ルールと同様、ロシア取引先が制裁リストに掲載されていなくても、制裁対象者からの出資比率により制裁対象者と見なされる。このため、ロシアプロジェクトについては慎重に取引審査を実施している。

4-3-2-3. イラン

トランプ大統領が、米国時間の2017年10月13日㈮に対イラン新方針を公表し、JCPOA（2016年１月16日に履行のイラン核合意）を認証しない旨を宣言したが、米国のイラン制裁復活は、米国大統領としての権限でいつでも実施可能であるにもかかわらず明確に回避し、議会に責任を渡した。これにより、2015年に成立のIran Nuclear Agreement Review Act of 2015（INARA）に基づき、議会は60日以内に、JCPOAから離脱するかどうかの判断をしなければならなくなった。制裁強化の構えはレトリックのところがあり、議会は慎重に判断することになると期待される。

また、CAATSAにおいて、大量破壊兵器の移動を可能にするシステムの開発、配備、又は維持（そのような能力の製造、取得、所有、開発、移送、移転、又は利用のための全ての努力を含む）のために、イランの弾道ミサイルプログラム、又はその他のプログラムに関するイランの活動への実質的支援を行った者等に対する制裁が加えられた。

なお、General License Hに基づく、米国海外子会社によるイランビジネス展開は、自動車メーカー等がイランマーケットへの復帰を狙っているが、今後の米国政府の動向等を見極める必要があるため、自動車メーカー等は慎重に対応を検討している状況と思われる。

4-3-2-4. キューバ

キューバとの取引に対して特定の品目については許可例外があるが、公務員やホテル等との取引に対する制裁が強化されている。他方、EARの許可例外（キューバ人への支援）では、取引できる品目の範囲が広がっている。

4-3-3. EAR改正関連

4-3-3-1.「Intrusion Software」規制

サイバーアタック等のIntrusionソフトウェア規制導入は2013年にワッセナーで合意された内容に基づいて、米国としてもTechnology Controlを見直そうとしているが、スコープが広すぎる（コミュニケーションソフトも含む）うえ、本来取り締まるべき行為だけでなく、問題のない行為まで取り締まることになってしまうため、導入に向けた検討は進んでいない。2017年もBISにて検討が行われているものと考えるが、2018年に見直すことができるかどうかの状況と考える。

CISTECより、日本経産省は、サイバーアタックに対抗するためにITシステム・セキュリティを維持するための専用ソフト・技術を規制非該当としている旨を説明し、その文言を共有することとした。

本件に関する詳細については、以下のサイトで公開されている。
・Intrusion Softwareの定義
https://www.reginfo.gov/public/do/eAgendaViewRule?pubId=201504&RIN=0694-AG49

・商務省による説明
https://oversight.house.gov/wp-content/uploads/2016/01/Wolf-DOC-Statement-１-12-Wassenaar.pdf#search=%27Kevin+J+Wolf+Information+Technology+January+12%２C+2016%27

4-3-3-2. 香港

2017年１月19日付で、米国BISは、香港に多数存在するフロントカンパニーから中国大陸に向けて違法に貨物・技術が移転されることを未然防止するため、米国輸出者に対し補完書類を要求するルールを制定した。BISとしては、これまで香港から実際の最終需要者や最終仕向国が分からない状態が続いてきたが、米国からの出荷前に香港政府の輸入・再輸出に関する補完書類を要求することで、香港政府にかかる取引の存在を予め知らしめ、米国原産品が適切に最終目的地に到着することの確実性が高まるものと考えている。（本ルール導入は、米国の輸出規制というよりも、香港政府としてのコンプライアンスプログラムではないかという見方もある模様）

産業界としては、輸出者の負担が増すことへの懸念を表明している。

本件に関する詳細については、以下のサイトで公開されている。
・商務省による説明
https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2017-01-19/html/2017-00446.htm

4-3-4. 中国輸出管理法案

中国は、マス・マーケットにおけるグローバル・バリューチェーンの重要なプレイヤーであるが、近年、中国政府は徐々にICTサプライチェーンに影響を与えるような法規制を実施してきた。サイバー・セキュリティ、暗号規制、そして2017年６月、中国商務部より「輸出管理法（公開草案）」が公表された。パブリックコメントの募集に応じて、2017年７月にUSITO（米国IT関連産業団体）から中国商務部に対し提出した意見書の概要について以下のとおり説明があった。

１）適切な輸出管理対象
　安全保障上、戦略的重要性を持つアイテムに対してのみ輸出管理を実施すべきであり、マス・マーケット製品はターゲットから外すべき。
２）新法への移行
　中国側で適切に実施できるよう、また産業界でも準備できるよう、十分な移行期間を置くことが重要。
３）自主管理
　輸出管理は自主管理に依存するところが大きいため、輸出者の（ICP）ステータスによって差をつけ、許可手続きの負担を軽減するような配慮が必要。
４）新法の定義と許可証発行
　新法の内容を明確に理解出来るよう、用語を明確に定義し、詳細を規定した規則が発行されなければならない。
５）国際協力及び規制品リスト
　輸出管理において技術的閾値等の詳細を定める際には、国際的に受け容れられているスタンダードを活用するべきである。

6）経済的利益及び互恵を始めとした各種ルール
　経済的な開発や競争力への関心は輸出管理レジームと一致せず、WTOの趣旨に抵触している。
7）技術諮問
　企業や業界団体との連携で、中国の輸出管理レジームがイノベーションの進展と合致した形となるような仕組みが望ましい。
8）輸出違反に対する開示と罰則
　不作為の違反や自主開示など、違反の重大性に応じた罰則が考慮されるべき。

これを踏まえ、CISTECよりCompTIAに対し、日本の主要産業団体が懸念を共有し、連名意見書の提出を検討中であることを説明し、主な４つの論点について意見交換した。CompTIAのコメントは以下の通り。

1）再輸出規制
　（中国からの輸入者への負担が大きいことから再考願いたいとのCISTEC主張に対し）CompTIAとしても中国政府は再考すべきであり、そうではない場合、対象製品・技術の範囲を限定すべきと考える。
2）みなし輸出規制
　（中国内の外国企業の業務に多大の支障が出るおそれあり、さらに貨物も含まれることから、再考されるべきとのCISTEC主張に対し）CompTIAとしても軍事用途・軍顧客ではない場合は企業や規制する側に負担のない形での法対応をすべきと考える。また、定義が曖昧であるため、明確化が必要と考える。
3）報復条項
　国際レジームに馴染むものではなく再考されるべきと考える。そうではない場合、仮に差別的な取扱いをするにしても、EAR上、中国がカントリーグループD：１に指定されているような形で、用語を明確化するべきと考える。
4）レアメタル保護目的
　（WTOルールの趣旨に抵触するものであり見直されるべきとのCISTEC主張に対し）安全保障貿易管理とは相容れないものであることを明確に認識している。

中国商務部に対し米欧日産業団体の連名意見書を提出することについて提案したところ、積極的賛同を得ることが出来た。

（注）：

本ミッション後、CISTECにおいて米欧日産業団体の連名意見書ドラフトを作成し、法律事務所レビューを経た上で、CopmpTIAに送付したところ、修正無しに全面的賛同を得ることが出来たので、そのドラフトをCompTIA・CISTEC間合意版として、以下の産業団体に送付し、連名意見書への参加を呼びかけた。

・米国：全米製造者協会（NAM）、宇宙・航空産業団体（AIA）。

・欧州：仏の産業団体SIEPS、EUへの支援団体Botticelli Project、
ドイツ産業団体BDI（ドイツ産業連盟）、
英国産業団体EGADD（Export Group for Aerospace, Defence & Dual-Use）、
EU28ヶ国の主要産業団体を傘下に置くBusinessEurope。

・日本：12月１日に中国政府に提出した連名意見書に参加の７産業団体。

既に、SIEPS及びBotticelli Projectの基本的合意が得られ、また、日本の主要産業団体の合意も得られており、その他の各団体も主要関係者がポジティブなスタンスで、レビュー中である。（2017年12月末現在）

以　上

５．GE（General Electric Company）

5-1. 面談日時等

［日時］：2017年11月15日㈬14:00 ～ 17:00
［場所］：９th floor conference room at GE's office in the Warner Building
［面談者］：Ms. Kathleen L.Palma, Senior Executive, International Trade Compliance, GE Corporate Legal- ITC COE
Mr. Kevin Cuddy, Senior Manager, International Trade Compliance
Mr. Stephanie Norris, Customs Risk & Monitoring Leader, GE Global Operations
Ms. Cledwyn Jones, Export Compliance Specialist, GE Global Ops Legal – ITC COE
Ms. Morie T Talwar, Senior Program Manager, Export Audit

5-2. Presentation提供･入手資料

［提供資料］：
①Japan's Export Control Systems and Recent Challenges/Issues
（日本の輸出管理システム及び最近の課題）
②Security Export Control at Mitsubishi Electric Corporation（三菱電機社の輸出管理）
③English Translation of Opinion Brief Regarding China's Export Control Act Draft
which CISTEC submitted to Chinese government in July 13, 2017
（中国輸出管理法草案についてのCISTEC意見書（2017年７月13日に中国政府に提出）の英訳）
④English Translation of the final draft of Additional Joint Opinion Brief on China's Draft Export Control Act Draft
（中国輸出管理法草案についての日本の８産業団体共同意見書最終ドラフトの英訳）

［入手資料］：
GE-CISTEC Benchmarking Meeting

5-3. 面談内容

5-3-1. 面談概要

2015年11月に引き続きGE社を訪問した。友好的な雰囲気の中、企業の自主管理を紹介し合いながら、我々が事前提出した質問事項を中心に対話を行った。結果、前回にも増して活発且つ率直な対話ができた。とりわけ、GE社が巨大コングロマリットでありながらグループ全体で一貫性の取れた輸出管理を効率的に行うノウハウ等、先方から具体的な最新情報が得られた。

5-3-2. GE社の概要

GE社は売上の約６割（約700億米ドル）を海外で稼ぐ世界最大級のグローバル企業であり、以下にその概要を示す。

・創業　　：1892年

・本社所在地　：米国ボストン
・従業員総数　：29.5万人（内、米国内10.4万人）（2016年度末時点）
・事業内容　　：エネルギー、水処理、石油･ガス、航空、ヘルスケア、輸送（鉄道等）、家電、金融
・売上　　：1,237億米ドル（米国内43%、欧州17%、アジア17%、他地域23%）（2016年度）
・進出国数　　：130ヶ国･地域
・拠点数　　：米国内（プエルトリコ含む）に184の製造プラント、米国外の40ヶ国に325の製造プラントを有し、先進国のみならず新興国でのプレゼンス拡大も進めている。

5-3-3. GE社の輸出管理

5-3-3-1. 特徴

⑴ 事業内容から見た特徴

GE社には輸出管理上の機微度が高い事業が複数存在する。例えば、航空事業では軍用航空機エンジンを扱い、ヘルスケア事業では一部で機微度が高い化学･バイオ品目を扱っている。また米国の制裁対象国でも事業が行われており、石油･ガス事業では対ロシア制裁等に注意を払う必要がある。その一方で、輸送（鉄道）事業等ではその製品･市場からして輸出管理上のリスクは比較的小さい。

このように、GE社では輸出管理上のリスクが高いものから低いものまで、事業によって様々なレベルの管理が求められている。

⑵ 統治形態から見た特徴

前回（2015年訪米）報告の通り、GE社の輸出管理は2015年１月以降、中央集権型の統治となっている。中央集権化にあたっては従来の分散型統治でグループ内に散らばっていた輸出管理の専門性が高い人材をITC COE（International Trade Compliance Center of Excellence）と称するコンパクトな組織（５-３-３-３項体制図参照）に集約し、同組織がグループ全体で一貫性のとれた統括管理を行っている。尚、ITC COEに加え、それを補うグローバルなネットワーク組織としてITC Focals Network（詳細５-３-３-３項⑴）があり、ITC COEの方針等をグループ内の現場レベルに展開している。

⑶ ITの有効活用

GE社では日常の輸出管理業務のみならず、社内教育･監査等に幅広くITを活用している。

日常業務の取引審査は、基幹システム上で漏れなくタイムリーに実施される。その際、機微度が高い取引はシステムの誘導により詳細審査に移行する等、事故防止の仕組みが構築されている。

グループ内教育･監査等の本社基本サービスは、ITC COE がWebの広域性を活かして各BU（Business Unit）の隅々に提供している。また、基本サービスの域を超える場合は、BU関係者とITC COEとを繋ぐオンラインサービス等が活用されている。

5-3-3-2. 内部管理規定

GE説明によると、内部管理標準には大きく次の二つがある。

①Enterprise Standard：GE社最高責任者（COE）と各BU責任者の基本的な責任権限を定めたもの。一つの基準で全BU共通に運用する。（各BUに内容変更の自由度は無い。）

②Business Enterprise Standard：各BU傘下会社の内部管理規定の標準を本社（ITC COE）が定めたもの。原則レベルの事項が定められており、グループ各社は自らの置かれた状況に応じて内部管理規定の具体的

な中身を定め運用する。

GE社では機微度の異なる製品を扱うグループ各社を効率的に管理するために、ITC COEの定める原則のもと、各BUに内部管理規定制定や運用における一定の自治権を持たせていることが分かる。その他質疑応答は次の通り。

質問㋐……（CISTEC）
内部管理規定の内容が全世界グループ各社で共通でない場合、各社が定める内部管理規定を米国本社（ITC COE）が承認した上で運用しているのか？
回答㋐……（GE社）
進出国や事業内容によって各社の内部管理規定の具体的な中身は異なる。米国本社（ITC COE）は盛り込むべき基本事項を浸透させることに注意を払っており、それ以外は事業や業務内容に応じてある程度自由度を持たせている。米国本社（ITC COE）が承認するプロセスも入っていない。
質問㋑……（CISTEC）
米国企業としてグローバルでの米国法令遵守が必要になると思うが、海外のグループ会社の内部管理規定にAnti-Boycott（反イスラエルボイコット）規定を盛り込むのは必須か？
回答㋑……（GE社）
米国の司法管轄外となる企業であればAnti-Boycott規定を盛り込む必用は無いものとしている。
質問㋒……（CISTEC）
米国が指定する懸念者が多い国･地域では国内取引も審査対象としているのか？
回答㋒……（GE社）
米国原産品の取引の場合は米国法規の司法管轄が及ぶため、当該国の国内取引は必ず審査対象となる。しかしGE社のレピュテーションを守るために、米国法規の司法管轄が及ばない取引においても、国内取引を審査対象とすることをベストプラクティスとしている。

5-3-3-3. 体制

GE社体制図及びその特徴は以下の通り。

GE社体制図：ITC COE（International Trade Compliance Center of Excellence）

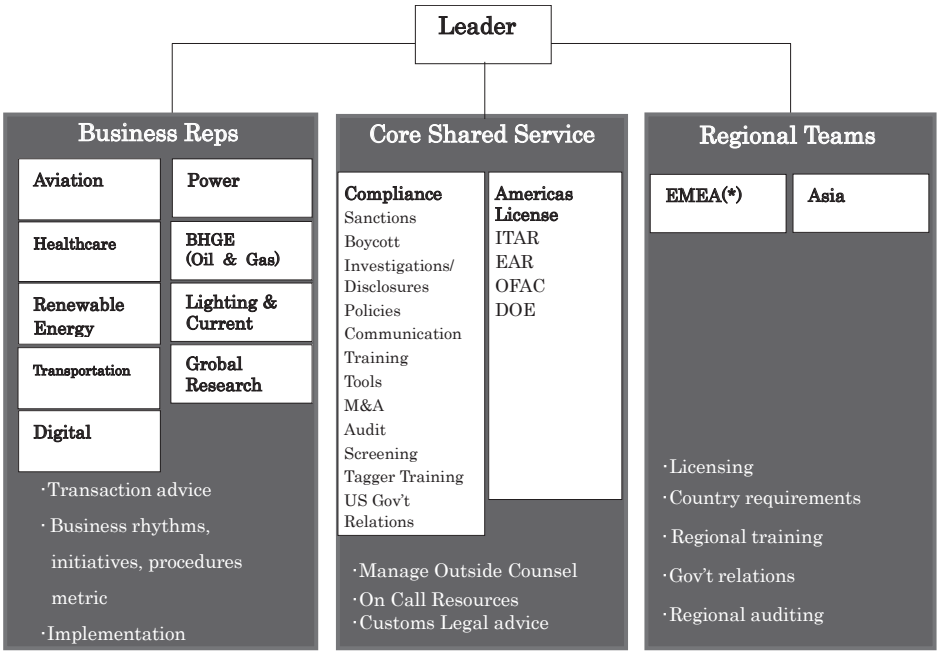

*EMEA: Europe, Middle East & Africa

⑴ ITC COEによる中央集権型統治

GE社の輸出管理は、従来各BUが個別に輸出管理チームを組織し、BU内部の指揮命令系統のもとに運用される分散型統治であったが、2015年１月にITC COEによる中央集権型統治に大きく転換された。GE社組織体制に関する情報は、同社の輸出管理の特徴を掴む上で欠かせないものであり、GE社説明の重要ポイントを以下に引用する。

［GE社説明: 組織見直しの背景について］

・2015年１月体制見直し前の分散型統治では、各BUの輸出管理人材のレベル及び人数にバラツキがあった。また外部カウンセラーを各BUがそれぞれ活用する等、非効率が生じていた。

・そこで質の高い自前サービスを各BUに万遍なく提供すること及び外部資源活用コストの削減を狙って、2015年１月に組織を中央集権型に見直した。

［GE社説明: 組織体制概要について］

・見直し後はITC COEと称する中央集権組織を立ち上げ、そこに少数精鋭の専任メンバー（ITC Persons）を投入し、Core Shared Service（CSS)、Business Reps及びRegional チームの三部門に振り分けた。CSSには、米国ライセンス関係の専門スタッフと輸出管理各分野の専門知識を有するスタッフを配置した。Business Repsは各BUに最低１名配置し、当該BUの代表者とした。またRegional チームとして、欧州･中東･アフリカ地区（EMEA地区）及びアジア地区にITC Persons を配置し、域内各国における許可取得支援、各国法令への対応、政府との関係構築、地域内教育、地域内監査等のサービスを提供する体制とした。

［GE社説明: グローバルネットワークについて］

・各BUに割り当てられたBusiness Repsは極めて少なく、少数精鋭組織たるITC COEを補う措置として、サイト（現場）レベルの輸出管理人材で構成されるグローバルなネットワーク（ITC Focals Network）を立ち上げた。具体的には、各BUの各サイトにITC Focalsと呼ばれる輸出管理のキーパーソンを配置し、ITC Focalsが必要に応じてBusiness RepsやITC COEの各専門スタッフと連携しながら、現場で発生する比較的単純な輸出管理上の問題に対応している。ITC Focalsは各BU内の営業、物流、コンプライアン

ス等の部門に所属する兼任者であり、ITC Focalsが単独では対応できない問題を見つけたり、BU関係者から複雑な質問等を受けることもある。その場合には、ITC FocalsはBusiness Repsとのミーティングや ITC COE宛オンラインメールにより、専門性の高い次のレベルの関係者に適切に繋ぐ役目を果たす。

GE社の中央集権体制は約３年間継続しており、少数精鋭たるITC COEの専任者数も、64名（連結全従業員の0.02%）と変化が無い。組織見直しの成果については以下質問回答の通りである。

質問㈡……（CISTEC）
中央集権型統治は実際に成果を上げているのか？今後の課題は何か？
回答㈡……（GE社）
成果を上げている。グループ全体で一貫性を持った管理が出来るようになったうえに、BUからの質問や当局への開示（disclosure）等の95%近くにITC COEの自前人材で対応でき、外部カウンセラーのコストも削減された。今後の課題は、①ITC COEと各BUとの連携強化、②教育･アウトリーチ活動の強化である。教育･アウトリーチは定量化が難しい分野であるが、進出国で一歩先を見越した対応を行っていきたい。

⑵ 地域密着サービスを提供するRegionalチーム
前出のRegionalチームは、「アジア地区で活動が活発。今後欧州も追随していく方向」（GE社）とのことであり、今回GE社よりアジア地区を例とした詳細説明があった。内容は次の通り。

［GE社説明：アジア地区Regionalチームの活動］
・人員配置：
アジア地区Regionalチームは計３名。シンガポールのITC Persons（１名）がアセアン･オセアニアをカバー、バンガロールのITC Persons（１名）がインドをカバー、上海のITC Persons（１名）が中国･日本･韓国をカバーしている。
・2017年度重点推進事項：
①当局との信頼関係構築、②地域本社の法務･コンプラインス部門との連携、
③ITC Focals向け教育（該非判定含む）、④ITC Focals人材発掘、
⑤ITC Focals のモチベーション向上（評価･報酬）、
⑥ITC Focalsとの定期コンタクト（四半期毎にトピックスを決めて実施）、
⑦域内監査の監督、⑧法改正への対応
①～⑦の中でも特に、①当局との関係構築、③ITC Focals向け教育を重視している。
・シンガポールでの活動：
シンガポールではITC Persons及びITC Focalsの人材に恵まれ、アジア地区向けITC COE Webを刷新した。また月次News Letter（アジア版レター名“CATCH”）をアジア向け５カ国語で発行した。レターには、①制裁等のトピックス、②アジア各国法令改正情報等のミニコラムを入れ、広く読者の関心を高めると共に、専門家ブログ等へのリンクをコラムに貼り、詳細情報に誘導する工夫をしている。

その他Regional チームに関する質問･回答は以下の通り。
質問㈠……（CISTEC）
Regional チームは本社/地域本社いずれの指揮命令系統で動くのか？その報告先はGE本社の輸出管理責任者（GE本社の役員）か？
回答㈠……（GE社）
Regional チームはあくまでGE本社ITC COEの指揮命令系統で動くITC COEの出先機能である。報告先も

ITC COE内部であり、GE本社の輸出管理責任者に直接報告することはない。Regional チームは、地域内各BU及び地域内コーポレート組織･チームと密接に連携を取りながら、事業の隔たり無くサービスを提供している。例えばアジア地域のRegionalチームは域内コーポレートの法務･コンプライアンスチームから各BUの現場レベルの情報をもらうことがある。その情報を、ITC Focals人材の発掘や監査･教育が必要なBUサイトの特定に活用している。

質問㈫……（CISTEC）

Regional チームの業務（許可申請･取得、地域内教育、監査等）はShared Serviceとして各事業会社に提供するのか？

回答㈫……（GE社）

Shared Serviceとして各事業会社に提供する。

質問㈭……（CISTEC）

Regional チームの監査報告書の提出先は各BUのCEOか？

回答㈭……（GE社）

Regional チーム が監査結果をBUのCEOレベルにまで発展させて報告する規定は無い。監査報告は主にRegional チームへの監査依頼元であるBU関係者に対して行う。 その後、BU関係者が監査結果に応じてBU内報告先の階層レベルを判断する。

⑶ ITC COEによる制裁（Sanctions）関連サービス

体制図の通りITC COEは制裁関連も業務範囲に含めており、ITC COE（CSS）の中に配置された制裁関連スタッフがグローバルにサービスを提供している。

GE社説明によれば、制裁関連サービスの内容及び提供理由は次の通りである。

［サービス内容］

・取引審査で制裁が関係する国･地域、企業･個人等が検出され、懸念度が高いと判断された取引はシステム上のブロックが掛かり、その後の審査にITC COE（CSS）が関与する。
・制裁を扱う弁護士のブログから最新情報を提供すると共に、BUにて理解不足や不明点等がある場合は、BUからの要望に応じて制裁関連スタッフがオンラインサービスで対応する。

［サービス提供理由］

・制裁は大統領令等で非常に頻繁に内容･範囲が変化しており、日常的なモニタリングが必要。
・制裁対応の取引審査の判断は時として非常に困難。例えばロシア制裁では製品が原油、用途がロシアの排他的経済水域における一定の深海採掘活動でも、制裁対象となる。制裁対象は複雑化･細分化されており、従来のストレートな安全保障の考え（不拡散･テロ防止）では網にかけるのが困難になっている。

⑷ ITC COEによるM&A関連サービス

米国法の下では被買収企業が買収前に起こした法令違反の責任は買収企業側が継承する義務（Successor Liability）があり、ITC COE（CSS）の中にも輸出管理上のデューデリジェンス（DD）等の専門サービスを行うM&A関連スタッフが配置されている。

GE社説明によれば、M&A関連サービスの内容は次の通りである。

［買収前サービスの内容］

・デューデリジェンス（DD）
・契約書への輸出管理条項や輸出ライセンス移転の条件等の明記に関する指導･支援

［買収後サービスの内容］

・買収先の監査（買収後は買収先の事業の中により深く踏み込める為、案件によっては監査を買収後の可能な限り早い時期に実施）

・買収先の過去違反等が判明し、当局へ開示（disclosure）する場合の調査及び開示（違反の程度にもよるが、特別な状況に無い限り、BUではなくITC COEが対応）

DDに関しては、GE社から次のような詳細説明があった。
・DDはケースバイケースで行われるが、Successor Liabilityが適用されるM&Aでは特に注意して行われる。
・DD実施は最近特に難しくなっている。例えば、買収候補先からは主要顧客の情報を入手することとしているが、その主要顧客中の懸念顧客の存在状況が、機動的に発動される経済制裁により変化してしまうことがある。
・懸念顧客との取引や懸念国への輸出を買収前の限られた時間の中で適切に確認するために、GE社ではDD時の質問を、①初期検討時の予備的質問、②その後の包括的質問に分けDDを段階的に実施している。その際、疑義が認められた場合は直ぐに詳細検討･調査に入ることとしている。

［GE社の例: DD実施時の質問事項］
① 予備的質問
重大な問題（Red Flag）の有無をまず最初に確認するものであり、質問項目の例は次の通り。（M&Aの規模や買収先事業の機微度に応じて質問内容は異なる。）
- 主要製品、主要顧客
- 軍関連取引（軍向け取引や軍事用途の貨物･技術、国内取引含む）
- 制裁対象国や禁輸国との取引
- 米国原産品の取り扱い
- 輸出の実態
- 輸出管理方針･手続き
- 懸念顧客や取引禁止顧客との取引（サプライヤー含む）
- 該非判定に関する理解度と実施状況
- 輸出ライセンス･承認の中身

② 包括的質問
BU関係者を交え買収候補先を精査するものであり、上記①に、事業インフラ、技術提供、自主開示、現在進行中のライセンス、許可例外の活用等の質問項目を加えて包括的に実施する。米国企業を買収する場合は、Anti-Boycott、外国籍保有者（Foreign Nationals）向け取引等の質問項目も加える。

5-3-3-4. 該非判定

該非判定に関するGE社説明は次の通りである。
・該非判定は判定対象品目の技術仕様を把握しているエンジニアが自部門の責任で行っている。
・規制内容が国によって異なっても該非判定の基本は共通であることから、ITC COE（CSS）の該非判定関連スタッフは、各BUのエンジニア向けに該非判定に関する基礎教育（Tagger Training）を行っている。また各BUにおいて、該非判定ツールはITC COE提供の標準ツール（TCT：Trade Compliance Tool）を使用している。
・2017年のGE社のチャレンジとして、人工費削減を狙った該非判定の自動化がテスト段階まで進んでいる。これは”Robot”と称するGE社独自開発のSWが、該非判定実施済品目の仕様変更時や類似品投入時に過去判定結果から類推して該非判定するものであり、最近のAI技術を使った高度なものではないが、正解率90%超まで来ている。

5-3-3-5. 取引審査

取引審査にあたり、GE社ではグループ内の一貫性確保、事故防止、コスト改善の観点からITシステムが幅広く活用されている。取引審査は基幹システム（ERP）とリンクされ、典型的な取引においては各商談ステージ（例：商談発生･契約･船積み･代金回収）で複数回実施されると共に、顧客リスト等のデータベース改定時点でも行われる。但し、取引審査の全てが自動化されているわけではなく、取引の機微度に応じた人手による詳細審査も行われ、メリハリの効いた管理となっている。

GE社では該非、仕向地、顧客及び用途の４要素で取引審査が実施されており、GE社説明によると各要素の中身は以下の通りである。

［GE社説明：取引審査実施内容］

⑴ 該非

輸出前に各BUの責任で必ず該非判定を行い、DB（データベース）に保管した判定結果を取引審査時に確認している。

⑵ 仕向地

米国の同盟国や国際レジーム参加国の場合と、米国の規制対象国の場合でレベルの異なる取引審査を行っている。例えば、テロ支援国以外の国であっても、ロシア･中国･ベネズエラ等の特定国向けは、システムの誘導により顧客･用途等の詳細確認を行う。これにより、ロシア制裁や中国軍事エンドユース規制の確認等を適切なタイミング（基本は契約前）で漏れなく行うこととしている。

⑶ 顧客

輸出管理上の顧客スクリーニングは、コンプライアンス全般のスクリーニング（例：反社会的勢力等との関連有無確認）や財務部門が実施する顧客信用調査と併せて包括的に実施している。このプロセスはKYC（Know Your Customer）と称している。

① KYCのDB（データベース）

グループ内の一貫性確保と効率化のために、KYCのDBは本社が集中管理している。安全保障の懸念顧客に関しては、そのDBをWatchlistとしてグループ内で共有し、顧客リスト改定時やその他疑義発生時は、システム上でバッチスクリーニング（既存顧客の包括スクリーニング）を行っている。

［Watchlistの顧客データ］

⑷ 日米欧その他主要国の公表リスト掲載顧客

⑸ リスト掲載顧客（Entity）と高い資本関係があり懸念度の高い顧客（OFAC50%基準等）

⑹ GE社のコンプライアンス方針で独自に定める自主管理上の懸念顧客

⇒⑷⑸は主としてDow Jones Watchlistを活用

② KYCのシステム･ツール

GE本社ではLexisNexisのBridgerを活用しており、顧客の名称･過去履歴･住所等を手掛かりに、コンプライアンス上の懸念顧客との関連有無をワンストップで自動スクリーニングしている。

③ KYCの対象とプロセス

KYCの対象には、最終顧客、再販業者、仲介者、輸送業者等に限らず、顧客に密接に関わる株主やビジネスパートナー等も含めている。またKYCは、顧客からの引合い受領時、取引意思回答（Firm Offer）時からその後の船積み･顧客提供時まで、定期的に複数回行っている。最初のKYCは各BUのサイトレベル（Level １）で実施するが、この段階で懸念が無い場合は、他の取引審査の要素で懸念が無い限り、そのまま取引が進行する。一方、Watchlistとの照合で疑義のあることが判明した場合（例：OFAC50%基準）や

顧客がダイレクトにWatchlistに掲載されている場合は、Level 2/Level 3の詳細審査案件又は取引禁止案件にレベルアップする。Level 2/Level 3案件は懸念度に応じてオンラインでの詳細確認（Orange Flag Interview又はRed Flag Interview）を行い、その後、BU内階層上の責任者やITC COEの承認を受けなくては先に進めないものとしている。

⑷ 用途

ITC Focals Networkを活用して、出来る限り現場に根差した情報収集を行っている。情報収集項目は主として、顧客の購入理由、軍事用途や大量破壊兵器関連用途への関与、Red Flag Indicatorsとの関係、第三者への移転可能性としている。End-Use Statementについては、許可取得にあたって必要な場合に限らず、取引審査で製品･仕向地･顧客等の機微度に応じて必要と判断された時に入手することとしている。

5-3-3-6. グループ内監査

統治形態を中央集権にした場合、ITC COEの限られたリソースでは全てのサイトの状況を十分把握の上で監査を行うことが困難なことが想定される。それを補う策について、GE社より次の説明があった。

・GE社では、まずシンプルなサイトレベルのリスク評価を各BUの全事業サイト（数にして250）に対してオンラインで行い、その結果に応じてより高度なリスク評価（ITC COEが同行する現場調査等）や包括的な監査を行うこととしている。
・サイトレベルのリスク評価は現場向けに質問数を絞り込んだ言わば“ミニ監査”、包括的な監査はより高度な内容で行われる当該国内の“カントリーレベル監査”という区別であるが、いずれもRegional チーム と各BUの連携のもと行われる。その際、Regional チームは監査実施を監督（oversee）する立場にある。

サイトレベルのリスク評価について、GE社よりアジア地域を例とした詳細説明があった。

［GE社説明：サイトレベルのリスク評価（アジア地域の例）］

① 目的

事業サイトを次の3カテゴリーに分類することにより、懸念度の高い事業サイトを特定する。

A	ハイリスク	当該国･米国･その他第三国の当局が発行する輸出ライセンスが関係する、又は核･原子力、軍･防衛、航空宇宙等に関係する
B	ミディアムリスク	取引審査で本社の定める詳細審査が必要なケースがある、又は当該国に輸出管理法令があり、輸出（技術提供含む）がある
C	ローリスク	上記A,B以外で、当該国に輸出管理法令がない（例：ベトナム照明事業）

② 方法

ITC COEが各サイトのリスクをタイムリーに漏れなく把握できるよう、ITC COE作成の“10 simple questions”に地域内の全てのサイトがオンラインで回答する。リスク評価に関わる研修を受けたITC Focalsが必要に応じて現場の回答指導を行う。

③10 simple questionsの質問事項（以下は10の内、GE説明資料中に記載あった9の質問事項）

- サイトの機能として何を行っていますか。（最もあてはまるものを選択肢から選択）
- 貨物･技術･SWの輸出（グループ企業間の取引を含む）はありますか。
- 補修用･サンプル用･展示会用等での輸出はありますか。
- 図面等の技術を他国向けに提供（メール送信やSWのダウンロード等）することはありますか。

- 海外渡航時にハンドキャリーやPC内蔵等による技術･SWの持ち出しはありますか。
- 用途として核･原子力、軍･防衛、航空宇宙等に関係する貨物･技術･SWを取り扱っていませんか。
- 当局発行の輸出ライセンスが関わる輸出取引は過去/現在ありますか。
- 米国/EU等、他国発行の輸出ライセンスが関わる輸入取引は過去/現在ありますか。
- 顧客審査（Watchlist screening）をどのように行っていますか。（ERPシステム上で本社の顧客DBを用いた自動チェックが行われていない場合は、使用ツールを記述）

5-3-3-7. グループ内教育

グループ内教育に関するGE社説明を要約すると次の通りである。

⑴ ITC COEの役割

ITC COEが行うグループ内教育は、①輸出管理方針や管理標準の基礎教育、②必用に応じて行う専門教育の二つに大別される。教育方法は、“Go Live!”として対面で行う方法、“Go Digital!”としてWeb経由で行う方法があるが、最近はWebの広域性･双方向性を活かすこと、また予算の観点からも、“Go Digital!”に力を入れている。“Go Digital!”は、ITC COEのWebやITC Focals Networkの人材を活用して次のような形で行っている。

① ITC COEは、方針や各種教育ツールをITC COE のWebサイトにアップする。
② ITC COEは、ITC Focals Network及びRegionalチームに同内容を通知する。（新規/改定時）
③ BUのITC Focalsは、BU内キーパーソンとしてWeb上の方針･教育ツール等を展開する。

⑵ 教育ツール･資料

“Go Digital!”の教育ツール･資料はITC COEの Webサイトに格納され、グループ内の全従業員に提供されている。特徴は次の通り。

・Webの広域性･双方向性を活用した教育のデジタル化（Online Digital Training ）を進めている。
・“Give Us 5 Minutes Videos”と称する５分間のビデオ教材をテーマ毎に用意している。これは聴講者が就業時間中に集中できる時間を５分として、全従業員向け基礎レベルの内容を簡潔に纏めたものである。
・５分の基礎教育を終えた聴講者には“for more”として、ワンクリックでITC COE Webサイト上の専門教育コンテンツに誘導する仕組みとしている。
・Give Us 5 Minutes Videosが取り扱う主要テーマは次の如く輸出管理の全域に渡る。
①ITCイントロ、②職務別トレーニング、③Anti-Boycott、④該非判定、⑤暗号規制、
⑥内部管理規定、⑦ITC Focal Network、⑧輸出ライセンス、⑨ロシア制裁、
⑩US Military Controls、⑪Warning Flags、⑫顧客スクリーニング
・上記②の職務別トレーニングは更に細分化され、Give Us 5 Minutes Videosを営業･設計･IT･製造･資材･物流･法務･人事など14職種向けにそれぞれ用意している。このうち輸出管理との関連性が高い７職種（営業･設計･IT等）向けには、Advancedトレーニングとして専門教育ツール（５ Minutes Videosではない）を用意し、Web上で誘導している。
・その他、ITC COE Web上には、該非判定、技術提供、ケーススタディに基づく注意喚起、更にはイランビジネスの注意点まで様々な教育資料･ツールを掲載し、輸出管理の基礎教育･専門教育のほぼ全領域（制裁含む）をカバーしている。
・使用言語は英語が基本だが、内容によっては費用対効果を考えながら複数言語に翻訳している。例えばイランビジネスの教育資料（５ Minute Videoではない）は、７カ国語（英･仏･独･伊･中･韓･日）でWebに掲載している。

5-3-3-8. その他

⑴ 進出国で推進中の特別プロジェクト

「輸出管理の強化･改善のために力を入れている取り組み」について質問したところ、GE社より「全世界満遍なく対応中」との前置きの上で、以下の通りインドのSCOMETリスト改正に対する取り組みの説明があった。

［GE社説明］

・インドは本年５月法改正でWA準拠のDual Use品目が、国際標準の番号体系とは異なる形で、SCOMET Category ８に一纏めに加わった。これに対しGE社では、ITC COEが俯瞰的立場で影響を受けるビジネス分野を明確化し、各BUが取るべきアクションを定めた。
・特にプロアクティブな対応を重視し、SCOMET改正時のアクションアイテムには、①過去該非判定の見直し（新番号体系に基づく再判定)、②DGFT（商工省商務局･外国貿易部）に対するEUC（End-User Certification）記載内容の確認、③VEU（Validated End-User Program）関係書類や許可証等の書類整理と保管、④新規許可申請に必用な書類の明確化と準備、等をリストアップした。

尚、GE社はグローバルR&D 拠点がインドにあり、米国拠点との間のグループ内取引が従来から活発に行われている。これについてGE社から以下のようなコメントがあった。

［GE社コメント］

・米国GEからインド向けにEAR該当貨物･技術を送る際には、主に米国の個別ライセンス又はVEUを活用している。インドには航空事業等の研究開発拠点があり、EAR該当技術の提供も多いため、VEUは従来から多く活用している。一旦インドに送り込んだEAR該当品目を米国に返送･再提供するケースも多いが、旧SCOMETでは非該当であったものの多くがWA準拠の新SCOMETで該当となる。そこでR&D拠点には直ぐに再判定を行い、新SCOMET該当品目は許可申請を行うよう指示した。
・旧SCOMETでは、年間の許可申請件数約170件のうち、GE社申請は約20件と多くを占めていた。新SCOMETに基づく役務取引許可申請の第一号もGEであった。その際、まだ担当官も必要書類の特定や審査に関し不慣れであったため、国際経験豊富なGE社が主導する形となった。インドでは一般的にライセンス発行まで相当の期間がかかるが、期間短縮には当局との信頼関係構築が大事である。GE社は比較的短く約２ヶ月でライセンスを発行頂いている。また、例えば該当技術の許可例外導入等の意見についても、実際に出向けば担当官は快く意見を聞いてくれる。

その他質問と回答は次の通り。

質問㈹……（CISTEC）

SCOMET規制品目の許可申請書類は手渡し、郵便又は業者配達（FedEx等）の何れで行っているのか？

回答㈹……（GE社）

ハードコピー又は原本（特にEUC）は、デリーにあるDGFT事務所に提出の必要があるが、手渡し･郵便･業者配達の何れでも受け付け可能である。しかし過去に苦い経験があり、今は申請書類の遅延や紛失を防ぐために、デリー拠点がDGFT事務所に直接出向いて申請している。結果的に、手渡しがDGFTの担当官との信頼関係構築の機会となった。なお過去の苦い経験とは、発送した申請書類がDGFT担当官のデスクまで届かなかったことである。配達記録を示しながらDGFT事務所にて申請書の原紙を探すこととなったが、時間の大幅なロスで許可取得が遅れてしまった。

⑵ 社内プロジェクト

GE社ではITC COE主導の社内プロジェクトとして、前述の該非判定の自動化の如きコスト改善活動を輸出管理全域に渡って推進中である。GE社説明によれば、その一般的手順は次の通り。

① プロセスマップ作成

各サイトにおける輸出管理業務のワークフローを作成する。見える化により、データ入力の重複作業や文書管理のムダ等の所在を突き止める。

② マトリクス評価

ムダ発生現場を、(a)品質（現場フィードバック等)、(b)スピード（サイクルタイム)、(c)コストの３つで総合評価の上、目標とのギャップを明確化する。その後、改善活動を推進する。

⑶ ロシア制裁強化

2017/８/２にトランプ大統領が法案に署名しCAATSA（Countering America's Adversaries Through Sanctions Act）が成立した。この中の対ロシア制裁強化法は、ロシア政府のサイバー攻撃、ウクライナ紛争及びシリアのアサド政権支援に対する制裁を強化するもので、サイバー攻撃に関与した個人の資産凍結、個人・団体によるロシア企業への投資制限、エネルギー部門への参加禁止等が規定されている。制裁対象にはロシア関連投資を行っている外国企業も含み、場合によってはEU等の企業が制裁対象となる可能性もある。

以下質問回答の通り、オイル&ガス事業、デジタル事業等の事業部門を擁するGE社において、ロシア制裁強化への対応は一つの大きな課題となっている。

質問(ケ)……（CISTEC）

GE社における追加制裁の影響は？

回答(ケ)……（GE社）

現在は状況をよく見ている。CAATSA Section231で取り上げられているEntity（ロシアのインテリジェンス機関等）を抽出すべく、従来のWatchlistに加えて新たにGraylistを作成し、顧客スクリーニングのDBに組み入れた。またリスクが高いオイル&ガス事業、エネルギー事業、デジタル事業等ではロシアをハイリスク国に再分類し、相応のワークフローに見直した。更にITC COEが各BUに常時最新の情報を提供すると共に、関係するサイト関係者への研修を実施した。ロシア制裁への対応はGE社にとって大きなチャレンジであり、今後も十分な注意を払っていく。

⑷ イラン制裁

核合意（JCPOA）に基づく米国の対イラン制裁解除は非米国企業に対する二次制裁がその主たる対象であるが、米国企業による一部のイランビジネスも解除対象として含まれた。GE社における最新状況は以下質問回答の通りである。

質問(コ)……（CISTEC）

2016年１月16日（Implementation Day）以降のイランビジネスの状況は？

回答(コ)……（GE社）

民間航空機及びそのパーツ･コンポーネント関連は、JCPOAに基づき許可ベースで米国より輸出している。またゼネラルライセンスH（非米国の子会社向けの緩和措置）が適用される場合は、非米国子会社が一定の品目を輸出している。なお、医療機器の範疇に入るヘルスケア製品はTSRA（Trade Sanctions Reform Act：2000 年の米国貿易制裁改革及び輸出促進法）の下、許可取得ベースでの輸出を従来から一定規模で行っている。

⑸ 米国輸出管理制度改革

GE社は米国輸出管理制度改革の恩恵を受けているようである。GE社説明では、「EAR新設の600番台品目では、航空機事業が特に恩恵を享受している。許可例外STAを用いた輸出によりITARライセンス取得の手間や時間が省略できた。」とのことであった。

⑹ 中国輸出管理新法案

2017年６月16日に中国商務部より公表された中国輸出管理新法案について、CISTECにて懸念される問題点を纏めた資料をGE社に事前送付の上で、意見交換を行った。GE社Kevin Cuddy氏は米国商工会議所（US Chamber of Commerce）のメンバーであり、同氏によると「米国商工会議所は中国商務部のパブコメ募集に対し意見書を提出済。その内容はCISTECが指摘する懸念事項及び要望と大筋合致している。」とのことである。

5-4. 最後に

GE社は近年“The Digital Industrial Company”を将来像として打ち出している。同社HPによると、「デジタル社会、ネットワーク化の時代を迎え各産業の新たな時代を開拓」、「インテリジェンスを地域や事業部門を超えて活用することで、さらなるイノベーションを推進」との内容がある。まさにGE社は輸出管理においても、インテリジェンス集約、デジタル化、ネットワーク活用を進めているのではないだろうか。

これらについて、GE社はその先進的な取り組みを我々に披露してくれた。エジソンによる起業以降、GE社は米国の名門企業として様々な分野で世界をリードしているが、今回、輸出管理の世界でも我々の“先生役”となって頂いた。我々日本企業としてもGE社との継続的な関係を今後大切に育み、それが日米両国の輸出管理向上に繋がることを切に願うものである。

以上

6 インテル社（Intel Corporation）

6-1. 面談日時等

［日時］：2017年11月10日㈮14:00 ~ 16:30
［場所］：インテル社　ワシントンD.C.オフィス
［面談者］：Mr. Peter Cleveland, Vice President, Government and Policy Group
Mr.Mario Palacios, Global Director Import & Export Policy
（以下、電話参加）
Mr.Jeff Rittener, Vice President, Global Trade（Santa Clara, CA）
Ms.Rebecca Conover, Director, Global Export Compliance（Santa Clara, CA）
Mr. Craig Donovan, Sr. Export Compliance Manager（Chandler, AZ）
Mr. Todd Brusnighan, Export Compliance Manager（Hillsboro, OR）

6-2. Presentation 提供・入手資料

［提供資料］：
①CISTEC's Roles and Activities（CISTECの役割・活動）
②Japan's Export Control Systems and Recent Challenges/Issues
（日本の輸出管理システム及び最近の課題）
③Security Export Control at Mitsubishi Electric Corporation（三菱電機社の輸出管理）
④English Translation of Opinion Brief Regarding China's Export Control Act Draft
which CISTEC submitted to Chinese government in July 13, 2017
（中国輸出管理法草案についてのCISTEC意見書（2017年７月13日に中国政府に提出）の英訳）
⑤English Translation of the final draft of Additional Joint Opinion Brief on China's Draft Export Control Act Draft
（中国輸出管理法草案についての日本の８産業団体共同意見書最終ドラフトの英訳）

［入手資料］：
2017 Intel Corp and CISTEC Japan Bi-lateral Dialogue_Global Trade Compiled FINAL

6-3. インテル社概要
⑴ 創業：1968年
⑵ 本社所在地：米国、カリフォルニア州サンタクララ
⑶ その他拠点；
米国（オレゴン、アリゾナ、ニューメキシコ）、アイルランド、イスラエル、
中国（大連、成都）、マレーシア、ベトナム
⑷ 従業員総数：106,000人（2016年12月31日時点）
⑸ 事業内容：マイクロプロセッサ、フラッシュメモリ、コンピュータ、ネットワーク機器、
コミュニケーションプラットフォームの開発・設計・製造
⑸ 売上げ等：$59,387Million（2016年 ―　１ドル113円換算で約６兆7,300億円）

6-4. 面談概要

CISTECの賛助会員でもあるインテル（日本法人）のワシントンD.C.オフィスを訪問する機会を得た。我々の訪米ミッションと同様、政府当局の対話は欠かせないとの考えからインテル本社もワシントンに事務所を構えている。インテル本社の輸出管理組織の本部は創業の地であるシリコンバレーだが、我々の旅程上、今回はワシントンのトレードポリシー担当者に同席してもらい、各国法令の動向や政府当局との対話の取り組みについて話を伺うとともに、輸出管理担当者の方々とは電話をつないでもらい話を伺うこととした。

インテル社については改めて説明するまでもないが、ポリシーグループのバイスプレジデント、Peter Cleveland氏からはインテル社と日本の40年以上の関わりや、日本を販売市場のみならず重要サプライヤーの拠点として位置づけていること、またGlobal Tradeのバイスプレジデント、Jeff Rittener氏はご自身のCISTEC訪問の経験や、10年前の訪米ミッションを本社のサンタクララで受け入れたことなどの話もあり、改めて今回の対話の機会を歓迎して頂いた。

現在は、世界的にパソコン市場が頭打ちになる中で、過去においてもトランスフォーメーションを通して生き残りを図ってきたように、今まさに環境の変化へ対応すべく、ドローンや５Ｇ、人工知能、自動運転といったマイクロプロセッサ以外の新しい領域へのチャレンジを続けている最中とのことであった。輸出管理組織としても、そういった新規分野の知識やノウハウを蓄積すること、組織やオペレーションを現在の事業環境の変化に対応させている話を聞くことができた。

6-5. インテル社の輸出管理

輸出管理においても『ビジネス』という価値基準を強く意識していること、ハイボリュームな為に如何に省力化を実現するかという点に重きを置いていることが伺えた。グローバルな事業展開の一方で、輸出管理は本社集中管理の為、輸出管理の組織としては国境を越えた一つの有機体として活動しているのが特徴である。

6-5-1. 輸出管理のミッション・活動の柱

『Enabling the Business（ビジネスを可能にする）』というミッションのもと、それを実現するための四つの戦略があり、明確な意図を持って活動をしている。また補足説明の中に『Proactive』という言葉が多様され、積極的に情報を捉えに行こうとしている姿勢が伺える。

⑴ Proactive Technology Authorizations

輸出管理は技術の把握・理解から始まるという考えで、現在の技術に対応するだけでなく、会社や事業部が何を試みているのか常に社内でリーチアウトし、将来の技術についても理解を深めている。そうすることで、そのビジネスに合った適切な法令遵守の方法を見出し、行き過ぎた管理に陥らないようにしている。

⑵ Export Compliance Solution

輸出管理法令の観点からのソリューションプロバイダーとして、輸出許可の取得だけでなく、事業部の輸出管理への理解を深める手助けをし、事業戦略や個々のプログラム、ロードマップを遂行する為にどのような方法が可能なのか選択肢を提供するようにしている。そういった密接なサポートにより各々の事業部がゴールを達成できるように手助けしている。

⑶ Supply Chain Enablement

貨物の移動という、いわゆる伝統的な輸出を如何にサポートするかということも、当然のことながら、重要な戦略の一つである。該非判定や顧客審査、許可取得といった輸出管理の基本的な作業を可能な限り早い段階で行うプロセスの構築や、新製品やプロジェクト関連の特別な出荷においても、早めに察知し対応することを鍵としている。

⑷ Regulatory Impact Reduction

例えば冷戦時代に作られたような規制や、現状や実際のビジネスに即さない規制等については、ポリシーグループと連携し、積極的に規制緩和等の働きかけをし、ビジネスへの支障をきたさないようにしている。

6-5-2. Global Organization Structure

事業環境や製品の変化に合わせて、組織の変更を行ったばかりとのことである。これまではアジアのチームはアジアの輸出管理というように地域毎に輸出管理組織を作っていたが、新しい組織は従来の各国・各地域毎の組織ではなく、法令担当、ソリューション・プロセス構築、該非判定、オペレーション等、それぞれの機能やプロセスごとにチームをつくり、各地域の担当者がそれぞれに所属する形でグローバルで一つの組織を構成するようにしている。

インテルの事業環境、もしくはどこかの国の政府のポリシーや法令変更が発生した場合、その変更が国・地域をまたがって機能やプロセスに影響を与えるので、これまで以上に相乗効果を発揮できるようグローバルで一つの組織というモデルにし、そうすることにより、迅速なソリューション提供やプロセス変更を行うことが可能と考えている。インテル社全体の輸出管理組織は30人ほどとのことで、グローバルカンパニーらしい組織形態であるが、少ないリソースを最大限活用すべく、産み出したものとも考えられる。

質問㋐……（CISTEC）

各国・各地域でのそれぞれの機能への人員配置法はどのように行うのか考えていますか？

回答㋐……（Intel）

正直なところ、まさにこの体制がスタートするところなので、どのように、どの程度各国の活動をカバーしていくかはこれから議論するところですが、各国・各地域全てが同様の環境ではないため、それぞれのビジネスニーズ、各国の法整備状況等に合わせて配置していくことになります。具体例としては、最初に中国での生産に進出した際には（筆者注：ウェーファー工場－大連）、中国法令というよりもむしろアメリカの輸出許可を取得する必要があったので、実際の現場に米国輸出管理の為の人間を採用しました。そのような感じになると思います。

6-5-3. ポリシーについて

特に目新しいものではないが、ビジネスを行う際には進出先の国での法令遵守を徹底するという基本的なポリシーのもと、行動規範のひとつとして輸出管理ポリシーが存在している。（筆者注：全社的に法令遵守意識はとても高く、全社に渡って、KIL = Keep Intel Legal、KTBR = Keep The Business Runningという合言葉が存在する）従業員に求められていることは、輸出管理法令・規則の存在を常に意識すること、輸出管理に関する方針や規定は輸出管理組織しかつくることができないこと、法令に沿っていないと思われる場合は全てを中断し輸出管理組織へ報告をすること、という三つの行動規範がある。

輸出管理組織は従業員10万人に対し30人ほどの組織なので、従業員の意識や各事業部とのパートナーシップを重視しているようである。

質問㋑……（CISTEC）

二点目の規程や方針をつくることの出来る『輸出管理組織』とは、米国の組織のことでしょうか。

回答㋑……（Intel）

先ほどの説明でもあったとおり、グローバルで一つの組織なので、所在地に拘らず、組織内の誰でもその変更に詳しいもの、例えばそれが日本の法令変更であれば、日本の法令に詳しいものも関係者として関わることになっています。従業員の実際の所在地は関係ありません。

6-5-4. 輸出管理プロセスについて

ここではチャートを用い、輸出管理実務の個々のプロセスの説明があった。

⑴　顧客審査

顧客審査は輸出管理プロセス全体を通して行われなければならないものとして位置づけられている。会社のビジネスとして行われる活動、ジョイントベンチャー、新規ビジネス、投資、営業、などの全てが各国政府が発行している懸念顧客リストや制裁リストのチェックを行われなければならないものと考えている。現在、買収したいくつかの会社を除いた全ての顧客情報が一つのシステムに集約され、具体的には営業案件を取り扱う顧客管理システム（CRM)、オーダーマネージメントのシステム（ERP-SAP）の顧客情報が全てスクリーニングされる。２年前ほど前から顧客管理システムの方で、軍との潜在的な関係のある顧客、政府系の顧客もHigh Sensitive Customerとしてチェックできるようにしている。

質問㈡……（CISTEC）

どのようなスクリーニングツールを使用していますか。

回答㈡……（Intel）

MK Denialです。商品の出荷についてはSAP/GTSにリンクさせて、懸念のある出荷については自動的にブロックされるようになっています。

質問㈠……（CISTEC）

OFACの50%ルールはどのように対応していますか。例えばロシアの顧客などはシステムで管理できていますでしょうか。

回答㈠……（Intel）

ロシアの顧客については異なるリスクレベルのフラッグを立て別扱いとし、システムではなくマニュアル管理となっています。ご存知のとおり、全ての情報が利用可能な状態にあるわけではないのでシステム管理は難しい状況です。

質問㈢……（CISTEC）

イランとのビジネスについては如何でしょうか？米国の子会社はある一定の条件のもとに取引ができると思いますが、インテルのポリシーと実際の状況は如何でしょうか。

回答㈢……（Intel）

市場規模や販売機会と法令遵守のコストとの比較において、メリットはないとの判断からイランビジネスは行わないとの結論に至っています。セールス・マーケティングや最高財務責任者、法務担当など、経営層による議論の結果ですので輸出管理というよりはむしろ純粋な経営判断の観点からの結論です。

⑵　出荷管理

貨物の出荷管理は売上に計上される商品の出荷と、製造・技術開発に用いられる資機材や返却品等でプロセスが分かれているが、世界のパソコン・サーバー用マイクロプロセッサの80%以上のシェアとその製造・技術開発を支える為の資機材となるとかなりの出荷ボリュームとなる。これらを円滑にサポートする為にどちらもツールを導入し可能な限り省力化し、効率的かつ効果的に運用されている。

a）売上となる貨物（商品）の出荷管理

オーダーマネージメントはSAPを使用しており、受注管理から出荷、売上管理までを含めて商品の出荷は全てSAPで管理されている。安全保障輸出の出荷管理ツールとしては、最近日本の輸出管理の中でも馴染み深くなってきた、Global Trade Service（GTS）モジュールを導入し、更にMulti Country Export License（MCEL）

機能を付加し、より包括的な管理を行っている。意訳すると、『複数拠点における輸出許可管理』といったところである。完成品は世界各地の生産拠点から出荷されるが、製品は一般的に米国再輸出規制対象貨物であるので、各出荷地の法令に加え米国法令も常に参照しなければならない。そのため、マニュアル作業には自ずと限界があるので、この機能を用い二つの拠点の輸出許可を同時に判断をしている。

具体的には製品マスター上の全製品に対してインテルが出荷する可能性のある国の該非判定情報（ECCN）と各出荷拠点の保有する輸出許可証の条件を事前に登録しておく。この事前登録情報に対し、各出荷オーダーのもつ出荷国・仕向国、出荷製品等の詳細と米国再輸出規制の条件の組み合せを照合し、条件に合わない場合は出荷ブロックがかかるようになっている。導入後５~６年が経過しているが、効率化と精度の向上にかなり寄与しているとのことである。

（筆者注：GTSはスタンドアローンでも輸出許可証管理ツールとしても使用可能）

b）その他の貨物

製造・技術開発に用いられる資機材や返却品等は、商品に対して『その他の貨物』と分類されているが、これらに対してはIntegrated Shipping Memo（ISM）と呼ばれる出荷管理ツールを使用している。ウェブベースのツールで、出荷を希望する従業員は誰でもこのツールにアクセスでき、送り先、出荷貨物の詳細の入力が完了すると出荷国の輸出管理担当者へ通知されるようになっている。過去のデータの蓄積から出荷製品に近い該非判定情報をツールが提案してくるので、出荷都度の該非判定の負担も軽減され、また、全ての条件をクリアし輸出管理担当者が承認しない限りコマーシャルインボイス等の出荷書類が発行されない仕組みになっており、GTS/MCELほどではないが、GTSの経験値を活かした省力化を実現している。

質問㈫……（CISTEC）

Multi Country Export Licenseの運用について教えて下さい。米国以外の他国の該非判定は誰がどのように行っているのでしょうか？

回答㈫……（Intel）

まずは米国ECCNから開始します。米国の該非判定担当者がその情報をSAP/GTS上に更新し、その後、各国・地域の担当者へ通知を行います。その通知を受けたその国の法令に熟知したローカルの担当者が、各国の運用の違い等を加味した上でローカルの該非判定情報をシステム上に登録することになっています。

⑶　技術移転管理

技術移転の管理はインテルにとっても最もチャレンジな分野であり、先にも述べたように地道なアウトリーチなど、相当な労力を要しているようである。システム的な管理手法としては、機密度の高い技術情報は文書管理され、機微度に応じてランク分けがなされアクセスが制限されている。これらの文書は資産管理ツールに保存され、輸出管理対象の場合は該非判定情報（ECCN）が付与されフラグが立てられている。この輸出管理対象文書を入手しようとする際のアクセス権の申請時に、輸出管理組織の承認作業を通過するプロセスを構築している。

それ以外ではメール送信等、トランザクション単位でのスクリーニングは行っておらず、但し、技術管理の必要性を訴えるべく、日々事業部とのコミュニケーションを密にし、教育・指導を徹底するようにしているようである。

尚、最近は事業環境の変化により、米国源泉の技術のみならず海外の技術を取り扱うケースも増加している。そのような技術の場合は、まず輸出管理組織内部においてその国の法整備状況がWAレベルに近いものか、また当該国の社内プロセスがそれら反映したものかどうかを確認するようにしているとのことである。

⑷　従業員管理

米国の輸出管理法令の観点から、米国外の拠点において外国人を採用する際には社内でForeign National Reviewと呼ばれる手順で事前のスクリーニングを行っている。採用前に採用予定者の職務内容、技術への関与度合い等を、人事部を通して採用担当者へ聞き取りを行うことになっていて、３rd Country Nationalsへの追加の許可の要否を確認している。

⑸ 法令改正への対応について

特別な事をしているわけではないが、オペレーションをシステムで一元管理している為、米国の法令改正のみならず、各国の法令改正の内容を速やかにシステムへ反映させなければオペレーションへ影響が生じることとなる。したがって法令改正が公表されたら、米国の場合は米国内のプログラムオフィスが、それ以外の国では、それぞれの国に指名されている担当者が改正内容を確認し、該非判定情報の変更、許可条件の変更、事業部や他部署への連絡等、作業内容を明確にする。それをグローバルの組織の中で分担して行っている。

6-6. 輸出管理プロセスの導入例について

インテルがグローバルに展開する中で、外国政府への働きかけや海外拠点への特別なプロセス導入で成功した事例を質問してみた。その一つとして、中国・大連におけるValidated End-User（VEU）を取得したことの紹介があった。VEUとは、中国とインドのエンドユーザー限定で、特定のエンドユーザーに対して事前に申請したある一定範囲の製品を包括的に許可する米国の制度である。

中国は依然として規制対象の一つであり、且つ米国以外のサプライヤーからも大連といった機微な場所にウェーファー工場が存在している為に、輸出管理の観点から資機材の納入もかなり慎重に行われている。そういった中で、少なくとも米国の規制上、機材のスペアパーツや資材の納入がより円滑に行われるようになることを狙ったものである。貨物のトラッキング、政府の監査、定期レポートなどの条件はあるが、複数の個別許可を取得するよりもずっと効率的とのことである。生産品が代わった場合であっても、対象製品の追加が可能など、比較的柔軟性を持ち合わせた制度でもあるとのことである。最大の特徴としては、VEUの申請者ではない、インテル以外の輸出者もこのインテル大連工場のVEUという位置づけを利用することが可能とのことであり、インテル大連工場の持つVEUステータスを活用するよう、積極的にインテルの納入業者に対しても働きかけているとのことである。

質問㋇……（Intel）

日本にはVEUと似たような制度はありますか？

回答㋇……（CISTEC）

全く同じ制度ではないですが、一般的な包括許可ではカバーできない機微度の高い製品、仕向地にも対応した特定包括許可があり、実際に日本の輸出者もインテル大連向けに取得しているようです。但し、許可の申請者しか利用できず、同じエンドユーザーへの同じ製品（同一項番）であっても他の輸出者は利用できないことになっています。そこが日本の特定包括許可制度とは異なる点です。

6-7. その他の主な質疑応答

6-7-1. 日本の輸出管理と最近の法令変更について

インテル側からの事前要望もあり、CISTECから日本の輸出管理の枠組みの紹介とその中でCISTECが問題と認識している点及び最近の法令変更についての説明を行った。その内容は既に広く知られている内容なので詳細は割愛するが、具体的な質疑応答については以下のとおりである。

質問㋈……（Intel）

技術移転取引の居住者の定義について教えて下さい。アメリカ企業在籍のまま６ヶ月以上日本で働いた場

合はどうなるのでしょうか。日本で働くということは、即ち日本の企業に所属しなければならないということではないと思いますが、そういったケースはどうなるのでしょうか。

回答㈥……（CISTEC）

日本国内の事務所（外国法人の日本国内にある事務所を含む）に勤務する者（例：外国人採用）は即ち居住者と認められるので、国内取引、規制の対象から外れます。

質問㈦……（Intel）

コンプライアンスプログラムについて、適切な輸出管理プロセスを構築している会社というのは何か政府によるガイドラインや定義みたいなものがあるのでしょうか。それとも業界団体が何か定めているのでしょうか。

回答㈦……（CISTEC）

コンプラインスプログラムについては、経済産業省からの依頼を受けCISTECがコンプライアンスのモデルを作成し公表しています。実際に経済産業省のサイトから直接リンクされています。

質問㈧……（Intel）

今年の法令改正で罰則が強化されたとのことですが、VSD（自主開示）制度はありますか？

回答㈧……（CISTEC）

明文化された規定はないのですが、自主開示があった場合、経済産業省は実際にその姿勢を考慮しています。数年前にもCISTECから経済産業省へ明文化するように要望したのですが、開示内容への柔軟性を重視するために敢えて明文化しないとの回答を得ています。

質問㈨……（Intel）

防衛装備の移転、特に技術について『係る（Related to…）技術』といった表現が問題とされていますが、これは技術の内容が定義されていないことが問題なのでしょうか？何故ならインテルも同様の問題を抱えていたことがあり、商務省や国務省と重要な用語の定義について、一つ一つ解釈するという作業を行いましたので。

回答㈨……（CISTEC）

定義されていないということよりも、『係る（Related to…）技術』とすることで規制対象範囲が広がりすぎてしまい、政府が防衛装備品の輸出を奨励しようとしている一方で、日本のメーカーは過度な管理を強いられています。米国や欧州、また他の項番と同様に『必要な（Required）技術』というように対象範囲を狭めることで、要件を緩和して欲しいということです。

回答㈨……（Intel）

その用語が変更されることを願っています。

6-7-2. 中国の新輸出管理法案について

懸案の中国の新輸出管理法案に対するインテルの見解、CISTEC側の懸念事項等について意見交換が行われたが、インテルのMario Palacios氏が当面談に先だってCompTIAとの会合において説明をされたので、その詳細はCompTIAの報告書に譲ることとする。

6-8. 最後に

ムーアの法則など、インテル社の半導体業界におけるリーダーシップとその影響力は周知のとおりだが、我々が訪問した政府関係や産業団体などにおいても彼らの活発な活動を見聞きする機会があり、当局への積極的な働きかけや業界団体内における主導的な役割などは、輸出管理の世界においてもリーダーシップを発揮し

ようとする姿勢そのものであった。

また、面談をとおして知ることができた輸出管理におけるインテル社の先進的な取り組みと、ビジネスとのバランスを重視した仕組みづくりは、積極的かつ継続的な改善意欲を抜きにしては成し得ないことであり、まさに創業以来の「イノベーション」のDNAが全社に渡って浸透していることを窺い知ることができ、改めて学ぶべきものが多かったと思う。

今回、中国の新輸出管理法案に対する日米の業界団体の共同意見書提出など、業界団体をとおしてインテル社と協同する機会に恵まれたが、今後はそれだけに留まらず、継続的な意見交換やベストプラクティスの紹介など、更なる関係の発展を望むものである。

最後になるが、困難な環境の中、今回の面談実現にご協力を頂いたインテル日本法人様には改めて御礼申し上げる次第である。

以　上

７．テキストロン社 （Textron Inc.）

7-1. 面談日時等

［日時］：2017年11月10日 ㈮ AM 9:10 ～ 13:00
［場所］：Textron Inc. Washington DC office Boardroom
1101 Pennsylvania Ave. N.W. #400, Washington DC
［面談者］：Mr. Bryce Bittner, Director of Global Trade Compliance, Textron Inc.
Ms. Julia Lohmer, Director, Global Trade Compliance, Bell Helicopter Textron Inc.
Ms. Shelley Lesperance, Manager, Global Trade Compliance, Bell Helicopter Textron Canada Limited

7-2. Presentation提供・入手資料

［提供資料］：
①CISTEC's Roles and Activities（CISTECの役割・活動）
②Japan's Export Control Systems and Recent Challenges/Issues
（日本の輸出管理システム及び最近の課題）
③Security Export Control at Mitsubishi Electric Corporation（三菱電機社の輸出管理）
④English Translation of Opinion Brief Regarding China's Export Control Act Draft which CISTEC submitted to Chinese government in July 13, 2017
（中国輸出管理法草案についてのCISTEC意見書（2017年７月13日に中国政府に提出）の英訳）
⑤English Translation of the final draft of Additional Joint Opinion Brief on China's Draft Export Control Act Draft
（中国輸出管理法草案についての日本の８産業団体共同意見書最終ドラフトの英訳）

［入手資料］：
① Textron Washington Operations

7-3. 面談内容
7-3-1. 面談概要
今回、CISTEC訪米ミッションとして初めてテキストロン社を訪問することとなった。
日本ではあまり聞き馴染みのない企業かもしれない。ただ、小型固定翼機のセスナ（Cessna）、ビーチクラフト（Beechcraft）、回転翼機のベルヘリコプター（Bell Helicopter）、航空機用レシプロエンジンのライカミング（Lycoming Engines）といった名前を聞けば、ご存知の方も少なくないやもしれない。テキストロン社は、こうした航空、防衛産業を始めとする多様な産業・事業会社をその傘下に抱えるアメリカのコングロマリットである。数多くの異業種企業を抱えるコングロマリットで、一体どのように輸出管理が行なわれているのか、我々訪米ミッションメンバーはとても興味・関心を持って面談に臨んだ。

テキストロン社からは、テキストロン社と傘下企業の概要、親会社であるテキストロン社と傘下企業の輸出管理の役割分担・取組について説明があった。CISTECからは、CISTECの役割・活動紹介、直近の日本の輸出管理に関するアップデート、並びに日本企業の輸出管理の取組事例について説明を行なった。また双方でイラン・ロシア・北朝鮮制裁新法（Countering America's Adversaries Through Sanctions Act：CAATSA）

と中国輸出管理法新法案について意見交換を行なった。

我々が予め提示していた質問への回答をプレゼンテーションに網羅し、丁寧に回答して頂いた。また我々からのプレゼンテーションの中で、日本企業における輸出管理の取組事例、とりわけ企業内でのトレーニングについて、並びにCISTECが開催するセミナーや資格試験にとても関心を示し、我々に活発な質問が浴びせられたことは、良い意味での驚きであった。

7-3-2. テキストロン社 並びに 主な傘下企業の概要

テキストロン社（Textron Inc.）は、1923年にRoyal Littleによってマサチューセッツ州ボストンで創業、当初はSpecial Yarns Corporationという社名で繊維会社としてスタートした。1940年代初頭にパラシュートの製造販売で事業を拡大し、1944年に現社名に変更した。テキストロン（Textron）という社名は、繊維・紡績（Textile）を表す“Tex”と、合成繊維を表す接尾語“tron”の合成語で、繊維事業を祖業としていることに由来する。

1947年にニューヨーク証券取引所に上場、1950年代以降、数々の非繊維事業会社の合併・買収と不採算事業会社の精算を経て現在に至り、今日のテキストロン社は５つの事業セグメントで構成される。各事業セグメントの中には、傘下にさらに複数の事業会社を擁するものも存在するため、テキストロングループ全体として見ると非常に多岐に亘る産業・業種に非常に多くの事業会社が存在することとなる。テキストロン社から見ると、こうした事業企業は孫会社に当たるが、テキストロン社はこうした企業名をそのままアイコニック・ブランドとして存続・活用している。５つの事業セグメントとその傘下の主な事業会社は次の通り。
また、テキストロン社では各事業セグメントやその傘下事業会社のことをビジネスユニットと称している。

１．回転翼・ティルトローター機事業セグメント：　Bell Helicopter
２．固定翼機事業セグメント　：　Textron Aviation
　傘下企業:
　Cessna、Hawker、Beechcraft　等
３．防衛・航空関連機器事業セグメント　：　Textron Systems
　傘下企業:
　Marine & Land Systems、Lycoming Engines、TRU Simulation + Training 等
４．産業機械事業セグメント　：　Textron Industrial
　傘下企業：
　Kautex　－ 自動車用プラスチック製燃料タンク、その他部品
　Greenlee、Klauke　－ 各種工具類
　Sherman + Reilly　－ 地下送電・通信設備敷設用機器
　Textron Off Road　－ ATV（四輪バギー）
　E-Z-GO、Cushman　－ ゴルフ場、空港内等で使われるカート
　Jacobsen　－ 芝刈機
　Textron GSE　－ 空港内ハンドリング機器（航空機牽引車、荷物運搬車）等

５．金融事業セグメント　：　Textron Financial

以下に、テキストロングループの代表的なビジネスユニットのロゴを示す。

TEXTRON

テキストロン社はロードアイランド州プロビデンスに本社を構え、グループ全体でおよそ36000人の従業員を擁し、アメリカを中心に世界35ヶ国で事業を展開している。2016年のFortune500では、209番目にその名を連ねている。

2016年度の売上額は138億ドルで、事業セグメント別売上比率は、Textron Aviation 36%、Bell Helicopter 23%、Textron Systems 13%、Textron Industrial 27%、Textron Financial 1％であった。

7-3-3. 輸出管理ポリシー、テキストロン社と各ビジネスユニットの役割分担

前述の通り、テキストロン社は長年に亘り幾多の合併・買収、不採算事業の精算を経て今日の姿を形成するコングロマリットであり、各ビジネスユニットはそれぞれに長い歴史とオペレーションノウハウを有する。そして、各ビジネスユニットの事業内容、取扱製品は、輸出管理上の機微度が相対的に高い航空・防衛事業から、相対的に低い産業機械事業まで様々である。

こうした背景をもつコングロマリット組織の中で、テキストロン社はビジネスユニット全体の輸出コンプライアンスを総括する立場にある。その役割・姿勢は、“Speak with One Voice, Ensure Consistently High-Quality Strategic Responses, and Harness Resources（テキストロン社として声を揃えた対外発信、一貫性を持った高品質で戦略的な対応、グループ内リソースの有効活用）”と“Let's Discuss a Strategy in Advance（対応戦略をあらかじめ協議しよう）”のフレーズに集約される。

具体的には、以下の①から④である。

①全社ポリシー（Textron Export Compliance Policy）を策定し、各ビジネスユニットに周知・徹底させる。
Import Compliance Policyについては、今後策定予定。
この全社ポリシーはCISTECのグループ企業向けモデルCPに類似しており、各ビジネスユニットに求める内容は次の通り。

ⅰ）Export Compliance Officer（ECO）の任命・設置
ⅱ）文章化された手順書（Written Procedures）の策定
－Export Compliance Program（ECP）、細則、業務手順書、等
ⅲ）スクリーニング（Screening）の実施 － 顧客・パートナー・サプライヤー・取引審査
ⅳ）自ビジネスユニット内での教育（Training）の実施
ⅴ）テキストロン社のワシントンDCオフィスと協力・連携した官公庁対応（Communication with Government agencies in coordination with Textron's Washington Office）
－官公庁からの“Non-standard Requests”に対しては、事前に必ずテキストロン社に連絡の上、進め方の合意を得た上で対応すること。“Non-Standard Requests”とは、監査、立入検査、意見徴収、等といった、いわゆる日常ルーティン業務外の官公庁からのリクエストを指す。

②ビジネスユニットと協力・連携した官公庁対応

前述①のⅴ）に呼応するテキストロン社の対応である。同様の事象・問題に対して、あるビジネスユニットでは官公庁に対して過去にこう回答・対応した、あるいは今まさに対応中であるのに、別のビジネスユニットでは全く違う回答・対応をすることが無きよう、テキストロン社としての一貫した対応に細心の注意を払っている。

③ビジネスユニット間のベスト・プラクティスのシェア

あるビジネスユニットでは何度も経験していることであっても、別のビジネスユニットでは初めて遭遇するケースということが往々にしてあり、テキストロン社はビジネスユニット間の情報・対応ノウハウのシェアに注力している。

④ビジネスユニットに対する定期的な教育、監査の実施

毎月１回 Export Working GroupとImport Working Groupをそれぞれ開催。

他にも毎週１回、特定のアジェンダを設定せず、輸出入コンプライアンスに関する双方向のよろずQ&Aやディスカッションを目的としたTrade Compliance Weekly Forumを開催。質問や相談はSurveyMonkeyで随時受付けている。なお、これらのWorking GroupやWeekly Forumは全て録画し、誰でもいつでも繰返し確認が出来る環境としている。監査については、テキストロン社内に専門チームがおり、そのチームが年間監査計画を策定、その計画に則って被監査ビジネスユニットに出向き監査を行なっている。

他方、日々の輸出管理オペレーションは、各ビジネスユニットがそれぞれに実施している。歴史、業種・事業内容、取扱製品、ビジネスプロセスがそれぞれ異なっている為、ツールとして使用しているITシステムや細かなオペレーションの進め方は各社各様である。但し、いずれのビジネスユニットもテキストロン社の全社ポリシー（Textron Export Compliance Policy）に従っていることが求められ、テキストロン社による監査の際にはこの点の確認を受ける。日々のオペレーションの中で対応が困難な場合、判断に迷う場合、及びテキストロングループとして対外的な統一対応が求められる場合には、テキストロン社に報告の上、協力・連携を要請する。

日々のオペレーションは各ビジネスユニットの自主性・自律性を尊重し、テキストロン社がグループ全体に

目を光らせガバナンスを効かせているというDecentralized（分散統治）型の管理モデルである。

7-3-4. ビジネスユニットでの輸出管理の取組、ITシステム・ツールの紹介

テキストロン社の各ビジネスユニットはそれぞれに輸出管理オペレーションを行なっているが、面談ではベルヘリコプター社のGlobal Trade Compliance DirectorのMs. Julia Lohmer 並びに ManagerのMs. Shelley Lesperanceから同社の取組紹介を受けた。

ベルヘリコプター社では、Chief Legal Officer直下、総勢22 名（専任者17名、兼任者５名）のGlobal Trade Compliance部門が、テキストロン社の全社ポリシー（Textron Export Compliance Policy）に基づき、自社のポリシー、コンプライアンスプログラム、オペレーションプロセスを策定してトレードコンプライアンスを管掌している。

ベルヘリコプター社は、2013年２月よりSAP社のGlobal Trade Services（GTS）を導入し、トレードコンプライアンスシステムとして運用している。また、MK Denial（輸出管理懸念者リスト）と各国のHSコードリストのサブスクリプションサービスを活用し、これらのリストをGTSに取り込んで使用している。このMK Denialは、米国法令上の懸念者だけではなく、ベルヘリコプター社が事業活動を行なう各国のものを網羅している。

尚、各国の輸出規制分類番号（Export Control Classification Number：ECCN、項番）については、独自に管理の上でGTSにデータ をアップロードしている。

同社では、トレードコンプライアンス情報は製品ライフサイクルの一環情報であると位置付けて管理している。全て部品単位で、自社開発・製造の場合には仕様確定段階で、調達品については調達開始段階で、ベルヘリコプター社の製品番号（Part Number）を付与・登録し、製品情報マスター登録時にトレードコンプライアンス情報も併せて登録される。このトレードコンプライアンス情報は、製品番号単位でのアメリカ、カナダ、メキシコ、EU、シンガポール、日本の輸出規制分類番号（ECCN、項番）とHSコードから構成される。オーダー部門、出荷部門、ファイナンス部門等がシステムに取引情報（製品番号、顧客情報、国・地域、等）を入力すると、取引毎に ① Jurisdiction & Classification（輸出規制分類番号が確定している、すなわち該非判定が完了していること）、② ライセンス要否（License Exception/Exemptionの適用可否見極めが必要なケース、ライセンスが必要なケース、ライセンスが必要となる可能性が高いケース）、③ 懸念仕向地・顧客 （懸念仕向地・顧客である可能性が高い”Near Match”ケースを含む）の観点から自動的にシステム上でスクリーニングが実行され、システムにスクリーニング実施ログが残る。何らかの懸念がある場合やライセンスが必要な場合は、システム上でブロックがかかり、次の取引に進めない様にしている。これにより現業部門からGlobal Trade Compliance部門に必然的に連絡が入る仕掛けをつくり、連絡を受けたGlobal Trade Compliance部門がケースを見極め、必要な場合にはライセンスを取得した上で、ブロックを解除することで次の取引プロセスに進めるようになる。

但し、システムを使わない取引（例：商談開始段階での顧客照会、契約締結、サプライヤー選定、等）もあり、その場合にはマニュアルベースでスクリーニングを行なうこととなる。その場合であっても、スクリーニングの元となるマスター情報は当然ながらシステムにアップされているものと同じものを使用してスクリーニングを実施する。

また、システムでスクリーニングする場合であっても、案件の機微度によっては部門担当者とGlobal Trade Compliance部門が面談の上、さらに詳細に審査を行う。

各国現地法人に配置された専任、兼任のGlobal Trade Compliance担当者が、日々の輸出入管理オペレーションを行ないつつ当該国の法令情報収集・モニタリングを行なっている。法令の内容に変更が生じた場合に

は、当該国の専任、兼任者が米国本社に報告、トレードコンプライアンス情報マスターを更新し、常に最新・有効な情報がシステムにアップされ、スクリーニングが行なわれるようにしている。

輸出管理からはやや話が逸れるが、同社では輸出入時の各国の化学品の規制、例えば、EUのRegistration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals（REACH）、アメリカのToxic Substances Control Act（TSCA）や Occupational Safety and Health Act（OSHA）、日本の毒物及び劇物取締法（毒劇法）、麻薬及び向精神薬取締法（麻向法）、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）等をどう管理していくかの検討、対応に取り組んでいる。化学品の輸出入規制は各国･地域それぞれ内容やアプローチが異なり、輸出管理４大レジームのような共通内容に基づく管理が難しく、また輸出管理懸念者リストや輸出規制分類番号を提供しているサービスプロバイダーであっても化学品の各国輸出入規制に対応するスクリーニング情報サービスは行なっておらず、いかにして化学品の各国輸出入規制チェック機能を持たせていくか（既存のGTSを活用するのか、別途システムを作って管理するのか）、引続き検討・対策を進めていきたいという。

7-3-5. 各国法令のモニタリング

再びテキストロン社の話題に戻す。テキストロン社では、世界各国に展開しているビジネスユニットのTrade Compliance Officer、外部の法律事務所、情報サービスプロバイダーのサブスクリプション・ニュースレター、加盟する産業団体で得られる情報等の複数の情報ソースや、カンファレンスでの情報収集を通じて日々各国の法令をモニタリングしており、法令内容変更時には速やかに各ビジネスユニットに周知させる。連絡を受けた各ビジネスユニットは、それぞれ自社の業務プロセスやITツールに反映させる。

7-3-6. グループ統括会社としてのテキストロン社の課題、チャレンジ

数多くあるビジネスユニットの社員をトレーニングし、トレードコンプライアンスの意識・知識・経験を高め、それらをグループ内で共有していくことが、グループ統括会社として最大のチャレンジであり醍醐味である。全世界の各ビジネスユニットで起きている事象の全てをつぶさに把握することは不可能であるし、問題が起きて初めて状況を知るに至るということも多い。だからこそ、テキストロン社と各ビジネスユニットの双方向の連携を密にし、それぞれが持てる知識と得た経験をビジネスユニット間で共有していくことで、テキストロングループ全体のトレードコンプライアンスの維持・向上を続けてゆく。Bryce Bittner氏は「テキストロン社のTrade Compliance Directorとして、日頃から次のことをモットーにしており、今後も継続していきたい」と語ってくれた。

・“Classification Drives Compliance”
　適切なClassification（該非判定、HSコード決定）こそ、トレードコンプライアンスの原点であり原動力である。
・Export/Import Working Group（毎月、ExportとImportでそれぞれ１回ずつ開催）と Trade Compliance Weekly Forum（毎週、Q&A形式で開催）の実施継続
　テキストロン社からの最新法令内容・輸出管理を取り巻く環境、テキストロングループ内で今何が起きているかの情報提供と、各ビジネスユニットからの情報・質問・問題提起によるボトムアップの相乗効果によって、双方の知識アップデート、意識向上、ビジネスユニット間のノウハウ共有を図っていく。

7-3-7.　米国政府や海外政府への輸出管理規制緩和要望

米国政府にはこれまで多くの要望を出しているが、規制緩和要望というよりはむしろ規制文言（Wording）の明確化（Clarification）の要望である。規制は白・黒に明確に分けられるものでないことを十分に承知しており、テキストロン社ならびに各ビジネスユニットが事業活動を行なう上で影響ある法令の文言（Wording）に関して、都度その意味するところの明確化（Clarification）を求めている。尚、海外政府に対して直接テキ

ストロン社が何らかの要望を働きかけたことはない。

7-3-8. イラン・ロシア・北朝鮮制裁新法（Countering America's Adversaries Through Sanctions Act：CAATSA）の見通し、事業への影響

テキストロン社はロシアの顧客も多く、事業活動に大きな影響がある。実務上も取引審査で確認するべきポイントがシステムによる自動的スクリーニングに適さないため、全てマニュアルによる精査を行なっている。取引審査を行なう上で困難なのは、“Significant Transaction”の意味する内容、制裁リスト掲載者の「家族」「関係者」「緊密な関係」とはどこまでの範囲を指すのか、一定以上の株式・持分比率の確認をどう行なうか、等といった点である。

イラン向けビジネスは、General License Hによって米国企業の海外子会社が一定条件下で取引可能となったものの、ファイナンス取引に関わる銀行・金融機関の特定や、米国・米国人が関与していないことを確証するのが難しいことから、テキストロン社並びに各ビジネスユニットにおいては個別にライセンス申請で対応していく方針である。

北朝鮮については、従前からテキストロン社の全ビジネスユニットで北朝鮮向けビジネスを行なっておらず、今回の新法成立による影響は無い。

今後も引続き慎重にCAATSAの状況を見極め、適切に対応していく。

7-3-9.　中国輸出管理新法案についての意見、対応状況

中国輸出管理新法案は、Aerospace Industries Association: AIA、National Association of Manufacturers: NAM（米国の航空宇宙産業、製造業の産業団体。テキストロン社もこれら２団体に加盟している）でもまだ議論がされていないものと思われる（面談当時）。 再輸出規制及びみなし輸出規制の問題点についてはCISTECと同じ理解であるが、報復条項及びレアアース・レアメタル保護条項については知見があまり無いので、今後調べていきたい。

一部のビジネスユニットにて、中国で合弁生産を行なっていたり、ごく限られた部品の調達を行なっているが、国際レジーム上の輸出規制品に該当しない品目である。現時点では、中国輸出管理新法のテキストロン社のビジネスへの影響は、然程大きくはなさそうと捉えている。

ただ、規制品目リストや施行開始日など具体的な内容が見えないので、今後の状況を注視しながら、加盟する産業団体を通じてコメント提出や働きかけをしていきたい。

7-3-10.　終わりに

テキストロン社のご厚意で、面談後そのままランチセッションとなった。お互いに面談中に聞ききれなかった点の補足、日本の独特な輸出項番体系、日本企業内でのトレーニングや社内システムといった実務的に踏み込んだ話から、日々の苦労、日米の輸出管理を取り巻くカルチャーの違いなど、国は違えど輸出管理に取組む者同士、終始にこやかな雰囲気で忌憚の無い意見交換を行うことができた。

CISTECの賛助会員数、部会・専門委員会・分科会・ワーキンググループの多さと活動の活発さ、そしてCISTECが提供する数多くのセミナーやSTC資格試験に、「米国では、輸出管理について１つの団体でここまで網羅的な活動やサービスを提供しているところはない」と、驚きを交えた関心と今後の我々の活動に大きな期待を寄せていた。

８．国連安保理決議第1540号委員会

（Committee established pursuant to Security Council Resolution 1540（2004）, the UN）

8-1. 面談日時等

［日時］：2017年11月17日㈮11:00 ～ 12:00
［場所］：国際連合42番街事務所会議室（300 East, 42nd Street, New York, NY 10017）
［面談者］：Mr. Raphael Prenat, Expert
　　Mr. Gennady Lutay, Expert

8-2. Presentation 提供・入手資料

［提供資料］：無し
［入手資料］：Implementation of 1540 Resolution

8-3. 面談内容

8-3-1. 面談概要

国連安保理決議第1540号委員会（以下1540委員会）の活動概要と最近のトピックス、とりわけ2016年12月に公開された包括評価（Comprehensive Review、５年毎に実施）のポイントを説明して頂き、輸出管理の観点から質疑応答を通して内容確認した。なお、各種レポートは1540委員会のホームページで公開されているのでご参照頂きたい（http://www.un.org/en/sc/1540/）。

8-3-2. 1540委員会の概要について

8-3-2-1. 設立

国連安保理決議第1540号（以下1540決議）は、非国家主体が大量破壊兵器を取得・開発・輸送又は使用する脅威に対応するべく、加盟国に対し、大量破壊兵器の拡散を予防するための国内管理体制を整備することを要請している。1540委員会は、この決議に基づき、国連安保理の下部組織として、各国の法整備をモニターし推進するために設立された。

8-3-2-2. 組織体制

1540委員会は、国連安保理の構成と同様、15ヶ国のメンバーからなり、現在、ボリビア大使が議長を務める。諸活動をサポートするため、９名のExpertsが選任される。その構成は、常任理事国５ヶ国のほか、アジア（現在、パキスタン）、アフリカ（同、南アフリカ）、中南米（同、メキシコ）から各１、さらにドイツと、地域性に配慮されている。

傘下に４つのワーキング・グループがある。

・Monitoring and national implementation
・Assistance
・Cooperation with internatiopnal organization
・Transparency and media outreach

8-3-2-3. 活動内容

１月に策定する活動計画（Programme for Work）に沿って活動し、現在、その振返り（Annual Review）を行っている。

⑴National Report

1540委員会は当初、1540決議に対する認知度をあげ、各国がその履行状況を報告するNational Reportの提出を促進することにフォーカスしてきた。現在、加盟193ヶ国中、179ヶ国が第一報を提出済みである。

Group of Expertsは、提出されたNational Reportをもとに、加盟国毎に履行状況を一覧できる表（以下1540マトリクス）を作成しウェブ上で公開している。法規制（Legal Framework、関連する法規則があるかどうか）と法執行（Enforcement、裁判制度、罰則、国境管理、輸出管理、税関等の法執行制度があるかどうか）の両面から評価するもので、取り纏めにあたっては、各国の公式情報に基づき、各国と協議しながら加筆修正を行い、公表するかどうか各国の同意を求めるなど、慎重に進める。

アプローチのポイントが二つある。

一つは、1540委員会は、各国の1540決議に関わる「履行の実態（Reality）」を評価するのではなく（その任にないし、それだけの能力もない）、入手した「データ」を評価することである。各国や国際機関の公式ホームページなどで入手可能な公式情報のみを使い（シンクタンク、大学、産業団体等の情報は使わない）、法整備に関わる要素を幅広く考慮した上で、1540決議の要求事項が適用されているかどうかを評価していく。現在、National Reportを提出していない国がまだ14ヶ国残っているが、世界中の国と協力的に活動している。

もう一つは、従って各国同列に「グローバル」なアプローチをとることである。個別の国に立ち入らないし個別にレポートすることもない。

⑵Assistance

各国が1540決議を履行するために、要請に応じて各種支援を提供する。1540委員会自体が提供するのではなく、一種の情報センター（clearinghouse）として、加盟国や、国際原子力機関（IAEA）、化学兵器禁止機関（OPCW）、世界税関機構（WCO）等の国際機関も含む60の支援提供の申し入れをD/B化し、他の加盟国から支援要請を受け次第、内容精査の上、match-makingを実施する。国際機関には予算上の制約があるため、トレーニング、技術的助言や法整備支援ぐらいしか提供できず、装備（equipment）提供はEUや米国等の加盟国に頼っているのが現状である。

193の加盟国にはそれぞれ政治的プライオリティがあり、支援を求められても必ずしも即座に提供できるわけではないところは、課題として包括評価の中でも分析され、match-makingの役割に改善の余地があることは認識されている。

8-3-3. 包括評価（Comprehensive Review 2016）について

8-3-3-1. 概要

1540委員会の活動を５年毎に振り返るフレームワークである。前回は2011年に行い、次回は1540委員会の任期が終わる2021年に行うことになる。なお、2021年のReviewは、1540委員会の任期を延長するかどうか検討することになるという意味で重要（恐らく延長される見込み）。

2016年12月公表の２年前から準備が始まった。先ず、全ての国連加盟193ヶ国の1540決議の実施状況に関する情報を分析し整理するために1540マトリクスを使う。

グローバルに見た進捗状況は、1540マトリクスに記された評価（measure）の増減をみると、38%から48%へと上昇傾向にある。

8-3-3-2. 主な論点

改善を要する領域は、ケース・バイ・ケース、地域や国によって異なる。

地域軸で見れば、アフリカのセキュリティ管理が懸念される。多くの国で管理や防御が手薄で、例えばギニアのエボラ菌は誰でも持ち出せるような状態だ。ヨコ軸で見れば、核拡散に関わる金融取引の管理は重要だ。技術移転についても、技術がどこにあるのか、機微度はどうか、どこに提供されるのか、管理は難しい。

前回2011年からの進捗を総括すると、

⑴核兵器関連の分野で、制度整備は最も進んでいる、IAEAという強力な組織がSafeguard等を通して1540決議のかなりの部分をカバーしていることにもよる。

⑵化学兵器関連でも、OPCW（科学兵器禁止条約の事務局）が機能しており、状況は良い。

⑶生物兵器関連では、３名の専門家がいるだけで実行（インプリ）する国際組織がなく、後れている。

こうした事実に基づく分析と協議をもとに、ギャップを認識し、今後の対応について提言をまとめ、理事会での議論を経て、国連安保理決議第2325号（2016年12月）の採択に至った。

8-3-3-3. 国連安保理決議第2325号（2016年12月）

1540決議の履行を補強するために、追加の決議として、鍵となる要素についてハイライトしたもの。次の包括評価が実施される2021年に向けたポイントは以下の通り：

⑴1540決議を完全履行する道のりは遠い（a long-term task）ということ。

⑵科学技術と商取引の進展を考慮に入れること。これに関して来年協議の場がある見込み。

⑶個別の事情（Specificity）を考慮に入れること。コンプライアンスは一律ではない。例えば太平洋の島嶼国に核物質はなくても積替え地になり得るかも知れず、管理のプライオリティはその国が決めることになる。履行の効果を目指すためには、実施能力（capability）と実施内容（implementation）との間で評価しなければならない。現場の現実に基づくことが重要。

8-3-4. 主な質疑応答

質問㋐……（CISTEC）　包括評価におけるギャップについてもう少し聞かせて欲しい。

回答㋐……（1540委員会）多くの国に様々なギャップがある。1540マトリクスでは、例えば法規制について、項目毎に、実施されていればチェック（×）、なければ空欄、部分的あるいは疑問がある場合は疑問符（？）が付される。実施状況で見れば、西欧諸国が最高レベルにあり、東欧諸国は85～95%、次にアジアや中南米が続き、アフリカは最も厳しい状況。紛争・疫病・開発経済等、他のプライオリティがあるためだ。

実施が後れているところには支援のメカニズムを使う。多くの国で、核・生物・化学兵器を禁止していても、それらに関わる物質があれば、兵器やミサイルの製造に使われ得るため、物理的な防護措置が必要になる。税関での管理、国境管理、輸出管理、積換管理などがそうだ。

質問㋑……（CISTEC）　技術提供の管理についてはどう考えるか？

回答㋑……（1540委員会）自主的な行動計画（Voluntary National Action Plan）を策定してもらうようにしている。広く関係省庁に参画してもらい、ギャップを分析し、時間軸と財源に対する責任を明確化する。

輸出管理の観点から、法規制とりわけコントロール・リストを更新するメカニズムや、製品のリスクを確認したり税関や法執行機関の職員を訓練したりするための人的・技術的能力、さらに疑わしい取引や需要者を確認する能力も必要である。2325

決議パラグラフ13に明記されている通り、技術提供管理は重要だが、そもそも何が機微技術か理解する必要があり、大変難しい課題だ。

質問㈼……（CISTEC）　産業団体や企業との協力についてはどうか？

回答㈼……（1540委員会）産業界が出来ることは多く、企業等との協力も必要と認識している。ドイツのWiesbadenで開催される会合では実務的な情報交換をしているし、韓国、メキシコ、インドでも産業団体や個別企業と1540決議履行に関して議論した。先週も中国のエンジニアリング業界から誘いがあった。インドでもアウトリーチの予定がある。いずれにしても政府が主なパートナーだが、そのサポートを受けて大学や産業界とも協力していく。

質問㈽……（CISTEC）　輸出管理において、教育や啓発も大事だが、日本の外国ユーザーリストなどは実効性がある。こうしたリストはそれほど多くの国で採用されているわけではないので、1540委員会が発行してはどうか？

回答㈽……（1540委員会）1540決議は協調的な決議である。輸出管理のフレームワークの中で必要なこと、例えばエンドユーザー管理を要請するとか、日本の外国ユーザーリストのようなベスト・プラクティスを共有することはあるが、方法論としてエンドユーザー管理プロセスを課すとか、そのようなリストを発行することまではしない。それは各国が決めること。1540決議では、what to doについて語るがhow to doには立ち入らない。

以　上

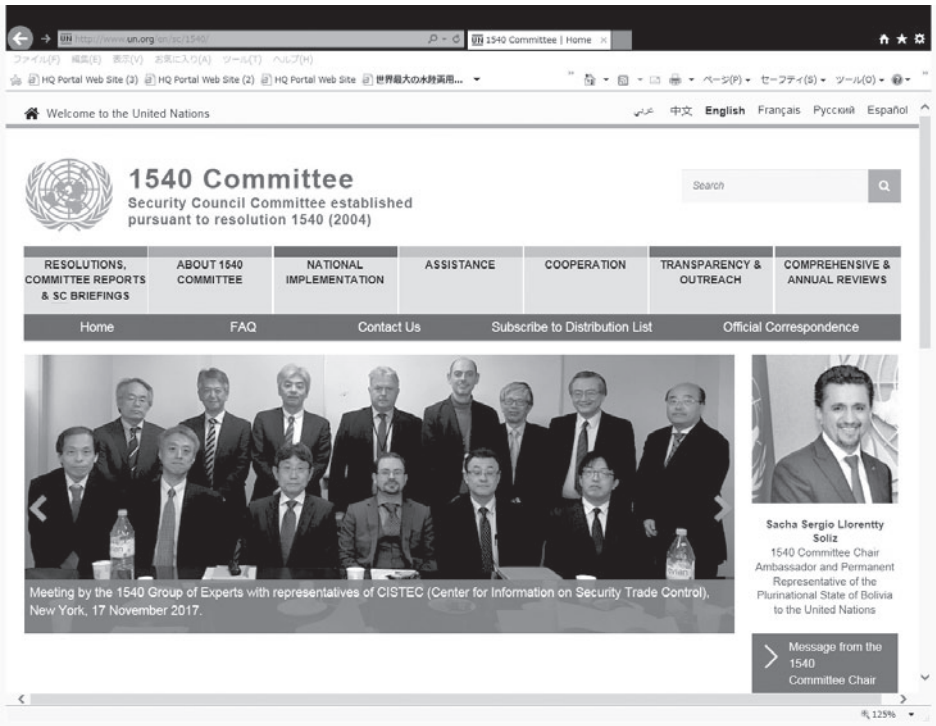

９．国連安保理決議第1874号（北朝鮮制裁）委員会

（Committee established pursuant to Security Council Resolution 1874（2009））

9-1. 面談日時等

［日時］：2017年11月17日㈮14:30 ～ 15:50
［場所］：Ｄ２ Room. 24th floor, ２ United Nations Plaza, New York, NY 10017
［面談者］：Mr. Hugh Griffiths, Coordinator, UN Panel of Experts
Ms. Maiko Takeuchi, Member, Panel of Experts
Mr. Benoit Camguilhem, Member du Groupe des Experts
Mr. Dmitry Kiku, Member, Panel of Experts
Mr. Jiahu Zong, Member, Panel of Experts

9-2. Presentation 提供・入手資料

［提供資料］：無し
［入手資料］：Mid-term Report（抜粋）

9-3. 面談内容

9-3-1. 面談概要

国連安保理決議第1874号（北朝鮮制裁）委員会の活動概要と最近の北朝鮮による違法取引と制裁の実例を説明して頂き、質疑応答を実施した。各種レポートは委員会のホームページで公開されているのでご参照頂きたい（https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/1718）。

9-3-2. 委員会の概要について

9-3-2-1. 設立

北朝鮮による最初の核実験（2006年10月６日）を受けて開催された安保理で採択された決議第1718号（同10月14日、以下1718決議）において経済制裁を決定するとともに委員会（以下1718委員会）が設置された。また二度目の核実験（2009年５月25日）を受けた安保理で採択された決議第1874号（同６月12日）において、追加制裁を決定するとともに1718委員会を補佐する下部組織としてPanel of Experts（以下専門家パネル）が設置された。

9-3-2-2. 組織体制

1718委員会は安保理メンバーで構成され、議長１名（現在イタリア）と副議長２名が置かれる。専門家パネルは当初、常任理事国５ヶ国と日本、韓国から１名ずつ計７名で構成され、その後、2094決議（2013）によって南半球から１名追加され、現在８名体制、任期１年で毎年更新されている。

９-３-２-3. 活動

専門家パネルは、1718委員会の下記任務を補佐し、1718決議による制裁措置の履行に関する情報を収集・精査・分析し、制裁措置の実施を改善するための勧告を行い、任期満了の一ヶ月前までに安保理に対し最終報告

（Final Report）を行う。

a）制裁措置を効果的に実施するための諸活動に関する情報提供を加盟国に要請
b）制裁違反に関する情報の精査と適切な対処
c）制裁品目の追加や制裁対象とする人・組織の追加
d）適用除外の要請への対応
e）ガイドライン公布

9-3-2-4. 中間報告（Midterm Report）

従来、専門家パネルは最終報告（Final Report）を年一回発行するだけだったが、今年９月に中間報告を初めて取り纏め、今後は半年サイクルで報告していくことになった。内容も、会議参加や加盟国へのコンサルテーションなど事務手続き的なものに留まらず、禁止措置が拡大したことに伴い、より多くのコモディティ品をトラッキングし、これによって迅速な調査と成果が求められることになる。

今回の中間報告では、最近、専門家パネルが注目しているアジア・アフリカ・中東地域での通常兵器輸出や軍事訓練供与などの事例のほか、ミサイル開発と核開発が報告の柱となった。

次の報告は、１月末に1718委員会に提出し、３月初めに公表予定。

9-3-3. 制裁決議について

9-3-3-1. これまでの制裁決議

2006年以来、８つの決議が採択されてきた。1718決議と1874決議が基礎となるもので、1718決議は分野別制裁（Sectoral Sanction）として、北朝鮮によるミサイル試射や核実験などの挑発に対し、その経済や産業の収入に影響を与えるものだった。

最新の2375決議のポイントは、①原油②繊維③出稼ぎ労働者に対する禁止措置である。この内、北朝鮮の出稼ぎ労働者の実態把握は難しく、加盟国に情報提供を求めているところ。新規雇用を禁止するものであって、現在の契約解除を要求しているわけではないが、契約解除を検討し始めている加盟国もある。

9-3-3-2. 各国の履行報告（National Implementation Report：NIR）

加盟国は安保理決議の90日以内に履行状況を報告（NIR）するよう求められている。加盟国による認知が進んでいるのは、NIRに目に見える形で表れており、地域によっては、紛争等、他にプライオリティが高いために、あるいは北朝鮮との関係がないために、未提出の国もあるが、提出率は着実に向上している。またアウトリーチを通し、これまで提出して来なかったような国が提出するようにもなった。地域別にみると、アジア・アフリカ諸国はNIRを納期通りに提出するのが課題であり、特にアフリカ諸国の報告内容（分野別制裁、金融制裁など）については品質改善の余地がある。

9-3-3-3. 今後について

今後の見通しは未定。これまでの決議は既に包括的なものであるため、これらを実行することが重要である。そのため、パネルとしては、履行状況のモニタリングや調査だけでなく、アジアセミナーなどのアウトリーチ活動も行い、各国・産業団体や、機会があれば税関などの組織にも、認知をあげる取組みを行っていく。

9-3-4. 違法取引

9-3-4-1. 全般

最近に限らず、管理強化もあって、より上流の品目の違法取引が目につく。ロボティクス・アームやトラック、クレーンなど重機については、民生用の非該当品でも、北朝鮮の軍事パレードやミサイル工場で見つかっており、懸念されるところ。

中古品市場も大きく、製造者だけでなく専門家パネルにとっても、第三者に売り渡された後をトラッキングするのは難しく、製品やロゴが北朝鮮の国営放送で報じられて当惑するといった結果になる。可能な範囲で需要者情報の記録を残すことが重要と思う。

9-3-4-2. 弾道ミサイル

弾道ミサイルについては、最近、調達のケースが多くないのは自製率が高いことによるもので、これまで過小評価されてきたところ。昨年、残骸を検査する機会があったが、外国製の部品は少なかった。その一つは、昨年のFinal Reportでも触れた米国製Pressure Transmitterで、その中国子会社から仲介業者を経て北京の専門市場に出たものだが、これ以外に調達品は殆ど見られなかった。

大きな例外は、最新のIRBM/ICBM用の新エンジンで、北朝鮮がその技術をどうやって入手したのか疑問だ。情報収集し、関連諸国にコンタクトするなど、事前評価（early assessment）を行ったが、調査はまだ端緒についたばかりだ。

ウクライナから入手したという報道があったが、ジャーナリストの速断でしかない。旧ソ連時代のウクライナ地域で製造されたエンジンと著しい類似性があるのは事実だが（現在はロシア企業が設計）、入手する可能性はいろいろある。専門家パネルの調査によれば、北朝鮮の調達機関は長らくウクライナの製造工場に関心を寄せてきたことが分かっているので、設計図を入手し製造した可能性がある。またブラック・マーケットから入手してリバース・エンジニアした可能性もある。リバース・エンジニアリングはそれほど簡単なことではないので、誰か関係者・組織の手助けがあったのかも知れない。いずれにしても、まだ調査は終わっていない。また弾道ミサイル火星14の射程にも関心が高く、これらは次の報告書のトピックスになる。

9-3-4-3. 船舶への制裁

今年10月、禁輸対象の石炭を運搬していた北朝鮮船籍の船舶４隻を、国連加盟国の港湾への入港禁止対象に指定した。８/９月の2371/2375決議に基づく制裁として最初のケースで、1718委員会としてプロアクティブな動きであり、今後６ヶ月で最も重要なメカニズムとなる。

9-3-5. 制裁の効果について

制裁にどれほどの効果があるかは、制裁のもつ別の側面として重要である。北朝鮮で何が起こっているのか、平壌のcoordinatorや加盟国から時々、情報入手している。また、制裁による一般市民への影響を極力抑えることも重要で、そのため決議には適用除外の規定があり、モニターするようにしている。パネルは、制裁によって北朝鮮に何が起こっているのか全て把握する任にはないが、少なくとも問題があれば停止措置が執れるようにしているし、望ましくない影響が出ていないか注視している。

影響について、次の二つに分けて見る必要がある。

⑴ 経済への影響

通常、制裁の効果は決議の次の年にあらわれるが、それも一時的であり、経済は回復する。韓国の中央銀行が７月に発表した評価レポートによれば、北朝鮮経済は成長しており、一人当たりGDPも伸びているということだ。

⑵ 軍事プログラムへの影響

４月の軍事パレードは驚くべきもので、ミサイルの新モデルやその他の軍事品目でこれほどの進歩はかつて見たことがない。軍事パレードで披露してから実射するまでのプロセスが加速していることも、中間報告

でも触れた通り、もう一つの顕著なトレンドだ。ムスダン（IRBM）は2010年に披露されてから2016年に成功裡に打ち上げられるまで６年かかったが、その改良版（火星12）は４月に披露された翌月には打ち上げられた。

9-3-6. その他の主な質疑応答

質問㋐……（CISTEC）　米国による制裁や大統領令（13810）をどう見るか、また米国等の個別の国と協力することがあるのか教えて欲しい。

回答㋐……（専門家パネル）パネルは、国連安保理決議に与るのであって、如何なる加盟国の制裁実施の努力をも歓迎し、モニターし言及することもあるが、特定国の制裁に肩入れしたり協働したりすることはない。勿論、米国を含めて全ての加盟国と交流し、時に機微情報の提供を受けることもある。

質問㋑……（CISTEC）　最新の決議では中国やロシアは当初、反対していたようだが、そのあたりの事情について情報共有できないか。

回答㋑……（専門家パネル）専門家パネルは飽くまで制裁の実施に携わるものであり、安保理決議の個別の議論にコメントする立場にはない。一般論として、米中二ヶ国が草案を議論し、合意後、他のメンバー国に回付される。ロシアは中国同様、近隣国としての利害をもち、影響力を与えている。

質問㋒……（CISTEC）　アジア諸国でLoop-holeになり得るものとして、①非該当品、②マネーロンダリング、③潜在的にターゲットになり得る国（最近、中国がタフなスタンスをとっているため、調達拠点が他国にシフトしている模様）のそれぞれについて見解を教えて欲しい（CISTEC）。

回答㋒……（専門家パネル）先ず①について、様々なタイプのミサイルの部品は、中国製だけでなく、米国、韓国、日本製もある、というのが専門家パネルが出した結論だ。そのため、1718委員会は新たなdual-use品目リストを導入することにし、昨年末に採択した。このリストは詳細にわたり包括的なので、Loop-holeを塞ぐものと期待する。詳細はWebサイトの“prohibited items”を見て欲しい。

パネルでは、北朝鮮がどのような品目を求めているのか、米国の諜報機関から詳細情報入手しているわけではないが、決議のたびに、新たに追加になる大量兵器関連の10-20品目は、該当スペックをやや満たさないが、北朝鮮が求めるものと米国の諜報機関が見做しているものである可能性が高いので、新しい決議ではこの点に注目して欲しい。

次の②マネーロンダリングについては担当者不在のため答えられない。

最後に③潜在的にターゲットとなる国について、中間報告で触れたことだが、2270/2321決議の10-12ヶ月後でも、中国だけでなく、アジアや欧州の幅広い国が、北朝鮮から禁輸品を輸入し続けている。次の報告ではこうした決議違反の国を紹介する予定だ。

以　上

10. 国連安保理決議第2231号（イラン制裁）委員会

（Committee established pursuant to Security Council Resolution 2231（2016））

10-1. 面談日時等

［日時］：2017年11月17日㈮　16:30～17:30
［場所］：国際連合42番街事務所会議室（300 East, 42nd Street, New York, NY 10017）
［面談者］：Ms.Ah-Young Kim
United Nations, Political Affairs Officer, Security Council Affairs Division /SCSOB, Department of Political Affairs
Ms.Assiata Chikuhwa
Political Affairs Officer, Security Council Affairs Division, Department of Political Affairs
Ms.Jenny Monnin
Political Affairs Officer, Security Council Affairs Division, Department of Political Affairs

10-2. 入手資料

［提供資料］： CISTEC's Roles and Activities（CISTECの役割・活動）

［入手資料］：
①Implementation of Security Council resolution 2231
②Information on the Procurement Channel

10-3. はじめに

2016年１月16日にイランとP５＋１諸国の最終包括合意（JCPOA:Joint Comprehensive Plan of Action）に基づく履行の日（Implementation Day）が宣言された。JCPOAで重要なことは、イランは大幅な核削減措置を講じるものの一定の核開発を公に進めることになるという点である。そこでJCPOAを成功に導くために、①IAEAによるイラン核施設の定期査察、②イランが有する核関連サプライチェーンの国際監視といった措置が講じられることとなった。後者に関しては国連安保理決議2231号に基づく措置の一つとして、JCPOAの対象期間中、イランによる機微な核関連物資の購入は国連内に設定された特定の調達チャネル（Procurement Channel）を通じて行われると共に、厳格に監視されることとなった。

今回、国連安保理決議2231号に基づき設立された国連安保理決議第2231号（イラン制裁）委員会（以下2231委員会）の関係者からCISTECへのアプローチがあり、主要メンバーとの対話が実現したので以下にその内容を報告する。なお本稿では細かい枝葉を省略しているため、各企業におかれて具体的なイラン向け機微物資取引の提案を検討するにあたっては、まず2231委員会のWeb（http://www.un.org/en/sc/2231/）を確認されたい。また2231委員会は、詳細に関する問い合わせ等は国連加盟各国の当局（Stateレベル）から受けることを原則としており、この点もご理解頂きたい。

10-4. 面談概要

2231委員会によれば、同委員会はイランに対する新たな厳しい制裁を講じるための委員会ではない。国連安保理決議2231号に基づく国際監視等の措置を適正に執行するために設立された委員会であり、加盟各国向けア

ウトリーチ活動もそのミッションに含む。今回、2231委員会説明及びアウトリーチ活動資料等により、国連内に設定された調達チャネルの位置付け、企業の提案要領、国連の審査実績等について貴重な情報が得られた。

10-5. 面談内容

2231委員会説明及びプレゼン資料から得られた情報をまとめると次の通りである。

10-5-１. 国連安保理決議2231号の概要

国連安保理決議2231号に基づき、2016年１月16日（Implementation Day）より国連安保理決議第1696号、第1737号、第1747号、第1803号、第1835号、第1929号及び第2224号によるイランの核開発問題に絡むイラン向け制裁措置は終了した。これら制裁終了後は、国連安保理決議2231号に基づく措置の一つとして、JCPOAの定める期間（10年間）において加盟国がイラン向けに特定の活動を行う際には、事前の国連安保理への提案申請とその承認を要することとなった。

［国連安保理決議2231号採決前後のマイルストーン］
・2015年７月14日　：　Ｅ３/EU+３とイランによるイラン核問題に関するJCPOAの成立
（Finalization day）
・2015年７月20日　：　新たな国連安保理決議2231号の採択
・2015年10月18日　：　JCPOAの発効（Adoption Day）
・2016年１月16日　：　IAEAがイランの履行状況を検証･報告
同時にEU、米国、国連が所定の制裁を解除
（Implementation Day）
・2025年10月18日　：　国連安保理決議2231号に記載の全ての規定を終了
以降、安保理による当該イラン核関連問題に対する措置は終了
（UNSCR Termination Day）

［国連安保理決議第2231号］
JCPOAの定めるImplementation Dayに効力を生ずる事項として、以下が規定されている。
・国連安保理決議第1696号、第1737号、第1747号、第1803号、第1835号、第1929号及び第2224号の規定を終了すること。
・全ての加盟国に対し、拡散上機微な核活動・核兵器運搬手段開発関連の貨物・技術等のイランへの移転等の防止、核物質及び技術等に関連する投資の禁止、またイランへの大型通常兵器等の供給等の防止に関する措置を義務付ける一方、国連安保理の事前承認を得られる場合には加盟国はこれらを許可することを可能とすること。（国連安保理決議2231号のAnnex Bには、イランに対する具体的な規制期間とその規制内容を記載）
・全ての加盟国に対し、国連安保理決議第2231号のAttachment（2231リスト）に指定された団体及び個人に対する資産凍結等の措置を求めること。

［国連安保理決議2231号Annex Bで定める主な制限措置（restrictive measures）］
① ５年間（2020年10月まで）
・イラン向け又はイランからの武器関連品目の移転に関する規制
・渡航禁止

② ８年間（2023年10月まで）
・弾道ミサイル関連物資の移転と弾道ミサイル関連活動に関する規制
・資産凍結
③ 10年間（2025年10月まで）
・核関連物資の移転と核関連活動に関する規制【JCPOAで設定された調達チャネルが関係】

10-5-2. 調達チャネルの概要

民間企業がイラン向けに特定の活動（以下10-５-４項参照）を行う際は、加盟各国の当局経由国連安保理宛て提案提出及び国連安保理の事前承認が必要となる。提案内容を詳細審査する国連内の機能の呼称が調達チャネル（Procurement Channel）であり、調達チャネルはJCPOAにおいてNSGや国連等の多国間の調整を経て設定され、国連安保理決議第2231号により承認された。

10-5-3. 審査プロセス

詳細は国連安保理決議2231号Annex B及びJCPOA Annex Ⅳに記載されている。大きな流れは次の通り。民間企業は加盟各国を通しての提案提出が求められている。

加盟国（提案提出）⇒ 国連安保理（提案受付）⇒ 合同委員会/調達WG（審査）⇒ 国連安保理（決議）

・提案提出: 加盟国は国レベルで提案を国連安保理（ニューヨーク）に提出する。
・提案受領: 国連安保理は受け付けた提案をまず、中国･フランス･ドイツ･ロシア･英国･米国･イランからなる合同委員会（Joint Commission）の調達WG（Procurement Working Group）にまわす。
・審査: 調達WGは20日（最長30日）で提案内容の審査を行う。合同委員会は調達WGからの提案を審議し、10日以内に国連安保理に審議結果に基づく勧告を行う。
・決議: 合同委員会の勧告後、国連安保理は５日以内に決議を行い、加盟国にその結果を通知する。

10-5-4. 審査対象

⑴ 対象領域
調達WGの審査対象となる特定の活動とは、イラン向けに機微な核関連物資、D/U品、それらの関連技術を提供する特定の取引であり、詳細は国連安保理決議2231号Annex B及びJCPOA Annex Ⅳの6.1に記載されている。
以下に一般的に審査対象とされる領域を記す。
・The supply, sale or transfer of nuclear and dual-use items, materials, equipment, goods, and technology（set out in NFCIRC/254/Rev.13/Part 1 and INFCIRC/254/Rev.10/Part 2 for nuclear and non-nuclear civilian end-uses, as well as any further items if the relevant State determines that they could contribute to activities inconsistent with the JCPOA）.
・The provision to Iran of assistance or services related to the supply, sale , transfer, manufacture, or use of nuclear and dual-use goods（e.g. technical assistance or training, financial assistance, investment, brokering）.
・The acquisition by Iran of an interest in certain commercial nuclear-related activity in another State and related investments.

⑵ 除外領域

国連安保理決議2231号のAnnex B の２に記載ある通り、以下A及びBは調達WGの事前審査及び国連安保理の事前承認は不要となる。

A. 貨物･技術の提供、販売、移転、もしくは技術支援、教育、金融支援、投資、仲介、その他サービスで以下に直接関係するもの。

・The modification of the two cascades at Fordow facility for stable isotope production
・the export of Iran's enriched uranium in excess of 300Kg in return for natural uranium
・the modernization of the Arak reactor based on the agreed design

［前提条件］

⑻ all such activities are undertaken strictly in accordance with the JCPOA;
⑼ they notify the Security Council and Joint Commission ten days in advance of such activities;
⑽ the requirements, as appropriate, of the Guidelines as set out in the referenced INCIRC have been met;
⑾ they have obtained and are in position to exercise effectively a right to verify the end-use and end-use location of any supplied item;
⑿ in case of supplied items, materials, equipment, goods, and technology listed in the referenced INFCIRCs, they also notify the IAEA within ten days of the supply, sale or transfers.

B. 以下のイラン向けの提供、販売、移転に関するもの。

・equipment covered by Section B.1 of INFCIRC/254/Rev.13/Part 1 when such equipment is for light water reactors;
・low-enriched uranium covered by A.1.2 of INFCIRC/254/Rev.13/Part 1 when it is incorporated in assembled nuclear fuel elements for such reactors; as well as
・items, materials, equipment, goods and technology set out in INFCIRC/254/Rev.10/Part 2 only when for exclusive use in light water reactors.

［前提条件］

⑻ the requirements, as appropriate, of the Guidelines as set out in the referenced INFCIRCs have been met;
⑼ they have obtained and are in a position to exercise effectively a right to verify the end-use and end-use location of any supplied item;
⑽ they notify the Security Council within ten days of the supply, sale, or transfer; and
⑾ in the case of supplied items, materials, equipment, goods and technology listed in the referenced INFCIRCs, they also notify the IAEA within ten days of the supply, sale or transfer.

10-5-5. 提案方法

⑴ 提案提出方法

民間企業の提案にあたっての問い合わせ窓口及び提案窓口は、加盟各国の当局となる。（国連安保理ではない。）調達チャネル活用の提案がまとまったら、加盟国当局が国連に対し提案書を提出する。提出された提案書は国連及び調達WGの守秘義務のもと慎重に扱われる。加盟各国の提案提出方法は以下の通り。

・加盟国は国連安保理（SC-Resolution2231@un.org）宛に電子メールで提案書を提出する。
・国連安保理決議2231号及びJCPOA Annex Ⅳに記載のモデル様式を用いる。言語は国連の６公用語（英語、

中国語、フランス語、ロシア語、スペイン語、アラビア語）の何れかを用いる。

調達チャネルに関する関連情報は国連安保理決議2231号及びJCPOA Annex Ⅳに掲載されている。また、調達WGは加盟国当局からの一般的問い合わせを電子メールにて受け付けている。
［調達WG問い合わせ先］
Joint Commission / Procurement Working Group:　PWG-ENQUIRE@eeas.europa.eu

⑵ 提案書に記載すべき情報

提案書に記載すべき情報はJCPOAのAnnex Ⅳの6.4.2に記載されており、その内容は主として以下⒜～⒢の通り。提案内容によっては技術データや製品カタログ等の追加情報が必要となる。記入様式は2231委員会のWeb（http://www.un.org/en/sc/2231/restrictions-nuclear.shtml）より入手可能。

⒜ 供給品目: a description of the item;
⒝ 輸出者: the name, address, telephone number, and email address of the exporting entity;
⒞ 輸入者: the name address, telephone number, and email address of the importing entity;
⒟ 最終用途: a statement of the proposed end-use and end-use location, along with an end-use certification signed by the Atomic Energy Organization of Iran（AEOI）or the Ministry of Industry, Mine and Trade of Iran attesting to the stated end-use;
⒠ 輸出ライセンス: export license number, if available;
⒡ 契約日: contract date, if available; and
⒢ 輸送: details on transportation, if available.

上記⒟のEUC（End-Use Certification）は供給品目がJCPOAで認められたイランの核開発プログラムの範囲内の用途であること、又は非核関連（民生用途）であることを保証するものであり、書類としても必要となる。核関連はAEOI（Atomic Energy Organization of Iran）から、非核関連はMinistry of Industry, Mine and Trade of IranからEUCを入手する。また上記⒠輸出ライセンス番号、⒡契約日、⒢輸送に関する情報は後日提出も可能だが、船積み前の出来る限り早い時期に提出することが求められている。

10-5-6. 提案実績

2231委員会よりImplementation Day（2016年１月16日）以降の提案実績データ（提案･承認件数、地域別提案件数、関連産業･貨物）を開示頂いた。

⑴ 提案･承認件数

国連の調達チャネルを活用したイラン向け取引に関し、加盟各国が提出した提案は累計24件あり、うち15件（約６割）を国連安保理が承認している。

提案･承認件数　　（単位：件）

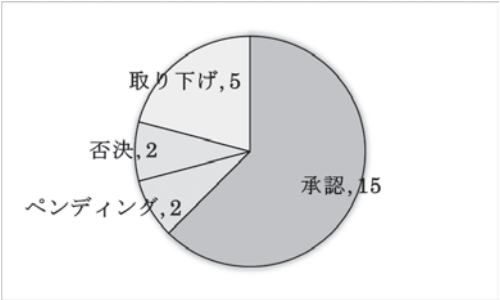

⑵ 地域別内訳

国連の調達チャネルを活用したイラン向け取引に関し、加盟各国が提出した提案件数（累計24件）の地域別内訳は以下の通り。欧州が活発に提案を行っていることが分かる。また、少数ではあるがアジア･太平洋地域からの提案実績もある。

地域別提案件数　　（単位：件）

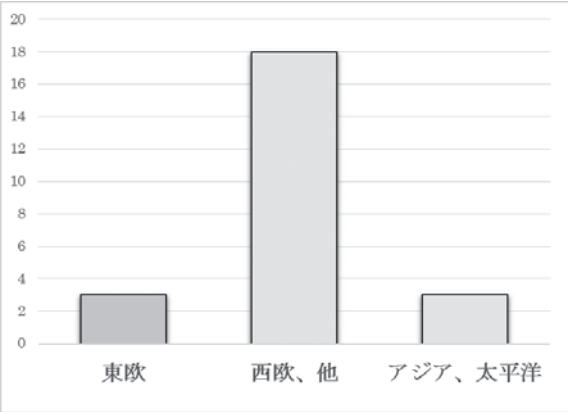

⑶ 関連産業･貨物

国連の調達チャネルを活用したイラン向け取引に関し、加盟各国が提出した提案（累計24件）の関連産業は以下の通り。（産業別の件数内訳は明らかにされなかった。）

産業	貨物
自動車（Automotive）	機械ツール（Machine tools）
建設（Construction）	測定装置（Measurement devices）
医療/薬（Pharma/Medical）	電気機器（Electrical equipment）
民生核関連（Civil Nuclear）	材料（Materials）
包装･梱包（Packaging）	ポンプ（Pumps）

10-5-7.　質疑応答

前掲の提案実績データを中心に、いくつか質疑応答を行った。

質問㋐……（CISTEC）

地域別承認実績の具体的な国名を開示することは可能か？ 守秘義務によりプロジェクト名や個人･団体名のレベルでの情報開示ができないのは当然のこととして、国名レベルであれば情報開示できるのではないか？

回答㈐……（2231委員会）
残念ながら、国名レベルでの情報開示もできない。

質問㈑……（CISTEC）
加盟国からの提案数が24件と少ないが、非公式な提案を含む件数か？
回答㈑……（2231委員会）
24件は加盟国からの正式提案の件数であり、調達WGが受領した非公式な提案は含まない。非公式な提案は外数として約100件ある。

質問㈒……（CISTEC）
現在も、正式提案前の非公式提案、といったスタイルを取ることは可能か？
回答㈒……（2231委員会）
調達WGは調達チャネルに関するアウトリーチ活動を継続しており、加盟国からの問い合わせや非公式な提案を現在も受け付けている。もちろん日本も問い合わせや非公式な提案が可能である。

質問㈓……（CISTEC）
提案実績にある機械ツール（Machine tools）、測定装置（Measurement devices）、材料（Materials）は、具体的に何か？
回答㈓……（2231委員会）
機械ツール、測定装置は主として自動車産業向けのものである。材料は多岐に渡るので一律に答えられない。

質問㈔……（CISTEC）
調達チャネル以外でイランが対象となる核関連調達を行なっていないことを、何らかの形で確認するような仕組みはあるか？ 例えば、税関等にエキスパートを常駐・随時派遣するなど。
回答㈔……（2231委員会）
そのような直接的に管理する仕組みは無い。イラン側から連絡が無いものについては分からない。

10-6. おわりに

日本の輸出者においても、安保理決議2231号に基づき経済産業省の輸出許可と国連安保理の事前承認が得られれば、特定の核関連物資をイラン向けに輸出可能である。しかし実績データの如く日本からの提案実績は殆ど無い或いはゼロである。

その一方、今回対話により浮き彫りになった実態がある。欧州勢は調達チャネル絡みの提案を活発に行っているのである。筆者の印象であるが、2231委員会メンバーは「日本企業も、もっと調達チャネルを活用してみてはどうか。」というメッセージを送っているように感じられた。日本企業がイラン向け取引で対処せねばならない課題は単純ではないが、本稿が今後の日本産業界のイランビジネス展開検討の一助となれば幸いである。我々としても2231委員会との対話を継続し、役に立つ情報を提供していきたい。

以上

【広　告】

海外コンプライアンスサービス　KYC Check Service

1件3,750円、即時判定可能なスクリーニングチェック（企業・人物）

・海外反社会勢力（犯罪組織・テロリストなど）チェック
・安全保障貿易・輸出管理に関わる制裁・規制リスト
・アンチマネーロンダリング（AML）
・贈収賄防止を目的とした公的要人（PEPs）チェック

世界各国1,000以上の規制・制裁リストを対象としたおまとめ検索

サービスに関するお問い合わせ
エクスペリアンジャパン株式会社　海外調査部
〒100-0004
東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビル
直通連絡先: 03-6262-7601
e-mail: bizinfo@jp.experian.com

【広　告】

M・安貿

安全保障貿易管理パッケージ

- クライアントへのインストールが不要な WEB 型システムです。
- 基幹システム連携等、お客様のニーズに合わせてカスタマイズが可能です。

機能概要

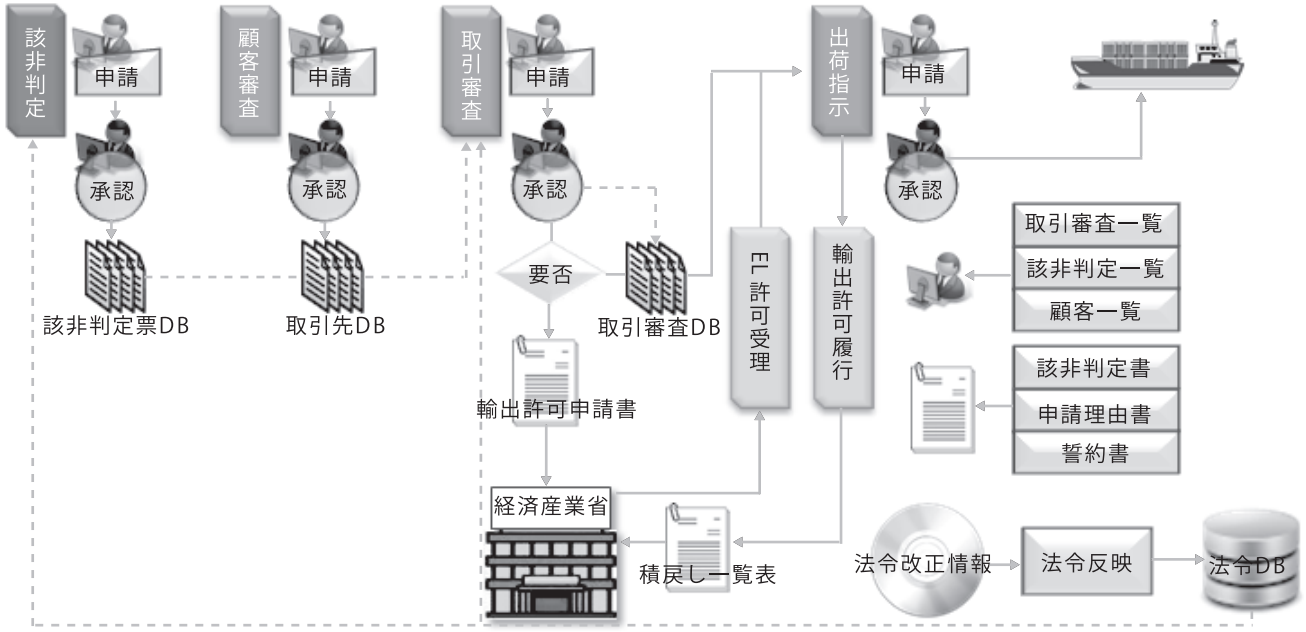

主要機能一覧

分類	機能名
申請書	顧客審査
	該非判定（貨物）
	該非判定（技術）
	取引審査
	出荷管理（貨物）
	アメンド申請（貨物）
	出荷管理（技術）
	アメンド申請（技術）
	輸出許可条件履行
照会・一覧	申請一覧
	顧客一覧
	該非判定一覧
	取引審査一覧
	包括許可証使用実績一覧

分類	機能名
出力帳票	輸出許可申請書（貨物）
	申請理由書（貨物）
	該非判定書（貨物）
	輸出内容等変更願い（貨物）
	輸出許可申請書（技術）
	申請理由書（技術）
	取引概要説明書（技術）
	提供技術説明書
	誓約書
	該非判定書（技術）
	変更申請書（技術）
	変更理由書（技術）
リンク・添付帳票	用途チェックリスト
	需要者チェックリスト
	明らかガイドライン
	外国ユーザーリスト

動作環境

	分類	製品
サーバー	ＯＳ	Windows Server 2012 Standard Windows Server 2008 R2 Standard SP1 以上
	ＪＤＫ	Sun JDK 6(u31 以上)
		Sun JDK 7(u3 以上)
	ＷＡＳ	Tomcat7.0.25 以上
	RDBMS	SQL Server 2012 Standard Edition SQL Server 2008 R2 Standard 他

	分類	製品
クライアント	ＯＳ	Windows Vista Business SP2 Windows 7 SP1 Windows 8 Pro
	ブラウザ	Internet Explorer6 SP3 以降

Marubeni IT Solutions
丸紅ITソリューションズ株式会社

ＵＲＬ　：http://www.marubeni-sys.com/bs/manbou/
E-mail ： manbou@marubeni-sys.com

◇ 東京都墨田区太平 4-1-3　オリナスタワー
TEL: 03-6658-1450　FAX: 03-6658-1250

◇ 大阪分室　大阪府大阪市中央区本町 2-5-7 大阪丸紅ビル
TEL: 06-6266-4081

編集後記

CISTEC Journal　編集部

2018.1　No.173

平成30年、改めまして、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。今年は、注目される宇宙・天文関係のイベントが多い、「宇宙・天文イヤー」でもあるそうです。６月から、国産探査機「はやぶさ２」による、小惑星「リュウグウ」のサンプル・リターン・ミッションが予定されていることや、７月には、15年振りの火星大接近が観測されること等、その理由に挙げられていました。

「はやぶさ２」のミッション紹介を見ていると、至る所に緻密さが要求されているのを感じます。となると当然に正確な物差し（単位系）も必要になってくるわけですが、現在、世界中で広く用いられている単位系として、国際単位系（SI）があります。このSIにおける基本単位の定義が、今年の11月、約130年振りに改定される見込みです。

具体的には、「国際キログラム原器」という地球上に一個しかない、特定の人工物に依存しているキログラムの定義が、量子物理学における基礎定数（プランク定数 h）を用いて、新たに定義される運びになっています。

原器は人工物であるが故に、その完全な複製は不可能で、かつ経年劣化していく存在であるのに対し、プランク定数は、宇宙開闢時より、自然界に与えられている普遍かつ不変な物理量なのだそうです。そのため、この新定義の下では、何時でも何処でも誰でもが“１キログラム”を正確に再現することが可能となります。

人類が訪れたことのない「リュウグウ」に、もしも私達と似た知的生命体がいて、彼らも十進法を使っているとするならば、プランク定数は双方で同じ値を示すはずで、私達は彼らとも、同じ“１キログラム”を共有することが可能になるかもしれません。

新定義は、“同じルールで公平に”質量が測定できることも意味していて、いわば、キログラムの“レベル・プレイング・フィールド”が実現されているように感じました。

今号の「輸出管理規制」特集では、政省令改正の話題の他、中国輸出管理法草案における論点を、多角的に取り上げさせていただきました。国際輸出管理レジームでの合意、世界共通の制度・運用といった観点からも、このレベル・プレイング・フィールドは、とりわけ重要になってまいります。ぜひお読みください。

■本誌ご購読の送付先変更についてはCISTECウェブサイト『CISTEC各種登録内容変更ご案内』（http://www.cistec.or.jp/service/henkou.html）の『CISTECジャーナル定期購読送付先変更フォーム』からお手続きをお願いいたします。

〈輸出管理の情報誌〉
CISTEC ジャーナル
２０１８年１月号

平成30年１月25日発行
通巻173号

発行所　一般財団法人　安全保障貿易情報センター
〒105-0001　東京都港区虎ノ門一丁目１番21号
（新虎ノ門実業会館ビル）
電話（03）３５９３－１１４７

印刷所　第一資料印刷株式会社
〒162-0818　東京都新宿区築地町８－７
電話（03）３２６７－８２１１

CISTEC 一般財団法人
安全保障貿易情報センター
Center for Information on Security Trade Control

監査・体制整備支援サービス

貴社の輸出管理監査や体制整備でお悩みをお持ちではありませんか？

- 「輸出管理遵守基準」を遵守するために、**体制を整備**し、**規程・細則を制定したい**がどうしたら良いか分からない。
- 自社が輸出者等遵守基準を満たしているのか**不安なのでチェック**してもらいたい。又は過重な仕組となっていないかチェックしてもらいたい。
- 対象となる部門やグループ会社が多くて定期的に全ての対象部門やグループ会社を**十分監査**できない。
- 外部機関に、**第三者の目で**自社の**監査**をしてもらいたい。
- 前回の経済産業省の立入検査から数年経っているため、問題ないか**事前にチェック**したい。
- 本社の監査部門が輸出管理についての知見が十分でないため、**専門家に同席してサポートしてもらいたい**。
- 特別一般包括許可を取得するための輸出管理内部規程（CP）を策定したが**適切か否かをチェックしてもらいたい**。

・・・・・ 等々

監査・体制整備支援サービスで、CISTEC が皆様のお悩みを解決いたします！

特長1 質の高い 監査・体制整備支援サービス

長年産業界で蓄積した経験に基づいて、多角的で質の高い監査・体制整備支援を実施します。

特長2 広範囲な 監査・体制整備支援サービス

輸出管理における体制整備案、監査時に発見した問題点の改善策や簡素化案等を提案します。

特長3 万全な情報管理

監査・体制整備支援時に入手した資料・情報は秘密保持し、完了後確実に廃却します。

特長4 教育のパッケージ

体制整備支援サービスには２回まで輸出管理教育がパッケージされています。

※ 監査支援には教育サービスはありません。

特長5 体制構築に関する 相談が何度でもできる！

体制整備支援サービスでは、支援期間中、体制構築に関する相談を何度でもお受けします！

※ 該非判定の具体的なご相談等は、該非判定支援サービス（別途料金）をご利用ください。

■監査・体制整備支援費用・旅費等

※詳細は以下の URL をご参照ください。

基本料金

賛助会員　：21万 6千円（税込）
非賛助会員：27万円（税込）

旅費等

旅費、宿泊費、日当等を実費で別途申し受けます。

詳細内容、お申込み、お問合せは CISTEC のホームページをご覧下さい。 http://www.cistec.or.jp/service/kansa/index.html

ご存じでしたか？研修会録画DVD-Rの活用法

CISTECでは、組織内で実施していただく教育にお役立ていただけるよう、各種研修会を録画・編集したものをDVD-Rに収録して販売しております。下記の通り、活用法は幅広く、**費用対効果の高さ**がご理解いただけると思います！

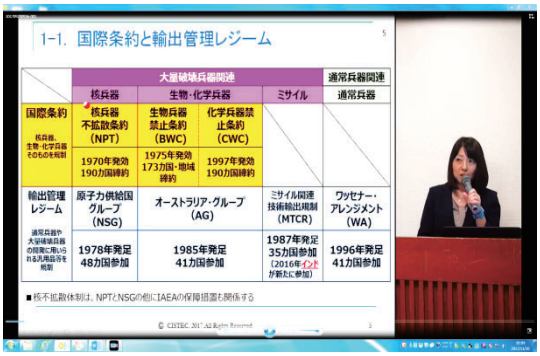

研修会の録画DVD-Rの特徴！

その1
一般的なDVDとは異なる〝WMVファイル〟による提供

同商品は、ニーズの高い研修会を録画し、各時限ごとにWMV（Windows Media Video)ファイルとしてDVD-Rに収録したものです。ご購入後は、Windowsが搭載されたパソコンであれば視聴が可能です！
また、セミナー収録用の専用機材を使用して録画・編集しているため、画像も音声も非常に鮮明です。

その2
低コストで多くの社員の方の輸出管理教育を実現

管理部門による十分な管理の下(＊)、社内のイントラネットへの掲載やデータの複製も可能な商品なので、低コストで、多くの社員の方への研修教材としてご活用いただけます！　また、複数のセミナーや講義の中から必要な講義だけを抽出・編集して、視聴することも可能です。（＊規約をご覧ください）

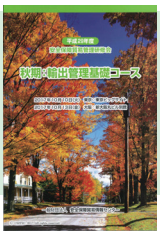

その3
テキストのデータもCD-Rにて提供

これまで多くのお客様からご要望をいただいていた、研修会で使用するテキストを〝PDFデータ〟として提供！テキストの抽出・編集により御社オリジナルのテキストを作成することも可能です（要出所明示）。

(003) 実務演習コース＜キャッチオール規制／取引審査／教育・監査＞(2016.7.8開催)
(005) 「STC Associate 入門セミナー（認定試験対策講座）」(2017.9.12開催)
(007) 実務演習コース＜該非判定＞ (2017.7.6開催)
(008) 海外法制度シリーズ＜米国再輸出規制(EAR)＞(2017.2.3開催)
(009) 秋期：輸出管理基礎コース (2017.10.13開催)
(011) STC Advanced／STC Expert（法令編）入門セミナー（試験対策講座）(2016.11.29開催)
(012) 責任者のための輸出管理セミナー (2017.7.27開催)
(016) ＜トランプ政権下の対イラン/キューバ規制・制裁をめぐる最新動向＞(2017.9.25開催)
(017) ＜輸出管理総合セミナー＞輸出管理の基礎から応用・実践までを網羅する研修会(2017.9.29開催)

販売価格：（トライアル価格・税込）

賛助会員：~~32,400円~~ →16,200円（税込）　一般・大学（大学会員を含む）：~~54,000円~~ →27,000円（税込）